

日本科学者会議

# 第25回総合学術研究集会

予稿・報告集

## 平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために
## ―市民として科学者として今、私たちにできること―

2024年11月23～12月8日開催

# 日本科学者会議

# 第 25 回総合学術研究集会

## 予稿・報告集

**平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために**
**―市民として科学者として今、私たちにできること―**

2024 年 11 月 23 ～ 12 月 8 日開催

# 目 次

＊ページ番号をクリックすると、目的のページに飛ぶことができます。目次に帰ってる場合には、各ページのタイトルか、または予稿の場合は報告者名をクリックしてください。

## 第 1 部 予稿集


開会あいさつ 実行委員長 松田正久 ……2

プログラム ……4

分科会一覧……5

索引－分科会報告者－ ……6

基調講演……9

長谷川真理子（日本芸術文化振興会理事長、総合研究大学院大学前学長）
「人類の進化史と現代社会－現代社会は発展したが、そこには負の側面もある－」

全体集会……13

「科学者運動としての学際研究と市民科学－社会課題の解決と JSA の活性化の同時達成へ－

中塚　武（名古屋大学）「『JSA 学際研究・市民科学発展プログラム』が目指すもの」

畑　明郎（元大阪市立大学）「これまでの JSA における市民との連携の歴史―公害問題、とくにイタイイタイ病を中心に―」

中村征樹（大阪大学）「シチズンサイエンスの可能性と課題」……20


## 分科会


Ａ　戦争のない平和な時代を拓く……30

【Ａ１】平和問題分科会……30

【Ａ２】九条改憲の動向の多角的検討……48

【Ａ３】米日のグローバルパートナーシップの構築と世界の戦争に抗する平和の理論と運動を語ろう……60

Ｂ　地球環境の危機的状況の克服、原発問題の解決、防災・減災、災害復興……72

【Ｂ１】ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染を考える……72

【Ｂ２】気候危機に立ち向かう－自然エネルギーと省エネの社会に向けて……94

【Ｂ３】脱原発への課題と展望……114

【Ｂ４】地域社会から考える能登半島地震復興……134

【Ｂ５】リニア中央新幹線問題の検討と運動・経験交流（part 8）……138

【Ｂ６】風力発電の課題を考える。……158

Ｃ　人間らしい労働、暮らしを守る経済、地域社会の再生……170

【Ｃ１】群馬県に居住する外国人が抱える諸問題 ― 多文化共生社会・移民社会の実現可能性……170

【Ｃ２】新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題……178

【Ｃ３】ＡＩの進展と企業経営・働き方……186

【Ｃ４】高齢者福祉の現状とこれから～介護福祉学への展望……192

Ｄ　科学・技術の現状批判と課題……200

【Ｄ１】科学技術の現状批判―日本の科学・技術の健全な発展のための課題 part16……200

【Ｄ２】科学・技術サロン―日本の科学・技術の現状とロマンを語る part 17―……214

【Ｄ３】自然科学の進展を俯瞰する III……226

Ｅ　学術研究体制の危機と大学・研究機関、研究者の権利・社会的責任……232
【Ｅ１】いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える……232
【Ｅ２】高等教育政策の現状分析とその改革の方向性……244
【Ｅ３】高等教育「無償化」の現在地－誰もが安心して学び続けられる社会に……250
Ｆ　個人の尊厳、ジェンダー平等、多様性の尊重……252
【Ｆ１】フェミニスト・エスニック・スタディーズとDEI (Diversity, Equity, and Inclusion) : 平和に必須の多様性と公平性と包摂……252
【Ｆ２】不登校・社会的ひきこもり……262
【Ｆ３】学習権を問う～様々な学びからの検討……272
Ｇ 市民社会その他……280
【Ｇ１】市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望……280
【Ｇ２】二次元から「世相」をつむぐ……282
【Ｇ３】転換期の主体としての地域、地域住民を考える～その自由な学習と個性、主体性のあり方を問う……290
【Ｇ４】アメリカの現状と今後を考える……298

第２部 分科会実施報告 ……303

第３部 資料……325
1stCircular……327
2ndCircular……331
3rd Circular ……343
24 総学の準備にかかわる主な活動……367
総合学術研究集会のあゆみ……368

# 第１部

# 予稿集

# 「第 25 回総合学術研究集会開催にあたって」

## ―実行委員長挨拶―

松田　正久、MATSUDA Masahisa（愛知教育大学・同朋大学名誉教授・愛知支部）

第２５回総合学術研究集会(２５総学)が 11 月 23 日(土)から 12 月 8 日(日)まで、東海地区(静岡、愛知、三重、岐阜支部)の主催で「平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために―市民として科学者として今、私たちにできること―」をテーマにオンラインで開催されます。東海地区では、第７回(1988)、第 17 回(2008)に次いで 3 回目の開催です（過去２回はいずれも名古屋市で開催）。

さて、日本科学者会議(JSA)は、1965 年 12 月４日全国の科学者 1186 名の発起人によって、”日本の科学の自主的・民主的発展のために全国的な科学者組織をつくろう“との呼びかけに応え、設置され、翌 66 年３月に「日本の科学者」第１号を発刊し、2024 年 8 月号で通巻 679 号を数える。1965 年 12 月の発起人総会で「日本の民主的科学者が，専門別，地方別，学校別などの枠をこえ，世界観や研究方法のちがいをこえて，全国的にその力をあわせることは，緊急にしてかつ重大な使命といわなければならない．われわれは，ここに日本科学者会議に結集する.」と宣言した。このように専門分野を超えて多様な科学者が結集し、科学の自主的・民主的発展を図り、私たち一人一人の科学者としての社会的責任を果たしていくことが、日本科学者会議発足の原点である。個別科学の枠を超えて、学際的・総合的・俯瞰的に科学を通して人類の福祉と平和の発展に貢献していこうというのが、原点である。第１号に故坂田昌一博士の「現代科学の性格」と題する東京理科大大学祭の講演録が掲載されている。この講演で氏は.「そもそも学問の自由とは何であったか，ただ学問の自由を守るためには大学の自治が必要であり.大学の自治さえ守っておれば学問の自由が守れるという安易な考えに立つのではなく、本質的なところまで堀り下げて、学問の自由を現在のような情勢のもとで、どうやって守ってゆくかを考えねばならない」「非常に重要なことは、科学者がどうすれば科学を正しく進めるこができるか、また科学の成果を人類の福祉に役立てるためにはどうすればよいかについて、たえず正しい意見をのべることである。」と指摘しており、その精神を私たちは再確認すべきと考えるが、いかがであろうか[i]。そして「科学者は、科学者として、学問を愛するより以前に、まず人間として、人類を愛さねばならない」と科学者の社会的責任を問いかけた氏の言葉を思い出す[ii]。

科学者を取り巻く研究環境は、1990 年代以降、悪化の一途で、とりわけ 2000 年代に入って以降の国立大学法人化がそれに一層拍車をかけて、今日に至っている。その契機となったものに、教養教育の大綱化や大学院重点化があったことも言を俟たない。また、近年特に強まってきた軍備増強と米国への従属化・一体化が学術の形を一層歪んだものにしてきた[iii]。2015 年から導入された安全保障技術推進研究制度による多額の資金投入をはじめ安保法制体制の強化と軍事費大幅増加などにより、戦後一貫して守られてきた「軍事研究に加担しない」学術の在り方を大きく変質させようとし、日本学術会議の独立性・自律性をもなきものにしようと政権与党は企み、武器輸出三原則の放棄、共謀罪法の新設や土地規制法、経済秘密保護法など悪法を次々と成立させてきたし、22 年 12 月には、安保三文書を閣議決定するなど、自公政権は無謀の限りを尽くしてきた。もちろん憲法九条改変の動きも決して許すわけにはいかない。また、一部の大学では科学技術の両義性から安全保障研究への応募を認める動きも顕在化しつつあり、改めて日本学術会議の軍事研究に関する 50 年、67 年、17 年声明を大学人はすべて再確認していくことが求められる。国立大学協会の２４年６月の「もう『限界』声明」[iv]と一部私立大学からの授業料値上げ要請[v]など、高等教育をめぐる歪の顕在化も、根本には「選択と集中」による新自由

主義を是正出来ない自公政権にあることがより一層明らかになって来た。

一方で、核大国は依然として核抑止論に依存し、日本をはじめとする核抑止依存国は、核兵器禁止条約(TPNW)に背を向けたままで、核使用の危機は増大しつつある。今年で原爆投下から 79 年、ビキニ環礁水爆実験から 70 年になる今日、多くの国の TPNW 推進の願いは、世界平和の実現に向けた大きな一歩となるものであり、政府は締約国会議へのオブザーバー参加と早期の署名・批准を果たさねばならないし、そのことを強く日本世府に求めたい。また、気候変動への取り組みも待ったなしの全地球的・全生物的課題として、1 日の猶予もなくなりつつあるほど深刻化が激しい。にも拘わらず、我が国は原発復帰政策にかじを切り、無謀としか言いようのない「日本沈没」への道を歩みだした。23 年 10 月末には、300 人余の地質学者が「日本における高レベル放射性廃棄物の地層処分の適地は日本にはない」とし、「今後 10 万年間にわたる地殻の変動による岩盤の脆弱性や深部地下水の状況を予測し、地震の影響を受けない安定した場所を具体的に選定することは、現状では不可能といえます。」と結論付けた声明を出している[vi]。政治に携わる人間は、科学者の発する科学的見解に真摯に応答し、応えていく責任がある。加えて、東南海地震が起これば、原発立地個所から放射線被害が全国土に及び、経済的被害のみならず生存そのものが否定される事態となったときに、災害復興などありうるであろうか。まさに「日本沈没」の事態に直面することになる。

第 25 回総学では、以上のような背景を踏まえ、「平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために」「戦争と平和」「地球環境と気候変動」「労働と暮らし」「科学・技術」「学術と大学」「ジェンダーと多様性」「市民社会と地域」などをテーマに広く分科会が構成され、議論される予定です。多くの皆様の参加で、議論が展開され課題が深まることを期待する。

---

[i] 「日本の科学者」創刊号(1966、6-7 ページ)

[ii] 坂田昌一著「科学と平和の創造」(岩波書店、1964 年、137 ページ)

[iii] 「世界」(岩波書店)24 年 8 月号にガバン・マコーマック氏による「永遠の属国体制か？」という論考が掲載されている。この中で氏は「日本は独立主権を選択せず、過度のアメリカ依存という不安定な基礎に寄りかかり、非民主的、反民主的方向に進んでいる」(81 ページ)と、我が国の立位置を鋭く批判している。

[iv] ２４年６月７日の国立大学協会理事会声明「我が国の輝ける未来のために」:
https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2024/06/202406_PresidentsComment.pdf

[v] 日本私立大学連盟の「新たな公財政支援の在り方」(２４年８月)によれば、「国立大学と私立大学の授業料格差は、国立大学の学生が国から授業料減免を受けているとも言え、経済格差と教育格差の悪循環を助長している側面がある。」「国立大学は、授業料の上限規制を撤廃するなど現実適合的なものとし、収入増により学生に対するさらに質の高い教育を実施するとともに、国際競争力を強化し高度専門人材を育成すべきである。」などと提言、私大補助の拡大・公的財政支援の拡充ではなくの充実ではなく、国立大学の授業料の私大波値上げを求めるかの内容であり、決して容認できない。
https://www.shidairen.or.jp/files/user/240808_kaikenteigen.pdf

[vi] https://cnic.jp/wp/wp-content/uploads/2023/11/902f6cbc42a46268054c87533439491b.pdf

# プログラム

## 全体企画　11 月 23 日（土）　開会式・基調講演・全体集会

●開会式

あいさつ（松田正久・25 総学実行委員長）

●基調講演（座長：石井 潔・静岡支部）

長谷川真理子（日本芸術文化振興会理事長、総合研究大学院大学前学長）：

「人類の進化史と現代社会－現代社会は発展したが、そこには負の側面もある－」

●全体集会

「科学者運動としての学際研究と市民科学－社会課題の解決と JSA の活性化の同時達成へ－（座長：中塚 武・愛知支部）

中塚　武（名古屋大学）

「『JSA 学際研究・市民科学発展プログラム』が目指すもの」

畑　明郎（元大阪市立大学）

「これまでの JSA における市民との連携の歴史―公害問題、とくにイタイイタイ病を中心に―」

中村征樹（大阪大学）

「シチズンサイエンスの可能性と課題」

●閉会式

「25 総学のまとめ」（松田正久・25 総学実行委員長）

# 分科会一覧

## A　戦争のない平和な時代を拓く

【A 1】平和問題分科会

【A 2】九条改憲の動向の多角的検討

【A 3】米日のグローバルパートナーシップの構築と世界の戦争に抗する平和の理論と運動を語ろう

## B　地球環境の危機的状況の克服、原発問題の解決、防災・減災、災害復興

【B 1】ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染を考える

【B 2】気候危機に立ち向かう－自然エネルギーと省エネの社会に向けて

【B 3】脱原発への課題と展望

【B 4】地域社会から考える能登半島地震復興

【B 5】リニア中央新幹線問題の検討と運動・経験交流（part 8）

【B 6】風力発電の課題を考える。

## C　人間らしい労働、暮らしを守る経済、地域社会の再生

【C 1】群馬県に居住する外国人が抱える諸問題 ― 多文化共生社会・移民社会の実現可能性

【C 2】新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題

【C 3】ＡＩの進展と企業経営・働き方

【C 4】高齢者福祉の現状とこれから～介護福祉学への展望

## D　科学・技術の現状批判と課題

【D 1】科学技術の現状批判―日本の科学・技術の健全な発展のための課題 part16

【D 2】科学・技術サロン―日本の科学・技術の現状とロマンを語る part 17―

【D 3】自然科学の進展を俯瞰する III

## E　学術研究体制の危機と大学・研究機関、研究者の権利・社会的責任

【E 1】いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える

【E 2】高等教育政策の現状分析とその改革の方向性

【E 3】高等教育「無償化」の現在地－誰もが安心して学び続けられる社会に

## F　個人の尊厳、ジェンダー平等、多様性の尊重

【F 1】フェミニスト・エスニック・スタディーズと DEI (Diversity, Equity, and Inclusion)：平和に必須の多様性と公平性と包摂

【F 2】不登校・社会的ひきこもり

【F 3】学習権を問う～様々な学びからの検討

## G 市民社会その他

【G 1】市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望

【G 2】二次元から「世相」をつむぐ

【G 3】転換期の主体としての地域、地域住民を考える～その自由な学習と個性、主体性のあり方を問う

【G 4】アメリカの現状と今後を考える

# 索 引－分科会報告者－


【あ】
青木武生　C1
青木和光　D3
安達俊明　F3
【い】
井澤宏明　B5
石井潔　E2
石山佳秀　F3
石川直太　B2
石田 史樹　C4
伊田勝憲　F2
乾康代　B3　G1
稲正樹　A2
伊波義安　B1
井原聰　A1
今井絵里菜　B2
今尾明美　B1
【う】
ウィックストラム、由有夏、Wickstrum Yuuka　F1
植野妙実子　A3
歌川学　B2
浦達也　B6
【お】
大倉弘之　B3
大倉信彦　A1
大塚正幸　B5
岡田泰平　E3
岡本良治　B3
長田好弘　B5　D1　D2
尾高進　D1
小野一　B4
【か】
笠原一浩　B3
樫田秀樹　B5
桂川雅信　B5
金井保之　E1
金子勝　A3
亀山統一　A1　D3
川村晃生　B5
河かおる　E3
【き】
木下統　A3
金承孝　F1
【く】
草島進一　B6
久志本俊弘　D1
黒田兼一　C3
【こ】
河野仁　B1　B2
小金澤鋼一　D2
小滝豊美　D1
小林昭三　B3
近藤真理子　B3　F2　F3
後藤仁敏　A1　A2
後藤隆雄　B2
合田公計　A1
【さ】
坂本満　B5
桜井徹　B5
左近拓男　B2
佐々木浩　G3
笹目芳太郎　C3
佐藤忠久　B2
佐野正博　C3
【し】
椎名貴彦　C2
重松公司　E1
志田陽子　A2
嶋崎史崇　G2
嶋田一郎　B4
庄司善哉　B5
神隆　E1
【す】
杉浦由香里　E3
鈴木享子　D1
鈴木裕太　D3
巣内尚子　C2
【せ】
関島保雄　B5

【た】
高松朋史　E2
田鎖順太　B6
立石雅昭　A1

舘野淳　B3
田所祐史　G3
田中義和　F2
丹治寛樹　D3
【ち】
鄭幸子　F1
【つ】
土谷岳史　C1
津止正敏　C4
坪井由実　B1
【と】
徳田博人　A1
隣村狸　G2
豊島耕一　A1
【な】
中川敬介　C2
中野貞彦　A3　A3
中林沙也加　F3
永山茂樹　A2
永田瞬　C1
長瀬文雄　B1
長山泰秀　E2
【に】
新山真奈美　C4
丹生淳郷　E1
西垣順子　E3
西川榮一　C2
西田喜一　G2
【ね】
根木山幸夫　B1
【の】
野村康秀　D1　D2
【は】
橋本良仁　B5
花島進　B3
畑明郎　B1
浜田盛久　A2
林克　B5
原田英美子　E1
原田浩二　B1
【ひ】
兵藤友博　D2
【ふ】
福井富久子　B2
藤井正希　C1
藤井良彦　F2
藤本文朗　C4　F2
藤原宏志　A3
【ほ】
本田浩邦　A2　G4
【ま】
前田定孝　A1　B1　B5
増田正人　G4
増澤誠一　D2
松井安俊　A2
松岡武夫　B1
松永光司　D2
真鍋能章　A3
【み】
海青（MIO）　G2
水島翔　G2
三井隆弘　E1
三宅勝久　E1
【も】
森下博　F2
モルガン・スタンレーレイハラ解雇裁判控訴人　F1
【や】
安井勝　F2
矢作英夫　D1
山根徹也　A2
山田耕作　B3
山田大邦　B6
山本雅彦　B3
山本富士夫　B3　B4
【よ】
吉岡 由喜子　C4
吉川徹　G3
吉田賢右　C2
【り】
梨花　F1
李定恩、Lee Jung-Eun　F1
【わ】
渡辺顕治　G3

注：連名報告者の場合は、筆頭者のみを掲載した。
報告者数　135 名、延べ報告数 150 本

# 基調講演

# 人類の進化史と現代社会

## 現代社会は発展したが、そこには負の側面もある

長谷川　眞理子、Hasegawa Mariko（日本芸術文化振興会、理事長）

### １．はじめに

私は自然人類学の出身だが、自然人類学とは、動物としての人類の進化を探る生物学の一分野である。その人類は、「文化」というものを築いてその中で暮らしているが、こんなことは、他の動物には見られない。そこで、その「文化」自体を研究する文化人類学という学問が存在する。

自然人類学は文化人類学とは異なり、生物としての人類という動物が、どのように進化してきたのかを研究するのだが、「文化」が作り出す文化環境は、人類という動物にとって一番直接的に重要な環境である。その文化が人間にどのような影響を与えてきたのかを、自然人類学の立場から論考したいと考えている。

### ２．人類進化史の 600 万年

現在の私たちは、ホモ・サピエンスという学名の動物であり、日本語の表記ではヒトである。「人類」とは、常習的に直立二足歩行する類人猿の仲間をさし、そのような動物は、およそ 600 万年前に、アフリカで、現在のチンパンジーの系統と分かれて進化した。

600 万年前に、こうして人類が進化したのだが、その後しばらくの間、人類は他の類人猿とそれほど変わらない類人猿の一種であり続けた。その時代にも、人類にはさまざまな種が出現した。

やがて、およそ 250 万年前、森林を離れてサバンナに進出し、体毛を失っててくてくと長距離を歩く人類が出現した。これをホモ属と呼ぶ。ホモ属は脳容量が 1000cc ほどになり、それまでの 350cc 程度から格段に大きくなった。

そのホモ属もいくつもの種が分岐したが、その一つであるホモ・エレクトスは、およそ 200 万年前にはアフリカを出て、ユーラシア大陸に拡散した。第 1 次の出アフリカである。ユーラシア大陸に拡散したホモ属は、これもさまざまな種に分岐した。北京原人、ジャワ原人、ネアンデルタール人などは有名だが、それ以外にも、多くの種類が認められている。しかし、これらの人類はすべて絶滅してしまった。

その後、およそ 20 から 30 万年前に、再びアフリカでホモ・サピエンスという種類が進化した。サピエンスは、およそ 7 万年前からアフリカを出て、今度は、あっというまに全世界に拡散した。これが、第 2 次出アフリカであり、現在の私たちはこの子孫である。

このとき世界中に拡散したサピエンスは、ユーラシア大陸の各地で、以前からそこに住んでいたさまざまなホモ属に遭遇し、彼らと混血した。私たちサピエンスの遺伝子には、ネアンデルタール人その他、これらの他の人類の遺伝子がいくらか混在している。

### ３．人類の原点：狩猟採集社会

この 600 万年の人類進化史のほとんどすべてに渡って、人類は狩猟採集生活で生計を立てていた。すなわち、狩猟によって動物性のタンパク質を得、採集によってデンプン、葉、果実その他植物性の食物を得る生活である。

その後、およそ 1 万年前に、農耕と牧畜と定住という生活が始まった。そこで、私たちの生活は一変するのだが、まずは、私たち人類の暮らしの原点である、狩猟採集生活について述べたい。1 万年前に農耕と牧畜が始まり、そのような生活様式が徐々に全世界に広まっていった。現在では、世界のほとんどの人々が農耕と牧畜によって食料を生産し、一ヶ所に定住する生活をしている。

しかし、人類進化史の 99%以上は誰もが狩猟

採集生活をしていたのだし、1970 年代までは、純粋に狩猟採集で生計を立てている集団はいくつか存在していた。そのころのデータは大変に貴重である。現在でも狩猟採集生活を続けている集団はあるが、その多くは国民国家の枠組みの中に組み込まれ、政府からの統制や援助を何らかの形で受けている。それでも、彼らがどんな生活をしているかのデータは貴重だ。私たちのからだや脳の基本的な働きが進化で作られたのは、狩猟採集生活であった。だから、狩猟採集生活とはどんな暮らしなのかを知らねばならないのである。

それは、食料を自然から得るために放浪する暮らしであり、食料である大型獣と食用植物がどこにあるか、どうやって獲るかを熟知せねばならない。そして、それが獲れる技法を習得し、実際に獲って持ち帰らねばならない。

大型獣は滅多に獲れるものではない。しかし、たとえ大量に獲れたとしても、電気もガスもないので食料を貯蔵することはできない。そこで、食料は分配される。その分配をどうするかが大問題であり、公正とは何かが問われることになる。

食料が取れなくなれば場所を変える。その際に誰と一緒に行くかは、それも自分たちの望みで決められる。誰もが基本的な生活に必要なすべての仕事を担うことができる。そんな人たちが集まって共同作業をするので、臨機応変に互いを補完しあうことができる。

病院も学校も警察も軍隊もない。それを言えば政府もない。どんなトラブルが起こっても、すべて自分たちで解決しなければならない。だからこそ、こんなにも大きな脳が必要だったのだ。

そして、最後の１万年前、農耕・牧畜と定住生活が始まる。

## ４．最後の１万年

というわけで、１万年前に人類史上もっとも大きな変化が訪れた。ヒトは、各地を放浪しながら自然の恵みを得る生活様式を辞め、自ら食料を生産して、定住する暮らしを始めた。現在の私たちは、そのような暮らしをしているので、これが当然だと感じるだろう。しかし、それは、進化史的時間から見れば、ほんの少し前のことに過ぎないのだ。こうして、計画を立て、先を見越して努力するという、新しい生活様式が始まった。

そして、1850 年ごろから起こった産業革命により、ヒトは、自らのエネルギー源を手に入れた。石炭、石油を燃やして、自然エネルギー以外に動力を得られるようになったのである。それまでは、どんなに技術を進歩させたとしても、それらの技術を実現するには、人力、家畜の力を含めて自然エネルギーに頼るしかなかった。それが、大きく変化したのは、おもに電力という自前のエネルギーを得たからであった。それからの経済発展は指数関数的であるのだが、こんなことは、人類進化史で見れば、最後の一瞬に起こったことに過ぎない。私たちのからだと心は、それに対応して進化してはいないのである。

## ５．現代社会の異様さ

一ヶ所に定住して、固定的な集団の中で暮らすこと、時計とカレンダーに支配されること、子どもが学校という場所に行かねばならないこと、貨幣経済がすべてであり、貨幣を稼がねば暮らせないこと、などなど、すべては人類進化史の最後の一瞬で起こっている変化である。

これらは文明、文化の発展の結果であり、私たちの生活はずいぶんと楽になったのだが、同時に、進化史的に見ればずいぶんと不自然になった。そのことの地球環境全体に対する負荷は、もはや明らかである（Syvitski et al., 2020）。それらがもたらすストレスも異様に増加している。文明の発展によって得たことと同時に、失ったことを改めて認識し、これからの社会を築く指針としたい。

## 引用文献

Syvitski, J. et al. (2020) Extraordinary human energy consumption and resultant geological impacts beginning around 1950 CE initiated the proposed Anthropocene Epoch. *Nature Communications Earth and Environment 1, 32*.

# 全体集会

# 「JSA 学際研究・市民科学発展プログラム」が目指すもの

中塚　武、NAKATSUKA Takeshi（名古屋大学・愛知支部）

## １．はじめに－本報告の目的

日本科学者会議（JSA）を含む、日本の多くの学術団体は、今、会員数の減少と高齢化に直面している。その背景には、社会全体の少子高齢化の問題があり、JSA では多くの会員が退職者で占められ、さまざまな活動が停滞すると共に、その長期的な存続が危ぶまれている。本報告のタイトルに示した「JSA 学際研究・市民科学発展プログラム」（以下、「プログラム」と略）は、そうした状況を打開するために 2023 年度から試験的に開始されたが、未だその活動は本格的に始まっていない。本報告では「プログラム」の本格的な始動のために、JSA の内外の多くの方々に、「プログラム」の趣旨と課題を説明することを目的とする。

## ２．「プログラム」の概略と目標

「プログラム」の概略は、以下の通りである。

***ＪＳＡ学際研究・市民科学発展プログラムとは、「自らの手で社会の問題を解決するために多分野の学問を深く学びたい」という意欲を持ったＪＳＡ会員（市民・学生・研究者など）が「発案者」となり、全国のＪＳＡ会員（市民・学生・研究者など）の中から、自らが考える研究の目標達成に主導的に協力してくれる「主協力者」と、研究を側面から支援してくれる異分野の「副協力者」を探索・組織して、その協力のもとで、オンラインによる「異分野（または異職種）協働の学際研究または市民科学」を実施する取り組みであり、その活動をＪＳＡ全体で組織的にサポートするという構想です。***

JSA には、その創立の当初から、本全体集会の報告（畑 明郎「これまでのＪＳＡにおける市民との連携の歴史―公害問題，とくにイタイイタイ病を中心に」）でも紹介されるように、異分野の研究者が協力して、市民と共に社会問題の解決に取り組む「学際研究・市民科学」の伝統があり、現在の JSA 会員や JSA の周りの一般市民の方々の JSA に対する期待も、そうした研究の遂行にあると考えられる。実際、高度経済成長期の公害問題に匹敵する深刻な問題は、それ以降も様々な形で無数に社会に発生し続けており、そうした問題の解決を望む市民と科学者の期待は JSA の内外に一貫して存在していて、特に東京などの大都市圏では、JSA の会員と市民の連携によるさまざまな取り組みが、粘り強く進められている。

しかし会員の高齢化と会員数の減少に直面する JSA では、特に地方において、そうした社会課題の解決にむけた「学際研究・市民科学」を実践する能力が減退しており、そのことが JSA の会員、特に高齢会員の退会や、JSA への新規入会希望者の減少につながる、という悪循環を生んでいる。

「プログラム」は、コロナウィルス禍の副産物として一気に普及したオンライン会議のシステムを全面的に活用して、全国各地で孤立しがちな高齢の退職者会員をはじめとした JSA の全会員に、社会課題の解決に向けた研究の「協力者」として、新たな活躍の場を提供すると共に、解決すべき社会課題に気付いた市民や研究者の多くが、自ら「発案者」となって JSA に加入し、学際研究・市民科学の輪を広げていくことを展望して構想された。構想の詳しい内容については、是非 JSA のホームページをご覧いただきたい（註１）。

## ３．「プログラム」の背景と経緯

「プログラム」の提案は、2022 年 5 月の JSA 定期大会での私自身の発言が切っ掛けである。会員数拡大と活動活性化の議論の際に、私が本プログラムの構想を念頭において、「JSA バーチャル大学院」（註２）という新たな活動の可能性を提起した。その提起自体は突然だったが、その背景

には、私自身が関わり、所属大学の部局（名古屋大学大学院環境学研究科）で 2022 年に始まった、社会人院生を対象とした博士後期課程のプログラム（知の共創プログラム）があった（註３）。

名古屋大学大学院環境学研究科の「知の共創プログラム」とは、行政・企業・NPO 等で、SDGs に象徴される様々な課題に直面している社会人に、「その課題の学際的な研究による解決」を研究テーマとして大学院博士後期課程に入学してもらい、環境学研究科の内外の多分野の教員との協働で、問題の解決に向けた研究を行ってもらう、というプログラムである。それは、広い意味での環境問題の解決に向けて、社会の多様なステークホルダーとの超学際的連携を目指してきた環境学研究科において「大学院博士後期課程の入学者数の減少」という現実に対応するための一石二鳥の取り組みとして構想されたものであり、約 2 年間の制度設計を経て 2022 年に開始された。その中では霞が関の官僚、地方自治体の関係者、NPO 職員、フリーのライター等々、さまざまな立場で活躍する社会人の入学者を、ほぼ毎年定員（６名）前後、受け入れて、教育・研究が進められている。

「知の共創プログラム」の中で私は、「社会課題の解決のために異分野融合の研究を行いたいと考える社会人が、日本中に沢山いる」という事実を知ったが、「応募したい」という多くの希望者の声を聴くにつれ、「既に修士号を持った人が博士号の取得を目指す」という博士後期課程の目的に縛られた大学院教育では、対応できない要望が社会に無限にあることにも気が付いた。社会課題を解決するために研究したいと考える市民が、皆、修士号を持っているはずはないし、博士号を必要としている訳でも無いからである。

この点、様々な社会課題の解決を願う多分野の研究者からなる学際的学会である JSA であれば、多様な市民の学ぶ要求を汲み上げられるフレキシブルなプラットホームを構築できると思われた。それが「プログラム」の提案の背景にあった。

## ４．「プログラム」の特徴と課題

「プログラム」は「大学院」ではないので、入口と出口が自由である（学歴は不問、学位は目的ではなく、授業料も要らない）が、それ故、研究レベルの維持が難しいし、アカデミック・ハラスメントへの対策なども、独自に必要となる。

一方で「プログラム」は、元々「バーチャル大学院」として構想されたので、「個人の学びを多数の専門家が支える」という大学院と同じ構造になっていて、近年デジタル技術の進展と共に急速に発展している「シチズンサイエンス（専門家の指導下での多数の市民によるデータの共同構築）」や「シビックテック（社会課題解決のための先端技術の社会的共有）」とは違い、多数の市民が同じ立場で横につながるという面が弱い。

それゆえ、「プログラム」の内部で、「学ぶ個人」（「発案者」と定義している）が横につながる仕掛け（公開コロキウムの定期開催など）を構想していて、その効果的な実施が求められるが、それだけでなく、デジタル技術等も活用して、より積極的に多数の市民を対象に「プログラム」の「多数の発案者」を一気に募集することが可能かどうかなど、継続的に考えていく必要がある。

## ５．おわりに－当面の課題

もとより「プログラム」は、単なるプラットホームであり、沢山の「協力者」と「発案者」が参加すればするほど、取り組みは活発化し高度化していく（JSA の会員も増える）。「大学院」の経験を踏まえれば、「発案者」の募集では「協力者」自身による発信が最も有効であることは間違いない。JSA 全体での活発な情報の交換が求められる。

**註**

１）JSA 学際研究・市民科学発展プログラム URL（https://jsa.gr.jp/d/gakusai）

２）「大学院」という名称は、「正規の教育機関を詐称していると疑われる」との指摘を受け、撤回された。

３）名古屋大学大学院環境学研究科博士課程「知の共創プログラム URL（https://www.env.nagoya-u.ac.jp/co_creation/index.html）

# これまでのＪＳＡにおける市民との連携の歴史

## ―公害問題、とくにイタイイタイ病を中心に―

畑　明郎、HATA Akio（元大阪市立大学・滋賀支部）

### １．はじめに

1964 年に宮本憲一らの『恐るべき公害』岩波新書が発行されたように 1960 年代は、水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなど四大公害問題が激化した。1965 年に創立されたＪＳＡも公害問題研究委員会を立ち上げて、四大公害裁判を科学的に支援した。四大公害裁判は、市民と世論の支援も得て、すべて被害者原告が勝訴したが、日本は公害列島と言われるほど、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などが問題となった。

ＪＳＡは、公害問題研究委員会を中心に各地の被害住民の依頼を受けて、科学者、弁護士、医師などと協力して公害問題の解決に取り組んできた。その後も、空港公害、道路公害、新幹線公害、ダイオキシン汚染、地下水汚染、気候変動、オゾン層破壊、原発公害、産廃不法投棄事件、建設残土問題などの公害環境問題が起こり、それらにもＪＳＡ公害環境問題研究委員会は対応してきた。

私自身は、京都大学大学院工学研究科金属系学科修士課程院生の時に、金属系教室のＪＳＡ会員の教員と院生有志約 10 名で京大金属公害研究グループを結成して、ＪＳＡ公害問題研究委員会の東京農工大学農学部の本間慎教授らと 1972～73 年に「兵庫県生野鉱山周辺地域カドミウム汚染調査」を実施し、『金属製錬による環境汚染に関する研究』と題する修士論文をまとめた。その後、博士課程に進学し、1974 年に本グループに京大衛生工学教室のＪＳＡ会員を加えてイタイイタイ病発生源対策委託研究班の排水班を組織し、1978 年まで排水班事務局として排水対策の調査研究に従事した。そして、1979 年に編著『三井資本とイタイイタイ病』を大月書店より出版した。

1976 年に京都大学大学院工学研究科金属系学科・博士課程を修了後、京都市役所に就職し、衛生公害研究所と環境保全室の職場に 19 年間勤務し、京都市の環境行政・調査研究に携わった。京都市在職中の 1994 年に単著『イタイイタイ病－発生源対策 22 年のあゆみ』を実教出版より出版したところ、ＪＳＡ公害問題研究委員会元委員長の大阪市立大学商学部の加藤邦興教授より環境政策論担当助教授として就任依頼があり、1995 年に京都市を依願退職し、大阪市立大学商学部助教授に就任した。

大阪市立大学では、「日本の公害」、「環境と経済」、「環境経済論」、「環境政策論」などの講義科目を担当した。そして、ＪＳＡ公害環境問題研究委員会にも参加し、各地の市民の依頼を受けて「重金属汚染」、「金属産業の公害」、「土壌・地下水汚染」、「廃棄物問題」などについて調査研究を行なってきた。1997 年に単著『金属産業の技術と公害』(アグネ技術センター)で大阪市立大学商学博士を取得し、1998 年にドイツ・北欧へ留学後、大阪市立大学大学院経営学研究科教授に就任した。2009 年３月に退任後、特任教授に就任し、2011 年３月に退職した。2011 年３月 11 日の福島原発事故後は、市民とともに脱原発に取り組んだ。

在職中には、ＪＳＡ公害環境問題研究委員会委員長も務めたが、その頃は『環境展望 Vol.1～Vol.5』(実教出版)や、私が会長を務めた日本環境学会とも協力して大部の『環境事典』(旬報社)を出版し、活発な活動を展開していた。2011 年にわけあって委員会は解散したが、気候変動、原発問題、リニアなど個別の環境問題の研究委員会は継続しており、私は総学の公害・環境問題分科会を主宰し続け、今回の 25 総学ではＢ１（ＰＦＡＳ）分科会を主宰する。

## ２．イタイイタイ病の事例

イタイイタイ病裁判は、1971 年の富山地裁においてイタイイタイ病、水俣病、新潟水俣病および四日市ぜんそくの四大公害裁判の先頭を切って、被害者原告勝訴判決を勝ち取り、1972 年の名古屋高裁金沢支部控訴審で原告勝訴判決が確定した。判決は、被告・三井金属鉱業㈱の鉱業法第 109 条に基づく無過失賠償責任を認め、患者・遺族に損害賠償金が支払われたが、再汚染を防止する発生源対策と、カドミウムで汚染された農地土壌の復元は、裁判後の課題として残された。

そこで、被害住民団体と弁護団は、控訴審翌日に被告三井金属鉱業㈱本社と 10 時間に及ぶ直接交渉を行い、「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」と「土壌汚染問題に関する誓約書」の二つの誓約書と、一つの「公害防止協定」を締結した。これら三つの文書が、裁判後の被害者救済と環境の再生・復元の出発点となった。

### (1) イタイイタイ病裁判後の人体被害補償

「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」に基づき三井金属鉱業と直接交渉を持ち、1973 年に「医療補償協定」を締結し、患者の要求に沿った医療救済が初めてなされるようになった。たとえば、諸手当として、医療介護手当(月額)は、患者８万６千円、要観察者５万６千円、特別介護手当・実金額が支給され、一時金として、患者認定時に 800 万円、死亡時に 200 万円、要観察者判定時に 100 万円、死亡時に 100 万円が支給される。医療補償協定に基づき、三井金属鉱業が支払った賠償金は、1971～97 年の累計で約 78 億円に達した。2024 年現在の認定患者数は 201 人、発症する可能性がある要観察者は 345 人である。2013 年の全面解決合意で、イタイイタイ病発症の前段階とされる腎臓障害者の一時金 60 万円の支給がされたが、環境省は公害病と認めていない。

なお、イタイイタイ病の発見と治療には、地元の萩野医師、青島恵子医師らが献身的に当たられ、イタイイタイ病の発症メカニズムの解明には、富山医科薬科大学の加須屋実教授や千葉大学の能川浩二教授ら科学者が寄与した。

### (2) 農業被害補償と土壌復元

「土壌汚染問題に関する誓約書」に基づき、1972 年に汚染田の作付停止に伴う損害賠償協定を締結し、1974 年には、過去の減収に対する賠償協定を締結した。これらの賠償金は、1971～96 年の累計で約 170 億円に達した。

一方、カドミウム等の重金属で汚染された農地土壌を復元することは、早急に実施する必要があった。1977 年までに約 1、500ha が農用地土壌汚染防止法に基づく対策地域に指定された。1979 年から富山県は第一次事業として 108ha(事業費 24 億円)の復元に着手し、1984 年までかかった。第二次事業の 451ha(事業費 101 億円)は 1983～94 年に実施された。第三次事業は残る約 950ha(事業費 255 億円)のうち約 550ha が農地以外の宅地等に転用され、約 400ha が 1992～2004 年に行われる計画だったが、完了したのは 2011 年であり、33 年間、農地復元面積 863ha、総事業費 407 億円に達した。復元工法は汚染土壌を水田地下部に埋め込む「埋め込み客土工法」を採用したが、この採用に当たっては、ＪＳＡ会員の東京教育大学農学部森下豊昭助教授の実験が寄与した。

### (3) イタイイタイ病裁判後の発生源対策

主に著者が約 50 年にわたり、携わってきた発生源対策の調査研究について、①神岡鉱山立入調査の開始、②発生源対策の委託研究、③立入調査の継続と協力科学者グループの活動、④発生源対策の到達点と今後の課題を述べるとともに、日本の公害問題解決の先進的モデルとなる。

#### ① 神岡鉱山立入調査の開始

「公害防止協定」は、「甲(被害住民５団体)らのいずれかが必要と認めたときは、乙(三井金属鉱業㈱)は、甲ら及び甲らの指定する専門家がいつでも、乙の排水溝を含む最終廃水処理設備及び廃滓堆積場など関係施設に立ち入り調査し、自主的に各種の資料などを収集することを認める」、「乙は、甲らに対し、前項に規定する諸施設の拡張・変更に関する諸資料、並びに甲等が求める公害に関する諸資料を提供する」、「前２項のほか神岡鉱業所の操業に係る公害防止に関する調査費用

は、すべて乙の負担とする」などと、神岡鉱業所(神岡鉱山)への立入調査権と調査費用の三井金属鉱業㈱負担を認めた。

1972 年 11 月に公害防止協定に基づき、カドミウム発生源である三井金属鉱業㈱神岡鉱山への全体立入調査が被害団体・弁護団・科学者(26 名)ら 200 名により開始され、現在まで毎年１回継続されている。著者は、京都大学大学院生時代から 2021 年までの 50 年間、コロナ禍で参加できなかった 2020～21 年を除き、48 回の全体立入調査に参加してきた。

1972 年の第１回全体立入調査と 1973 年の第２回全体立入調査により、「神岡鉱山の８排水口から約 35 kg/月のカドミウムが神通川に排出され、排煙として約 3。5 kg/日が大気中に排出されている。また、休廃坑・廃石捨場や旧軌道沿線からの重金属流出により、神通川水系の水質や底質が汚染されている」ことが明らかとなった。

**② 発生源対策の委託研究**

これらの排出と汚染の実態を正確に把握し、神岡鉱山に抜本的な発生源対策を実施させるために、被害住民団体は、1974 年から 1978 年までの５年間で次の五つのテーマの調査研究を日本科学者会議経由で全国の各大学に委託した。委託研究費は総額 5300 万円にのぼったが、公害防止協定に基づき三井金属鉱業㈱が全額負担した。

① 神岡鉱山の排水対策に関する研究：京都大学工学部・倉知三夫助教授(排水班 13 名)、
② 神岡鉱山の排煙対策に関する研究：名古屋大学工学部・神保元二教授(排煙班５名)
③ 神岡鉱山のカドミウム等収支に関する研究：東京大学生産技術研究所・原善四郎助教授(７名)
④ 神通川水系の重金属の蓄積と流出の研究：富山大学教育学部・相馬恒雄教授(４名)
⑤ 神岡鉱山廃滓堆積場の構造安全性の研究：金沢大学工学部・八木則男助教授

これらの委託研究の成果は、1978 年に総合報告書にまとめられ、神岡鉱業所に具体的な公害防止対策を提言した。この提言を受けて、神岡鉱業所は 1979 年から毎年、鉱害防止対策の実施状況を年次報告書として、被害住民団体に提出するようになった

**③ 立入調査の継続と協力科学者グループの活動**

1978 年に委託研究班は解散したが、1980 年に協力科学者グループとして再編成された。被害住民団体は、発生源対策住民専門委員を選んで、協力科学者や弁護士とともに、年１回の全体立入調査のほかに、排水、排煙、坑内、北電水路、休廃坑、植栽などの問題別の専門立入調査を年 10 回程度も実施し、神岡鉱山の公害防止対策を現場点検した。

排水対策としては、抗内水の清濁分離、選鉱工程水や製錬工程水のリサイクル、排水処理設備の改善、廃滓堆積場浸透水の処理などが実施され、神岡鉱山の８排水口(その後、７排水口)からのカドミウム排出量・濃度は、1972 年の約 35 kg/月・９ppb から 2022 年の約 2.6 kg/月・１ppb へと、約 13 分の１以下に削減された。

排煙対策としては、製錬炉から出る鉱煙集じんだけでなく、建屋内の環境集じんを強化、カドミウム排出量の多い工程の改善、鉱石から産業廃棄物への原料転換などにより、神岡鉱山の排煙から排出されるカドミウム量は、1972 年の約 3.5 kg/月から 2022 年の約 0.1 kg/月へと、35 分の１に削減された。

休廃坑・廃石捨場対策としては、まず航空写真と現地踏査により実態を把握し、汚染沢水と非汚染沢水の分離、覆土・植栽、汚染地下水の揚水処理などを行い、休廃坑・廃石捨場から流出するカドミウム量は、1972 年の約４kg/月から 2022 年の約 0.7 kg/月へと、約６分の１に削減された。

1977 年の排水班調査で発見された北電水路汚染負荷は、水路内汚染湧水回収設備、バリア井戸揚水などにより、1977 年の約 21 kg/月から 2022 年の 0.5 kg/月へと、約 40 分の１に削減された。

**④ 発生源対策の到達点と今後の課題**

神岡鉱山が神通川に排出するカドミウム負荷量は、1972 年の約 60 kg/月(８排水口負荷約 35 kg/月＋北電水路負荷約 21 kg/月＋休廃坑負荷約４kg

/月)から 2022 年の約 3.8 kg/月(8排水口負荷約 2.6 kg/月＋北電水路負荷約 0.5 kg/月＋休廃坑負荷約 0.7 kg/月)へと、約 16 分の 1 に削減された。

その結果、神通川水系の水質カドミウム濃度は、1968 年 1.5ppb から 2022 年の 0.07ppb へと約 20 分の 1 となり、自然界レベルに戻った。平常時は問題がなくなったが、集中豪雨や地震などの異常時には課題が残る。

## 3．おわりに

イタイイタイ病裁判勝訴から半世紀を経た現在、神岡鉱山の公害防止対策は、世界的に例を見ないほど画期的な内容を有する「公害防止協定」に基づき、被害住民、弁護士および科学者の実践的な立入調査や、委託研究班と協力科学者グループの学際的・総合的な調査研究によって、飛躍的に前進し、神通川の水質は、土壌復元後の農地を再汚染しない自然界レベルに達した。そして、被害住民と神岡鉱山は、「緊張感ある信頼関係」を構築した。写真 1 に神岡鉱山の鹿間工場に掲げられた「環境安全最優先」の大看板を最後に示す。

大阪市立大学名誉教授の宮本憲一氏は、「世界を驚かせた深刻な四大公害事件の中で、被害者の救済にとどまらず、半世紀にわたって企業と交渉して、毎年汚染源を調査し、公害対策を改善し、川を正常化し、農地復元までに至る先進的で完璧な公害対策を実現したのはイタイイタイ病事件だけであろう」と拙著『イタイイタイ病発生源対策 50 年史』の帯推薦文で述べられている。




**写真 1　神岡鉱山の鹿間工場に掲げられた「環境安全最優先」の大看板**

出所:2013 年 10 月 6 日、筆者撮影。

## 参考文献

庄司光・宮本憲一『恐るべき公害』岩波新書、1964 年

畑明郎『金属製錬による環境汚染に関する研究』京都大学大学院修士論文、1973 年

畑明郎「金属公害研究の一つの試み」『日本の科学者』12 巻 5 号、1977 年

加藤邦興『日本公害論』青木書店、1977 年

神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会委託研究班『イタイイタイ病裁判後の神岡鉱山における発生源対策』1978 年

倉知三夫・利根川治夫・畑明郎編『三井資本とイタイイタイ病』大月書店、1979 年

畑明郎『イタイイタイ病―発生源対策 22 年のあゆみ』実教出版、1994 年

畑明郎『金属産業の技術と公害』アグネ技術センター、1997 年

能川浩二・倉知三夫・加須屋実編『カドミウム環境汚染の予防と対策における進歩と成果』栄光ラボラトリ、1999 年

日本科学者会議公害環境問題研究委員会編『環境展望』Vol.1-5、実教出版、1999-2007 年

畑明郎『土壌・地下水汚染』有斐閣、2001 年

畑明郎『拡大する土壌・地下水汚染』世界思想社、2004 年

畑明郎・上園昌武編『公害湮滅の構造と環境問題』世界思想社、2007 年

日本科学者会議編『環境事典』旬報社 2008 年

畑明郎・田倉直彦編『アジアの土壌汚染』世界思想社、2008 年

畑明郎・杉本裕明編『廃棄物列島・日本』世界思想社、2009 年

畑明郎編『深刻化する土壌汚染』世界思想社、2011 年

本間慎・畑明郎編『福島原発事故の放射能汚染』世界思想社、2012 年

畑明郎・向井嘉之『イタイイタイ病とフクシマ』梧洞書院、2014 年

宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、2014 年

畑明郎編著『公害・環境問題と東電福島原発事故』本の泉社、2016 年

畑明郎編著『築地市場の豊洲移転？』本の泉社、2017 年

畑明郎『イタイイタイ病発生源対策 50 年史』本の泉社、2021 年

神岡鉱業『神岡鉱業の鉱害防止対策 2022 年版』2023 年

畑明郎「イタイイタイ病発生源対策 50 年史」『日本の科学者』58 巻 12 号、2023 年

佐藤国仁「良い仕事：イタイイタイ病、神岡鉱山のカドミウム流出を止めた科学者集団」『機械設計』9 月号、2024 年

全体集会　科学者運動としての学際研究と市民科学
―社会課題の解決とJSAの活性化の同時達成へ―

# シチズンサイエンスの可能性と課題

**中村　征樹**
大阪大学全学教育推進機構

1

## 中村　征樹（なかむら　まさき）

専門：科学技術史・科学技術社会論・科学コミュニケーション・研究公正

大阪大学
全学教育推進機構/人文学研究科科学技術社会論専門分野

これまでの取り組み
- 日本におけるサイエンスカフェの普及（2004-）
- 日本学術会議若手アカデミーによるシチズンサイエンス提言等に関与（2018-2020）
- 日本学術会議における「第7期科学技術・イノベーション基本計画への提言」（査読中）

2

提言

シチズンサイエンスを推進する
社会システムの構築を目指して

令和2年（2020年）9月14日
日本学術会議
若手アカデミー

**シチズンサイエンスの普及にむけた４つの提言**

(1) シチズンサイエンスの知識生産活動への拡大に向けた広報活動
(2) シチズンサイエンスの研究倫理を保持する基盤整備
(3) シチズンサイエンスを推進するための社会連携の基盤整備
(4) シチズンサイエンティストの活動を支援する研究資金制度の確立

3

## 日本学術会議
## 『第7期科学技術・イノベーション基本計画への提言』（査読中）

提言１　大規模感染症や気候変動、超少子高齢社会などの喫緊の課題及び生成AIの発展を含むデータ科学の進展がもたらす社会の急速な変革に対応する包摂的な科学技術・イノベーションを可能にする制度や取組の実現

⑥ シビックテック、コミュニティサイエンスの活用による産学官民の連携の強化
国は、社会課題解決型研究を中心に、**シビックテック、コミュニティサイエンス（シチズンサイエンス）の更なる活用により、産学官民の連携・共創の強化・高度化**をする必要がある。

4

日本学術会議近畿地区会議学術講演会




学術知の担い手として、大学や研究機関に所属する研究者だけでなく、地域住民や一般市民が重要な役割を担うようになってきている。市民がデータ収集等の局面で科学研究の一翼を担い、科学研究の進展に貢献する「シチズンサイエンス」や、市民がテクノロジーを活用して社会課題の解決に取り組む「シビックテック」をとりあげ、それらの活動に取り組んでいる研究者や市民とともに、これからの学術知のあり方について考える。

「シチズンサイエンスによる全国源流域河川水水質調査『山の健康診断』」
徳地 直子（日本学術会議連携会員、京都大学フィールド科学教育研究センター教授）

「外来種ナメクジの分布調査と市民」
宇高 寛子（京都大学大学院理学研究科助教）

「歴史資料の市民参加型翻刻プロジェクト『みんなで翻刻』」
橋本 雄太（国立歴史民俗博物館研究部准教授）

「シビックテックを通じたオープンなデジタル地図の活用」
瀬戸 寿一（駒澤大学文学部地理学科准教授）

「シビックテックの現場から：兵庫県豊岡市での取り組み」
砂川 洋輝（一般社団法人コード・フォー・ジャパン コンサルタント）

「オープンサイエンスがもたらす学術と社会の変容：次期基本計画に向けた視点」
林 和弘（日本学術会議連携会員、文部科学省科学技術・学術政策研究所 データ解析政策研究室長）

5


カフェ・シアンティフィーク東京
「触覚の未来」2007/2/9@東京・下北沢


日本学術会議
「アマチュア科学者が科学を変える？～シチズンサイエンスについて考える！」
2019/2/15@東京・文部科学省情報ひろば

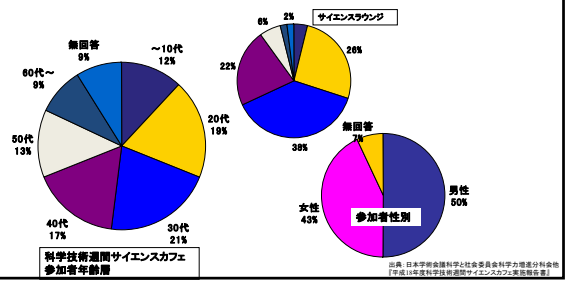

阪大ワニカフェ
「治療がつらい」という患者の声をどう受け止めるか」
2022/12/4@大阪・箕面


日本学術会議
「土器に残った米つぶから古代人の生活が見える―考古学の最前線」
2020/2/29@鹿児島


日本学術会議
「人とコンピュータの未来の関係」
2018/7/19@大阪・曽根

6

## 場所を変えることの意義
## ：ターゲット層の拡大




7

## サイエンスカフェ

1997年頃に英国、フランスで誕生

カフェやバーのような場所で、コーヒーやビールを片手に、アットホームな雰囲気のもとで科学について語り合う試み

*サイエンスカフェの唯一の特徴は、場所を変えることが、議論の調子や性質を変えることです。*

*講義室では、講演を聴こうという姿勢になるでしょう。そしてカフェ・バーでは、科学に関する話題をめぐって対等に議論しようと思うでしょう。人々がサイエンスカフェに求めているのは、その点なのです。*



ダンカン・ダラス
英国でのサイエンスカフェの創始者
元テレビ番組プロデューサー

8

## 「対話」の場としての サイエンスカフェ

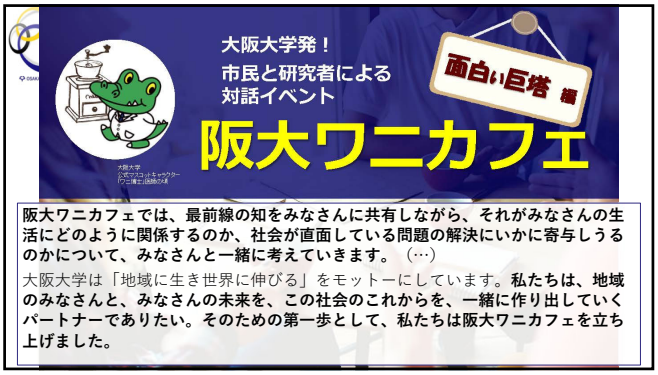
**ダンカン・ダラス**

- 「私の経験では、（サイエンスカフェの）夜の面白い時間は、**質問と議論の時間**です。」

**トム・シェークスピア**

- 「（サイエンスカフェで）重要なのは、イベントが専門家の講演で占められないこと、代わりに**議論と意見交換が中心になること**です。」
- 「サイエンスカフェの目的は、科学的事実を伝えることではなく、**問いを提示すること**であるべきです。」
  - 「この研究は私たちにとってどんな意味があるのか？」
  - 「影響をこうむるのは誰なのか？」
  - 「私たちにはいかなる変化がもたらされるのか？」

9




**阪大ワニカフェでは、最前線の知をみなさんに共有しながら、それがみなさんの生活にどのように関係するのか、社会が直面している問題の解決にいかに寄与しうるのかについて、みなさんと一緒に考えていきます。**（…）

大阪大学は「地域に生き世界に伸びる」をモットーにしています。**私たちは、地域のみなさんと、みなさんの未来を、この社会のこれからを、一緒に作り出していくパートナーでありたい。そのための第一歩として、私たちは阪大ワニカフェを立ち上げました。**

10

**英国貿易産業省白書　『卓越とチャンス』（2000年）**

- 「科学は，科学者だけに任せるにはあまりに重要すぎる」
- 「**重要な倫理的・社会的課題が科学によってもたらされるときには，社会全体が討論に参加すること**」が必要

**欧州委員会「科学と社会アクションプラン」（2002）**

- 「**科学と社会のあいだに本当の対話が確立されなければならない。**（・・・）欧州レベルで対話を確立するにあたって、研究機関や公的機関、メディア、市民、市民社会、企業など**広範なステークホルダーが緊密に連携すること**が必要である。」

11

## 科学コミュニケーション・エスカレータ

| | 市民の科学理解 Public Understanding of Science | 市民の科学意識 Public Awareness of Science | 市民の科学関与 Public Engagement of Science | 市民の科学参加 Public Participation of Science |
|---|---|---|---|---|
| | アクター：科学技術者 | アクター：科学技術者 ターゲット・グループ | アクター：科学技術者 ターゲット・グループ 市民の代表者 | アクター：科学技術者 ターゲット・グループ 市民の代表者 外部の専門家 |
| | 送り手の優位 | 受け手志向 | 専門家／素人 | パートナー |
| | ・知らせる ・モノローグ ・一方向 ・マスメディア ・トップダウン | ・コンテクスト ・ターゲットグループ ・ニーズ、要望 ・フィードバック回路 | ・意見の聴取 ・双方向 ・関じた参加 | ・ダイアローグ・相互的 ・開かれた参加 ・ローカルナレッジ ・ボトムアップ |
| | コンフリクトの不在 | コンフリクト：認知的次元（不十分な／不正確な場合） | 認知的次元 評価の仕方／反省的 | 認知的次元、評価の仕方／反省的、規範的次元 |
| | 単純 | 複雑 | 不確定 | 両義的 |

Van der Auweraert, Ann(2005), "The science communication escalator", International Journal of Community Based Research No.6, 5-7

12



多種多様な「カフェ」

- 哲学カフェ
- 精神分析カフェ
- 地理学カフェ
- 討論カフェ
- メディア・カフェ
- ヨーロッパ・カフェ
- モード・カフェ

13

## シチズンサイエンス：

**コミュニケーションから**

**研究プロセスへの参画へ**

14

## シチズンサイエンス

Oxford English Dictionary

**シチズンサイエンス**（名詞） **一般市民によって行われる科学研究。しばしば**職業科学者や研究機関との協力のもと、**あるいは指導のもと**で行われる

**citizen science** n. scientific work undertaken by members of the general public, often in collaboration with or under the direction of professional scientists and scientific institutions.

Oxford English Dictionary, s.v. "citizen science (n.)," September 2024, https://doi.org/10.1093/OED/6784505301.

15

## シチズンサイエンス

欧州委員会：研究イノベーション総局

プロでない科学者が、研究やイノベーションの**さまざまな段階や関与レベルで**自主的に参加すること。これには、研究課題や研究方針の策定から、データの収集、処理、分析、さらには研究成果の評価までが含まれる。

the voluntary participation of non-professional scientists in research and innovation **at different stages of the process** and **at different levels of engagement**, from shaping research agendas and policies, to gathering, processing and analysing data, and assessing the outcomes of research.

European Commission: Directorate-General for Research and Innovation, Citizen Science – Elevating research and innovation through societal engagement, Publications Office of the European Union, 2020, https://data.europa.eu/doi/10.2777/624713

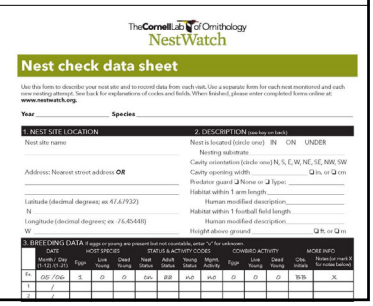
16

## Nestwatch

生態系観測

出典: https://nestwatch.org/



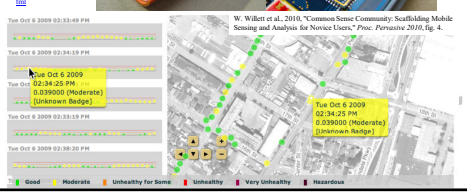




17

## Common Sense

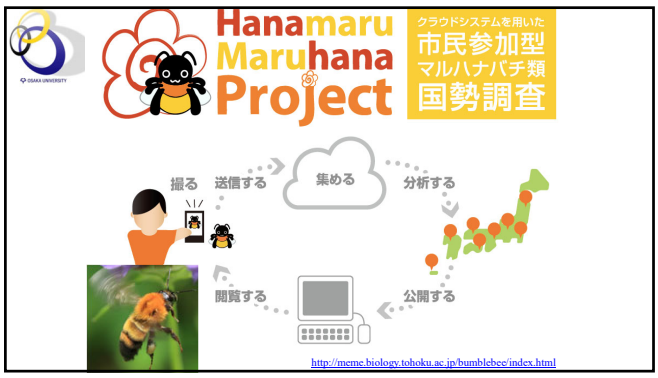
大気環境測定






W. Willett et al., 2010, "Common Sense Community: Scaffolding Mobile Sensing and Analysis for Novice Users," *Proc. Pervasive 2010*, fig. 4.

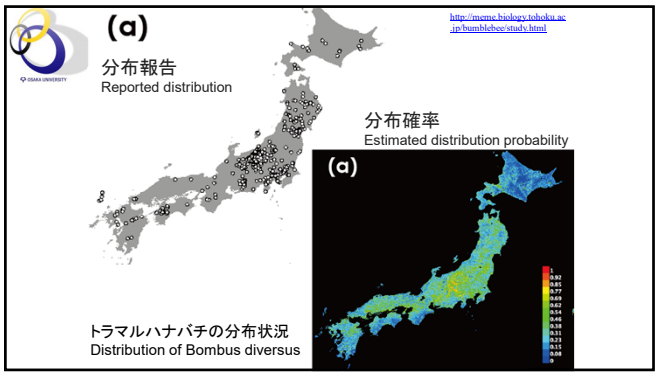
18



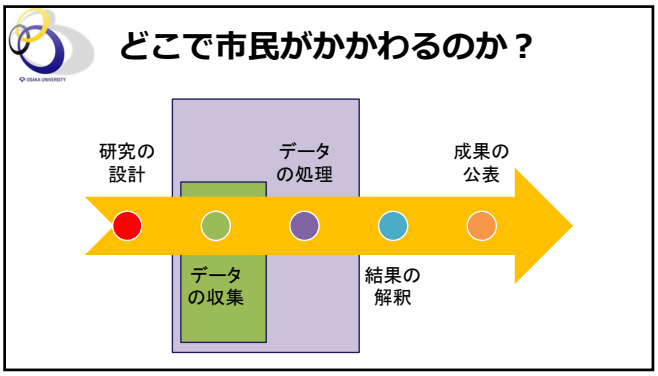

19



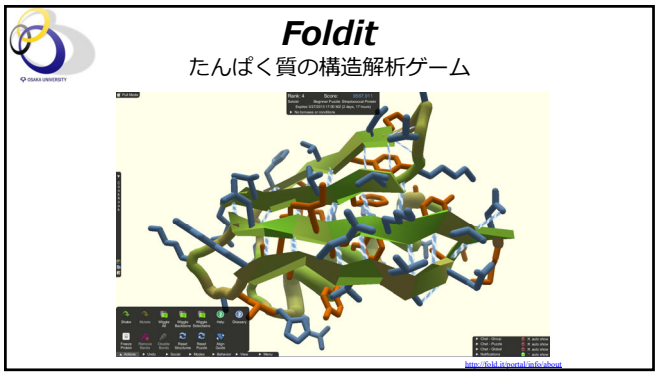

20



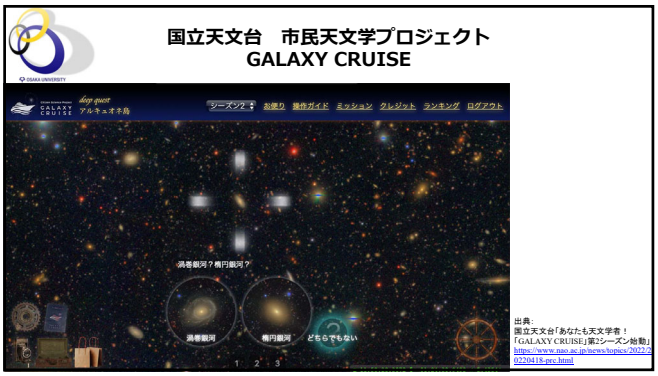

21




22



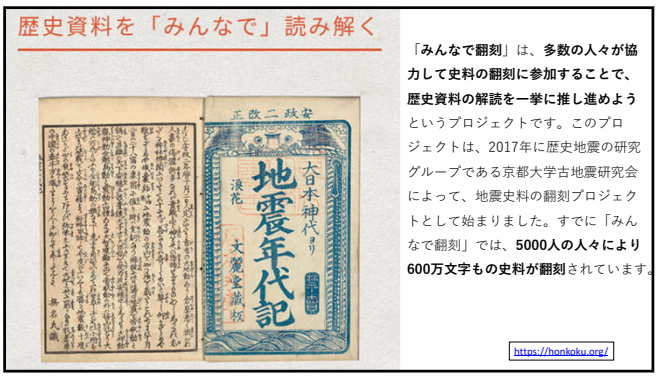

23




24



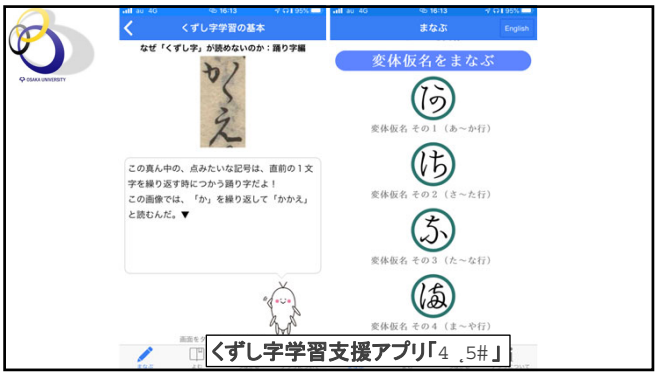

25



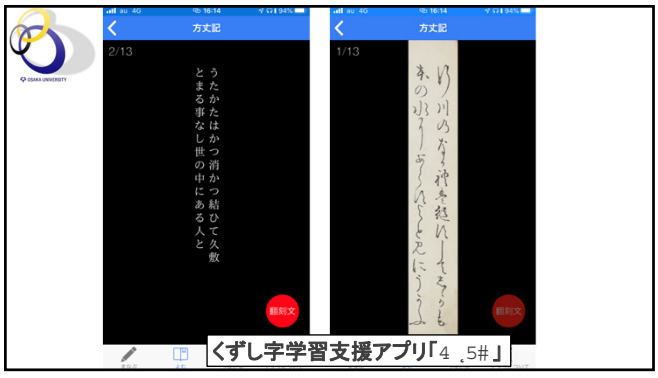

26



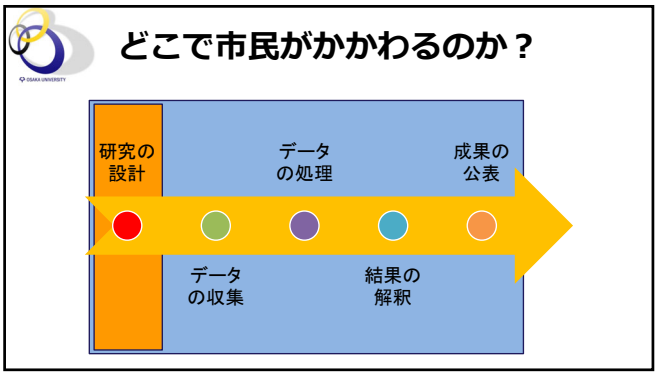

27




28

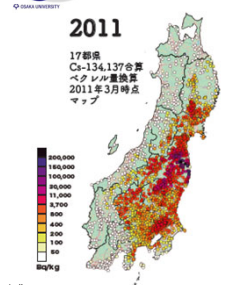



29




30

## 東日本土壌ベクレル測定プロジェクト





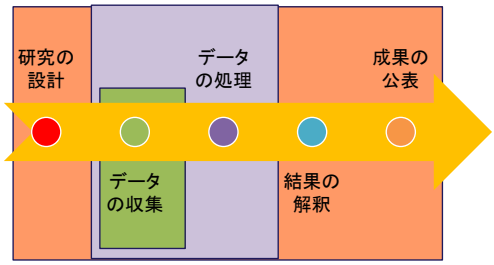


出典：https://minnanods.net/soil/

https://minnanods.net/mds/organization-2017.html

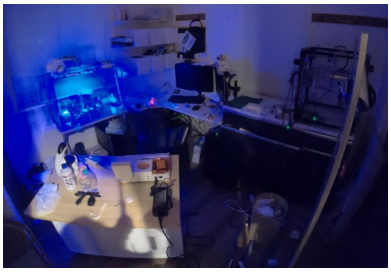
31

## どこで市民がかかわるのか？




32

## DIYバイオ
自宅で遺伝子工学実験



http://biohacker.jp/c/BH246.html

33

## 自宅で肉を培養




クローズアップ現代　2018年6月25日(月)
あなたが"夢の発明"の主役！？　DIYバイオ最前線
https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4149/

34




クローズアップ現代　2018年6月25日(月)
あなたが"夢の発明"の主役！？　DIYバイオ最前線
https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4149/

35

## シチズンサイエンスの多様性




36

## Holdrenメモ
（2015/9/30）

- 2015年当時、オバマ大統領の科学技術顧問
- シチズンサイエンスの現状（ワシントン大学調べ）
  - 130万～230万人の市民科学者が生物多様性にかんする研究に参画
  - 年間25億ドルの経済価値
  - STEM教育のハンズオン教育
  - 市民が直接、政府のミッションに結合

37

## シチズンサイエンスの多様な意義

- 科学研究の発展の加速
- 市民の科学リテラシーの向上、市民社会のエンパワーメント
- 生活者の文脈の科学研究への組込み、研究の社会との関連性の強化
- 科学技術への市民参加
- 研究する「権利」

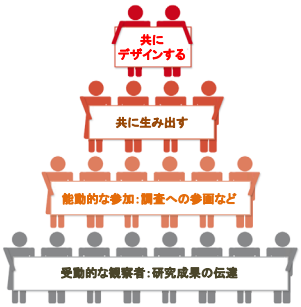
38

## シチズンサイエンス：4つのモデル

| 参加のレベル | 関連する用語 | 市民の役割 |
|---|---|---|
| レベル1 | クラウドソーシング | 市民がデータ収集に貢献 |
| レベル2 | 分散型知性 | 市民がデータの解釈に貢献 |
| レベル3 | 参加型科学 | 市民は問題設定とデータ収集に貢献 |
| レベル4 | 完全なコラボレーション | 研究の様々なフェーズ（問題設定、データ収集、分析）で共同実施 |

*Les Sciences participatives en France: États des lieux, bonnes pratiques & recommandations, Livret 1. État des lieux & méthodes.* 2016.

39




Burgerschaffen Wissen (2016). Citizen Science Strategy 2020 for Germany, fig. 2.

40

## シチズンサイエンス：
## 2つのコンテクスト

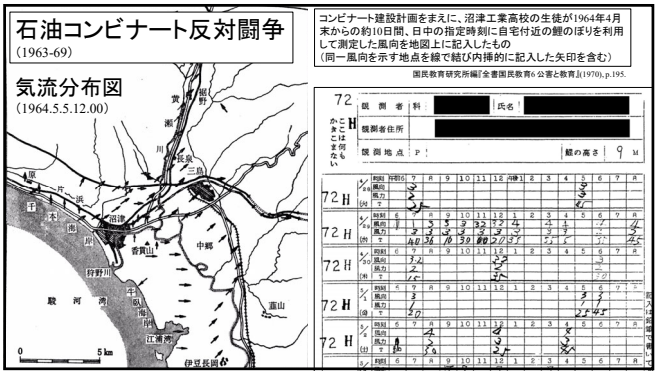
**自然誌・博物学的科学におけるアマチュアの貢献**
- *Curiosity-driven*

**市民運動・社会運動のなかので市民による調査・研究活動**
- 「異議申し立て」
- *Issue-driven*

“Contributory Citizen Science” “Democratized Citizen Science”

C. B. Cooper and B. V. Lewenstain, “Two Meanings of Citizen Scince,” D. Cavalier and E. B. Kennedy eds., *The Rightful Place of Science: Citizen Science*, 2016.

41




42

## 市民科学の10の原則（欧州シチズンサイエンス協会）

1. 市民科学のプロジェクトは、新しい知識や理解を生む**科学的な活動に、市民を積極的に巻き込みます。**
2. 市民科学のプロジェクトは**正当な科学的成果をもたらします。**
3. **職業科学者も市民科学者も**、市民科学への参加を通じて**得られるものがあります。**
4. 市民科学者は、希望に応じて、**科学の様々なプロセスに参加**することができます。
5. 市民科学者は、その協力や貢献に対して**プロジェクトからフィードバック**を得ることができます。
6. **市民科学には他の科学研究と同じように限界やバイアス**があり、それらを十分に考慮し制御する必要があります。
7. 市民科学のプロジェクトは、**データやメタデータを誰でも使えるように公開**し、また、成果は可能な限り、アクセスに制限のないオープンアクセス形式で公開します。
8. **市民科学者の貢献は、**プロジェクトの成果や出版物の中で**明記されます。**
9. 市民科学のプログラムは、科学的成果や、データの質、参加者の経験、広く社会や政策に与えた影響から評価されます。
10. 市民科学プロジェクトの主催者は、著作権や、知的財産、データ共有協定、守秘義務、データ等の帰属、そして、プロジェクトの活動が環境に与える影響など、**様々な法的・倫理的課題を考慮します。**

43

## シチズンサイエンスにかかわる3つの課題

(Guerrini et al. (2018))

① 知的財産権の問題

② 研究公正の問題
- 研究データの品質をいかに担保するのか
- 利益相反の問題
- 行政による規制の埒外

③ 研究協力者(被験者)保護の問題
- 倫理審査委員会など規制枠組みの埒外

C. J. Guerrini et al., (2018). Citizen science, public policy, Science, vol. 361, issue 6398.

44

## 科学技術政策のなかの シチズンサイエンス

**米国**

「クラウドソーシングとシチズンサイエンス法」（2016年）

**欧州**

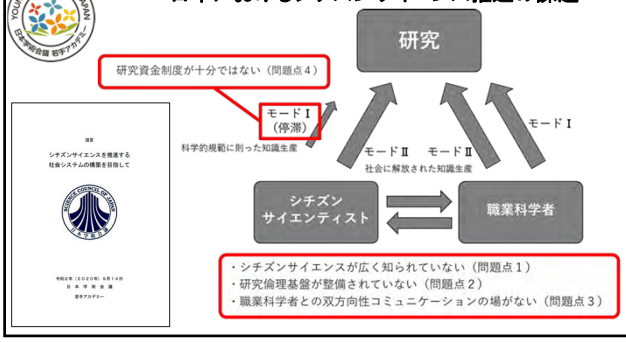
欧州連合「ホライズン2020」（2014～2020年）、「ホライズン・ヨーロッパ」（2021～2027年）

**日本**

第5期科学技術基本計画（2016-20年度）
「シチズンサイエンスの推進を図る」
第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021-25年度）
第7期科学技術・イノベーション基本計画（2026-30年度）？

45

## 日本におけるシチズンサイエンス推進の課題




46

## 日本のシチズンサイエンスの現状

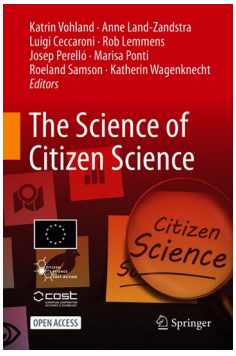
- 研究者の個人の（並外れた）努力によって担われている
- 活動を支援する人材/基盤/資金/体制の不足

## シチズンサイエンス推進にむけた政策課題

- シチズンサイエンスの市民/職業科学者への周知の強化
- シチズンサイエンスをコーディネートする専門人材の育成
  （プロジェクトの実施支援/コンサルティング）
- シチズンサイエンスに対する適切な評価
  （科学的指標/教育機会の拡充/科学の民主化/地域社会のエンパワーメント/共創・連携強化/研究の社会的レレバンスの強化など多様な評価指標）
- インフラ整備（オープンアクセスの推進/研究倫理基盤/ファンディング）

47



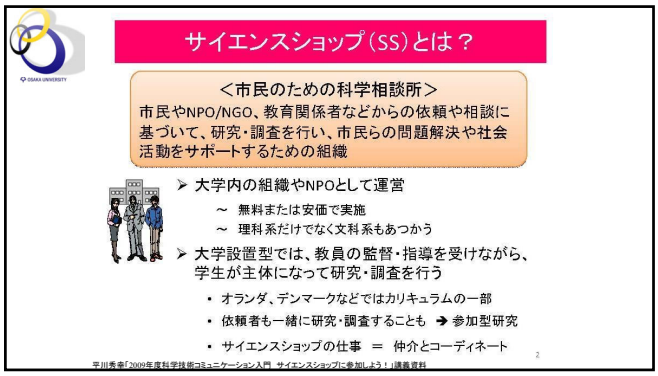

48


サイエンスと共に未来へ
Bound for the future with Science
サイエンスアゴラ
2024
主催：科学技術振興機構
10.26(土)▶27(日)
[会場]
テレコムセンタービル／日本科学未来館
入場無料

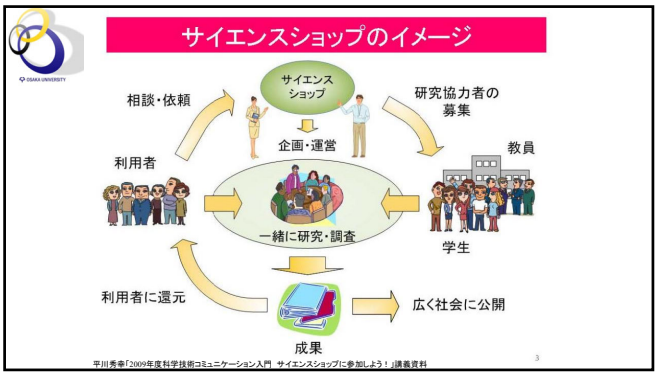
49


サイエンスアゴラとは？
サイエンスアゴラとは、あらゆる人に開かれた科学と社会をつなぐ広場の総称です。サイエンスアゴラは、異なる分野・セクター・年代・国籍を超えた関係者をつなぎ、さまざまな人たちが各地で主体的に推進する活動の広場です。この広場に集まる人たちが多様な価値観を認め合いながら、対話・協働を通じて、これからの「社会とともにある科学」と「科学とともにある社会」の実現を目指します。
未来を拓く、科学の広場
サイエンスアゴラコンセプトムービー
見る YouTube

50


サイエンスショップ（SS）とは？
＜市民のための科学相談所＞
市民やNPO/NGO、教育関係者などからの依頼や相談に基づいて、研究・調査を行い、市民らの問題解決や社会活動をサポートするための組織
➢ 大学内の組織やNPOとして運営
～ 無料または安価で実施
～ 理科系だけでなく文科系もあつかう
➢ 大学設置型では、教員の監督・指導を受けながら、学生が主体になって研究・調査を行う
• オランダ、デンマークなどではカリキュラムの一部
• 依頼者も一緒に研究・調査することも ➔ 参加型研究
• サイエンスショップの仕事 ＝ 仲介とコーディネート
平川秀幸「2009年度科学技術コミュニケーション入門 サイエンスショップに参加しよう！」講義資料

51


サイエンスショップのイメージ
サイエンスショップ
相談・依頼
研究協力者の募集
企画・運営
利用者
教員
一緒に研究・調査
学生
利用者に還元
広く社会に公開
成果
平川秀幸「2009年度科学技術コミュニケーション入門 サイエンスショップに参加しよう！」講義資料

52

# 分科会

# JSA25 総学平和問題分科会の開催に当たって

亀山　統一 KAMEYAMA Norikazu（琉球大学・沖縄支部）

## １．辺野古訴訟、沖縄県敗訴の衝撃をこえて

辺野古埋立事業において、沖縄防衛局の用途・設計の変更の承認申請への承認を 2023 年 12 月 28 日に国交大臣が代執行し、2024 年 1 月 10 日、沖縄防衛局は大浦湾側工事を着工した。

累次の県民大会、名護市民投票、沖縄県民投票で示した沖縄県民の意思を、政府は無視してきた。そこで、沖縄県が行ったのは、政府と対話を求め、県民を代表して基地建設断念を訴え続けることと、政府に対して、法令により知事の権限を行使できる手続において正当にその権限を行使して、結果として基地建設を止めることであった。

公有水面埋立法にもとづき、環境や防災の観点から承認取り消しや変更申請不承認した場合、また、漁業法や県条例にもとづき、予定地の造礁サンゴ類の移植を不許可とした場合、政府は覆しようがなく、事業は確実に止まる。沖縄県知事はこれらの事案で慎重に手続を進め、論拠を固めて判断を下した。政府が裁判でこれに対抗しても知事が勝訴できる準備を整えたのである。だが、知事は敗訴し続け、上記の代執行に至った。当然一連の国側主張にも判決にも大きな無理があり、辺野古問題に留まらず、日本の法治、憲政において重大な禍根を残す判例が堆積してきたのである。

こうして、(1)「私人なりすまし」で沖縄防衛局が埋立を所管する国交大臣に知事判断の審査を求める→(2)国交大臣が知事の処分を取り消す→(3)従わない県知事に是正の指示を行う→(4)知事が裁判所に訴えても、知事は国交相の指示に拘束されるという判決が必ず下る→(5)知事は国交相の判断どおりの判断をし直すか、または、最初の判断と違う理由で判断する自由しかない→(6)知事が従わないでいると、国交大臣は代執行訴訟を提起できる、という一本道が敷かれた。沖縄県民の意思を踏みにじる方法が確立された。

断層、軟弱地盤、工期についての県知事の判断の是非は、どこでも顧みられない。この状況に、沖縄県民は「八方塞がり」だと感じた。

県民は辺野古埋立を支持しない一方で、反対の取り組みをどんなに正当・誠実に行っても勝機を見いだせない。政府は埋立事業を強行できるが、しかし、軍事目的を達成する基地を完成できる保障も、県民に基地との共存を受け入れさせる手段ももたない。つまり、辺野古新基地とは、政府にとってもその程度の重要性しかない存在である。

すると、日米同盟再編強化の本質は、辺野古だけではなく、「安保３文書」を実現させる政策全体から理解する必要がある。

## ２．「オール沖縄」を越える沖縄県民の課題

琉球列島全体で、そして本土でも、自衛隊と米軍の基地・部隊の強化が著しい。沖縄県内でも、自衛隊の新基地建設・新部隊の配置、浦添新軍港の建設準備等が急速に進んでいる。重要土地法の区域指定をはじめ、新たな負荷もかかっている。これらは、「オール沖縄」の「建白書」当時になかった課題である。沖縄県が、辺野古埋立には反対しつつ、浦添軍港の埋立造成を推進するならば、二重基準との批判をまぬがれないだろう。

法律に基づく正当な手続により示した「オール沖縄」の意思が三権によって封じ込められ、なおも県民運動を進める余地が見えない。だからこそ、保革を超えて住民が一致できる、今沖縄の進むべき道、実現すべき願いを再び集約し、ボトムアップ的に運動をつくり出す必要がある。それを県民に求めるのは過酷な要求だが、島と住民の命を守るために、避けることはできない。

## ３．国全体をつくりかえる試み

基地強化は沖縄だけの問題ではなく、各地で重大な矛盾を生み出している。例えば大分市では、大学や小学校に隣接して大型弾薬庫が新設されよ

うとしている。ここがミサイル攻撃を受ける心配がない国際情勢ならば、敵基地攻撃能力を獲得する必要などないし、実際に攻撃を受けそうならば、そのとき住民の命はないのである。仮に軍事力によって日本の国境線や国益を守れるものだとしても、守られる国益とは住民の生命財産や自然環境ではないことが、あまりにも露骨である。

国立大学への運営費交付金や私学助成が削減され、大学は疲弊している。国大協の「もう限界です」との声明は、悲痛な叫びであるとともに、開き直りの宣言でもある。安全保障技術研究推進制度への大学の雪崩を打ったような応募拡大は、東大の学費値上げの発表と同根であり、いわば大学は沖縄と同じ理不尽を背負っている。

急速な軍拡（当初予算額の増大のみならず、補正予算が駆使されていることに注意を要する）に加えて、セキュリティクリアランス制度など、安保３文書の具体化は急速に進行している。

日本国内で大きな変化が進行しているなかで、ウクライナ戦争・ガザ戦争（レバノン、イエメンにも拡大）は、「無法な侵略者に対しては軍事力でしか対抗できない」「常に住民、弱者が犠牲になっている」のどちらの見方の根拠にもされている。韓国で核兵器保有への支持が高まり、また、石破首相が就任直前に米軍の核兵器の「共有」を提起したのも、フィンランドやスウェーデンの NATO 加盟も、こうした、戦争の映像が国民世論に及ぼす効果の両義性を反映した逆行である。

さらに、おそらくイスラエルが、ポケベルという純粋に民生用の通信機器に爆薬を仕込み、街中で爆発させて多数の死傷者を出した。戦場、戦闘という概念が目の前で塗り替えられている。

今後も、一層容認しがたい戦争犯罪行為が起こっていくだろう。あるいは、気候危機がはっきりと食料や水の確保、安全な居住を困難にする事案が日常化するだろう。これらは、明らかに今の社会の変革を促す警鐘であり、非軍事で持続可能な社会をつくる根拠となるべきである。だが、それは軍事力による国益の確保の必要性の根拠にもされうる。これらを「戦争する国」への推進力にさせないことに、科学者運動は注力すべきである。

**４．深い対話ができてこそ平和の文化が育つ**

演者は琉球大学の共通教育（一般教養）科目「核の科学」の３コマを担当して、沖縄の基地問題について講義している。第１回目は、現在の沖縄にある軍事基地の概要を説明し、地上戦から米軍占領に至る歴史の中で、基地が建設されてきた経緯を明らかにする。第２回目は、復帰により憲法を持ち住民が主権者となった沖縄から、核兵器が撤去されるなどした一方、基地が存続し、冷戦後も現在まで再編強化が進んできたことを明らかにする。それは中国・北朝鮮に対する軍事的抑止政策とされているが、実際に軍事的に中国を阻止すれば沖縄は必ず戦場となり、勝敗に関係なく住民もまちも自然も破壊されるという、当たり前の事実を提示する。第３回目には、戦後の沖縄、日本、世界で、市民、科学者そして被爆者が、いかなる活動をして核戦争を阻止するなどしてきたかを説明する。軍事によらない抑止は確かに実効を上げたし、平和運動家はただ「戦争反対」「九条守れ」と唱えるだけなのではなく、全力で社会運動をしてきたのだという事実が理解される。

受講生の多くは、軍事基地はあって当たり前、日米同盟は平和に不可欠、米軍や自衛隊は自分たちを守ってくれ、それ以外に中国の脅威から身を守る方法はないとの常識に、疑問を持ったことがない。一方、政府が安全保障政策を劇的に変えてきたこと、このままでは気候変動で戦争以上に死者が出る日が来ること、軍拡のために気候変動対策に注力できないことには、全く気付いていない。4 時間半の講義と３回のレポート作成を経て初めて、「よく知らないまま常識だと思っていた」状態から脱却し、安全保障や環境保全の問題について自ら考える視点や材料を得るのである。

SNS での会話や YouTube の短い動画では決して得られない、多くの情報と論理の積み重ねこそが、持続可能な社会をどうつくるのかということを考察するために必要である。現代の風潮と正反対の、深い対話をつくっていく努力をすること自体が、平和の実現のための課題である。

# 日本の軍事国家化と地方自治の危機

## ―辺野古裁判と改正地方自治を素材にして―

徳田 博人　TOKUDA Hiroto（琉球大学・沖縄支部）

### １．はじめに

「国や自治体、それに関連する法は、誰の、何のために存在するのか。また、日本は民主的法治国家なのか。」―近年、法治主義や地方自治が「国」そのものによって形骸化・侵害される事例が多く見られることから、このような問いを立てざるを得ない。その典型的事例が、政府が強硬に進める辺野古新基地建設とそれを追認する最高裁判決といえる。また、国は、軍事化を推し進めるために、今(2024)年 6 月、地方自治法を改正し、国の関与制度の特例（補充的指示権等）を設けて、自治体が国の立場に立つことを強要する規定を設けた。（*注：「関与」とは、国の行政機関が、地方公共団体に対してその事務処理に関して適法性・適正性を確保するために行われる行為（指示は権力性をともなう行為）を指す法律用語である。*）

この報告では、国と地方自治体の対等性を実現したはずの 1999 年地方分権改革の限界という側面が、辺野古裁判で顕在化したこと、そして、その負の側面を拡張して、改正地方自治法は「平時から非平時」という名の下で、人権保障としての地方自治（分権国家の地方自治）を、有事体制としての地方自治（集権国家の地方自治）に変容させる規範内容を孕んでいることを紹介し、これらの問題点を明らかにしたい。

### ２．地方分権改革の意義と限界

1999 年分権改革以前には、自治体を「国の下請け機関」とみなす機関委任事務制度があり、自治体は、一方において国の立場に立つ側面と、他方で住民の側に立つ側面との矛盾する 2 つの側面をあわせもっていた。分権改革により機関委任事務が廃止され、国と自治体の関係は、上下・主従の関係から対等・協力関係に改められ、自治体の事務は、自治事務と法定受託事務とに分けられた。

また、国と自治体の対等・協力関係を確保するために、国の関与に係る基本ルールとして、自治体の自主性・自立性の尊重の原則、国の関与の法定主義や抑制（比例）原則などが地方自治法に規定され、さらに、国の関与をめぐる紛争処理を、行政内部の公正・中立な第三者機関である国地方係争処理委員会に委ね、その判断結果に不服がある場合には、裁判所の判断により解決を図るという争訟処理の仕組みが採用された。

しかし、分権改革は、新自由主義的性格も強く持ちながら、福祉・医療・教育分野の縮小と外交・防衛・経済の分野の拡大を図る中央政府機構改革と連動する側面もあり、「この国のかたち」としての地方分権「改革」は、福祉国家の消滅と、安保体制に対応できる「強い国家」づくりでもあった（晴山一穂『現代国家と行政法学の課題』（日本評論社、2,012 年）第 1 章参照）。分権改革の「強い国家」・安保体制への対応という側面・限界が、辺野古裁判（特に、国の主張）において顕在化することになる。

### ３．辺野古訴訟最高裁判決の問題点

一連の辺野古裁判（争訟）で、沖縄県は、沖縄の基地の過重負担及びそれに起因する人権や環境の侵害を訴え、地方自治や民主主義の根幹が問われる裁判と位置付けて国と争った。これに対して、国は、東アジアの脅威を煽り、基地やオスプレイの存在によって、国民の安全が確保できると主張した。

最高裁判所（第一小法廷）は、一連の辺野古裁判において国の判断に追従するばかりであった。すなわち、①沖縄防衛局が国民の権利救済のための行政不服審査制度を利用して私人になりすましたことを荒っぽい理由付けで認め（2020 年 3 月 26 日判決）、②国土交通大臣による取消裁決に対

する抗告訴訟（行政事件訴訟法 3 条）では県には訴訟適格性がないとし（2022 年 12 月 8 日）、③2023 年 9 月 4 日に、地方自治法上の関与取消訴訟で、国土交通大臣の取消裁決の拘束力を根拠に事実認定を省略する審理により県を敗訴とした。④2024 年 2 月 29 日、埋め立て変更承認申請を巡る代執行訴訟では、県の上告を不受理とする決定をした。これにより、2023 年 12 月 20 日の福岡高裁那覇支部判決が確定し、代執行訴訟においても司法は実質審理をしない先例をつくった。これらの判決の結合によって、国は自ら申請し、自治体の権限を国自ら代わって行使でき、その過程で司法のチェックも機能しないという、国の専断（自治権の侵害）を可能とする仕組みが完結した。

日本国憲法は、国家の軍事化を防ぎ、立憲的民主的国家を形成するために、「三権の分離」、「公と私の分離」、「中央政府と地方政府の分離」などを憲法運用の基本原理としているが、一連の最高裁判決は、これらの憲法原理に反しており、それゆえ克服されるべき判決である。

## ４．国の特例的関与（補充的指示権）の特徴と法的問題点

政府は、今年 6 月、地方自治法を改正し、新たに「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を設けて、国の特例的関与を認め、その中でも権力性の強い補充的指示権を国に認めた。国の特例的関与は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生または発生の恐れがある場合（＝非平時の場合）に認められる。

これまでは、国の関与のなかで権力性の強い「是正の指示」は、①平時の場合に、自治体の事務（自治事務と法定受託事務）のうち、②自治体の「法定受託事務」の、③違法状態を是正する場合に限って認められる、④事後的関与であった。これに対して、改正地方自治法の特例的関与（補充的指示権）は、①非平時の場合に、②自治体の事務全般に（法定受託事務に限らず、自治事務にも）及び、③自治事務処理の違法な場合に限らず、適法な自治体の事務に対しても当該指示を行うことができ、さらに、自治体の判断を必ずしも前提としないことから、④事後的関与・事前関与を問わずに、自治体の判断に国が介入することを可能とした。

また、非平時の場合として大規模災害や感染症以外にも武力攻撃（国民保護法など）にも及ぶ恐れもあること、しかも平時と非平時の区別の曖昧さがある（国の恣意的判断を可能とする）こと、さらに、自治体の判断よりも国の判断を優先する仕組みとなっていることから、自治権保障のための諸原則が形骸化されかねない。つまり、今回の地方自治法改正は、人権保障としての地方自治を、有事体制としての地方自治に転換することを政府に認めてしまったことから、憲法の保障する地方自治（その本旨）に違反する立法的関与といえよう。

## ５．おわりに

辺野古新基地建設にまい進する政府は、沖縄防衛局をして私人になりすまさせて、国土交通大臣に裁定的関与を行なわせ、また、地方自治制度（平時における国の関与）を使って、地方自治が機能しない危機的状況をつくりだした。これに対して、最高裁は実体審理を回避するなどして、結果的に、政府の施策を追認する（行政に対する司法的統制が機能しない）役割を果たしている。

沖縄は、復帰半世紀余を経てもいまなお、法治主義や地方自治の例外状態にあり、日本の法治主義・地方自治の限界の諸相が集約的に顕出している。これは、沖縄の人々の平和と快適な環境の中に生きる権利と、そのための民主的な地方自治の保障を、根底からくつがえすものである。また、改正地方自治法は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」（＝非平時）という名の下で、非平時における国の特例的関与制度を設けることで、地方自治が機能しない有事法制度を整えた。辺野古をめぐる裁判と改正地方自治法のいずれにおいても、その反国民的・反憲法的本質が問われている。

# 地方自治体と戦争遂行体制

## ―「辺野古後」の国地方関係―

前田 定孝　MAEDA Sadataka（三重支部）

### １．はじめに

2013 年 12 月 27 日の仲井眞知事（当時）の沖縄防衛局長に対する公有水面埋立承認処分以来の一連の辺野古訴訟は、地方自治体と国との間の「団体自治」をめぐる法的争いであった。この争いは、機関委任事務制度という国と地方自治体の上命下達関係を廃止し、国地方関係を「対等・協力」とした 1999 年の地方分権改革の趣旨に沿った争いであった。本報告はこの一連の裁判を踏まえ、国地方関係がどう変容させられ、そこで市民と科学者は今後をどう展望すべきか、考察する。

### ２．一連の辺野古訴訟判決が示した国地方関係

辺野古訴訟の一連の最高裁判決において国地方関係について示唆したものは、裁決の違法性について最 1 小判 2022 年 12 月 8 日が、(県知事の法定受託事務についての裁決権が国の法令所管大臣にゆだねられている趣旨は)「当該事務に係る判断の全国的な統一を図るとともに、より公正な判断がされることに対する処分の相手方の期待を保護することにある」とした。そして不承認処分についての最 1 小判 2023 年 9 月 4 日は、「法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分について、これを取り消す裁決がされた場合、都道府県知事は、上記裁決の趣旨に従（う）……義務を負う」と、地方自治体と国との対等性をまったく考慮せずに、沖縄県知事を敗訴させた。

その後国と自治体の関係はどう変動したのか。

### ３．国に「補充的指示」権を与えた自治法改悪

地方自治体と国とは法律上「対等・協力」の関係である。そこで国は一方的に命令できず、地方自治体の側も法定受託事務についてみずからの判断で事務遂行できる。ところがこの 6 月、地方自治法に 252 条の 26 の 5 が挿入される法改正が行われた。その内容は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の発生の際に、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において」、「(国の大臣の) その担任する事務に関し」、……「生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるとき」、各大臣は、普通地方公共団体に対して「当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため……必要な指示」をすることができるというものである。

それは「補充的指示権」と呼ばれることもある。

「指示」とは、第 1 に一方的に法的強制力を持つ「命令」である。第 2 に今回の「指示」は、辺野古訴訟で問題になった「是正の指示」と違い「違法である場合」に限定されない。

上記でいう「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」のことを、「非平時」という。「想定外」である。元来このような想定外事態については、災害対策基本法をはじめ個別法で措置されている。今回の法「改正」は、このような「想定外」を最大限〝想定〟したうえで、これをあえて「非平時」と称して、そこで個別法の根拠のない「補充的指示権」を国に与えるというものである。

「指示」という「命令」は、地方自治体の長の判断が国と食い違った場合に、それが国目線で違法と判断される場合に、国の大臣が地方自治体の長に対して、「国の関与の類型」にしたがって一方的に命令・強制できる。これを「関与法定主義」という。しかし今回の法定化によって、国の関与を拡大するものとなってしまう。

そもそも地方自治法が地方公共団体に命じる「事務」には、「自治事務」と「法定受託事務」の２種類がある。このうち、是正の指示と代執行の対象は、法定受託事務に限定されている。ところが改正法 298 条によると、「第 252 条の 26 の５第３項の規定により処理することとされる事務」は、「法定受託事務」として扱われる。

今回の地方自治法改悪は、この国の関与の「ルールを真っ正面から否定するものである。

## ４．戦争遂行体制に組み込まれる地方自治体

辺野古の場合、埋立承認から代執行まで、実に 10 年も要した。この過程の「効率化」なしに〝安心して戦争などできない〟。国と法関係に変動をもたらす動きは、今回の補充的指示権規定の追加に限定されない。たとえば、以下の例がある。

①土地利用規制法

自衛隊および米軍の「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止する」ために、注視区域及び特別注視区域の指定、当該土地等の利用規制等の措置について定めるもので、すでに全国の自衛隊駐屯地や無線所、および米軍基地が指定された。また、同法上の「機能阻害行為」を行った者には、それが自分の土地であったとしても、懲役・罰金との罰則が適用されうる。

②特定公共施設等利用法

「武力攻撃事態法」に基づく武力攻撃事態が宣言された場合、対策本部長（内閣総理大臣）が、「対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため」、港湾、飛行場、道路、海域、空域、および電波について、各「利用指針」に基づいて、「当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる」。そこで上記各施設等管理者につき、本部長の指示にしたがった対応が求められる。この場合の港湾施設等には、都道府県や市町村が管理するものも含まれる。

③「特定利用空港・港湾」

「特定利用空港・港湾」として全国で 28 箇所が指定された。これは、内閣官房長官を議長とする「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」（2023 年８月 25 日）等での口頭了解により設置されるものであり、国会制定法にもとづくものでもない。「特定利用空港」に、国営空港を指定するとともに、福江空港（長崎県）、石垣港（石垣市）、博多港（福岡市）、高知港・須崎港・宿毛湾港（高知県）、高松港（香川県）、敦賀港（福井県）などの地方自治体を運営主体とする空港・港湾も指定された。これらの「特定利用空港・港湾」は、「武力攻撃事態」に至らない「重要影響事態」や「存立危機事態」の段階で、自衛隊等が「柔軟かつ迅速に施設を利用できる」。特定公共施設等利用法と「特定利用空港・港湾」の 2 つの仕組みを使って、切れ目なく戦争のために空港・港湾の優先利用がめざされる。

前者の仕組みは、地方自治体が国との間で「任意」で「対等」の契約の締結を通じて、地方自治体に対する法的義務づけを課す。

④住民個人情報を自治体の長が自発的に自衛隊に提供する仕組み

防衛省および総務省からの通知を契機として、18 歳および 22 歳の住民個人情報の提供を市町村に求める事案が全国各地で発生している。これは、各市町村長がその裁量で自衛隊各地方連絡部に、名簿提供することを求めるものである。

## ５．おわりに

これらの事態から、日本政府は地方自治体の協力なしに戦争遂行ができないことを意味する。国は、あらゆる手段で地方自治体を事実上の、あるいはあわよくば法的に、国の下部組織にしようとしている。しかしながらこの 10 年の辺野古裁判にもかかわらず、法的に国地方関係を逆転させることはできなかった。「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法１条の２）一環として地方自治を通じて戦争を止める。これが本稿の結論である。

# 能登半島地震に学ぶ

## ― 沖縄辺野古新基地の安全性 ―

立石雅昭　TATEISHI Masaaki　（新潟支部、新潟大学名誉教授：地質学）

### １．はじめに

2024 年元日に発生したマグニチュード 7.6 の能登半島地震は、石川県能登北部に甚大な被害をもたらした。この地震は、日本における内陸直下型（活断層型）の地震としては、1891 年の濃尾地震（M8.0）に次ぐ大地震であった。この地震による地殻の変動は、能登半島北部の海成中位段丘の分布高度から予測されていた。

日本列島はこの 40 万年間、太平洋側で沈み込むプレートによる応力下で、地震に伴って間欠的に隆起してきた。翻って、沖縄島における海成段丘の分布高度も、地球史的な最近の地震・地殻変動を示すものである。能登半島地震の教訓を生かす視点から、名護市辺野古周辺の段丘の分布をもとに、辺野古新基地建設地の耐震安全性について報告する。

### ２．辺野古周辺の段丘

能登半島地震では、北部から西海岸地域が 2m から 4 m 隆起した。その兆候は、能登半島北部から中部にかけての高位から中位の海成段丘の分布から予測可能であった。ここでの中位段丘は 100m から 120m の高さに分布している（小池・町田編、2001）。海成中位段丘は太平洋岸では四国室戸半島で最も高く 170m に達する。日本海沿岸では、福井県越前海岸、能登半島北岸、佐渡外海府で 100m を越えている。

辺野古においてもその構図は同じである。普天間基地「代替施設」とされている辺野古埋立予定地の西、キャンプシュワブと辺野古集落は、段丘面上に立地する（図 1）。辺野古集落は 20 数 m から 40m 近くの中位の海成段丘と、4m～8m の低位の海成段丘面に広がっている。それぞれ、何段かの平坦面から構成されている。能登半島地震では、沿岸部の隆起によって 4 段目の低位段丘が新たに生じた。

図 2 に、辺野古周辺の高度分布とその地形断面を示す。中央部を北西－南東に流下する辺野古美謝川を挟んで右岸（西側）と左岸で、その高度に大きな差があり、更に、左岸は特徴的に西に傾き下がっている。まずは、これらの堆積物が海の堆積物であるかどうか、そして、想定される活断層の両側で同一時代の地層に高度差があるかどうか、調査・解析が必須である。加藤（2018）は、沖縄防衛局による大浦湾側の音波探査記録をもとに、辺野古美謝川とともに、名護市素久から東海岸に平行して伸びる海底のくぼみに沿った活断層の可能性を指摘している。それぞれ辺野古断層と素久断層と呼称されている。大浦湾側の素久断層の活動で、西に傾き下がる地塊が大規模に隆起するとともに、その地塊は辺野古断層で西側（辺野古美謝川右岸）の隆起がもたらされたと推定される。両者は、12～13 万年以降も活動してきた活断層である。

### ３．地震とそれに伴う地殻変動を無視する埋立計画

辺野古の新基地建設を進めるに当たって、防衛省は地震並びにそれに伴う地殻変動を全く無視している。政府・防衛省のずさんさは明らかである。

埋立による基地建設に当たって、辺野古周辺で中位・低位の海成段丘堆積物が、どのような大地の変動で、現在の高度に分布するに至ったのか、検討・解析することが求められる。辺野古断層が長さ約 10km とすると、そこで発生する地震の規模は M7 に達する。しかも、この地域では、両活断層が連動する可能性もある。にもかかわらず、防衛省は埋立地を襲いうる地震の揺れを震度 4 クラスとの想定にとどめている。

政府・防衛省は、能登半島地震に学び、その教

訓を生かすことを放棄している。防衛省の「建設ありき」の姿勢は、地域の地球史的変動を無視していると言わざるを得ない。

**引用文献**

加藤　祐三（2018）辺野古新基地の活断層と地盤. 季論 21，2018 年秋号，109－117.

小池・町田編（2001）海成段丘アトラス.東京大学出版会，122pp.

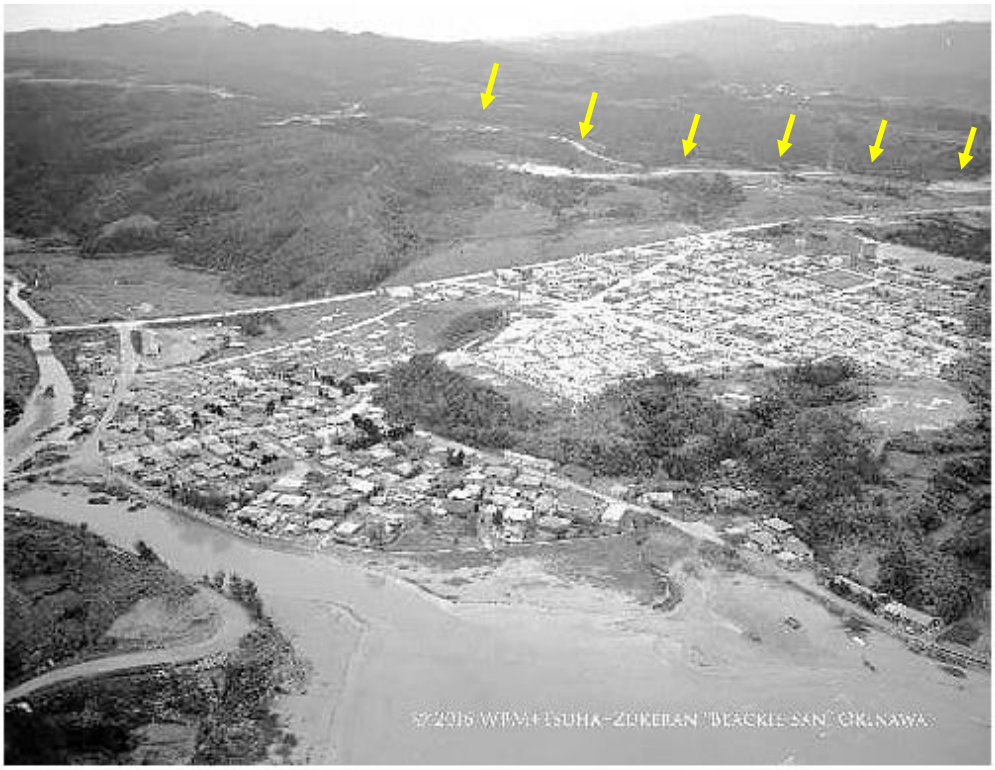




**図 1.　名護市辺野古の段丘面上に立地する集落**　低い方は低位段丘。右上の集落は中位段丘面上。写真右にキャンプシュワブが広がる。右上の白い線状の部分（矢印）は活断層が指摘される（加藤、2018）辺野古美謝川。

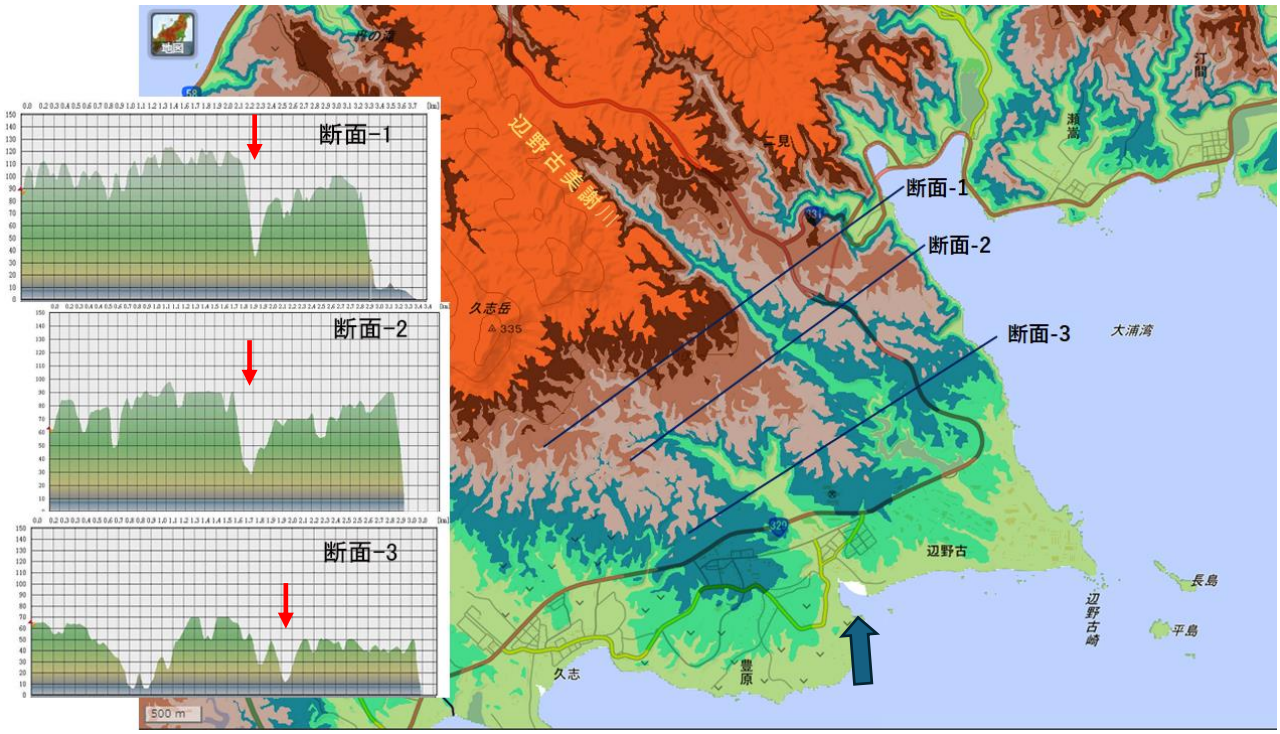



**図 2.　名護市辺野古周辺の高度分布と地形断面**　地形図の色調は高度による区分で、図 1 の辺野古集落（矢印は図 1 の撮影方向）の高い方は緑、低い方はうすい黄緑。断面図の赤矢印は辺野古美謝川、右端は海岸。

# 「大分敷戸ミサイル弾薬庫問題」

## ～住宅地に軍事目標を置く政策とは何か～

合田　公計　GODA Kimikazu（大分支部）

### 1. はじめに

地元で敷戸弾薬庫とも呼ばれる陸自大分弾薬支処は大分駅の南 5㎞余りの住宅地にある。ここで、大型弾薬庫 9 棟の新規建設計画が進行している。なぜ人口密集地の真ん中に外国領土直接攻撃ミサイル用の弾薬庫を建設するのか。そのようなミサイルは専守防衛に反するではないか。爆発等の事故の危険性だけでなく、戦争となれば真っ先に狙われて、住民に被害が及ぶではないか。これは住民説明会（昨 23 年 11 月 2 日、敷戸小学校）でも何度も出された住民の不安であり、批判である。大分の大型弾薬庫建設計画の公表は 2023 年 2 月（この時は 2 棟）。南西諸島の軍事要塞化（後述）に続き、本土最初の大型弾薬庫建設である。京阪奈学研都市の真ん中にある京都府精華町祝園弾薬庫でも 8 棟の弾薬庫建設が計画されている。弾薬庫を 2023 年度からの 10 年間で 130 棟建設するのが政府計画であり、今後各地で起こる問題である。基地や軍事通信その他の軍事施設、また民間の空港や港湾も軍事利用を行なえば軍事目標となる。石垣、宮古等南西諸島や大分、祝園その他で市民運動が組織され、運動が展開されている[i]。

### 2. 南西諸島の軍事化と全島避難計画

沖縄本島はじめ、九州本島南端から台湾近海に至る南西諸島では、弾薬庫、通信施設、ミサイル部隊など自衛隊諸施設・部隊の建設・配備が 2016 年以降急速に進んでいる。しかも、弾薬庫建設を倉庫建設と、地対艦攻撃ミサイルの配備を迎撃ミサイルの配備と偽り、自衛隊の配備が島の安全を高めるとの宣伝のもとに行なわれてきた。しかしその結果は、与那国島、石垣島、宮古島などの先島諸島住民ら 12 万人の全島避難計画を防衛省の要請により九州各県が作成中という事態である。全島避難計画は住民にとっては生活の破壊という深刻な問題である。軍備増強が生活の場を戦場としかねない危険な事態が進行している。

### 3. 各地が戦争計画に組み込まれて行く危険

2023 年 10 月に大分日出生台演習場などで行われた日米共同訓練レゾリュート・ドラゴン（RD23）では、コンテナが敷戸弾薬庫から大分市大在港経由で沖縄ホワイトビーチに民間のトラックと船舶で輸送され、そこから嘉手納基地に米軍と自衛隊によって輸送された[ii]。敷戸弾薬庫は南西諸島戦争計画に組み込まれている。佐賀のオスプレイ基地の強引な建設、福岡築城基地の準米軍基地化、民間空港・港湾の軍事利用など、九州は南西諸島戦争計画に組み込まれている。今後は、広島県呉、京都祝園その他各地が南西諸島の戦争計画や「継戦能力の向上」などの計画に組み込まれ、全国各地が戦場となるおそれがある。

### 4. 住宅地のど真ん中の弾薬庫

大分弾薬支処は第 101 弾薬大隊とともに大分分屯地にある[iii]。敷地は現在約 1.56 ㎢、東西の最長距離約 1.5 ㎞、南北の最長距離約 1.2 ㎞の横長楕円形に近く、敷地内に山・谷がある地形である。

敷戸弾薬庫は住宅地の真ん中にあり、小学校や病院、住宅に隣接している。周辺 2 ㎞の範囲に鴛野小学校など小学校が 5 校存在し、この 5 校の校区内人口だけで約 4 万人に達する[iv]。

今から約 40 年前の衆院において既に、周辺の急速な都市化・人口増加が指摘され、同分屯地の移転可能性をめぐる質疑が行われている。当時は 33 棟の弾薬庫に TNT 火薬換算で 1 千トンの火薬(弾薬)が保管されており、その用途は日出生台演

習場などでの演習用。この事実を防衛庁(当時)が国会で確認している[v]。

防衛省の火薬庫特別検査（2020 年 8 月公表）によれば、大分分屯地では 5 棟の法令違反（保安距離不足）があり、新弾薬庫を建設する余地があるのか疑問である[vi]。当初の 2 棟の弾薬庫は、保育所や住宅から 400ｍしか離れておらず、この保安距離に対応する弾薬量は 1 棟約 15 トンであるが、防衛省は弾薬貯蔵量に対する質問に答えない。

火薬類取締法は民間の火薬を対象とし、許認可権限は知事にある。同法の読替により、弾薬庫の建設は防衛大臣が申請し経産大臣が承認する。同法施行規則第 32 条は、経産大臣による例外的承認を定めている。保安距離問題も含め、弾薬庫規制法制のあり方にも研究が必要ではないか[vii]。

## 5. 住宅密集地に軍事目標設置は条約違反

日本が 2004 年に加入したジュネーブ諸条約（国際人道法）第一追加議定書（1977 年成立）は、その第 58 条（攻撃の影響に対する予防措置）の中で、住民を攻撃の影響から守るための予防措置を 3 項目に分けて規定している。すなわち、(a) 住民を軍事目標の近傍から避難させる、(b) 人口集中地域またはその近傍に軍事目標を設けることを避ける、(c) 住民及び民用物の保護のため、その他の予防措置をとる。この 3 項目とも、主語は「紛争当事者」、助動詞は英文では shall である。法律用語としての shall は法的義務を表す。

国際赤十字社は、第 58 条(b)項の解説において、「兵舎や軍装備品や弾薬の倉庫などを人口密集地に建設しないこと」、「そうした配慮は平時から払われるべきである」旨を述べている[viii]。

東門美津子衆院議員は 2004 年 4 月 20 日の衆院特別委員会において、58 条(b)項に基づき、軍事目標たる米軍基地の整理縮小を求めている。これに対し川口順子外務大臣は、第 58 条の主語が「紛争当事者」となっており、紛争が起こらなければ紛争当事者にならないとして平時適用を否定している[ix]。しかし、「紛争当事者」という主語は、(a)項の避難についても同一であるが、同年の国民保護法で「武力攻撃事態等」を想定して避難規定を作成している。平時における準備である。動かせない施設について、平時適用しない、準備しないとすれば同項は死文化する。国際赤十字の解説[x]を見ても、政府の主張には根拠がない。

## 6. 国民が被害を受ける戦争政策をとめよう

外国直接攻撃ミサイルは専守防衛に反し、外国との軍拡競争と安全保障のジレンマに陥る危険、基地周辺の住民に被害が及ぶ危険性を格段に高める。しかし現行の国家賠償法の下では、戦争による住民被害は賠償されない。住民被害の回避政策をとらず、被害の賠償もしない政策は防衛政策ではない。米国の軍事政策に巻込まれて戦争を始め兼ねない危険がある。戦争は物流を混乱させる。それだけでも減産、倒産、失業、インフレを招き国民生活は悲惨なものとなる。戦争の危機を高める軍拡政策を止めなければならない。

---

[i] 大分の市民運動については下記サイトを参照頂きたい。https://shikidoshimin.wixsite.com/shikido

[ii] 防衛省の地元説明資料（RD23 関連、2023 年 8 月）

[iii] 大分分屯地の開設は 1955 年 7 月。63 年大分市に編入。

[iv]分屯地から半径 5～6km の範囲に、県庁、市役所、大分駅など大分市中心部が、半径 10 ㎞には大分市の大部分が入る。国道 10 号、JR 豊肥線、大分大学も至近距離。

[v] 衆議院安全保障特別委員会、1986 年 4 月 9 日議事録、発言 No.258～264.

[vi] 地中式(横穴式)弾薬庫にも、弾薬輸送に伴う危険や弾薬庫出入口が破壊される危険なども考えられる。46 年 11 月の福岡県添田町の二又トンネル爆発事故も重要である。この事故は、トンネル上部の山が吹き飛ばされ(推定土石量約 20 万㎥)、死者、負傷者各々約 150 名、被害家屋 135 戸、被害半径 2km の大惨事。

[vii] 防衛省は内部通達で、「第一群、第二群の火薬庫の火災について、火薬に火が届かないことが確認できない場合は消火活動を行わない、600ｍ離れる」旨を指示している（陸上幕僚長「火薬類の取扱いに関する達、令和 4 年 2 月 25 日」別表第一）。「ミサイルが炎に包まれた場合は 2 分以内に 1 ㎞離れる」（琉球新報 2019 年 6 月 5 日。原資料は陸自教範）。何れも弾薬庫の最大の保安距離（対・市街地住宅、弾薬量 40 ㌧）550ｍより大きい。

[viii]解説の原文は以下のとおり。冒頭の 2251 は段落番号。
2251 This sub-paragraph covers both permanent and mobile objectives. As regards permanent objectives, **governments should endeavor to find places away from densely populated areas to site them. These concerns should already be taken into consideration in peacetime. For example, a barracks or a store of military equipment or ammunition should not be built in the middle of a town.** (国際赤十字社 HP 上のデータベースより)

[ix] 東門・川口間の論議については、衆議院「武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会」2004 年 4 月 20 日議事録、発言 No.251～255.

[x] 国際赤十字委員会は同議定書第 3 条（適用期間）の解説の中で、準備措置を講じる必要のため、第 58 条は常時適用される条文グループに含まれるとしている(段落番号 149 の c 項)。

# 経済施策に名を借りたセキュリティ クリアランス制度による軍事動員

井原　聰　IHARA Satoshi（東京支部・個人会員）

## １．はじめに

「経済安保推進法」（2022 年５月）が成立し、続いて「経済安保秘密法」（2024 年５月）が無風で成立した。この 2 つの法律は一対であり、かつ「特定秘密保護法」（以下「特秘法」）ともシームレスに運用され、市民の知る権利や基本的人権が阻害される危険性がある。報告者は、奇しくも内閣委員会の両法案の反対陳述に立ったが蟷螂の斧にもならなかったようである。

経済施策を装いセキュリティ・クリアランス制度（政府の機微情報を漏らさないと認定された人と施設等に付与する資格制度、以下 SC もしくは SC 制度）を導入し、科学・技術、大学・研究機関等を軍事動員する狙いがある。

## ２．諮問会議と準備委員会の設置

本年 6 月 26 日政府は「有識者会議」ならぬたった 5 人の「重要経済安保情報保護活用諮問会議」（以下「諮問会議」、第 1 表）と各省庁の次官からなる「重要経済安保情報保護活用準備委員会」（以下「準備会」、第 1 図）を設置し、もっか、パブコメに向けて「運用基準」の検討中で、12 月または 1 月早々にパブコメへの提案が行われる。

「諮問会議」は第 1 表、第 1 図から推察すると「準備会」の提案にお墨付きを与える会議とみてよい。国会の審議で一切語らなかった SC の「運用基準」をこの「準備会」が用意する。「行政ファシズム」を疑う。

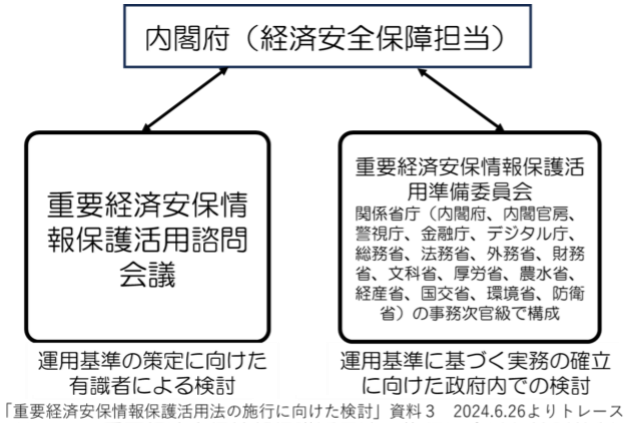
また第 2 図によると内閣総理大臣は毎年運用状況を「諮問会議」に報告し、「諮問会議」の意見を付して国会に運用状況を報告する。これは「特秘法」の「情報保全諮問会議」に相当する。

国会へのルートはいま 1 つ国会が設置するであろう「秘密会」、「特秘法」でいう「情報監視審査会」が想定されている。しかし、現行の「情報監視審査会」には監察権がない。第 2 図では、内閣

第1表　重要経済安保情報保護活用諮問会議構成員

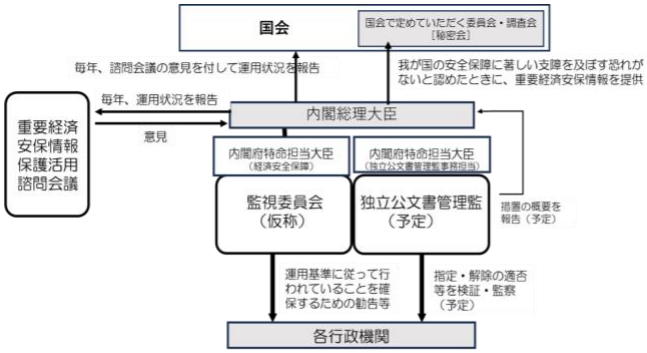
| | | | |
|---|---|---|---|
| 神橋 一彦 | 立教大学法学部 教授 | | |
| 冨田 珠代 | 日本労働組合総連合会 総合政策推進局総合局長 | | ※2 |
| 原 一郎 | 一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事 | ※1 | ※2 |
| 吉田 直人 | 株式会社 日経ＢＰ 代表取締役会長 | | |
| ◎渡部 俊也 | 東京大学未来ビジョン研究センター教授 | ※1 | ※2 |

※１　経済安全保障法制に関する有識者会議構成員
※２　経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議構成員
◎は座長
肩書は「重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について」(2024.6.26)より




「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料３　2024.6.26よりトレース

第1図　重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討体制




「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料 2024.6.26 よりトレース

第2図　重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を確保するための仕組み（イメージ）

総理大臣の指揮下で、各行政機関が「運用基準」通りに行っているか否かをチェックし、勧告等を行う「監視委員会（仮称）」の設置がみられる。これは「特秘法」の「内閣保全監視委員会」にあたる。委員の選任、委員会の構成などはおそらく「特秘法」にならい関係行政機関の長官、次官クラスで構成されるものになろう。「内閣保全監視委員会」は「適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効

期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う」とあり、監視であっても監察機能はない。

### ３．主な論点と注意点

第 2 表は「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料 3 の問題点の整理である。

筆者は、根本的には「特秘法」、「経済安保秘密法」の廃案を求めるものであるが、この 2 つの法の手足を縛り、実施を困難にする対応も必要と考える立場から、パブコメでは徹底的に批判することを念頭に置いて、ここでは「今後の主な論点」に沿って、第 2 回の審議状況および「適性評価に係る専門家意見の整理」（第 2 回資料 3）をも踏まえて問題点を検討した。12 月までには「運用基準」（案）が準備されるので、本報告の 12 月の時点ではさらに詳細で明確な指摘が可能となろう。

### ４．「適性評価」の基本的考え方に注目

「適性評価」（「諮問会議」第 2 回資料２「適性評価」）では「憲法 14 条を遵守するとともに、基本的人権を不当に侵害することのないようにする」とある。また「プライバシーの保護に十分に配慮する」、「思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない」、「漏らすおそれがあるかないかという観点での評価に過ぎず、その人の人格や業務遂行上の能力などを評価するものではない。そのため、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない」「質問票に記入した個人情報などは、内閣府や行政機関のみが取り扱うものであって、本人の上司等その他の者が取り扱うことがないようにする必要」があるとしている。国会審議中に懸念された問題点が、基本的考え方として明示されたことは非常に重要で、これらが如何に担保されるかを見極めたい。

### ５．経済秘密保護法に SC は必要か？

さらに大軍拡政策とのかかわりでもっとも重要な日米兵器共同開発、シームレスな日米軍事同盟の運用、軍需産業の共同利用・創出に関わる機密指定に SC 制度は必要であっても、重要経済秘密の遵守に SC がなぜ必要なのかが明確ではない。

第2表　今後の主な論点

| |
|---|
| **重要経済安保情報の指定・管理・解除** |
| 重要経済安保情報の範囲 |
| －「重要経済基盤保護情報」 |
| －「秘匿の必要性」 |
| 重要経済安保情報の保護・管理のための措置 |
| 重要経済安保情報の指定の解除 |
| 独立公文書管理監による検証・監察 |
| **適性評価・調査、目的外利用の禁止** |
| 適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方 |
| 評価対象者の範囲 |
| 個人情報の取扱い |
| 適性評価後の事情変更の取扱い |
| 苦情の申出の取扱い |
| 目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策 |
| クリアランス保有者であることの対外的な証明 |
| **適合事業者の認定** |
| 適合事業者の認定の具体的な業務フロー |
| 適合事業者の認定基準 |
| 適合事業者との契約に盛り込むべき事項 |
| 適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い |
| **その他** |
| 関係省庁や適合事業者に対する研修 など |

「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料3、2024.6.26より作成

政府が所有する秘密の情報（重要経済安保情報）を受領して事業経営をするには「秘密保持契約」で十分と考える。経済安保秘密法第 10 条にもとづき、取扱業務の代表者、代理人、従業員の範囲、この業務の管理者の指名、秘密の情報（重要経済安保情報）保護のための施設等の設置などを取り決めればすむはずである。また政府から提供された秘密の情報にアクセスするには当該情報を知る必要性が認められる者（Need-to-Know）に限られており、いわんや他の秘密の情報（重要経済安保情報）にアクセスするわけではない。しかもほとんどの事業者にとって、外国政府・外国企業とのアクセスは不必要である。

### ６．おわりに

本報告は軍学共同反対連絡会 News Letter 92 (9/5 発行)・93 (予定) 掲載の「大軍拡政策の隠れた要―SC 制度の運用基準作りスタート」をもとにした。「諮問会議」進行中なので、先述の通り 12 月の報告に詳細な指摘が出来るものと思う。

なお、拙著「経済施策に隠された軍事用途の‘経済安保秘密保護法’」（『月刊全労連』2024.9）、「危険な経済秘密保護法案ーセキュリティ・クリアランスの法制化の問題点」（『前衛』2024.4）などを参照されたい。

# 佐賀オスプレイ基地建設に反対する非暴力直接行動について

豊島 耕一　TOYOSHIMA Koichi（佐賀大学名誉教授）

## １．はじめに

昨年(2023 年) 6 月に始まった、佐賀空港隣接地での自衛隊オスプレイ基地の建設工事は残念ながら着々と進んでおり、8 階建ての隊庁舎・厚生棟の骨組みが姿を現したかと思えば、その周りにも数棟の建物の鉄骨構造が立ち上がっている。

これに対して、地権者、佐賀県民、そして他県の市民が、工事開始の初日から抵抗に起ち、工事車両を止めた。その後、地権者が工事の差し止めを国に求めた訴訟、一般市民による「人格権」に基づく同様の訴訟が起こされ、また佐賀県に対しても、県民 40 人が県有地・土砂無償提供の問題で住民訴訟を提訴している。

一方で私たちのグループは、それらの訴訟を支援、あるいは参加しながらも、裁判だけでは十分ではないとして、今年になってからその違法な工事を現場で止めるための行動を始めた。この報告は、沖縄県以外では今日ほとんど見られなくなった工事阻止の非暴力直接行動という、いわば「社会実験」に関するものである。

## ２．直接行動開始までの簡単な経過

佐賀空港へのオスプレイ配備計画の簡単な経緯は次のとおりである。空港建設の話が持ち上がった 1990 年 3 月、環境汚染への、そして軍事利用の漁業者らの懸念から、佐賀県と有明海８漁協との間で、「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」が交わされ、その覚書付属資料の中で「自衛隊との共用はしない」と明記された。「公害防止」とあるが、戦争体験に基づく当時の漁業者の反戦・平和の考えが背景にあることが西日本新聞、2019 年 5 月 23 日付けの記事にある。

1998 年 7 月、佐賀空港が開港する。2014 年 7 月、1990 年の県と漁協の約束を知らずか、或いは無視して、防衛省が佐賀県に対して佐賀空港への自衛隊オスプレイ配備等を要請したことが問題の発端である。

その後、知事が配備計画の受け入れを表明、有明海漁協も公害防止協定の「見直し」を受け入れたため、冒頭に書いた流れになった。しかし漁協の中の少数の地権者はこれを認めていない。

## ３．直接行動の再開

裁判を中心とした活動の一方、昨年 6 月の着工時には数度見られた現場での抗議行動・阻止行動は行われなくなった。筆者は、裁判と並行して現場での抗議も続けるべきと、裁判グループの会合など機会があるたびに主張したが、「警察から逮捕すると言われた」「ここは沖縄とは違う」などと“警告”や反論をされ、受け入れられなかった。

昨年 11 月 29 日の屋久島沖合での米軍オスプレイ墜落事故を機に、阻止行動の再開を訴える個人的なチラシを配るなど、仲間を募った。年末の 29 日、少人数の有志が集まり行動計画などを練り、次の基本認識と方針で合意した。

1）違法な工事を止めるための「私人による法の執行」であり、法的にも正当な行為であること。このため行動の透明性を確保し説明責任を負う。
2）非暴力に徹するため参加者には「非暴力と安全の誓約書」に署名を求める。
3）警察との対話、メディアへの広報の重視。

実はこれらは、筆者と 20 年以上の付き合いのある英国の平和運動家アンジー・ゼルターの方法に学んだものだ[1]。

項目 3 の「警察との対話」の手始めとして、今年 1 月 9 日、有志で佐賀県公安委員会に対し県警が違法な工事を取り締まるよう、警察法 79 条 1 項に基づく「苦情申し出」を実施した。

公安委員会からの回答がないため、19 日には我々で「取り締る」行動とその日程を記者会見で

公表した。8 社 9 名が出席、地元のサガテレビはカメラ取材、地元紙『佐賀新聞』は翌日の紙面で工事ゲート「封鎖」の日時まで予告してくれた。

1 月 25 日には上記の行動の趣旨と内容を説明する手紙を佐賀県警本部長に届け、その 2 日後に「私人による法の執行」として、工事ゲートでのダンプ阻止行動を開始した。同日「オスプレイストップ！9 条実施アクション佐賀」を結成した。

以後、9 月 28 日現在まで、月 1 ないし 2 回の阻止行動を実施している。行動は平和的に行われ逮捕者も出ていない。参加者の規模は 30 人から 50 人で、阻止行動も積算して 27 時間余にすぎないが、地元テレビや新聞のどちらかと言えば好意的な報道の繰り返し、そして自分たちの行動で実際に工事を遅らせたという体験により、参加者は大いにエンパワーされている。

## ４．地域の運動圏における拒絶と理解

この私たちの行動は、最悪の場合逮捕のリスクがあるにも関わらず、数十人規模の参加者・賛同者を集め、行動の実績を積んでいる。とはいえオスプレイ反対運動の中でも十分に理解され、受け入れられているとは言えない。参加者の数も実質的に工事に影響するほどではない。またオスプレイ反対運動の多数派である裁判グループの人々の理解も十分には得られていないため、そのグループの集会での私たちのチラシの配布さえ困難である。また、地元のテレビや新聞が繰り返し報道してくれているのにも関わらず、いわばメジャー左翼紙とも言うべき『しんぶん赤旗』からは全く無視されている。

賛同しない理由として逮捕のリスクがあることが言われる。もし逮捕されると長期間勾留される場合が多いので、“釈放闘争”などに人手と時間を取られ、運動全体にとってデメリットになるというものだ。しかしそのようなリスクを取ってもやるに値するものかどうか、つまりリスクと効果とを比較しての議論は、今回に関してはまだ私の耳には入らない。

## ５．運動圏での「市民的抵抗」の概念の理解拡大を

逮捕のリスクが非受容の要因の 1 つと述べたが、しかしこのような行動での逮捕はより大きなメディア露出というメリットもある。今年 1 月の最初の阻止行動の開始前に、ある通信社の女性記者に行動が終わった後のインタビューを求められた。「もちろん OK、ただし逮捕されなければの話ですが」と答えると、彼女の反応は「やめて下さいよ！もし逮捕されたらビッグニュースになるじゃないですか」というものだ。つまりより大きなメディア露出の機会が得られるということだ。

また、「市民的抵抗」＝直接行動のメリットは、すでに述べた行為者自身のエンパワーメント（自信）の他に、「覚悟ある行動」として一般市民に対して言葉以上の「説得力」を持つことだ。いわゆる「行為によるプロパガンダ」[2]である。

現在の内閣が進める日本の軍事化は、その規模も速度も尋常ではなく、対抗すべき市民運動の側もこれまでのやり方を根本的に考え直すべきだ。2015 年の安保法制で 10 万ものデモ隊が国会を取り囲んだが、このチャンスを野党も市民運動の指導部も有効に生かせず、法案通過を許した。「超法規的憲法保障」の手段を取ろうとしなかった彼らの責任は大きい。その違憲の「立法改憲」をベースにした今回の大軍拡と戦争こそは、どうにかして止めなければならない。オリンピックと違って「精一杯頑張った」では済まされない。今の日本はこのような厳しい局面にあるのに、自覚ある人々の多くが逮捕のリスクごときに怯んでいていいはずがない。

[注]

(1) アンジー・ゼルター、「非暴力直接行動が世界を変える」、南方新社、2024 年、参照。

(2) M・ランドル、「市民的抵抗」、新教出版社、2003 年、134 ページ。

# 横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備の撤回と早期全面返還を求める市民運動

後藤 仁敏　GOTO Masatoshi（神奈川支部）

## １．はじめに

2023 年 1 月 11 日の日米安全保障協議会（2＋2）での合意による横浜ノースドック（以下、ND）への米陸軍揚陸艇部隊（13 隻、約 280 名）の配備（図 1）は、横浜市民にとって戦争の準備が身近で始まったことを実感させるものでした。

横浜では 2014 年から IR カジノ誘致反対の市民運動があり、永く苦しいたたかいの末、2021 年 8 月の市長選で、カジノ反対の山中竹春市長を誕生させ、IR カジノ誘致の撤回を実現し、ほっとしているところでした（カジノ誘致反対横浜連絡会, 2021）。カジノは私たちからお金を奪うだけですが、米軍基地は命を奪うものとして、米軍部隊配備の撤回と基地の早期全面返還を求める新しい市民運動が始まりました。

この部隊は沖縄読谷村にある第 10 支援群の指揮下に置かれることを見ても、南シナ海や東シナ海の島々で展開する「海兵沿岸連隊」、南西諸島などの自衛隊のミサイル部隊と一体となった中国との戦争準備の具体化であることは明らかです。

ここでは、地元の神奈川 3 区野党共闘を求める市民の会（以下、3 区市民の会）の 2023 年 2 月から 6 月までの市議会請願運動、その後、6 月末から 12 月まで取り組まれた県民署名の運動、2024 年 2 月 8 日には部隊の運用開始に抗議する活動、その後の横浜 ND 米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会としての衆参両院議長あての請願署名の取り組みなどについて報告し、部隊の配備撤回、ND の米軍基地の全面返還を求める運動の展望について述べます。

## ２．３区市民の会の市議会請願運動

まず、地元の 3 区市民の会が立ちあがりました。神奈川 3 区は神奈川区と鶴見区からなり、私は永く鶴見大学に勤務していたことから共同代表の一人を務めていたので、この運動に参加しました。

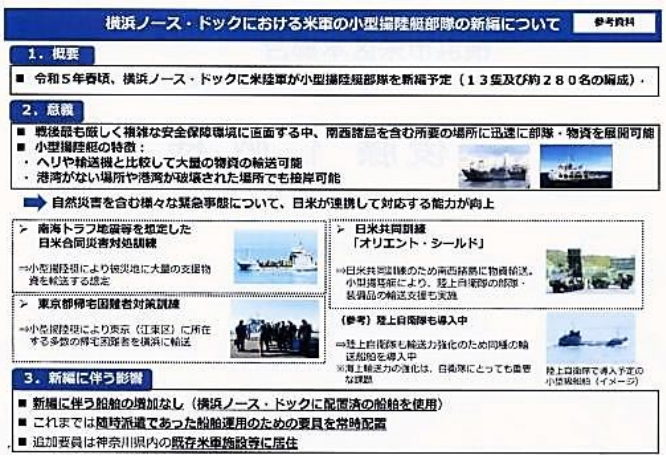
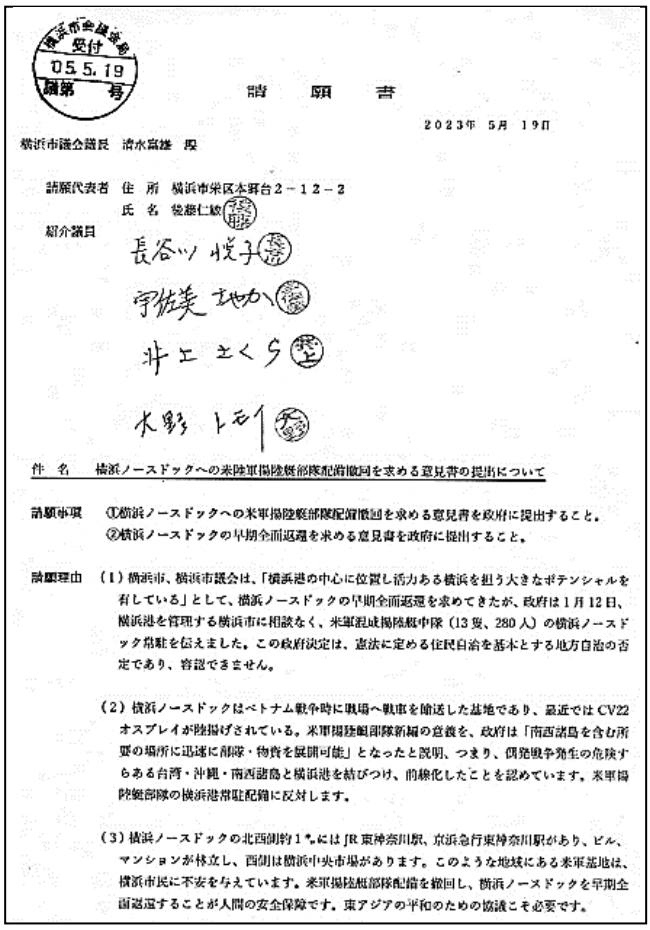



**図 1 横浜 ND 米陸軍揚陸艇部隊の防衛省参考資料**

2023 年春から配備されると神奈川県と横浜市に伝えられると、山中横浜市長は「遺憾」の意を表明し、防衛大臣に情報提供と説明、市民の安全・安心への対策を求めました。一方、黒岩県知事は容認の態度で、米軍司令官と笑顔で握手していました。私は県知事選で、岸牧子候補を応援し、黒岩知事では県民の安全を守れないと訴えました。

神奈川 3 区野党共闘を求める市民の会（以下、3 区市民の会）では、2 月 10 日に事務局会議で、揚陸艇部隊配備撤回を求めるために、浜田靖一防衛大臣に申入れをすることになり、2 月 21 日に第二合同庁舎の南関東防衛局に行き、大江室長補佐に中原憲一・伊藤新・柴田豊勝・畑野君枝の各氏と、防衛大臣あての申入書を渡しました。

3 区市民の会では鶴見駅などで署名を集める運動を行ないました。4 月 9 日の統一地方選の横浜市会議員選挙で、新しい市議会が発足し、5 月 17 日から 6 月 1 日まで第 1 回定例会が開かれることになり、3 区市民の会として私を請願代表者として、5 月 19 日に請願書を提出しました。中原氏らの尽力で、立憲民主党の長谷川悦子氏、日本共



横浜市会議会 受付 05.5.19 議第　号

請　願　書

2023年 5月 19日

横浜市議会議長　清水嘉雄　殿

請願代表者　住　所　横浜市栄区本郷台2－12－2
氏　名　後藤仁敏

紹介議員
長谷川悦子
宇佐美さやか
井上さくら
大野トモイ

件　名　横浜ノースドックへの米陸軍揚陸艇部隊配備撤回を求める意見書の提出について

請願事項　①横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備撤回を求める意見書を政府に提出すること。
②横浜ノースドックの早期全面返還を求める意見書を政府に提出すること。

請願理由　（1）横浜市、横浜市議会は、「横浜港の中心に位置し活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有している」として、横浜ノースドックの早期全面返還を求めてきたが、政府は1月12日、横浜港を管理する横浜市に相談なく、米軍混成揚陸艇中隊（13隻、280人）の横浜ノースドック常駐を伝えました。この政府決定は、憲法に定める住民自治を基本とする地方自治の否定であり、容認できません。

（2）横浜ノースドックはベトナム戦争時に戦場へ戦車を輸送した基地であり、最近ではCV22オスプレイが陸揚げされている。米軍揚陸艇部隊新編の意義を、政府は「南西諸島を含む所要の場所に迅速に部隊・物資を展開可能」となったと説明、つまり、偶発戦争発生の危険すらある台湾・沖縄・南西諸島と横浜港を結びつけ、前線化したことを認めています。米軍揚陸艇部隊の横浜港常駐配備に反対します。

（3）横浜ノースドックの北西側約1㌔には JR 東神奈川駅、京浜急行東神奈川駅があり、ビル、マンションが林立し、西側は横浜中央市場があります。このような地域にある米軍基地は、横浜市民に不安を与えています。米軍揚陸艇部隊配備を撤回し、横浜ノースドックを早期全面返還することが人間の安全保障です。東アジアの平和のための協議こそ必要です。

**図 2　3 区市民の会の横浜市議会への請願書**

産党の宇佐美さやか氏、無所属の井上さくら氏と大野トモイ氏の 4 人が紹介議員になってくれました。5 月 19 日、私たちは 4 人の議員室を回って、署名と印鑑をいただき、この日までに集まった 1161 筆の署名を添えて議会事務室に請願書（図 2）を提出しました。その後も追加署名を集め、5 月 29 日に二次分として 415 筆を提出し、合計 1576 筆となりました。議会事務局で点検した結果、1500 筆が有効と認められました。

私たちの請願書は、6 月 1 日の本会議で、共産党の大和田あきお議員と、無所属の大野トモイ議員が素晴らしい賛成討論をしましたが、採択は 22(立民 15、共産 5、無所属の井上・大野)、不採択は 62(自民 33、公明 15、維新 8、民主フォーラム 4、無所属 2)で否決されました（後藤, 2023)。

## 3．県民署名の取り組み

3 区市民の会の運動はその後、全県的な大きな幅広い運動に発展し、6 月 29 日に青井未帆学習院大学教授ほか 12 名の学者・弁護士の呼びかけによる県民署名が提起され、9 月末までに 10 万を目標として、神奈川平和運動センターと神奈川憲法共同センターが共同で進めること




**図 3 県民署名のリーフレット**

になりました。

7 月 14 日には、「横浜 ND への米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会」（森卓爾氏と私が共同代表、飛田久男氏が事務局長）も結成されました。福田護弁護士と山根徹也横浜市大教授を共同代表とする県民署名実行委員会もつくられ、リーフレット（図 3)、幟旗や横幕も作成され、全県で署名を進めました。

10 月 24 日には 57837 筆の署名が集まり、先行署名 3731 筆と合わせて 6 万を超え、山中市長代理の政策局基地担当理事の目黒享氏に福田代表から、渡されました。12 月 20 日にも追加署名が提出され、合計は 58938 筆となりました。

## 4．ND 基地の早期全面返還をめざして

私たちの反対の声は無視され、2024 年 2 月 8 日に部隊の運用が開始されましたが、200 人以上の市民が ND ゲート前で抗議行動を行ないました。

配備反対連絡会は、衆参両院議長あての請願署名に取り組むことになりました。沖縄県民の粘り強い運動に学びながら、部隊の配備撤回と全面返還を実現するまで活動を続けたいと思う次第です。

## 引用文献

カジノ誘致反対横浜連絡会（2021）カジノ誘致反対運動報告集, 82p.

後藤仁敏（2023）横浜ノースドックへの米陸軍揚陸艇部隊配備撤回を求める 3 区市民の会の活動報告．JSA 神奈川支部通信, 58(7), 9-13.

# 専門学校講義の空き時間を使った立憲主義を主題とした主権者教育の試み

大倉 信彦　OKURA Nobuhiko（沖縄支部）

## １．はじめに

新基地建設工事に反対するためのキャンプシュワブ辺野古ゲート前の座り込み現場の近くに、沖縄工業高等専門学校（沖縄高専）がある。沖縄高専の学生が作った、辺野古の座り込み運動に対する高専学生の意識を取り上げた自主作成動画を見る機会があった。この動画の中で語られていた高専学生の座り込み運動に対する意見は、座り込みに理解を示す肯定的なものもゼロでは無かったが、主要なものは、「スムーズな交通を阻害し、騒音をまき散らす迷惑な行為」というものであった。

この動画を見て個人的に危機感を感じた。座り込み運動は憲法が保障しているもののはずである。地方自治の本旨に基づき（2014 年に翁長雄志知事が当選、2018 年玉城デニー知事が当選、2019 年住民投票で有効票の 70%が新基地建設反対）、集会・結社および表現の自由を行使しての座り込み運動であり、立憲主義に従って行政権は主権者による運動を尊重し要求を聞き届けるのが本筋である。しかし、高専学生の多くは、行政権力が主張する威力業務妨害や道路交通法違反（通行妨害や歩道不法占拠）を根拠にする取り締まりの論理に、見事に絡めとられている様に見えた。これは主権者教育の不足、特に憲法の理解が不足しているのが主な要因だと考えた。沖縄各地から集まっている沖縄高専生の見方は、今の沖縄の若者に共通しているのではないかと考え、演者が非常勤講師を務めている専門学校で、講義を受講している学生を対象に、正規講義を実施しつつ余剰時間を捻出して、憲法に関するミニ授業の実施を試みた。

## ２．ミニ授業の内容

次のような内容構成の 15 分のミニ授業を行なった。授業内容なので口語的表記が混在する。

### １）日本国憲法の三原則

＜憲法条文提示 第 10 章 97～99 条＞

「皆さんの中学・高校時代に習った日本国憲法の三原則について覚えていますか。」と、学生に問いかけると相当数の学生が、①基本的人権の尊重、②戦争放棄、③国民主権という三原則を答えてくれた。

ここで 98 条を読んで、最高法規であることを確認した。憲法三原則に反する法律、命令などは無効である点を強調した。

### ２）憲法は誰に向けられている？

例えば刑法は国から国民に向けられている法律。

罪を犯したとされる国民は、裁判を受けて刑法に従って罰せられる。

では、憲法は誰に向けられているの？

99 条を見てみましょう。憲法を守らなければならない人々は誰。私たち？　守ることを求められている人たち：天皇（又は摂政）及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員ですね。

憲法とは、私たちから国の権力（行政、立法、司法）に向けられた命令書です。権力の暴走を止めるブレーキです。これを立憲主義と言います。

### ３）私たちは何もしなくて良いのか？

＜憲法条文提示 第 3 章 10～12 条＞

12 条(前半)を見てみましょう。不断の努力について条文で確認した。

ナチス時代にナチスの政策と戦った牧師さんの

言葉を紹介します。

---

マルティン・ニーメラー牧師の言葉

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は共産主義者ではなかったから。

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった 私は社会民主主義ではなかったから。

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は労働組合員ではなかったから。

そして、彼らが私を攻撃したとき 私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった。

---

私たち（国民）が声をあげる努力しないと、基本的人権はたちまち失われてしまいます。

まずは、憲法に関心を持ちましょう。そして、国の権力が憲法違反をしていることに気付いたら、声をあげましょう。声を上げている人を応援しましょう。それぞれの場所でできることを。これが不断の努力だと思います。

＜今日のミニ授業のまとめ＞
①憲法の三原則：基本的人権の尊重・戦争放棄・国民主権
②憲法は誰に向けられた法律か：権力の暴走を止めるブレーキ　⇒　立憲主義
③私たちの不断(普段)の努力が大切

## ３．ミニ授業の実施状況

この様なミニ授業は、専門学校の講義で空き時間ができた時に実施した。残念ながらたまにしか実施できていない。
2017 年　授業だけ
2019 年　授業と授業後アンケート
2022 年　授業だけ

## ４．ミニ授業を受講した学生の反応

2019 年のミニ授業終了後、「正規科目の成績には一切関係しないので、今回の憲法の話しについて興味を持てた人は、一言コメントを書いて任意に提出してほしい」旨を述べて、アンケート用紙を配布した。アンケート用紙回収率は約 90%（聴講者 124 名中 111 名 89.5%）であった。コメントを読んで類型化して、コメントの集計を試みた。多かった感想は以下の通りである（一人が複数コメントを述べているものもある）。

①“立憲主義を初めて理解した”
43 名（提出者の 38.7%）
②“ニーメラー牧師の言葉が印象に残った”
28 名（提出者の 25.2%）
③“声を上げることが大切と思った”
24 名（提出者の 21.6%）

## ５．今後加えたい内容

憲法前文の第 2 パラグラフ
“平和を愛する諸国民の構成と審議に信頼して、”平和を愛する諸国家ではなく、諸国民となっていることの意味など。

## ６．ミニ授業を考える上で参考にした文献

１）写楽編集部『写楽ブックス 日本国憲法』小学館、1982
２）C. ダグラス・ラミス(著)、加地永ほか(訳)『ラディカルな日本国憲法』晶文社、1987
３）池田香代子(訳)、C. ダグラス・ラミス(監)『やさしいことばで日本国憲法』マガジンハウス、2002

# 草の根の運動で憲法改悪を許さなかった九条の会運動

## －「九条科学者の会かながわ」の 20 年を中心に－

後藤仁敏　GOTO Masatoshi（神奈川支部）

### １．はじめに

2012 年の第二次安倍政権以来、集団的自衛権の行使容認、5 年間で 43 兆円という防衛予算の急拡大、核兵器を含む「抑止力」の強化、武器輸出の解禁、軍事技術研究と軍事産業の拡大など、立法改憲と実質改憲は急激に進みました。

しかし、安倍元首相、菅前首相、そして岸田首相もともに任期中の改憲を主張し、また、改憲勢力が国会で発議に必要な 3 分の 2 以上を占めながらも、結果的に改憲を果すことはできませんでした。私は、その理由は、全国に 7500 といわれる九条の会の草の根の運動の広がりがあったからだと思います。

ここでは、当初のメンバーがほとんど逝去しながらも何とか活動を続けている「九条科学者の会かながわ」など、私が参加した幾つもの九条の会を中心に、20 年に及ぶ九条の会運動の経過、特徴、課題について述べたいと思います。

### ２．九条の会運動の歩み

九条の会運動は 2024 年 6 月 10 日のノーベル賞作家・大江健三郎氏ら 9 人の「九条の会アピール」に始まります。「日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます」というアピールは、燎原の火のように広がり、2011 年には全国に各地・各分野の 7500 の会が結成されたといわれます。

この会の特徴は、何よりも 9 人の呼びかけ人の多様性にあります。井上ひさし（作家）、梅原猛（哲学者）、大江健三郎（作家）、奥平康弘（憲法学者）、小田実（作家）、加藤周一（評論家）、澤地久枝（作家）、鶴見俊輔（哲学者）三木睦子（社会活動家）という組み合わせは、これまでにない広がりと深みを含んでいました。9 人の呼びかけ人は 20 年間に次々と亡くなり、現在では生存者は澤地さん一人になりましたが、亡くなる度に故人の志を受け継ぐ集会が開かれました。

2016 年 9 月には、会の体制強化のために次の 12 人からなる世話人会議が設置されました。愛敬浩二（早稲田大学教授）、浅倉むつ子（早稲田大学名誉教授）、池内了（名古屋大学名誉教授）、池田香代子（ドイツ文学翻訳家）、伊藤千尋（ジャーナリスト）、伊藤真（弁護士、伊藤塾塾長）、内橋克人（経済評論家）、清水雅彦（日本体育大学教授）、高遠菜穂子（人道支援者）、高良鉄美（琉球大学名誉教授）、田中優子（法政大学名誉教授）、山内敏弘（一橋大学名誉教授）。学者が 7 人も含まれております。

九条の会運動の歩みは、8 回に及ぶ全国交流集会の報告集にも記録されています。私は毎回参加しており、第 2 回では九条科学者の会かながわ（後藤, 2008）、第 3 回では栄区九条の会、第 8 回では九条の会鶴見区交流センター、九条かながわの会、九条科学者の会かながわ、根岸線沿線九条の会連絡会の活動を報告しています（後藤, 2023）。

### ３．「九条科学者の会かながわ」の歩み

九条の会が 2024 年 6 月 10 日にアピールを出すと、各分野の九条の会が次々と結成されました。「九条科学者の会」も 2005 年 3 月 13 日、20 名の発起人を含む 196 名の呼びかけによって設立されました。また、「九条かながわの会」は半年以上にわたる討論を経て、同年 11 月 2 日に 18 名の呼びかけ人により発足しました。

この 2 つの会の発足を受けて、同年 11 月 22 日、「九条科学者の会かながわは」43 人の呼びかけ人、92 人の賛同者を得て発足しました。代表世話人は川崎健氏、事務局員は尾崎朋子、小坂淳、

今野宏、塩谷光、森田祥の各氏と後藤の 6 人でした。尾藤氏が会計、小坂氏が名簿管理、塩谷氏がホームページを担当し、チームワークのよい事務局でした。九条の会第 2 回全国交流集会報告集（九条の会, 2008）で、後藤が「チームワークと財政力で活気」と題して次のように報告しました。

私たちの会は、神奈川県で科学者に九条の会アピールを広げるために結成され、43 人の呼びかけ人から、2 年間で 124 名の賛同者へと運動を進めました。主な活動は総会と学習会で、各 3 回と 5 回開催しました。講師は弁護士、憲法学者、経済学者、ジャーナリストなど多彩です。本会は、毎月の拡大事務局会議で運営され、水産学者が代表、古生物学者が事務局長、公衆衛生学者が会計、通信工学者がホームページ、水産学者が名簿管理を担当し、チームワークを発揮しています。本会の特徴は財政力で、年 1，2 度振替用紙を送るだけで、延べ 200 人から約 70 万円のカンパが寄せられています。この力で、映画「日本の青空」の製作委員会に参加し、9 条世界会議や Peace Night 9 にもカンパしました。会のメンバーは、県内各地の「九条の会」でも活躍しています(後藤 2008)。

同時に、「九条科学者の会」の周年記念の集いにも毎回参加し、地域の会の一つとしての活動を報告してきました。また、2008 年 11 月 2 日に「九条かながわの会」が開催した「みんなあつまれ！九条まつり」では、賛同する科学者 100 人以上の憲法 9 条へのメッセージを展示しました。

自民党は 2005 年 10 月と 2012 年 4 月に改憲草案を発表しました。2005 年案では 9 条の「戦力不保持」を削除して「自衛軍」を持つことを明記するだけでしたが、2015 年案では、9 条に「自衛権」を明記し、「国防軍」を規定しました。また、第 21 条には、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」として表現の自由の制限を明記しました。さらに 97 条の基本的人権を削除し、98 条に緊急事態条項を新設し、99 条を改悪して、第 102 条に「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」という国民に憲法尊重義務を課しました。現行の国家をしばる憲法、国民の権利を守る憲法から、国民をしばる憲法、国民に義務を強要する憲法へ、立憲主義を否定する大日本帝国憲法の回帰をめざすものでした。九条の会は、自民党改憲草案の狙いを国民に知らせ、草の根の憲法改悪反対運動を広げました。

安倍政権は自民党改憲草案が不人気なのを見て明文改憲を先延ばしして、実質改憲、立法改憲を進めました。2014 年 7 月 1 日に、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、その立法化である安保法制（戦争法）を強行採決したのです。私たちは、「安全保障関連法に反対する学者の会」に参加して、強行採決後は「戦争法の廃止を求める 2000 万人統一署名」に取り組み、さらには全国で安保法制違憲訴訟を開始しました。

明文改憲については、自民党改憲草案ではハードルが高すぎると感じた安倍首相（当時）は、2017 年 5 月 3 日に突然 4 項目改憲（憲法 9 条への自衛隊明記、緊急事態条項、参議院の合区解消、教育の充実）を主張しました。このうち自衛隊明記と緊急事態条項は、日本会議常任理事の伊藤哲夫が 2016 年 9 月に発表した改憲案であっただけでなく、旧統一教会系の国際勝共連合副会長の渡辺芳雄氏の 2017 年 4 月の動画での改憲案を採用したものであることが明らかにされています。

これに対し、私たちは 2017 年 9 月からは、九条の会も参加する安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクションの「安倍 9 条改憲 NO！憲法を生かす全国統一署名」（3000 万署名）にも取り組みました。

## ４．九条の会運動の発展と課題

九条の会運動は、安保法制（戦争法）反対運動のなかで、総がかり行動実行委員会や市民連合の運動に広がりました。次の総選挙では、裏金と旧統一教会に支えられた自民党政治を終わらせ、最低でも改憲勢力に 3 分の 2 以上の議席を与えないことをめざしたいと思います。

## 引用文献

後藤仁敏（2008）チームワークと財政力で活気.九条の会第 2 回全国交流集会報告集, 72.

後藤仁敏（2023）20 年の歩みを踏まえて、今こそ、九条の会運動を広く、強く進めましょう．九条の会第 8 回全国交流集会報告集－大江健三郎さんの志を受け継いで, 13-14.

# 九条科学者の会の軌跡

## ―戦争する国への道に抗う運動のなかで―

松井 安俊、MATSUI, Yasutoshi、（九条科学者の会事務局）

### はじめに

イラク戦争(2003～)に伴う自衛隊の海外派兵など、改憲策動が強まるなか、井上ひさし他 9 氏のアピールが「日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変え（中略)、そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を実際上破り、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにし、（中略）子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えよう」とする動きに警鐘を鳴らして、九条の会が 2004 年 6 月に発した。その呼びかけに、科学者・研究者として呼応しようと、「九条の会アピールに賛同する科学者研究者の会」（以下、九条科学者の会 or 会）は故・片平洌彦氏らが発起人となり、様々な分野からの呼びかけ人 197 氏が連名して、2005 年 5 月に発足した。

教育基本法（2006)、国民投票法（2007)、2009 年の政権交代を経て、2012 年第 2 次安倍政権以降、集団的自衛権容認閣議決定（2014)、安保関連法（戦争法）の強行採決（2015）と、改憲策動は本性を現し，「戦争する国」を許さない幅広い運動の一端を担ってきた会の軌跡を振り返る。

なお、会の発足には日本科学者会議の協力があり、発足後も事務局の活動への便宜、集会などでの共同など、協力・協同の関係であった。

### 「九条の会アピール」への賛同署名

会の発足から 10 年余りは「九条の会アピール」への賛同署名の拡大を主軸として活動した。記録によると賛同署名は発足初年に 1400 筆、4 年目には 3000 筆を突破したが、東日本大震災以降はペースダウンし、発足 10 年を超えた 2016 年末で 3900 筆に至った。この時期からは九条の会アピールに応える運動のフェーズが安倍政権下での改憲策動に対応する課題に遷移していった。

### 改憲阻止に係るテーマでの集会開催

会は発足に際して、3 名の共同代表（片平洌彦、小森陽一、渡辺 治）および事務局の設置、毎年 3 月の「発足記念のつどい」開催などの運営の骨格を取り決めた。これに従って、毎春のつどいを開催し、1 周年のそれでは「7 つの行動提起」を確認、2 周年ではアピール「私たちは、憲法改悪のための非民主的な『国民投票法案』に強く反対します」を発表、4 周年では前年ノーベル物理学賞受賞の益川敏英氏を招いた超満員の集会を開催して、社会的にも注目を浴びた。発足から 4～5 年のつどいでは全国各地で活動している大学九条の会の交流を併催し、その記録を資料集にまとめるなど、重層的な活動を進めた。2011 年 3 月 12 日のつどいが東日本大震災で中止となったのを転機に、以後は春と秋に集会を開催してきた。新型コロナ以降は集会のリモート開催が中心となった。

### 対外表明、宣伝・普及、交流活動

自民党、政権、憲法調査会での改憲とそれに直結する情勢や問題点をめぐって、事務局長声明ないし談話の形での対外表明を機敏に発するとともに、自民党改憲案、集団的自衛権をめぐる問題点を広く宣伝するツールとして、プロのグラフィックデザイナーによるリーフレット『私たちは安倍内閣による改憲に反対します。自民党改憲案のここが問題』(2013)に始まり、4 種のリーフレットをそれぞれ 2 万部規模で発行、普及した。

情勢と運動の節目に九条の会、九条の会東京連絡会などが呼びかけたイベントや JSA の総合学術研究集会、東京科学シンポに可能な限り参加し、シンポジウム「急進展する軍学共同にどう対抗するか」（2015）などでは共催に加わってきた。

以上詳細は https://9jo-kagaku,jp 参照をされたい。

# 専守防衛論の限界論—9 条改憲との関係で

永山茂樹、Shigeki NAGAYAMA、（東海大学）

自衛隊の海外派遣禁止、集団的自衛権の否定、敵基地攻撃能力（反撃能力）の否定、軍事予算の GNP1％枠など、これまで国会や政府が採用してきた憲法九条の運用と解釈は、日本の軍事化に対して、一定の抑制的な機能をもっていたといえよう。

これは政府の用語では、「専守防衛」としてまとめられていたものである。しかし規範論としての専守防衛論は、必要最小限の自衛力保有を認め、つまり、軍事力の保有を否定しなかったという弱点をもっていた。

しかしこれらの解釈は、いまや次々と撤廃されようとしている。すでに 1900 年代末の湾岸戦争後の掃海活動以来、自衛隊は多国籍軍の一員としての活動を行ってきた（アフガン戦争、イラク戦争）。また近年は控えめになっているとはいえ、自衛隊はさまざまの PKO あるいは PKF にも参加してきた。かつての参議院決議（海外派遣の禁止）は無に帰しているといえよう。

自衛権行使は、日本に対する軍事侵略に対処するものとして正当化されてきた。しかし 2014 年の閣議決定によって、集団的自衛権の行使すら、容認されることとなった。したがってアメリカ軍に対する他国からの攻撃が行われた場合であっても、それが日本の存立にとって危機にあたるとみなされれば、日本もそのような攻撃に対処することができることになる。これでは自衛隊が、アメリカ軍といっしょになって戦争をすることにつながりかねない。

歴代の自民党政府は（安倍内閣も含む）敵基地攻撃能力の保有を、憲法に照らして否定してきた。しかし 2022 年に改定された国家安全保障戦略は、憲法 9 条との整合性を根拠なく主張し、それを「反撃能力」の名で正当化した。

さらにこの国家安全保障戦略は、軍事費の GDP1%枠を撤廃し NATO 加盟国なみの 2%に引き上げた。このような上限引き上げによって、23 年度予算から、国民生活を犠牲にする大規模な軍拡予算（23 年から 27 年までで、一般会計で 43 兆円にものぼる）が組まれている。

つまり、これまであった日本の軍事化に対するさまざまな歯止めが、現実の政治のなかで、その有効性（権力規制という力）をいっせいに失いつつあるといえる。

さらに 2024 年の「2＋2」には、日米による核兵器共有を示唆する「拡大抑止」（extended deterrence）の語も盛り込まれたことは看過することができない。そうすると非核三原則（核兵器を持たない・作らない・持ち込ませない）も、近い将来に撤廃の対象となるおそれもある。

このようなことは、「拡大抑止」の名で、人類の存続をおびやかす蛮行に加担することを意味する。ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマの経験を経たわれわれにとって、とうてい受け入れられるものではない。また核兵器禁止条約の完全な実現を求める世界民衆の願いにも反する。

また従来の専守防衛論は「日米安全保障条約を基軸にしたもの」であった。しかし近年の日本はクワッド（日米豪印の四カ国同盟）、NATO 加盟国との物品役務相互提供協定の締結、アメリカをハブとした二国間安全保障の連鎖化（アメリカを仲立ちとした日米・米韓同盟の三国軍事同盟化、日米比の軍事同盟の構築などはその例である）、NATO 加盟国などとの共同演習など、必ずしも日米安保条約に限定されない、世界的な中国包囲体制に依拠したものを含むようになっている。

アジアの平和は、中国敵視の軍事的包囲によって実現することはできない。中国・北朝鮮を含む関係諸国の間の、非軍事的な友好関係を構築することが絶対に必要である。そのために、「安保」

政策を徹底的に抜本から組み替える必要がある。

さてここで、これらの軍事化は、いずれも「専守防衛」の美（？）名のもとで進行していることに注目しよう。専守防衛は、日本からの侵略戦争を否定するという意味で、もっぱら非軍事的（peace-oriented）な議論であると考えられてきた。

それは日本国憲法 9 条 1 項が規定したもの、とも考えられている。しかしかりに他国からの侵略があったとき、それに対処するための必要最小限の軍事力（自衛力）を行使することを容認するという点で、軍事力の絶対的否定とは明確に異なる。

これは憲法 9 条の解釈の仕方にもよっている。「自衛権」の概念を憲法上の根拠もないまま、なんとなく受け入れてきた憲法解釈論（通説）にも問題があったのではないか。憲法によって明示的に授権されていない権力を、立憲主義国家が前・憲法的に主張することはできないはずである。

しかし軍事の技術的な「進歩」にともなって、このような意味での非軍事的な専守防衛論は、そのまま維持することが困難になっている。

第一に、遠距離からの大量破壊兵器を用いた攻撃技術（たとえば核弾頭を登載した長距離・高速ミサイル）が「進歩」している。それにともない、相手からの攻撃を受けた後に、自国の領土内において反撃をすることは、十分な効果をもたないおそれがある。相手が打ったあとではもう手遅れになる。それができると思われたイスラエルのミサイル防護システムは、ハマスが使った安価なミサイルを打ち落とすことができなかった。専守防衛では、ほんとうに防衛をすることが難しい。

第二に、経済安全保障体制（経済安保法、軍需産業支援法、経済情報秘密保護法）のように、狭義の兵器を使うものとはべつの問題がある。これまでの専守防衛論は、このような「経済を使った軍事目的の達成」のための権力行使に対応していない。相手国からの軍事攻撃は存在しないからだ。

さらにサイバー攻撃に対する能動的防護という、あたらしい課題を付け加えることもできるだろう。ネット上の「攻撃」は、専守防衛論において実力行使の前提とされてきた、相手国からの（軍事）「攻撃」と同視することが許されるのだろうか。

そのような軍事技術の発展を前に、あるいは経済と軍事の不可分の（？）関係を前提にして、従来の専守防衛の原則を修正し、「先回りして相手をたたく軍事力」「軍事攻撃がない場合でも対抗する力の保有」「サイバー攻撃と軍事攻撃の同視」に舵を切り（military-oriented）、あたらしい専守防衛をめざすことも考えられる。これが、故・安倍晋三首相の構想した「積極的平和主義」であり、そしていま進行する軍事化とつながる。

しかしそれは、世界的軍拡をさらに促進し、人類がダモレスクの剣の下でおびえながら生きることを強いることでもある。それは、自由を奪われた日常であり、人間らしい「生」とはいえない。またそれは、憲法前文「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を否定することである。

だとすれば、「防衛」と称する兵器をふくめ、一切の軍事の開発・保有・移転を否定した先にこそ、持続可能な社会があるとみるべきではないか。「専守防衛」概念は、克服すべき対象なのである。

なお「専守防衛」にはもう一つ、その事実上の非対称性、という問題がある。専守防衛の権力をじっさいに行使するには、それを裏付ける物質的な根拠が必要である。しかしそれには、大量の天然資源・経済資源を動員する余裕のある国であることが前提条件になる。その裏付けがない国にとって、専守防衛の概念は「絵に描いた餅」である。

主権国家の平等を基本原則として成立する現代国際社会（それは国連憲章が目指すところでもある）において、専守防衛という概念は維持できないのではないか。

そしてもう一つ重要なことは、もし日本が「専守防衛」という力をもつとすれば、それは安保条約体制の下、アメリカの圧倒的な軍事力と、核の傘があるからだ。

# 憲法の軍縮平和主義の原点の発展的解釈

稲　正樹、Masaki INA、（元 国際基督教大学教授）

## １．はじめに

自衛隊の発足後 50 年目を迎えている 2024 年の現在、安保三文書軍事体制安保法制のもとで、敵基地攻撃能力を現実化と軍事予算の大増強、自衛隊と米軍の作戦と軍事力の指揮統制機能の一体化が進められ、主権国家としての安全保障政策の主体的判断の余地さえ放棄しているようにも思われる。

2022 年 12 月に閣議決定された国家安全保障戦略では「憲法」の言葉は一度しか登場しない。憲法 13 条の「生命・自由・幸福追求の権利」の保障も真剣に考えられていない。ここにあるのは、人間の安全保障ではなく赤裸々な国益追求の国家の安全保障である。その国益追求は、米国の世界戦略・アジア戦略への従属を余儀なくされている。日本国憲法が基本にしている国際協調主義を採用することなく、時代錯誤の経済成長路線を追求する。そして諸国民への「平和的生存権」の保障を可能にする国際秩序の変革ではなく、インド太平洋地域において中国の挑戦に対抗して、現行国際秩序を維持、発展させることが国益であることを臆面もなく述べている。

大軍拡の推進と敵地攻撃論という国家安全保障戦略に対応して、安保体制と自衛隊による安全保障に代わりうる対応構想をどのように説得的に提示してしていくのかという課題がある。日本国憲法の平和的生存権は、2016 年に国連総会で採択された「平和への権利宣言」をさらに実り豊かなものにしていく指針としての役割を有しており、核の脅威から解放された東北アジア非核化の課題に取り組む上での指針を有している。

自衛隊と憲法をめぐる問題について、憲法研究者の間においてさえ、自衛のための実力の保持・行使に関して、従来の禁止説ではなく、許容説、方向づけ論、要請説などが登場するに至っており、改めて、憲法の軍縮平和主義の原点を確認した発展的解釈が求められている。

## ２．平和憲法の原点の発展的解釈

平和憲法の「原点」に立ち帰るとは、1947 年の誕生と少年期の過去に逆戻りすることではない。壮年の働き盛りの経験と英知を結集して、初志に含まれる普遍的・独創的価値を再発見し、それをわが国と世界の恒久平和の建設のために新しい世紀に向かって「発展的」に生かすことに他ならない。 旧軍国主義体制と独善的な好戦的国家主義を再びしないため、かりに再軍事化を前提としても文民統制と国際協調（普遍的国連の尊重、国際法・条約誠実遵守）が最低限の原則である。しかし、平和憲法はそのような通常の諸外国憲法同様の国際協調路線にとどまるわけではない。憲法前文と第 9 条を基軸とする次のような 3 つの平和原則に注目すべきであるという憲法学説（深瀬忠一説）を再検討する。

第 1 平和原則：一切の戦争放棄システムの維持・展開によって国連の平和維持機能を強化することに寄与し、戦争制度を廃止する「戦争非合法化」の普遍的世界平和組織の建設と実効化を目指す。

第 2 平和原則：わが国における軍縮と軍備撤廃の実行のプロセスと実績を示しつつ周辺国際地域そして世界の軍縮実現のイニシャチブをとり促進する。

第 3 平和原則：日本国民の「平和的生存権」保障の実行モデルを提示しつつ、全世界の国民（人類）がそれをひとしく尊重される「正義」に基づく人類平和「秩序」の建設に努める。

## ２．平和の道を選択する世論を作り出していくために

第 1 に、日本国民の近代・現在戦争の経験を確認し、継承していく必要がある。第 2 に、東アジアにおける和解と相互協力をすすめ、東アジアにおける軍事的緊張の緩和と非核・平和保障機構づくりに取り組む必要がある。第 3 に、軍隊ではなく一般市民を防衛の主体とし、非暴力手段により市民生活を防衛するという安全保障の方法論である「市民的防衛論」を検討する必要がある。そして第 4 に、従属国家化に向かわざるを得ない軍事大国の道ではなく、平和的国際協調主義の原点に立ち還ることである。

# リスクと人格権

## 安保法制違憲訴訟を題材に

志田陽子、SHIDA, Yoko、（武蔵野美術大学・日本科学者会議共同代表）

### １．はじめに

私たちの生活にさまざまな科学・化学の成果が応用され浸透している現在、私たちはさまざまな健康リスク・生命リスクを日常の中に織り込みながら生活していることになる。憲法学においては、原子力発電所事故の問題、気候変動問題やコロナ感染症問題の浮上に伴って、「リスク」について考察し理論化する試みが活発になった。本報告では、報告者が経験した安保法制違憲訴訟における法廷証言や意見書提出の内容をもとに、安全保障とリスクに関する考察が、人間の「人格権」の観点から必要であることを論じる。

### ２．安保法制違憲訴訟における被侵害権利

国が集団的自衛権の行使に法的根拠を与える法改正を 2015 年の国会で可決したこと、この改正法に基づいた自衛隊派遣が 2016 年に南スーダンで実施されたこと、日本国内でもこの新体制に基づいた装備品配備や演習が行われていることなどを受けて、2016 年から各地でこれらを憲法違反に問う安保法制違憲訴訟が提訴された。そのほとんどは現在、最高裁で憲法判断なしの請求棄却という結果となっている。その中には、国の立法プロセスに問題があったことやこの法制度に問題があることを示唆するものもあった。しかしどの判決も、訴えられていた被侵害権利について、正面から取り上げて実質的に審理してはおらず、判断を回避する内容となっている。

提訴者が訴えていた被侵害権利は、平和的生存権、人格権、憲法改正決定権の三種だった。本報告は、このうちの人格権を取り上げる。

### ３．生命・健康へのリスクと人格権

日本の裁判ではもともと 1960 年代から、人格権の中に人間の生命健康への害やその危険を問題とする「環境権」の考え方を含める考え方が採用されはじめていたのだが、1981 年の大阪空港訴訟最高裁判決によってこの思考が否定された。しかしこのときの判決が圧力によるものであり、裁判官らのもともとの考えは人格権に基づいて提訴者の請求を一部容認するものだったことが伝えられている。したがって報告者は、上記安保法制違憲訴訟において人命・健康・平穏生活への被害が生じているとの訴えがあるものについて、このタイプの人格権が封じられる以前の理論に戻って考察すべきと考え、複数の地域の原告の訴えを分析した。そこでわかったことは騒音（とくに恐怖感を感じさせる爆裂音や軍用機飛行音）による具体的な健康被害を受けている人がいたこと、心理的なパニック状態を経験した人がいたこと、原子力関連・医療関連の事業従事者からの警告が不安・恐怖の訴えとして寄せられていたことである。

### ４．司法の役割

日本の裁判所は上記訴訟に対し、一貫して「具体的な権利侵害はない」との理由で人格権問題に踏み込んだ検討を示していない。しかし、国会でこの種の健康リスクについて議論が行われていない場合に、各種証拠や専門家証言を公開の法廷に提出しその精査を求めることは、提訴者の「裁判を受ける権利」に照らして認められるべき事柄である。とくに生身の人間として許容できないリスクがある、という事柄についての訴えがあるときには、このリスクが受忍限度内のものであるか、国が国民に許容を求めることのできない事柄であるかを、専門家の証言などに基づいて判断する必要がある。本報告では最後に、科学者の真摯な言説が排除されがちな現状を踏まえて、憲法上求められる「司法の役割」論にも考察を及ぼしたい。

# アメリカ介入主義外交と日本

本田浩邦、Hirokuni HONDA、（獨協大学）

## １．はじめに

ウクライナ、ガザでの戦争、さらにそれがレバノン空爆に波及し、現在、アメリカはいくつもの出口の見えない戦争に加担している。同時に、「台湾有事」を煽り新たな対立に仕立てようとしている。本報告では、こうしたアメリカの介入主義について、その淵源と現在の特徴について検討する。

## ２．アメリカの介入主義の起源

ハワイ併合や米西戦争を除いて、アメリカが本格的に対外介入主義を鮮明にしたメルクマールは、1940 年 9 月 2 日の「駆逐艦＝基地交換協定」である。ナチスによるロンドン空爆、フランス、ベルギー、オランダへの侵攻を背景に、イギリスは戦艦 50 隻と交換に、それまで同国が世界中に保有していた植民地の基地をアメリカに譲ると約束したのである（ヴァイン 2016）。

ニューファンドランド、バハマ諸島、ジャマイカ、セントルシアなどの 99 年間の租借権がアメリカの手に棚ぼた式に舞い込んだ。アメリカは大戦中と戦後の冷戦の時期にヨーロッパ、日本などへの駐留とこれら地域への軍事的派遣の構築をすすめた。その意味で、アメリカの戦後の帝国主義化の推進要因は、冷戦のもとでの政府主導による軍事化促進であった（Sorensen 2020）。その際の軍産複合体の構造をセイモア・メルマンは『ペンタゴン・キャピタリズム』で「国家経営体」と呼んだ。

## ３．政治主導から軍需産業主導へ

しかし、米ソ冷戦が終結し、軍事支出が圧縮されと、それまでに膨張した軍需産業は再編整理を迫られ、90 年代末までに主要 5 社ロッキード・マーティン、ボーイング、ノースロップ・グラマン、ジェネラル・ダイナミックス、レイセオンを中心に統合がすすんだ。

冷戦後もアメリカは世界的な支配網を崩さず、中東その他での地域紛争に継続的に介入し、軍需産業の需要は維持された。湾岸戦争以降の中東での戦争、ウクライナ戦争やガザ戦争の発端は、いずれもアメリカが一方的に仕掛けたとはいえないが、アメリカは偶発的な紛争を能動的に取り込み、戦争を持続化することによって軍需産業の利益に寄与してきた。その間、軍需産業の影響は政治へと浸透し、こうした介入主義と軍需産業の政治を介した相乗的な関係は軍需産業主導へと強化されて今日までつづいている。

## ４．介入主義と世論とのギャップ

こうしたアメリカの介入主義と軍事力の保持は、アメリカ国民のあいだでは当然と考えられてきた。しかし現在この構図は、アフガニスタンからの撤退、ウクライナ紛争の泥沼化、ガザのジェノサイドなどを経て、国民世論の批判に晒されつつある。世論調査によると、国民の過半数はイスラエルに対する無条件の軍事援助に反対している。

予稿執筆時点で、2024 年アメリカ大統領選挙結果は不明であるが、対外介入政策が有権者の選択に少なくない影響を及ぼしたものと推察される。

報告では「台湾有事」についても触れたい。

## 引用文献

デイヴィッド・ヴァイン（2016）『米軍基地がやってきたこと』原書房）

Sorensen, Christian（2020）*Understanding the War Industry*, Clarity Press.

# 憲法改悪の動きと歴史学・歴史教育

山根徹也、YAMANE Tetsuya、（横浜市立大学国際教養学部）

## １．はじめに

2024 年 9 月現在、自民党を中心とする改憲の動きは加速している。自民党憲法改正実現本部は 9 月 2 日に改憲の方針内容をまとめており、総選挙が年内にあるのか、ある場合にその結果がどうであるかもまだ見えないが、このほど自民党の総裁に選出された石破氏は、任期中の改憲発議を掲げており、場合によっては憲法をめぐる状況はさらに深刻なものとなる可能性がある。

自民党の主流派を中心とする右派勢力による改憲の動きは、この二〇年のあいだ、政権交代をはさみながらも加速し続けていると見ることができる。改憲を準備しようとする動きの中で、安倍第一次政権期の教育基本法改悪や国民投票法の制定などがあり、2013 年には秘密保護法の制定、2015 年には安保法制の成立、2017 年に共謀罪法の制定があり、昨年 2022 年にはついに安保三文書を内閣が決定してしまうことで、政府と国会政府与党の力で解釈改憲が押し進められている。

こうした動きと連動して起きている歴史教育のありかた、歴史学研究の環境の危機的状況について、ここでは報告したい。

特に注目したいのは、学校指導要領やそれに関連する政府の動きの問題、歴史学に対する直接、間接の圧迫の問題である。

なお、報告者は一歴史学研究者としてこうした一連の問題に関心を持つ者ではあるが、歴史教育の専門研究者ではないので、報告の不十分な点はあらかじめお許し願いたい。

## ２．歴史教育をめぐって

自民党などの憲法９条改変をめざす動きは、日本を戦争する国家に変えることをめざすものと言える。その動きは、ナショナリズムの鼓吹や、過去の戦争の記憶をゆがめる作業に結びついている。記憶は、過去を客観的に正しい事実認識に基づいたものでなくてはならないが、それは当然に、日本国家がかつて行った侵略と戦争犯罪の事実を認識することを含まなくてはならない。そして、そのような認識自体が、二度と戦争をしないという日本社会に広く共有されている意識を支えてきた。まさに、そのような記憶の役割があるがゆえに、戦争国家づくりをしようとする勢力は、歴史認識をゆがめ、ゆがんだ記憶を定着させようとするのだと言えよう。

すでに自由社、育鵬社などの出版社の教科書が検定に合格し、横浜市など一部の自治体で採択された（現在、横浜市は別の教科書を採択）。それらの教科書は、歴史的事実をゆがめ、近現代史における日本の戦争を正当化したり、右派的なナショナリズムをあおる内容になっている。これらは、教科書採択率ではまだ少数派に留まっているが、上記のような動きの先兵であると見ることができる。

政府の教育方針もまた、改悪された教育基本法にも支えられながら、歴史と歴史に関連する社会的な認識を右派ナショナリズムを注入しようとする方向に向かっている。学校指導要領や、この間の政府による露骨な教科書記述への介入にそのような傾向を見ることができる。

## ３．歴史学研究をめぐる脅威と改憲問題

このような政府権力の介入は、今や初等・中等教育の現場に対するものにとどまってはいない。大学と研究の場にも迫ろうとしている。

まず挙げなくてはならないのは言うまでもなく、2020 年 9 月に当時の菅義偉首相が日本学術会議の会員候補のうち６人の任命を拒否した事件である。その後もこの問題は解決されていない。それ自体が大きな問題であるが、ここでは歴史家加藤

陽子氏も任命を拒否された一人であることに注目したい。依然として６人の任命を菅首相が拒否した理由は明らかになっていないが、加藤氏は手堅い日本現代史研究で知られ、日本の 20 世紀の戦争について、一般読者層にも浸透するかたちでその研究成果を伝えてきた学者である。任命拒否が理由がわからないのであるが、またそのことが、客観的で自由な歴史学研究や、その知見に基づく発言に隠然たる圧力となっていることは間違いない。過去の歴史の認識も含め、政府見解に沿わない科学研究が排除されるということがあってはならない。

## おわりに

９条を破壊しようとする改憲の動きは、それと連動するかたちで、歴史研究・歴史教育の分野でも学問の自由と科学的な認識を圧死させようとしている。逆に歴史学をも含むすべての分野における学問の自由を擁護することは、基本的人権全般と民主主義、そして平和を守る努力のうちの、重要な一環をもなすはずである。

## 引用文献

（論説）

芦名定道ほか『学問と政治 － 学術会議任命拒否問題とは何か』（岩波新書）2022 年

岡田正則「学術会議会員任命拒否問題の歴史的な意味」

加藤陽子「現代日本と軍事研究――日本学術会議で何が議論されたのか」

鈴木敏夫「教科書攻撃の新たな局面」（自由法曹団サイト、 https://www.jlaf.jp/wp-content/uploads/2022/03/2021 教科書介入の概要（教科書ネット資料）.pdf）（2021 年 11 月 25 日）（2024 年 9 月 28 日最終閲覧）

『地平』2024 年 10 月号（大特集・学問の独立を守れ）

青井未帆「軍拡と学術」

隠岐さや香「「学問の自由」の危機–国際的文脈から見た日本の現在地–」

加藤陽子「歴史学の視点から」

（資料）

文部科学省『学習指導要領・小学校』（平成 29 年 3 月告示）

# 時代は回帰するか

真鍋 能章、Manabe Yoshiaki、（京都支部）

## １．些細な利益

A．外国為替の安定と貿易の自由を失った両大戦間期には、平和が些細な利益と見なされた。ポラニーは、政府は自国の主要な利益に抵触しないかぎりにおいてのみ、平和を求める、という（カール・ポラニー、野口建彦・栖原学訳『大転換』東洋経済新報社、2009 年、38 ページ）。第一次大戦前の金本位制は、金平価の上下に金現送点を持つ固定相場制であり、そこでは金融政策は制限されていた。これに対して、戦間期に現れた変動相場制では、為替の安定が犠牲にされたのだが、巨額の資本フローは問題を引き起こしていた。

B．他方、資本取引が再び自由化された現在、最大の純債務国となったアメリカのドル価値は外国為替市場において半分以下に低下している。1944 年から始まるブレトン・ウッズ体制下、資本管理の維持は、戦後復興や完全雇用という他の目標を為替レートの安定に一致させた、とされた（バリー・アイケングリーン、高屋定美訳『グローバル資本と国際通貨システム』ミネルヴァ書房、1999 年、270～2 ページ）。1960 年代前半の、経常勘定における為替制限を撤廃する IMF8 条国移行を経て、1971 年の金・ドル交換性停止によって変動相場制が一般化する。この下では、為替相場を一定の変動幅に維持する必要は無くなり、資本取引は自由化された。なお、アメリカの貨幣価値については、固定相場制下の 1 ドル＝360 円を基準に現在を 1 ドル＝140～150 円として計算したものである。また、最大の純債権国日本とは異なる、純債務国アメリカの政府債務の持続可能性については、現状の低金利から説明されることによって、グローバルな信用残高の積み上がりなどは無視されている（バリー・アイケングリーン・他、岡崎哲二監訳、月谷真紀訳『国家の債務を擁護する』株式会社日経 BP・日本経済新聞社、336 ページ）。

## ２．平価の切り下げ

C．戦間期には、平価の切り下げは金本位制の放棄を意味した。戦間期に現れる金地金本位制（イギリス）や金為替本位制度における銀行券と金との引換の性格は、兌換は停止されたままのもとで、対外関係の面だけに金売却をはじめたものであった（川合一郎『管理通貨と金融資本』、著作集第 6 巻、有斐閣、1982 年、179 ページ）。当時、金貨本位制を採っていたアメリカ、そのドル切り下げの効果についてテミンは、1933 年金価格の設定権を手にしてルーズベルトは民間の金輸出を禁止した、公的価値から解放されたドルは下落しはじめた、ポンドに対して 30～40 パーセントもその価値を下げた、という（ピーター・テミン『大恐慌の教訓』東洋経済新報社、128 ページ）。

D．他方、経済が相対的に縮小する国でありながら、金・ドル交換性停止後もドルはなお支配的な地位を維持しており、対外的な支払いを自国通貨で行うという特権が派生している。エプシュタインは、FRB による政府債務ファイナンスの限度を、国際通貨ドルの圧倒的な地位の決定要因（政策信頼性、ドル需要維持、地位持続性、通貨圏存在）に帰着させるならば、ドルによる対外負債の決済、経常赤字の支払い、低利対外債務の拡大などの特権の派生がわかる、という（G.A．エプシュタイン、徳永潤二・内藤敦之・小倉將士郎訳『MMT は何が間違いなのか？』東洋経済新報社、2020 年、102 ページ、4―3）。ブレトン・ウッズ体制下、金ドル本位制と固定為替相場制度は、国際通貨体制の 2 つの柱であった。前者はドルを間に挟んだ金本位制とも呼ばれるものであり、この場合、基軸通貨とは金との交換性を有する通貨を意味していた。金為替本位制は、金本位制採用国の通貨を外貨準備として保有するものであるが、

第二次大戦後の金ドル本位制もまたこの一種であるとされる。トリフィンなどは、金為替であるポンドから金への乗り換えから生じた英国の金本位制離脱（1931 年）を念頭に、各国の準備をドルで保有する戦後の金為替本位制を、ドル残高（対米短期債権）の海外での累積が崩壊させるのではないか、と恐れたという（R.トリフィン、村野孝・小島清監訳『金とドルの危機』勁草書房、1961 年、第七章。上川孝夫『国際金融史』日本経済評論社、2010 年、255 ページ）。だが金・ドル交換性停止後は、スティグリッツなどは、ドル対金の交換比率の維持能力への不安の替わりに、長期的には、外為準備通貨としてのドルの価値が失われるであろう、と指摘する（専門家委員会、森史朗訳『スティグリッツ国連報告』水山産業出版部、2011 年、196 ページ）。

### 3. 封鎖の影響

Ｅ．大戦時に経験した封鎖は、戦間期には非交戦的な性格の経済強制にまで発展した（ニコラス・ミュルデル、三浦元博訳『経済兵器』株式会社日経 BP、2023 年、133 ページ）。しかし、ミュルデルは、1930 年代後半の侵略を方向づけるうえで、制裁が果たした役割は、十分には検証されてこなかった、という（ミュルデル前掲書、34 ページ）。国際連盟による対イタリア制裁は、効果がなかったが、その制裁はイタリアの体制と、ナチス・ドイツおよび日本の自給自足目標と進路に影響を残した、と（ミュルデル前掲書、438 ページ）。

Ｆ．他方、政治が経済を手段として使いそれを武器化する現在、いま外国為替や貿易を犠牲にしても、力による現状変更を試みようとする者が登場する。経済の武器化は、ＷＴＯルールに基づき、経済的利益が守られるということが前提とならない時代における対処だ、という（鈴木一人「経済安全保障とは何か」、国際文化会館地経学研究所『経済安全保障とは何か』東京経済新報社、2024 年、45 ページ）。プーチンの戦争に伴う経済制裁は、外国為替の安定や貿易の自由を犠牲にしたが、ロシア経済は持ちこたえている。それでは中国は、いうところの核心的利益のために、将来、平和を些細な利益と見なすことがあるだろうか。また、アメリカが犠牲にするものは、外国為替の安定などではなく、貿易の自由であろうか。

ポラニーの訳者は、保守の 20 年代に対比して、金本位制の最終的な崩壊は、革命の 30 年代を告げる合図であったという。ファシズム、社会主義、ニューディールへの転換である（カール・ポラニー前掲書、34 ページ）。金・ドル交換性停止から半世紀が過ぎた現在、回帰しつつあるようにも見える時代に対し、日本人はどこまで身構えているだろうか。

# 安保三文書の危険性

植野妙実子、 Mamiko UENO、（中央大学名誉教授）

## １．はじめに

岸田政権は迷走だった、何をやりたいかわからなかったという評価がある。しかしはたしてそうか。2022 年 12 月 16 日の安保三文書の閣議決定は安倍政権の安保構想をさらに進める大きな「一里塚」と言えるのではないか。首相退陣表明後、岸田首相は 2024 年 9 月 2 日に自民党の憲法改正実現本部に出席し、憲法改正に向け議論を加速させるべきことを主張している。自民党は 2012 年に憲法改正草案を発表し、さらに 2018 年に 4 項目の改憲案をとりまとめている。今回はそこから「9 条への自衛隊明記」と「大規模災害などの緊急事態対応」に絞って憲法改正を実現させようとしている。こうした改憲にも大きな意味を与えるのが安保三文書である。安保三文書とは何で、その意図は何かを探っていきたい。

## ２． 安保三文書に至る経緯

2015 年 9 月、安保法制（戦争法ともいう）が成立した。これにより、政府は否定しているが、これまで日本では認められてこなかった集団的自衛権行使への道を開くものとして批判された。というのも、それまでの武力行使の三要件の一つが大きく変更され「わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」となり、武力行使の機会が拡大したからである。これまでは、武力の行使が許容されるのは「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」としてきた。他の二つの要件は「これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」と「必要最小限度の実力を行使すること」であり、ほとんど変わらない。しかし、武力行使の前提条件が変わり、地理的範囲・対象も拡大することが考えられ、専守防衛からの転換を示唆している。パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器等の拡散の脅威によりわが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容したことを理由にあげ、他国に対する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様によっては、我が国の存立を脅かすこともありうる、としている。但し「密接な関係にある他国」がアメリカだけを指すものではないであろうし、またどのような時が「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」時なのかも定かではない。

さらに 2022 年 11 月 22 日に首相に渡された「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議報告書」では、防衛力の抜本的強化、縦割りを打破した総合的な防衛体制の強化、経済財政基盤の強化、を示している。その中でスタンド・オフ防衛能力、総合ミサイル防空能力などの必要性とともに、日本の反撃能力の保有と増強が抑止力の維持・向上のために不可欠であることも強調している。こうした報告書を踏まえて安保三文書の改訂に至っている。

## ３．安保三文書の意味と問題点

安保三文書とは、国の安全保障・防衛政策の拠り所となる次の三つの文書である。一つは国家安全保障戦略（外交政策・防衛政策の基本方針）であり、安倍政権が 2013 年 12 月に初めて策定したものである。二つは国家防衛戦略（防衛大綱、防衛力整備の指針）であり、防衛計画の大綱は 1976 年以来 5 度にわたり改定されてきた。三つは防衛力整備計画（具体的な装備品の整備の規模・防衛費の総額を規定）であり、中期防衛力整

備計画は 5 年ごとに防衛予算の使い道を決めるものである。中でも国家安全保障戦略は「国家の安全保障政策を定める際の原点となるべき我が国の国益を示し、それを踏まえ、我が国に培われてきた安全保障に関する基本的な原則を示し、課題を示す。これらを踏まえて、安全保障上の目標を設定し、その目標を達成するための手段と方法、すなわち戦略的なアプローチを明らかにし、さらにその実施を支える我が国の様々な基盤を示す」としている（若干省略して紹介した)。この文書は大きな衝撃をもたらした。というのも国家安全保障戦略の「我が国が優先する戦略的なアプローチ」の中で、「既存のミサイル防衛網だけでは不完全、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある」ことが明記されたからである。反撃能力とは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいい、反撃能力の保有により武力攻撃そのものを抑止、としている。また「2027 年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組と合わせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の 2%に達するよう、所要の措置を講ずる」ことも明らかにしたからである。

**４．批判の視点**

このような文書の策定は、そもそも日本国憲法の永久平和主義に反するものである。日本国憲法前文第二段落は「日本国民は、恒久の平和を念願し」から始まり「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」としている。さらに「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と平和的生存権を認めている。そして日本国憲法第二章は「戦争の放棄」を定め、9 条 2 項では戦力の不保持、交戦権の否認を定めている。こうした平和への祈念からは、日米安保条約も戦力としての自衛隊の保持も認められない。またこうした文書の策定は政府自身が示していた政府見解（保持できる自衛力は自衛のための必要最小限度、攻撃的兵器を保有することは許されない、海外派兵は憲法上許されない）や基本政策（専守防衛、軍事大国とならないこと、非核三原則、文民統制の確保）にも反することになる。大きな転換となるにもかかわらず、この決定を閣議決定として、国会で議論を深めていない。さらに第一に、これまで GDP 比 1%の防衛力としていたところから、防衛力の抜本的強化を図るために GDP 比２%の防衛力へとなることである。5 年間で現行の 1.5 倍増の 43 兆円以上になると見込まれている。その必要性はあるのか、財源はどこから捻出するのか、疑問となる。抜本的強化の具体的な中身もみえない。第二に、反撃能力と称する敵基地攻撃能力を容認する正当性はあるのか、ということである。反撃能力は、相手のどのような行動に対して、いつ発動するのか、反撃の対象と範囲はどのように決まるのか、疑問となる。相手の想定外から発射できるスタンド・オフ・ミサイルの導入だけが予算化され、運用は曖昧なおそれがある。なし崩し的専守防衛逸脱へと繋がるものである。防衛装備移転三原則と運用指針も 2023 年 12 月に一部改正されている。しかも例えば、これに沿った形で日豪両政府は 9 月 5 日外務・防衛担当閣僚会合（2 プラス 2）で日本の反撃能力をめぐり、両国間の協力深化を確認している。米国との協力も含め共同の抑止力を構築、安保協力の強化を確認している（朝日新聞 2024 年 9 月 6 日朝刊)。

このように具体的な議論を国内で尽くさないまま、違憲な政策を進めているのである。こうした政策の実施は実際には国民に跳ね返る。防衛費の負担、基地の拡大・整備、果ては徴兵制へともいきかねない。一度戦争が始まれば破壊と殺戮が繰り返され、終わりがみえない。いかに侵攻や侵略、戦争を始まらせないかが重要な事柄である。平和憲法の理念に立ち返るべきである。

**参考文献**

『防衛白書 2015・平成 27 年版』防衛省・自衛隊。
『防衛白書・令和 6 年版』防衛省・自衛隊。
植野妙実子『基本に学ぶ憲法』日本評論社 2019 年 25-47 頁。
安保三文書に関しては防衛省・自衛隊の HP 参照。

# 戦争をなくし平和な世界を目指して考えること

中野 貞彦、Nakano Sadahiko、（東京支部武蔵野通研分会）

## １．はじめに

いまロシアのウクライナ侵略戦争とイスラエルのジェノサイド・ガザ攻撃が激しさを増し、また日本の戦争勢力は専守防衛を捨てて敵基地攻撃能力を保有する大軍拡を進めている。しかし、世界でも日本でも圧倒的な人々は、戦争を止めさせ平和に暮らせる社会を望み、声をあげている。改めて戦争とは、平和とは、を考える。模索にあたっては、個人の尊厳をうたう日本国憲法十三条と九条を基本にする。また「攻められたらどうする？」という疑問についても考える。

## ２．すべての人は平等であり個人として尊重される、それは平和の基礎である

1776 年アメリカ独立宣言(1)は、「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる」と宣言した。しかし、「すべての人」は道具としての奴隷、女性、先住民は含まない。1946 年日本国憲法は、その後の「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」（第 11 条）であり、「すべて国民(2)は、個人として尊重される」（第 13 条）と宣言した。「すべての人は平等」でありそこから基本的人権が生まれる。そして 1948 年世界人権宣言は「人類社会のすべての構成員の、固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由と正義と平和との基礎である」（前文冒頭）(3)と宣言した。日本国憲法（前文）も「全世界の国民」が「平和のうちに生存する権利を有する」とうたっている。

筆者の体験として、「どんな状態の人とも自分と同じ（個人として尊重される）人間」として接することの大切さ」(4)を学んだ。「あの人は○○だから…」と思った時には「自分はそうではない」という無意識が働き、差別・偏見・ヘイトに繋がる。それは自覚によって正すことができるし教育が要になる。どの国・民族の人であれ、個人として尊重される人々の生命をミサイルによって奪ってはならない。自分自身の生命がミサイルによって奪われてはならないのと同じだからである。ここに平和の基礎がある。

## ３．戦争とは、

戦争は殺戮と破壊である。カントは、「殺したり、殺されたりするための用に人をあてるのは、人間を単なる機械あるいは道具として他人（国家）の手にゆだねることであって、人格にもとづく人間性の権利と一致しない」(5)と述べている。兵士だけでなく家族や、相手国や自国のすべての市民の生命・尊厳・基本的人権は、国家によって犠牲にされ蹂躙される。戦争が終わっても犠牲・被害・苦しみは続く。

ジョゼ・ジョルジュ・レトリアは「戦争は、憎しみ、野心、恨みを糧とする」(6)と語る。国家は軍備拡大とともに国民監視を強め言論・学問の自由を奪い、相手国への憎しみや恨みや恐怖、排外主義を植え付け平和の基礎を堀り崩していく。

オーストラリア人の歴史学者ビッカートンは「戦争とは、支配エリートが、自らの覇権を他の集団や国に対して認めさせ、また自国民に対する統制を強化するための残虐で容赦ない軍事力の行使である」(7)としたうえで、200 年間の戦争の四半世紀後を研究し、「戦争がもたらした恩恵といわれるものが少しずつ失われ、勝者と敗者の区別がほとんどつかなくなったとき」「なぜ、そもそもその戦争は開始されなければならなかったのか」「死と破壊をもたらす以外に･･･達成したものはほとんどなかったように見える」(8)という認識を導いた。このことは、多大の生命を犠牲にする戦争以外の方法があることを示唆している。エラスムスは、「いくら高い代価を払っても平和を買った方が安くつく」(9)「諸都市が恒久平和に恵まれて繁栄する時、はじめて己も繁栄するもの」(10)、と 1517 年に指摘している。

## ４．平和とは、

カントは「平和というのは、すべての敵意が終わった

状態をさしている」[11]「隣り合った人々が平和に暮らしているのは、人間にとってじつは『自然な状態』ではない。戦争状態、つまり敵意がむき出しというのではないが、いつも敵意で脅かされているのが『自然な状態』である。だからこそ平和状態を根づかせなくてはならない」[12]「永遠平和は空虚な理念ではなく、われわれに課せられた使命である」[13]と指摘する。ここに、すべての人は平等であり尊厳をもった個人として尊重される状態、平和の状態は「国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」（日本国憲法十二条）所以がある。ここで筆者は、連帯の源になる人間の持つ共感の力と人間性を強調したい。

カントの「常備軍はいずれ、いっさい廃止されるべきである」[14]は日本国憲法「九条の基本理念になった」[15]。品川正治は「改憲」を許さないことにより「日本国民は今、世界史の将来をになっているのです。日本国民の肩にかかっているのです」「世界史で日本がこういう立場に立つのはおそらく初めてです」と感慨を込め語った[16]。

## ５．ジェノサイド・侵略戦争を止めるために

イスラエルは、パレスチナ人の国家を自国と同じに認めない限り、国際社会における自国の存立基盤を失う[17]。共存こそ和平への道であり、国連のいくつもの決議[18]をはじめイスラエル国民を含む世界の圧倒な声をいっそう大きくして、ジェノサイドを阻止する国際法に基づく道に展望をもつ。

ロシアのウクライナ侵略戦争は、国連憲章と国際法に基づく解決、排他的でなく包摂的関係の下でこそ戦争を終わらせ将来の信頼を築くことができる。いま国連改革の機運が高まっている[19]。

## ６．攻められたらどうする？

この声になびいて、敵基地攻撃能力を含む大軍拡に賛意を示す人もいる。しかしそれは、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の九条をないがしろにするものである。平和の基礎を築く道を求めることが先決であり、九条は平和外交に徹することを要求している[20]。危惧されるのは、アメリカが戦争に乗り出して日本に戦火が及ぶ場合であり、そのような事態を起こさせないよう敵基地攻撃能力保有の大軍拡に反対し阻止する運動がいま求められている。仮りに「緊急不正の主権侵害」がある場合には、無抵抗ではなく日本と日本国民の生命と尊厳を守る為に個別的自衛権を行使することは自然権として当然である[21]。

## ７．おわりに

ガザのジェノサイド・ウクライナ侵略戦争止めろと声をあげ、核兵器廃絶[22]、大軍拡反対、地球危機対策、ジャンダー平等、差別反対・撤廃、原発ゼロ・生活・賃金要求などはすべて人としての尊厳希求を根底にした草の根の運動・闘いであり、平和の基礎[23]を築いている。筆者は人間の理性に信頼を寄せ「戦争のない世界」への人類の進歩を展望する。

## 引用文献

(1)『人権宣言集』岩波文庫、1957、p.114。 (2)GHQ 案は「一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊重セラルベシ」となっており地球上のすべての人に当てはまる。青木高夫『日本国憲法はどう生まれたか？』Discover、2013、p.252。 (3)文献(1)、p.401。 (4)西加奈子が同じことを述べている。「人間に、それがどんな状態であれ、同じ人間として接する、という意志がバンクーバーには通底している」「街角で腕に針をさしている人に挨拶されても、皆普通のこととして返事をする。…子供達にもそういう教育がなされている」『くもをさがす』河出書房新社、2023、pp.109。 (5)池内紀訳『永遠平和のために カント』集英社、2015、p.19。 (6) ジョゼ・ジョルジュ・レトリア文、アンドレ・レトリア絵、木下眞穂訳『戦争は、』岩波書店、2024、ジョゼ・ジョルジュはオランダのチューリップ革命(1974 年)で大きな役割を果たす。 (7) イアン・J・ビッカートン、高田馨里訳『勝者なき戦争 世界戦争の二〇〇年』大月書店、2015、p.49。カントは「戦争それ自体は、とりたてて特殊な動因を必要としない。名誉心に鼓舞されて戦争は起きる」（(5)p.28）と指摘。(8)同 p.44。 (9)デンデリウス・エラスムス、箕輪三郎訳『平和の訴え』(1517)岩波文庫、1961、p.74。 (10)同 p.69。(11)文献(5)、p.8。 (12)同 p.32。 (13)同 p.49。 (14)同 p.12。 (15)同 p.114。池内紀は「カントのこの小さな本は、長い歳月を経て国際連合を生み出すこととなり」とも指摘。 (16)品川正治「21 世紀平和のシナリオ―経済界から見た憲法9条―」『PRIME』No.27 特集世界の中の憲法9条、明治学院大学国際平和研究所、2008、p.51。 (17)カントは第 1 章 6 で「…戦争中に将来の和平にあたって相互の信頼を不可能にするようなことをしてはならない。殺し屋を雇ったり…」（(5)p.59）と強く警告。 (18)2023.10.27 国連総会は人道的休戦を求める決議を 121 カ国の賛成で採択。2024.9.18 国連総会特別会合はイスラエルによるパレスチナ占領政策を 1 年以内に終わらせるよう求める決議を 124 カ国の賛成で採択。(19)国連総会(2024.9.25)で常任理事国の拡大や拒否権の制限など安保理改革を求める意見が相次いだ。https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240925/k10014591681000.html (20)芦部信喜は「平和構想を提示したり（中略）そういう積極的な行動をとることの中に日本国民の平和と安全の保障がある、という確信を基礎にしている」（高橋和之補訂『憲法第四版』岩波書店、2007,p.56）と強調。(21)木村公一は日本国憲法が「想定していない平和」4 つの中に「武装による平和」「無抵抗主義による平和」をあげ、「想定している平和」として「信頼に基づく平和」など 5 つをあげる(『非暴力による平和構造 ウクライナ侵略と日本国憲法』カイロブックス 8、2023、pp.74-84)。日本共産党は憲法 9 条が「世界史的にも先駆的意義をもつ」ことを強調し、政治過程として主権回復後の国民の経験・賛意の下に自衛隊の段階的解消を目指し、自衛隊が存在する下での民主的政権では党としての「自衛隊＝違憲」の立場ではなく「自衛隊＝合憲」の政府の憲法判断に従い、緊急不正の主権侵害には国民の安全のために自衛隊を活用する、とし「憲法 9 条は無抵抗主義ではない」ことを強調している（志位和夫『ウクライナ侵略と日本共産党の安全保障論』日本共産党中央委員会出版局、2022.5 など参照）。カントの「国民が期間を定め、自発的に武器をもって訓練し、みずから、また祖国を他国からの攻撃にそなえることは、常備軍の廃止とはべつのことである」（(5)p.25）との指摘は自衛権を含意。(22)核兵器禁止条約が 2017.7.7 国連総会で採択、2021.1.22 発効、2024.1.15 現在締約国 70 カ国。 (23)中本晶子『平和の種が見つかる絵本 55』高文研、2023、に啓発された。

# 食料確保こそ最大の安全保障

藤原 宏志、Fujiwara Hiroshi・木下 統、Kinoshita Osamu、（宮崎支部）

## １．はじめに

「今だけ、金だけ、自分だけ」といわれる新自由主義経済の結果が裏金問題を引き起こし、本来なら真摯な検討を必要とする「新食料・農業・農村基本法」は、ほとんど国会審議もしないまま通された。「今」の日本は飽食と呼ばれるほど食の心配がない時代と言われている。しかし本当にそうなのだろうか？

生物活動のエネルギー源は植物による光合成である。ここでは、穀類自給率を試算することで、食料安全保障について考えたい。

## ２．食料需給について

（１）食料生産の基礎：植物の光合成作用

総ての食料（餌）は次式の通り植物の持つ光合成作用に依存している。

光合成（炭酸同化作用）：$6H_2O + 6CO_2 +$ 光（670cal）$\Rightarrow C_6H_{12}O_6 + 6O_2$

確かに人間は作物（植物）を栽培している。しかし、生物学的に見れば人間は植物が光合成した炭水化物を食料として獲得するため、植物（作物）の光合成活動を栽培という形でサポートしているにすぎない。これが農業の本質であり、また限界でもある。穀類は主要な食料であり、その自給率は食料自給率に近似するはずである。

（２）食料（餌）の獲得は動物の基本活動

動物が生存し、種の維持を継続するためにもっとも必要な行為は摂食活動である。動物にとって餌の欠乏は死を意味する。しかも餌はその動物個体の行動範囲でしか獲得できない。

（３）食料・農業・農村基本法の改訂が意味するもの

1961年に制定され数次の改訂を経て現在に至っているが、もともと同法は安定的な食料需給の達成を主要な課題としていた。日本政府は「新食料・農業・農村基本法」で、従来目標としてきた食料自給率向上の看板を降ろし、「国民一人一人がこれを入手できる状態」を目指すとしている。食料自給率の代わりの目標としては意味不明だと思うのは筆者達だけだろうか？

## ３．日本における食料需給構造の異常性（農水省公表：食料需給表の検討）

（１）穀類の輸出入状況

農水省・食料需給表には穀類の輸出入が示されている（表1)。輸入先はアメリカ、ブラジルが多く、両国で約90%を占める。コウリャンも飼料穀物として輸入されているが量的には少ない。

**表 1. 穀類の輸出入（千 t）**

| 国内生産量 | 輸入量 | 輸出量 | 飼料用（輸入量の内数） |
|---|---|---|---|
| 9,340 | 23,641 | 89 | 14,732 |

（２）肉類の生産と輸入

畜種はウシ、ブタ、ニワトリの三種で、国内生産量と輸入量（需要量）の合計は664.6万tである（表2)。日本の主食であるコメの需要量に近い量であり、その約半分が輸入肉である。輸出は高級牛肉が主であり全体で1.6万tと少ない。

**表 2. 肉類の生産と輸入（千 t）**

| 肉類 | 国内生産量 | 輸入量 | 輸出量 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| ウシ | 497 | 804 | 11 | |
| ブタ | 1,287 | 1,407 | 2 | |
| ニワトリ | 1,681 | 937 | 3 | |
| 総量 | 3,473 | 3,191 | 16 | 6,648 |

輸入先は畜種により異なるが、主にアメリカ、オーストラリア、ブラジルなどである。

ここで問題になるのは肉類輸入量319万tの取り扱いである。農水省の統計では輸入肉の飼養に要した飼料量は問題にされていない。食料自給を考える場合、輸入肉の飼養に要する穀類飼料の量は大きな問題になる。

（４）国内生産肉類量と穀類飼料量の関係

国内生産にともなう穀類飼料量は前項の数値から下記のように算出できる。

国内飼養飼料量2407万t÷国内生産肉総量347.3万t＝6.93・・・α

この数値6.93を穀類換算係数αと呼ぶことにする。この係数αは、国産肉1kgを生産するのに要した配合・混合飼料量が6.93kgであることを示している。

（５）輸入肉類における穀類飼料量の推定

輸入肉類量を自給・生産するとすれば日本のデータを適用することができる。そこで輸入肉量に対応する飼料量を穀類換算係数αから、次式により算出することにした。

輸入肉量319.1万t×穀類換算係数6.93＝2211.3万t

国内で消費（需要）された肉類の飼養に必要な穀類飼料量は下記のように算出される。

国産肉飼養穀類量2407万t＋輸入肉飼養穀類量2211.3万t≒4618万t

（６）穀類自給率の算出

総必要穀類量は、飼料用輸入穀類4618万t＋加工用輸入穀類453万t＋国内生産穀類934万t＝6005万tと推算される。

上記計算結果から日本の年間一人あたり穀類消費量は484.3kgとなる。また、穀類自給率の算出は次の通りである。

穀類自給率＝国内生産量934万t÷消費穀類総量6005万t＝0.1555

以上の計算から穀類自給率は15.55％と推量された。

## ４．将来の食料確保に向けて

（１）農水省・食料自給率の問題点

農水省の公表・食料自給率は38％である。エネルギー食料は穀類であり、食料自給率は穀類自給率と強い相関関係を持っている。最近発刊された複数の書籍でも農水省公表の食料自給率38％に疑問が投げかけられている。農水省データを検証した結果、国内へ輸入された肉類（消費肉量の約47％）の飼養に要する穀類が全く考慮されていないことが分かった。本稿では穀類換算係数αを求めることにより、輸入肉量に相当する肉量を国内で生産した場合の穀類量換算を試みた。その結果が穀類自給率15.55％である（この数値には計算過程で行った端数処理により若干の差異がある）。

（２）食料危機の到来

日本における2022年度穀類総生産量は934万tである。それに対して国内で消費された穀類総消費量は6005万tであり、国民一人あたり消費量484.3kg/年となる。世界の一人あたり穀類消費量は平均350kg/年である。世界平均より約130kg以上多いことが分かる。世界に飢えている人がいる中、何時までも「飽食」状態を続けることは許されないだろう。

（３）食文化・食生活の見直し

日本では近世・江戸期まで家畜類の肉食ではなく、動物性タンパク質は魚肉に依存していた。家畜類肉食は洋食の普及にともない増加し、1970年代以降増加傾向を急加速してきた。その結果、年間一人あたり肉類消費53.6kgを超える現状をもたらした。

（４）食料自給への道

日本列島は平野部こそ少ないが穀類生産に必要な水に恵まれている。食料自給を果たすには厳しい状況ではあるが、世界の食料供給見通しを考えると、自給の道を切り拓く以外方途はないであろう。

## 引用文献

農林水産省：令和 4 年度食料需給表（2023 年 8 月）.

農林水産省：畜産・酪農をめぐる情勢（2024 年 7 月）.

# 宮崎支部における平和問題での最近の学習活動

木下　統、Kinoshita Osamu、（宮崎支部）

## １．はじめに

宮崎支部では「憲法と平和を考えるつどい」等の平和問題に関する学習活動を継続的に行っている。これらの活動は、宮崎地域での平和問題に関する世論の形成に、一定の役割を果たしてきたものと考えられる。ここでは、ここ数年の開催状況を紹介し、今後を展望する。

## ２．憲法と平和を考えるつどいの開催状況

「つどい」の第1回は1981年5月に開催された。当時は中曽根内閣の下で改憲論議や徴兵制復活の動きがあったため、これに反対し、平和と民主主義を求める学習の場として始まったものである。以来、40年以上にわたって継続開催され、今年の5月3日で第94回となった。年2回、開催日は2月11日と5月3日を基本にしている。

主催は日本科学者会議宮崎支部と宮崎民主法律家協会である。その他の諸団体とも協力しながら開催してきているが、近年は3団体に協賛してもらい、協力の幅を広げている。協賛は、宮崎県労連や民主団体から構成される憲法と平和を守る宮崎県連絡会、他に、みやざき九条の会、安全保障関連法の廃止・立憲主義の回復を求める市民連合みやざきである。協賛団体には主に情宣活動を担ってもらっている。

「つどい」の最近の開催状況を表1に示す。テーマは、憲法と平和に関することを中心として、その時々の社会情勢を見ながら設定している。5月3日は憲法記念日にちなんで、憲法そのものを取り上げることが多い。一方、2月11日は建国記念の日に合わせて、天皇制の問題をはじめ様々な問題を取り上げてきた。ただ最近は、政府による戦争ができる国づくりが進んでいることもあり、憲法九条改憲と平和に関する問題が多くなっている。講師は、大学教員が多いが、テーマによっては弁護士やジャーナリストなどを招いている。

## ３．「つどい」の多様なテーマ

この間の内容を振り返っておく。2019年2月11日の第85回では、憲法とは何かを示した絵本を使って憲法の基本をあらためて学んだ。第86回は、市民と野党の共闘が進む情勢の中で、その意義を考えた。第87回は、自民党改憲案の内容・問題点とそれに対抗する理論・運動論を学んだ。

2020年5月3日は対面での開催準備を進めていたが、コロナ禍のため中止とした。続く2021年2月11日も対面での開催準備を進めたが、やはりコロナの影響で、急遽、宮崎支部例会の形に切り替えてオンラインで開催した。ここでは「いま九州・沖縄から“安全保障”を考える ― 真にいのちとくらし を守る社会をつくるために ―」と題して安全保障について考えた。

2021年5月3日の第88回からは、開催形式をオンラインに切り替えた。ここでは、菅政権下で推し進められる改憲の危険性を考えた。第89回は、総選挙後の政治状況を憲法秩序と権威主義化という視点から考えた。第90回は、“中国脅威論”が大きく取り上げられる中、憲法９条を活かして「抑止力」論をどう乗り越えるかを学んだ。第91回では、いわゆる「安倍国葬」の問題を歴史学の視点から考えた。

2023年5月3日の第92回からは、ようやく対面形式に戻して開催できるようになった。ここでは前年に出されたいわゆる安保3文書が示す「安保戦略」と日本国憲法について考えた。第93回は、軍事力の強化が進む情勢を受けて、安全保障と民主主義の質について考えた。そして、2024年5月3日の第94回では、21世紀の平和理論と日本国憲法の果たす役割について学んだ。

## ４．オンライン開催の欠点

先に述べた通り、この間、コロナ禍により、中止もしくはオンラインでの開催を余儀なくされた。従来から、この「つどい」の参加者は高齢者が多かったので、オンライン開催することにより、技術的に対応できず参加できない人が増えた。そこで主催者の間で対面開催の意義をあらためて確認し、2023年5月3日に対面開催を再開することとなった。再開してからは、徐々に参加者数が回復してきている。オンライン開催することにより、参加できるようになる人も少なからずいると思われるので、ハイブリッド開催も検討する必要があるかもしれないが、現状では主催者の力不足もあり、そこまでは対応できずにいる。

## ５．メディアに取り上げられることの意義

集会の学習の場としての成否と参加者数には大きな関係があるだろうが、開催後にメディアに取り上げられるかどうかは、運動としての成否に関わる重要な点であろう。地方では幸いにも小さな集会であっても地元メディアが取り上げてくれる。この「つどい」も、回によって取り上げ方に差はあるが、毎回、何らかのメディアが取り上げた。

とりわけ地元紙である宮崎日日新聞はシェアが大きく、その県民世論に与える影響は大きい。発行部数約20万部、宮崎県内での市場占有率は約71％（2019年4月現在）と大きく、宮崎県の推計人口1,031,162人、世帯数474,910世帯（2024年9月現在）と比べても、その重要性が確認できる。

コロナ禍でオンライン開催する際も、報道各社への開催案内は欠かさず行ってきたが、なかなか取材に来てもらうことができなかった。県内世論への波及効果を考えると、これはオンライン開催の欠点だと言えるだろう。

## ６．まとめ

以上のように「つどい」では、憲法と平和に関する多様なテーマが取り上げられ、学習の場としての意義が深いとともに、県民世論に影響を与える運動としての意義も大きいと言える。今後も当面は平和の問題を中心に企画を行っていくことになるだろう。これからも「つどい」の持つ意義に確信を持って、開催を続けていきたい。

**表1．憲法と平和を考えるつどいの最近の開催状況**

| 回 | 開催日 | 題目 | 講師 | 形式 | 参加 | 報道 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 85 | 2019年2月11日 | 憲法の話「檻の中のライオン」 in 宮崎 | 楾 大樹 | 対面 | 120 | 宮日 |
| 86 | 2019年5月3日 | 市民と野党の共闘が未来をひらく ―憲法の生きる市民社会への展望 | 冨田 宏治 | 対面 | 140 | 宮日 |
| 87 | 2020年2月11日 | 安倍首相・自民党改憲案の内容・問題点と対抗する理論・運動論 | 清水 雅彦 | 対面 | 90 | 宮日 |
| 88 | 2021年5月3日 | 菅政権下の憲法問題を考える | 愛敬 浩二 | OL | 65 | ― |
| 89 | 2022年2月11日 | 日本の憲法秩序と権威主義化 ―総選挙後の政治状況を考える | 五野井 郁夫 | OL | 70 | ― |
| 90 | 2022年5月3日 | “中国脅威論”と憲法９条の活かし方 ―『抑止力』論をどう乗り越えるか | 布施 祐仁 | OL | 70 | ― |
| 91 | 2023年2月11日 | 歴史学から「安倍国葬」問題を考える | 宮間 純一 | OL | 50 | ― |
| 92 | 2023年5月3日 | 「安保戦略」と日本国憲法 | 城野 一憲 | 対面 | 80 | 宮日，毎日，UMK |
| 93 | 2024年2月11日 | 安全保障と民主主義の質 ―私たちはその決意をしたのだろうか | 志田 陽子 | 対面 | 70 | 宮日，赤旗 |
| 94 | 2024年5月3日 | 21世紀の平和理論と日本国憲法 | 金子 勝 | 対面 | 130 | 宮日，MRT，UMK |

※「OL」はオンライン開催を示す。

# 地球上から戦争を廃絶するためにー21 世紀の永久平和論

金子　勝、Kaneko Masaru、（東京支部）

## はじめに

1. 地球上から戦争をなくすことは、人類の理想であり、人類は、そのための取組を続けている。

2. 私達の目の前に、21 世紀の戦争の特色を示す二つの戦争が存在している。この戦争を分析して、地球上から戦争をなくすための課題を追究したい。

## Ⅰ. 戦争の分析

1. 私達の目の前にある 21 世紀の戦争の特色を示す二つの戦争とは、1 つは、2022 年 2 月 24 日開始のロシア連邦が仕掛けた「ウクライナ侵略戦争」であり、いま 1 つは、2023 年 10 月 7 日開始のハマスが仕掛けた「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」である。

日本国も、アメリカと「グローバル・パートナーシップ」を構築して（2024 年 4 月 10 日発表の「日米首脳共同声明」）、「日米核同盟」に基づいて、21 世紀の特色を示す戦争を始めようと準備をしている。

2. 21 世紀の戦争の特色とは、第一に、どの戦争も、人類を滅亡させる「核戦争」につながる戦争となるという特色である。第二に、どの戦争も「自衛戦争」を理由にして行われる戦争となるという特色である。第三に、「国家対国家」の戦争だけでなく、「国家対非国家主体」の戦争が生まれたという特色である。

3. その根拠を示せば、第一について、ロシア連邦のウラジミール・プーチン大統領は、「ウクライナ侵略戦争」を始めるに当たっての 2022 年 10 月 24 日の「緊急演説」で、「ロシアは核保有国の 1 つだ。最新鋭兵器もある。われわれに攻撃を加えれば不幸な結果となるのは明らかだ[①]」と核兵器使用の恫喝を行った。また、プーチン大統領は、2024 年 9 月 25 日、「核抑止力の国家政策指針」の改定に言及し、「核兵器保有国の支援を受ける非核保有国からの攻撃には、核兵器で反撃できる[②]」との見解を明らかにした。なお、イスラエルも核兵器保有国である。

第二について、「ウクライナ侵略戦争」では、プーチン大統領は、先の 2022 年 2 月 24 日の「緊急演説」で、ウクライナ領内にプーチン大統領政権が作った傀儡国である「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」（2022 年 2 月 21 日独立承認）が「ロシアに支援を求めた」から、「国際連合憲章第七章五一条（自衛権）に従い、ロシア議会によって批准（2022 年 2 月 22 日ー引用者）された二つの「人民共和国」との「友好協力相互援助条約」を履行し、私は軍の特殊作戦を実施することを決定した[③]」と述べている。また、プーチン大統領は、2022 年 5 月 9 日の「対独戦勝記念日の演説」で、「ウクライナの政権は、核兵器取得の可能性を発表し、NATO は、ロシアに隣接する領土で積極的に軍事活動を始めた。（ウクライナに）NATO 諸国から最新兵器が定期的に供与され、危険は日々拡大した。ロシアがその侵略に専制的な反撃を与えたのは、やむを得ず、タイムリーで唯一の正しい決定だった[④]」と述べている。

次に、「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」では、南アフリカ共和国が、2023 年 12 月 29 日に、国際司法裁判所に、イスラエルのパレスチナ自治区ガザへの侵攻がジェノサイド（集団殺害）に当たるとして、イスラエルに侵攻の即時停止を求めた裁判の口頭弁論で、イスラエルは、2024 年 1 月 12 日、「イスラエルの行為は自衛権に基づく[⑤]」と主張した。

また、ハマスも、2024 年 1 月 21 日、2023 年 10 月 7 日のイスラエル攻撃に関する報告書を公開し、「イスラエルの占領を一掃し、パレスチナ人の権利を取り戻すための『防衛行為』だった[⑥]、と主張している。

第三について、ハマスはパレスチナ自治政府主流派と対立するイスラム教スンニ派の武装組織（非国家主体の一形態）であり、「ガザ戦争」は、「国家対非国家主体」の戦争の一形態である。

4.「ウクライナ侵略戦争」の新展開が起り、ウクライナの軍隊が、2024 年 8 月 6 日早朝、ロシア南西部クルクス州に越境攻撃を開始。占領地を拡大しつつある。

ウクライナのウォロディミル・ゼレンスキー大統領は、20244 年 8 月 19 日、この越境攻撃を、「防衛行動⑦」と表現した。

5.「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」の新展開が起り、イスラエル軍は、2024 年 6 月 23 日、ハマスと連携するイスラム教シーア派組織ヒズボラの拠点となるレバノン共和国に空爆を行い、ヒズボラの司令官（イブラヒム・クバイシ司令官）を殺害した（24 日）。ヒズボラは、6 月 25 日、イスラエル・テルアビブに弾道ミサイルで反撃を加えた。

更に、9 月 28 日、イスラエル軍は、レバノン・ベイルートのヒズボラ本部を空爆し、ヒズボラの最高指導者ハッサン・ナスララ師を殺害した。

イスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相は、9 月 27 日の国際連合総会での一般演説で、ヒズボラへの攻撃は「自衛のため⑧」と正当化した。

6.「ウクライナ侵略戦争」と「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」の分析から、私達は、武力行使で「平和」は作れないことを学び、且つ、地球上から戦争をなくし、武力行使なしで「平和」を作る方法を見つけることができた。

それは、「対話」（話し合い）による紛争の解決の実行であり、そのために、「対話」で「平和」を作り・持続することをすべての国の国家と非国家主体に求める「自衛戦争を違法とする国際法」の制定である。

## Ⅱ．21 世紀の「永久平和論」

1. 地球上から戦争をなくすための人類の取組は、20 世紀に、二つの大戦の惨禍を反省して、「侵略戦争を違法とする国際法」を出現させた（その標識は、1945 年 6 月 26 日調印・1945 年 10 月 24 日発効の「国際連合憲章」である）。

2. 21 世紀の人類の戦争をなくす理想の実現には、「対話的紛争解決」の国際的・国内的ルール化が確立されなければならない。

3.「対話」の原理とは、対話者の「平等」が絶対的基本であり、それを土台として、対話者双方が、尊重し合い・学び合い・変わり合おうとすることである。相手を説得しようとすることや相手に対する指示及び命令は、「対話」ではなく、「暴力」である。

4.「対話的紛争解決」が確立するためには、「自衛戦争を違法とする国際法」の制定が必要となる。

自衛戦争が違法とならなければ、「対話的紛争解決」は、「武力的紛争解決」の補助手段でしかないからである。「武力的紛争解決」は、21 世紀においては、紛争拡張の原因を作り出している。

5. なぜ、「自衛戦争を違法とする国際法」が必要であるかと言えば、自衛戦争こそ、あらゆる戦争（合法的・非合法的な戦争、侵害を排撃するための自衛戦争・侵害を実行するための侵略戦争・侵害を懲らしめるための制裁戦争）とあらゆる目的の（自衛目的・侵略目的・制裁目的の）武力［兵士と武器］による威嚇及び武力［兵士と武器］の行使を可能にする。また、あらゆる戦力（戦争に用いることを第一義的目的としてつくられる一切の武装組織と物理的・精神的実力のこと）の保有・行使を可能とする“打出の小槌”であるからである。

6.「自衛戦争を違法とする国際法」の制定に当たって、自衛戦争を違法化し、「対話」で平和を作る道を拓いた世界で初めての憲法である日本国憲法の「第九条」がモデルの 1 つとなる。

7. 日本国憲法の「第九条」は、否めない解釈に基づけば、「非戦・非武装・対話・永久平和主義」の実践の理念を創造したからである。

**註**

①2022 年 2 月 25 日付「産経新聞（朝刊）」。②2024 年 9 月 27 日付「朝日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」。③2022 年 2 月 25 日付「読売新聞（朝刊）」。④2022 年 5 月 10 日付「読売新聞（朝刊）」。⑤2024 年 1 月 13 日付け「毎日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」。⑥2024 年 1 月 23 日付「しんぶん赤旗」。⑦2024 年 8 月 20 日付「朝日新聞（夕刊）」。⑧2024 年 9 月 28 日付「日本経済新聞（朝刊）」。

# PFAS の包括的 Toxicokinetic modeling と内閣府評価書批判

小泉　昭夫、KOIZUMI Akio (京都保健会、京都大学名誉教授)

## １．はじめに

毒物の作用機序、種差の理解および理解に基づくリスク評価には Toxicokinetic Modeling (TM) の発達は重要な貢献をしてきた。さらに、近年の大気動力学モデリングとの結合により、マクロ的な排出源からの有害物の排出からミクロ的な体内動態までを記述できる包括的モデリング（Comprehensive TM: CTM）が可能となってきた。モデルの妥当性の検証には、既に情報がある生体試料バンクの環境試料や生体試料が有用である。

代表的 Legacy PFAS である PFOS と PFOA に関しても、CTM の開発を我々は進めてきた。その過程で、妥当性の検証には京都大学生体試料バンクの試料を用いてきた。この開発の経験から、TM の果たしてきた役割とその系譜と課題について概説する。その議論をもとに、内閣府の「評価書」[1] の問題点を指摘したい。

## ２．Toxicokinetic Modeling (TM)の発達と用量推計モデルとしての道具としての確立

1970 年代に、薬物動態学の進展を受けて毒物動態学[Toxicokinetic Modeling (TM)]の展開がなされた。当初は、投与量と血中濃度の関係を求めるコンパートメントモデルが開発された。これにより投与量(以下、曝露量と呼ぶ)と血中濃度のモデル化が可能となり、曝露量を血中濃度に換算することが可能となった。このモデルの開発以前は、経口、経気道、経皮投与など曝露経路ごとに投与量が毒性との関係で記述されていたが、相互の関連はよく分からなかった。

TM 出現の結果、経路依存的な用量が統一的な血中濃度（より正確にはコンパートメントの濃度）で理解できるようになり、毒性と結び付けることが可能となった。数学的には線形の微分方程式でモデルを記述できるようになった。結果、用量反応関係を定量的に理解することが可能となった。

その後、麻酔科学を中心に、揮発性麻酔薬の臓器毎の濃度、特に中枢神経などの濃度を予測する必要から、生理学的モデリングの開発が進められた。その結果、臓器毎の麻酔薬濃度が、分配係数と臓器毎の血流量で求めることが可能となった。概念があいまいなコンパートメントに変わり、臓器がモデルに登場し、Reality をもって理解できるようになった。この段階で、代謝臓器では、ミカエリス・メンテン式で非線形の項が登場し、その他の臓器では線形微分方程式で記載された。

その後、取り扱う薬物・毒物(以下、標的物質)も揮発性物質から拡張され、一般の能動輸送で細胞内に取り込まれる化学物質も対象となった。この間、多くの輸送に関わるトランスポーターが明らかにされたこともモデル化を後押しした。その結果、標的物質に関わるトランスポーターにより臓器への取り込みと排出を記載する試みが始まった。トランスポーターの輸送能は、ミカエリス・メンテン式で記載され、パラメーターである Km、Vm を推定することが必要となった。

しかし、多くの標的物質の輸送に関与するトランスポーターの解明は、次々に環境問題となる標的物質の数に追いつかず、パラメーターの推定によりモデルを補強する必要が出てきた。しかし、トランポーターを想定したモデルは非線形であり、パラメーターの推定は非常に困難であった。したがって、多くの場合、能動輸送を無視し、分配係数で表記し、分かっている部分だけを能動輸送で記載するという簡便法が導入された。しかし、この場合、妥当性の検証が難しく種々の曝露経路の異なる濃度に対応できるのかの検証が難しい。というのは、濃度が極めて低いときには血中濃度や臓器濃度に比例して輸送されるが、濃度が高くなると、取り込みや排出が飽和し、一気に低濃度で

は予測できない臓器蓄積や毒性の強化が起こる。

標的化学物質のトランスポーターの実態解明が進むまで、生理学的モデリングを適用するため不確定要因が多いと考え、想定用量範囲で十分な近似値が得られる場合、シンプルな Compartment Model を採用する立場も多い。

## ３．PFAS の包括的モデリング（Comprehensive TM: CTM）は、規制値の確立には欠かせない

こうした TM の展開の中で、PFAS の用量と血中濃度の関連を定量的に理解するため、米国の EPA では、生理学的モデリングの不確定要因を嫌い、最も単純な One-Compartment Modeling を採用している[2)]。一方、ＥＵの規制当局では、臓器濃度を推定することに重きを置き生理学的モデリングを採用している[3)]。これらの機関では、モデルの助けを借り、種々の曝露シナリオ条件下での臓器濃度、血中濃度を推定し、曝露量と毒性発現に直接関わる閾値濃度を推定しようとしている。この閾値濃度に不確定係数で除して最終的に規制値である、一日耐用量（TDI）を求めている。

従来の TM は、種々のシナリオ下での曝露を統一的に理解するための用量推計モデルとして用いられていた。しかし、環境科学により広く適用するためには、現実の人間の生活を反映し、汚染源の工場などから大気汚染や水質汚染を媒体として拡散し、地域の住民が曝露されるモデルの開発が必要となる。我々は、大気を通じて拡散し、住民が曝露するシナリオをモデル化することに取り組んだ。妥当性の検証には、過去にさかのぼり CTM で計算した血中濃度と実際に過去に採取した血液の測定値とを比較する必要がある。我々は生体試料バンクで保存されている血液を利用することにした。その結果、大気モデルと CTM を統合することにより汚染源からの鉛の拡散と人々の血中濃度が極めて精度よく記述できることが分かった。この際用いた TM は EPA 同様に単純な One-Compartment Model であった[4)]。

## ４．内閣府による PFAS リスク「評価書」の問題点

内閣府の「評価書」は小児から成人まで含めて安全な量 TDI として PFOS および PFOA とも 20 ng/kg/day 決定した[5)]。しかし、TDI に対応する血中濃度は、「評価書」に基づくと PFOA　143 ng/mL　PFOS は、247 ng/mL となる[5)]。

この高い PFOA の血中濃度は、ほぼ吉備中央町の 27 名の住民の血液検査の中央値（162。6 ng/mL）に匹敵する[5)]。すなわち、「評価書」は、吉備中央町で何の調査もせず安全を宣言したことになる。

今回の評価書は、国際的に蓄積した疫学データを無視し、IARC の勧告を無視するなど非常に強引さが目立つ。また、TDI を求めるために必須の用量推計モデルも開発できておらず、米国のモデルを借りている。そのため上述のように吉備中央町のリスク管理にまで、恐らく意図せず安全宣言することになってしまった。

拙速に TDI を求めるのではなく、当面は最も差し迫った国民の関心事である水道水の基準に関しては、まず予防原則に基づいて、米国の低い飲料水基準[2)]を導入し、その後時間をかけ吉備中央町など汚染地域の健康影響を質の高い疫学で検討し TDI を導入するのが科学的にも倫理的にも正しい立場であろう。

## 引用文献


1) 食品安全委員会「評価書　有機フッ素化合物（PFAS）」令和 6 年 (2024 年) 6 月 https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/pfas_faq.html.
2) US EPA: Document No.822D21001(Dec, 2021).
3) EFSA Panel Risk to human health related to the presence of perfluoroalkyl substances in food ejEFSA J 2020,6233 doi 10.2903.
4) Niisoe T, Harada KH, Ishikawa H, Koizumi A. Environ Sci Technol. 2010 Oct 15;44(20):7852-7. doi: 10.1021/es101948b.
5) 小泉昭夫『日本の科学者』2024 年 11 月号、p4-8。

# PFAS 汚染の広がりとヒト曝露の現状

## ――発覚の経緯と近年の動向

原田　浩二、HARADA Kouji（京都大学大学院医学研究科）

### １．はじめに

PFAS は Per- and poly Fluoro Alkyl Substances の略語である。日本語にすれば多フッ素化アルキル物質と呼ぶことになるが、これでも聞き慣れない化学用語であることに違いない。有機物は炭素原子(C)を中心に、水素原子(H)、酸素原子(O)など種々の元素から構成されるが、そのうち水素の代わりに一部フッ素原子(F)が炭素原子に結合したものを有機フッ素化合物と呼ぶ。この有機フッ素化合物のうち、炭素(C)の鎖であるアルキル鎖に対して複数のフッ素(F)が結合しているものを PFAS と呼んでいる。

主な PFAS がペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS、$C_8F_{17}SO_3H$)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA、$C_8F_{15}CO_2H$)であった。PFOS は、衣類などの撥水・撥油剤の構成原料、基地、空港、石油コンビナートなどで使用される泡消火剤、半導体製造におけるフォトレジスト、クロムメッキ加工の消泡剤などに用いられてきた。PFOA は、フッ素樹脂の製造工程での助剤としての使用のほか、種々の PFAS の副生成物としても含まれる。

### ２．PFAS 問題の発覚

３M 社は 2000 年５月に、難分解性、生物蓄積性があることが主とした理由として、PFOS、PFOA の製造を 2002 年までに自主的に廃止することを発表した。有害性への懸念もあり、将来の訴訟リスクを踏まえて、この判断が行われたと考えられる。

PFAS などの有機フッ素化合物にある炭素-フッ素結合は結合エネルギーが強く、原子間の結合距離が短く(1。32 オングストローム)、炭素鎖が剛直になると考えられている。また、分極率が低く、化学反応性が低い。安定な物質であるため、環境中でも分解されにくいことを意味する。種々の PFAS に含まれるフッ素化アルキル鎖の部分は分解されず、環境に残留すると考えられる。そのため”Forever chemicals”（永遠の化学物質）と呼ばれている。PFAS の製造、使用、廃棄の過程で環境に放出されたものは長期的には安定な構造のフッ素化アルキル鎖を持つカルボン酸、スルホン酸となって増加し続けることが懸念されている。PFOS、PFOA などの酸性の PFAS は解離しやすく、蒸散しにくいものの、水に比較的溶けやすく、土壌を浸透し地下水の汚染を引き起こす。また一部の PFAS は生物への蓄積性を示し、水中の濃度より数千倍生体に濃縮されることが分かっている。

### ３．環境調査

日本における汚染の実態調査に、京都大学の小泉昭夫教授（現・名誉教授）らの研究チームが乗り出した。2002 年、2003 年に 70 以上の河川の水質調査を全国規模で行なった。PFOS、PFOA は都市部に近い河川で高く検出され、東京の多摩川や大阪の安威川の流域にある下水処理場の放流口で最大値を示した。

2000 年代後半までに主な PFOS、PFOA の新規製造はなくなったと考えられる。しかし、これまでに使用されてきた PFAS の影響がなくなったわけではない。2007 年から大阪府で井戸水の PFOA の観測を継続していたが、2016 年においても、大阪府摂津市周辺の井戸水で 1、000 ng/L（ng：10 億分の１グラム）を超える PFOA が検出されていた。PFAS は土壌への吸着性を示し、周辺への地下水へ徐々に浸透していくと考えられている。そのため地下水を通じて水道水を汚染しやすい。海外でもフッ素化学工場（デュポン社、３M 社、ダイキンアメリカ社など）、泡消火剤を

使用する空港、基地周辺での汚染事例は数多く報告されている。米国国防総省によるまとめでは、2017 年段階で全米の軍事施設のうち 401 施設で PFAS の放出が確認され、90 施設で米国での 2016 年の水質目標値である PFOS、PFOA 合計 70 ng/L を超える汚染が確認された。土壌が PFAS で汚染された場合には水質への影響が長期化し、水道水源を汚染する可能性が高いことが懸念された。

沖縄県企業局は沖縄中部 40 万世帯ほどに配水する北谷浄水場の水道水の PFOS、PFOA を測定し、米国環境保護庁の当時の生涯健康勧告値（70 ng/L）を超える濃度を検出したことを 2016 年に公表した。北谷浄水場の取水源には、在日米軍嘉手納基地を通って流れる大工廻川が注ぐ。嘉手納基地で使用された泡消火剤による汚染が疑われている。また、東京都多摩地域の水道でも地下水を汚染に起因する汚染が 2020 年に発覚した。原因の一つとして在日米軍横田基地の影響が疑われる。2020 年に厚生労働省、環境省が暫定目標値として PFOS、PFOA の合計値 50 ng/L を定めた。その後、自治体による任意ではあるが、PFAS の検査が始められ、水道水から目標値を超える地域が見つかってきた。また、飲用井戸の汚染も問題となっている。

一部の PFAS は魚介類への蓄積性もあるため、水道水汚染などがなければ食事からの PFAS 摂取は主要な曝露経路でもある。魚介類摂取量、摂取量のバイオマーカーとの関連も報告されてきており、魚介類摂取の多い日本人では無視できない。

PFAS の曝露は水道水の使用量、浄水器の有無にも依存し、また、その他の複数の経路も考えられる。その全体像を把握するために血液中濃度の測定（バイオモニタリング）が行われる。とくに、PFOS、PFOA は蓄積性があるため、過去数年間の曝露状況を反映する。また、疫学調査により、健康リスクが認められる濃度をもとに指標値も出されてきている。沖縄、東京多摩地域、大阪府などでの血液調査を通して、PFAS 汚染の広がりを明らかにしてきた。2022 年に市民により沖縄で調査が行われ、県内 6 市町村、387 名の分析結果、北谷浄水場の配水域、その他の水道水中 PFAS が高かった自治体で PFOS、PFOA が平均 10～14 ng/mL と高い血漿中濃度が検出された。水道水を浄水器なしで使用する住民ではより高く、水道水が要因であった。東京都多摩地区でも水道水中 PFOS 濃度が高く、2022 年から 2023 年にかけて市民らによるバイオモニタリング調査が行われた。このうち、国分寺市の住民で平均血漿中濃度が PFOS 16。7 ng/mL、PFHxS 17。7 ng/mL で検出されている。また、周辺の自治体でも汚染が特にない地域より２～３倍の濃度となっていた。

## ４．健康リスクとの関係

血液中の PFAS 濃度をもとにした勧告は、ドイツ環境庁の HBM-II では PFOS 20 ng/mL、PFOA 10 ng/mL (妊娠可能年齢女性ではそれぞれ半分の濃度) 、米国科学・工学・医学アカデミーは 7 種の PFAS の合計値で 20 ng/mL を超えないこと、としたものがある。これらは種々の研究結果から、脂質異常症、甲状腺ホルモン疾患、出生児体重の低下、妊娠高血圧症候群、腎臓がんのリスク上昇の可能性があるとしている。ドイツ HBM-II では目標値を超える場合に、曝露低減と住民へのカウンセリングの提供の必要があるとしている。さらに、米国アカデミーの臨床ガイダンスでは、患者個人への注意深い診察、検査を推奨している。沖縄、東京、大阪の調査地域ではこの指標を超える血中濃度が数割で見られることは相当数の住民について健康リスクを懸念されることを示している。

## ５．今後の課題

PFAS が暫定指針値を超えていたことが各地で発見されてきているが、公共用水域で網羅的な調査がなされているわけではない。日本で法的な基準は策定されていないことから、水道水の PFAS 検査も義務ではない。多種に渡る PFAS のうち、PFOS、PFOA だけの測定になっていることも問題であり、同様のリスクを持つものも把握していく必要がある。

# 近畿地方と滋賀県内のＰＦＡＳ汚染

畑　明郎、HATA Akio（元大阪市立大学・滋賀支部）

## １．はじめに

『週刊金曜日』2023 年９月８日号が、近畿２府４県の水道水に含まれる PFAS 濃度を各自治体調査から集計している。５段階評価でランク５が 10 ng/L 以上検出、ランク４が５ng/L 以上 10 ng/L 未満、ランク３が検査未実施で汚染の可能性、ランク２が検査未実施だが汚染の可能性は低い、ランク１が定量下限値５ng/L 未満とする。この調査に基づく近畿２府４県の水道水に含まれる PFAS 濃度を考察する。

また、2023 年 10 月８日の『滋賀民報』と 2024 年９月 12 日の『滋賀報知新聞』が、滋賀県内の水道水と河川水の PFOS・PFOA 汚染を報道し、著者も取材とコメント寄稿に協力した。この報道の原データに基づき、滋賀県内の水道水と河川水の PFOS・PFOA 汚染を考察する。

## ２．近畿地区の水道水のＰＦＡＳ汚染

①大阪府下の 43 市町村のうち、大阪市を含む 13 市町の水道水は、全量淀川取水であり、残りの 30 市町村は淀川取水と独自水源取水である。大阪府下の市町村の水道水 PFAS 濃度の５段階評価をする。淀川取水の市町村の大半はランク５であるが、府北部と東部の地下水からは 10 ng/L 以上検出されたので、これらの市町はランク５+とされている。淀川水源の琵琶湖と宇治川の PFAS 濃度は約５ng/L だが、京都市の下水が入る桂川と奈良県の下水が入る木津川の合流により、淀川は約 10 ng/L と高くなるためである。

②京都府南部 10 市町村は、宇治川、木津川桂川などと地下水を水源とするが、京都市は、琵琶湖疏水により琵琶湖から直接取水している。京都市はランク４だが、京都府南部 10 市町村は、桂川、木津川、地下水の PFAS 濃度が高く、ランク５である。とくに、陸上自衛隊宇治駐屯地の周辺井戸で国の暫定目標値 50ng/L を超える PFAS が検出された宇治市、産業廃棄物（以下、産廃）や残土が大量に捨てられている山砂利採取跡地がある城陽市などはランク５である。

綾部市の由良川支流で国の暫定目標値 50 ng/L の 120 倍以上の PFAS が検出されたが、原因は産廃処分場の排水であった。由良川の伏流水を取水する福知山市の水道水から 75 ng/L が検出され、福知山市はランク５である。

③兵庫県は、県内の7ダムを水源とする県営水道（以下、県水）が 22 市町に供給されており、5ng/L 未満である。しかし、淀川を水源とする阪神水道が供給される神戸市、尼崎市、西宮市など南部の都市地域は、10ng/L 以上検出されてランク5である。明石市は県水と表流水・地下水を水源とするが、明石川浄水場から 10ng/L 以上が検出される。明石川からは水道水の厚労省水質管理暫定目標値 50ng/L の 2000 倍の PFAS が検出されたが、原因は流域に多数ある産廃処分場と考えられる。

④奈良県は、ダム水を水源とする県水があり、24 市町村に供給され、５ng/L 未満であり、ランク１である。汚染水が検出されているのは、独自水源のある奈良市、生駒市、天理市などである。奈良市は木津川水、生駒市は地下水、天理市はダム水をそれぞれ独自水源とし、ランク５である。

⑤和歌山県は、県水がなく、各市町村が独自の水道を持っている。地下水を水源とする市町村で 10 ng/L 検出されているところがある。とくに、紀の川の伏流水と浅井戸を水源とする紀の川市などがランク5であり、紀の川の表流水などを水源とする和歌山市はランク4である。

⑥滋賀県は、琵琶湖を水源とする県水があるが、５ng/L 未満である。しかし、県水以外に地下水を水源とする湖南の守山市や栗東市は 10 ng/L 以上検出され、ランク５である。

## ３．滋賀県内の水道水と河川水の PFAS 汚染

2023 年 10 月８日の『滋賀民報』が、2022 年度の滋賀県内の水道水と河川水の PFOS・PFOA 汚染を報道した。滋賀県内水道事業所の PFAS(PFOS＋PFOA)検査状況、県内の PFOS・PFOA 検出地点とPFOS＋PFOA 濃度ランクを示した。国の暫定目標値 50ng/L は下回るが、25～32ng/L は、守山市播磨田と栗東市出庭の地下水源である。33ng/L 以上は、和邇川、柳川、十禅寺川、守山川および家棟川の5河川であり、大戸川は 22ng/L であった。その他にも米国の飲料水基準値案8ng/L（PFOS、PFOA それぞれ 4ng/L）を超えた地点がある。

前述の『週刊金曜日』の調査結果と同様に、守山市播磨田と栗東市出庭の水源地が最大 30ng/L であり、近江八幡市安土水源地が 19ng/L、草津市ロクハ水源地が 14ng/L と続く。琵琶湖を水源とする滋賀県水と大津市は7～8ng/L であった。

2024 年９月 12 日の『滋賀報知新聞』が、2023 年度の滋賀県内の水道水と河川水の PFOS・PFOA 汚染を報道した。それによると、守山市播磨田 30ng/L、野洲市比江 26ng/L、栗東市観音寺 23ng/L、近江八幡市安土 19ng/L、甲賀朝宮 11ng/L などが高かった。琵琶湖を水源とする滋賀県水と大津市は最高7ng/L であった。守山川 30ng/L、和邇川 27ng/L、十禅寺川 25ng/L、柳川 20ng/L、家棟川 19ng/L などが高かった。

滋賀県測定の琵琶湖の PFOS・PFOA 濃度を見ると、北湖は4～5ng/L であるが、南湖は5～10ng/L もあり、一部は米国飲料水基準8ng/L を超える。

なお、自衛隊饗庭野演習場がある高島市、米原市など県北部の自治体は、水道水や河川水の調査を実施しておらず、2024 年度から実施する。

次に、高い濃度を示した地下水源や河川水について、周辺の汚染源と疑われるものを考察する。

① 守山市播磨田水源地付近には、旧チッソ・現旭化成滋賀工場があり、汚染源の可能性がある。ここは、有機塩素化合物のトリクロロエチレンの地下水汚染があった地点であり、汚染源は同一と考えられる。

② 栗東市出庭水源地付近には、パナソニックハウジングソリューションズ滋賀工場があり、汚染源の可能性がある。また、上流域に栗東RD産廃処分場跡地があり、汚染地下水のヒ素が到達したこともあり、その影響も考えられる。

③ 野洲市比江水源地は、2001 年に四塩化炭素(CT)汚染を起こしており、汚染源は第一三共の農薬製造工場だった。その後、この工場は閉鎖されたが、付近に旧IBM現京セラの半導体工場があり、その影響も考えられる。

④ 草津市ロクハ水源地の上流側には、大阪府摂津市で高濃度の PFAS 汚染を引き起こしたダイキン工業滋賀製作所があり、汚染源の可能性がある。

⑤ 近江八幡市安土水源地は、以前に八日市市周辺の地下水汚染でトリクロロエチレンが検出された地点であり、名神八日市インター付近の工場群が汚染源と考えられる。

⑥ 守山川流域には、旧チッソ・現旭化成滋賀工場があり、汚染源の可能性がある。

⑦ 和邇川流域には、多数の産廃処分場や建設残土捨場が存在し、これらが汚染源と考えられる。

⑧ 十禅寺川流域には、松下冷機滋賀工場があり、汚染源の可能性がある。

⑨ 柳川流域に自衛隊大津駐屯地があり、これが主な汚染源と考えられるが、上流部に 2021 年8月に土砂崩れを起こした建設残土捨場もある。

⑩ 家棟川流域には、旧IBM・現京セラの工場やP&Gの化学工場があり、汚染源の可能性がある。

⑪ 大戸川表流水を取水する信楽町水源地は、2002 年にフェノール汚染事故を起こしており、汚染源は住友電工ウインテックという精密電線工場で使用していたクレゾールの漏洩であった。この工場が PFAS を使用している可能性はある。

## ４．おわりに

以上のように、重要なのは、汚染源の特定であり、県内に少なくとも 13 社あるPFAS関連企業や、自衛隊基地、産廃処分場、建設残土捨場、電機・電子工場なども汚染源となるので、これらをリストアップして、調査と対策を実施することが必要である。

# 市民運動としての大阪 PFAS 汚染から健康を守る取り組み

## －1,190 人の血液検査から見えてくるもの

長瀬文雄、NAGASE Fumio(大阪 PFAS 汚染と健康を考える会事務局長)

### １．はじめに

NHK クローズアップ現代などで全国一の PFAS 汚染と報じられた大阪・摂津市やその周辺地域の深刻な汚染の実態解明と健康影響を把握し、環境対策への要望や健康管理につなげることを目的に 2023 年 11 月、大阪 PFAS 汚染と健康を考える会（以下「会」）が発足し、大規模な血液検査に取り組んだ。「会」は小泉昭夫京都大学名誉教授を顧問に迎え、摂津 PFOA を考える会、大阪から公害をなくす会、大阪保険医協会、大阪民医連、公益財団法人淀川勤労者厚生協会、研究者等が参加した。

「会」の運動は「PFAS って何？」という基礎的な学習会から始まった。日本では規制が始まったばかりであり、未解明なこともある中で「学習し、調査し、行動する」ことをモットーに大小 100 回を超える学習会の開催や現地視察・調査、居住歴・職歴・地元野菜の摂取頻度・浄水器の有無などの問診票作成と事前説明会を経て、2023 年 9 月中旬から 12 月上旬に 49 会場 1,190 人の大規模な血液検査を実施した。受験者はダイキン工業淀川製作所のある摂津市や隣接する東淀川区の住民はじめ大阪府下全域に及んだ。結果は予想どおりダイキン周辺に近づくほど高くなり、とりわけ PFOA の値が優位に高かった。職業暴露の実態も浮き彫りになった。また、PFAS の値は府下全体でも高い傾向を顕著に示した。

今回、小泉昭夫京都大学名誉教授、京都大学医学研究科の原田浩二准教授の協力を得て行なった血液検査の結果分析（第一報）を行い、多くのマスコミが関心を示した。今回の取り組みを踏まえ、今後の課題、問題意識を提示する。

### ２．大阪における PFAS 汚染をめぐる経過

大阪における河川、地下水等の PFAS 汚染が判明したのは、2000 年初頭からの小泉昭夫氏らの調査による。小泉氏らが 2003 年に実施した全国の河川調査によって淀川支流安威川広域下水処理場から 67、000ng/Lの PFOA が検出された。ダイキン工業淀川製作所（摂津市）周辺で軒並み高濃度汚染が明らかになり、主要汚染源はダイキン工業淀川製作所と判明した。淀川製作所は 1960 年代より 2012 年までおよそ半世紀にわたり PFOA を製造してきた日本最大の化学工場である。この結果は一部マスコミや大阪府議会で取り上げらたが、社会問題とはならず沈静化していった。しかし、同時期にダイキンは米国で PFOA 汚染に関わる訴訟を起こされており、世界的に危険性が指摘される中、水面下で PFOA 対策を進めてきた。2009 年からは大阪府、摂津市、ダイキン工業の三者による「神崎川 PFOA 問題連絡会議」をこれまで 26 回にわたり開催し対応を練ってきた。ダイキンは 2012 年に PFOA 製造を中止したが、汚染地下水を含む処理水は現在も公共下水道に流されている。

私たちが行なった大阪府への情報公開請求によって明らかにされた議事録では、「市民の問い合わせには『汚染源はわからない』と答える」「健康被害があるとは考えていない（ダイキン)」、「環境省も健康被害は認めていない（大阪府)、「工場からの排水は暫定基準値の 10 倍以内にするよう」（大阪府）など、汚染の実態と大企業を庇う行政の姿勢、対応が記述されている。また、ダイキン工業からの対策会議に提出された資料は「企業の利益、競争を損なうおそれがある」として非開示とされた。

2021 年、国は POPs 条約に従い PFOA の製造・使用（原則）を禁止し、前後して河川、地下水などの調査を公表した。これによると、2020

年と 2021 年に大阪府が発表した府下の河川、地下水等調査では、府下 18 河川・地下水からは環境省の示す暫定基準値（50ng/Ｌ）を超えていた。中でも淀川製作所近隣の摂津市、東淀川区は、今なお、暫定基準値を大幅に超える高い汚染が検出され、住民の不安は増すばかりである。

### ３．1,190 人の血液検査から見えてくるもの

今回の血液検査結果ではダイキン工業淀川製作所のある摂津市・東淀川区で 6 Total PFAS 合計値 20ng/ ml を超える方が 45％、受験者全体でも 38％が超えた（いずれも職業暴露は統計から除外した）。東京や沖縄など基地由来と疑われる PFOS 汚染に対し、摂津市周辺では特に PFOA が高かった。最高値は PFOA 単独で 596。6ng/ml と職業暴露が強く疑われるダイキン関係者であり、他のダイキン受験者も高い値を示した。

**全体1190人の血液検査のまとめ**

| 変数 | 平均 | 中央値 | 最小 | 最大 | 標準偏差 |
|---|---|---|---|---|---|
| PFOS | 6.8 | 5.8 | 0.3 | 36.3 | 4.3 |
| PFHxS | 1.1 | 1.1 | 0.0 | 4.0 | 0.6 |
| PFOA | 6.7 | 5.0 | 0.0 | 596.6 | 19.3 |
| PFNA | 3.2 | 2.9 | 0.2 | 16.0 | 1.7 |
| Total4PFAS | 17.7 | 15.1 | 1.0 | 610.3 | 21.1 |
| Total2PFAS | 13.4 | 11.0 | 0.8 | 605.1 | 20.2 |
| Total6PFAS | 20.2 | 17.3 | 1.2 | 613.4 | 21.7 |

※3名のダイキン労働者が参加され、以下の解析では汚染源が明確であり、3名とも血中濃度が高値のため異常値として除外し解析

小泉昭夫氏「大阪血液検査の総括」より

**ドイツ規準及び米国ガイダンス値越え（%）**

| 地域 | PFOS独基準越え (20ng/mL) | PFOA独基準越え (10ng/mL) | 4PFAS米ガイダンス越え | 6PFAS米ガイダンス越え |
|---|---|---|---|---|
| 1. 摂津市・東淀川区 | 1.3 | 17.0 | 34.1 | 45.0 |
| 2. 大阪府下北部・尼崎市・伊丹市 | 1.0 | 5.0 | 24.4 | 33.8 |
| 3. 東淀川除く大阪市 | 1.3 | 6.0 | 35.7 | 43.3 |
| 4. 大阪府下南部 | 0.9 | 1.8 | 20.0 | 24.2 |
| 5. その他(京都・奈良・兵庫) | 0 | 0 | 25.0 | 25.0 |
| 全体 | 1.2 | 7.9 | 30.4 | 38.5 |

(2)大阪府豊中市、池田市、箕面市、吹田市、茨木市、高槻市、島本町、守口市、門真市、寝屋川市、兵庫県尼崎市、伊丹市

小泉昭夫氏「大阪の血液検査総括」より

現在、「会」では健康リスクが疑われる米国科学・工学・医学アカデミーの勧告値（７Total PFAS20ng/ml 以上）やドイツ HMB-IIの勧告値を超える受験者に対し、府下 11 の民医連の医療機関で、腎臓などのがん、甲状腺、脂質異常などの精査と健康管理を目的に PFAS フォロー外来を開始している。現在まで 150 人を超える方が外来を受診されている。また、職業暴露を強く疑われるダイキン関係者への聞き取りと追加検査を行なっている。10 月には府市民の強い要望に応えて血液検査を始めた。

### ４．今後の課題と私たちの要望、運動

この間、兵庫・明石、岡山・吉備中央町、京都・綾部など次々と産業廃棄物由来の PFOA 汚染が明らかになり、多くのマスコミ関係者の注目を集めるところとなった。国会でもいくつかの政党、議員がこの PFAS 汚染問題を取り上げられるようになった。しかし、食品安全委員会や環境省の手引き案などでは、「健康への被害は確認されていない」、「血液検査はかえって不安を煽る」など相変わらず後ろ向きの対応である。

改めて府民の健康より企業の利益を優先する行政の姿勢が問われている。とりわけ、大阪を代表するトップ企業であるダイキンの役割は大きい。ダイキンは社をあげて SDGs 推進を掲げ、人と未来にやさしい企業を謳う。であれば過去から現在に至る PFOA 製造や環境汚染状況などを積極的に情報公開し、PFAS 除去技術を含む環境汚染対策を推進すること、未規制の PFAS 代替物質製造ではなく全廃に向け取り組むこと、ダイキン関係者の血液検査を実施することを強く要望する。

私たちの要望は国、行政、企業あげて①徹底的な環境影響調査実施と情報公開、②公的責任による大規模な血液検査を含む疫学調査の実施、③前向きな PFAS 規制の推進や環境改善対策、④PFAS フリーに向けた取り組みの推進を求めるものである。引き続き全国の PFAS 市民運動と連携して汚染から健康を守る取り組みを進めたい。

### 注釈

1）健康リスク予防のための目安であるドイツ環境庁ヒトバイオモニタリング委員会の HBM-Ⅱは、2019 年、PFOS は血中濃度 20ng/mL、PFOA は 10ng/mL と公表。これを超える場合は曝露を低減することが必要としている。

2）米国科学・工学・医学アカデミーが 2022 年８月に公表した臨床ガイダンスは、７つの PFAS（PFOS、 PFHxS、PFOA、 PFNA、 PFDA、 PFUnDA、 MeFOSAA）の合計値で 20ng/mL を超える患者へは特定の疾患についての診察、検査を勧めている。

# 東京・多摩のＰＦＡＳ汚染
## ――横田基地は重大な汚染源

根木山幸夫、NEGIYAMA Yukio(多摩地域の有機フッ素化合物汚染を明らかにする会)

### １．おいしい地下水は多摩の誇り

東京都水道局は多摩地域の約 100 カ所の浄水所で井戸水源を水道水に使用している（2020 年以降は稼働中と停止中があり、多くが荒川・多摩川の河川水を使用)。一方、23 特別区の水道水は河川水を使用している。

多摩地域では、地下水を飲用井戸として使用している会社や学校・病院なども数多くあり、近世から現在まで長く飲み水に使ってきた歴史もあり、地下水はおいしいと多くの住民が誇りに思っている。

### ２．地下水の汚染調査

地下水の汚染源について、小泉昭夫京都大学名誉教授は、共著『永遠の化学物質―水の PFAS 汚染』（岩波ブックレット、2020 年）の中で次のように述べている。

「小泉氏らの 2002 年の多摩川の河口から上流部にかけた河川水の調査、2008 年の都環境科学研究所の横田基地と同北部の半導体工場、同東部の自動車工場から下水道への排水調査、2010 年の同研究所の立川・府中・国立で高い汚染を検出した地下水調査、さらに 2019 年の都の横田基地近くの４カ所の井戸調査で立川の井戸が高濃度汚染だったことから、汚染源は断定できないが、地理的な近さから横田基地の汚染への寄与の可能性はきわめて高い。(筆者要約)」

### ３．横田基地は重大な汚染源

横田基地にはベトナム戦争当時から消火訓練場がつくられ、泡消火剤を使った訓練を定期的に実施し、最近も 2018、21、22 年と空軍演習の一環として横田基地で消火訓練を実施している。放出された泡消火剤は空気中に拡散、周辺土壌中に浸み込み、固着した土壌から長年にわたって地下水に浸み出していく。

横田基地で泡消火剤漏出事故が繰り返し起きていたことを、ジャーナリストのジョン・ミッチェル氏は米国情報公開文書をもとに、「2010～17 年に泡消火剤が計 3161 リットル漏出、12 年には 3028 リットルが貯蔵タンクから土壌に漏出。しかし漏出は日本側に通報されなかった」（筆者要約）と報道している（「沖縄タイムス」2018 年 12 月 10 日)。

横田基地内の飲料水は基地内にある井戸から汲み上げて使っていて。米軍は飲料水品質年次報告書で検査結果を 2016、18、20 年に公表した。米国基準の半分程度で問題ないとしているが、基地内の地下水が汚染されている事実を認めている。

### ４．約 20 年前から水道水汚染

水道水の汚染について都は 2020 年１月に初めて調査結果を公表し、府中武蔵台浄水所（府中市）と東恋ヶ窪浄水所（国分寺市）の 2011～19 年の浄水データで国の暫定目標値の２～３倍の汚染が続いていたことを明らかにした。

同時に都水道局は、この２つを含む３カ所の浄水所の地下水の汲み上げを停止するとともに、多摩のすべての浄水所で暫定目標値を下回るようにしたので、「問題ないので、ご安心ください」（ホームページ）と言っている。しかし、汚染された水道水を飲んできた住民の体内にどれだけ汚染物質が蓄積しているのか、それが健康リスクにどうつながるのかについては触れていない。

さらに、2021 年になって都水道局が発表した各浄水所の 2004～21 年の汚染データを見ると、多摩 30 自治体のうち約 20 自治体で汚染度が高く（極めて高いのは国分寺、立川、府中、国立、小

平、西東京、調布の７市)、住民は 20 年近く汚染された水を飲んできたことが明らかになった。

**５．自主的血液検査と深刻な結果**

2020 年１月、“多摩の水道水が PFAS 汚染”と報じられると、２月に住民有志で小泉名誉教授を講師に学習会を開催。2022 年８月に発足した「多摩地域の有機フッ素化合物（PFAS）汚染を明らかにする会」（以下、多摩 PFAS 会）は、原田浩二京都大学准教授を講師にオンライン学習会を行い、血液検査の実施を呼びかけた。

血液検査は 2022 年 11 月～2023 年６月、30 市町村で 791 人が参加した。分析を担当した原田准教授の報告では、主な PFAS４種類の血中濃度の合計値でみると、791 人のうち 365 人（46%）が米国科学・工学・医学アカデミーのガイダンスの指標値（20 ナノグラム/ミリリットル）を上回った。この指標値は、脂質代謝異常や甲状腺ホルモン、腎がん、潰瘍性大腸炎などのリスクが高まるので、臨床医が精密検査を勧めるべきというものである。自治体別に見た場合、指標値を超えた人の割合が高い自治体は国分寺市 85 人中 79 人（93%)、立川市 47 人中 35 人（74%）などと、深刻な結果だった。

**６．汚染源を明らかにする地下水調査**

多摩 PFAS 会は 2023 年５～８月、多摩の 150 カ所の井戸水、湧水、河川水を調査し、12 月に結果を発表した（分析を担当した原田准教授が報告)。

調査報告では、北多摩地域の広範囲の地下水が環境省の暫定目標値を超え、横田基地の南東側の立川市の浅井戸で暫定目標値の 62 倍の PFOS が検出され、立川市から東にある国分寺市、府中市などでは深井戸で PFOS、PFHxS が高い傾向が見られた。地質構造を考察すると、PFAS に汚染された地下水が西側から東側に移動していると推測された。同時に発表した多摩 PFAS 会の緊急声明では、調査結果からみて「横田基地が最大の汚染源」と考えられると指摘した。

**７．米軍が漏出を認める**

先述のミッチェル氏が報じた横田基地での泡消火剤漏出の事実をめぐって、2023 年６月から大きな展開があった。

６月 29 日、日本共産党の国会・地方議員らが横田基地での泡消火剤の使用について防衛、外務、環境各省から行った聞き取りの中で、防衛省の担当者は同基地で 2010～12 年に PFAS の漏出が３件あった事実を公式に認めた。

７月 21 日、防衛省は 2018 年 12 月の漏出報道を受け、2019 年１月に米側から報告書を入手した。公表内容をどうするか米側と調整を始めたが、米側から回答を得たのは 2022 年 12 月だったと説明。米軍が漏出の事実を初めて認めたことを明らかにした。

11 月、多摩 PFAS 会は「横田基地への立ち入りを米軍に求めよ」と岸田首相・防衛大臣宛に要望書を提出したが、回答がないままである。

**８．各地域で市民の会が発足**

血液検査が深刻な結果となった国分寺市では 2023 年７月、市民の会が発足し、市議会への陳情署名で「行政の責任で血液検査の実施を」と求めた。国分寺市議会も、超党派の全議員が署名して、血液検査の実施を求める都への意見書を採択した。

その他の地域でも、市民の会・住民の会・準備会が立川、国立、西東京、昭島、小金井、三鷹、小平、調布、狛江、西多摩（福生、羽村、あきる野、瑞穂)、東村山、武蔵村山・東大和などで発足している。

市議会では、国分寺、立川、国立、府中、小金井、小平、西東京、東大和、狛江、調布、三鷹、八王子などで PFAS 対策を求める国・都への意見書が採択され、小金井市議会では横田基地への立ち入り調査を求める国への意見書が採択された。

東京民医連・病体生理研究所は血中濃度をはかる測定機器を購入し、2024 年 5 月から運用開始した。有料の検査になるが、診療所と協力して、血液検査を求める住民の要求に応えていきたい。

# 沖縄 PFAS 汚染から市民の生命を守る連絡会の取り組み

## ――PFAS 問題は、生存権の問題

伊波義安、IHA Yoshiyasu（沖縄 PFAS 連絡会）

### １．はじめに

2016 年１月 18 日、沖縄県企業局は嘉手納基地周辺の河川水、地下水および北谷浄水場の浄水が高濃度の PFOS で汚染されていることをマスコミで発表した。県民は、この発表で 45 万人が利用する飲み水の PFOS 汚染を初めて知らされた。私はマスコミ報道を見ても PFAS にほとんど関心が起こらなかった。2019 年５月 15 日に NHK で放映されたクローズアップ現代「化学物質で水汚染」は、PFAS による水汚染がテーマだった。米大手化学企業デュポンの工場は大量の PFOA を製造していたが、それが工場排水中に漏れ、飲み水を汚染、長年この水を飲んだ住民の血中濃度が高く、腎臓がんや潰瘍性大腸炎など６種の病気に罹る人がたくさん出た。私はクローズアップ現代を見て PFAS の有害性と汚染の実態に驚愕するとともに自分の無知を痛感した。

### ２．「有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会」結成

水の汚染は私たちの健康・生命に関わる問題なので PFAS 汚染問題を早急に取り組まねばならないと早速行動に移した。PFAS による水汚染を多くの県民に知ってもらうために、まず私が関わっている嘉手納ピースアクション（嘉手納基地の閉鎖・撤去運動を 2016 年から取り組んでいる市民団体）の仲間たちと学習会を始めた。仲間たちの協力を得て北谷浄水場から給水を受けている７市町村（沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市）で PFAS の学習講演会を開いた。

７市町村の学習講演会は一応終わったが、PFAS 問題を嘉手納ピースアクションだけで取り組むのは荷が重すぎるので、もっと運動を拡げようと７市町村の有志に呼びかけ、2019 年 12 月 26 日「有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会（以下、連絡会とする）」を結成した。新型コロナウイルスが感染拡大し、集会などが開催できない中、連絡会は次の要望事項について県民の署名活動に取り組んだ。

① 高濃度の PFAS で汚染された中部河川水源からの取水を止め、北部ダムなどの水に切り替えること。
② 汚染源である米軍基地立ち入り調査を実現すること。
③ 県民の PFAS 血中濃度検査と疫学調査を行うこと。

短期間の取り組みではあったが、6、000 筆の署名を集め、国、県に手交した。

### ３．市民による PFAS 血中濃度検査

コロナウイルス禍で２年間延期になっていた「県民集会」を、2022 年４月 10 日、宜野湾市民会館で開催した。450 名が参加、ジョン・ミッチェル氏（ジャーナリスト）の「沖縄の PFAS 汚染」の講演があり、次いでデュポンと闘って勝利した環境弁護士ロブ・ビロットさんのビデオメッセージが流された。

彼がデュポンとの闘いで勝利の決め手になったのは、７万人の市民の PFAS 血中濃度検査と疫学調査だった。私たちは PFAS によるヒトの体内汚染を大変懸念し、県に県民の PFAS 血中濃度検査を要請してきた。しかし、県からは「血液中の PFAS の基準値もなく、健康への影響について医学的評価も定まっていない」と断られた。

私たちは県民集会のロブ・ビロットさんのビデオメッセージにも勇気付けられ、PFAS の血中濃

度検査を連絡会が中心となって、市民が自前で取り組んだ。幸いにも京都大学の原田浩二先生の協力も得て、2022 年６～７月、６市町村 387 名を採血し、検査してもらった。

検査結果が 10 月に発表された。日本には血液中の PFAS 濃度を評価する基準値がないので、2022 年７月に米国アカデミーが出したガイダンスを利用した。

このガイダンスによると７種の PFAS 血中濃度（連絡会は６種の PFAS 血中濃度しか測っていない）の合計が 20 ng/mL 以上になると健康リスクが高くなるので、PFAS の曝露を減らすよう助言するとともに、甲状腺の検査や、腎臓がん、潰瘍性大腸炎などの兆候が見られないか、臨床医はチェックする必要がある。

◇検査した 387 人中、この 20 ng/mL を超過した人は、209 人（54%）。北谷浄水場の対象地域の 224 人中 134 人（60%）、金武町は 54 人中 36 人（67%）であった。

◇沖縄県民の PFAS 血中濃度は、全国調査（2021 年環境省調査）と比較しても放置できないほど高い。

◇金武町は他地域に比べ、PFOA、PFHxS の濃度が高い。

低出生体重児（2、500 g 未満）と PFAS の影響に関して多くの研究報告がなされている。沖縄県は、45 年間（1975～2020 年）この出生率が１位か２位で推移している。私たちは県に対して、高濃度 PFAS 汚染水摂取との関連を質問しているが、県はこれを否定し、明確な科学的な調査資料を提示しない。

## ４．基地立入り調査を阻害する日米地位協定

国土面積の 0。6%しかない小さな沖縄に、日本全体の米軍専用施設の 70%余が集中している。50 年以上、米軍基地で使用されてきた PFAS を含む泡消火剤が、基地内および周辺の環境を汚染し、県民の健康・生命を脅かしている。県環境保全課は、米軍基地周辺の湧き水や河川水などの「2023 年度 PFAS 環境実態調査結果」を今年 1 月に発表した。それによると嘉手納、普天間など５つの米軍基地周辺 46 地点中 33 地点で、国の暫定指針値 50 ng/L を超過した。

この結果などから、県や市民団体は「米軍基地が汚染源である蓋然性が高い」として、2016 年以来、国や米軍に立入り調査を再三要請、申請しているが、日米地位協定に阻まれて、まだ実現していない。

新聞報道によると、2022 年 7 月、米内務省で法律顧問を務めるクレイグ・ドノバン氏（弁護士資格を持つ環境問題に詳しい専門家）が、「個人の資格」で日米地位協定の抜本的改訂を求める論文を、米国法曹協会のウェブサイトに発表した。論文は、まず嘉手納基地、普天間基地の PFAS 汚染に言及し、日米地位協定の「不平等と構造的欠陥」を批判し、「もっと公平でバランスの取れた協定」を求めている [1)]。

## ５．おわりに

沖縄における PFAS 汚染を根本的に解決するためには、日本政府が米軍基地への立ち入り調査を行い、汚染源を特定し、米軍に PFAS 使用履歴を明らかにさせ、その使用を即時中止させるとともに、汚染者負担の原則に従って汚染物質の除去・浄化を米軍の責任で行わせるべきである。

米国務省の法律顧問が個人の資格としてではあるが、不平等な地位協定の改定を求めている。日本が真の主権国家であるならば、前記のことを確実に行うことが必要である。

PFAS 汚染問題は私たち国民の健康・生命の問題であり、生存権の問題なので、国、県は総力を挙げて取り組むべきである。

### 注および引用文献

1）　沖縄タイムス（2022 年 7 月 17 日）
https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/992935.

# 愛知県豊山町の水道水 PFAS 汚染

## ―私たちの要請書に対する大村愛知県知事の文書回答（2024.5.31）とこれから―

坪井　由実、TSUBOI Yoshimi（愛知支部、豊山町民の生活と健康を守る会共同代表）

### １．はじめに

2021 年３月 17 日、北名古屋水道企業団（豊山町と北名古屋市の一部事務組合）は、豊山配水場（100％地下水）の浄水において、国が定めた PFAS の暫定基準である 50ng/L の３倍も検出されたため、地下水の汲み上げを中止した。以来、私たち豊山町住民は、豊山町と愛知県へ陳情や要請を続けてきたが、行政は全く動こうとしなかった。身近な自治体が動かないなら、まずは自分たちで健康を守るしかないと話し合った。京都大学の原田浩二先生の研究の一環として血液を提供、検査してもらうとともに、愛知県民主医療機関連合会の支援で、「PFAS 相談外来」の開設にこぎつけた。2023 年９月より、豊山町住民は、２つの病院で健康被害を予防するための半年から１年毎の定期検査（腎エコー、甲状腺刺激ホルモン TSH の検査）の計画を立て、検診、治療してもらえるようになった。

しかし、行政の怠慢を問題にしなければ、安心安全な地域生活を取り戻すことはできない。WHO は，健康に影響する個人に起因しない社会構造的な要素を「社会的要因」（SDH）と呼んでいる。SDH によって生じている健康の状態や医療アクセスの不公正な差を人権問題にかかわる健康格差と指摘し、解決への社会政策的取り組みを促している。

2024 年４月５日、豊山町生健会は、「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」実行委員会の取り組みのなかで、大村知事に対して「要望書」を提出した。５月 31 日には、知事より文書回答があった。その後、第二次要請書を提出し、７月 26 日、大村知事と直接話し合う機会を得た。その結果、愛知県はすべて国任せで、PFAS 汚染源の究明に向けて、県独自には何もしていない無責任な実態があらわになった。行政との対話は緒に就いたばかりである。以下では、この間のやり取りを紹介し、愛知県の対応を批判的に検討する。

### ２．愛知県への要求①―消火訓練場の除染

まず、私たちは、汚染源と推定される航空自衛隊小牧基地の消火訓練場（ピットファイヤー、以下「ＰＦ」と略す）の除染を求めている。自衛隊に消火訓練を委ね滑走路を共用している愛知県（県営名古屋空港）、小牧基地、三菱重工小牧南工場（Ｆ２やＦ35 戦闘機の組立工場）が責任をもって除染に当たらねばならない。当面、小牧基地での消火訓練で、自衛隊はいつまで、どれだけの PFAS 含有泡消火剤を使用したのか、その後どのような消火剤（PFAS フリー）もしくは水による消火訓練に移行したのかを調査し、公表することを求めている。しかし、愛知県は、「PFOS 及び PFOA は泡消火薬剤の成分の一部のほか、半導体工業、金属メッキ、食品包装紙など多岐にわたって使用されていましたが、過去の使用状況を把握することが難しいことから、原因の特定は困難です」と、１年前と全く同じ「回答」であった。

昨年の夏、私たちは汚染源を特定するため、原田先生の協力を得て、町内外の地下水等 30 カ所の水質調査を行なった。その結果、地下水脈の「上流」（ＰＦより１～２㎞北東）に当たる春日井市牛山地区は PFOS と PFOA の２種合計で平均 16.2ng/L であるのに対し、「下流」（ＰＦより１～２㎞南西）の豊山町青山地区の平均は一挙に 123.6ng/L に跳ね上がっていた。このことから、主要な汚染源は、自衛隊の消火訓練場とみて間違いないだろう。しかし、大村知事は、私たちの調査結果には一言も触れず、汚染源は特定できないと決めつけ、基地への立ち入り調査には消極的な姿勢を崩していない。

除染が必要な理由は、消火訓練場一帯の土壌には大量のレガシーPFAS が残っているためである。米国の調査では，泡消火剤で汚染された土壌において、数十年で地下水に流れ出る PFAS（PFOS および PFHxS）は 50%程度にとどまり、土壌中（通気帯）で酸化により分解され PFAS を生ずる前駆体（レガシーPFAS）が依然大量に残存していること、そして数百年にわたり、PFAS となって地下水に流れ出ていくことが解明されている。実際、北名古屋市の師勝配水場（ＰＦの南西約４㎞）の地下水は、2024 年５月の測定でも、PFOS、PFOA、PFHxS の３種合計で 110ng/L 検出されている。PFAS は土壌汚染対策法の特定有害物質には未だ指定されていないが、予防原則と地方自治の本旨に依拠して、早急な除染が必要である。

**３．愛知県への要求②―希望者への血液検査とヒトモニタリング調査の継続的実施**

２つ目は、希望者への血液検査の実施である。PFAS が体外に半分排出されるのに３～６年かかり、95%排出されるまでに 40 年かかる。豊山町では、７種の PFAS 合計で健康リスクがあるとされる 20ng/mL 以上を被ばくしている住民が、PFOA、PFOS など４種合計だけでも豊場地区では 37 人中 22 人（60%）いた。豊山町の 50 歳以上に限っても、2,400 人を超える住民が「特別な注意が必要」で健康を脅かされていることになる。米国疾病予防センターの調査によれば、PFOS の血中濃度が中濃度（7.9～17.1ng/mL）であっても、がんによる死亡リスクは 1.26 倍、心臓疾患は 1.19 倍になるとしている。これらの住民を対象とした希望者への血液検査を県費で実施するとともに、その後の健康管理の相談にのる医療体制を整備すること、そして、住民の協力を得て疫学的手法による計画的なバイオモニタリング調査を求めている。

しかし愛知県は、「PFOS 及び PFOA については、現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっておらず、国において知見の集積に努めている段階」と悠長に構えている。2021 年３月まで 20 年とも 30 年とも分からない期間、汚染された水道水を飲み続けてきたことの健康影響に対する調査は、全く手つかずのままである。地下水や土壌、住民への影響及び被害の因果関係が証明されていない段階においても、地域住民の不安に寄り添い、愛知県として、独自の予防策を講じるべきである。

**４．愛知県への要求③－汚染対策委員会の設置**

第３に、愛知県に PFAS 汚染対策委員会を設置することを求めている。小牧基地の汚染土壌の除染のロードマップづくり、汚染者の共同責任の取り方と補償の具体化、血液検査ならびにその後の疫学的手法によるヒトモニタリング調査に基づき、愛知県として実施可能な PFAS 汚染対策を提言する学際的な委員会を設置すべきである。愛知県は，ここでも「国の専門家会議等の動向を注視」していると回答している。国の機関の結果待ちの姿勢ではなく、愛知県は地方自治権を行使し、可能な限りの政策を推進することで、発生責任、汚染拡大防止責任、救済責任を果たさねばならない。

**５．PFAS 汚染に関する疫学調査研究の推進**

水俣病などと異なり、PFAS の健康影響は、生活習慣病の脂質異常症やがんであり、被害者意識を持ちにくい。しかし、被害の実態が明らかにならない理由は、政府が被害調査、とくに疫学調査を怠っているからである。被害の実態把握は、被害の原因究明、救済責任の確定と一体の作業である。四日市公害では、当時の三重県立医大と名古屋大学医学部による疫学調査が、汚染源はコンビナートとする知見を 1961 年の段階で明らかにしていた。これが四日市公害訴訟津地裁判決（1972 年７月 24 日）で採択され勝訴した（宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989 年、165-169 頁）。「企業がばい煙規制法を守っていても、被害が発生しておれば、責任がある」と疫学調査データを採用し因果関係を認め、「国や自治体の地域開発にも過誤がある」と判示した。筆者を含む全国の PFAS 被ばく者たちは、いま、研究者によるこの種の疫学調査に希望を見い出しており、病状の発症や病変の継続的調査に全面的に協力するだろう。

# ＰＦＡＳ汚染からいのちの水を守る各務原市民の会

## ―事実をもって、市民の不安に寄り添う市政の立場を求めて

今尾　明美、IMAO Akemi(PFAS 汚染からいのちの水を守る各務原市民の会代表)

### １．はじめに

私たち各務原市民は 2023 年 7 月 29 日の新聞報道で、住民の約半数が利用する水道水の PFAS 汚染を知った。しかもその事実を水道局・副市長・市長が約３年間隠蔽し、ほぼ何も対策することなく市民に汚染水を飲ませ続けたとわかった。隠蔽してきた行政に対する市民の怒り、PFAS に対する不安は大きく、８月の１カ月だけで市への問合せや抗議が 1,000 件を超すというかつてない事態であった。「小中学校等子どもたちが使用する場所に浄水器設置」の要求などにすぐ動いたのは、共産党市議団だけだった。多くの他の議員は「大げさな」という反応であった。市民はこのままにしてはおけないと発起人を募り合い、市民団体結成の準備に入った。９月 17 日小泉昭夫先生を講師に招いた「PFAS 学習会」で「PFAS 汚染からいのちの水を守る各務原市民の会（略称いのちの水を守る会)」は発足した。以下、会の活動を報告する。

### ２．いのちの水を守る会の活動

#### (1) 会発足前　国とオンライン交渉

共産党市議団が PFAS 汚染問題で国に要請書を提出し、2023 年８月 17 日、防衛省・厚生労働省・総務省・環境省とオンライン交渉をした。市議が「言いたいことのある人は参加して」と言っているのを人づてに聞きつけた私を含め、数人が交渉に参加した。航空自衛隊岐阜（各務原）基地のすぐ西の三井水源地で PFAS が検出され、基地との関連が疑われた。基地内の水道水･井戸の水質調査・土壌調査を求めた。各務原基地の周りで汚染があることは、全国の自衛隊基地の問題であり、全基地周辺の調査や対策費など財政的援助も要望した。

夏休み中に各務原市によって小中学校等子ども達が使用する場所に、不十分な数ではあるが、浄水器が設置された。

#### (2) 血液検査、結果をもって

国も市も「血液検査の基準が明確でない、PFAS と健康被害との関連は明確でないから血液検査はしない」という。そこで、９月 17 日の学習会で、京都大学原田浩二先生らと岐阜民医連の協力を得て、10 月 14 日に説明会を開催したうえで 21 日に血液検査を実施することを報告した。市民の PFAS 曝露実態をつかむために、血液検査の枠いっぱいに参加してもらえるよう手分けして学習会参加者に声をかけた。その結果、20 代から 90 代の 131 名が検査に参加した。11 月末に各自に検査結果が通知された。12 月４日、分析者の原田先生が民医連と共に記者会見で結果を発表した。それは表１に示すように驚くべき結果であった。

PFAS 血中濃度平均値がどの項目も三井水源地利用者は他水源地利用者と大きく違い、水道水の PFAS 汚染の影響であることがハッキリとわかる。

**表 1. 各務原市における PFAS 血液検査結果**

| (1) PFAS血中濃度平均値（ng/mL） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域・水源 | 検査数（人 | PFOS | PFOA | PFHxS | PFNA | 2種合計 | 4種合計 |
| 三井 | 100 | 26.0 | 6.3 | 28.3 | 6.8 | 32.2 | 67.3 |
| 西市場 | 17 | 9.8 | 3.8 | 4.4 | 3.4 | 13.6 | 21.3 |
| 小網 | 5 | 9.3 | 4.2 | 4.1 | 3.4 | 13.5 | 21.0 |
| 岐阜市 | 9 | 8.6 | 3.1 | 1.0 | 2.7 | 11.6 | 15.3 |
| 2種合計：PFOS+PFOA，4種合計：PFOS+PFOA+PFHxS+PFNA | | | | | | | |

| (2) 米国アカデミー指針著（20 ng/mL)との比較 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 地域・水源 | 2種合計 | | 4種合計 | |
| | 指針値未満 | 指針値以上（割合） | 指針値未満 | 指針値以上（割合） |
| 三井 | 27 | 73 (73%) | 9 | 91 (91%) |
| 西市場 | 13 | 4 (23.5%) | 9 | 8 (47%) |
| 小網 | 4 | 1 (20%) | 2 | 3 (60%) |
| 岐阜市 | 8 | 1 (11.1%) | 8 | 1 (11%) |
| 合計 | 52 | 79 (60.3%) | 28 | 103 (79%) |

三井水源地では、PFHxS 濃度が一番高いことから基地内で使用された泡消火剤由来であると考えられる。米国アカデミー指針値超えが２種合計で 73%、４種合計で 91%と深刻だ。12 月 14 日に子どもたちを含めた市民全員の血液検査・健康調査、健康相談窓口の設置、岐阜基地の土壌検査・企業への PFAS 検査など汚染原因究明、12 月に夏休み中に取り付けた浄水器撤去の情報を受け、再設置を急遽加えた８項目の要請書を市に提出し懇談した。　この懇談で、市は「浄水器再設置と 健康相談窓口設置の方向で検討する」「企業へ PFAS 使用について聞き取り調査をお願いする」と応えた。「企業へお願い」という PFAS に対して法的規制がないことが歯がゆい。12 月 17 日に会は健康相談会を民医連と共同開催した。

**（3）要請･請願活動**

11 月 17 日、会は市へ要請書を提出し懇談した。同時に水道料金問題、水源地設置に関わって専門家会議設立等６項目の請願書を市議会へ提出した。12 月 14 日、血液検査後に要請書を提出し懇談した。2024 年２～３月「PFAS に係る食品健康影響評価に係る審議結果（案)」のパブリックコメントに取り組んだ。４月１日、岐阜基地の土壌調査・子ども達も含めた血液検査・健康調査等 8 項目の要請書を国に提出し、防衛省等４省とオンラインで懇談した。この懇談で基地内の井戸は目標値を超えていないとの国側の発言に、自衛隊調査で 86 ng/L と超えていた事実を突きつけた。また、土壌汚染の基準がないという弁明に、基準値設定のためにも調査が必要と訴えた。4 月 10 日、３月末に学校等の浄水器が撤去されたことがわかり、市に再々設置の要請書を提出し、懇談した。このとき県との合同会議なる存在を知るとともに、この合同会議で浄水器の撤去が決まったことがわかった。４月 30 日、県に要請書を提出し懇談した。５月 27 日、市議会へ小中学校等における浄水器の再々設置・増設を求める請願書を提出した。

**（4）情報をつなぐチラシ・会員ニュース**

当初から市は「直ちに健康を害するものではない」、「PFAS による健康被害の実態はない」と流布し続けた。その結果、三井水源地でない市民の関心の薄れ、10 月になり浄水場での活性炭の効果が現れると「もう解決」と安堵感が広がるのを感じた。行政も私たち市民も、世界で日々明らかにされていく PFAS に対して認識を高めていく必要がある。会は PFAS についての情報を知らせていく必要があると考え、チラシを作成し配布、更に会員ニュースを配布した。

## ３．取り寄せた合同会議議事録から

県と市は、第一回合同 PFAS 対策会議を 2023 年 12 月 22 日に開催し、以後毎週開催している。合同会議では、「汚染源特定や市としての目標値を独自に設定する必要があるのか専門家会議で議論」等の発言があったことや、会の血液検査の結果や、　会が要請したことも取り上げていた。市との懇談でも、「血液検査のできる所は少ないが紹介できるよう努力はしたい」と血液検査の有効性を認めるような発言や、「決して暫定指針値 50 ng/L で良いとは思っていない」という発言等もあり、ほんの少しだが、市の姿勢の変化を感じた。だが、12 月の再設置時には、「活性炭は十分あるかｎら」とすぐさま設置したのだが、県からの強い指導もあり、水道水配水が 50 ng/L 以下になったことを理由に浄水器を取り外した。日本の緩い基準値が PFAS 問題解決の大きな壁になっている。欧米並みの基準値など法的規制ができるように市民が声を上げ続けていかなければならない。

## ４．おわりに

会はこれまで迅速に問題に対応し、請願や要請など機敏に動けたが、ほぼ世話人が中心の動きであった。PFAS 汚染の解決に向けてより多くの会員が参加する、息の長い広がりのある会の活動でなくてはならない。その取りかかりとして、映画『続・水どぅ宝』（沖縄テレビ制作）の鑑賞会を計画した。

他団体とも協力し、多様な活動を工夫したい。

# 四日市の PFAS 汚染

松岡武夫、MATSUOKA Takeo（四日市公災害市民ネット）

## １．はじめに

四日市では、市内を流れる海蔵川下流の海蔵橋で PFOA 濃度 101 ng/L が検出されたことが四日市での PFAS 問題の始まりである。このデータは環境省が 2020 年に発表した PFAS 汚染の全国実態調査結果によるものである。海蔵川の上流には 1993 年から稼働している半導体工場のキオクシア㈱があるため、この結果に意外性はなかった。

その後の市の調査で水道水も三滝水源地（井戸水）で PFOA 最大 32 ng/L、三滝西水源地（井戸水）で PFOS と PFOA の合計で最大 25 ng/L が検出された。この値は暫定目標値未満であるが、米国の飲み水の新しい規制値 4 ng/L と比べて非常に高い。なお、四日市では水道水の約６割（１日約６万トン）が井戸水である。

## ２．実態把握を拒絶する行政

PFAS 汚染対策を進めるには、市全体の汚染の実態把握がまず必要である。ところが、昨年まで市が掴んでいる市内の PFAS 汚染のデータは僅かで、昨年まで河川・地下水については海蔵川(海蔵橋)の１か所のみであり、水道水についても取水井戸の原水の PFAS 検査はしておらず、いくつもの井戸水をブレンドした後の測定値しかない。これでは有効な対策を取ることはできない。

私達四日市公災害市民ネットは、市内の PFAS 汚染状況に危機感を持ち、市長に市全域の PFAS 汚染の実態把握と汚染源特定の調査を求めて昨年７月に要望書を提出した。これに対する市長の回答は調査不要という内容であった。そこで、私達は原田浩二京大准教授の協力・指導を得て９月末に独自調査を行なった。その結果、海蔵川水系と三滝川水系支流の矢合（やごう）川において暫定指針値を大幅に超える PFOA 汚染が確認された。海蔵川水系では、キオクシアの排水口より上流では PFOA 濃度が低く、キオクシアの工場排水及び排水口より下流では非常に高い値が検出された。この結果を公表し、昨年 12 月に市長に公開質問状を提出して市全域の PFAS 汚染の実態把握と汚染源特定の調査を改めて求めたが、市長は私達の要請を再び却下した。

キオクシアは、元々東芝㈱が 1990 年に建設を開始し、1993 年から第 1 棟が稼働した半導体工場である。その後、増設を重ねて現在は第７棟まであり、敷地面積約 70ha の巨大工場である。東芝の経営問題絡みで 2019 年にキオクシアに社名が変わった。この会社の工場排水は、当初は全て海蔵川支流の部田（へた）川（第１排水口）に放流されていたが、増設に伴い排水量が増加したため第２排水口を設け、これを市の雨水幹線に接続した。2022 年のデータでは、第１、第２排水口を合わせて一日当たり６万トン弱の工場排水を放流している。

## ３．不採択とされた市議会への請願

今年１月、私達は海蔵川水系、三滝川水系およびキオクシアの工場排水についての２回目の水質調査を行なった。この調査により、PFOA の異性体パターン解析を通して海蔵川水系汚染の犯人はキオクシアの工場排水であることが確認された。さらに、矢合川上流には PFOA の強い汚染源があることも明らかになった。

２月、私達は調査結果を公表し、四日市市

議会に対し PFAS 汚染の実態把握と汚染源特定の調査を求めて当面の課題を７項目に整理した請願を提出した。ところが、市議会の都市・環境常任委員会では、請願事項の一つに掲げた「血中濃度の測定と健康調査」に対して、「これは市民に不安を与え、人権問題になる」、「健康被害が未だ出ていないので調査は不要」と主張し、それ以外の請願事項を審議しないまま７項目の請願事項全てを不採択とした。市議会本会議は３月 25 日に開かれ、請願への賛成討論がなされたのに対し反対討論をせず、賛成 14 反対 19 で請願７項目全てを不採択とした。

請願の採択を目指し、４月に、私達は３度目の水質調査を汚染源が不明の矢合川に絞って行なった。その結果、上流に行くに従い PFOA 濃度が急上昇し、ある地点の脇から合流する水路で暫定指針値の 60 倍を超える約 3、050ng/L の汚染が確認された。周辺の土地利用の状況から汚染源は産業廃棄物処分場である可能性が強く疑われる。

この調査結果を示して６月に改めて市長に要望書を提出するとともに、市議会に調査を求める再度の請願を６月に提出した。これに対し、市長は私達が高濃度汚染を確認した場所から遥か下流の２か所を調査地点に追加するとし、その「調査結果を確認し、必要があれば更なる調査を検討」と回答した。６月 20 日に開かれた都市・環境常任委員会も、調査地点の追加を口実に、その調査結果を待つとして８月末に開かれる議会まで審議を先送りするとした。その後に開かれた本会議も請願の審議先送りを決めた。

市長も市議会も、PFAS の汚染源が河川の上流にあることを示す私達の調査結果には触れず、知らない振りをした。その一方で、常任委員会では、多くの委員からキオクシアが今年４月から活性炭を用いた浄化装置設置したことを自主的努力として高く評価する発言が相次いだ。しかし、高く評価できる効果が出たことを示すデータも使用済み活性炭の処分方法も示されなかった。

市が行なった６月の調査の結果は７月に公表されたが、３地点の濃度は、PFOS と PFOA の合計でいずれも 26～33ng/L であった。この結果を見て、市がどのような判断を下すかは、８月 22 日時点では不明である。そもそも、下流の３地点だけの調査で上流にある汚染源を特定する情報を得られる筈もなく、市による調査地点の設定には科学的合理性がない。

## ４．おわりに

市長も市議会も、市民の命と健康を守ることより半導体関連企業の利益の方が大事との姿勢である。キオクシアは約 30 年間 PFAS を含んだ工場排水を垂れ流しし、河川と地下水を汚染し続けてきたと考えられる。キオクシアが稼働開始以来、放出してきた工場排水の PFAS 関係情報の開示を求めていく必要がある。また、矢合川についても、汚染源の特定と汚染がいつから始まったかの究明が急がれる。

PFAS という物質は体内に蓄積しやすく、水道水の汚染がどのようなレベルでいつ頃から始まったか不明である以上、体内にどれだけ累積しているかの調査が重要である。しかし、市は市内の水環境の汚染調査さえ拒み続けている。

PFAS 汚染は新しい公害である。悲惨な公害の過ちを繰り返さないために、「予防原則」に立った取り組みを急ぐ必要がある。今のままでは、長期間にわたって四日市のきれいな水を守れず、市民の命と健康を危険にさらし続けることになる。

# 大阪府条例による「産業廃棄物焼却炉建替え事業」の環境影響評価とその問題点－制度・運用改善の必要性

河野　仁、KONO Hitoshi（兵庫県立大学名誉教授・大阪支部）

## １．はじめに

大阪府環境影響評価条例（以下、大阪府条例と略す）による産業廃棄物焼却炉建替え事業の環境影響評価とその問題点について、事例研究を発表する。大阪府和泉市の D 社による産業廃棄物焼却炉建替え事業に対する環境影響評価が 2022 年 2 月から行われている。2024 年 5 月 30 日に大阪府環境影響評価審査会から準備書に対する検討結果 [1] が出され、6 月 6 日に知事意見が出された。

事業計画と準備書に対して、住民とこの分野の専門家から意見が出されているが、事業計画の大きな変更を伴う意見は審査会の意見に反映されていない。反映されない理由だが、そもそも住民意見が反映できるような仕組・運営になっていない。大阪府条例による環境影響評価制度とその運用に関する問題点を整理する。

## ２．環境影響評価の手続きと実施結果

図 1 に大阪府の環境影響評価の手続きを示す。準備書の公示・縦覧期間 2023 年 11 月 29 日～12 月 28 日の後、2 週間以内に住民等の意見提出が求められた。筆者も意見を提出した。その 1 か月後に、出された意見の概要とそれに対する事業者見解が大阪府のホームページ（以下 HP）で公開された。また、関係市（和泉市と岸和田市）から市長意見が出された。

3 月 3 日に大阪府による公聴会が開催され、そこで筆者を含めて、9 人が意見を述べた。公聴会に事業者は参加していないので、その場で住民等と事業者の意見のやり取りはない。公聴会とそれ以降の意見、意見に対する事業者見解は大阪府の HP で公表された。

住民等からの意見とそれに対する事業者見解は、

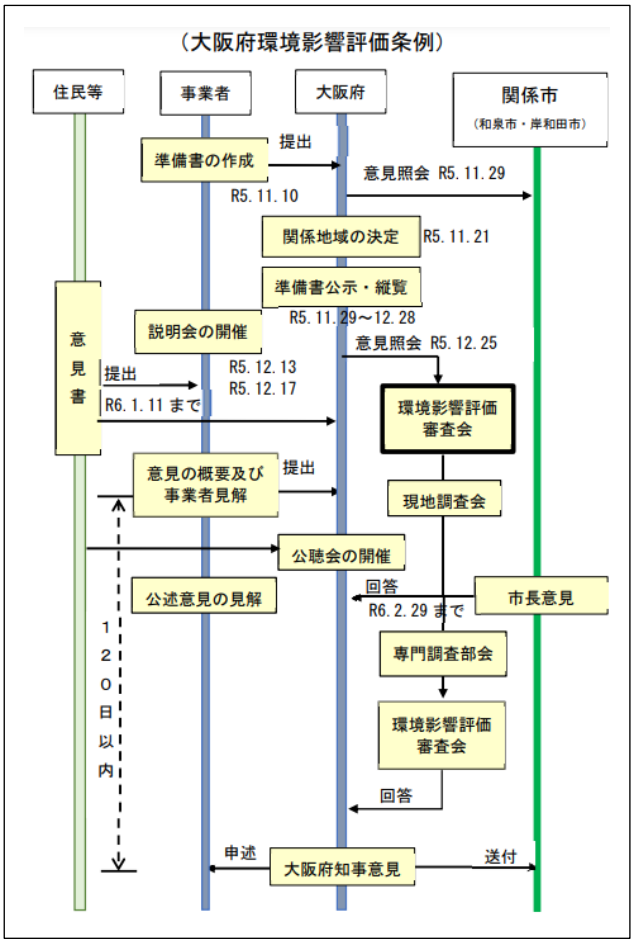



**図 1．大阪府の環境影響評価の手続き（大阪府作成）**

大阪府の環境影響評価審査会（以下、審査会と略す）の大気部会に伝えられている。そして、5 月 30 日に環境影響評価審査会が開かれ、事務局が作成した環境影響評価審査会報告案が可決された。その報告に基づいて、6 月 6 日に準備書に対する知事意見が出された。

## ３．環境影響評価審査会

審査会は、全体会と大気・騒音、水質・廃棄物、景観・文化財、自然環境、事業計画の 5 つの専門

調査部会から構成される。全体会の議事録は公開され、傍聴も可能であるが、専門調査部会は議事録も非公開で行われている。非公開なので、準備書に対する住民等からの意見が専門調査部会でどのように議論されているのかわからない。

## ４．住民等（専門家を含む）からの意見－論点

主な公述内容、事業者見解と審査会意見を表 1 に示す。審査会意見は、事業計画の大枠－事業規模 2 倍、ガス化改質炉からストーカ炉へ変更、煙突高さを変えない前提で、可能な範囲での努力要請をしている。公聴会等で出された専門的意見に対する審査会での議論内容は報告されていない。

## ５．検討課題

### (1) 事業計画の複数案

事業規模、炉の型式、煙突高さ等について、複数案が提示されていない。そのために、住民等から意見が出ても事業計画の骨格は変更されない。

### (2) 専門部会－科学技術議論の公開は自明

審査会の専門部会の議論が公開になっていない。この事業は知事の許認可が必要であり、この審査会が知事意見を形作るものであり、許認可に直接影響する。大阪府によると、非公開の理由は委員の自由な意見表明が損なわれるため、とある。しかし、今回の議論の内容は科学技術的な内容であり、公開にしないと意味がない。環境影響評価制度の「情報の公開性」とも矛盾している。

### (3) 評価の基準

大阪府の技術指針では、評価は原則として、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③環境に関係する法令等に定める規制基準等に適合すること、と記載されている。

ここで、事業者はダイオキシンについて排出量が 40 倍になっても、環境基準の範囲であれば、許容されると考えており、①の部分が実を伴なっていない。

**文献**

1) 大阪府環境影響評価審査会、和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価準備書の検討結果、2024 年 5 月。

**表 1. 主な公述内容と事業者見解、環境影響評価審査会意見概要**

| 主な公述内容 | 事業者見解 | 環境影響評価審査会意見 |
|---|---|---|
| ＜事業規模拡大と焼却炉の選択＞<br>焼却規模を大きくして焼却炉の種類を変えると大気汚染物質排出量が増えるので反対だ。ダイオキシンの排出量は40倍になる。水銀、塩化水素は4倍、硫黄酸化物は2倍、窒素酸化物は1.4倍になる。<br>ガス化改質炉（1200℃）はストーカ方式炉（850℃）よりも燃焼温度が高く、ダイオキシン排出量が少ないので、現在のガス化改質炉を変えるべきではない。 | ガス化改質炉は、アスベストなどの難分解性とされる有害化学物質を含む廃棄物の処理が可能であることや処理工程から発生する副産物は回収され再資源化できることなど環境保全の面で優位な点はあるものの、事業採算性が非常に悪く、当社として安定的に事業を維持していくことは困難。 | 全般（1）施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努めること。<br>（2）水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、所要の措置を確実に講じること。<br>（3）事業者においては、本件計画の処理スキームを確実に履行する旨を評価書において表明する、事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報は、わかりやすく公表し、積極的にコミュニケーションを行い、事業計画に対する住民等の理解が得られるよう努めること。<br>施設の詳細設計及び設置後の施設運用において、高水準の循環的利用の確実な実施を確保するよう努めること。 |
| | | 焼却炉の処理能力が２倍以上で排ガス量が増える、ストーカ方式のため一定量の焼却残渣等の最終処分が不可避、ダイオキシン類の排出濃度が現行施設の10倍になっている、施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努める必要がある。　課題：現行焼却炉から処理能力が拡大し、焼却方式がガス化改質炉からストーカ方式に変更することに対して、住民等から意見がいくつも提出されており、「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」との整合性や、排ガス中のダイオキシン類濃度が上がることに関するものが多い。<br>事業者は、本件計画の処理スキームを確実に履行する旨を評価書において表明し、事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報について、公表し、積極的にコミュニケーションを行うなど、事業計画に対する住民等の理解が得られるよう努める必要がある。施設の詳細設計及び設置後の施設運用において、高水準の循環的利用の確実な実施を確保するよう努める必要がある。 |
| ＜煙突高さ＞丘による煙のダウンウオッシュを評価し、煙突高度を50mから100mに高くすべき | 景観を重視して50mを変えない | 意見なし |
| 事業地周辺の汚染レベルは、世界保健機関による指針濃度を超過するレベルにある。だから今以上の汚染物の排出増は避けるべきだ。 | 日本の環境基準値までは許容される。世界保健機関による指針濃度に対しては意見無し。（世界保健機関による指針値は日本の大気環境基準よりも厳しい値です） | 意見なし |
| 排気ガス中大気汚染物質濃度事後測定回数を増やす | 受け入れる | |

# 環境影響評価と町営廃棄物焼却施設

## ―大阪府忠岡町営地域エネルギーセンター整備・運営事業にみる

前田　定孝、MAEDA Sadataka（三重支部・三重大学）

### １．はじめに

（仮称）「地域エネルギーセンター等整備・運営事業」（以下、本件事業）(注；2023 年２月８日忠岡町報道提供資料)は、普通地方公共団体である大阪府泉北郡忠岡町の事業である。このことから、その事業は「住民の福祉の増進を図ることを基本」（地方自治法１条の２）に、その目的を達成するに適切かつ十分なものである（実体面）とともに、その設置諸段階・諸手続が適切でなければならず（手続面）、かつ各プロセスには住民への「説明責任」が確保されなければならない。

本件事業において忠岡町の住民は、忠岡町が大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング、および有限会社松和メンテナンスとともに「公民連携協定」のもとで推進する事業主体であることから、忠岡町のごみ焼却のために、わざわざ産業廃棄物焼却場を誘致し混焼をすることについて、忠岡町長に対してその説明を求めた。大栄環境がかかわる本件事案につき、忠岡町長に対してその説明を求めた。

本件事業は、大阪府環境影響評価条例２条２項でいう「対象事業」に該当し、同条例別表八でいう「ばい煙発生施設その他の施設を有する工場及び事業場の新設又は増設の事業」として、事業計画決定時点で環境影響評価の対象となる。

### ２．本件事業の環境アセスメントのタイミング

問題は、忠岡町長の側が､環境影響調査のタイミングを「公民連携協定」の締結後であるとして、その実施を先延ばしにしていることである。このような姿勢は、〈地方自治体の長が事業者に実施させる〉環境影響評価のあり方として適切なのか。

大阪府環境影響評価条例にはその実施のタイミングは明示されていないようである。しかしながら、条文から見るかぎり、同条例４条１項柱書でいう「技術指針」（2018 年大阪府告示 1022 号）の「第２節 環境影響評価及び事後調査の実施手順」において、「環境影響評価の実施にあたっては、まず、予測、評価の前提となる事業の種類、規模、土地又は施設の利用計画、工事計画等の事業計画を明らかにする必要がある」とされ、この事業計画の策定のなかで、「環境に影響を及ぼすおそれのある行為」（「環境影響要因」）を抽出し、「技術指針で設定する環境項目から調査、予測及び評価する項目を選定する」とされる。

このことから、環境影響評価の実施が求められるのは、この「事業計画」の策定および「環境影響要因」の抽出のあとであると、町長は解釈していると推定される。そうすると、忠岡町長は、この「連携協定」への参加団体の構成が、上記「技術指針」でいう「事業の種類、規模」にあたると解釈されうるのであれば、環境影響評価の実施は、忠岡町および各企業による「公民連携協定」の締結後の段階であると解釈しているのであろうか。

しかしながら、このような解釈は、環境影響評価制度の趣旨を没却するものである。それは、「住民の福祉」を向上させるために設置されるはずの町の施設が周辺環境に否定的影響を与えないものかどうかという実体面とともに、事業者に適切に環境配慮をさせること、およびそれらを住民に説明する町長の責務に反するものである。

### ３．住民に対する説明責任と環境影響評価

そもそも大阪府環境影響評価条例とは、「豊かな環境の保全及び創造に関し、……現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」とした大阪府環境基本条例の理念を受けて、「規模が大きく環境影響の程度が著し

いものとなるおそれがある事業……事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的」としている。

環境影響評価制度とは、「持続可能な社会の構築という目的達成のために、人間環境及び地球環境に影響を及ぼすおそれのある行為について、複数の代替案を比較検討し、環境への効果及び影響に関して衆知を集めて予測・評価し、それを公表し、検討する中で、環境への影響を十分に考慮した最良の案を事業者が選択するためのツールである」（柳憲一郎『環境アセスメントに関する総合的研究』（清文社、2011 年、40 頁）。そしてそのことを前提として行政は、「住民の福祉の増進」に寄与する施策としての廃棄物処理施設等の「必要な迷惑施設」を設置することができ、そこでは環境破壊行為ができるだけ「未然に防止」されるように、発生源における対策をとる。そのことによって初めて事業者自身も、自主的に対応することが可能となる（参照、柳前掲 42 頁）

そして、そのような過程があってはじめて、当該の「必要な迷惑施設」の周辺に居住を余儀なくされる住民も、事業計画等に対して「何を予測してほしいか」を要求しつつ、「予測結果を受忍できるかどうか」を表明することができる。本件についても、そもそも環境への影響が予想されることから環境影響評価の対象となっているのであって、そこで示される環境影響評価書についても、その影響の内容をできるだけわかりやすく、「実施しない」選択肢も含めて示されなければならないのであり、そのタイミングも、住民が意見を主張できる段階で示されなければならない（参照、柳憲一郎・浦郷昭子『環境アセスメント読本』（ぎょうせい、2002 年、6 頁〔浦郷昭子〕）。

もっとも、環境影響評価に多少の違法性があったからといって、裁判を通じて事業が止まるわけでもなさそうである。環境影響評価について最 1 小判 2006 年 11 月 2 日（小田急連続立体交差事業認可処分取消請求事件）は、「当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」との一般的定式を立てる。しかし、「比較的広い行政裁量が認められているため、処分が取り消された事例はほとんどない」（大久保規子「環境影響評価と訴訟」環境法政策学会編『環境影響評価』（2011 年 6 月、61 頁）。

しかしながら、そのような不当な環境影響評価手続にもとづく判断がなされたとしても、裁判上違法とされなかったとしても、「住民の福祉の増進」の観点から、地方自治体の長は、その正統性を主張することなどできないはずである。ましてや、「必要な迷惑施設」であるかどうかすらも疑われる本件事業について、その責任は加重される。

「海からと山から」排気ガスが拡散するおそれを住民が抱いているのであれば、他市の施設のデータも用いながら、事業者に説明を求め、住民と共有することこそが、町長の責任である。

環境影響評価を「公民連携協定」の締結後とするのは、住民の選択肢・判断の機会を奪うものである。その結果として、環境影響評価語の段階で看過しがたい問題点が発見されたとしても、すでに「もはや手もどりできない段階」となり、事業をそのまま推進する以外にない状況へと意図的に導こうというのであれば、町長としての資質に問題があるというしかない。

## ５．おわりに

「法律によって法を破壊する」事態が環境影響評価をめぐって発生している。しかし、環境影響評価とは、あくまでもその事業を「住民が受容できるのはどういう条件なのか」を施行者が示すものである。事業計画が確定して後もどりできない段階で環境影響評価を実施されても、すでに手遅れである。重大な住民に対する背信行為である。

# 日本及び世界の温室効果ガスによる気候変動とその影響

## －北極圏高温化の偏西風、海流への影響

河野　仁、KONO Hitoshi、（兵庫県立大学名誉教授・日本気象㈱・JSA-ACT）

### １．はじめに

国連環境計画 [1]によると、現在の各国の政策が継続すると今世紀末の地球平均気温は 3℃上昇すると予測している。2023 年の気温は既に 1.45℃上昇(WMO)だが、1.5℃の上昇でグリーンランドと西南極の氷床融解がティッピングポイントを超えるという論文 [2]が発表された。気候変動はコロナウイルスより大きな危機を人類に及ぼすと筆者は考えている。1.5℃の目標を実現するには 2030 年に世界の温室効果ガス排出量を 2019 年比、つまり 11 年間に 48%削減が必要だが、対策先進国は未だ EU に限定されており 2019 年から現在まで世界の排出量はほぼ横ばいの状態である [1]。

削減政策実行には、多くの人が、気候変動対策は緊急の最優先課題と理解する必要がある。そのため、本稿では気候変動の日本に対する影響について、近年の具体的事例を示す。また、北極圏の高温化によるグリーンランド氷床融解、偏西風、海流への影響などについて、**「氷、海洋、大気の連結系における相、流れ、温度の不連続変化」**の視点で解説を行う。

### ２．北半球高緯度の昇温とその影響

(1) 北極海氷面積の縮小と気温上昇

北極圏の気温上昇は地球平均と比べて格段に大きく、1850 年から 2016 年で 5℃ [3]上昇している。北極圏の気温上昇が地球上の他の地域と比べて特に大きい理由は，北極海の氷が融けることにより地表の反射率が小さくなり，太陽のエネルギーをより多く吸収するようになったためと考えられている [3]。北極海の海氷面積は年間で 9 月に最小になる。9 月の海氷面積は 1970 年頃から 40 年間で約 1/2 に減少した。そして，今世紀半ばには 9 月の北極海に氷はなくなると予測されている [4]。

(2) 氷河の縮小

温暖化によって降雪量が減少し、融解量が増えると氷河が縮小する。現在の地球平均で 1.1℃上昇で、既に世界の多くの地域で氷河の縮小が進行している。氷河縮小はティッピングポイントを超えている具体的で分かりやすい例だ。

・山岳氷河

Alps の氷河は 1850 年～2015 年で面積の 57%、体積の 65%が融けている [5]。ヒマラヤの氷河も融解が進んでおり、氷河湖の決壊による洪水が報告されている [6]。アフガニスタンでは 4000m クラスの山の万年雪が温暖化により融けて、砂漠化が進行した [7]。

・グリーンランドの氷床融解

グリーンランドはその 80%が氷床に覆われている．氷の厚さは平均 1700m で，地球上にある氷の体積の 10%に相当する．全体が融けて海に流れ込むと，海面の高さが 7m 上昇することが分かっている．人工衛星の観測によると氷床の融解が急速に進んでいる [8].

・西南極氷床

西南極の氷床も融解が始まっている。モデル計算結果によると 1.5℃シナリオでも融解は止まらない [9]。全て融けると海面が 5m 上昇する。

(3)　海流への影響

グリーンランド氷床の融解により，低密度の淡水が大量に北大西洋に流れ込み，ラブラドル海とイルミンガー海の対流が突然崩壊し、北大西洋の深層水の形成や沈み込みー熱塩循環(AMOC)が止まるという研究発表が行われている [2]．止まる時期については、確定が未だ難しいようだが 2050 年頃という論文 [10] が出された。AMOC が止まると地球全体の気候が短期間に大きく変わる事が古気候(ダンスガード・オシュガ

ー現象、ハインリッヒ現象)やモデル計算 [11]から分かっている。

(4) 偏西風波動への影響

大気上端における低緯度と高緯度の単位面積当たりの正味放射量の差によって生まれた熱が、大気大循環と海流によって低緯度から高緯度に輸送されている。中緯度における南北の熱輸送の主役は偏西風波動（傾圧不安定波）が担っている。偏西風波動の駆動力は、極と赤道の温度差とコリオリ力である。偏西風波動はロッキー山脈やヒマラヤ山脈等の地形の影響、海陸の温度差の影響、南北のコリオリ力の変化も受けており、準定常プラネタリー波を作り出す。

地球温暖化によって、北極の海氷面積が縮小し、北極海の反射率（アルベド）が小さくなっている。その結果、赤道に比べて北極の温度上昇が大きい。また、海上と比べて陸上の温度上昇が大きい。これらは大気に対しては、地表面境界条件の変化として、偏西風の流れに変化を与え、それが世界中に異常気象を発生させている [12]。(解析例は Tachibana, 2019 [13] )

## ３．日本における気候変動の影響

### (1)　黒潮の北上ー海水温上昇と気温への影響

黒潮は従来、房総半島沖から東に流れていた。2010 年以降、黒潮の暖水塊が北海道近くまで届いている [14]。そして、北日本で冷夏が 2010 年以降見られなくなった [15]。さらに、黒潮主流が東北、北海道まで北上することが、2022 年以降に顕著になる。その結果、北日本の夏の気温がジャンプし、2023 年、24 年は平年より 3～5℃高くなっている [16]。2023 年以降の夏の気温のジャンプは今後も続くと思われる。

### (2) 熱中症患者増大

気候変動の影響は夏季の熱中症患者（2023 年救急搬送者数 9 万人; 総務省）と死亡者（年間 1500 人；厚生労働省人口動態統計）の増加をもたらしている。

### (3) 農作物、漁業への影響

夏の高温により東北地方を中心に多くの県でコメの白未熟粒の発生と品質低下などの農産物への影響が出ている。三陸沖の魚が寒流系から暖流系に変化するなど漁業への影響が出ている [17]。

### (4)　集中豪雨の増加

2024 年台風 10 号の集中豪雨によって東京の地下鉄が冠水した。気温上昇によって大気中の水蒸気量が増え、集中豪雨の増大をもたらせている。

### (5) 台風の進路の変化

強い台風の北上(2019 年 19 号)や太平洋側から東北地方に台風が上陸(2016 年 10 号)する。台風が日本の東海上で南下する(2016 年 10 号)等、台風の進路が従来と変化している。これは、海水温の上昇、偏西風波動の変化が影響しているようだ。

**文献**


1. UNEP, Emissions Gap Report 2023 (2023).
2. Armstrong McKay, D.I. et al. Exceeding 1.5℃ global warming could trigger multiple climate tipping points, Science 377, 1171 (2022).
3. 山内　恭, 極域大気科学・気候科学研究の 40 余年を振り返って，天気 **68** (12), .3-21, (2021).
4. IPCC AR6 WG1 SPM 図 SPM.8 (2021).
5. Reinthaler, J. and Paul, F.: Reconstructed glacier area and volume changes in the European Alps since the Little Ice Age, EGUsphere [preprint].
6. 奈良間千之ら、インド・ヒマラヤ、ラダーク山脈のドムカル谷における氷河湖と氷河湖決壊洪水の現状、ヒマラヤ学誌 **12**, 73-84 (2011).
7. 河野　仁、アフガニスタンにおける干ばつと洪水―気候変動の影響、天気　**66**, 12, 3-13 (2019).
8. 杉山　慎　ら，グリーンランド氷床とは？ https://www.nipr.ac.jp/grene/20141117seminar/pdf/poster_Enomoto2.pdf
9. Kaitlin A. Naughten et al. Unavoidable future increase in West Antarctic ice-shelf melting over the twenty-first century, Nature climate change **13** 1222-1228 (2023).
10. Ditlevsen, P. and Ditlevsen, S. Warning of a forthcoming collapse of the Atlantic meridional overturning circulation, Nature communications **14**:4254 (2023).
11. Stefan Rahmstorf, Ocean circulation and climate during the past 120,000 years, Nature **419**, 207-214 (2002).
12. 河野　仁、日本の異常気象と気候変動、日本の科学者　**65**, 11-18 (2020).
13. Tachibana, Y. et al. Warm hole in Pacific Arctic sea ice cover forced mid-latitude Northern Hemisphere cooling during winter 2017–18, Nature Scientific Report　**9** 5567 (2019).
14. Miyama, T. et al. Marine Heatwave of Sea Surface Temperature of the Oyashio Region in Summer in 2010-2016, Frontiers in Marine Science **7** Article 576240 , January (2021).
15. Amano, M., Y. Tachibana, Y. Ando, Consideration of whether a climatic regime shift has prevented the occurrence of a cold summer in northeast Eurasia since 2010, J. of Climate (2023), DOI 10.1175/JCLI-D-23-0191.1.
16. 河野　仁、温室効果ガスによる気候変動と自然エネルギー、省エネによる対策、第 39 回原子力発電問題全国シンポジウム，日本科学社会議,敦賀市,2024 年 8 月 15 日.
17. 森友彦，奥西　武，三陸海域における魚種組成の変化ー岩手県沿岸及び沖合域における魚種組成と海洋環境との関係，水産海洋研究　**88**(2) 114-116, (2024).

# 2035 年に向けた排出削減対策について

歌川学、 Utagawa Manabu（産総研）

## １．はじめに

気候危機回避のため温室効果ガス排出削減・脱炭素転換が求められる。産業革命前からの気温上昇 1.5℃未満抑制に世界の $CO_2$ 排出を 2030 年に 2019 年比 48%以上削減、2035 年 65%削減、2050 年頃実質ゼロが求められる。先進国は人口比 $CO_2$ 排出量が世界平均の 2 倍、累積排出量も大きく、資金・技術を有し、大きな排出削減が求められる。

日本の対策で、IGES、WWF ジャパン、自然エネルギー財団、未来のためのエネルギー転換研究グループなどが省エネと再エネにより 2035 年に 2019 年比 60%以上、2013 年比で 70%以上の排出削減が可能と報告している(IGES、2024、WWF ジャパン、2024、自然エネルギー財団、2024、未来のためのエネルギー転換研究グループ、2024)。後の 3 試算は原発は使わないか 2035 年以降ゼロ、輸入水素や CCS もゼロまたは限定的である。

本報告では既存技術と改良技術普及による対策を検討する。省エネと再生可能エネルギー転換、石炭優先削減で、2035 年を含む 2050 年にむけた排出削減を検討する。

## ２．試算方法

ボトムアップモデルによりエネルギー起源 $CO_2$ 排出量を試算する。活動量(生産量など)を用いエネルギー需給と $CO_2$ 排出量推計を行う。素材生産量は 2030 年まで第 6 次エネルギー基本計画想定、その後人口比減少とする。それ以外は生産量、輸送量、業務床面積(実質使用分)は人口比で減少、半導体製造業とデータセンターは増加を想定する。

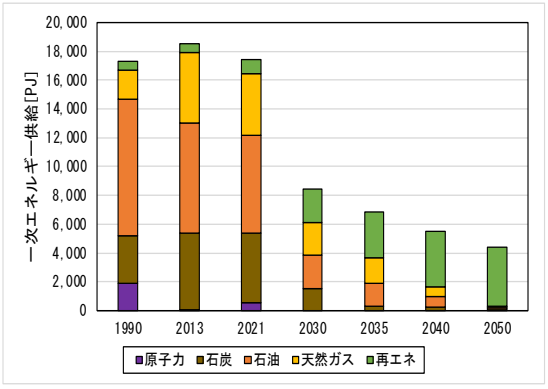
省エネ対策で、更新時に省エネ設備、断熱建築、燃費の良い車を導入する。自動車は 2050 年までに電気自動車化とする。工場設備省エネ改修、建築も新築相当既存建築断熱改修を見込む。省エネ行動は企業保有車の運用効率化のみ想定、産業・業務・家庭の省エネ行動は想定しない。

再エネ転換・燃料転換は、電力は 2030 年に第 6 次エネルギー基本計画の非化石割合に当たる再エネ電力割合 58%を想定、2035 年 80%、2040 年 90%、2050 年 100%とする。石炭、石油火力は 2030 年迄に停止、水素・アンモニア火力発電、原発は用いない。熱利用は電化・再エネ電力利用、低温熱の一部は再エネ熱利用を見込む。運輸燃料は自動車と鉄道で電化・再エネ電力利用を見込む。

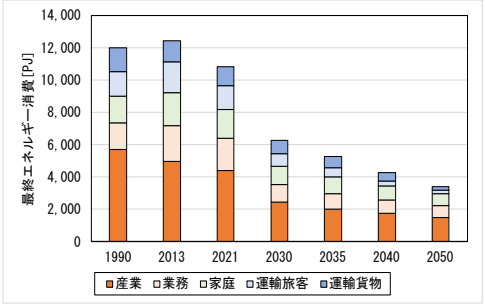
## ３．試算結果

エネルギー起源 $CO_2$ 排出は 2030 年に 2013 年比 70%削減、2035 年 80%削減、2050 年には既存技術と改良技術で 95%以上削減が可能である。これに加え高温熱利用と船舶航空燃料に新技術も使い、再エネ 100%、排出ゼロを実現する。

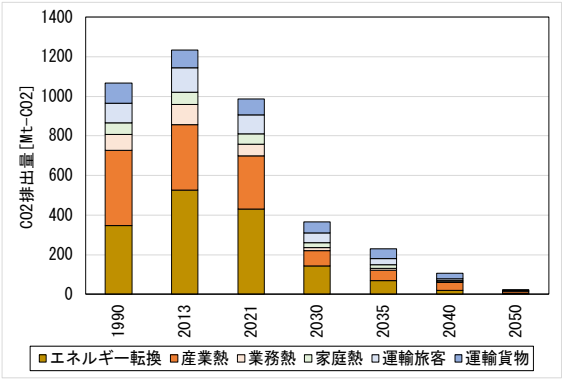
1 時間ごと需給は十分な再エネ導入と、デマンドレスポンスなど系統柔軟性で調整する（未来のためのエネルギー転換研究グループ、2024)




(a) 一次エネルギー供給




(b) 最終エネルギー消費




(c) エネルギー起源 $CO_2$ 排出量

**図 1　対策による 2050 年までのエネルギー・エネルギー起源 $CO_2$ 排出量**

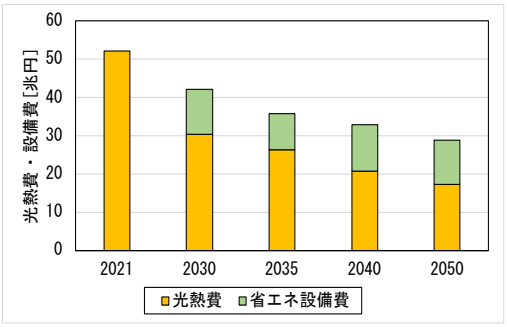



**図 2 対策による 2050 年までの光熱費と設備費増**

光熱費と設備費増の合計を減らし費用効果的に対策を進めることができる。光熱費削減、地域主体再エネ売電収入、設備費の国内・地域産業受注の経済効果がある。未来のためのエネルギー転換研究グループは 2035 年に毎年約 340 万人の雇用増加可能性を指摘している

## ４．考察

電気自動車の電力消費増が話題になる。2050 年にトラックを含め全てが電気自動車になっても現在の電力消費を 10～15%増やすのみである。

半導体製造業とデータセンターの電力消費増の対策全体への影響を検討する。

電力消費について大きな想定で半導体製造業生産量が年率 5%増、データセンターが年率 15%増の場合、両業種電力消費割合は 2021 年の 2.6%から 2035 年に 5.2%に増加するが、2035 年の全国電力消費量は 2013 年比 29%削減、エネルギー起源 $CO_2$ 排出量 70%削減が可能である。省エネ・再エネの既存技術・改良技術普及による 2050 年全国電力消費量も 2013 年比 17%減になった。

さらに極端なケースで半導体製造業生産量が年率 10%増、データセンターが 20%増の場合、両業種の電力消費割合は 2035 年に 8.2%だが、2035 年の全国の電力消費量は 2013 年比 27%減、エネルギー起源 $CO_2$ 排出量 70%削減が可能である。省エネ・再エネの既存技術・改良技術による 2050 年の電力消費量は 2013 年比 11%増である。新技術を使い産業高温熱と船舶航空燃料を太陽光・風力による国内水素・合成燃料で再エネ転換(輸入水素は使わない)しても 2050 年の電力消費量は 2013 年比 26%増加に止まる。

データセンターは地域の排出激増（市町村排出量が５倍になるなど)、排熱も数倍で地域気候を変える可能性もある。再エネ 100%を 2050 年より早くし地域熱供給新設で排熱放出を最低限にすることを新設の条件にすること、排熱の大きな施設立地禁止を定めること、等も考えられる。

## ５．まとめ

ボトムアップモデルで 2050 年までの日本の脱炭素対策を試算した。既存技術・改良技術による省エネ・再エネ対策でエネルギー起源 $CO_2$ 排出量を 2030 年に 2013 年比 70%削減、2035 年に 80%削減、2040 年に 90%削減、2050 年に 95%以上削減可能性があり、残りを新技術による再エネ化で排出ゼロを達成する。

対策の多くは設備費増加分を光熱費削減により「もと」がとれ、対策は光熱費と設備費増の合計を削減できる。

## 引用文献

IGES(2024)「IGES 1.5℃ロードマップ」
WWF ジャパン(2024)「2050 年脱炭素社会に向けた 100%自然エネルギーシナリオ」
自然エネルギー財団(2024)「脱炭素へのエネルギー転換シナリオ」
未来のためのエネルギー転換研究グループ(2024)「2035 年に再エネ電力割合と $CO_2$ 排出削減のダブル 80%を実現する経済合理的なシナリオ」

# 石炭火力および原子力廃止の場合の電力需給バランス、再生可能電源比率 60%の可能性検討、簡易モデルによる試算

竹濱朝美（立命館大学）, Asami Takehama、（立命館大学産業社会学部）京都支部

## 1．目的

IEA Net Zero by 2050([1])シナリオによれば, 1.5℃上昇を抑制するには, 先進国は 2030 年までに石炭火力発電を廃止し, 再生可能電力比率 61%を達成する必要があるとする. 本研究は, 2030 年までに石炭火力と原子力発電を廃止する場合について, 再エネ電力比率 60%の可能性と電力需給バランスを概算する.

## 2．分析方法

電力需給解析には, 在来電源の起動停止-経済運用 (UC-ELD) の簡易モデルを作成し([2])([3]), 東日本, 中西日本, 各電力エリアの需給を解析した. 電力エリア別に, 在来電源を, 出力上昇／下降速度, LFC 調整力配分, 最低出力, 最大出力を考慮して, 22 種類に区分した. 1時間値の有効電力量 MWh の需給について, 各電源の出力が等式制約, 不等式制約を満たすように, 燃料費を最適化する. 目的関数は 1 時間値の平均燃料費の最小化である ([4]).

$$\min. TK(t) = \sum_{k=1}^{N} P_k(t) \times u_k(t) \times FK_k + m \times S(t) \quad \text{–(1)}$$

$$0.95 * \sum_{k=1}^{N} P_k(t) \times u_k(t) \times (1 - w_k) + 0.95 * \{PHy(t) + PPV(t) + PWd(t) + PBioGe(t)\} + S(t) + REIm(t) = D(t) + LHP(t) + LEV(t) + REEx(t) \quad \text{–(2)}$$

外生変数: $C_k$ :稼働可能な発電機定格出力. $u_k$ : 稼働／非稼働バイナリー変数. $D(t)$ :電力需要. $PHy(t)$ :流込水力出力. $PPV(t)$ : PV 出力. $PWd(t)$ :風力出力. $PBioGe(t)$ :バイオマス地熱の出力. $REIm(t)$, $REEx(t)$ :連系線受送電. $FK_k$ :燃料費[JPY/kWh]. $m$ :供給不足ダミー価格. $w_k$ :所内電力消費比率. $LHP(t)$ :ヒートポンプ負荷. $EV(t)$ :EV 充電負荷. 内生変数: $P_k(t)$ :電源 $k$ の合算出力. $TK(t)$ :燃料費総額 [JPY/h]. $S(t)$ :供給不足. 目的関数:1時間値燃料費の最小化, 式(1). 最適化計算は Matlab optimization tool box 線形計画法. 制約条件:等式制約:電力需給バランス制約, 式(2). 不等式制約:負荷追随能力, 出力上昇／下降速度, 最低出力等.

## 3．2030年の導入目標, 連系線, 蓄電池, DR の想定

2030 年までに, 風力 83GW, 太陽光(PV)115GW を導入する. 風力導入量は, 2020 年の接続検討申込量の 50%を導入する. 本試算では, 石炭火力 52GW と原子力を廃止する. 連系線運用容量は, OCCTO の 2030 年長期計画値に追加して, 北海道→東京に 1.8GW, 九州→関西に 2.78GW, 中国→関西に 2.7GW, 四国→関西に 1.4 GW を増強する, 蓄電池を 20GW 導入し, デマンドレスポンス(DR)として, 業務部門と産業部門の時間別需要を±35%変化させる. 乗用車保有台数の 20%が EV に移行する.

## 4．分析結果

(1)表 1 は, 東日本と中西日本の再エネ電力比率(需要比)の試算結果である. 再エネ電力比率は, 中西日本から東京に余剰電力を送電し, 東京域内で余剰電力を蓄電する場合を示す. 風力･PV を出力抑制すると, 再エネ比率は, 全国で 55%となり, 目標に届かない. 出力抑制をゼロにするように, 蓄電池･電力貯蔵を追加すれば, 再エネ電力比率は全国で 65%となり, 目標を達成する.

(2)余剰電力は, 軽負荷期の 5 月, 10 月に偏って, 大規模な余剰電力量が生じる. 今回試算は, 西日本から東京に余剰電力を送電し, 東京で, 余剰電力を1時間あたり 6GWh で貯蔵すると想定した. 図1に, 各エリアからの余剰電力の域外送電量を示す. ただし,「東京からの域外送電量」は, 東京での余剰電力量を意味し, 東京の 5 月の余剰電力量は 3,500GWh に達した. 再エネ電力比率 60%を達成するには, この余剰電力を貯蔵する対策が必須である. 本試算では, 蓄電池容量を, 揚水発電出力の 70%の出力規模*6 時間*5 日分で計算したが, 追加の電力貯蔵が必要である. 風力／PV の出力抑制も季節偏差が大きく, 出力抑制率は, 東日本で, 5 月に 45%, 10 月に 31%, 中西日本で, 5月に 24%の抑制が発生した.

(3)東日本, 中西日本とも, 1 月, 8 月の需要ピーク時も需給バランスを維持した. 東京の 8 月は, 下げ DR35%では供給ひっ迫するため, 下げ DR40%が必要である(図3参照). 中部･関西エリアは, 1 月の雨天･積雪の日に, 供給ひっ迫するため, 下げ DR40%の投入が必要である.

＊本研究は, 産業技術総合研究所研究員, 歌川学氏との共同研究によるものである.

**表1　再エネ電力比率(電力需要比)，中西日本から東京へ送電の場合**

| | 東日本 | | 中西日本 | | 全国 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 再エネ電力比率(電力需要比) | 出力抑制実施 | 出力抑制なし | 出力抑制実施 | 出力抑制なし | 出力抑制実施 | 出力抑制なし |
| 5月 | 75% | 109% | 55% | 67% | 64% | 86% |
| 8月 | 50% | 54% | 51% | 52% | 51% | 53% |
| 10月 | 61% | 80% | 54% | 56% | 57% | 67% |
| 1月 | 59% | 75% | 47% | 49% | 53% | 61% |
| 年簡易推計 | 60% | 77% | 51% | 59% | **55%** | **65%** |

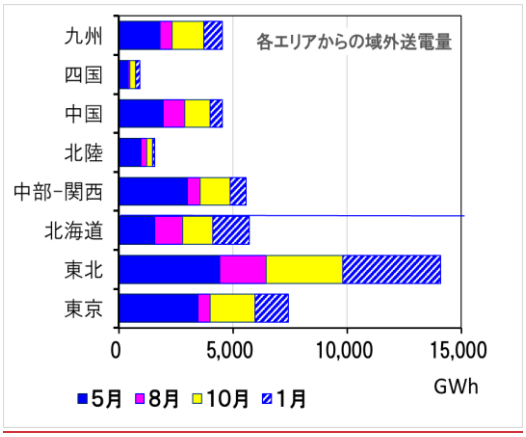



**図1　エリア別の域外送電量の季節変動**

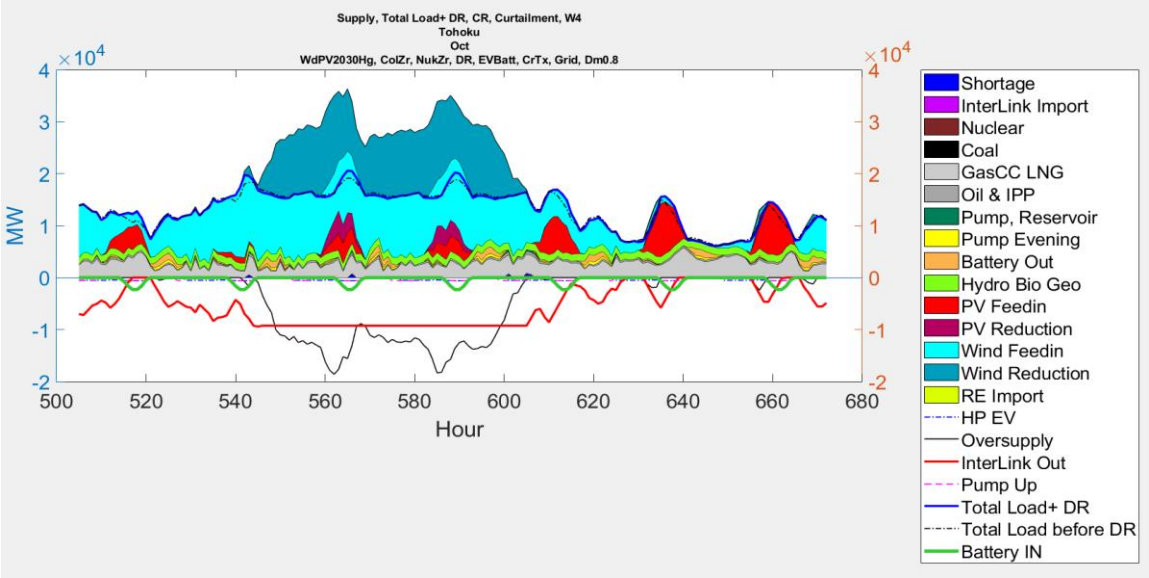



**図2　東北エリアの需給(10 月4週目)**

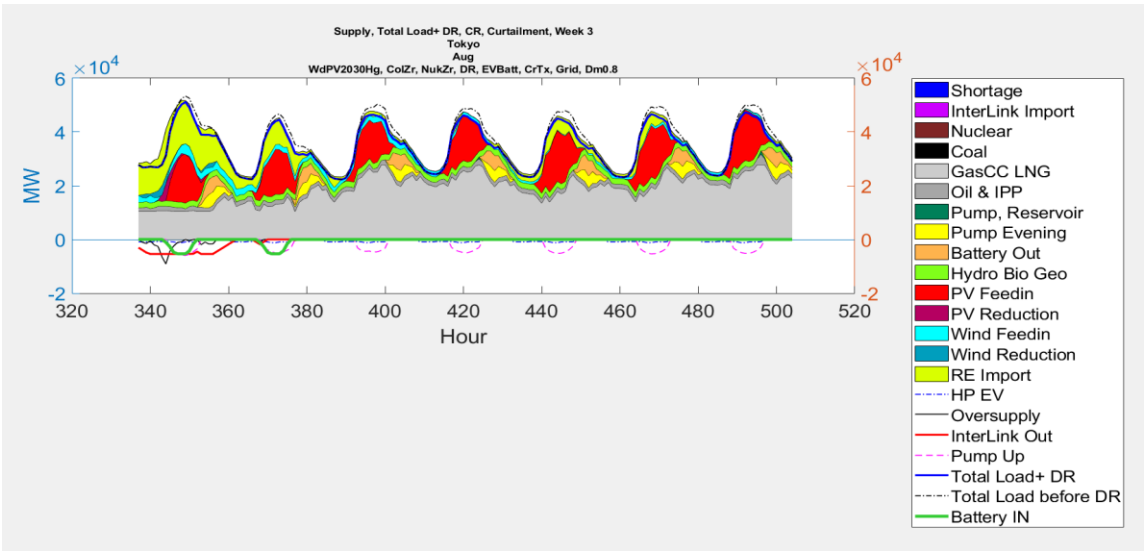



**図3　東京エリアの需給(8 月 3 週目)**

(1) International Energy Agency (IEA): Net Zero by 2050 (2021).
(2)加藤丈佳，他:太陽光発電合計出力のランプ変動が系統周波数に与える影響に関する一検討. 電気学会論文誌 B, Vol.137, No.4,（2017）.
(3)T. Kato, K. Kawai, Y. Suzuoki, 'Evaluation of forecast accuracy of aggregated photovoltaic power generation by unit commitment,' IEEE Power & Energy Society General Meeting, (2013). DOI: 10.1109/PESMG.2013.6672455.
(4)竹濱朝美，歌川学:　2030 年の西日本における電力需給分析：デマンドレスポンスおよび地域連系線活用,再エネ電源比率大幅拡大の検証. 第 38 回エネルギー・資源学会研究発表会,(2019), 22-1.

# 電気自動車充電の脱炭素化の一方策と市民の受け止め

今中政輝、Masaki Imanaka、馬場博幸、Hiroyuki Baba (東京大学)

## １．はじめに

輸送部門の脱炭素化に向けて、電気自動車が注目されている。電気自動車（EV）による $CO_2$ 削減効果は様々な議論がなされているが、その充電タイミングを変えることで$CO_2$排出量を大幅に減らせる可能性がある。本報告では電力システムにおける充電タイミングの変化の影響や、電力システムの状況と EV の充電率に基づく IoT 技術を用いた充電コントロールについて概観する。さらに、本学のキャンパス公開にてそれらを実際の充電制御や$CO_2$排出量のレジ袋換算を交えたデモで説明した様子や、200 人以上の来場者から寄せられたアンケートの概要も紹介する。

## ２．電気自動車の充電タイミングと排出量

電力システムにおける太陽光発電の比率は国内では年間で10%を超え、水力発電を抜いて火力発電に次ぐ電源となった。太陽光発電は晴れた昼間に集中するため、図 1 に示すように特に電力需要の少ない時期には太陽光発電が占める割合が多くなり、使用しきれない部分は出力抑制されている。これは昼間の方が夜間と比べて$CO_2$排出係数が小さい電力で充電できることを示している。

ここでは 2023 年 4 月の九州エリアを参考に [1]、夜間の排出量が 0.5 kg/kWh であるのに対し、昼間は 0.2 kg/kWh だったとする。

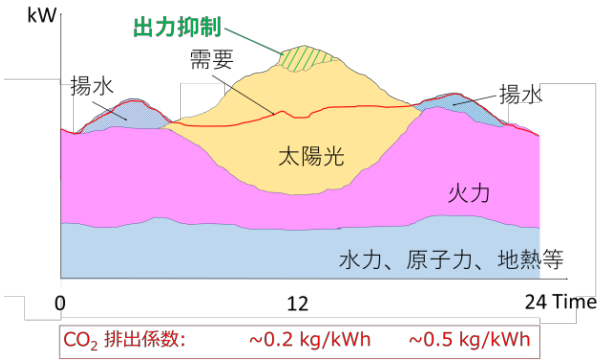



**図 1. 電力システムの発電内訳と $CO_2$ 排出係数**

したがって、同じ走行距離でも EV の充電タイミングを昼間にシフトできれば、充電による排出を大幅に減らせる。このことを図 2 の実際のキャンパス公開時のポスターを用いて例示する。図 2 の左右は、どちらも 11 時に出発し 144 km の走行を経て 20 時に目的地に到着する EV での移動を示している。途中 1 度普通充電器によって 6 kWh 充電する。多くの人は、図 2 右のように電池の蓄電率(SoC)が低くなる（この例では 30%）18 時から充電するのではないだろうか。しかし、この場合はほとんど火力発電の電力であり、$CO_2$ 排出量は 3.0 kg となる。他方、13 時から充電すれば $CO_2$ 排出量は 1.2 kg ですむ。この差は 1.8 kg である。

1.8 kg の $CO_2$ と言われても実感がわかないため、レジ袋に換算した。1 枚のライフサイクルでの $CO_2$ 排出量は 10～20 g 程度である。1.8 kg の $CO_2$ 排出削減はレジ袋 90～180 枚に相当する。

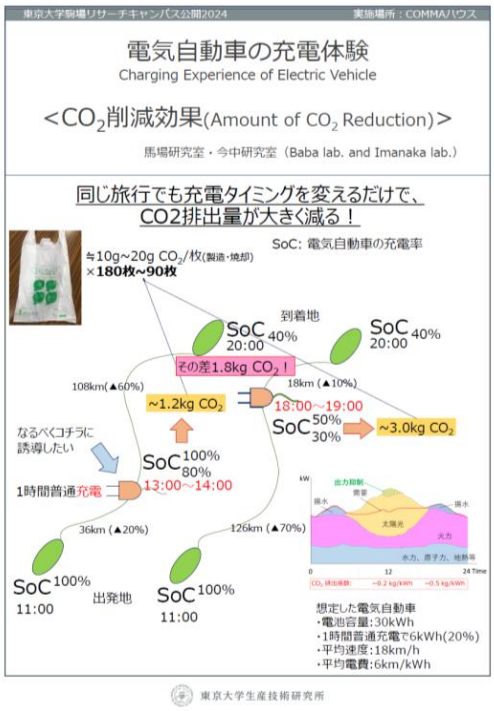



**図 2.　キャンパス公開で使用したポスター例**

## ３．キャンパス公開でのデモンストレーション

2024 年 6 月 7 日、8 日に開催された東京大学駒場リサーチキャンパス公開 2024 で、このテーマで一般参加者向けのデモンストレーションを行った。まずは展示された電気自動車とその充電器・充放電器の概要を紹介し、その後前節で示したような時間帯による $CO_2$ 削減効果を説明した。実際にレジ袋も約 150 枚展示して、イメージを持ってもらった。

その後は IoT（Internet of Things）技術を活用して、パソコンのブラウザ上のアプリからインターネット経由で電気自動車の充電を開始した。さらに、ここでは日中に職場などに長時間止まっている EV を想定して、仮設定した電力システムの再エネ率に合わせて、再エネ率が高い時には充電電力を多くするというデモを実施した。



**図 3. キャンパス公開の様子**

## ４．キャンパス公開の参加者アンケート結果

デモンストレーション中に参加者にアンケート用紙に記入してもらい、２日間で 209 枚集まった。以下は概要を示す。回答者は 4 割以上が 20 歳未満で、高校生が多かった。20～29 歳も 19%であり、大学生・大学院生も一定数いた。そのため、車の保有については持っていない人が最も多く(94 人)、ガソリン車（85 人）、ハイブリッド車（22 人）、電気自動車（4 人）、プラグインハイブリッド車（1 人）となった。以降の回答もその前提で読む必要がある。また、回答者は本展示に関心を持って来ており、更に主催者の説明を聞きながらアンケートに回答している点にご留意いただきたい。

将来の車の購入について、EV は「選択肢の 1 つ」と答える人が多く(105 人)、「車は持たない／免許がない」(59 人)、「購入済み／買ってみたい」(27 人)が続き、「電気自動車以外を買う」と回答した人は 10 人にとどまった。自由記述では、選択肢の一つという人は環境性の良さを上げる声が非常に多く、ランニングコストの安さを上げる人もいた。他方、充電の不便さへの懸念もあった。「最近、自動車をかえました。コンセントなどの設置がとても大きな作業だと思いやめました。」という声もあった。

「電気自動車に変えることで、二酸化炭素の排出を減らせると思いますか？」の問いには、「思う」が 137 人、「思わない」が 14 人、「どちらともいえない」が 57 人だった。「思う」と答えた人は再エネ活用を理由に挙げる場合が多く、エネルギー効率の改善への言及は少なかった。「どちらともいえない」「思わない」は発電時・製造時 $CO_2$ の排出への懸念が挙げられた。

充電メニューについても聞いた（複数選択可）。詳細は割愛するが、「すぐにフル充電」(74 人)と同程度が「電気料金の安い時間充電」(75 人)を選択し、「再エネが多い時間に充電」(47 人)、「さすだけで充電」(40 人)のも一定の関心があった。

全体としては、自動車の購入経験がない人が多い中で、EV への関心は一定ある一方で環境改善効果への期待と不安がある中で、本デモンストレーションは充電電力の $CO_2$ 排出量や再エネ電力の活用について考える一つのきっかけになったのではないかと考える。

## ５．おわりに

気候危機の打開には EV への急速な転換が求められるが、実際に EV への充電なども体験し、EV について考える場が広がることが重要だと改めて感じた。

### 引用文献

1)　今中政輝他：「EV 充電の脱炭素化に向けた方策の一検討」，令和 5 年電気学会全国大会，6-191

# 脱炭素社会における化学工業

## －如何にして持続可能な産業に脱皮するか－

佐藤忠久、Sato Tadahisa、（東京支部・中長期気候目標研究委員会（JSA-ACT））

### １．はじめに

化学工業の現在の中核は石油化学工業であり、原油から製造した石油化学基礎製品を基に、合成樹脂（プラスチック）や合成繊維、合成ゴム、塗料、接着剤、化粧品などの幅広い製品を生み出している。これらの製品を分子レベルで見ると、主要構成元素は炭素原子である。本報告では、脱炭素社会において、炭素（原子）含有製品を社会に提供している石油化学工業が持続可能な産業となりうるにはどうすべきかを考える。

### ２．脱炭素社会とは

「脱炭素社会」の定義は、改正温対法 [1]（地球温暖化対策の推進に関する法律）において、「人の活動に伴って発生する温室効果ガス [2]の排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会」としている。これはカーボンニュートラルを実現した「炭素循環社会」と同義である。

### ３．国内石油化学工業における原油の消費量

2022 年に輸入消費された原油（約 3 億 3 千万トン）のうち、炭素源として石油化学工業がエチレン、プロピレン等の基礎製品の製造に使用した原油は 2,150 万トン(6.5%)である [3]。

残りの輸入された原油（93.5%）は自動車や発電所の燃料に使用されており、自動車が EV になり、発電が再生可能エネルギーに転換されれば国内利用の原油のほとんどが不要になる。しかしながら、6.5%の原油由来の製品から排出される $CO_2$ は約 0.7 億トンと見積もられ、国内全ての森林によって毎年吸収可能な $CO_2$ の約 60%の量を占める [4]。この結果は、石油を原料としていては石油化学工業が脱炭素社会において持続可能な産業たりえることは難しいことを示している。原油はいずれ枯渇する [5]ことも考え合わせると、石油化学工業はこの機会に炭素源を石油以外に求める思い切った大転換を行うべきである。

### ４．石油化学工業のカーボンニュートラル

石油化学工業のカーボンニュートラルとは、「炭素含有製品の製造に、地中の炭素を消費せず、現在地表にある炭素を循環利用すること」である [6]。地表にある炭素（源）は、①バイオマス、②廃棄物、③大気中の $CO_2$、の３つが主要なものである。①と②も $CO_2$ に変換して利用される場合がほとんどなので、石油化学工業のカーボンニュートラルとは「炭素源として $CO_2$ を循環利用すること」と言ってもよい。③の大気中の $CO_2$ の回収利用は開発途上であり（後述）、現在利用可能なのは①と②から得られる $CO_2$ である。

近年、石油を使用せずに $CO_2$ を原料として石油化学工業の基礎製品を製造する技術が開発されている。その技術は $CO_2$ と水素を原料とする方法である。$CO_2$ と水素を反応させて一酸化炭素（CO）をまず製造し、連続してその CO と水素を反応させる方法である [7]。CO と水素の反応はフィッシャー・トロプシュ反応として有名で、ドイツで 1920 年代に開発され、第二次世界大戦下のドイツや日本で石油の代替燃料の製造に利用されたという実績がある。よって、グリーン水素が十分に入手でき、$CO_2$ の効率的回収技術があれば、石油化学工業のカーボンニュートラル化は十分可能であり、石油に依存しない「炭素循環」化学工業へと脱皮できる（図１）。中濃度の $CO_2$ を含むバイオマスや廃棄物燃焼の排ガスから $CO_2$ を回収・貯蔵する技術 [8]はすでに開発されているので、化学工業の脱皮実現性は高い。

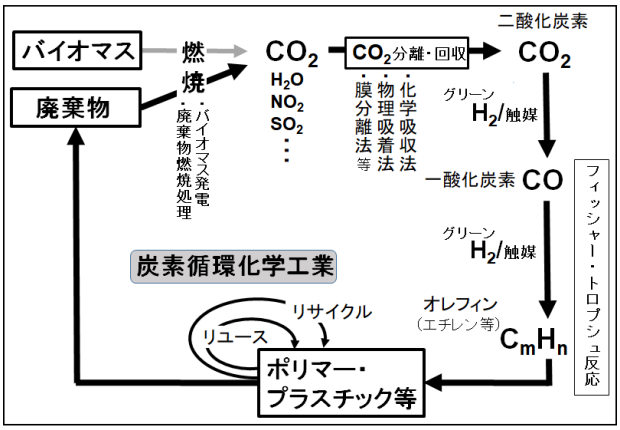



図１．石油化学工業のカーボンニュートラル

## ５．カーボンニュートラル実現後の化学工業

石油化学工業が、石油に依存しないカーボンニュートラルな炭素循環化学工業に脱皮できる可能性は高い。しかし、産業革命以降、化石燃料を利用して$CO_2$を排出し、地球温暖化の原因を作ってきた化学工業の責任がこれによって免れることにはならない。

### ５－１．ネガティブエミッションへの取り組み

地球の気候を産業革命以前に戻すためには、大気中の$CO_2$の濃度を当時のレベル程度に下げなければならない。そのためにはネガティブエミッション技術が必要である。

ネガティブエミッション技術は、「大気中の$CO_2$を回収・吸収し，貯留・固定化することで大気中 の $CO_2$ 除去に資する技術」と定義され、その技術は、①自然プロセスの人為的加速、②工学的プロセスの２つに大別されている [9]。人類は、産業革命以来$CO_2$を大量に排出し、大気中の$CO_2$濃度（体積比）を約 278ppm（1750 年）から 417.9ppm（2022 年）と約 1.5 倍に増大させてしまった [10]。概算では大気中の$CO_2$が約 1.4 兆トン増えたことになる [11]。この量を上記①の方法だけで削減しようとすると膨大な年月を要する。よって$CO_2$濃度を早期に産業革命前に戻すためには、②の工学的プロセスに取り組む必要がある。

### ５－２．直接空気回収技術（DAC）について

$CO_2$をその濃度が希薄な大気から、工学的に直接回収しようという技術（DAC：**D**irect **A**ir **C**apture）の開発が進められている [12]。この技術の実用化は簡単ではないが、これまで$CO_2$を大気に排出してきた化学工業には、この工学的プロセス技術を実用化し、快適な地球環境を維持できるようにする責任があると考える。

## ６．おわりに

地球温暖化防止は待ったなしの課題である。化学工業は、技術的に確立されている実用化可能な技術を駆使してカーボンニュートラルをまず達成すべきであるが、それと同時に DAC 技術のような大気から$CO_2$を回収するネガティブエミッション技術に取り組むべきである。この技術が実用可能になれば、地球温暖化防止に役立つだけでなく、化学工業にも大きなメリットがある。すなわち、植物のように大気中の$CO_2$を炭素源として利用できるようになるからである。

## 引用文献

1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）
2) ７種のガス($CO_2$, $CH_4$, $N_2O$, HFCs, PFCs, $SF_6$, $NF_3$)。日本では 90%以上が $CO_2$。（2022 年度）
3) https://www.pwmi.jp/plastics-recycle20091119/life3/
4) 国立環境研究所の推定データ.による。
5) https://www.ene100.jp/www/wp-content/uploads/zumen/1-1-6.pdf
6) https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/pdf/006_01_00.pdf
7) 鈴木ら，住友重機械技法, No.206, 13(2022)
8) https://green-innovation.nedo.go.jp/article/co2-separate/
9) https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/negative_emission/pdf/20230628_1.pdf
10) 大気中二酸化炭素の経年変化(気象庁, 2024 年)
11) 地球の大気の容積は 51.4 億 $km^3$とした。（2010 年工藤昇技術士(建築)の報告より）
12) https://www.aist.go.jp/aist_j/magazine/20230830.html

# 滋賀県における省エネ・スマートコミュニティ推進について

左近　拓男、Sakon, Takuo（JSA 京都支部・龍谷大学）

## １．はじめに

滋賀県北部は福井県の若狭地域と隣接しており，原発から 10 数 km ほどしか離れていないために、県民の原発に関する危機感は強い。県内の原発依存度を低下させる取り組みとして再生エネルギーの推進を進めている。滋賀県では 2030 年までに再生エネルギー推進とコージェネレーションで電力の自給率を30%以上に高める構想を推進中である。県内には永源寺ダムをはじめ大型のダムによる水力発電所が数箇所あるが、さらに太陽光発電と小水力発電を拡大して、電力自給率の向上と、災害に強い地域の実現を目指している。本発表では滋賀県のスマートコミュニティの推進状況と農業用水路を活用した小水力発電について解説する。

## ２．滋賀県でのスマートコミュニティの実践例

これからの世界は、化石燃料に頼ったエネルギー生産・消費システムではなく、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会が必要である。それを実現するのが家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムである「スマートコミュニティ」である[1]。自然を利用した発電は天候によって発電量が変化し、電力の消費量も変化する。スマートコミュニティでは変動する電力の需要と供給をＩＴによってコントロールし、無駄なく安定した電力の活用を可能にする。滋賀県内では、いくつかの例があるが、ここでは立命館大学 BKC キャンパスや、龍谷大学の学内ベンチャー企業について紹介する[2]。

## 3. 立命館大学 BKC トリシア

立命館大学びわこ・くさつキャンパス(BKC)に 2014 年 5 月、理工系新棟「トリシア」が竣工された 。建物自体が実践的な建築・環境教育が可能な教材(実験棟)。関連企業の協力のもと、最新の創エネ・省エネ・環境負荷軽減等の技術や設備、建築材料など建築・環境関連の新技術が導入されている[3]。この建物の新規なシステムは、(1) 快適性を追求しながら省エネ・節電を実現するパーソナル空調システム：居住者それぞれに吹出ユニットを設置し、パソコンなどから個人の好みに応じた吹出気流をコントロールできる。快適性の向上とともに、省エネ・節電に寄与。(2) 再生可能な自然エネルギーによる総合的発電システムの開発：風向によらず、わずかな風でも回転する垂直翼式小型風力発電システム、トリシアから出る生活排水や屋上に降る雨水の位置エネルギーを利用したマイクロ水力発電技術を開発し、発電性能や有効性を検証。(3) 壁面緑化システムの開発：外表面塗布の釉薬による打水機能を付加し、タイル表面に打ち水した水を拡散させ、均一かつ効率よく外壁を冷却することが可能。(4) 太陽熱・地中熱利用: 太陽熱と年間を通じて 15～18℃程度の地中温度をそのまま利用。

## 4. 龍谷大学瀬田学舎学内ベンチャー企業の活動

トランスブート株式会社(大津市)は、龍谷大学(瀬田学舎)の学内ベンチャーとして 2009 年 1 月に設立[4]。2012 年に自社製品として販売を開始した「スマートリアス」は、エネルギー計測、エネルギーの見える化、蓄電池の制御が行える家庭向けエネルギーマネージメント製品。蓄電池の制御やエネルギーの計測などを行う「HEMS 制御盤」と、エネルギーの見える化と HEMS 制御盤の操作を行う「HEMS モニター」の 2 つから構成される。特徴：①家庭の電気をすべて見える化②蓄電池をコントロール 3 太陽光発電・蓄電池を最大限に活用。

## 5. 滋賀県における小水力発電

滋賀県の面積は全国で 38 位であるが、米の生

産量順位は 17 位である。県面積の 1/6 を占める一級河川琵琶湖や、半分の森林があるが健闘しているといえる。県内の盆地には田園が広がっており、また、鈴鹿山脈、伊吹山地、比良山地と 1,000 m 超級の山岳も擁しているので水源が充実しており、また、扇状地も多いので農業用水路が充実している。この用水路を利用した小水力発電も設置・稼働している[5]。この発電の意義としては、身近な再生可能エネルギーの活用や、照明灯のない地域への外灯の設置、農家の電源補助に利用できるだけでなく、再エネ導入推進のための意識の醸成として地元の子供達への環境学習の実地教材としての利用もされている。土地改良区が管理する用水路の水流を利用し、幹線水路の落差工を利用している。この発電施設を導入することで、揚水機場等の電気料金の軽減や土地改良施設の維持管理費の低減が可能となる。また発電機回転翼には上流からのゴミや枝葉による詰まりが発生するために、定期的に近隣農家が清掃するが、その清掃費は発電機の維持管理作業としてアルバイト代として農家に支払われるので、農家の経済的支援にも供する。2012 年時点では、県内に 3 kW 以上の小水力発電地点が 72 地点、2013 年から 2015 年は 8 地区で事業化に向けた採算性の検討、河川法、電気事業法等の事前協議がなされ、工事の実施が 2 地区でなされた。導入例としては、

①湖北地区

■設置場所:高時川水系、長浜市高月町保延寺、尾山中央幹線水路 1~4 号落差工

■最大出力：11kW(2019.4~)、 9.9kW(2016.10~) 、11.8kW(2016.10~)

■年間発電可能量: :約 26 万 kWh(合計)

■最大使用水量:6.5$m^3$/s

■有効落差:4.0m (4 箇所合計)

■施設管理者:湖北土地改良区

②姉川沿岸地区（姉川エコ発電所）

■設置場所:米原市小田小田落差工下流部

■最大出力:16.5kW

■運用開始:2017 年 9 月~

■年間発電可能量:約 8.7 万 kWh

■最大使用水量:1.4$m^3$/s

■有効落差：2.4m

■施設管理者:姉川沿岸土地改良区

③足俣川小水力発電所

■設置場所 :米原市上板並

■事業者 :(株)クリハラント

■設備容量 :194kW

■年間発電量:147 万 kWh(約 404 世帯分)

■稼働開始 :20168 月~

用水路では 10 kW 程度の小型のものであるが、③の足俣川小水力発電所は中規模のもので、400 世帯以上の電力を賄える。小水力発電の利点は、従来の水力発電は大型ダムを建設して、その水の位置エネルギーを利用したシステムであり、自然の地形に手を入れるものであったが、これらの小水力発電はすでに農業で活用されている用水路を利用したり、③のような小規模のダムと林道に設置した配管というコンパクトな機構なので、自然環境への新たな負荷も小さいことである。さらに小型の「ピコ発電」としては、長浜市木本町、多賀町多賀、東近江市杠葉尾、高島市マキノ町、湖南市東寺で設置されており、農村の街灯用、非常用発電として地域の安全や安心に貢献している。

**引用文献**

[1] 経産省　資源エネルギー庁 HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/smart_community/about/fallback.html

[2]滋賀県「新しいエネルギー社会の実現に向けて」スマートコミュニティ推進 https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5177315.pdf

[3]立命館大学 BKC トリシア https://www.ritsumei.ac.jp/rs/category/tokushu/140430/tricea.html/

[4] トランスブート株式会社 https://www.tranceboot.com

[5]ゼロナビしが・小水力発電 https://zeronavi.shiga.jp/files/renewable-energy/small-hydropower01.pdf

# 奈良県における平群、山添のメガソーラー発電の問題 (2024 年版)

## －地域住民の利益になる再生可能エネルギーを目指して－

石川直太 、ISHIKAWA　Naota (メガソーラーを考える奈良の会、JSA 奈良支部)
naota@neo-zion.sakura.ne.jp

### １．はじめに

24 総学での発表[*1)]の続きとして、奈良県でのメガソーラー発電の問題と経緯を説明する。さらに、身近な再エネ・省エネ事例を紹介する。

### ２．山添村の近況

2023 年 2 月末に FIT 認定が取り消され、メガソーラー計画は頓挫した。2024 年 7 月 17 日に K エナジーが現地事務所を引き払った[*2)]しかし、事業者が用地を所有しているので、地元住民の利益になる保存あるいは利用が課題である。

### ３．平群町の近況

木の伐採が進み、雨が降ると泥水が流出している。

2023 年 8 月 24 日に、住民が奈良県に対して、林地開発許可取消を求める行政訴訟を起こした[*3)]。行政訴訟では原告適格性が重要なので、河川が氾濫すれば自宅が浸水する可能性が高い地域の住民が原告になった。事業者(共栄ソーラー)を被告とする裁判と県を被告とする裁判が同時に行われている。

県は、森林法により、認可基準を満たせば「許可しなければならない」と主張している。メガソーラー造成地下流の竜田川には、造成工事以前から大雨による氾濫の可能性がある。県と事業者は、工事の前後で敷地から流出する水の量が同じになるように調整池を設置すれば、許可基準を満たすと主張している。住民側は、将来において竜田川の河川改修が完了すれば県と事業者の主張が成り立つが、河川改修前の許可は住民の人格権を侵害する憲法違反だと主張している。

奈良地方裁判所が現地調査を予定している。

### ４．まぼろしの条例案

2023 年 1 月に奈良県が太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例制定に向けてパブリックコメントを募集した。筆者は次の条例案を提案した。「敷地面積〇〇平方メートル以上(数値は要検討)の発電設備を運営する事業者、敷地面積が小さくても地形改変を伴う設置工事を行う事業者は、排水と土砂崩れによる事故に備えて、対人対物賠償責任保険に加入する。本条は、開始済み、着工済みの事業にも適用する。発電設備が強風で飛ばされた場合、屋根から転落した場合の賠償責任保険については別に定める。議論：(1) 事故が起きて事業者が賠償責任を負いきれない可能性に備えて、対人対物賠償責任保険は必須です。(2) 事前に保険会社が冷静中立にリスクを評価するという効果もあります。(3) 自転車保険加入義務が既に自転車を持っていた人にも適用されるように、既に工事が始まった平群でも、賠償責任保険を義務づけられれば、事業者への圧力になります。 → 法律と保険に詳しい人に相談したい。」しかし、2023 年 3 月に奈良県がまとめたパブリックコメントでは、自転車保険の例が切り捨てられ、「法令の遡及適用は、法的安定性を害し」との回答だった。

奈良県は 2023 年 3 月県議会採決、閉会後にパブリックコメント結果を公開し、民意軽視、議会軽視との声があがった。



**写真１ 平群町造成地に「水害対策」の名目で置かれた土嚢 2021 年 11 月 筆者撮影**

## ５．Think global, act local.

筆者は奈良県下北山村小水力発電所に出資し、そこで発電した電力がならコープでんきを通して自宅に来ている。コープは 2 カ所の小水力発電所と屋根の太陽光発電を持っているが、電力を固定価格で売って市場価格で買い戻しているので、市場価格が高騰すると関西電力よりも電力価格が高くなる。

筆者は自宅と奈良１区市民連合事務所に断熱カーテンを設置した。エアコンがよく効く体感はあるが、対照実験していないので、定量的な節電効果は解らない。

ならコープに「ガラス製ビール瓶のように業界標準で再利用可能な容器を使い、ゴミを減らせないでしょうか。」と投書したところ、食品容器の再利用は衛生上難しいが、透明プラスチックトレイの分別リサイクルが始まった。

ならコープでんきに、問い合わせフォームに入力する FAX 番号を任意にするように要望した。実現し、FAX を持っていなくても、ならコープでんきを利用できるようになった。

生駒市が生活保護世帯にエアコンを援助する[*4)]。筆者らは賛成ではあるが、工事費込み 10 万円では省エネ性能が高いエアコンを導入できない。筆者らの仲間が省エネ家電の導入と建物の断熱化を支援するように、生駒市へ陳情している。

奈良市庁舎の ZEB (Zero Emission Building) 化構想があるが、建物の改修費用と将来節約できる電力料金の比較をめぐって、市議会が紛糾している[*5)]。2020 年の市庁舎耐震化の際に、断熱化もすべきだった。工事の費用と将来の電力料金節約の効果が比較されているが、未来のためにどうあるべきかの議論が深まっていない。

## ６．参考資料：日本科学者会議奈良支部声

2023 年 12 月 6 日

緊急声明「 原発は気候変動対策にならない」

日本科学者会議奈良支部

アラブ首長国連邦(UAE)で開催中の気候変動枠組み条約締結国会議(COP28)において，アメリカ政府，日本政府代表らは，2050 年までに原発による発電容量を世界で 3 倍にするという誓約を発表しました〈https://www.energy.gov/articles/cop28-countries-launch-declaration-triple-nuclear-energy-capacity-2050-recognizing-key 〉。これに対して環境 NGO は「原発は気候変動対策にならない」という緊急プレスリリースを発表しました〈https://foejapan.org/issue/20231202/15236/ 〉。日本科学者会議奈良支部は環境 NGO らによる「原発は気候変動対策にならない」の主張に賛同します。

## 参考文献


1) 石川直太「奈良県における平群、山添のメガソーラー発電の問題 －地域住民の利益になる再生可能エネルギーを目指してー」日本科学者会議 24 総学、2022 年
2) 山添村のメガソーラーに反対する会 2024 年 8 月
3) 平群町 太陽光発電所計画 “県の開発許可は違法” 住民提訴 NHK 2023 年 8 月 23 日 https://www3.nhk.or.jp/lnews/nara/20230823/2050014418.html
4) 奈良県生駒市が生活保護世帯にエアコン全額補助　1 台もない世帯、10 万円を上限に、2024. 06. 27 奈良新聞有料記事 https://www.nara-np.co.jp/news/20240627213501.html
5) 奈良市庁舎の「ZEB 化中止を」　市会 2 会派など連名で異例の申し入れ 2024. 08. 07 奈良新聞有料記事 https://www.nara-np.co.jp/news/20240807212604.html


**平群町 太陽光発電所計画 “県の開発許可は違法” 住民提訴**

08月23日　17時52分




平群町で建設が計画されている大規模な太陽光発電所について、防災対策を十分行わず県が開発許可を出したのは違法だとして、建設に反対する住民が許可の取り消しを求める訴えを奈良地方裁判所に起こしました。

平群町では、東京の業者が山林を切り開いて、およそ５万３０００枚のソーラーパネルを設置する大規模太陽光発電所の建設を計画していて、ことし２月、奈良県が開発許可を出しています。

**写真 2 行政訴訟の入廷行進**

**NHK ウェブサイト 2023 年 8 月 23 日**

# わが町の近くに巨大風力発電の計画が～反対運動か、チャンスか～

FEC 自給圏ネットワーク　世話人副代表　福井富久子

## １．はじめに：

日本の風力発電の累積導入量は、5,213.4MW、2,626 基[1)]。私が住む滋賀県高島市は、山側で風速７m以上の風が吹くところもありますが、市民にとっては風力発電は遠い話でした。しかし、昨年 2023 年 9 月に事業者から、環境影響評価方法書の説明会が開催されました。多くの方が、反対の意見を述べられました。しかし、地球温暖化が急激に進む今、反対するだけで良いのかを考えました。

## ２．風力発電に対する、市民の運動（新聞情報から）

①関西電力の風力発電計画に、「余市町の風力発電を考える会」が、「私たちは全員農業者。風力発電はデメリットしか感じないし、関電の説明も十分納得いくものではない。まずはやめてほしい」と語った。（朝日新聞 2024/04/09）

②風力から命を守る全国協議会結成　国の政策変えるネットワークに　地域のエネルギーのあり方も提言（長州新聞）社会 2022/05/24）

③陸上の巨大風車建設、強まる逆風　騒音や景観懸念、住民ら反対運動　拡大へ洋上に活路（神戸新聞 2023/5/1 ）

④私たちは、なぜ今も、風力発電計画取り止めを言い続けるのか「子どもや孫の世代によりよい自然環境を残すため、風力発電建設計画の問題点を考えてほしい」と呼びかけている。（朝日新聞 2023/11/20）

⑤北海道の道央で繁殖する国の特別天然記念物タンチョウの見守り活動などを行う「ネイチャー研究会 in むかわ」が、風力発電事業の中止を求める署名 9503 筆を両市町に提出した。（松本英仁 2024/08/07）

反対する市民運動が、ニュースになっています。

## ３．風力発電所建設への反対理由についての研究

①現在では海外諸国で低周波音に対する規制値が設けられていること・・・・わが国に規制値がなく・・、環境省が早期に低周波音被害の防止に向かうことを期待したい。」[1)] と述べられているが、風車だけの問題ではないことが明らかである。

②「風車建設は、森林の持つ公益的機能を害することは明らかである。」と断定されているが、風車の「公的機能」の評価を考慮することは、今後必要ではないか。[2)]

③「既存の風車による健康被害の主な症状は、すべて風発建設後に主に自宅内で起こった症状であり・・（概ね３km 以内）」[3)] とあり、改善可能です。

他に鳥の通り道、生息地の環境影響などにも、進める立場での意見・研究が期待されます。

## ４．市民の意見に対する、前向きな意見もある。

最近のＦＢより（英国のウインドファームに対して）「日本のようにバードストライクや低周波、環境破壊はクリアできているのでしょうか」との質問に対するコメントの１例を紹介します。

議論の前提として、全ての人類の活動には何らかの「環境破壊」があることを認識すること。バードストライクの問題では、最も鳥を殺すのはガラス張り高層ビルであり、ついで猫（人類の活動としての結果としての愛玩動物）、送電線、自動車であり、風車は全体の 0.01%以下。低周波も橋や道路、鉄道などほぼすべての人口長尺物に発生する。・・(略)・・2050 年までにカーボンニュートラルを達成するためには「2030 年までにあと３倍」、「2050 年までにあと 8～10 倍」の再エネが必要で、その半数は風力、特に陸上風力が担い、大形風車を否定すると、結果的に石炭や原子力を擁護するのと同じになってしまうので、注意が必要です。[5)]

## ５．風力発電所の建設と市民の関係

①市民による市民のための風力発電所は、現在、24 基と、生協や企業と共同開発した風車 35 基　計 59 基あります。出資者はのべ 4,763 人、これまで、市民の出資金が元本割れしたことが無いとのことです。市民風車には、必ずニックネームを付け、地域住民に親しみを持ってもらえるようにしているとのことです。市民風車のモデルはデンマーク。第１号は 2001 年に建てた「はまかぜちゃん」。[6)]

②建設にあたって、地元調達で経済的波及効果などを活用する事例(五島市)[7)] もあります。

## ６．市民が主体的にかかわる方法として、「企業が提案する計画へ関与し、チャンスとする」ために

①風力発電を建設する場所のゾーニング

日本では、乱開発を防ぐ抑制地域条例を作っている自治体はいくつかあるが，岩手県や浜松市のように促進地域のゾーニングを行っている自治体はまだ少ない．これからの課題である[8)]　と言われています。

風力発電の先進国デンマークでは、風力発電所の設置場所に関して「建築法」「土地分割法」「環境保護法」「環境保全法」「自然保全法」「航空法」「電波通信法」「農地法」などの法律を整理し，風力発電所を設置して良い場所と設置してはいけない場所(ゾーニング)を早い時期に示しているとのことです。 そして、そのうえで風力発電所は、「電柱」と「航路標識」と同一扱いとした[9)] とのことです。その他詳細に決められています。

②計画には地元枠を設けて、地元の参加を義務付ける

企業も地元とともに進めることで、実現可能性も高まり、地元に利益があり、普及が進み、地域活性化がすすみます。このまま、反対運動が主流である状況では、「企業が提案し市民が反対する」ことが普通になり、企業にとっても、市民にとっても、そのかける労力と費用と時間は莫大で、とても生産性のない無駄といえます。「エネルギーの未来は、国まかせにせず、市民が主体性を持って関与する」(注 4)ことでこそ「普及」につながると言えます。デンマークでは、農地法との関係では，農場地主には 自己の農地に風力発電機 1 基を建てる権利を認め、風力 エネルギーは地元のエネルギー資源および資産とし、投資者資格を過去 10 年間で、最低 2 年間居住、給与所得者、自営業者であることとし、住民の投資を促し，風力発電所が国内外からの投資対象にならないよう制限しています[9)]。日本では、投資について慣れていないのですが、今後、市民が積極投資する時代に、再生可能エネルギーに主体的にかかわり、リスクもみんなで負担するという事例が増えることが望まれます。

## ７．おわりに

風力発電の健康被害、環境破壊への科学的な視点を広げ、４で紹介したコメントや、「ＥＶ車への意見に対する『EV はエコじゃない』論の背景にある 7 つの間違いなど」[10)]を語る人が増えると良いと思います。できれば、風力、小水力、太陽光、バイオマス利用することについて、否定的視点からの「研究」ではなく、普及、住民参加(出資)を「応援」する「研究」や、事例紹介を期待したいです。

## 引用文献)


1）風力発電協会【速報版】日本の風力発電導入量（2023 年 12 月末時点）https://jwpa.jp/information/9782/

2）日本科学者会議　第 24 回総合学術研究集会予稿・報告集「低周波音被害の歴史 in 2022」　85-86 ページ

3）同上　「国有林保全と風車建設」89-90 ページ

4）同上　「既存の風車による健康被害について」91-91 ページ

5）フェイスブック「グラスゴーの英国最大の陸上風力発電所」の安田陽氏の投稿とコメント https://www.facebook.com/YasudaYoh

6）風は地域の資源　(朝日新聞 2024 年 5 月 15 日　オピニオン＆フォーラム) NPO 法人北海道グリーンファンド鈴木亨氏

7）五島市協議会資料「長崎県五島市沖における洋上風力発電事業の概要」https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001464711.pdf

8）日本の科学者 2024 年 2 月号　河野　仁氏「山間の町村と風車低周波音の高次倍音構造と健康被小都市における自然エネルギー 利用促進と環境保護，経済循環 ―先進施策例と課題」より

9）日本の科学者 2024 年 2 月号　ケンジステファンスズキ氏「デンマークにおける自然エネルギー 導入への市民参加と教育」より

１０）「EV はエコじゃない」論の背景にある 7 つの間違い　オルタナ 2023/10/27　https://www.alterna.co.jp/104153/

# 再エネと福祉の相乗効果

## —社会受容性を高める市民共同発電事業—

今井　絵里菜，Erina Imai，（市民共同発電サンサンすいた）

### １．はじめに

市民共同発電は，市民や地域主体が共同で再生可能エネルギー（以下，「再エネ」）発電設備を設置・運営する取り組みである。必要な資金は寄付や出資などの形で拠出されるが，資金提供者は地域外も含めた地球温暖化防止や脱原発など高い意識を持つ人 [1]，環境・エネルギーについて一定の問題意識がある人 [2]が多い。市民共同発電の取り組みによって，地域内の個人や事業者における“新たな”再エネ設備導入を促す効果を狙うのであれば，環境問題に関心がある市民のみではなく，そうではない市民，つまり再エネの普及以外の価値に期待を寄せる市民を巻き込んでいく必要がある。

太陽光パネルの屋根上設置型の市民共同発電事業では，設置公共性と安定性の観点から高齢者施設や保育園などの社会福祉施設が選定されることが多い。本報告ではそれらの施設関係者や利用者，福祉に関わるコミュニティへ市民共同発電支援の輪を広げることを狙いとして，社会福祉施設との協働によって生まれる価値を整理することとする。

### ２．地域社会にもたらす貢献価値

白井 [3]は市民共同発電の先進事例の調査にあたり，再エネ導入による地域社会の変革目標 5 点と共に，目標を評価するための具体的なチェック項目を設定している。それぞれの目標に対し，実践例を参考に社会福祉施設とのパートナーシップによって推進される貢献価値を以下の表 1 にまとめた。その中でも特筆すべき貢献価値を以下(1)～(3)に整理する。

**表 1．社会福祉施設と連携した市民共同発電が地域社会にもたらす貢献価値**

| 地域社会の変革目標・チェック項目（白井, 2016） | 社会福祉施設とのパートナーシップにより促進される固有の取り組み |
|---|---|
| エネルギーの自治<br>・エネルギーの自治の理念の共有<br>・行政等による支援の仕組み<br>・地域全体を調整する仕組み<br>・地域組織の主体的取り組み<br>・中核となる地域事業体<br>・地域技術の活用 | ・市町村の関与による指定福祉避難所の整備の強化，促進 |
| 対話とネットワーク<br>・学習の場<br>・エネルギーの見える化，情報共有<br>・不特定多数の参加・関与<br>・専門家との連携<br>・地域組織と NPO，企業の関係形成<br>・都市・農山村の関係形成 | ・保育園などの児童福祉施設やその他施設における子ども向け・地域住民向けの環境・エネルギー学習の実施<br>・発電設備設置施設における省エネルギー行動に貢献するデータの可視化<br>・社会福祉分野に関わる主体と，環境・エネルギー分野に関わる主体，施設周辺地域の住民の関係形成 |
| 地域経済の自立<br>・地域外への販売・資金移入<br>・地域内での資金調達と地域還元<br>・地域内での設備投資と維持管理<br>・地産地消による資金の移出代替<br>・RE 事業に対する意欲や活力<br>・地域内での贈与や自給の活発化 | ・地域通貨や地域商品券の発行による地産地消の促進<br>・社会福祉施設が実施している寄付活動への支援 |
| 公正と安全，環境共生<br>・地域内の弱者の支援<br>・地域活動の資金確保<br>・災害への備え<br>・地域の環境問題への貢献<br>・気候変動の緩和 | ・子どもや高齢者，障害者の福祉への貢献<br>・災害時の非常用電源としての活用<br>・指定福祉避難所に求められる機能や設備の充実 |
| 地域主体の自立共生<br>・住民のエネルギー意識の変化<br>・地域への愛着の高まり<br>・関与を通じた歓びと連帯感<br>・新たな暮らしの創造 | ・施設利用者との新たな交流の場の創出 |

#### （１）貢献価値：災害への備え

高齢者や障害者を対象とした社会福祉施設では，災害時にライフラインの断絶が利用者の生命に直結するリスクがあるため，2023 年度末までに業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられている。さらに，福祉避難所のガイドラインも強化されており，自治体には福祉避難所の機能強化と運用が求められている。特に呼吸器機能障害者の受け入れには，電源の安定確保が不可欠である。

NPO 法人サークルおてんとさんは，奈良県内の社会福祉施設を中心に 2004 年以降に 11 基の市

民共同発電所を設置しており，うち 2 基の障害者福祉施設は福祉避難所に指定されている。その 1 つである認定 NPO 法人きららの木が運営する施設 いろ葉は，2023 年 3 月に太陽光パネル（7.5kW）と蓄電池（5.6kWh）が設置された 2 か月後に，市の福祉避難所に指定された。施設側が設備の設置に前向きだった理由として，電気代削減と共に，地域の防災拠点としての役割の意識があった。

**（２）貢献価値：環境教育による意識啓発**

認定 NPO 法人きょうとグリーンファンドは，2001 年以降に京都府内で 25 基の市民共同発電所を設置しており，そのうち 17 基は民間の保育園や幼稚園の敷地内にある。動物のイラストが描かれた発電量表示パネルが園児の目に届く位置に設置されているなど，設置後も発電所が地域の環境学習の場や環境情報発信の場として機能するよう工夫がなされている。

同法人のブログによると，園児向けの環境教育は，腹話術や紙芝居などの屋内でのプログラムと屋外での自然観察会に大別される。すべての施設で過去に 1 回以上の開催が記録されており，多い所だと大宮保育園では稼働後 18 年間で 23 回，妙林院では 17 年間で 22 回実施されている。園児らは学んだことを家庭に持ち帰り，保護者の環境意識を高める波及効果が期待される。

加えて職員向けの勉強会も開催されている。市民共同発電の取り組み後の職員の間での変化として，通勤手段を車から自転車や公共交通機関に変更する者が現れるなど，日常生活における行動変容が見られた。さらに，エコ商品の購入を啓蒙し合うなど，施設内外での持続可能な行動が浸透したとされている。

**（３）貢献価値：発電利益の地域への還元**

市民共同発電事業における出資金・借入金の返済は 10~20 年程度で，一般的には現金で行われるが一部地域では地域商品券が活用されている。

滋賀県東近江市は 2009 年より地域商品券「三方よし商品券」を導入し，同市における市民共同発電事業では出資金の元本の返済が市内限定・期間限定の商品券で行われるようになった。同市の複合施設 あいとうふくしモールでの市民共同発電事業では，出資者は配当の 2 割を運営委員会に寄付し，毎年 7,000 円の地域商品券を受け取るとされている。2024 年 7 月 12 日時点で，商工会議所および商工会の参加協力店 428 店舗で利用可能だ。産業連関表を活用した推計では，地域商品券を活用した売電収入の市内への効果は現金で配当する場合より，地域商品券で配当する方が 1.72 倍大きくなるという結果が出ている [4)]。

## ３．まとめ

市民共同発電事業に社会福祉施設をアクターとして取り込むことにより，単なるエネルギー供給の役割を超えた社会的価値を生み出すことが確認できた。発電・蓄電設備が導入された施設は防災拠点として機能し，社会的弱者への配慮や公正な社会の実現に寄与する。さらに，施設で行われる環境教育が施設利用者や関係者の意識と行動に変化をもたらし，再エネへの理解と支持を広げることに繋がる。こうした協働は地域における再生可能エネルギー設備の導入を促進し，持続可能な社会の発展に貢献を果たすと言える。

## 引用文献

１）査 蕾，竹歳 一紀：「日本の市民共同発電所―市民の関わりと地域活性化への取組み―，桃山学院大学総合研究所紀要，41(1)（2015）.

２）升本　潔：「社会的受容性の醸成と社会イノベーション：市民共同発電事業」松岡 俊二編『社会イノベーションと地域の持続性：場の形成と社会的受容の醸成』有斐閣，89-107（2018）.

３）白井 信雄：「再エネによる地域社会の構造的再生の理論的枠組みの設定～長野県 飯田市の取組みの分析」法政大学サステイナビリティ研究所「サステイナビリティ研究」，5, 5–19（2016）.

４）総務省：「『緑の分権改革の推進に係る取組の経済効果等の分析に関する調査業務』報告書」（2011）.

# 「地球温暖激甚化下での地球生態系内での水の分離圧上昇等の危惧」―

## ―弱生態系からの人類の異変が起こる可能性―。

後藤　隆雄、Takao GOTOH、（元神戸大学・兵庫支部・JSA-ACT）

### １．はじめに

我々人類が誕生してから、500 万年近くが過ぎ、人類の同胞も 20 種類を超すまで発展したが、残っているのはサピエンス 1 種のみである[1)]。サピエンスは最終氷河期前に出誕し、温暖期に出アフリカし、欧州や豪州、アジアへむかい、前者はネアンデルタールと温血となり、アジアヒマラヤ山系ではデニソワ人と混血となる。サピエンスはアジアでも混血と３人種と結ばれたが、温暖期に栄えるのは、サピエンスのみであった。

どうしても報告しなければならない古代史は、樹上生活から２足歩行の地上へ移行する。第１期は自作の弓矢をもち、火をおこして作った松明を掲げて脱兎のごとく仁追い詰め、マンモス肉を野獣や猛獣、鷹、わし等が食べ、残してから人が食べた。しかしこれを絶滅するところに問題があった。サピエンスの歴史書によると、サピエンスはあらゆる生物の中で最も多くの動植物を絶滅へと追い込んだ[2)]。生物史上最も危険な種である。そしてサピエンスが直接あるいは間接的に追い込んだ可能性のある種には、ネアンデルタアール人など、私達以外の人種も含まれている。こうした生物や、家畜化されて不自由で短い生涯をおくった動物の幸福度の観点からは、サピエンスの歴史は惨事の連続となっていた。サピエンスは、かってないほどの数に増えたことは、生物種として成功だが、個々の幸福が増したとは言えない。人口の爆発的増加は農業革命のせいであり、サピエンスの暮らしの質は狩猟時代よりも落ち、未來への不安を招いたのが実情である。

最後に、進歩に伴って起こった地球の温暖化や広域な種々の汚染が自らの生息環境を悪化させていることは自明となっているためである。

### 2. 水の分離気圧と地球生態系生物の生存

水中で合わせた二枚の板ガラスを垂直方向に引き放すためには、「分離圧」が必要である・分離圧が生ずる原因は「水の構造化」と関係がある。分離圧は温度共に変化し、16、30、45、60℃付近で極大値を示す。分離圧の温度による変化も、温度変化に起因するものと考えられる[3)]。

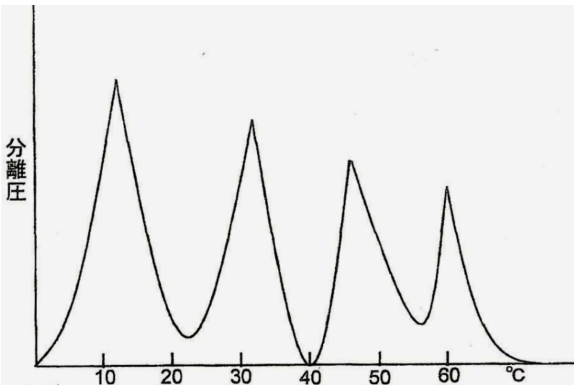



**図１　２枚のガラスに生じる分離圧の温度変化**

分離圧が極大値を示す温度は、生物の生存に取って好ましくないため、生物は、進化の過程で選択的に、連続した遷移温度の中点で生きるようになった、すなわち、哺乳類は、30℃と 45℃の中点付近で生存している。その他の生物も同様である。

上図からわかるように、地球の気温上昇の影響は、哺乳類以下の昆虫、魚等の水中生物で大きく影響する[4)]。

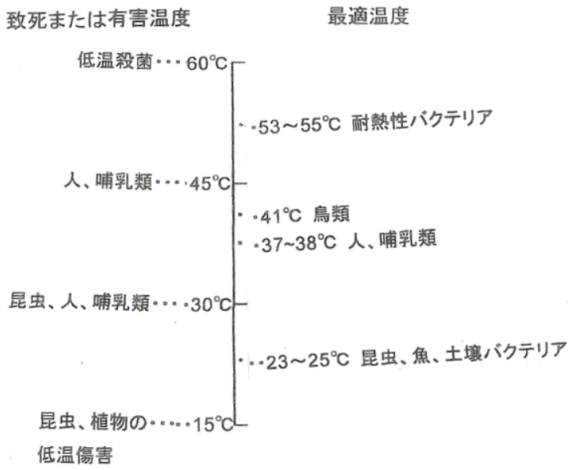



**図２生物と温度の関係**

### ３．影響の資料検索は以下

関連する項目の検索を行なう・

① 水の利用による環境問題
② 水態水文学水循環機構
③ 水の利用論文
④ 淡水生態系の特長
⑤ 淡水生態系の保全に関する資料
⑥ 水の多様性の喪失水問題
⑦ 生態水文学は水
⑧ 自然ら水循環への転換

### ４．グローバル視野での私の史観

最後に、今後の気温上昇は、地球生態系の様相そのものを、多分変えることになるでしょう。人類が生誕した 500 万年の歴史を見ても、地球の歴史では氷河期が 26 回、長い期間では、何十年、何百年もあるかもしれません。平均気温が 6℃も下の生活で、多くのサピエンスを亡くしたに違いありません。これが逆に、６℃も上昇しておればもっとよい十年も生きてきたのだということに自信を持ってください。そして太陽光も有効利用して、生き続けていく方策は、古代の方々の歴史の中に、一杯ある筈である。

一方、高温化を、技術で減温することは、何故止めるべきかを述べておきます。地球で利用できるエネルギー源は限定されていて、エネルギー源ゼロで、資源ゼロでは再生可能エネルギーにも利用できないことも起こりうるからです。

一方、人類史上で今我々が、体験し始めている定常温よりも 5～１０℃高温に暴露され続けた歴史は見る限り、ないようですね。

この面でも、現在米国でも、日本でも核融合装置の展望が出ていますが、膨大なリスクは、宇宙に関係するもので、ノー表示をしておきます。米国でもノー表示であります。

### ５．まとめ

低エントロピー（低エネルギー）社会は、日本では江戸時代２５０年間も立派に自給自足、産地直送で２５０年間も進行した歴史を有している。人口も当初から５００万人以上が増加し、米以外の生産品の割合が増え、江戸時代末期他の先進国に負けない状態に近いことも明白になっている。

さらに、先進国においてすら、国民の大多数が読み書きそろばんができたことでなかったことから、この２５０年間はとても大きかったと言えるものである。

### 引用文献

(1) サピエンス全史下、今、サピエンスに誇れるようなものは、なにもない。P. 264.
(2) サピエンス全史下、サピエンスは、あらゆる生物の内で、最も多くの動植物種を絶滅へと追い込んだ可能性がある。P. 270.
(3) 水の物理学、後藤隆雄、田中喜之、生物の分離圧とその温度の関係、P. 123
(4) 海生物シンポジウム　２０１８海生研ⅱ―３海生研における海洋酸性化研究、林正裕.
(5) 渡辺健吾、森下和弘、名黒功、一條秀憲細胞は目に見えないフォースを内部から感じる
JP18H039955 科研費　登録

# 人間の定住地に置く原発に対する都市計画規制の問題

## その内容と運用について

乾　康代、INUI Yasuyo、（東京支部・JJS 編集委員長）

### １．はじめに

東海第二原発は、市街地に囲まれている上、東京までわずか 100km である（図１）。日本でもっとも問題の大きい原発である。このほかにも、市街地に囲まれる原発に浜岡原発、大都市に近い原発に高浜、大飯、玄海原発などがある。

原発を人間の定住地に置くには厳格な立地ルールと周辺開発規制の順守が絶対に必要だが、日本の原発の立地状況を見ると、ルールは適切に運用されていないことは容易に推察され、周辺開発規制はまったくされていないことは明らかである。



**図 1. 東海第二原発と東海原発（2024 年 6 月）**

本稿は次の２課題を設定した。①立地規制はどんな内容で、どのように運用されてきたのか、②日本初の原発設置例で、その後の原発立地のいわば指針ともなった東海村の原子力開発に際して、どのような都市計画的規制が構想され、それはなぜ失敗したのか。以下、検討する。

### ２．原子炉立地審査指針

原子炉の立地審査には、原子炉立地審査指針（指針，1964 年制定）が適用される。指針には、①原子炉からある距離の範囲は非居住区域であること、②非居住区域の外側のある距離の範囲内は低密度人口地帯であること、③原子炉敷地は、人口密集地帯からある程度だけ離れていること、の３指針が規定された（表１）。

**表 1. 原子炉立地審査指針**

| | |
|---|---|
| 指針 (1) | 原子炉からある距離の範囲は非居住区域であること |
| | 重大事故の場合，周辺の個人に対する線量が適当な基準線量を超える恐れのある範囲 |
| 指針 (2) | 非居住区域の外側のある距離の範囲内は低密度人口地帯であること |
| | 仮想事故の場合，何らの措置も講じなければ，公衆に著しい放射線災害を与える恐れのある範囲 |
| 指針 (3) | 原子炉敷地は，人口密集地帯からある距離だけ離れていること |
| | その範囲は，仮想事故の場合，全身被曝量の積算値が国民遺伝線量に対して十分に小さい範囲内 |

指針は、アメリカの立地基準（基準）をもとにして作成された。武谷は、アメリカの基準にもとづいて日本の原発立地の適合性を評価し、図 2 を提示した[1)]。すなわち、アメリカの排除地域（日本の指針①が該当）、低密度地帯（指針②が該当）の大きさを算出し、日本の原発敷地をこれに照らし合わせたのである。

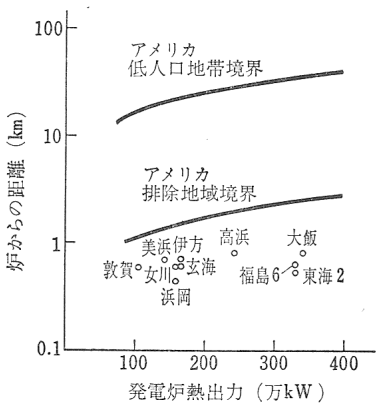



**図 2. アメリカの発電炉の排除地域境界と低人口地帯境界**

原子炉の出力が大きくなるほど、排除地域の境界は原子炉から離さなければならないが，日本のいずれの原発敷地もそのような関係になっていない。くわえていずれの原発敷地もアメリカの排除地域境界より著しく短い。

東海第二原発の場合，図によれば原子炉から敷地境界まで 2km 程度以上はとらなければならないが、実際は敷地境界を走る国道 235 号線まで 400m しかない。その先は市街地が広がっている（図１）。

原子炉から敷地境界までの距離を短くできる理由はこう説明される。そもそも原子炉の安全性が著しく向上しているので、その評価でもって敷地の狭さに代えることができる[2)]。指針は当初から正しく運用されていないのである。

### ３．グリーンベルト策

原子炉設置後の周辺開発規制策としてグリーンベルトがあった。グリーンベルトとは，都市の周りを取り囲む山林や農地などに開発規制をかけ，都市の膨張を防ぐ都市計画制度である。

東海原発の設置に際して，原子力委員会原子力施設地帯整備部会が，このグリーンベルトを援用して答申にまとめた（1964 年，表２）。原子炉を囲んでグリーンベルトを設置、周辺から開発が原子炉に近づかないようにという狙いだった。その隣接地区と近傍地区で，前者は公園・緑地の拡大、農業地区としての発達促進、防砂林の保存を、後者では緑地転用抑制・拡大が目指された。

**表 2. 原子力委員会部会のグリーンベルト策**

| 地区 | 範囲 | 内容 |
|---|---|---|
| 原子力施設隣接地区 | おおむね２km未満 | 人口の増加が生じない地区 |
| 近傍地区 | おおむね２km以上６km未満 | 規模の大きい人口集中地区が存在しない地区 |
| その他の周辺地区 | おおむね６km以上 | 人口の増加が正常に行われる |

この２つの地区を東海村の地図に重ねるとどうなるか。なんと東海村全域が２つの地区内に入ってしまった（図３）。グリーンベルト策を適用すれば、東海村は実質的に人口を拡大する開発は許可されない政策だったのである。

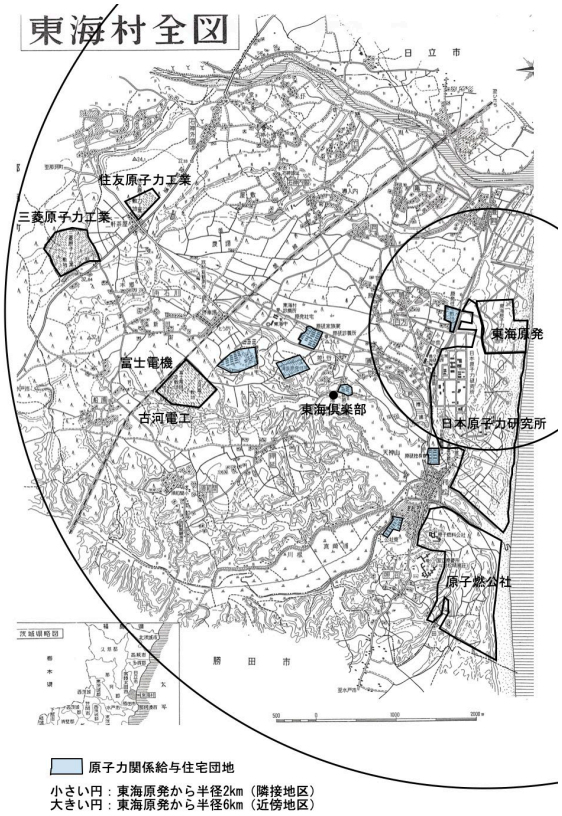



**図 3. 東海村全域を覆ったグリーンベルト**

茨城県は、東海村の原子力開発を契機にして、地域を工業都市にすることを狙っていたから、グリーンベルト策を拒否、２地区を指定しなかった。ただ、原発周辺に 14 ヶ所の緑地・公園を指定したが、ベルトと言えるようなものではなく都市計画指定もしなかった。その結果 1970 年代以降の圧倒的な開発圧力を受けて，それらは住宅団地や工業団地，核施設などへと姿を変えていった。

こうして、東海村に原子炉周辺の開発規制はつくられず、規制しないという方針は、原発誘致を契機に開発したい全国の立地地域へ広がった。

### 引用文献

１）武谷三男編『原子力発電』、岩波新書、1976（８刷，1980）

２）板倉哲郎，橋本達也「動力炉の立地条件」『保健物理』2，pp.108-115，1967

# 原発事故後増え続ける甲状腺がんと隠され続ける被ばく問題

大倉　弘之、OKURA Hiroyuki（京都支部・原子力問題研究委員会）

## １．はじめに

原発事故後の福島県の小児甲状腺がんの異常増加の原因が原発事故であることは最早明らかだが、国や福島県は原因究明を避け続けている。それは、東電や国の責任を免罪するだけでなく、事故直後からの被ばくの影響を隠す情報発信や情報隠しにより住民に不要な被ばくを強い、さらには避難者に汚染地域へ帰還するよう追い詰めている。この背景には米国の被ばく隠蔽の歴史がある。

## ２．福島県小児甲状腺検査とがん統計の比較

原発事故直後の 2011 年 4 月 1 日現在 18 歳以下であった福島県民を対象に甲状腺検査が 2〜3 年間隔で行われてきて、現在 6 巡目の検査が行われている。

表 1 は福島県県民健康調査検討委員会 [1]が公表した結果である。この検査を 21 歳以上で受診した次からは、25 歳時から 5 年毎に行われる「節目検査」に移行する。2 巡目から事故時の胎児（-1 歳児）が対象者に加わり、その後は「節目検査」移行により対象者が減っていく。

検査はエコー装置によりまず精密検査の必要性（B 判定）が判断され、そこから細胞診対象者が選ばれ、その結果により「悪性または悪性疑い」というがん診断（「悪性」と略記）が下され、必要に応じて手術が行われる。この全ての過程で、病変の大きさだけでなく、形、明暗など画像の特徴から慎重な判断が下され、過去に大人の甲状腺がんで見られた「過剰診断」を最大限避けるガイドラインに従っている。福島県の甲状腺の検査と治療の責任者として多くの症例に関わってきた県立医大の鈴木眞一氏による学会専門誌への報告 [2]では明確に過剰診断を否定している。

この「過剰診断」ということは、実はチェルノブイリ事故後にも一部の研究者が唱えていたが、事故から 5〜16 年後にかけて主に事故後に生まれた子供たち約 4 万 7 千人に対して行われたエコー検査によるスクリーニングで甲状腺がんは発見されなかった。このことは多発の原因が原発事故であることを改めて決定づけたと同時に、エコー検査によるスクリーニングで過剰診断は起きないことの証拠にもなっている

**表 1. 福島県小児甲状腺検査結果**

| | 1 巡目 | 2 巡目 | 3 巡目 | 4 巡目 | 5 巡目 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象者 | 367,637 | 381,237 | 336,667 | 294,228 | 252,938 |
| 受診者 | 300,472 | 270,552 | 217,922 | 183,410 | 113,950 |
| 受診率 | 81.7% | 71.0% | 64.7% | 62.3% | 45.1% |
| B 判定 | 2,294 | 2,230 | 1,502 | 1,394 | 1,346 |
| B 受診 | 2,130 | 1,877 | 1,104 | 1,036 | 1,092 |
| 診断確定 | 2,091 | 1,834 | 1,068 | 1,016 | 1,058 |
| 細胞診 | 547 | 207 | 79 | 91 | 90 |
| 「悪性」 | 116 | 71 | 31 | 39 | 45 |
| 手術済 | 102 | 56 | 29 | 34 | 36 |
| 有病率 | 38.61 | 26.24 | 14.23 | 21.26 | 39.49 |

注) 2024.5.10 検討委公表（2023.12.31 現在）

次に、国立がん研究センターの甲状腺がんの事故前 5 年間（2006〜2010 年）の年齢別発生率データを平均して、福島県の甲状腺検査前対象者約 38 万人と同じ年齢構成の仮想集団に適用し、事故後年数に応じた甲状腺がんの累積数を求め、表 1 の結果と比較する。ここで、表 1 には「節目検査」結果が含まれないことに対応して、比較仮想集団においては 30 歳未満での発生に制限して累積する。これは、臨床結果に基づくがん統計との比較において、スクリーニングによる早期発見効果を 5 年以上見込んでいることになる。　比較結

果を図 1 に示す。ここで、太い折れ線が表 1 の「悪性」数の累積結果であり、下方の細い折れ線が仮想集団の 30 際未満での累積数である。この集団では事故後 30 年目で全員 29 歳以上になり翌年からは累積対象者がいなくなり累積数は最大値に達する。図に示した信頼区間はポアソン分布の区間推定の結果であり、福島の 5 巡目時点での（受診率が下がり続ける中での）「悪性」累積数 301 に対する 99.99%の信頼区間の下端 238.16 が将来の最大累積数約 128 の約 2 倍という極めて異常な増加であることを統計的にも非常に強い結果として明らかになった。これは、岡山大の津田敏秀氏の因果推論 3)を補強する結果である。

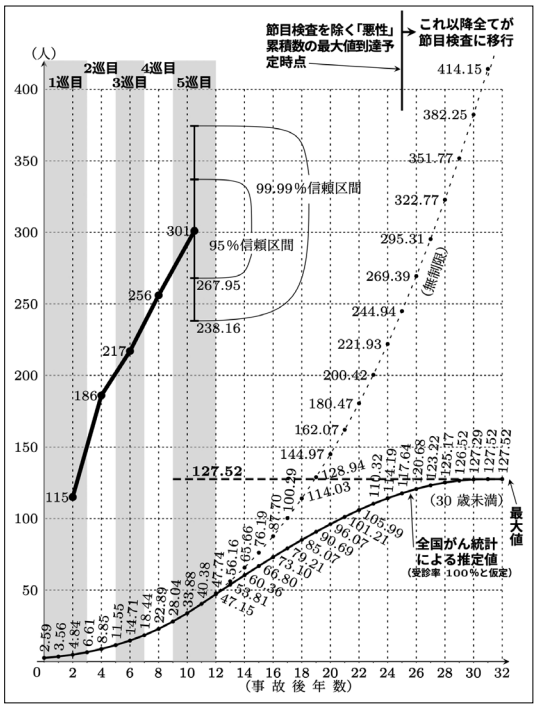



**図 1. 福島の節目検査を除く甲状腺検査結果と全国がん統計に基く推定値との比較**

## ３．節目検査について

節目検査の結果を表 2 に示す。いずれの節目検査も受診率が低い中で、表 1 と比べて受診者中での B 判定率と「悪性」の有病率が非常に高いことが懸念される。特に、事故後 2〜3 年間隔で行われた検査に比べて、検査間隔が大きいためより進行したがんが発見される可能性もあり、5 年間隔の節目検査という検査のあり方自体の見直しを検討すべきと考える。いずれ全ての対象者が節目検査に移行することになるが、健康手帳公布のような 全国どこでも随時受診できる医療体制の補償が不可欠である。

**表 2. 福島県小児甲状腺節目検査結果**

| | 25 歳 | 30 歳 | | | 25 歳 | 30 歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者 | 129,006 | 22,625 | | 診断確定 | 535 | 96 |
| 受診者 | 11,867 | 1,571 | | 細胞診 | 49 | 13 |
| 受診率 | 9.2% | 6.9% | | 「悪性」 | 23 | 5 |
| B 判定 | 647 | 134 | | 手術済 | 17 | 3 |
| B 受診 | 545 | 107 | | 有病率 | 193.81 | 318.27 |

注) 2024.5.10 検討委公表（2023.12.31 現在）

## ４．被ばく隠蔽の歴史

参考文献を挙げるにとどめる。そこでは、国と福島県の汚染対応への消極的姿勢や自治体間の大きな落差などの問題 4)、それらの背景に原爆投下前から始まっていた米国の被ばく隠蔽の姿勢が今も強く影響している 5)~8)ことが読み取れるであろう。

**参考文献**


1) 福島県「県民健康調査」検討委員会Webサイト：https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html

2) 鈴木眞一 “検診発見での甲状腺癌の取り扱い 手術の適応"『日本内分泌・甲状腺外科学会雑誌』**35** (2) 70-76 (2018).

3) T.Tsuda, A.Tokinobu, E.Yamamoto & E.Suzuki: Thyroid Cancer Detection by Ultrasound Among Residents Ages 18 Years and Younger in Fukushima, Japan 2011 to 2014, Epidemiology **27**(3) 316-322 (2016)

4) 鴫原敦子 “「フクシマ」以後の日本と世界－市民科学の役割と連帯への課題”『日本の科学者』**59**(5), 11-17 (2024)

5) 高橋博子 “マンハッタン計画を引き継ぐ放射線被ばく研究”『チェルノブイリ並み被ばくで多発する福島甲状腺がん－線量過小評価で墓穴をほったUNSCEAR報告』（福島原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会編 68-78, 耕文社, 2023）

6) 日本科学者会議編『国際原子力ムラ その形成の歴史と実態』（合同出版, 2014）

7) 高橋博子 “新訂増補版 封印されたヒロシマ・ナガサキ－米核実験と民間防衛計画”（凱風社, 2012）

8) 木村朗・高橋博子 “核の戦後史”（創元社, 2016）


以上

# 職場における発言の自由の意義

## 人権がなければ技術は危うい

花島 進（JSA 茨城支部原研分会、動燃から続く不当差別是正訴訟を支援する会事務局長、
那珂市議会議員）

### １．はじめに

初期には、未来の新しいエネルギーになると期待された原子力が、社会に大きな被害を与える福島事故を起こし、それでも本質的な再検討なしにリスクが大きい既存の原発再稼働や、新型炉の建設が行われようとしています。 原子力発電は大量の放射能と大きなエネルギーを内蔵しているため、他の技術分野とは異なる水準の大きな事故の可能性があります。 しかし、現在の日本の社会、そして原子力関連機関の原子力に対する姿勢は、その大きなリスクに見合ったものはなっていません。 この過ちに至った大きな要因の一つとして、職場における発言の自由の抑圧問題を考察します。

### ２．東海第 2 原発防潮堤部での施工不良問題

茨城県東海村の東海第 2 発電所(東海第 2 原発)は、現在新規制基準に適合させるための工事が行われています。 その中で、防潮堤の取水口部の基礎に施工不良があることが明らかになりました。2024 年 8 月現在、日本原電は対応方針を規制委員会に報告し、承認を得ようとしていますが、規制委員会の専門部会は容易に承認してはいません。

取水口部の基礎は水の通り道を開けるように南北に一本ずつつくられます。この基礎は、連続壁工法と呼ばれている工法が使われています そこでは、土地を掘削し、型枠や土止めを使わずにその中に鉄筋コンクリート構造を作るものですが、土壁の圧力で掘りこんだ空間に土砂などが崩れこまないように、比重を制御した液体(安定液と呼ばれている）を入れて掘りこんだ形を維持し、その中に鉄筋を組み込み、さらに安定液を押し出しつつコンクリートを充填して鉄筋コンクリート構造を作り上げるものです。 それぞれ水平面では 15.5 メートル四方、高さは 48,2ｍと 54.2ｍのものですが、大きな構造のため、水平方向だけでも 8 分割、垂直方向にもいくつかに分割して鉄筋の組み込みを行うものです。 実際には、この連続壁工法で、壁厚約 2m の鉄筋コンクリート構造の枠を作り、その後枠の中に中実部を鉄筋コンクリートで作る設計でした。 しかし、連続壁工法の部分で、施工不良が問題となり、中実部の施工に進めてはいません。

この施工で、①鉄筋が設計通りに配置されず、必要な深さまで入っていない所や、歪んでしまっているところが在る、②コンクリートがきちんと充填されていないなどが生じました。 これは、深い部分の構造を施工している時、すでにわかっていたことなのに、その時点で見直しされず、所定の高さのところまで施工してしまいました。2023 年 4 月には、現場で施工不良が明らかになっていたようです。 しかし、問題は公表されていませんでした。

その中、工事にかかわったある方が、ずさんな工事を問題と考え日本原電などに訴えたそうです。しかし訴えに対して日本原電には真摯に対応をする様子が見えなかったため、東海村の共産党議員に事情を訴えることになりました。 これがきっかけで、施工不良が世間に明らかになったものです。 日本原電は、共産党や地方議会からの質問に対して、「大きな問題ではない」などとしていましたし、原子力規制庁も当初は「できあがったもので判断する」などと言っていましたが、無視できなくなり、前述の状況に至っています。

施工不良は、多くの工事関係者にわかっていたにも関わらず、世に訴えたのは一人の方だけでした。 この方が、発言しなければ、この施工不良

が、まっとうに対応されたかどうか疑われます。訴えた方は、それによって不利益を受けることを心配することになるのが現在の原子力をめぐる状況です。

### 3. 動燃で行われた批判抑圧と処遇是正訴訟

旧動力炉核燃料開発事業団では、安全問題や仕事の進め方について当局に批判的な意見を言った者、あるいはそういう方々を支持した方々が差別されました。 能力に見合った仕事を与えず、長年雑務につける、人事異動によって分断を図る、仕事の成果を認めないなどが行われ、果ては結婚式の妨害までが行われました。 昇格抑制によって大きな賃金差別も行われました。 批判的な意見が露骨に抑圧されました。 そして、動燃では、事故隠し、被ばく事故、予算の不正使用など事故や不祥事が多発しました。 事業でも、高速増殖原型炉「もんじゅ」は失敗し、高レベル廃棄物のガラス固化処理施設は、完成したと言われていたにもかかわらず、何度も手直ししても実用に耐えていません。 批判抑圧は、人権侵害と共に職場の能力向上や事業の遂行に有害だったことを示唆しています。 動燃の差別は、組織的な差別を示す有力な証拠が現れ、現在元職員 6 人が裁判に提訴しています。 2024 年 3 月の水戸地方裁判所判決では、違法な差別があったことを認めました。今後、裁判は東京高等裁判所に移ります。

### 4. 草創期の日本学術会議と平和利用 3 原則

批判の抑圧は、目先の仕事を進める役には立っても、きちんとした事業を進めることには有害です。 我が国の戦後の原子力草創期、日本科学者会議では、原子力開発を行うべきかどうかも含めた議論がなされました。 そして、1954 年 4 月の声明、および動燃 10 月の総会決議によって、原子力開発を行うための条件が示されました。平和利用に限ることや、公開原則と共に従事する者の基本的人権が謳われました。正しい指摘でした。それらは、一部原子力基本法に平和利用三原則として記されました。

### ５．方向付けが間違った精神主義と論理的思考の排除

学術会議の議論にもかかわらず、現実の原子力開発では、批判の抑圧が普通に行われました。国の原子力開発機関だけでなく、学問の世界でも批判的な者が重用されず、他方で批判を差し控える人や、国の政策に迎合する人たちが重用される傾向が続いたと見えます。 その結果、原子力に係る集団全体に、本来原子力に必要な稀な事柄に対する警戒心・想像力などは育たず、一部では事実に基づく論理的思考をめぐらすことが出来なくなりました。

そこには、「心を一つにして進める」の精神が陥りやすい、事実と論理をないがしろにして目先の成果を求める精神構造と結びつく傾向が作用したと思われます。

原子力が、難しい技術でなければそのような精神でも問題は少なかったかもしれません。 しかし、動燃では多くの事業は失敗し、事故、不祥事が多発しました。 商業ベースの原発も福島事故が起きました。

### ６ まとめ

福島事故を契機に、多くの市民は原子力の安全体制が、全く非力だったことに気づきました。しかし、原子力関係者の多くは、「福島事故の教訓は、津波を見落としたことと全電源喪失を見落としたこと」などと言い、本質を外した考えでいます。 ですから原子力発電に「だめ」の判定をし、反対することは、歴史的に自然な帰結です。しかし、原子力をやめるにしても進めるにしても、現実に係る人たちが自由に批判的な意見を言えることが必要です。 それ無くして、適切な批判も弁護もできません。

これは核エネルギー分野に限定ではありません。科学・技術の基本哲学として、批判精神や発言の自由が抑圧されてはならないという考えを社会に確立していくことが必要です。

# アルビン・ワインバーグ（元オークリッジ国立研究所長）の指摘する軽水炉の構造上欠陥の意味するもの

舘野　淳、TATENO Jun（東京支部）・

## １．はじめに

コロンビア大学の亡命イタリア人科学者エンリコ・フェルミは臨界理論を研究し，原子炉の設計を進めていたが，マンハッタン計画の中で同じく原子炉を構想していたユージン・ウイグナーのグループと協力して，シカゴ大学冶金研究所において，原子炉設計計画を進めることとなった．こうして完成し 1942 年 11 月臨界に達した世界初の原子炉がシカゴ・パイル１号である．当時ウイグナー・グループの新人研究者であったアルビン・ワインバーグ（素粒子論物理学者のスティーブン・ワインバーグとは別人）は、マンハッタン計画及びその後の AEC が統括するオークリッジ国立研究所において、様々な原子炉の設計建設にかかわることとなる．その中には，長崎に投下された原爆のプルトニウムを生産した，ハンフォード・サイトにおけるプルトニウム生産炉も含まれる．
ワインバーグはのちにオークリッジ国立研究所長（研究部門の責任者）となるが，1970 年「原子力はファウストの取引である」「軽水炉は安全でなくほかのタイプの原子炉に変えるべきである」などと主張してオークリッジを解任される [1].

## 2. ワインバーグの主張

マンハッタン計画の初期から，シカゴ・パイル１号をはじめとして，多くの原子炉の設計に携わってきたワインバーグは，原子力の利用に反対しているのではない．彼は現在の原子力発電体系について①超長寿命のアクチニドを含む高レベル廃棄物を出す原子力は「ファウスト（と悪魔の）の取引」（高価な代償を支払って利益を得る取引，Faustian Bargain）だ．また②軽水炉（PWR と BWR）は，安全性に問題があったにも拘わらず、十分な合理的検討を経ないで，いわば誤って発電用原子炉として採用されたのであり，より安全な溶融塩炉のような原子炉が採用されるべきであると主張する．筆者はこのようなワインバーグの発言は開発当事者としての内部告発的側面も含めて極めて重いものがあると考える．

## ３．ワインバーグの指摘する構造的欠陥

彼は軽水炉の本質的な欠陥を次のように述べている．「軽水炉は非常にコンパクトであり，したがってその熱慣性が小さいためシステムの摂動は温度と圧力の変化に直ちに反映される．１００万ｋＷの PWR で冷却が中断されると，水の温度はスクラム（制御棒が挿入され核反応が止まる）後でも，１分間に３０℃の速度で上昇する．温度上昇によって，１次系圧力も急激に上昇する．したがって PWR の設計基準は，冷却材喪失事故での重大な損傷を受ける前に，利用できる短い時間内に炉心が何らかの方法で冷却されることである [2].」

2006 年に死亡し、福島事故を知らないワインバーグだが、これはまさに地震・津波で全電源を喪失し（ステイション・ブラックアウト），冷却機能を失って炉心溶融を起こした福島第一原発ののような事態の発生の可能性を，26 年前に予言したといえる．軽水炉の本質的欠陥を鋭く指摘した言葉といえよう．

こうした欠陥にもかかわらず，大型化による経済性を追い求めた軽水炉は海軍が採用しているという信用度もあって，熱に浮かされたように米国での建設が進んだ．（日本はその後追いをした．）

## ４．トリウム溶融塩炉

ワインバーグは発電用原子炉として，自身が開発にかかわった（実験炉：MSRE-1）トリウム溶融塩炉を推奨している．以下簡単に紹介する．[3)]

天然のトリウム（Th-232）は中性子を一個吸収して U-233 となるが，これが核分裂を起こす．トリウムを含むフッ化物溶融塩（例えば $ThF_4$:1%，$ZrF_4$:5%．LiF:70%,$BeF_2$:23%）を燃料として,黒鉛減速材の間を通して循環させる．すなわち液体の燃料を循環させる（均質炉といわれる）原子炉である．「液体の燃料」というアイデアには戸惑うが，推進論者は、溶融塩炉は①トリウムを使うと、プルトニウムや超ウラン元素のような超長寿命の放射性廃棄物を生じない，②溶融塩の一部を散りだして運転しながら精製できる，③共存する U-232 の強いγ線のため固体では扱いにくいトリウムだが，液体にすることによって利用が容易になる，④燃料が液体のため，冷却材だけがなくなる炉心溶融事故は起こらないなどのメリットがあるとしている．

## ５．日本の自然環境と原発

周知のように我が国の自然環境は二重の意味で原子力発電をエネルギー源として利用するうえで大きな困難を抱えている．

一つは地震多発国である点である．串間事故でも明らかになったように，今後も原発の重大事故は地震・津波・洪水などの自然災害との複合災害として発生する可能性が大きい．複合災害の場合，避難経路の議論一つとってみても、住民の安全を守れことが困難になる．

第二に，上記地震とも関連するが，わが国には安定した古い地層が少なく、これは放射性廃棄物の地層処分を採用している我が国の核燃料ダウンストリーム政策が科学的にも極めて困難に直面していることを示している．

このような我が国の自然環境を考えるとき、現在政府が進めている新エネルギー政策（グリーン・トランスフォーメイション）の軽水炉原発の新増設は言うに及ばず，現存原発の再稼働も国民に大きなリスクを押し付けるものであるといえる．

ワインバーグの推奨する溶融塩炉は上記二つの点からいって，軽水炉に比較すれば，リスクは小さい．しかし現実的にみるならば，現在わが国では、一部の研究者などを除いては，溶融塩炉推進の動きはなく．メーカーなどもそのような思い切った新型の原子炉を開発しようという動きは見られない．

## ６．炉工学的安全性を踏まえた議論を

ここにワインバーグの論説を紹介したのは，彼が原子炉の開お初者として軽水炉の本質的・機能的欠陥を指摘したからである。機能的欠陥とは炉工学的安全性と言い換えることができる。

これまでわが国では原子炉の安全性を論議する際、活断層の有無など地震問題，放射線被ばく問題などが論じられてきた．しかし問題は「多重に防護されているから安全」などと宣伝して建設を進めてきた軽水炉原発の基本的欠陥，すなわち炉工学的安全性問題にある．この点を突かないから「新規制基準による適合性審査で安全性が確保された」などとして復活を許すことになる．規制委員会はまさに炉工学的安全性を審査しているのだが，本質的な改善を命じるのではなく，補助的な冷却装置などをとりつけて「お茶を濁している」のである．[3)]

福島原発の溶融炉審が取り出される前に，第二、第三の福島事故が起きないも限らない．

## 引用文献


1) Weinberg, A. M.: The First Nuclear Era (AIP Press, New York, 1994) p.200.

2) Weinberg. A. M. : The Second Nuclear Era (Praeger Scientific, Connecticut, 1985) p.5.

3) 古川和男：『原発安全革命』（文春新書、2011年)、p.132

3) 舘野淳，山本雅彦，中西正之『原発再稼働適合性審査を批判する一炉工学的安全性を中心として』(本の泉社，2019 年)

# 3.11 からはじまるママたちの不安と向き合って

近藤真理子、KONDO　mariko、（太成学院大学・京都支部）

## １．はじめに

筆者は、現在教員養成、保育士養成の大学で教員として主に保育内容、教育内容について実習演習を行っているが、次世代を担う子どもたちに何を伝えていく必要があるのか、持続可能な社会につながる保育内容の実践を検討している。その基盤には、自身の子育て仲間との取り組みがある。

## ２．孤立化する子育てサークルと発展

2000 年ミレニアムプランと鳴り物入りではじめられた子育て支援施策の一つに「子育ひろば」の開設があった。自治体が中心になって、地域に保育士資格を持つものや、子育てに一段落した人たちが、NPO 法人を取得をし、子育てひろばの運営を担って行く。生まれたときから、近所に同じ世代の乳幼児が集う場ができて、そこ親子が集まる。子どもの友達作りのために、日参をする母親たちが多いが、そこでの情報交換の中で、様々な活動ができていく。

①孤独な自主保育

その一つが、自主保育であった。私も関わっていたのだが、子育てはできるだけ無農薬、無添加、自然の中での子育てをと、ひろばをでて、お弁当をもって遊具のない公園に集まり、共同を保育をする。お弁当はまげわっぱ、おやつはくだもの、冷凍食品はなしは比較的共通しているが、肉は身体への負荷がかかる、とかアレルギー反応が出る可能性があるから初めから、卵や乳製品は与えない、市販のミートボールやシュウマイにはつなぎに乳製品が使われているから買わない。お弁当のおかずを入れる時にはゴミの量を減らすためにアルミカップではなく、シリコンのリユースができるカップ、シリコンは発がん性物質があるかもしれないから、味が混じってもいいから、使わない人もいる。いや味が混じると、それぞれの味がわからなくなるから、小分けのタッパーに入れる。塩ビのタッパーは発がん性はあるかもしれない、ラップも無添加じゃないと、でもおにぎりを包むにははがれやすいよね、と一つ一つに疑いのまなざしを持ちながら、食品や食品にまつわる用具をママたちは丁寧に整えている。

その中でおのずと出てくる話は環境ホルモンや原発の問題、しかし、ママたちが正しく知識を知っているわけでなく、不安な育児をしている。「原発大丈夫？」なんて、いわゆる「普通」のママとのランチ会できけるはずもない。ネットの情報もどれが正解なのかわからない。食事の不安の中、サークルや子育てひろばができても　不安は大きく、孤独であった。

②あーすでぃ～地球を思う日

チェルノブイリ原発の 4 月 23 日に、反原発のグループが、集会やおはなし会を開いていたのだかが、それが各地で「アースディ」というイベントとして、反原発のイベントとして変化をしてきた。

筆者たちも 2003 年「あーすでぃ～地球を思う日」と銘打ち、公園の一角を借り切ってのイベントを実施した。講演会や飲食ブース、体験ブース、こどものあそび広場などを企画した。脱原発を意識し、飲食の出展者には、デポジット制のリユースの食器や、マイカップ、マイボトル奨励をした。牛肉は飼料にエネルギーを使うということでビーガン食を奨励した。

ファッションとしてのビーガン、ベジタリアンヒッピーもいる。自然食レストランの売り上げ、ＰＲとしての参加者に、反原発、脱原発という思いがあるのか、というと定かではなかった。原発に起因するブースやイベントの内容もあったが、安心した育児、お産、無農薬、無添加と、それぞれの関心は当然のことながら異なり、受けとめる側や参加の仕方も多様で、ファッションとしてのイベントのような部分もあり、メッセージ性が散

漫な部分もあった。このイベントはおよそ 10 年継続された。

リユースやマイカップの取り組みは、商品生産にかかるエネルギー削減につながっていることを参加者は意識をしているものの、不安なことはそれぞれ違った。実際ママたちにとって食器をわざわざ持ってくることも、大変だと考える人もいた。デポジットを支払い、子どもがぐずって帰ってしまうことになったらもったいないし、使い捨ての方が便利という参加者も少なくなかった。

③　いのち守る私たち

あーすでぃの実施の中、秋には「いのちつむぐわたしたち」と銘打ってお寺の一角でイベント、講演会を行った。原発の話、いのちのはなし、お産の話など、命を守ることと反原発のつながりの認識は明確になっていく。

実際はあーすでぃの参加者と「いのち紡ぐわたしたち」の、スタッフや参加者は重複をしており、仲間との結束は強まっていく部分もあった。地元では私のまわりはみんな環境問題に関心がなくて、という仲間は増えていくが大きく、地元に帰ると仲間はいない、という状況であった。エネルギーを考えることはごくシンプルなことであるはずが、無農薬や無添加など暮らしていくにはお金も労力かかる。100 均でもタオルが買えるが、自然な状態でそだてられた無農薬の綿や糸を使って、ゆっくり丁寧に動力ではなくできるだけ人の手で作られたものとなると 10 倍かかる。育児世代には、よほどの覚悟か理解がなければ購入にならない。少しにおいがしても。安くで、キャラクターもののタオルは手に入る、保育所で紛失してしまうかもしれないのならこちらの方がコストは低いし、保育所で浮かない。

3．ママたちと原発からまなぶこと

その後、東日本大震災が起こった。不安は募る。流れ続ける AC の広告に、いらだつ母親。実際障害のある子どもの保護者にとっていつものテレビが放映されないことは、子どもが落ち着かない原因になるし、朝の忙しい時間にアニメを見ておいて欲しいのである。

そういういら立ちの人とも汚染水や、地続きの国土の中で、どこの農作物は安全なのか、今安全に思えても、将来的に何か健康に影響が出るのか、と不安でいっぱいの人もいる。親が不安であれば、その影響は子どもの体調にも表れる。いてもたってもいられず、集会に子連れで行く保護者もいた。また東北まで出向きボランティアや、保養の受け入れをする人もいたが、周囲の目が厳しかった地域もあったという。

電気料金が上がってでもこのまま、原子力発電所は停めてほしいと言いつつ、その他、無添加無農薬、の生活となると生活費はかかる。外勤すれば、その分収入は増えても、丁寧に生活をするには。時間がたりない。

子供服の交換会やリサイクルを企画をしても、そのリサイクルが、エネルギーを使わないことにつながっていることに想像力を働かせられる人は一握りであった

保育所や地域に同じような思いを抱える人はいるのだろうが、それぞれの思いや方法があって、なかなか健康、環境、と声高に言えないことも少なくない。

署名や集会に行くほどではないけれど、正しい知識をきちんと知りたい。子どもにとっていいことで、取り入れられそうなことならやりたい、そんな保護者はたくさんいる。しかし手間になることや、ちょっとみんなと違うことはあまり前向きに取り入れたくない。あんまり深刻すぎる話にも妄信したくない。そんな人たちが大半で、その人たちがあと一歩参加がしやすく、理解ができる形の情報を得たいのである。実際にエコロジーの承認を購入しても不安定な天候の中、そこまでいろいろ気を使わなくてもと考えてしまう人もいる。

使い捨ての方が便利と、エコロジー以前の生活になってしまいがちば気持ちにゆとりがない育児の人たちが、ホッとできるような社会づくりが求められている。

# 福井県内の老朽原発をめぐる裁判の現状

笠原一浩、KASAHARA Kazuhiro（弁護士、日本科学者会議福井支部）

## １．はじめに－2014 年の歴史的な大飯原発運転差止判決

福井地方裁判所は 2014 年 5 月 21 日、大飯原発 3，4 号機の運転差止を認める歴史的判決を言い渡した(以下「樋口判決」)。判決が言い渡された瞬間、弁護団や原告団事務局のメンバーが「差し止め認める」「司法は生きていた」という垂れ幕を掲げた。要旨全文とも、原告団 HP http://adieunpp.com/download&lnk/download.html にアップされているので、改めてご一読されたい。特に、最初のページでは人格権が憲法上最も高い価値を有すること、最後のページでは原発事故こそ真の意味で国の富を失わせること等が、大変美しい日本語で書かれている。

裁判官の資質もさることながら、訴状を提出してから判決までの間に、福島から避難してこられた、あるいは若狭現地に住む原告の方々が口頭弁論で行った意見陳述の際、美しい福島の大地が原発事故により踏みにじられたことや、原発間近に暮らす不安などに、裁判官がじっくり耳を傾けたこと、あるいは、原告以外にさまざまな市民の意見を目にしたことも、直接間接に、今回の判決に影響したことであろう。そういう意味では、原告団の勝利であるのはもとより、市民社会全体の勝利だということができる。

## ２．美浜原発３号機の運転差止仮処分（大阪地裁→大阪高裁）

その後、2020 年 12 月 4 日、大阪地裁は大飯原発の 3・4 号機の設置変更を許可した原子力規制委員会の処分を無効だとする判決を言い渡した（以下「大阪地裁判決」)。

大阪地裁判決は、関西電力が基準地震動を策定する際に依拠した経験式（入倉・三宅式）そのものは不合理とはいえないとした。

一方、入倉・三宅式そのものが自然科学的に間違っていないとしても、社会においてこの式をどう活用するかは、また別の問題である。特に、【今後発生する地震の予測】においては、入倉・三宅式は、他の式に比べて低い数値が出る。

ここで、大阪地裁判決が重視したのが、ほかならぬ原子力規制委員会が定めた「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(以下「地震動ガイド」）である。地震動ガイドは、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであるから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」[1]と定めている。この定めは、樋口判決が指摘したこととも共通する。

大阪地裁判決は、地震動ガイドの規定にもかかわらず、関西電力が、実際に発生する地震モーメントが平均値より大きい方向に乖離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する等しなかったのに、国がそのことを検討することなく、上記審査ガイドに適合するとした審議・判断過程には、看過しがたい過誤・欠落があると判示した。

これは、経験式が平均値にすぎないことを踏まえて原告らが依拠した経験式とほぼ同様の結論を出すよう求めたものであり、科学の本質と謙虚に向き合ったものと評価できる。

[1] その後、地震動ガイドは改悪されてしまったが、言うまでもなく、それを正当化するだけの科学的根拠なく規制を緩める（あるいは、文言に反する運用を正当化する方向で規制を改悪する）ことは、それに基づく審査過程が不合理であることを示すものである。

この大阪地裁判決を受け、福井県を含む近畿地方の住民９名は、2021 年 6 月、上記判決を言い渡した大阪地方裁判所に、美浜原発３号機の運転差止の仮処分を申し立てた。

美浜原発の大きな特徴は２つある。一つは、運転 45 年（申立当時、現在は 47 年）を経過した老朽原発であること。もう一つは、同原発のすぐ近くに活断層である丹生・白木断層があること。上記仮処分においても、この二つの論点を大きな争点として主張した。

また、福井県嶺南地域の原発に共通する問題として、重大事故時の避難が他地域の原発とは比較にならない程困難であることが挙げられる。嶺南地域は、北を若狭湾、南を急峻な山脈にさえぎられており、平地はわずかである。したがって、基本的には東西方向に走っている数少ない道路等に頼るほかないが、その東西方向には他の原発群がある。

ところが、2022 年 12 月 20 日に大阪地裁が出した決定（以下「大阪地裁【決定】」）は、例えば活断層については、検討すべき活断層が敷地から 250m 程度の範囲内に限られるという不合理極まりない関電の主張をそのまま採用し、住民らの申立を却下した。

これに対して住民らは抗告した。現在、大阪高等裁判所での審理は終結し、決定が近々出る見込みである。

## ３　美浜原発３号機の運転差止仮処分（福井地裁→名古屋高裁金沢支部）

大阪地裁決定から間もなくして、とりわけ福井県の住民ら 10 名が、福井の地でこそ老朽原発の問題点を明らかにする必要があると考え、2023 年 1 月 13 日、福井地方裁判所に美浜原発運転差止の仮処分を申し立てた。

この仮処分の争点も、前述した大阪地裁の仮処分とほぼ共通し、原発の老朽化、近傍に活断層があること、避難の困難さが重要な問題点となっている。

審尋は五回開かれ、2024 年 3 月 29 日に決定が出た。しかしながら、いずれの論点についても関電の主張をほぼ引き写したものとなっており、とりわけ能登半島地震の教訓については全く触れられていない。住民側は抗告し、現在、名古屋高裁金沢支部で審理が行われている。

## ４　高浜原発１～４号機の運転差止仮処分（福井地裁→名古屋高裁金沢支部）

同仮処分は 2022 年 5 月に申立てられ、当初は中嶌哲演師ら２名の住民が自ら審尋を行っていた。10 月からは当職が代理人となり、美浜仮処分と同じ 2024 年 3 月 29 日決定が出た。

この仮処分の争点として、美浜原発と共通する点としては老朽化や避難の困難さが挙げられる。とりわけ前者の論点に関連して、高浜原発では減肉事故が何度も発生している。原子力規制庁の高須統括監視指導官すら、「原子力施設等における自己トラブル事象への対応に関する公開会合第 15 回議事録（令和 3 年 2 月 5 日、原子力規制委員会）」28ｐ－29p にかけて懸念を表明している。

しかしながら、同日の美浜仮処分決定と同様、関電の主張とほぼ引き写しの内容で住民の訴えを退けた。こちらも住民側は抗告し、名古屋高裁金沢支部で審理が行われている。

## ５　まとめ

以上見たとおり、樋口判決を皮切りとする、福島原発事故を二度と引き起こさないことを意識した、自然科学に立脚した司法判断は、原発裁判の大きな潮流である。当職も、樋口判決で弁護団事務局長を務めた弁護士として、これら３つの裁判をはじめとする原発裁判において、自然科学的知見に立脚した司法判断をより一層推し進めていく所存である。

# 福島原発事故による被ばく被害の真相

## 全ての被ばく者に健康手帳の交付を求める

山田耕作、YAMADA Kosaku（京都大学名誉教授・京都支部・原子力問題研究委員会）

### １．はじめに

福島原発事故による被ばく被害については事故から 13 年以上経た現在でも一切公式には認められていない。原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）等の国際機関や日本政府は被ばく線量が低く、被害があったとしても識別することは困難であるとしている。チェルノブイリでは小児甲状腺がんの発症は被ばくの結果として認められている。それはチェルノブイリ事故から 15 年を経て、15 歳以下の小児に甲状腺がんが発見されなかったからである。つまり寿命の短い放射性ヨウ素が減衰した以後に生まれた子供には甲状腺がんが見られなかったのである。福島でも同様のことが起きるはずである。なぜ国際的な核の推進勢力は福島原発事故では頑なに被ばく被害を認めないのか。

それは国際原子力機関（IAEA）を筆頭に国際的な核の推進勢力の方針転換による。IAEA はチェルノブイリ事故の 10 年後の 1996 年に会議を開き、今後の核の重大事故 に際しては住民を避難させるのでなく汚染地に留まらせる方針を確認した。それは ICRP2007 年勧告や Publication 146 に明記されている。その先頭に立って日本政府が行動しているのである。事故の被害の大きさから、避難を補償すると莫大なものになり、核の利用が困難になるからである。これは ICRP の掲げていた被ばく防護の体系から被ばく容認の体系への大転換である。この大転換は真実を偽り、科学を放棄せずには実行できないものである。

### ２．福島原発事故による被ばくが福島県の 350 人余の小児甲状腺がんの原因

加藤聡子氏は福島県を汚染度で４地域に分け、各地域の子どもの平均甲状腺被ばく線量（UNSCEAR2020/2021 報告にある）に比例して小児甲状腺がんの発生率（罹患率）が増加していることを発見した（図１）。被ばく線量に比例して増加することから被ばくが原因であることがわかる。チェルノブイリでは 35 万人の子どもの甲状腺被ばく線量が直接測定され、同様の比例関係が得られている。ところが比例係数である線量当たりの甲状腺がん発生率が福島の場合、チェルノブイリの 60 倍（２巡目）から 100 倍（１巡目）と異常に大きい。人間の線量当たりの発生率は共通であるから極めて不自然である。このことから UNSCEAR 報告による福島の甲状腺被ばく線量がおよそ 1/50～1/100 に過小評価されていることが明らかになった。

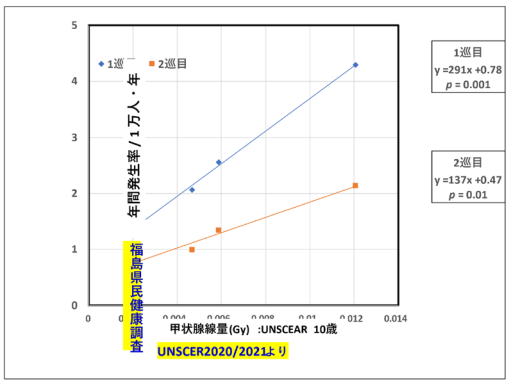



**図１　甲状腺がん罹患率は甲状腺被ばく線量に比例する**

実際、福島原発事故後 6 年間に、福島県で観察された症例数は事故なしでの予想症例数の 50～60 倍である。これはチェルノブイリ事故後にウクライナとベラルーシの高汚染地域（ゴメリ州など）で観察された 30～56 倍に匹敵し、福島原発事故による被ばくがチェルノブイリ並みであることを示している。他の悪性腫瘍では胃がん、胆管がん、前立腺がん等多くのがんの増加がある。

## ３．その他の健康破壊

明石昇二郎氏によって心筋梗塞による突然死の増加が指摘されている[2)]（図２）。避難することで突然死が減少している（破線）。避難は効果があることがわかる。

解剖病理学者のバンダジェフスキー博士の報告によれば同様に突然死した 43 歳の心臓の病理組織にはびまん性の心筋細胞溶解、筋線維間浮腫が見られ、心臓からはセシウム 137 が 45.4Bq/kg 検出されている。この心臓の損傷に活性酸素を介するペトカウ効果が重要と考えられる。（後述）

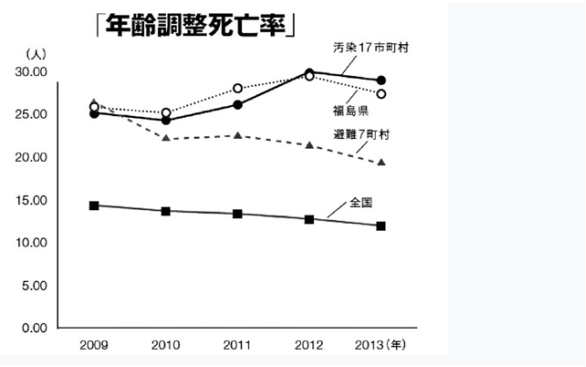



**図２　心筋梗塞による突然死者数（10 万人当たり）**

### 周産期死亡率が福島近県で 15.8%増加

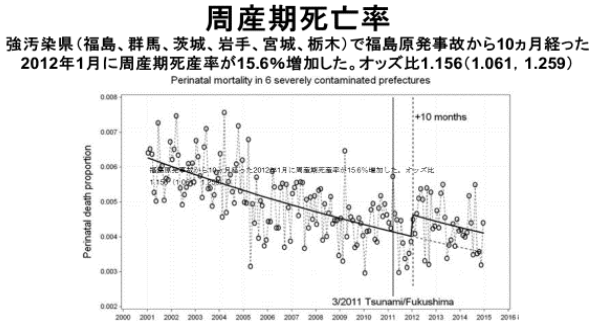



**図３　周産期死亡率の増加**

妊娠 22 週から生後 1 週間を周産期というが、原発事故後 10 ケ月から死亡率が増加した。福島近県６県で 15.8%、東京、千葉、埼玉３県で 6.8%増加した。これは親世代の生殖系の被ばくに起因しており、それが継続していることを示している[3)]。同様の地域分布で低体重児出産も増加しているので胎児も被ばくしたことがわかる。

### 乳児の複雑心奇形手術の増加　14.2%増

名古屋市立大学村瀬香氏達による複雑心奇形手術数の全国調査研究によると、2011 年に 14.2%急増している。同じ著者たちによって停留精巣の全国的な増加も報告されている。放射線被ばくが影響したと考えられる。小児甲状腺がんも福島県で事故後約 60 倍であったが全国ではほぼ倍増している。

## ３．放射性微粒子による内部被ばくの危険性

福島の被ばくで重要なのは放射性微粒子による内部被ばくである。内部被ばくには直接放射線が遺伝子を攻撃する以外に、水などの分子から放射線が活性酸素やフリーラディカルを発生し、それが細胞膜などを破壊する間接的な機構がある。近年、酸化ストレスとして多様な病気を引き起すことが知られてきた。ペトカウ効果と呼ばれる。

広島・長崎の「黒い雨」裁判は内部被ばくをめぐる論争である。79 年を経た今日、被爆２世・３世の問題ともなっている。被爆者の子や孫の世代にも多様な健康被害が見られ、医療保障のための健康手帳の交付を求めている。福島原発事故被ばく者と共通の症状も見られ、三田茂医師はそれを指摘し、２１世紀の「新ヒバク者」として福島事故被ばく者の健康の保障の必要性を提起している。政府発表でも広島原爆の 168 発分の死の灰が降ったのであり、その 1/4 が陸地に落ちたとしても広島原爆 42 発分の死の灰である。福島原発事故の被ばく者を中心として内部被ばくに対する医療保障を要求する運動を進めよう。


1) Kato T.,Yamada K. and Hongyo T. Area Dose-Response and Radiation Origin of Childhood Thyroid Cancer in Fukushima Based on Thyroid Dose in UNSCEAR 2020/2021 *Cancers* **2023**, *15*(18),4583; https://doi.org/10.3390/cancers15184583

2)明石昇二郎：「福島県で急増する『死の病』の正体を追う」『宝島』2014 年 10 月号。

3 ) Hagen Heinrich Scherb, Kuniyoshi Mori, Keiji Hayashi.“Increases in perinatal mortality in prefectures contaminated by the Fukushima nuclear power plant accident in Japan – A spatially stratified longitudinal study.”(*Medicine* 2016; 95: e4958)

# 改めて４大トリガー説を提唱・検証す

山本富士夫、YAMAMOTO Fujio（福井支部・福井大学名誉教授）

## １．はじめに ― 背景と目的

私は、「第 31 回原子力発電問題シンポジウム 2009 新潟」において、「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針（新指針）について」と題した発表を行った [1)]。「新指針」（原子力安全委員会 2006 年 9 月 19 日決定）の中に「・・・、*耐震設計用の地震動の策定において、『残余のリスク』・・・(中略)・・・が存在する*」と書かれている。私は、それは、国や電力会社の責任逃れのための断り書きではないか、と推定した [2)]。

その後、原発事故を引き起こす「４大トリガー」として ①自然災害（地震、津波、火山噴火、豪雨、竜巻など)、 ②人為ミス（設計、運転、工事、保守管理など)、③軍事テロ、④サイバーテロを提唱した。トリガーが一つでも外れると重大事故（過酷事故）が起きると考えた [3)] 。

本稿では、「４大トリガー」の検証を試みる。

## ２．「４大トリガー」説の検証

### 2.1 トリガー①と②の検証：東京電力福島第一原子力発電所（1F）事故の例

東北地方太平洋沖地震（M9.0、最大震度 7）は、2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に起きた。それから約 50 分後、巨大な津波が太平洋沿岸部を襲った。国と東京電力会社（以下、東電）は、1F 事故は大津波という「想定外」の自然災害によって起こったとした。しかし、『国会事故調 報告書』では、政府、規制当局、東京電力の「不作為」による「人災」こそがシビアアクシデント（過酷事故/本稿では重大事故）の根本だと断定し、原発事故は、決して「残余のリスク」や「想定外」ではないと言い切っている [4)]。

ここでは、1F 事故の主たるトリガーは、「津波でなく地震である」（①＝自然災害）ことと「設計ミス」や「事故収束ミス」（②＝人為ミス）であることを述べる。(2～4 号機でも①と②の事象があるが、ここでは割愛)。参考文献 [5)]に基づいて、1F 事故をまとめると次の通り。

(1) 原子炉の水位は、地震発生から 23 時間後に 6.7m 下がり、燃料棒の全長の 40%が水面から上に出た（40%の部分は空焚き状態)。水位低下の分の冷却材（軽水）が原子炉の外へ出てしまった。漏れ出た水量（体積）を概算すると、約 120m$^3$（180 リットルドラム缶 670 本相当）となる。大水量が漏れ出た理由については、巨大地震の大きな動的荷重と大振幅のゆれによって、大小複数の配管が破断・破損したため、and/or 原子炉底部を貫通する制御棒の取り付け部分が破損したためと考えられる(巨大地震に対する安全設計のミス)。

(2)次の事象：原子炉で冷却材喪失（LOCA）が起こり、原子炉内の燃料などの構造物が溶融し、ついには溶融物が原子炉の底を突き抜けた（メルトスルー）は、安全設計のミスではないか。

(3)さらに、地震発生から 25 時間後に原子炉建屋で水素爆発が起きた。水素は、空焚き状態になった原子炉内で、水（水蒸気状態）とジルコニウム（燃料被覆材）の反応によって発生し、原子炉から格納容器へ流れ、格納容器の上蓋を取り付けるフランジ部分の破損部分を通って原子炉建屋に流れた。水素ガスは、酸素とのある混合割合（酸素濃度が 5%以上、水素濃度が 4%以上）であれば、余震による火花などによって爆発燃焼する。その燃焼の伝播速度は超音速となり、発生した高圧の衝撃波が建屋の天井を吹き飛ばした。水素爆発のトリガーは、フランジ部分を破損させた巨大地震動であると考える。(安全設計ミス)

(4) 津波について：地震発生とともに、外部電源が喪失した。直ちに（約 1 分後に）非常用ディーゼル発電機が自動起動し、ポンプや計測・制御系の機能を保つための電力が供給された。運転中だった 1F の 1～3 号機（4 号機は定期検査のため停止中）は、大地震を感知して（電気信号が働いて）緊急停止した。原子炉内では、制御棒が挿入

され核分裂反応は停止したが、大きな崩壊熱が出続けている。一方、主蒸気止め弁が閉まり冷却材が循環しない（熱除去ができない）状態になった。

トリップから約 50 分後に大津波が襲来し、ディーゼル発電機は水没し、全交流電源喪失に陥った。発電所内は、電源が回復されない状態（真っ暗闇）となった。

ディーゼル発電機を大津波の波高（約 15m）を超える高い場所に設置しなかったのは、明らかに人為ミス（トリガー②）である。つまり、島崎邦彦氏らが大津波に備えるように警告していた [6] にもかかわらず、政府と東電は対策をとらなかった。これは、犯罪的人為ミスである。

### 2.2 トリガー②の検証：スリーマイル島事故の例

スリーマイル島原発 2 号機（加圧水型）の事故は、1979 年 3 月 28 日に起きた。作業員が計装用空気系に誤って水を混入させてしまったのが原因（人為ミス）で、給水ポンプと復水ポンプが停止した。二次系配管の弁が閉じたままになっていた（人為ミス）ため、原子炉への給水ができなり、冷却材の循環が止まった。原子炉は緊急停止した。原子炉内は、融解熱が発生し続けるため高温高圧になった。原子炉の破壊を避けるための逃し弁が自動で開き、原子炉内の一次冷却水が蒸気状態となって大気中に放出された。安全弁の制御システムが故障していたため、弁は開放状態のままとなった（安全点検ミス）。交代した次の当番の運転員が安全弁を閉じた。この間２時間 18 分間、蒸気状態の放射性一次冷却水は大気に放出されたままとなり、環境を汚染した。

なお、チェルノブイリ事故に関する検証は、紙幅の都合でここでは割愛。

### 2.3 トリガー③の検証：ロシアがチェルノブイリ原発とザポリージャ原発を占拠

2022年2月にロシア軍はウクライナに侵攻し、数カ月後にチェルノブイリ原発とザポリージャ原発を占拠し、原発の全システムを停電させた。この行為は、LOCAを誘起し、さらに核兵器（原子爆弾）並みの爆発を起こす可能性を持つ点で、軍事テロであるといわれる。

### 2.4 トリガー④の検証：サイバーテロ

原発がサイバー（コンピュータ・インターネットなどの情報通信システム）のテロに襲撃されると、軍事テロと同様に、原子炉の冷却系統が破壊されるので、重大事故発生の恐れが大である。大規模システムへのサイバーテロ攻撃に関する具体的大事件の報道記事は見当たらないが、原発へのサイバーテロ行為が全くないとはいえない。

## 3. まとめ

原子炉の冷却に失敗すると、LOCA やメルトスルーが起こり、放射性物質が環境を汚染する重大事故となる。本稿では、重大事故を引き起こす 4 つのトリガーを提唱し、検証した。

1F 事故が起こり、未だに事故は収束されていないにもかかわらず、岸田文雄政権（2021 年 10 月～2024 年 9 月）は、2023 年 5 月の国会で「GX 電源法」を成立させ、40 年を超える老朽原発をも再稼働ができるようにした。このような政策は、人為ミスとなり得るものであり、トリガー②に含まれる。

トリガーが外れることのないようにするには「安全神話」を崩壊させる議論が必要であるが、それは、別の機会に譲ることにする。

## 参考文献


1)山本富士夫、「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針（新指針）について」、第 31 回原子力発電問題シンポジウム 2009 新潟

2)山本富士夫『福井の科学者』No.115、5-6 ページ (2011.6)

3)山本富士夫「衛星による原発サイバーテロを阻止するために」、『第 24 回総学大阪予稿集』pp109-110(2022)

4)東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調 報告書』（徳間書店、2012.9.30）

5)田中三彦「原発で何が起きたのか」石橋克彦編『原発を終わらせる』（岩波書店、2011.7.20）3-36 ページ

6)島崎邦彦『3.11 大津波の対策を邪魔した男たち』（青志社、2023.3.31）

# 深層防護「3.5 層」レベルの新原子力規制と脱原発世論強化の課題

岡本良治、OKAMOTO Ryoji、（福岡支部・原子力問題研究委員会）

## １　再稼働をめぐる世論調査の推移

2022-23 年にかけて、複数の世論調査で、原発再稼働の賛成と反対が逆転した．「原子力規制委員会の審査に合格しているのだから、少なくとも福島原発事故後に再稼働した原発はそれなりの安全性を備えているだろう」という先入観がある[1)]．

他方、元規制委員会委員長は（規制審査合格は）「絶対安全という意味ではない」、「安全だとは言わない」といい、政府は「規制審査合格で安全性が確保された原発は再稼働する」と政治的に読み替えるという原発の安全性・危険性をめぐる不思議なストーリー、ナラティブがある．

本報告では新原子力規制基準における、シビアアクシデント(過酷事故)対策を深層防護 5 層の徹底性の観点で批判的に分析する．

## ２　複雑技術システムにおける「普通の事故」と原因の階層構造

### （１） 2 つの危険とリスク

危険性についての 2 つの指標は想定される被害の大きさ、発生確率の大きさで、これらの積をリスクという． 原発事故の想定被害は巨大であることが推定されるので、原発推進勢力は一原子炉当たりの事故確率が「1 万原子炉・年に一回」というような推定を行ってきたが、スリーマイル島原発事故、チェルノービリ原発事故、福島第一原発事故(3 基)が起きた．

### （２） 複雑技術システムの「普通の事故」

複雑技術システムには、顕在的な構成要素だけではなく、潜在的な構成要素も含まれている．構成要素間の全ての相互作用(結合)が十分に弱いのか、かなり強い相互作用があるのか、相互作用が線形的なのか非線形的なのか、事故前には必ずしも顕在的ではない．したがって、たとえ顕在的な構成要素が高い水準で安全でも、構成要素間の相互作用による事故、システムの複雑性に由来するシステム事故は普通に起こる(Normal Accident)[2)]．

### （3） 原因の階層構造

複雑なシステムの事故原因が単純であることは希である．原因は一般に 3 層構造から構成されるとして理解するアプローチがある[3)]．

レベル 1：直接的原因. 関連する事象の連鎖；初期事象→事象 2→事象 3→・・・

レベル 2：関連する条件の有無.

レベル 3：制約または本質的原因。設計ミスなど技術的及び物理的条件や管理システム、組織文化など.

特に、原発事故の初期事象に関連して 4 大トリガー論がある[4)]．

## 3　深層防護思想と新規制基準

### (1) 原発の潜在的危険性

原子炉内の莫大な放射性物質と、冷却に失敗すれば、その崩壊熱により炉心溶融になる．

### (2) 設計想定外事故としての過酷事故

出力暴走(反応度事故)、原子炉の空炊き(冷却水喪失事故)など[5)、6)、7)]．

### （3） 原子力規制における世界標準としての深層防護戦略

過酷事故の影響が拡大した場合の危機感とこれまでの投資回収の必要性、コスト増大などの恐れから、妥協の産物として、後付け対策の追加で対

処する．深層防護戦略(国際原子力機関、IAEA)は全5層から構成される：

1層：異常操作と失敗の防止

2層：異常操作の制御と失敗の検出

3層：事故を設計範囲内に制御

以上、設計想定内対策.

4層：事故の進行の防止を含むプラントの過酷な状態の制御と過酷事故の結果の緩和

5層：放射性物質の施設外への有意な放出の結果の緩和(施設外への緊急対応)

重要な点は、全体として採用すべきであって、選択メニューではないこと[6, 7]、各層相互の独立性である.

### (4) 深層防護戦略からみた新規制基準

第4層(過酷事故の緩和)の不十分性：溶融炉心とコンクリート相互作用への「水張り対策」は世界的に珍策で、コア・キャッチャー等の設備要求をしない不合理性[8)、9)].

第5層が規制基準外である：さらに、原発立地自治体に策定が義務づけられている原子力防災計画と責任体制・実施体制は不明確で、机上の空論的レベルで実効性不明[10)].

### 今後の課題

発信媒体(単行本、ホームページ)の問題、発信の内容（標題、論理構成)、ストーリー・ナラティヴ構築(喚起)を目的意識的に行うこと．１つの方策の提案：中心的な「想定読者」を意識すること．分かりやすさ重視の発信は初心者、意識があまり高くない系向け．系統的分析・資料的裏付けを重視した発信は意識高い系向け.

脱原発運動の理論政策的強化について

1）国内の科学的、技術的分析を意識する団体(原子力市民委員会、原子力資料情報室など)との連携(年1回の合同シンポなど)の開始

2）米国、憂慮する科学者同盟(UCS)[11, 12)]との交流(の開始/再開)

**謝辞**：資料または著書の提供、議論に対して、岩井孝氏、館野　淳氏、中西正之氏，花島　進氏、山本富士夫氏に感謝.

### 注および引用文献

1) 樋口英明「南海トラフ巨大地震でも原発は大丈夫という人々」旬報社、2023年、p. 162.

2) Perrow, C., Normal Accidents: Living With High-Risk Technologies (second edition)，Princeton University Press, 1999.

3）N.G.レブソン「セーフウェア安全・安心なシステムとソフトウェアを目 指して」翔泳社，2009年．p.48.

4）山本富士夫「原子力問題を考える会の活動50年」『福井の科学者』140号、2024年1月.

5）館野　淳「シビアアクシデントの脅威―科学的脱原発のすすめ―」（リーダーズノート、2015年。）

6）IAEA, SAFETY SERIES No. 75-INSAG-3, BASIC SAFETY PRINCIPLES , 1988.
https://www.nrc.gov/docs/ML0906/ML090650543.pdf

7）IAEA, Basic Safety Principles for Nuclear Power Plants 75-INSAG-3 Rev. 1 INSAG-12.
https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/P082_scr.pdf

8）SARNET Lecture Notes on Nuclear Reactor Severe Accident Phenomenology.
https://inis.iaea.org/collection/NCLCollectionStore/_Public/41/021/41021806.pdf?r=1

9）館野　淳、山本雅彦、中西正之「原発再稼働適合性審査を批判する―炉工学的安全性を中心として―」（本の泉社、2019年）

10）上岡直見「原発雛計画の検証―このままでは住民の安全は保障できない」（合同出版、2014年）

11)憂慮する科学者同盟(UCS)、日本科学者会議原子力問題研究委員会訳「原発の安全性への疑問ーラスムッセン報告批判」水曜社、1976年。

12)D.ロックバウム、E.ライマン、S.Q.ストラナハン、憂慮する科学者同盟「実録FUKUSHIMAアメリカも震撼させた核災害」（岩波書店、2015年）

# ノーモア「3.11 フクシマ・原発回帰」への道筋

小林昭三、KOBAYASHI Akizo（新潟大学名誉教授・新潟支部・原子力問題研究委員会）

## １．はじめに

岸田政権は、ロシア・プーチンのウクライナ侵略を戦前回帰的軍拡への絶好な口実とみなし、日米NATO同盟化（軍国主義化・エネルギー争奪戦争化・経済安全保障戦略化）を目指した。そして、第2次世界大戦前夜の戦前への回帰を想起させる「戦争準備内閣」の道筋を猪突猛進して来ていた。

最近は、自公政権での強権的金権支配体制の本質的起源である「裏金にまみれた腐敗派閥政権支配の正体を露わに立証する」事が、「派閥裏金資金パーティ実態を詳細に迄解き明かし確証する「優れた赤旗スクープ記事や上脇氏達の厳密な実証研究」等々によって実現されたのだ。解明された裏金派閥支配の制度的維持強化メカニズムは、「小選挙区制度と政党交付金制度の本質的弱点」に由来した「派閥経費裏金化による派閥増強資金化策略・派閥の金権支配体制」という根深い仕組みだった。その岸田継承政権と先代安倍派の不正不当な実態が赤裸々に実証・検証された結果、国民的支持を岸田政権は一挙に失ない（支持率2割以下)、終戦記念日の前日・8月14日には、遂に岸田総理は自民党総裁選不出馬を明言し、「岸田政権崩壊会見」をするに至ったという経緯だった。

派閥裏金事件に際し「私が身を引くことでけじめをつける」と自民党総裁選不出馬を明言した。しかし、岸田政権の延命不可避な窮状の本質隠しであることも否めない。戦後日本の憲政史上最悪な裏金スキャンダルが故の当然の帰結だった。衆議院や参議院選挙での大敗北や大転換期に至る瀬戸際での岸田政権崩壊宣言でもあったのである。

驚くべき事に、岸田政権は残る任期は原発再稼働の準備に充てたいと8月27日に言明したのだ。裏金資金獲得パーティの実態解明責任を棚上げにしたまま、原子力ムラからの派閥への裏金資金供与の不透明な実態を隠蔽したまま、残る任期を原発再稼働推進に捧げるとは一体何たる事だろうか。

3.11 フクシマ事故等での悲惨な原発事故被害者・避難民・離散家族者の苦難解消に、残る任期を捧げるべき時に原子力ムラ裏金腐敗構造の透明化に残る任期を捧げる事こそ、本丸への正しい道筋だ。国民奉仕の想いを喪失し原子力ムラ本位の策謀に終始する恥ずべき政権末路症状が露出した。

## 2. 3.11 フクシマ・原発回帰は２度と許されない

原発再稼働路線の先導者となる為に残る任期を捧げるとの「トンデモナイ原発回帰岸田政権」は、柏崎刈羽原発再稼働の対応策を確認・指示する「原子力関係閣僚会議」を9月初週に開くとした。退陣前に再稼働の道筋をと原発回帰の暗闇に導く原発ムラ依存強化の「最後の会合」は許し難い。

原発推進の大義名分は、原発安全・安価神話に基づく「エネルギー国産神話」だった。だが、プルトニウムリサイクル（高速増殖炉実現）路線は絶望に追い込まれた。水力・太陽エネルギー・風力・地熱エネルギー等での価格競争は、世界的敗退が目立つ。3.11 フクシマ大震災・能登半島震災、東南海大震災、等々での大地震複合原発惨事を日本はもはや免れ得ない。地震大国の日本には、原発ゼロ以外の道筋はつけ難い。なのに脱炭素の世界的潮流からの立ち遅れが著しく、再エネ拡充達成度が低い実態の挽回を放棄して、「ロシアのウクライナ侵略」でのエネルギーひっ迫や、AI 電力急増を叫んで、「原子力の最大限活用」しかないとの**エネルギー危機神話拡散**での原発回帰の道筋を描く虚構は破綻している。西日本各地の再稼働原発は停止できずに「過剰電源に太陽光等再生エネルギー発電停止」の対応はトンデモナイ事だ。

**原発安全神話と安価神話・エネルギー危機神話**

ウクライナ原発（チョルノービリ原発・ザポロジエ原発）攻撃でのロシア軍の無謀な占拠作戦で

「原発は攻撃・防御の楯・矛」とされた。世界最大出力の柏崎刈羽原発は、その攻撃占拠・カナメの本丸目標となる最悪な負の遺産なのだ。瞬時に史上最悪原発攻撃での大惨事を防ぐ手立ては無く、原発ゼロ以外に原発防御法はない。その世界一危険な柏崎刈羽原発の再稼働をめぐる政府の原発政策の虚妄や、新潟原発３検証・検証総括委員会の検証教訓を整理し池内報告書が出版された(1，2)。

### 3. 岸田政権の原発再稼働・原発回帰強行の実態

3.11原発事故の賠償や廃炉対応費用は現総額20数兆円⇒80 数兆円と見込まれている。風力や太陽光のコスト低下率（技術学習効果）が著しく、事故対応費を含む原発コストがその倍額になる目が目前だ。原発の安全神話と安価神話が崩壊してその競争力を失う現実を隠蔽する為、「原発の事故対策費・建設維持廃炉費・新増設費を電力料金上乗せの仕組み」を策略している。それを太陽光や風力の再生エネコストを高め、競争力喪失の原発コスト低下にあてる暴挙はもはや許されない。

安倍・菅政権を後ろ盾に、岸田政権はロシアのウクライナ侵略・ガザジェノサイト戦対応と称して、先輩内閣に勝るとも劣らぬ「軍事同盟強化路線・仮想敵国と戦争する準備・軍拡出費の拡大約束」等々、米国言いなり路線を邁進してきた。

自公政権体制は、現制度の本質を少しも反省せず、変えず、裏金まみれの派閥パーティの金権支配制度化した安倍-菅-岸田政権の本質を認めない。

岸田政権は戦後数十年来の「統一協会との底なしの病的癒着関係を断絶一掃する約束」も明快に果たされてはいない。「質問権」行使と「解散命令」請求や被害者救済の決着迄に至っていない。

他方、原発 60 年超運転・原発再稼働・新規原発建設・等を容認する原子力ムラ（利益共同体）復活の原発推進回帰路線に転換し、原発を「再生可能エネルギーの一端」に位置付け「3.11 フクシマを忘却する暴挙に至る。Ｇ７広島サミット以後、「核なき世界」が抜けた日米声明で、米国の核の傘での核防衛力強化路線を推進してきた。更に、今後 5 年間で４３兆円規模の軍事費拡大強化を推進したと岸田総理が「大きな成果を岸田政権は上げることが出来た」と自画自賛する有様なのだ。

更に、岸田政権はプーチンのウクライナ侵略と最悪な核使用戦略等を口実に、米国核戦略下での「日本の核傘依存体制強化」を露骨に公言して来た。岸田政権の核依存強化戦略は、被爆地広島の首相に有るまじき行為である。実は、バイデン米大統領は「日米同盟を新たな高みに進めて世界での日本の役割を変容した」と岸田政権絶賛なのだ。

しかも、長崎市での平和祈念式典では「式典へのイスラエルの招待が無い」ということで「以前から長崎市に嫌がらせ攻撃がされた」中で、欧米主要６カ国（英米独仏等）とＥＵ大使とが式典に欠席する事態が強行された。ウクライナ侵略国ロシアとガザ地区での 4 万人ジェノサイトした「イスラエルをロシアと同罪悪視した正当性」を NATO 同盟が否定した。「イスラエル残虐行為容認・許されざる 2 重基準」の実態を露わにされた。

特に、防衛省幹部が「岸田政権の金字塔」と考えるのは「安保関連３文書改定・防衛費を対国内総生産（ＧＤＰ）比２％とする方針決定強行・敵基地攻撃能力（反撃能力）保有宣言」との情報がある。日米同盟で自衛隊は「防護の盾」・米軍は「攻めの矛」との従来の役割分担を変え、自衛隊が攻撃と防御の両能力「矛と盾」を持ち「殺傷兵器輸出」も可能な安保法制・経済安保としては、(1)重要物資の安定的な供給確保を実現すること。(2)基幹インフラ役務を安定的に提供・確保する。(3)先端的重要技術を開発する。(4) 国家安全保障に必要な経済政策の一元的総合的施策推進制度を創設する。と 4 項目「新国家安保・軍事同盟現代化のバイデン-岸田約束」称賛で米国言いなりの戦前回帰路線を妄信する。ノーモア「3.11 福島・原発回帰・戦前回帰」の道筋が今こそ問われよう。

**注および引用文献**

(1) 新潟県原発に関する 3 検証委員会:
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/soukatutop.html
(2)市民検証委員会・柏崎刈羽原発の安全性を市民の手で検証する
https://shiminkenshouiinkai.jimdosite.com/池内了著「新潟から問いかける原発問題−福島事故の検証と柏崎刈羽原発の再稼動」明石書店。

**（こばやし・あきぞう：新潟大学名誉教授，物理学）**

# 「能登半島震災の被災者の復興」

## ―東日本大震災復興の教訓をどう生かすか―

嶋田　一郎、SHIMADA Ichiro、（宮城支部）

### １．はじめに

ここ数年著者は、拙論「被災者の〖復興権〗を提唱する」などに基づいて、被災者の復興と「復興権」を提唱してきた。マスコミを通して目前に展開される能登半島震災からの復興過程を見据え如何にして東日本大震災復興の教訓を生かすべきかを模索してきた。その中で 6 月に石川県知事は「石川県創造的復興プラン」を発表した。この創造的復興の新たな攻勢に災害復旧・復興支援運動はどう立ち向かい、被災者の復興を実現すべきかについて、復興権論文以後の著者の考察の一端を述べる。

東日本大震災復興 13 年の過程の中で、防災、被災者の復興、街づくりが混在する復興概念を被災者の復興に統一した。復興と防災を区別し、被災者の復興のための街づくりと位置づけたのである。即ち。被災者の復興は「被災者が希望の持てる生活と生業を速やかに取り戻すこと」である。そして自然災害を被災者の人権侵害として捉える立場から、被災者の権利として「復興権」が導かれたのは必然的であった。即ち「被災者が希望の持てる生活と生業を速やかに取り戻す権利」である。

復興過程の現場で生じる具体的な人権侵害は、多様な人権侵害が重なり、絡み合い、時には矛盾・対立する複雑な場合が少なくない。人権意識を妨げる要因の一つである。しかし多くは「復興権」侵害（＝被災者の復興の障害になる）は明白なので、「復興権」という共通の複合的人権の観点で迅速に対応することが可能であろう。「復興権」は、災害復興における人権侵害を回復し、被災者の復興を実現する強力な武器となりえるものである。更に憲法第 13 条「個人の尊厳」「幸福追求権」を根拠とする「復興権」は、復興現場の具体的複雑な人権問題と憲法の橋渡しとなり、被災者の人権意識の向上に寄与するに違いない。

### ２．被災者の復興の大前提

東日本大震災の復興は、全体的に被災者の姿が見えない復興であった。真の復興―「被災者の復興」は、国、自治体などによる、被災者全員の被災状況・生活状況・復興意向の把握が大前提である。被災地住民、支援者、ボランティアらは把握作業に全力で協力する。これは被災者からのお願いではない。「復興権」は、被災者の被災・生活状況・復興意向の把握を国、自治体の義務とする法的根拠を与えるものと考える。また東日本大震災復興で初めて提起された災害ケースマネジメントは、多様な個々の被災者の復興をアウトリーチで(出向いて)支援する。「復興権」はこの災害ケースマネジメントの法的根拠になり得る。既存の基本的人権のみでは具体的直接的根拠になりにくい。

### ３．能登半島地震と被災者の復興

正月元旦の能登地震発災 2 か月後の現地で、室崎神戸大名誉教授は「教訓は全く生かされていない」と指摘した。著者はその理由の 1 つは、膨大で多様な教訓（例「東日本大震災 100 の教訓地震津波編」、「東日本大震災 100 の教訓復興検証編」など）の適切な集約と体系化が不充分なために、まとまって国民に理解されにくく、被災地住民や国・自治体に適切に伝わっていないことの反映もあると考える。そのために被災者の復興の理念と「復興権」を軸に教訓の集約・体系化を進め、その一端を能登半島地震の復興課題と支援策への適用を試みる。特に高齢化と人口流出が激しく進んでいる能登半島地域では、被災者の生活と生業とともに迅速な介護・医療の再建が不可欠である。

如何に愛着が強くても、命を守れない故郷には戻れない。県の初の審査会で「災害関連死」として30名が認定された（5月14日）。これで死者は少なくとも260人以上になる。まだ100人以上の申請がある。過酷な広域避難者らの生活状況から、今後急速に増加する 可能性がある。そしてついに5月28日、仮設住宅で孤独死が発見された。

復興財源は主に国の予備費からの投入で補正予算は組まれていない。大震災に対応する政府の確固とした構えが見られない。新たな財源でなければ、無駄に膨らむカジノ大阪万博の人と金を能登地震の被災者の復興に振り向けるべきではないか。更に能登半島地震の被災状況は、これまでの大震災以上に深刻で、道路が寸断されボランティアや各種支援が届かず、地盤の液状化や沿岸部の隆起が激しく津波被害と火災が重なり極めて複雑であり、水道の復旧が大幅に遅れ、被災地の生活再建の見通しが得られていない。高齢者把握事業が進められているが、被災者の復興の大前提である被災者全員の被災状況・生活状況・復興意向の把握が出来ていない。状況は変化するので繰り返し把握が必要である。まずこれに人と資金を迅速に投入しなければならない。状況把握の決定的重要性を理解しさえすれば、予算的には国は直ちに実施できる金額である。

## ３．０　「石川県創造的復興プラン」（プラン）への批判

石川県は、馳知事によって「石川県創造的復興プラン」が6月に策定された。このプランの根本的問題の1つは、発災直前の昨年に策定された石川県の「成長戦略」を、根拠も示さずにプランの基礎とされていることである。創造的復興の理念と相まって、成長に直接的に寄与するとは見做されない被災者の復興はなおざりにされかねない。

プランが示す創造的復興は、復旧を目指さない復興である。復旧抜きで被災者にプラン期間の 9年後の復興の姿が描けるだろうか。被災者が愛した震災前の能登らしさ（自然・街・暮らし・文化）の姿に基づいてこそ希望の復興の姿が描けるのではないか。戻る力が湧いてくるのではないか。ところが、9 年後のプラン終了時の能登の復興の姿を決めて、そこから今何をなすべきかを「バックキャスト」の観点に立って進めるという驚くべき復興の「羅針盤」である。東日本大震災の多様で複雑な復興過程を全く見ない、絵に描いた餅である。創造的復興の必要性の論理は、能登らしさと高齢化・過疎化の結合を前提としている。しかし能登らしさは、高齢化・過疎化以前から存在していた。結合は必然的ではない。能登らしさを取り戻す復旧過程で、被災者を中心に支援者、ボランティア、専門家、行政などが全力で 高齢化・過疎化を克服し持続可能な道を探求すべきである。能登らしさこそその梃子になり得ると考える。そのために、被災者の被災・生活状況と復興意向の把握に関わる関係者間の情報の共有が不可欠である。同時に、地域ごとの情報共有と被災者の復興の協議の場が早急に多数設置されなければならない。充分な人と予算措置が必要であり、可能である。

これまでの大震災復興における創造的復興や各種の成長戦略では、人口の減少や過疎化はむしろ悪化し加速してきたのが事実である。復旧を否定することによって、その地域らしさ（自然、街　、暮らし、文化）を押し流してしまった。これに抗して被災者の復興に取り組んでその達成を目指すことこそ、人口減少や過疎化を克服し能登らしさを復活することができると考える。

次に能登半島の震災復興の個別的施策評価と提案を報告するが、ここでは紙数の関係で項目のみに留める。

**３．１　発災の事前準備と直後の対応**
**３．２　人権が護られる避難所の確保**
**３．３　仮設住宅は復旧の拠点**
**３．４　災害（復興）公営住宅**
**３．５　自宅再建ー不可欠な復興の拠点づくり**

引用文献省略

# 一人の命も見捨てない「支援・復旧・復興」を考える

山本富士夫、YAMAMOTO Fujio（福井支部・福井大学名誉教授）

## １．はじめに ― 背景と目的

能登半島地震（M7.6、最大震度 7）が起きたのは、2024 年元旦（1 月 1 日）16 時 10 分であった。私は、すぐに NHK テレビ放送で地震情報を得ようとした。津波警報が出されたので、直ちに、私は福井県嶺南（敦賀市以南）に住む脱原発運動の仲間たちに電話をかけ、津波から逃げるように告げた。避難呼びかけは、当該自治体より私の方が早かった。電話に応答した JSA 福井支部事務局長は、すぐに関西電力に電話で「運転中の美浜原発３号機を停止する」ように要請したが、関電は、彼の要請を無視し原発を停止しなかった。

次に、私の頭をよぎったのは、3.11 福島原発事故と同等の原発事故が北陸電力の志賀原発で起きていないか、放射性物質の環境汚染が起きていないかという心配であったが、幸運にも志賀原発ではフクシマのような重大事故は起きなかった。

あわせて、かつて珠洲原発計画（1975 年～）があったのを思い出した。住民運動によって珠洲原発は阻止できた（2003 年）。その一翼は、JSA 石川支部（代表：飯田克平氏・元金沢大学）が担った。私は、珠洲原発阻止運動が多くの住民の命を救ったと思った。

私は、今でもよく福井地震（1948 年 6 月 28 日 16 時 13 分、震源は坂井市丸岡町）の恐ろしさを思い出す。小学校 2 年生の時だった。生まれ育った実家（農家、鯖江市）は、幸いにも倒壊しなかったが、中柱や外壁に大きなひび割れが生じた。蔵（倉庫兼農作業用の納屋）は、地割れによって傾いた。大きな余震が夜通し続いた。私たち家族は、玄関前の軒下に蚊帳を吊って寝たが、余震のたびに私は誰よりも速く蚊帳から飛び出した。とても安眠できなかった。翌日、福井市では、火事が起こり大火となり、地震の犠牲者の上に焼死者が重なり、大勢の人が亡くなったと聞いた。

それから数年後のある夜、実家のある集落（100 戸程度）で１戸の農家が全焼した。類焼はなかった。翌日、出火した家の主人がボロをまとい裸足で各戸をまわり、玄関先で頭を地べたにこすりつけ詫びた。私は、村の厳しい掟を見た。しかし、集落の人びとは、彼をゆるし、早々に、食糧や水、彼の家族（私の友人を含む）の住む場所を提供し・支援した。村の人たちは優かった。

実家の集落には、日用品を売る店や魚屋兼仕出し屋があり、大工や農機具の修理販売人やコンクリート工事をする土建業の人がいた。隣の集落には、まち医者や鍛冶屋や呉服屋や便所の汲み取り屋もいた。彼らが村の人びとの生活を支えていた。当時の住民は一様に貧しかったが、村の因習の中で人のつながりを大事にし、互いに食料を提供したり労働力を出し、助け合っていた。当時の人びとの自主独立の精神はたくましかったと思う。

1952 年に、福井市で「復興博覧会」が開かれた。私は、そこで初めてテレビという映像放送を見た。やっと、各戸にラジオが普及した頃であった。敗戦後数年で、福井が敗戦・地震・豪雨などの災害から辛うじて復興し始めていた。復興には GHQ 軍政の指導があったことは子供の私にもわかった。人びとは、アメリカの高度な文化生活に憧れを持ち、繊維産業などの産業を振興しようとしていた。振り返ると、当時の復興政策は、アメリカの占領の下にあり、それなりの成果が出ていたとはいえるだろう。以降、日本ではアメリカ依存が強まる一方で、人びとの自主独立の精神は漸減・消滅していったのではないかと思う。

私の子供の頃の体験は、能登半島地震に対する「支援・復旧・復興」を考える上での基本的な視座となっている。私は、まだ能登半島の被災地を訪れていないが、情報収集をしてきた。その結果、国と石川県が「創造的復興」（官僚の造

語？）を進めていることがわかってきた。その根本には、新自由主義による大企業支援があると見られる「お上が予算をつけてやる」とか「絵に描いた餅」的な将来構想がある。

「創造的復興」には被災者の生きる権利や自主独立を尊重した議論は見られない。岸田政権は、「現地の人びとに寄り添いながら」「政府一丸となって」というが、現地視察やボランティアに行った人たちの話では、国や県の対応には「弱者切り捨てで、遅くて冷たい」というのが多い。

本稿は、以上の背景のもとで、「創造的復興」を批判し、能登半島被災者のための「支援・復旧・復興」を検討することを目的とする。

## ２.「創造的復興」を批判する根拠

ネット上で、国の「令和 6 年能登半島地震復旧・復興支援本部議事録」の第 1 回～第１０回（資料①）、国土交通省の「令和年能 6 登半島地震からの復旧・復興に向けた主な取組」（資料②）、石川県の「令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部会議議事録」（資料③）第１回～第３回、および、石川県の「令和 6 年能登半島地震復旧・復興アドバイザリーボード会議議事録」（資料④）を見ることができる。それを精査してみた結果、最も重要なキーワードは「創造的復興」であるが、それについては次のことが問題となる。

(1)「創造的復興」という言葉の定義のないまま、人の命と暮らしを最優先というが、具体策が明記されていない。資料①と②の第１回会議が開かれたのは地震発生から１カ月後の 2024 年 2 月 1 日であり、被災者の救出・支援への取り組みが遅い。すでに国は 10 回の会議を開いているが、予算と人の派遣の追加が主な議論であり、対策が「遅れている」ことが読み取れる。会議の時間も 20 分たらずであり、議論もなく官僚が作成した報告書を各大臣が読み上げただけと受け取られる。

(2)過疎化が進んだ能登半島の被災者たちは、昔の助け合いの文化を残しているが、インフラ（道路・上下水道、通信など）が近代化されてしまっているため、正月早々から衣食住に困ってしまった。被災者たちは、助け合いや自力での生活ができなくなり、「お上の助け」を求めている。昔ほどの自主独立の意欲はそれほど強くないようである。国が「備えあれば憂いなし」というならば、天災に備えた「地域の昔の知恵」を参考に具体的に制度化すべきではないか。何の制度もないまま場当たりの支援や復興を唱えても、対応が遅くなるのは当然であろう。

私は、かつて、アメリカ・フィラデルフィア市やポートランド市の郊外で生活する先住民の集落を訪れたことがある。彼らは耕運機も自動車も通信機器も使わないが、自然の中で自由に楽しく暮らしているらしい。日本にもそのような選択肢があっても良いのではないかと考える。

(3)資料④を精査すると、里山の伝統文化や能登の観光資源等に詳しい地元の大学教員らが委員を務め、被災者の救済・支援を最優先とする議論をしていることがわかる。議論はいずれも素晴らしいが、行き着く落とし所は予算とインフラ整備の要求となっている。それは、それなりに妥当であるが、「一人の命も見捨てない」という視点は見えない。

## ３．復旧・復興を考える

インフラが近代化された現在、被災者が望む復旧・復興とは何か？

人が生きるための「衣食住」のインフラを災害前の状態に「復旧」するのは、当然であろう。

昔は、陸の孤島といわれた過疎地にも医者がいて、住民の診療を担当していた。過疎地に医療施設を置くというのは、復旧の基本ではないか。特に、情報通信と電力供給システムは重要である。自然エネルギー（再生可能エネルギー）利用システムは、蓄電器を完備した地産地消型とすべきあると考える。これらは「復興」の基本となるはずである。

## ４．まとめ

本稿では、国と石川県による「創造的復興」を批判した。その根拠は、子供の時の体験から「一人の命も見捨てない」ことにあるとした。復興について私見を述べた。

# リニア中央新幹線計画の現状と新たな課題

## ― 開会挨拶と分科会設置趣旨説明をかねて ―

長田 好弘、Osada Yoshihiro（JSA リニア中央新幹線問題研究連絡委員会）

### １．はじめに

私たちは、「リニア中央新幹線計画の撤回・中止を求める声明」（2014 年 7 月 15 日、日本科学者会議）を公表し、さらにその後の経験・教訓をふまえてふたたび、『日本の科学者』リニア特集（2022 年 11 月号）において「リニア中央新幹線計画（計画）の中止を求める」意志を明らかにしました。現時点での計画の重大な特徴は、アセスの不備、杜撰な計画、工事準備の稚拙、関連住民の関心・要求の無視・抑圧、科学的知見の排除などによって、工事は大幅に遅れ、開通時期の予測さえ不可能な事態にたち至っていることです。

他方、政府はそのような事態には素知らぬ顔で、「骨太方針 2023」では、リニア中央新幹線等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」を形成して地方活性化や国際競争力強化をはかるとし、「同 2024」でも、「財政投融資を踏まえ、建設主体の財務状況を厳格にモニタリングし、当初想定の全線開業をふまえて適切に整備が進むよう指導と支援をおこなう」としています。

本分科会は、多彩な地域の要求や国策の高度な政治的課題を含む要求実現闘争を正しく発展させていく画期に開かれます。それゆえ、リニア計画の撤回・中止を求める意志をさらに具体的に広く国民に、三たび明らかにする機会でもあります。報告希望者大多数がその決意を新たにしています。活発なご議論をよろしくお願いいたします。

### ２．「骨太方針」に見られる政府・財界のリニア中央新幹線建設計画（計画）の政策的位置づけ

「骨太方針 2023」は、「デジタル田園都市国家構想と新時代に地域力をつなぐ国土」の実現として、中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展と「全国的な回廊ネットワーク」の形成を通じた交流・連携の強化、（途中略）また、リニア中央新幹線により三大都市圏（首都圏・中部圏・関西圏）を結び、地方活性化や国際競争力強化を推進する」、と計画を位置づけている。

「骨太方針 2024」でも、「活力ある国土の形成と交通のリ・デザイン」と称し、また我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用をはかるとし、「リニア中央新幹線については、財政投融資による支援を踏まえ、全線開業に係る現行の想定どおりに整備が進むよう、環境・水資源の状況や建設主体の財務状況を厳格にモニタリングし、必要な指導と技術的支援を行うとともに、名古屋以西について、駅の整備に関する検討の深度化など、整備効果が最大限発揮されるよう、沿線自治体と連携して駅周辺を含めたまちづくりを進める」としている。

中部経済連合会など財界も、世界に類を見ないひとつの巨大な経済集積地域の形成に寄与するものであるとし、中部圏の持続的な成長と発展を支えるものとして計画の実現に貢献する、と態度表明をしている。

### ３．問題の所在と今後の課題

計画は、当初、JR 東海による民営事業としてはじまったが、政府の財政投融資を受け、国家プロジェクト（国策民営化事業）へと変質した。政府は既述の如く、「新しい資本主義」を旗印に、デジタル技術で地方活性化を促そうと、「デジタル田園都市国家構想」を推進し、リニア中央新幹線をそのための物流・人流の高速交通ネットワークと位置づけている。それゆえ何が何でも、生活用水が涸れても、水位低下が生じて農業に重大な危機をまねいても、貴重な自然の破壊が起ころうが、そんなことはお構いなしに、杜撰無謀な計画が横行している。政治はまさに、「昔、大本営、

一億玉砕」、「今、何でもアメリカいいなり」の横暴、無節操ぶりである。

政府が計画の実態を国民に知らせず、マスコミが計画をバラ色に描くメガホンの役割を果たしている計画の当初から、私たちは国民に真実を知らせる論陣をはり、運動をつづけてきた。多くの国民が真実を知り、私たちと共に計画の白紙撤回を求め、リニア工事差し止めの訴訟をおこし、リニア中央新幹線そのものの賛否は別にして、計画強行に際して生じる人権侵害の阻止、生活要求実現の連帯・共同の輪が大きく広がってきている。

開通時期を予測できない現状では、これまで地域住民にあたえた被害をきっちり弁償し、計画を白紙に戻したらいかがなものだろうか。

## ４．「裁量権」という厚い壁をどう突破するか「政治の貧困」の打破を

昨年の「第 22 回東京科学シンポジウム」での本分科会における「開会あいさつ」で、私は、行政訴訟の裁定では「裁量権」がはばをきかせ、科学は存在し得ないのか、と裁判への強い不信感を述べました。高度に発達した科学・技術社会にあってはならないことだとも述べました。

政府は、わが国の国際競争力強化のため、高規格道路、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、等々に注力し、国民の基本的人権をないがしろにしてきている。

「裁量権」をどう考えて、今後どのように研究活動・社会的活動を進めていったらよいのか、考えてみたいと思います。以下の多くは、『人権宣言集』（高木八尺・末延三次・宮沢俊義編、岩波文庫、2016 年）、『憲法読本』（上下、憲法問題研究会編、岩波新書、1977 年）、高橋和之編『世界憲法集』（岩波文庫、2007 年）などからの引用、受け売りです。

「裁判という手続は、その本質上、『事件』という形を前提とせざるを得ないし、また、合法性の審査には適するが合目的性（妥当性）の審査には適さない。さらに裁判というものも国家権力の発動にほかならない以上、その国家権力の根本的な動きにまでそのコントロールを及ぼすことは実際に不可能でもある」、「裁判に期待できる範囲についての限界は、社会権(生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権など)を現実に保障する点についてとくに大きい」。

「自由権が主として国家権力の不作為を要請するのに対し、社会権はその作意を要請する場合が多いので、それだけ裁判からその要請の実現を期待することがむずかしくなる。社会権の実際の不備は、ひろく政治の貧困とでも呼ぶべき原因、すなわち政治機構ばかりでなく、それを運営する人間の心がまえまたは能力の根本に関連する複雑な原因にもとづくことが多いので、裁判のような多かれ少なかれ法律論理的な手続きだけで解決することは、非常にむずかしい。人権は結局において、それに価する努力によってのみ実現されうる、というべきである」。

日本国憲法はつぎのことを教えている。基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、おかすことのできない永久の権利として信託されたものである（第 97 条基本的人権の本質）。憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない（第 12 条自由・権利の保持の責任とその乱用の禁止）。

職場の自由と民主主義のための闘いにおける私たちの座右の銘は、「権利のための闘争は権利者の倫理的自己保存のための自分自身に対する義務である」「国民の力は国民の権利感覚の力にほかならない」（イェーリング著/村上淳一訳『権利のための闘争』岩波文庫 1982 年）でした。

## ５．おわりに

「内心の声が、彼に対して、退いてはならない、と語りかける。かれにとって訴訟は、たんなる利害の問題から品格の問題に、つまり人格を主張するか放棄するかという問題になっているのだ。」（同上より

# リニア新幹線－現状と課題

## ―「２０２４年以後」をめぐっての総括―

川村晃生（kawamura Teruo）リニア新幹線沿線住民ネットワーク共同代表

### １．はじめに

リニア新幹線の工事の進行が、予想どおり大幅に遅れている。JR 東海も遅ればせながら完成を2034 年以後に延期した。7 年以上の延期である。およそ鉄道事業の計画としては、通常では考えられないような遅延である。JR 東海が着工して 12 年後の 2027 年の完成を目指していたことからすれば、誤算どころの話ではない。しかも「2034 年以後」の以後が味噌である。つまり 2034 年を標榜しながら、実は完成がいつになるのかは分からない、と言っているのである。ここではこの大遅延が持つ意味と、そうなった原因、そしてそれが惹き起こした社会的変化などについて述べたい。

### ２　大遅延の原因は何か

いったいこの大遅延はなぜ起こったのか。その原因を JR 東海が静岡県の対応としていたのが誤りであることはもはや常識である。それではこの大遅延が起こったのはなぜか。

一般にその原因はアセスの杜撰さだとされる。確かにアセスは杜撰どころかやらなかったに等しいようなものであった。しかしその回答ではこの問題に決着を付けることはできない。最大の問題はアセスを僅か３年で片づけてしまったリニア構想そのものの問題として捉え返されなければならない。

もっとも重要な論点は、JR 東海が 2027 年の完成を目論んだ積算根拠である。実は 2007 年の発表時から、その 20 年の所要年数の積算根拠が明確な形でどこでも議論されなかったのである。JR 東海のそれも明らかにされなかった。誰もが「ああ 2027 年に完成するのか」と思ったにとどまったのである。

いま考えると、この無謀とも言える計画が 20 年で完成に辿りつくはずがあるわけがなかった。助走期間が 8 年、工事期間が 12 年である。その短い助走期間の８年の間にアセスを終えねばならなかった。アセスは諸手続きの一つとして３年しか時間がとれなかったのである。しかしこの難工事を抱えるリニアのアセスを３年で行うのは無理のはずだった。私が甲府市で行われたアセスの説明会で、アセスを３年でやるのは無理だと質問したら、JR 東海は、法に従ってやっていきますという回答だった。つまり JR 東海は、法律さえ守ればよい、アセスの内容は別だと考えていたということなのである。JR 東海は当初、東京～名古屋間を 5.5 兆円で建設すると公表した。いまになれば分かることだが、この建設額はぎりぎりの捻出額であったはずだ。JR 東海はできるだけ現状の無駄な出費を抑えて、リニアに金を回すという方策をとったと思われる。従ってアセスにかける費用も縮小化に努めた。

つまり JR 東海は、アセスの内容は別にして 2027 年の開業を宣言してしまったために、アセスを３年できわめて杜撰にやらざるを得なかったのである。そしてそこには、アセスにかける費用の最小化という問題も、大きくかかわっていたはずである。

### ３　JR 東海の財務への不安

では JR 東海は、この杜撰なアセスによって、何を招き寄せたのかと言えば、大深度トンネルの工事や岐阜県大湫町の水枯れ問題による遅延と、またこれから起こるであろう南アルプストンネルの工事（遅延か中止）の問題である。本分科会でいずれもそれぞれの立場からの発言があろうが、一言で言えばこれらは JR 東海自らが惹き起こした「自業自得」にほかならない。いずれもリニア工事の命運を左右するような問題ばかりだ。これらは JR 東海をますます苦境に立たせていくにち

がいない。

そして実は、そのことが JR 東海にもう一つの苦難を強いることになる。JR 東海の財政については別途報告があるのでそちらに譲るが、JR 東海のリニア投資額は、遅れれば遅れるほどますます増えていく。JR 東海は財投３兆円がなければ、東海道新幹線の利益をベースにこのリニア工事を行うことになっていた。従って、その収支状況次第で、リニア工事は遅れること、或いは凍結することもありうるとしていたのである。

そうだとすれば、もともと 2027 年の完成などは、一つの単なる目標であったにすぎず、JR 東海からすれば、2034 年以後にずれ込むことも想定の中に入っていたことになる。つまり、住民も自治体もメディアもそして国も 2027 年にただ振り回されていたようなものだと言ってよいだろう。

## ４　メディアは変わるか

以上のとおり、2034 年以後の開業は、JR 東海としては織り込み済みであったとも言え、また工事の進捗状況を観察していた住民運動側においてもさして驚くに値しない問題ではあったが、それにしても、部外者においてはショックであったことは確かな事実であるようだ。リニアをあてに地方の活性化を目論んでいた自治体や商工会、リニアが来て便利になると期待していた住民などのほかに、実はこの開業遅延ではじめてリニアの一つの真実に気付いたように見えるのがメディアである。

この開業遅延でリニアはどうなるのか。地域住民はどうなるのか。そしていとも簡単に７年以上も遅延すると公表した JR 東海とはどういう企業体質なのか、ということにメディアが注目し始めるようになった。メディアについても他に発言があるので、僅かに所感を述べるにとどめるが、本年６月１４日地方紙１２社の編集長が挙ってリニア見学センター（山梨県都留市）を訪ね、そのあと実験線の被害現場を見学、私と１時間ほどリニアの問題点について懇談した。リニア沿線でもない地方紙を含む１２社が、このような形でリニアに関心を持ち取材を始めたことは、これまで頬かむりしていたリニアに、開業遅延問題を契機としてはじめて強い興味を持ち始めたということを意味していよう。そしてそれに続いて、たとえば７月には沿線５紙が連携して「リニアはいま」という連載を各紙に共同掲載し、また本年９月には毎日新聞が「夢と現実と　リニア中間駅を歩く」という連載を行っている。これらに特徴的なのは、これまで主としてＪＲ東海側の視線に立ってリニアを見ていたメディアが、住民側が抱える問題に視点を移していることである。これはきわめて重要な転換である。メディアがＪＲ東海やリニアの報道の姿勢に新たな視点を加える可能性を持ち始めたのだ。そこには大湫町の水涸れ発表隠しも影を落としていようが、これは重要な転換と言っていい。

## ５　おわりに

総じて言えば、ついにリニアがＪＲ東海の思惑通りにいかない、一つの大きな転換点を迎えたということであり、それが社会の共通認識になったということである。要点を列記すれば（１）リニア工事はとてつもない多くの難問を孕んでおり、それが現実になったこと（大湫に続いて北品川非常口の目黒川の気泡問題が発生した）（２）ＪＲ東海には工事状況のみならず、財務問題がのしかかること（３）ＪＲ東海の隠蔽体質が明るみに出始めたこと（４）それに応じてメディアがリニアの別の側面に気付かされ始めたこと、などである。

私たち住民運動側は、このような好機をしっかりと認識し、さらけ出された多くのリニアの弱点を衝いていかねばならない。当てにならない日本の司法（裁判）もふくめて、私たちはあらゆる機会を使って、ＪＲ東海とリニアを追い詰めていく努力が必要となっていく。

# リニア新幹線工事計画認可取消請求訴訟の現状と課題

関島保雄、Sekijima Yasuo（弁護士）

## １．リニア新幹線計画の概要

リニア中央新幹線（以下「リニア新幹線」という）は、超電導磁気浮上式で、時速 505km、東京・名古屋間約 40 分、東京大阪間約 67 分で走行する。南アルプスを横断し、東京-名古屋間は 86％が、東京-大阪間は約 70％がトンネルである。

ＪＲ東海は、地震で東海道新幹線が被害を受けた場合のバイパスとして必要であること、東京-名古屋-大阪を約１時間で結ぶことで巨大都市が形成され、日本経済が活性化する等を主張している。しかし、少子高齢化の日本で巨大都市の必要性がないこと、東海・南海地震では、リニア新幹線ルートも被害を受けバイパス機能を果たさないこと、むしろトンネル内の事故や地震の際の乗客の安全が確保されていないこと、南アルプス等の自然破壊によるマイナスが指摘されている。

## ２．工事計画の認可と工事の停滞状況

2014 年 10 月 17 日、ＪＲ東海は、国土交通大臣から東京名古屋間の工事計画の認可を受けた。東京-名古屋間を 2027 年までに完成させ、名古屋-大阪間完成は 2045 年の予定で始まった。その後、国からＪＲ東海に財政投融資３兆円が投入され、大阪までの完成計画を８年早め 2037 年とした。しかし、トンネル工事により毎秒 2 トンが大井川からトンネルに漏水するという問題を解決できないことから、静岡県知事は工事の着手を認めず、その他沿線地域も残土置場等が確保できずトンネル掘削が進まない状況が続いている。このため 2027 年の名古屋開業は延期せざるを得なくなった。少なくとも 10 年以上工事が遅れていることは明らかで、その後の大阪までいつ完成するのか、完成時期を明確にする事が出来ない状況である。

工事費は 9 兆 300 億円の計画で始まったが、既に 2021 年４月段階で 1 兆 5000 億円が追加となると認めた。今後工事費は益々増加する。一方、JR 東海は、新型コロナ感染の拡大で 2020 年と 2021 年は乗客の大幅減少により、2000 億円を超える莫大な経常赤字となった。コロナ感染が終息してもリモートワークの拡大で乗客減少が経営を圧迫し、財政的にリニア新幹線工事どころではない。

## ３．工事が進まない状況

静岡県川勝知事は、大井川の減水について、下流域住民 62 万人の飲料水、農業用水、工業用水を確保することを優先し、全量の復水が確保されない限り、県内の工事を許可しない姿勢を続けてきた。国は有識者会議を設置し、工事の進行を打開しようとしたが、かえって、環境影響調査の杜撰さが明らかになった。川勝知事は本年５月知事を辞職し、リニア推進派の鈴木知事が誕生した。しかし、大井川の水確保の基本方針は県民や下流域自治体の意向からも変更できない状況である。東京電力の協力を得て田代ダムの取水制限等により工事を進めようとしているが、新たな難題が出てきた。山梨県と静岡県との境界付近に幅 800 メートルを超える巨大な畑薙山断層があり、ボーリング調査や先進工事トンネルで掘削すれば大量の漏水が予想される。又大井川上流の燕沢に 360 万㎥の巨大な残土置場を設置する計画であるが、残土置場直下に断層が存在していることを JR 東海は今年になって認めた。これらの新たな事態を受けて、大井川の漏水問題をはじめとする南アルプスの環境の保全及び残土置場の安全性の問題が解決しない限り静岡工区の工事は進められない状況である。

## ４．訴訟の提起とこれまでの裁判の経緯

2016 年５月 20 日、リニア新幹線予定地沿線住民を中心とする 759 名が、国を被告にして、リニア新幹線の東京-名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴し、

その後、2019 年３月 13 日原告 67 名で追加提訴し原告数 781 名として東京地裁民事３部で審理されてきた。

原告らは、リニア新幹線計画が、殆どトンネルであることから地震・事故等による乗客の安全性が確保されていないこと、南アルプスの自然の破壊及び沿線住民への騒音、振動、大気汚染等や残土運搬車及びリニア新幹線走行による騒音等公害被害等を防止するための環境影響の調査及び保全対策が不十分で、全幹法及び鉄道事業法並びに環境影響評価法に違反しているとして、工事計画の取り消しを求めた。

## ５．原告適格を巡る中間判決とその問題点

東京地裁は、2020 年 12 月１日、不当にも最終判決の前に原告適格（訴える資格）に関する中間判決を言い渡し、781 名の原告の内、約７割に相当する 532 名の原告適格を否定し訴えを却下し訴訟から排除した。

却下理由は、輸送の安全性は輸送開始前の段階では公益の主張であるとし、南アルプスをはじめ自然環境の保全の主張や残土運搬車両の増加による交通混雑や景観阻害は、公益に属する利益として原告適格を否定した。

また、工事予定地に私的な物権的権利がある原告に関しても、直ちに権利に制限が加えられるものではないとして原告適格を否定した。

一方、建設機械や車両の運行、列車の走行、鉄道施設の設置等に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、日照阻害、飲料水被害等により、健康又は生活環境に係る著しい被害を受けるおそれのある沿線住民に対しては、原告適格を認めた。但し、発生土運搬車両による騒音等の被害を訴える原告に対しては、運行経路等が明らかでない段階では、被害を受けるおそれのある地域に居住しているか否かを認定することができないとして原告適格を否定した。

原告適格を否定された原告らは、東京高裁に控訴したが、2023 年 11 月 28 日控訴審裁判所は一審と同様の理由で控訴を棄却した。但し、神奈川県民３６名は相模川の飲料水を使用しているとして原告適格を認め、愛知県の２名は残土運搬道路附近に住んでいるとして原告適格が認められ、一審判決を取消して東京地方裁判所に差し戻した。従って、この３８名は現在東京地裁に戻され審理が続くことになった。

控訴審判決で原告適格が否定された原告らは、輸送の安全性や南アルプスの自然保護などの権利の保護を求める権利を否定するのは裁判を受ける権利を保障した憲法３２条に違反するとして最高裁に上告し、現在最高裁判所第３小法廷に係属している。

## ６．工事計画認可取消請求訴訟の進行状況

原告適格が認められた原告に対して、東京地裁は、2023 年 7 月 18 日判決を言い渡し、原告らの請求を全て棄却した。

請求を棄却した理由は、交通政策問題に関しては国土交通大臣に大幅な裁量権が認められており、環境アセスに関しても裁量権の逸脱や濫用は無いとし、南アルプスの自然破壊や乗客の安全輸送の問題については、原告適格がない論点であり審理の対象ではない等と不当極まりない判決であった。原告らはこの判決に対し控訴し、現東京高等裁判所で審理が続いている。

## ７．ＪＲ東海の環境アセスの杜撰さの新たな発覚

この間、東京外郭環状道路工事に伴う大深度地下工事による地盤の沈没事故等で、トンネル工事や大深度工事の問題点も明らかになってきた。さらに今年５月には岐阜県瑞浪市大湫町でリニア新幹線工事を原因とする地下水位の低下による井戸やため池枯れ、地盤沈下が発覚し、ＪＲ東海は工事中断に追い込まれた。今年２月に井戸枯れ等が発生したにもかかわらず工事を優先し、５月になって地元自治体へ連絡するなど、環境保全を無視し工事を優先する姿勢が非難されている。これらの事故は事前の環境アセスの杜撰さを示すものである。

# 「リニア中央新幹線建設目的と JR 東海の経営」

## ：開業延期と国策民営事業

桜井　徹、Toru Sakurai（日本大学名誉教授）

### １．はじめに

リニア中央新幹線品川―名古屋間の工事完了・開業は当初予定されていた 2027 年から早くても 2034 年以降に延期されることになった。

工事遅延は、基本的には杜撰な環境影響評価に基づいて難工事の静岡工区のルートを選択し、各地での環境破壊や頻発する事故に原因があるのは言うまでもない。

本報告では、この工事遅延は、リニア中央新幹線が国策民営事業の矛盾の結果でもあることを示すことにある。矛盾とは、国策事業の観点からは工事の早期進展を期待するが、民営事業の観点からは、「健全経営と(株主への)安定配当[1)]」の維持という枠の中で、工事を進行させる必要があるという矛盾である。

まず、民営事業としてのリニア中央新幹線の企業目的から議論を進めていこう。

### ２．リニア中央新幹線建設・経営の企業目的: 東海道新幹線の保護:

リニア中央新幹線を建設・経営する理由は，公式には，東海道新幹線のバイパスとしての役割，旅客輸送時間の短縮，日本経済社会全体に及ぼす波及効果などがあげられているが，実質的な企業目的は次の 2 点である。

一つは，東海道新幹線とリニア中央新幹線を一元的に経営し，自らの経営基盤を強固にすることである。

JR 東海が東海道新幹線との一元的経営を前提に全額自己負担での建設を表明した 2007 年 4 月当時，JR 東海会長であった葛西敬之氏は，「中央新幹線が国の手で建設され， JR 東海以外の経営主体が経営することになれば，東海道新幹線の輸送量の 50%以上が中央新幹線に移転し， JR 東海の経営基盤は根底から覆されてしまう 」と述べている[2)]。東海道新幹線を保護するために競合する中央新幹線を一元的に経営すること、ここにリニア中央新幹線を建設し経営する企業目的があるというのである。橋山氏も、JR 東海の目的として「もう一本の新幹線を建設し、その施設所有権と運営権を自社のものとして永遠に固定化したい[3)]」(p. 57)ことをあげている。

リニア建設と経営が東海道新幹線の経営を保護することにあるとすれば、国土交通大臣が 2011 年 5 月 26 日に東京―大阪間のリニア中央新幹線建設計画を認可し、その営業主体及び建設主体として JR 東海を指定した段階で、JR 東海の企業目的は達成されたとも言えるのである。従って、今日までの工事延期は、その限りでは、JR 東海にとっては容認されるのではないだろうか。

もう一つの企業目的は，技術の海外輸出であるが，米国でのリニア建設事業は今日まで中断されたことを指摘するにとどめる。

### ３．リニア中央新幹線の国策民営事業の象徴としての財投 3 兆円とその役割

リニア中央新幹線計画は、品川―名古屋間を 2027 年までに開業、その後、大阪までは 2045 年の開業を見込んでいた。だが、2013 年 12 月には関西の 4 経済団体と関西広域連合が「リニア中央新幹線同時開業決起大会」を開催するなど、大阪までの早期開業の政治圧力が高まり、2014 年 1 月には安倍首相がリニア中央新幹線を国家的プロジェクトであるとし、早期開業のための公的支援に動いた。

その現れが。政策面では 2014 年 7 月の国土交通省によるスーパー・メガリージョン構想であり資金面では、大阪までの工事完了を 8 年前倒し、2037 年開業を条件とした財投活用資金 3 兆円の融資である。低利・無担保・長期返済という破格

の融資条件は国策と民営とを妥協させようとするものである。

### ４．工事費増加と緩慢な工事費支出

しかしながら、この 3 兆円では工期が短縮されなかった。むしろ工期が遅れているのである。最大の理由は、冒頭で述べたとおりであるが、財務面では、2021 年 4 月に工事費の増加 (5.52 兆円から 7.04 兆円) が明白になったからである。コロナ禍での経営悪化とあいまって、工事費増加は資金調達問題を引き起こすことなった。この点は、筆者が幾つかの論考で述べてきたところである。

コロナ後の輸送需要の回復とともに、この問題は一部解決しつつあるが、それでも、工事は年度計画とも大きく乖離したままである。

JR 東海が 2018 年度分から公表している設備投資計画額に対する実際の投資額の割合は、2018 年度の 91.2%から 2019 年度 82.3%、2020 年度 71.1%、2021 年度 62.3%、2022 年度 61.1%、2023 年度 76.2%であった。

この結果、2014 年度から 2023 年度までの 10 年間のリニア中央新幹線関連の設備投資累計額は 1 兆 7820 億円で、それは全工事費予定額 7.04 兆円の約 4 分の 1 に過ぎない。　2027 年度に工事完了するのに毎年度必要となる投資額は 1.31 兆円であり、これは 2023 年度の設備投資額 3400 億円の約 3 倍に相当する。2035 年度までだと、毎年 4300 億円となり、JR 東海は財務上、可能な数字と判断しているのであろう。

事実、開業延期後の資金調達について JR 東海は工事費が増加する可能性もあるとしつつも、延期した分、キャッシュフローも増えるので心配ないと意見表明している[4)]。

### 5.　JR 東海の「健全経営と安定配当」の現状

だが、それでも。冒頭で指摘したように「健全経営と安定配当」が工事進捗の足かせになる可能性がある。最後に、この点を見てみよう。

まず健全経営について。その指標はいくつかあるが、総資産営業利益率(連結)を見よう(図省略)。

リニア中央新幹線工事が開始された年の翌年の 2015 年度の 11.0%を頂点に低下し、コロナ禍で急落する。その後回復するとはいえ、2023 年度は 6.1%である。コロナ禍前の比較の基準とされる 2018 年度は 7.8%である。

株主への「安定配当」はどうか。二つの指標に注目する。純利益に対する株主への配当額の割合を示す配当性向と、純資産 (株主資本) に対する配当額の割合を示す純資産配当率である(図 1)。

双方の数値とも全体として低下傾向である。とくに、株主還元度合いの数値として注目されている純資産配当率は 2023 年度も 0.7 のままである。JR 東海は配当額からみれば安定配当と主張するが、株主は還元率からすれば低水準だと認識する可能性もある[5)]。

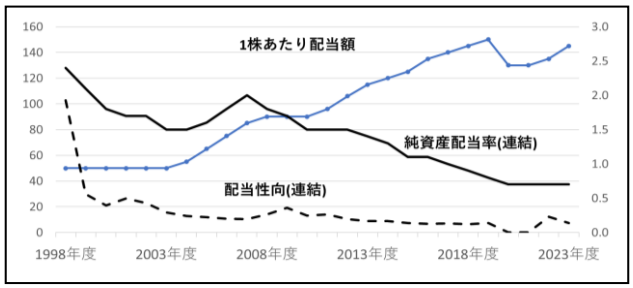



**図 1　JR 東海の株主還元の推移**

注)　1 株あたりの配当額(2023 年度は株式分割前の基準に換算)と配当性向は左目盛り。

出所)　JR 東海「ファクトシート 2023」「決算短信」(2024 年 3 月期)から作成。。

### ６．むすびに代えて

リニア中央新幹線の工事遅延は、早期実現という国策性かせは問題があるが、「健全経営と安定配当」を堅持しつつ工事を進めるという民営事業の原則からすれば、また、東海道新幹線の経営保護という、その建設・経営の目的からしても JR 東海にとっては困らないのかもしれない。とはいえ、工事継続が生活・環境破壊を進行という事態は、国民にとっては大いに困るのである。。

(参考文献等は報告時に補足します)

---

1) JR 東海『有価証券報告書』(2024 年 3 月期) 15 頁。
2) 葛西敬之(217)『飛躍への挑戦　東海道新幹線から超伝導リニアへ』ワック、2017 年、156 頁。
3) 橋山禮治郎『リニア中央新幹線　巨大プロジェクトの「真実」』集英社、2017 年、57 頁。
4) JR 東海「決算説明会、主な Q&A」2024 年 5 月 2 日、3 頁、参照。。
5) 「同上」5-6 頁、参照。

# 安全が担保されないリニアの技術開発は未熟開発

大塚 正幸　OHTUSUKA Masayuki(東京支部)

## １．新幹線と次元を異にするリニアの安全

「安全は輸送業務最大の使命である」これは鉄道各社が掲げる安全綱領である。開業以来死亡事故ゼロを続ける新幹線であるが、生みの親と言われる島秀雄は、計画当時スピードのギヤップを危惧する国民に(新幹線は)“新しい技術は何も使っていないから絶対安全である”と胸を張った。新幹線開業 60 年の安全は、従前 90 年の鉄道が積重ねた過酷な事故(衝突･脱線･火災等)からの教訓と、改良技術の積重ねの上に成り立っていることを忘れてはならない。翻ってリニアは、走行機能も運転制御方式も全く経験の無い輸送システムである。超電導がいかに卓抜した技術であっても、これを輸送手段として適用するにあたっては、第一に安全、そして社会投資の効果を勘案しなければならない。ところが民営国策事業として強引に進められてきたリニアプロジェクトは、国民の合意形成を得るための公開原則に幾多の問題がある。本稿では、公開が極めて不十分なリニア実用上の安全に的を絞って、筆者が抱く違和感と危惧について述べる。

## ２．隠され続けるリニアの安全

### (1) 不誠実に尽きる一般むけ安全の公開

2013 年から山梨実験線の運用が開始された。未経験の新輸送システムの安全を検索すると、JR 東海の“成果”を誇る公式サイトに誘導される。そこには(当然)事故やトラブルの改善経過も記述されない。実験線で具体的にどのような不具合が判明し、それぞれいかなる対応がとられたのか、納得できる結果の公表はされていない。

リニアの安全を審査する監督組織として国交省内に審査機関が設けられているが、実務は全て JR 東海に仕切られ、第三者機関の役割を果たしていない。このことは章を改めて記す。

### (2) 実験線や研究施設における検証の限界

実験線で再現実験ができない衝突･脱線･火災･地震等の過酷な事故については、理論計算シミュレーションや試験装置による検証で補われるが、問題は実験の内容である。“安全の確認試験”がいかなる条件で進められたかについては、内部資料を追及することができない。

過酷事故は偶発的、悪条件の複合の下で発生(例えば地震動+電源遮断、回復運転時のシステム障害等)するものである。然るべくセットされた個別事故の模擬実験では効果的な再現は期待できない。

### (3) 制約されている？専門誌への投稿

リニアの関連する学会誌、協会誌(鉄道総研研究報告、電気学会、土木学会、トンネルと地下誌など)はどうか。専門学会誌に基本構造として超電導輸送の安全の解説は見られるが、“リニア新幹線”実用時の安全を担保するに足る検証記事は皆無に等しい。また、最難工事が予想されるトンネルの地質や、建設中の事故情報に関する協会誌等への投稿も極端に少なく、外部への“漏洩”を恐れて投稿が抑制されている疑いがある。

## ３．リニアの技術開発はいつの間に完了した？

### (1) 実用技術評価委員会は開店休業中

1997 年国交省はリニア開発基本計画に則り『超伝導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会』を設置した。国交省の HP で公開された委員会の審議記録は我々が入手できる唯一の開発情報である。議事内容や開催日程の一部を欠くなど情報の不備で、全容を知るには程遠いが、判明する範囲で委員会の開催経緯と審議概要を示した。**表-1**

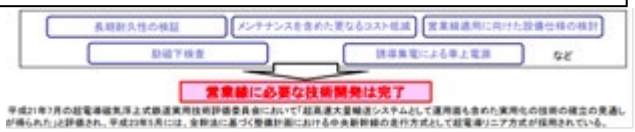
2009 年 7 月開催の第 18 回委員会では、実用技術の詳細な審議内容とともに、多くの「今後の課題」が挙げられている。それらの課題のうち「誘導集電」に関してだけは“必要な技術が確立した“と第 19 回委員会(2011 年 9 月)にて承認された。

その後 5 年半委員会は開かれず、2017 年 2 月の第 20 回委員会は、空白期間を埋める実用技術の内容の審査の形跡が見えないまま、今後の技術

**表−１実用技術評価委員会の経緯と審議概要**【筆者編集】
1990 年 運輸省リニアに関する技術開発基本計画を策定
1997 年1月上記に基づき国交省はリニア実用技術評価委員会を公設
【委員会は非公開(規約不明) 国交省の HP 等により編集】
委員会記録【1-3, 6-11,15 回)は開催記録 HP から検索不能】
第 4 回委員会(2000 年 3 月)「**実用化の技術の目途が立った**」
第 5 回委員会(2003 年 4 月)「**初期の技術開発目標達成へ進捗**」
第 12 回委員会(2005 年 3 月)「**実用化の基盤技術が確立した**」
第 13 回委員会(2006 年 3 月)「山梨実験線、長期耐久性等検証継続」
第 14 回委員会(2006 年 12 月「**コスト低減技術開発の見通しを得た**」
第 16 回委員会(2009 年 4 月)「改良車両による走行試験状況等」
第 17 回委員会(2009 年 6 月)「前回の検討課題についての報告」
第 18 回委員会(2009 年 7 月)
【62 頁に及ぶ配布資料掲載; ➡審議内容詳細が見える貴重な資料】
**審議事項**:①長期耐久性の検証 ②コスト低減③設備仕様
③環境対策④異常時対応 ⑤保守に関する検討状況
**今後の課題**:高温超電導磁石、励磁下検査、誘導集電・車両設備、異常時対応、保守運用体系、営業線仕様、技術基準、運営指針等
「**営業に必要な技術が網羅的、体系的に整備され、営業線仕様や技術基準策定の具体化が可能になった**」
第 19 回委員会(2011 年 9 月)
「**誘導集電による車上電源に必要な技が確立している**」
第 20 回委員会(2017 年 2 月) **技術評価に関する公式記録無し**
【「別添資料」に(今後の技術開発について)開発基本計画策定期日の延伸(2023年度まで)を提示
当該年度を期限とする技術開発基本計画策定期日を**6 年間延伸**】
第 21回委員会(2023 年 3 月) **技術評価に関する記録無し**
基本計画を **3 年間延伸** (2025 年度末まで)
【「別添資料」『営業線に必要な技術開発は完了している中・・・云々』】
参照:https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr1_000011.html

**「第20回超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会の開催結果について【抄】** 平成 29 年 2 月 17 日
…現行の技術開発基本計画における開発期間が平成28年度をもって終了することから、本日、JR東海と鉄道総研より、今後の技術開発の方向性等について」に報告され、審議・了承されましたので、お知らせします。(別添資料参照)
出典:https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000017.html

**「超電導磁気浮上方式鉄道技術開発基本計画」の変更承認について【抄】** 平成 29 年 3 月 22 日 **【鉄道局技術企画課名で press 発表】**
現行の技術開発基本計画に基づき、営業線に必要な技術開発が完了しました。今後は、既に確立している実用技術について、より一層の保守の効率化や快適性の向上等を目指し、技術開発を進めます。
…このたび、より一層の保守の効率化や快適性の向上等のための技術開発を推進するため、3月15日付で鉄道総研から技術開発基本計画の変更承認申請があり、内容を審査したところ適当と認められたことから、本日、承認しました。
○主な変更内容**(詳細は別添資料参照)**
現行の技術開発基本計画に基づき、営業線に必要な技術開発が完了した。今後は、既に確立している実用技術について、より一層の保守の効率化や快適性の向上等を目指し、技術開発を進める。
1. 今後の重点開発課題(1)低コストかつ効率的な保守体系の検証
(2)高温超電導磁石の長期耐久性の検証 (3)快適性の向上 2. 技術開発期間の延長 (平成2年度～34年度)
なお、本件については、本年2月17日に開催された実用技術評価委員会において、審議・了承されています。
出典 https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07_hh_000129.html
(別添資料)https://www.mlit.go.jp/common/001172949.pdf




開発の方向と６年間の開発期限延伸が建議された。直近の委員会は 2023 年度末開催の第 21 回であるが、ここでも開発技術の審査は無く、さらに三年間の再延長方針が提示された。このように委員会は 2011 年以来実質、休眠状況が続いている。

### (2) JR 東海の姑息な陰謀に乗せられた国交省

苟もリニアに関心を抱く者にとって、リニアは開発中の輸送システムである。ところが JR 東海のＱ＆Ａの回答には驚愕を禁じ得ない。……曰く超超電導リニア技術はすでに実用技術として完成しています”と、国民の実態感とは乖離している。国交省がかかる重要な宣言をしたはずは無い。
委員会の記録を精読したところ、第 20 回の添付資料に巧妙仕込まれた仕掛けを発見した。表-1 を見比べてほしい。右欄は第 20 回委員会の開催報告、下欄は評価委員会の上位機関に開発本画の変更認可通達の開示記録である。
仕掛けのタネは「別添資料」に隠されていた。紙面の都合で一部しか掲できないが、資料は鉄道総研とＪＲ東海連名の『超電導リニア関する今後の技術開発ついて』と題された表紙付き 6 枚のペーパーで、3 項目の重点課題と開発期間延長を説明する資料である。ところがその頭に平成(2009)年以来の開発経緯を説明する図がさりげなく潜りこませてあり、【ここがペテン師の真骨頂といえるが】上掲の如く営業線に必要な技術開発は完了の字句が勝手に挿入された。同様の添付資料は 2023 年にも添付され、評価委員会の審議を経ないで開発完了の怪解釈の独り歩きを許している。

### ３.事故を起こさない安全 と 起こした後の安全

日本の安全な新幹線システムが欧米に直輸出できない裏には安全に対する観念の相違がある。前者は、ともすれば原発や大深度地下事故のような安全神話を生む素でもある。我々がリニアの安全を危惧する根底には“起こらないだろう”という安直な楽観、技術への盲目的な過信がある。実験線では過酷な地震にも遭遇していない。新システムの“想定外”事故にたいする想像力も疑わしい。高速行き違い試験はトンネル内で実施されたか？誘導集電子コイルの敷設実績は？莫大な走行案内コイルのメンテは？U型側壁で囲まれた走行装置の故障点検・現地補修は？旅客の救援は？南アルプストンネルから如何に脱出するか？時間は？
JR が答えを示さない心配の種は尽きない！嗚呼。

# 「静岡県知事選におけるリニア政策の展開と今後の運動課題」

林　克（リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク　共同代表）

## １．はじめに

2020 年に金子 JR 東海前社長が静岡県庁を訪れ、県との合意にないヤード工事を持ち出して工事を迫りました。川勝知事に拒否されるや記者会見で「2027 年開業ができないのは静岡県のせい」と発言し、ネットを中心に静岡バッシングが起こりました。それ以降ことあるごとにそれを連発し、2023 年 12 月、JR 東海がリニア認可申請文書の品川―名古屋間の開業時期を「2027 年」から「2027 年以降」に変更を申請するときも、丹羽新社長は「静岡工区のめどが立たず開業が遅れている」と述べました。この JR 東海の戦略がボディーブローのように効くことになります。

静岡バッシングの特徴は、他にも遅れた工区があるにもかかわらずそれを伏せたかたちで「開業が遅れるのは静岡県のせい」と強調し、そのたびにバッシングが起きることです。それはネットだけでなく、一部の文筆家、自民党リニア部会、県議会自民党、そして一部の流域首長まで巻き込むことになります。染谷島田市長は「大井川の流量は年間 19 億トン、山梨県に流出するのは最大でも 500 万トンと微々たるもの」「利水協の一定の役割は終わった」「（知事に対して）分をわきまて」という事実でないこと、不適切なことまで飛び出しましたが、それらの多くは国交省や JR 東海との流域首長に対する非公開の説明会の後でした。また「御殿場コシヒカリ」発言に代表されるよう

に、度重なった知事の不適切発言について、それ自体は反省すべきことですが必要以上に大きく取り上げられ、県政初の辞職勧告決議がされるなど、重層的なものだったと言えます。リニア関係 8 団体はこれを重視し、リニアの取り組みに確信を持ちバッシングに負けないよう「平太がんばれキャンペーン」を毎月 1 回実施して宣伝をしてきました。

## ２．川勝知事辞職を表明

川勝知事は 4 月 1 日、新採職員への訓示で職業差別とも受け止められかねない不適切発言をするやいなや発言についての批判の電話が鳴り止まず、翌日 2 日夕方辞職の意向を明らかにしました。翌日の記者会見で川勝知事は、①リニア問題に一つの区切りがついたこと、②不適切な発言を辞職の理由としました。

それに先立つ 3 月、国のリニア工事に関するモニタリング会議が開かれ、重ねて丹羽 JR 東海社長は「2027 年開業を断念して 2034 年以降となる」「静岡工区のようなところは他にはなく、名古屋での開業の遅れに直結している」と表明しました。しかし川勝辞職表明を受けたかのように、JR 東海の澤田常務が静岡まで来て山梨や長野で遅れが出ていると念入りに記者会見しました。これ以降リニア工事の遅れは静岡だけではないという報道が全国的に取り上げられるようになりました。

知事選に向けて、まず川勝知事が指名したともとれる立憲の代議士、渡辺周氏の名前があがり、元副知事・元総務省キャリア官僚で大村慎一氏、前浜松市長の鈴木康友氏が意欲を示しました。大村・鈴木両氏は自らをリニア推進派と位置づけ、大村氏は「川勝知事の手法を抜本的に見直す」、鈴木氏は「ゼロベースで見直す」と述べ川勝知事のリニアの取り組みの全否定に近い姿勢である一方、静岡のリニアの問題点を国会で取り上げてきた渡辺氏が「国政に専念したい」と辞退をする中で、リニアは知事選の争点にならない畏れが強まりました。

## ３．住民運動の動き

4 月 12 日は静岡県内のリニア関連 8 団体で、川勝辞任についての声明を発し、「リニアより水

と環境を優先」とした川勝リニア政策の評価した上、現在 2 つの専門部会で行われている 47 課題のうち 30 の工事の影響（当時）についての議論を存続発展させるべきだとしました。そして選挙中候補者に公開質問状を実施するとしました。

大村、鈴木両氏はともに「オール静岡」を名乗り、自民党や共産党を除く野党各党、連合にそれぞれ推薦依頼しました。その中で鈴木氏の推薦の立憲の決定が、原発、リニアをめぐってとりわけ難航しましたが、4 団体（立憲、国民、ふじのくに県議団、連合）で足並みをそろえることとなり、大村氏は自民が推薦することとなりました。

静岡県市民連合は、立憲野党との懇談の中で静岡県知事選についても意見交換し、このままではリニア、原発の県民の選択肢が失われることの懸念、論戦ができる無所属候補が必要との認識を示しました。前回県知事選で、川勝氏のリニア対応を評価して自主支援を決めた「憲法をくらしにいかす県政をつくるみんなの会」についても、市民連合と意見交換して無所属候補擁立を目ざしましたが、時間切れ寸前で断念。25 日共産党県委員会がリニア反対、浜岡再稼働反対を明確にした森大介県委員長を擁立しました。マスコミは「リニア論戦に（中日）」という見出しを振り、「リニア建設工事」「浜岡原発の再稼働」「県西部県営野球場の建設」の是非などを主な争点としてたたかわれことになりました。全国的に注目度が高く、「与野党対決」とも報じられましたが、県中部と西部の財界の思惑が色濃く表れた選挙となりました。

8 団体の中には川勝知事への再出馬を要請する署名を取り組んだところもありました。

## ４．県知事選の論戦

5 月 2 日に青年会議所の候補者公開討論会が開催され、大村、鈴木、森 3 氏の舌戦が行われる中で、鈴木氏は初めて「川勝知事のリニア議論について敬意を表する」と表明、一方大村氏は「1 年以内に結論を出す」と拙速な発言、森氏は水や環境の問題などからリニアに反対姿勢を示しました。また大村、鈴木両氏は「静岡県へのメリット」を要求していくことを述べました。

論戦の中で鈴木氏の川勝県政全否定の姿勢から、リニアにおいてはこれまでの静岡県の取り組みを尊重していくことが明らかになってきましたが、それが明確に現れたのがリニア関係 8 団体の実施した公開質問状への回答でした。川勝知事のリニアの取り組み「川勝知事であったからこそ、ここまで静岡県の諸問題が議論された」、2 つの専門部会「基本的には尊重する」、工事許可しないことはあり得る？「決定的事案が生じた際は工事の許可を認めない」と答えました。

また選挙中に岐阜県瑞浪市の水枯れ問題が全国で大々的に報道されたことでも鈴木氏の変化を加速しました。

南アルプスのトンネルにおいてもこの方法が提示されていますが、高圧の被圧地下水が噴出する、より条件が困難な場所で止水できるのかが問われることになります。

## おわりに

投票の結果、鈴木康友氏が 72 万票余りを得て当選しました。当選後の記者会見で鈴木知事は、静岡工区の着工許可については「課題への解決策の各主体の合意、流域市町の不安解消」と“条件”を挙げ、納得されるよう努力することを前提に「最後は政治決断も必要」とも述べました。各方面に不安が広がっています。

また県境付近のボーリングについて、静岡県、山梨県、JR 東海の三者合意が行われましたが、マスコミは鈴木知事の「スピード感」と関わらせて報道しましたが、実際は川勝知事時代の静岡県側の提案が実現したもの。これまでではじめて断層破砕帯で湧水圧試験を実施して透水係数を算出する画期的なものです。

今後田代ダムでほんとうに水が失われることの代替となるのか、南アルプスの生態系や景観が守っていけるのかが大きな争点となります。

# 長野県、神奈川県内における残土処分地計画撤回への経過と課題

桂川雅信　Katsuragawa Masanobu（長野支部）

## １．はじめに

長野県下伊那郡の飯田・下伊那地域ではリニアの残土処分量が約 950 万 $m^3$。JR 東海はそのほとんどを「窪地」と称して周辺山地の谷に埋め立てる計画である。神奈川県内のトンネル工事で排出される土砂量は約 1140 万 $m^3$ と想定されている。そのうち、約 3 割の約 360 万立方メートルを関東車両基地内（相模原市緑区鳥屋）で利用する計画である。

## ２．豊丘村：最初の処分地撤回

下伊那郡豊丘村では 2016 年 4 月 14 日「リニア残土 NO！小園の会」が発足。署名を開始して 10 日間で谷埋め盛土予定地下流域住民の約 70％を集めて、村長と JR 東海に申し入れた。地域住民からは「家族で話し合った」、「熟慮した」、「雨が降るたびにこれ以上不安になるのは御免だ」等、真剣な声が聞かれた。

JR 東海は「なぜ反対されるのかわからない」などと言いながら裏では切り崩し工作をはじめていたが、住民の固い結束を見て 6 月 8 日、「地権者の同意が得られない」としてこの地での計画を断念すると発表。「村からの中止要請とは全く関係ない」と強弁。　筆者はこの署名運動が始まる前まで、3 回の学習会に出席し、「リニアへの賛否」とは関係なく、谷埋め盛土の危険性について繰り返し説明した。[1) 2)]

JR 東海が長野県内で計画しているリニア新幹線工事の準備過程で、部分的にでも計画を断念したのはこの豊丘村小園地区が初めてである。威圧的な県と JR の姿勢を突き破ったのは、地元住民の「谷埋め盛土で被害を受けるのはゴメンだ」という強い気持ちと団結力であり、それを支えた谷埋め盛土の危険性を解明した科学の力である。

## ３．松川町：最大規模の処分地が白紙撤回

豊丘村と同時期に自治体が県に盛土処分地として提案した松川町の寺沢川上流域には、合計 620 万 $m^3$ の残土が谷埋め盛土として処分される計画だった。（図 1）

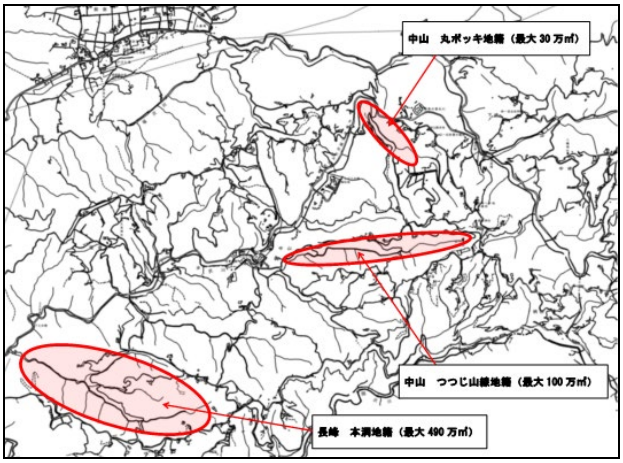



図１　松川町の残土処分計画[注 1)]

この計画に対して、盛土の下流域にあたる福与地区は「リニア工事対策委員会」を設置して学習会を何度も開催し、そこで筆者は以下の点を強調した。

①　本洞の盛土については直下に集落があり、土砂流出の危険を考えれば絶対に認められない。

②　つつじ山線の盛土は直下に集落があり、認められない。三六災害ではこの地域の土砂流出により、下流域の福与地区も被災したことを考えれば、盛土による寺沢川への土砂流出は認められない。

③　丸ボッキの田面復元は斜面盛土の脆弱性を高めるものであり認められない。また、盛土内部の永続的な地下水監視と盛土の危機管理について JR が責任を負わない限り盛土は認められない。

盛土上部の客土などの復元対策をするつもりがあるならば、谷埋め盛土以外の候補地はほかに存在する。

県と JR による激しい切り崩し工作や懐柔策にも負けることなく、「福与地区リニア工事対策委

員会」は 2016 年、2017 年の 2 回にわたって町長宛に「残土受け入れ計画の撤回」を申し入れた。

2020 年にはこの計画を推進してきた最上流の生東区が残土問題に関与しないと表明したことで、寺沢川流域での谷埋め盛土処分計画は全面的に白紙撤回となった。これにより大鹿村から発生する大量のトンネル残土を近隣で処分することが不可能となり、下流域の安全が確保された。

## ４．龍江地区：飯田市内で初の処分計画頓挫

長野県下でリニア工事の拠点となっている飯田市内では、残土問題への意見は出しにくい状況が続いていたが、龍江地区の清水沢川に計画されていた 40 万 ㎥ の「川埋め盛土」計画に対して、2019 年に下流域の住民が「龍江の盛土を考える会」を結成し、学習会と旺盛な宣伝・署名・アンケート活動などを展開した。

この会の学習会は「川埋め盛土」の崩壊によって甚大な土石流災害引き起こす可能性に強く警鐘を鳴らしたことで、下流域住民を中心に会員が拡大し、定期的に地域防災に関する学習会が開催されることとなった。

2021 年 3 月、この「川埋め盛土」を県に提案した「龍江地域づくり委員会」（自治会のこと：筆者注）に対して「龍江の盛土を考える会」は 3 年間の検討結果として候補地の取り下げの提言を行った。この提言は JR 東海の主張を詳細に検討した内容を添付し、その「おわりに」で以下の要に述べている。

「この結論は、地域住民が主体的に検討したリスクコミュニケーションの大きな成果であり、「住民自治の在り方」や「残土問題の課題」などを改めて考える機会にもなりました。

龍江地域づくり委員会は、当会の検討結果や提言、アンケート結果等を民意として尊重し、将来に禍根を残さない大局的な判断を下すことを期待します。」

JR 東海、県と飯田市、「龍江地域づくり委員会」はこの提言の後、前年まで頻繁に行っていた説明会を停止してしまい、地権者の反対者が増加したこともあって龍江地区の「川埋め盛土計画」は頓挫することとなった。

## ５．相模原市：韮尾根地区牧場計画を撤回

相模原市の韮尾根（にろうね）地区では 2016 年から環境影響評価の審査に「（仮称）津久井農場計画」という怪しげな事業の申請があり、内容は韮尾根地区の谷に 100 万 ㎥ の残土を投入して牧場を造成するというものであった。地元の韮尾根自治会は意見書の提出などを通して反対の意思表示をしていたが、環境影響評価審査は「牧場計画の是非」に終始して、谷埋め盛土の危険性については議論が全くなされていなかった。

筆者らは韮尾根自治会とともに環境影響評価審査会に谷埋め盛土の危険性を訴えるとともに、盛土の崩壊によって甚大な被害を受ける下流域の愛川町民にも呼びかけ、相模原市としての対応を迫ってきた。

この環境影響評価の審査は 2020 年 3 月に準備書市長意見書が出された後、代表者を替えながらこれまで推移してきたが、2024 年 7 月になって、事業者から「対象事業を実施しないこととしたため」との理由で事業廃止届が出され、谷埋め盛土計画自体が撤回された。神奈川県内では谷埋め盛土に反対する地域住民の最初の勝利となった。

## ６．おわりに

リニア関連工事の残土による谷埋め盛土に筆者が関わるようになって 10 年となる。これまでに調査を行ったどの地域も JR 東海は表に出ることなく、県と自治体を介して残土処分地を提供させる悪質な手法で進めてきている。谷埋め盛土は未来に重大な危険を押しつける最悪の工法であることは熱海土石流事件で明白であるにもかかわらず、「盛土規制法」のザルの目を利用して今日も続けられている。下流域住民の命がけの闘いはこれからも続く。

**＜引用文献＞**

1）松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会資料（第 1 回：平成 28 年 2 月 22 日）より抜粋。

# 岐阜県・長野県の県境におけるリニア工事の状況

坂本 満、Sakamoto Mituru（岐阜支部）・庄司 善哉、Syouji Zenya（岐阜支部）

## １．はじめに

岐阜県・長野県境でリニアトンネル工事（山口工区、尾越工区など）が行われている。この地域は阿寺断層帯、木曽山脈西縁断層帯などの活断層が通過し地質構造が複雑な箇所である。また中山道の木曽谷への入口でもあり馬籠宿、妻籠宿などの町並みがあり、環境への影響には関心が高い。

リニアトンネルの直上に分布する水道水源への影響や、山岳地での発生土の処分の工事後を含む対応など不安がつきない状況にある(図１)。

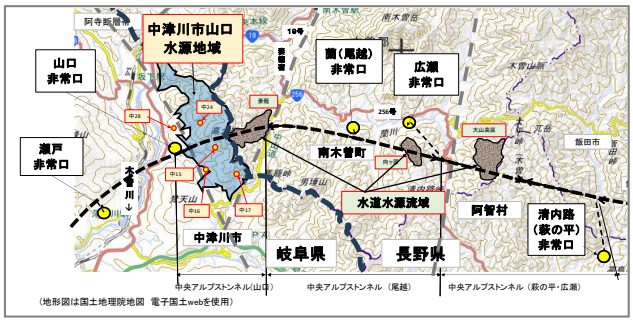



**図１　岐阜県と長野県境付近のリニア路線と水源地域**

県境の工事などの実態を JR 東海の資料などから読み解き、「環境影響評価書」(文献１：以下では「評価書」とする)がどう履行されているかを検証していくことは、住民だけでなく、関係する自治体への有用な情報提供となるだけでなく、環境保全への問題提起ともなる。

## ２．県境付近のリニア工事による環境変化

### １）水資源への影響

岐阜県山口工区おいては県条例により「水源地域」が指定され「評価書」に記載がある。山口非常口からの掘削が行われ現在県境付近に達している。

JR 東海の報告(文献 2、3 など)ではトンネル直上の観測点（N104）の水位低下の記載しかないが、同じ資料により作成した経年変化図では、（N104）の他にも（N112）の基底流量などの低下傾向が認められる(図２)。2023 年度後半には山口非常口からの湧水量が毎分２立米以上に急増し影響が懸念されている。

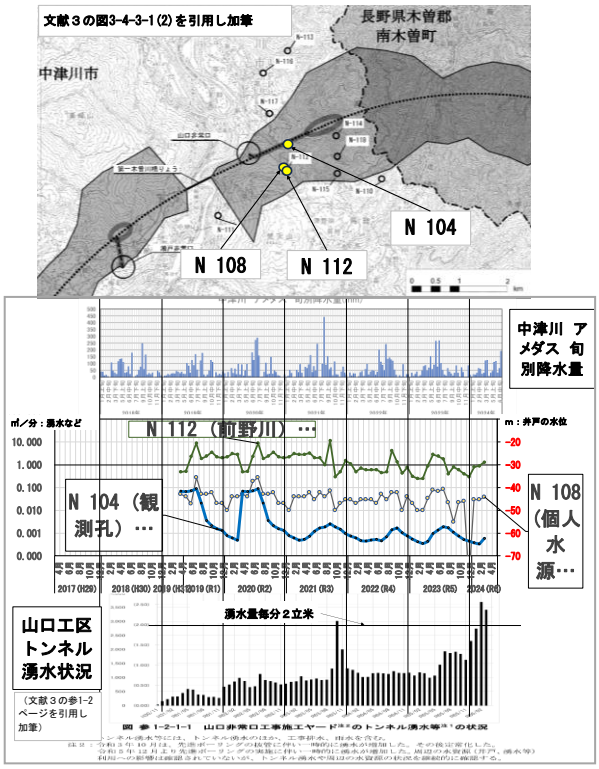



**図２　山口工区の湧水と水資源観測の経年変化（文献３などから作成）**

このトンネル工事は長野県側まで達するため、長野県側の南木曽町でも山口工区での湧水の影響を懸念している。南木曽町では「水道水源保全条例」指定地の直下を通過し、条例に基づく審議で県知事の工事への同意条件が示された(2017 年 7 月)。工事に先立ち町は「予備的措置」などを確認しているが、水資源の補償期間 30 年という旧建設省の要綱など、不十分な内容も含まれている。

### ２）発生土処理による影響

#### ①発生土置き場と維持管理

「評価書」では発生土置き場について「第三者が最終的管理を行うこととなる場合には」JR 東海の作成した「管理計画を引き継ぎ・・」と謳われている（文献１：3-44 ページ）。

山間地では地元の地権者から管理などへの不安から候補地が断念されてきた経緯があり、現状では発生土置き場をＪＲ東海が購入して管理あるい

は、維持管理はＪＲ東海が恒久的に行う条件で地権者に了解を得るような状況がある。

盛土に関する公的な基準等では、設計・施工でめざした性能はその後の管理で維持されることを前提に構成されている。しかし、リニア工事の盛土は設計・施工では公的な基準等に依拠しながら、維持管理は別の問題として議論されている。“恒久的管理”というが、内容は曖昧なままで白紙委任的に大規模盛土が行なわれている。

また、国の法律や県レベルでの盛土条例により、リニア工事のような民間の盛土施工についてはかなり監視ができるが、施工後の維持管理は事業者あるいは地権者任せになっている。

南木曽町でのトンネル掘削は、発生土置き場が確保できた分ずつ行われる取り決めである。掘削を止めないために近接する町外、県外など他所への土砂搬出が行われており、受入側の自治体も含めた環境影響への検証が求められる。

### ②工事車両と土砂量

工事車両台数は発生土量に関係する。「評価書」資料編の工事計画には発生土量と工事車両台数とが示されている。

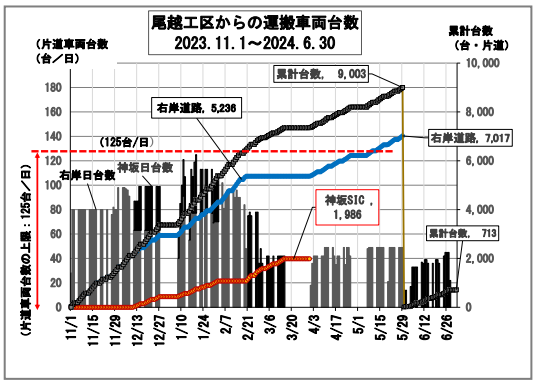



**図３　発生土の運搬状況の例。棒グラフは１日の車両台数（片道）。折れ線は累計台数。**

進行中の工事による発生土の移動実態を確認することは、リニア工事の実態と環境への影響を検証する基本の事項であるが、JR 東海の報告でも詳細はほとんどわからない(文献 3)。

発生土運搬車両台数の稼働状況の一例を図３に示す。南木曽町が一日最大台数をチェックするために事業者から入手しているデータに基づいている。車両の積載可能重量からおおよその盛土の土砂量が推定でき、工事の実態を示すデータとなる。

### ３．調査データの精度と解析方法の問題

水涸れのあった瑞浪市大湫の観測データの経年変化を図４に示す。観測点（M107）は 2022 年秋頃から水位低下があり、その後の変動パターンが以前と異なる。また（M106）では井戸の最低､最高水位が 2022 年あたりから下がる傾向にある。

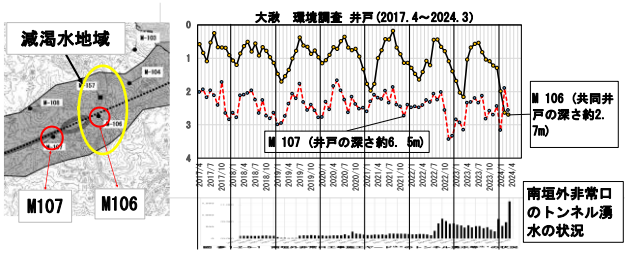



**図４　瑞浪市大湫の井戸水位経年変化（文献３などから作成）**

環境変化の状況を適切に可視化し情報提供を行うことが JR 東海には求められるが、これまでの報告書は一次的な解析にとどまり、加えて月１回の観測データでは降水の影響などで、工事による水位変化などを見落としている可能性がある。

### ４．まとめと課題

①　JR 東海が「異常が生じた」と発したときに既に問題が深刻化している場合がある。環境保全への「丁寧な説明」ができないのは、予兆を認識できていないか無視していることになる。

②　県、自治体による「評価書」の検証が求められるが、事業者の説明を聞くに留まっている。計画の杜撰さを工事実態から指摘するため、様々な立場から各種資料を総合的に解析・可視化し、問題点を明確化することは、住民だけでなく、関係する自治体への有用な情報提供ともなっている。

③　リニアの開業時期は不透明な状況で、計画そのものの見直しが必要である。同時に、進行中の工事の危うさへの実態解明も重要となっている。

### 引用文献

文献１：「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】平成 26 年 8 月」
文献２：「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査報告書、各年度
文献３：「令和５年度における環境調査の結果等について【岐阜県】」他各年度

# 「三重県リニア基本戦略」についてのパブリックコメントと説明責任

前田定孝　MAEDA Sadataka（三重支部）

## １．はじめに

「日本が持続的に発展していくためには、生産性の向上が必要であり、リニア中央新幹線は、その一翼を担い、また、東海道新幹線とともに三大都市圏を結ぶ大動脈の二重系化をもたらし、さらに高規格道路ネットワーク等とつなげることで、高速交通ネットワークの多重性・代替性が強化され、巨大災害リスクに対するリダンダンシーの確保に資する国家的プロジェクトです。／本戦略は、リニアがもたらす効果を県全体に波及・発展させるために、リニアとともに本県が歩む将来の『めざす三重の姿』を明らかにするとともに、それを実現するための取組の方向性を示すビジョンです。／名古屋・大阪間のルートや駅位置などについては、今後、JR 東海による現境影響評価の手続の中で示されることになります。リニアの整備にあたっては、駅をはじめとした施設全体の巨大災害リスクに対する強じん性を高めることなどを、事業主体である JR 東海に求めるとともに、災害に備えた取組を検討してまいります」

去る 2023 年 12 月 15 日から、年をまたいで 2024 年 1 月 22 日までの間、「三重県リニア基本戦略（仮称）」中間案に対するパブリックコメントが実施された。対して 52 人から 90 の意見が寄せられ、三重県のパブコメのなかでは異例に多いとされる。上記は、このパブコメに寄せられた意見に対する三重県側の回答の「パターン」の１つである。この「パターン」は、実に 56 件に及ぶ。三重県は、県民意見の６割に対して、このようなコピペを返しているのである。

## ２．出された意見の分布

三重県から開示された情報公開文書によると、この寄せられた意見のうち、①最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの、28 件、②意見や提案内容が既に反映されているもの、２件、③今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの、57 件、そして④反映または参考にすることが難しい、３件となっている。

そして上記の回答パターンは、このうち「③今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの」の、そのほとんどすべてに対する「回答」である。つまり「今後の取組に」対する「参考」であり、すなわち当分この意見は取り入れる気がないということである。

それでは、このように「当分取り入れる気がない」意見とは、どういうものであろうか。たとえば次のような意見が見られる。

○「南海トラフの想定震源域と三重県のリニアルートがほぼ重なり、『巨大災害リスク』が大きくこの事業はやるべきではないことは明らか」

○「人口減少と高齢化に対するには、より高速で移動する交通手段の建設が課題解決になるのではなく、社会の変化や情勢にみあった地域内での公共交通機関、交通手段の整備こそが課題」

○「南海トラフ地震が発生してリニアがトンネル内に閉じ込められた場合には、救出活動は地元自治体が担うことになりますが、大地震発生後の地元自治体は地元住民の救助活動で手いっぱいとなり、リニア乗客の救出が大幅に遅れることは確実です。名古屋－大阪間のリニア建設は三重県と沿線自治体にとって『防災力を強化する』どころか、逆に大きな負担になってしまいます」

○「災害および環境保全対策についての言及・指摘が希薄なのは、〈まずはこの計画を交通政策として確定し、あともどりのできない状態にしたうえで、その後の「できるかぎりでの」災害・環境保全対策を講じる〉という姿勢の帰結である。……このようなやり方は、結局のところは県民にとって最も重要な、災害・環境保全対策を後回しに

してしまうことに直結する」

このような対応は、何を意味するのか。

### ３．後もどりできない事業推進の意思決定過程

上記の県民意見とは、「リニア中央新幹線を考える三重県民連絡会」（リニアみえネット）が、当該期間にその構成員に呼びかけて、提出してもらった意見である。要するに、〝人口減のなかで地域内での交通機関になりうるのか〟、〝この開発パターンは昔のオワコン（終わったコンテンツ）ではないのか〟〝災害対策はほんとうに大丈夫か〟というものであり、この最後のものは、〝環境・災害対策を万全にする前に交通政策のレベルで決定して、その後に環境・災害上の問題が発生した段階で後もどりできないような推進をするな〟というものである。

この間、三重県および県内の市の、環境および災害対策担当の部署を指定して情報公開請求したところ、驚くことに出てきた文書はわずか２枚。１件は上記「三重県リニア基本戦略」策定にあたって防災対策部から示されたものである。そして生活環境部からは、文書不存在で返ってきた。

南海トラフ地震の震源域にあるとともに、盆地と山地の間に並ぶ震源となりうる活断層をまともに横切るリニア中央新幹線、とくにそのトンネル区間（平地部を含む）で発生した地震災害に対して、地方自治体、とくに市町がどのように対応するのか、あるいはできるのか。現段階では一切検討されていないのである。

### ４．環境影響評価は「配慮書」がポイント

さて、三重県でのリニア問題でのとりくみの次の段階は、「県民誰もが納得いくようなアセスメントをもとに住民の合意できるところを探る」ということである。「合意できる」とはいっても、ただちにリニア計画に合意するというわけではない。

元来環境影響評価とは、「持続可能な社会の構築という目的達成のために、人間環境及び地球環境に影響を及ぼすおそれのある行為について、複数の代替案を比較検討し、環境への効果及び影響に関して衆知を集めて予測・評価し、それを公表し、検討する中で、環境への影響を十分に考慮した最良の案を事業者が選択するためのツールである」（柳憲一郎『環境アセスメントに関する総合的研究』（清文社、2011 年）p.40.）。そしてそのような過程があってはじめて、住民も事業計画等に対して「何を予測してほしいか」を要求しつつ、「予測結果を受忍できるかどうか」を表明することができる。本件についてもそもそも環境影響があることが予想されるために環境影響評価の対象となっているのであり、そこで示される環境影響評価書についても、その影響の内容をできるだけわかりやすく、住民が意見を主張できるタイミングで示されなければならないのである）（参照、柳憲一郎・浦郷昭子『環境アセスメント読本』（ぎょうせい、2002 年）p.6.〔浦郷昭子〕）。

このように環境影響評価とは、事業者が住民に対してその施設の設置条件およびその選択肢を示すことで、住民に選択肢を与えるものである。

それでは、リニア中央新幹線の環境影響評価はどのようにすすめられると予想されるのか。

そこで今後の課題は、東京品川間の事業計画において実施された環境影響評価の水準に上乗せして、県民から出されるべき環境配慮や災害対策などに関する項目を知事意見として追加させることである。

### ５．おわりに

「リニアがもたらす防災上の効果を最大限に発揮させるため、災害時の支援拠点として防災拠点機能の補完・強化や効率的なエネルギーの運用などによる災害に強いまちづくりを検討していきます」――先のパブコメを受けて、この３月に策定された「三重県リニア基本戦略」も追加された一文である。このようなまじない文で三重県民のいのちとくらしが守れるのか。

リニア中央新幹線の計画およびその工事は、少なくとも、県民の方を向いているのではなさそうである。〈環境・防災面で納得いかない計画は受容できない〉との一点で、県民および国民的なとりくみを進めていきたい。

# 岐阜県瑞浪市大湫町の水枯れ現場から

井澤宏明 Izawa Hiroaki（ジャーナリスト）

## １.「天王様の井戸」も枯れた

リニア中央新幹線のトンネル掘削工事によって岐阜県瑞浪市大湫町の共同水源や井戸、ため池で水枯れや水位低下が起きていることが今年 5 月 15 日、中日新聞や岐阜新聞で報じられた。山梨実験線（42.8 キロメートル）で起きた「悪夢」が繰り返されてしまった。

大湫町は中山道の宿場町として栄えた 300 人余りが暮らす小さな集落だ。被害が起きた当時、旧宿場町西側の地下約 110～150 メートルのところで「日吉トンネル」（全長約 14.5 キロメートル）の掘削が進んでいた。JR 東海は被害が工事の影響だったと認めている。

リニア工事では 1990 年代からの山梨実験線建設工事で、簡易水道の水源やモモなどの果樹の水やり、農薬散布に使っていた沢の水が枯れる被害が続発した。実験線以外で大規模な被害が明らかになったのは今回が初めてだ。

300 年以上の歴史を持つといわれる「天王様の井戸」も枯れた。筆者が 5 月 16 日に大湫町を訪れると、「花の森ため池」の底に痛々しいひび割れの跡がハッキリと見えた。近所の女性によると、いったん枯れた後、雨水が溜まったという。女性は「ウシガエルの季節なのに鳴き声が聞こえなかったので池をのぞきに行ったら、カラカラに乾いていて、オタマジャクシがカピカピになっていた。枯れたのは初めて」と驚いていた。

母親の介護のため毎週里帰りしている三輪均さん（73）宅では 50 年以上枯れたことのない井戸が枯れた。井戸水は生活用水に使ってきた。トイレに使っている水道「東濃用水」を井戸水の管につなぐ JR 東海側の応急工事で急場をしのいだが、「井戸水は年中、一定の温度なので夏場は冷たく感じる。使えるようになったら使いたいけど、何年先になるか」と不安を隠せない。

## ２．後手後手、JR 東海の対応

今回明らかになったのは JR 東海の後手後手の対応だ。

今年 2 月 20 日、JR 東海が設置した 3 つの観測用井戸で水位低下を確認。同月 26 日には 5 つの共同水源のうち「清水水源」が枯れていることが分かり瑞浪市に報告した。4 月下旬には計 14 か所（後に 17 か所）の井戸、共同水源、ため池の水が枯れたり減ったりしていることを確認し、応急措置として上水道への接続工事を開始。ところが、県への報告は 5 月 1 日。住民説明会が行われたのは同月 13 日のことだ。

日吉トンネル掘削工事現場では今年 2 月中旬に発生した湧水が、9 月になっても止まっていない。湧水量は毎秒 20 リットル、1 日 1728 トンで、25 メートルプール約 4 杯分。ところが、減水や止水効果があるという「薬液注入」を JR 東海が始めたのは、5 月 20 日になってからだった。

JR 東海の対応のお粗末さはこれにとどまらない。被害が次々と明らかになり住民から工事の中断を求められても工事を続けたのだ。丹羽俊介社長が 5 月 16 日の記者会見で「中断」を発表したが、集落の手前まで 200 メートル掘り進めてからだという。瑞浪市の水野光二市長から「即時中断」を求められるなどして、翌 17 日に中断するドタバタぶりだった。

もし「薬液注入」が成功してトンネルの湧水が減ったり止まったりしたとしても、地下水が回復するかどうかは未知数だ。県審査会で JR 東海の担当者は「湧水を止めることで地下水が少しでも回復することを期待しているが、必ずしもそうならない可能性があると考えている」と認めている。

8 月 27 日の県審査会で JR 東海は、大湫町で最大 2.4 センチの「地盤沈下」が起きていることを明らかにした。被害は今も進行中だ。

# 風車騒音と・民家からの離隔距離・洋上風力の離岸距離

## 国会質問と自治体・市民が抱える課題

草島進一　Shinichi Kusajima　山形支部　鶴岡持続可能社会研究所　鶴岡市議

### １．はじめに

風力発電は、再エネ普及の主流であり国際的に普及が進んでいる。陸上風車は日本国内では４ＭＷ級が全国のトレンドである。洋上風力発電は世界で１５MW 級になり、国内では 13MWが秋田県由利本荘市沖、能代沖。15MW が山形県遊佐沖や北海道沖に計画されている。高さ 250m 超の巨大な洋上風力発電について、欧米では 22km 沖の離岸距離に対し日本国内では離岸距離 2kmと近接する沿岸部に計画され、問題が指摘され続けてきた。本稿では、風車騒音の問題と離隔距離、離岸距離について、最新の国会での質疑、自治体議会での質疑等を示し考察する。

### １．国会質問　厚労・環境委員会での質疑

**2023.5.7 参議院 厚生労働委員会 川田龍平議員**

1）質問要旨〇2017 年の環境省指針「国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」により、国は風車騒音の健康影響を軽視してきた。2016 年、国内千人以上の疫学調査の論文では全国 50 か所、被験者 1079 名で不眠症の有病率を調べ、騒音レベル 41dB からの暴露で不眠症有病率が約５倍になったと示している。 影山らは、睡眠への影響は直接的な健康への影響であり、騒音レベル 41dB 以上にならないように離隔距離が必要と言及。この 2017 年指針の文言を見直すべきでは？

▼環境政務官　騒音が頭痛、耳鳴り、高血圧、糖尿病等の直接的な健康影響を生じさせる可能性が低いことを表現した。同指針では、睡眠影響については、騒音がそのリスクを増加させる可能性があると評価し指針値を、睡眠影響を考慮し定めた。

〇日本の指針値「残留騒音＋5dB」で上限がない。規制値を定めるべきではないか。

▼環境政務官　風車騒音と健康影響の明らかな関連を示す知見は得られてない。

〇北海道大学 田鎖助教授が発表のシミュレーションでは山形県遊佐沖２㎞に 15MW×52 基では 250 名が不眠症になると試算。2022 年、2)宮脇らが、欧米の洋上風力発電の離岸距離を示す論文を発表。「ドイツ、オランダ、ベルギ ー、英国では、政府が海洋計画を策定し、景観と生態系保護を目的に、洋上風車の離岸距離として 12 海里 22.2㎞を基準にゾーニングし、デンマークも、12.5㎞離岸距離を確保している」とある。離岸距離２ｋｍの現計画は非常識だ。健康被害リスクを考慮し、離岸距離を確保すべきではないか？

▼加藤厚労大臣　厚労省が定める健康づくりのための睡眠指針 2024 では夜間騒音は、45dB から 55 dB でも不眠や夜間の覚醒が増加すると示す。周辺の音が睡眠には重要な環境因子であり騒音による健康への影響を防止する取組は重要である。23 年度の睡眠指針の改定で音も含めた環境づくりについて検討を行う。

**2024.6.4　参議院 環境委員会 川田龍平議員**

3)〇田鎖（北大）が開発した H-RISK というシミュレーションで試算をすると、秋田県の由利本荘沖では不眠症の推定有病率は 1000 人を超え、山形県の遊佐沖では推定有病率は 250 人だ。このリスクへの環境大臣の見解は？

▽伊藤環境大臣　風力発電施設の騒音による生活環境への影響を未然に防止することは重要な課題と認識する。有識者による検討会（H25~28）において、技術的な検討の上、指針を作成した。事業者が当該指針を踏まえ、環境影響評価法に基づき、

騒音を含めた環境への影響について適切に調査、予測、評価を行い、その影響を回避、低減する措置をとることを求めている。
〇残留騒音＋５ｄＢの指針は影山論文を踏まえておらず、WHO の欧州地域事務局でも 38.5dB に相当する勧告値が示され、デンマークでは騒音レベル 39dB、スウェーデン 40dB、イギリス 43dB ドイツ 40dB と上限規制値がある中、日本では上限規制値がない。影山らは、41dB 以上の風車騒音で深刻な睡眠障害、不眠症が生じると示し、睡眠障害は、ＷＨＯの発行する国際疾患分類、ＩＣＤによると疾患と明記されている。41dB と上限規制値を定めるべきではないか。
▼環境大臣　本指針は、直接的な健康への影響のみならず、睡眠への影響を未然に防止する観点からの指針となる値を設定。風力発電施設は静穏な地域に設置されることが多く、そこから発生する騒音のレベルが低くても周辺地域に聞こえやすいことがあること、また、風車騒音の聞こえ方は、風況、地形、土地利用等に影響されることから、全国一律の値ではなく、風力発電施設が設置される以前の音環境を考慮して設定している。
〇世界で 10MW 以上の洋上風力発電は離岸距離 10km 以内に存在しないようだがどうか？
▼環境省統括官　指摘のような離岸距離 10Km 以内にある一基当たり 10MW 以上の洋上風力発電事業で、現状において既に稼働している事例はないものと承知している。
〇二国間協定などで国際的にも保護され、我が国でも天然記念物であるマガン、ヒシクイ、シジュウカラガンなどの渡り鳥のルートがこの計画地に合致する。ラムサール条約登録湿地の価値を損なうのではないか？
▼環境大臣　アセス上で、ラムサール条約湿地としての価値が損なわれないように求めていく。

**２．陸上風力発電　事業者との攻防**
**加茂風力発電　ラムサール条約登録湿地（大山上池下池）に 1.5㎞の位置に６MW×８基**
〇JRE　〇市議会で H-RISK 結果、不眠症 39 人提示（2022.12）〇１万名署名活動〇野鳥の会 山形支部〇環境省大山下池 13 年間月７回　早朝-昼詳細調査〇既存風発（三瀬八森山）と累積的影響〇クマタカのバードストライク発生 2023.6
▼事業者 2023.10.16 撤退▼理由 1000 羽以上のガン・コハクチョウ・カモの計画地飛来通過を確認。
**三瀬矢引風発計画　ラムサール条約湿地５ｋｍ**
**4.2MW×６基**〇風車の 1.2km に保育園、1.5km 以内に民家 500 戸以上ある〇10 月 30 日鶴岡市環境審議会へ意見書を提出。（影山・田鎖）
「4MW 風車であれば 2㎞の離隔距離が必要。」

**３．洋上風力発電　国・山形県との攻防**
遊佐町沿岸　15MW×52 基 離岸距離 1.8km
**酒田市洋上風力発電説明会 2024.8**
〇10MW 風車が 2km 離岸に建設は狂気の沙汰では？▼山形県担当　台湾では 14MW が５ｋｍに計画がある▼１ｋｍ離れると風車の騒音が減衰して人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い〇虚偽発言への会見をおこなう。
**山形県に公開質問状５回提出（2022.12-2024.9）**
〇H-RISK の 250 人不眠症リスクの影響への見解は？▼山形県　指針値は、残留騒音＋５ｄＢのため、残留騒音の扱いがない当該ソフトウエアの試算値だけで影響があるという評価は難しい」

**4.おわりに　政策提言**
〇風車騒音に絶対値を定めた基準値を策定する。
〇日本同様、沿岸から海底が深い米国西海岸(35km 沖に計画)やノルウエー（140km 沖に稼働中）のように、浮体式の風力発電にし、22km 以上沖に建設する計画に変更する。オーフス条約に批准した法定協議会や 、海洋空間計画 MSP 策定の上で、EEZ までの浮体式風力発電の建設計画へ

**参考文献**
(*1) 2023.5.7 参議院厚生労働委員　川田龍平
(*2)洋上浮力発電私設の計画に関わる「海洋計画」と「離岸距離」に関する国際比較　宮脇勝
(*3)2024.6.4　参議院環境委員会　川田龍平

# 石狩新港洋上風力からの音は何処まで届くか ～多点同時測定の試み～

山田大邦　Yamada Hirokuni（北海道支部・大規模風力発電研究会）

## １．はじめに

人類のエネルギー使用の増大を引き金として地球環境を変える問題となっている中、風力発電は、温暖化の原因物質を稼働時に生成しないことから、化石燃料に代わるものとして有望視されている。

2005 年石狩湾沿岸部に 1500kW 級風車 3 基が設置されて以降、2020 年には 3000kW 級 19 基の風車が稼働し、2023 年には石狩新港 2 ㎞沖に 8000kW14 基の洋上型が稼働中で、他に計画中のものが多数ある。再エネの太陽光・風力発電の規模拡大と報道陣排除・著作権を盾にアセス書のコピーを許さず住民１人でも説明会を強行する姿勢には問答無用の企業優位の恐ろしさがある。

常時放出の風車騒音は、道路・鉄道・航空機騒音などに比べ煩さが大きく [1)]、環境省調査で建設地での騒音「苦情」の訴えが問題となっている [2)]。

風力発電を拡大し続けて良いのか、風車からの音の周波数的な構造を捉える必要があり、聴覚に依存した A 特性では無い平坦特性の入力と、周波数分析法も聴覚依存のオクターブ分析法では無い音の構造が分かる FFT 法を基本とする必要がある。FFT では 3 枚翼の回転で支柱との相互作用に拠る基本音(空力音)とその倍音の構造が明らかとなり、(1/3)オクターブ分析では回転の特徴が曖昧になることを示してきた [3)]。

此処では、これまでの測定分析法を基本に、大規模化してきた風車騒音が何処まで到達するのか、について報告する。

風車からは、ナセル内のギア系・発電機系・冷却系の音なども放出されているが、主には翼が支柱を横切る時の空気を切る空力音が問題になる。更に、風車は環境の中に置かれ、常時存在する工場・車・風等の騒音の中に存在しているので、風車回転に依存したものかを、倍音と回転の変動による周波数の変動から判断できる。

## ２．結果と考察

図 1 は定格回転時に測定された 1650kW 風車の平衡大気圧からの音圧変動で、3 枚翼の安定回転によるパルスがほぼ 1 秒毎に生じている。その他に 1 秒間に 30 個の小さな振動が乗っている。

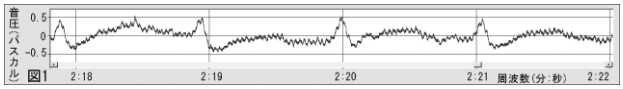


図1

図 2 は、測定時間 3 分の間の入力信号を縦軸：時間、横軸：周波数、各周波数での強度(基準圧に比較した割合の対数値：デシベル dB)を濃淡で示した FFT 分析のスペクトログラムである。

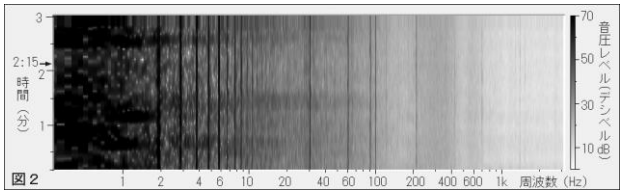


図2

安定回転なので時間軸に沿って発生している音のピーク位置が変わらない。多数の音源が存在していると見えるが、1Hz 近くの音を基本として高調波成分が 10Hz ほどまで続いている。また 30Hz 音を基本として 2 倍・3 倍の高調波の 60・90Hz 音が明瞭である。100Hz 音もある。濃淡分布から 10Hz 以下の低周波音側が大きく、高周波音になるに従って小さくなる。1Hz 前後は風雑音が大きく、横に伸びる黒い帯は、近くを通る車走行音であり、特定ピークを持たない。

図 3 は、図 2 での 2 分 15 秒付近の断面図を意味しピーク位置とその大きさを示す。1Hz 辺りは風雑音に紛れているが、2Hz 辺りからピークが明瞭となり、(0.96)‐1.92‐2.84‐3.86‐4.82‐5.72‐6.67‐7.65‐8.62‐9.5‐10.5Hz である。基本周波数は 1 分間の回転数を翼数 3 倍して 60 秒で割ると求められ、上記の基本周波数 0.96Hz が分かれば 20 倍の 19.2rpm がこの場合の 1 分間の風車回転数である。この断面図から

も風車音は 20Hz 以下の超低周波音域の音の割合が大きいことが分かる。

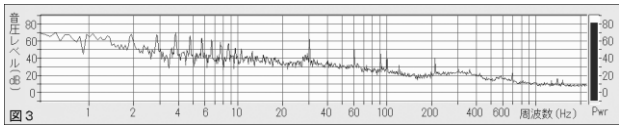


図 3

次に、風車回転数変動時のピークの変移を示す。

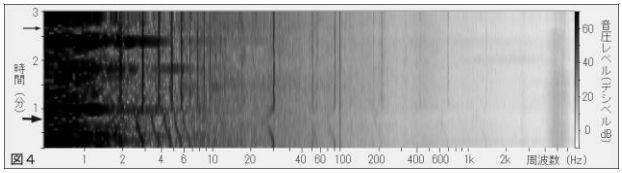


図 4

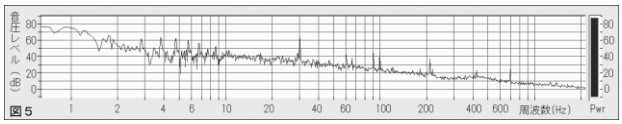


図 5

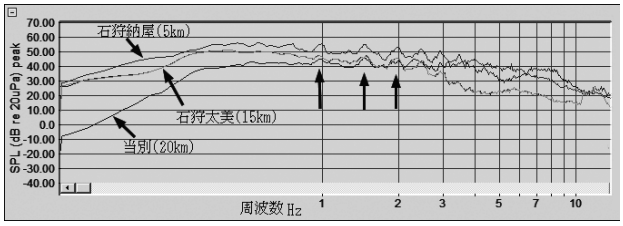
図 4 から測定開始後 17 秒～1 分の間に回転数が一時減少しているが、安定になっている 2 分 40 秒辺りでの図 5 の断面図では、安定回転時と殆ど同じである。

100Hz 音は翼回転と連動せず電源周波数の高調波音である。

回転変動時に連動するものは、10Hz 付近までの音の他に、30 - 60 - 90 - 210 - 420 - 690 - 1380Hz などグラフ上でピークを持つ多数の音が該当し翼回転に連動している。風車音であることは倍音構造を持ち、回転数変動で倍音の構造も同時に変動することである。

1500ｋW 風車近くに住む人が深夜に頭痛で眼を覚ました時に本人が寝室で測定した結果でも翼回転に連動する基本音の高調波音で暗騒音 40dB を上回っていた[3)]。この人はこの風車から 2 ㎞離れた所に行くと睡眠障害・頭痛などが改善されたと言っていたが転居した。JSA 研究会員では、石狩に多数の 3000kW 級風車が立って以来、風車から **2 ㎞以内で体調不良**となり、数時間の滞在で帰宅後に**多大な疲労感**に襲われる人がいる。北西風が強い冬に体調を崩すことが多く、住宅が沿岸部に林立する風車の風下で、特に減衰し難い風車音特有の低周波音が遠方まで届くことにある。

今年 3 月に洋上風車から 5 ㎞の作業所と 15 ㎞の石狩太美の個人宅と 20 ㎞の当別駅近くの個人宅で 3 台の測定器の同時測定の結果を示す。




夫々20 時から 6 時間測定し、最も近い石狩納屋で倍音構造が見られる 20 分間の FFT を求め、同じ時刻で同様の操作をして同じ図に示したもので 1－1.5－2Hz に共通のピークが見られ皆 10rpm で回転している共通の音源であり、20 ㎞でも検出できることが確認できた。

東伊豆の団地住民自治会の調査では、静穏を必要とする夜間に、定格回転の 6 割に回転数を下げると被害が大きく減少した[4)]。これは回転数が下がると、周波数が低い程、その割合が大きく減少する[5)]ことと関連している。今後更に発電規模が大きくなると回転数は低下するが、翼先端速度の増大で、発生する低周波領域の音圧が大きくなり、被害が遠方まで及ぶことになる。

車騒音に比べ、環境の暗騒音を上回る特定周波数の音が終日聞かされることに人は慣れていない。住宅周辺の音環境は健康の基本である睡眠に影響を与えるので非常に大事な問題である。

## ２．引用文献

1).Pedersen E. and Persson Waye K. Perception and annoyance due to wind turbine noise-a dose-response relationship. J. Acoust. Soc. Am., 116, No.6, December 3460-3470 (2004).

2).風力発電所に係る騒音・低周波音に関する問題の発生状況. http://assess. Env. Go. Jp > contents > mat_3_3-1.

3)山田大邦「石狩既設風車の低周波音・超低周波音測定と健康被害『日本の科学者』2017 年 12 月号.

4).三井大林熱川自治会「第 3 回風車騒音被害調査結果－風車停止による健康被害の改善」(2009)。

5).岡田健「風力発電の低周波音・超低周波音による健康被害」(2013 年度北海道自然保護協会主催 自然保護講演会、石狩市花川北コミュニティセンター)（2013）.

# 風車騒音による住民への健康影響に関する考察

## ―我が国における洋上風力発電計画のリスク―

田鎖順太　Tagusari Junta（北海道大学）

### １．はじめに

洋上風力発電は、居住地との離隔距離を確保することによる騒音曝露の回避が期待される。しかし、現在我が国における洋上風力発電計画は沿岸から高々5 km 程度以内に位置することがほとんどであり、海外の事例と比較するとその距離はきわめて近接している。

また、風車騒音に起因する健康影響に関して、「風車騒音が直接的に健康に影響を生じる可能性は低い」ことを環境省が示したこともあり、周辺に及ぼす影響や安全性の評価が十分であるとの誤解が事業者・行政・住民に生じている。

本報では、我が国の洋上風力発電計画の現状を整理し、単純なケースについて洋上風車騒音が及ぶ範囲について予測計算によって求め、また健康影響が生じる範囲の推定値を示す。

### ２．我が国の洋上風力発電計画の現状

我が国においては、まず、「再エネ海域利用法」に基づき洋上風力発電のおおまかな設置海域を政府が指定し、事業者の公募・選定の後、「環境影響評価法」に基づくアセスメントが行われる。

例えば、秋田県由利本荘市沖の洋上風力発電計画について時系列で整理すると表１のようになる。同地域では、2019 年以降に「協議会」[1] が開催され，2020 年に促進区域の指定および事業者の選定が行われた。協議会には騒音の専門家も出席したが，促進区域の指定に当たってはその影響範囲等に関する検討は行われず、環境アセスメントで対応すること、とされた。最終的に洋上風力発電の促進区域として、騒音に関しては考慮されることのないまま、沿岸から 0-5 km の海域が定められ、同海域では現在風力発電所の建設計画が進んでいる。

表 1. 秋田県由利本荘市沖における洋上風力発電計画に関わる時系列

| 年月 | できごと |
|---|---|
| 2019 年 10 月 | 第 1 回「協議会」の開催 |
| 2020 年 6 月 | 環境アセス配慮書の公表 |
| 2020 年 7 月 | 沿岸 5km 以内を「促進区域」に |
| 2020 年 11 月 | 事業者の公募開始 |
| 2021 年 12 月 | 事業者決定 |
| 2022 年 6 月 | 環境アセス方法書の公表 |

今日までに、11 か所の促進区域および 9 か所のそれに準ずる区域が指定されているが、いずれも，離岸距離は最大でも高々5 km 程度である。

海外（欧州各国・米国・中国等）では離岸距離を 20 km 以上とすることが一般的である[2]。沿岸域の地形的な制約や経済的理由を理由として離岸距離がきわめて小さく設定されている我が国では，風車騒音による住民への影響が考慮されずに計画が進められていると言えよう。

### ３．洋上風車騒音の影響範囲

#### ３．１　騒音の予測

洋上風車騒音の予測では、幾何減衰、大気吸収減衰、地面（海面）反射、等について考慮すべきと考えられる（著者による既報[3] 参照)。また、風車から沿岸に向かって風が吹く条件では、音が上空へ拡散せずに屈折することによる影響も無視できないと考えられる。このとき、遠方でもレベルが下がりにくいことが知られており、その点を考慮した下記の予測式が提案されている[4]。.

$$L = L_W - 20\log_{10} r - 11$$

$$+\Delta L_{\mathrm{gr}} - \Delta L_{\mathrm{atm}} + 10\log_{10}\frac{r}{700} \#(1)$$

ただし、$L_W$は音源パワーレベル(dB)、$r$は音源と受音点の距離(m)、$\Delta L_{\mathrm{gr}}$は地表面効果、$\Delta L_{\mathrm{atm}}$は大気吸収減衰、右辺最終項は屈折による多重反射の補正である。

### ３．２　騒音による健康影響

国内の風力発電計画においては、しばしば環境省の指針 [5]が参照される。また、同指針に「風車騒音が直接的に健康に影響を生じる可能性は低い」と述べられていることを根拠として、「風車騒音による健康リスクは低い」と解される。しかし、この解釈は誤りである。同指針において「直接的に」という語句は「不快感や睡眠影響を除いて」という特別な意味で用いられているためであり、騒音による睡眠影響は健康影響に他ならないためである。

ただし、この指針において「直接的に」という一般的な語句に特別な意味が与えられ、またそれに関して全く説明がなされていないという点を鑑みれば、文言の解釈よりもむしろこの指針自体に重大な問題があると言えよう。

風車騒音による健康影響に関しては、現時点で十分な科学的知見が得られているとは言い難い。一方で、その影響の訴えは各地で報告されており，科学的な不確かさを認めた上で予防的な評価・対応が求められると考えられる。この際、全国を対象として行われた疫学調査の結果 [6]が参照可能な根拠として考えられる。同調査では、40.5 dB 以上の騒音曝露で不眠症リスクの有意な上昇が確認されている。

本報では、風車騒音の騒音レベルを計算し、この不眠症の閾値と比較した。図 1 は、発電出力 10　MW の風車 10 基が 500 m 間隔で 1 列に並んだ際の，風車列との距離と騒音レベルとの関係を表している。ただし音響パワーレベルは既報の値 [7]を利用し、地表面効果は+6 dB とした。(1)式に準拠して計算した場合 (Offshore corrected) 、多重反射の補正を行わなかった際 (Conservative) のそれぞれについて、風車から約 8 km および 3 km 以内で不眠症のリスク増大が推定された。我が国の洋上風力発電計画の離岸距離は最大でも高々5 km 程度であり、周辺住民への健康影響が強く懸念される。

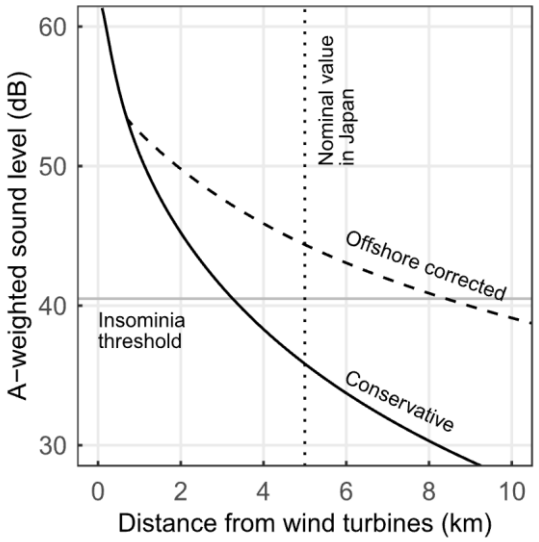



**図 1. 風車からの距離と騒音レベルの関係.**

### ４．おわりに

我が国の洋上風力発電計画は、騒音による周辺住民への影響を考慮しないまま進められようとしている。幸いにも、多くはまだ計画の初期段階であり、見直しは十分に可能である。海外に例を見ないほどに沿岸に近接した計画を改め、住民への健康影響を回避すべきである。

### 参考文献

(1) 国土交通省. https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000040.html
(2) 宮脇. (2022). 都市計画論文集 57: 546‐553.
(3) 田鎖，他. (2022). 騒音制御 46: 176‐182.
(4) Institute of Acoustics. A good practice guide to the application of ETSU-R-97 for the assessment and rating of wind turbine noise.
(5) 環境省. (2017). 風力発電施設から発生する騒音に関する指針.
(6) T. Kageyama, et al. (2016). Noise Health 18: 53‐61.
(7) H. Møller and CS. Pedersen. (2011). J Acoust Soc Am 129: 3727--3744.

# 洋上風力発電による鳥類への影響とその回避低減策

浦　達也　Tatsuya Ura（公益財団法人 日本野鳥の会）

## １．はじめに

欧州で洋上風力発電の導入が進むにつれ、その建設や運用により鳥類に影響を及ぼすことがある。風況がよく、離岸距離が短いなど、洋上風力発電施設の建設適地と鳥類が好んで利用する場所は重なることが多く、すべての洋上風力発電施設ではないものの、鳥類の採餌利用海域や集団繁殖地の周辺、渡りや移動ルート上など立地選定によっては、そこを利用する鳥類に鳥衝突（バードストライク）や生息地放棄、障壁影響などの影響を及ぼす可能性がある。

日本では洋上風力発電電施設がまだあまり多くは建っておらず、鳥衝突等の影響の発生に関する国内事例が蓄積されていない。そのため、洋上風力発電施設の建設が鳥類にどのような影響を及ぼすのか、また、どのような影響の回避低減策があるのかを知るには、海外事例に頼らなければならない。そのため、海外事例を中心に、洋上風力発電施設における鳥類への影響事例と対策のための施策案を紹介する。

## ２．洋上風力発電施設の建設が鳥類に与える影響

### （1）鳥衝突（バードストライク）

ベルギーのZeebrugge沿岸浅海域ではアジサシ類のコロニーと採餌海域の間の洋上に25 基の洋上風車が建っているが、2004 年から2014年の10年間調査を行った結果、のべでコアジサシ27羽、サンドイッチアジサ100羽、アジサシ587羽が衝突死したと推測されている（Perrow 2019）。バルト海で行われたBeoFINOプロジェクトでは、ヘリコプターで1年間に44回の死骸探索調査を行い、計442羽（風車1基あたり年間平均31.6羽）の死骸を回収した（Hüppop et al. 2006）。イギリスのThanet洋上風力発電所では、ミツユビカモメ、オオカモメ、ニシセグロカモメなどが衝突していることが分かっている（Cook et al. 2014）。日本でも政府の実証実験用の洋上風車および海岸に建つ風車において2023年1月時点で、アビ科15羽、ミズナギドリ科19羽、ウ科2羽、カモメ科68、ウミスズメ科26羽の海鳥の死骸が発見されている。

### （2）生息地の移動・放棄

生息地放棄について、デンマークのHorns Rev洋上風力発電所では、発電所から半径2～4㎞周辺海域で調査され、アビ科の鳥類とクロガモでは風車建設後3年間は風力発電施設周辺にはほとんど近寄らず、その後もアビ科は元の生息地に戻らなかった（Dong Energy 2006, Petersen & Fox 2007）。同国のNysted洋上風力発電所では、発電所の建設予定海域内にあったコオリガモの生息分布が、建設後には建設海域から10～30㎞離れた4エリアに分散したと推測されている（Fox & Petersen 2019）。

### （3）移動の障壁（障壁影響）

障壁影響について、Nysted 洋上風力発電所ではホンケワタガモを中心とする渡り途中の水鳥が、天気の良い日には高い頻度で風車を避けて飛んでいた（Desholm & Kahlert 2005）。イギリスのSheringham shoal 洋上風力発電所がサンドイッチアジサシの繁殖コロニーと採餌海域の間に建設されたことで、建設海域での飛翔頻度が減少したことが報告されている（Perrow 2011）。

## 3．洋上風力発電による鳥類への影響を減らすために必要な施策

### ①累積的環境影響評価の実施と義務化

累積的影響評価とは、複数の洋上風力発電所からそれぞれに鳥衝突や生息地放棄、障壁影響などの影響を受ける場合、その累積的な影響に対して評価を行うことである。例えば、ある渡り鳥が一

つの発電所を避けて渡りルートが多少変わるだけではその鳥類の個体群に影響を与えないものの、近隣にある複数の発電所を避けることにより渡りルートが大きく変わることで飛翔エネルギーの消費が多大になり、個体や個体群の生存や存続に影響を与える可能性がある。このような影響を評価するには、発電所ごとに影響評価の結果を出すだけでなく、個体や個体群の渡りルートに関わるすべての発電所から受ける影響を加算的に評価する必要がある（Masden et al. 2010）。

**②風力発電施設の建設に対して脆弱および希少な鳥類の生息に配慮したゾーニングの実施やセンシティビティマップの活用**

鳥類の生息になるべく影響を与えないように洋上発電所を建設するには、鳥衝突や生息地放棄、障壁影響などの影響が生じ得る場所や程度を想定し、それらが生じる恐れのある場所や環境から離隔した場所に風車を設置するなどの対応が重要である（Camphuysen et al. 2004）。

それにはゾーニングやセンシティビティマップの活用が有効となる。日本でセンシティビティマップが鳥類への有効な影響回避・低減策となるには、事業者が計画エリアを選定する前の段階で絶滅危惧種等の重要種および洋上風力発電所の建設に対し脆弱な鳥類の生息状況を調査し、予防的な目的で作成したマップが活用される必要がある。

**③事後調査の実施の義務化**

現在のアセス法では、事業者が風力発電所の建設後に事後調査を行うことは努力義務であり、行わなくても法律違反として罰則その他の法的制裁を受けない（代替的作為義務、または不作為義務）。そのため、日本では洋上風車の建設により実際にいつ、どこで、どのような影響が鳥類に生じるかが分からないままになる恐れがある。

**④アセス図書の保存と公開の義務付け**

今後、風力発電の建設による影響を受ける環境や場所がどのようなものかを予測し、自然環境保全上有効な立地選定を行っていくためには、アセス図書を公文書と同等の扱いをする必要があると考える。

**引用文献**


Camphuysen C.J., Fox A.D., Leopold M.F., Petersen I.K. 2004. Towards standardised seabirds at sea census techniques in connection with environmental impact assessments for offshore wind farms in the U.K. COWRIE, UK.

Cook A.S.C.P., Humphreys E.M., Masden E.A., Burton N.H.K. 2014. The avoidance rate of collision between birds and offshore turbines. BTO Research Report 656. British Trust for Ornithology, Thetford.

Desholm M., Kahlert J. 2005. Avian collision risk at an offshore wind farm. Biology Letters 1: 296–298.

Dong Energy, Vattenfall, The Danish Energy Authority. The Danish Forest and Nature Agency. 2006. Danish Offshore Wind – Key Environmental Issues.

Fox A.D., Petersen I.K. 2019. Offshore wind farms and their effects on birds. Tidsskrift 113: 86-101. Dansk Ornitologisk Forening, Copenhagen.

Hüppop O., Dierschke J., Exo K. M., Fredrich E., Hill R. 2006. Bird migration studies and potential collision risk with offshore wind turbines. Ibis148(1): 90–109.

Masden E.A., Haydon D.T., Fox A.D. and Furness R.W. 2010. Barriers to movement: Modeling energetic costs of avoiding marine wind farms amongst breeding seabirds. Marine Pollution Bulletin 60(7): 1085–1091.

Perrow M.R., Skeate E.R., Gilroy J.J. 2011. Visual tracking from a rigid-hulled inflatable boat to determine foraging movements of breeding terns. Journal of Field Ornithology 82(1): 68-79.

Perrow M.R. 2019. Wildlife and Wind Farms, Conflicts and Solutions Volume 3:Offshore:Potential Effects. Pelagic Publishing, Exeter.

Petersen I. K., Fox A. D. 2007. Changes in bird habitat utilization around the Horns Rev 1 offshore wind farm, with particular emphasis on Common Scoter. University of Aarhus, Denmark.

# リニア計画におけるメディアと自治体の責任

樫田秀樹　KASHIDA Hideki（フリージャーナリスト）

## １．報道しないメディア

リニア中央新幹線（以下、リニア）の開業が、当初予定の 2027 年ではなく「2034 年以降」になると JR 東海が発表したのは 2024 年 3 月末。メディアはこれをいっせいに報道した。

だが、2027 年開業が無理なことは 2020 年には知りえたことだった。そこに複雑な計算は要らない。必要なのは小学校低学年で習った引き算だ。

JR 東海が 2014 年 8 月に公表した「環境影響評価書」（以下、「評価書」）や、その後の「環境保全の計画」（工事計画書）、住民説明会で配布する工程表には工事工程が明記されている。私は、リニアが通る 1 都 6 県（東京、神奈川、山梨、静岡、長野、岐阜、愛知）での工事の進捗を調べ、そこから JR 東海の公開資料に明記された数字を比べ、それぞれの現場が何年遅れかを導き出した。

一例を挙げよう。

神奈川県相模原市緑区に計画された「関東車両基地」は「評価書」では工期 11 年。ところが、車両基地は 2023 年 9 月にやっと工事契約がなされ、しかも用地買収が未完のため未着工だ。仮に 2024 年から工事を始めても完成は 2035 年。

そして、リニア計画では施設の完成後も、電気調整試験やリニア車両を品川から名古屋まで走らせる走行実験などに 2 年を費やす。

すると、2035＋2＝2037。

そして、2037－2027＝10　と「10 年遅れ」との結果が算出できる。だがメディアはこの基本情報を検証することがなかった。

## ２．静岡悪者論

メディアが 2027 年リニア開業が無理との情報に接しながら、無視したのは少なくとも 3 回ある。

最初は 2020 年 6 月 26 日。

JR 東海の金子慎社長（当時）が川勝平太静岡県知事（当時）と静岡県庁で対談をしたとき、金子社長は「この 6 月に県内での着工許可がもらえれば、2027 年開業に間に合う」と、1 都 6 県のなかで唯一本線工事が始まっていない静岡県での着工許可を求めた。

川勝知事はこう答えた。

「なぜ静岡だけが 2027 年開業の足を引っ張っていると言われるのか。1 都 6 県で工事は遅れている。たとえば、長野県大鹿村の除山非常口での斜坑工事は 1 年遅れで、岐阜県では斜坑（山口非常口）のトンネルが崩壊し、名古屋市の立坑は水没して工事が一年止まった。これら工事の遅れが 2027 年開業を難しくしている」

金子社長は「静岡の工事が一番時間がかかるので」と答え、他県での遅れに言及しなかった。

だが翌日の新聞各紙は「（静岡が着工許可を出さないので）リニア 2027 年開業延期へ」と横並び報道するも、川勝知事の他県での工事の遅れについては一言も触れられていなかった。

私の記憶では、この日から各メディアは「静岡が着工を許可しないので」との枕詞をつけて「2027 年開業延期へ」と報道し、ネットの世界では「川勝がリニアの邪魔をする」「静岡はいちゃもんつけている」との静岡バッシングが始まった。

もしこのとき、メディアが川勝発言を機に他都県での工事の遅れを取材し、報道したら、今のような静岡バッシングは起きず、むしろ、2027 年開通が無理なことが広く周知され、JR 東海の全体スケジュールの見直しにもつながったはずだ。

２回目の事例はその数カ月後。国土交通省は 2020 年 4 月から、リニアの静岡問題を話し合うための「有識者会議」を開催したが、私は閉会後の記者会見で宇野護 JR 東海副社長に、工事の遅れの具体例を複数あげて「2027 年開業は無理ですね」と質問したが、宇野副社長は「静岡以外は 2027 年に向けて努力している」と答えるだけだった。このとき、私の質問に「それ詳しく教えてく

ださい」と食いついてくる記者は皆無だった。

３回目の事例は、2022 年９月７日。

川勝知事は神奈川県相模原市でのリニア工事の進捗を確認するため、大洞非常口（斜坑）、リニア神奈川県駅、そして関東車両基地予定地を視察。直後の相模原市役所での記者会見でこう発言した。「車両基地予定地は、用地買収も未完で未着工。仮に来年に着工しても、工期 11 年だから完成は 2034 年だ。こういう工事の遅れは各都県で起きているのに、知事たちはそれを知ろうとしない。私はそういう『不都合な真実』を知らせたい」

この発言もメディアは取り上げなかった。いや取り上げても「川勝知事の持論」として流されただけだった。

なぜ、メディアはリニア問題を避けるのか。

基本的に、リニアに限らず、日本のメディアは「事故待ちジャーナリズム」だ。誰かが死ぬ、大事故が起きる。その時に初めて報道する。

実際、メディア、特にマスコミがいっせいリニア問題を報道をしたのは、2021 年 10 月の岐阜県でのトンネル崩落事故で作業員が死亡したときや 2024 年 5 月に岐阜県瑞浪市大湫町で水源が広範囲に減渇水した時などに限られる。

また、JR 東海がスポンサーである以上、メディアは事故がない限りはリニアの検証報道を避ける。さらに、そもそも熱意のない記者が多く、記者に熱意があってもデスクや局長が記事を止めるなど、日本のメディアは絶望的な状況にあると言っても過言ではない。

### ３．自治体の責任

リニア計画には 3 つの責任がある。JR 東海の責任、メディアの責任、そして自治体の責任だ。

この３つのうちどれか一つでも機能していれば、リニア問題はここまで錯綜しなかった。この点で、住民の人生を大きく変えたのが長野県飯田市だ。

飯田市では 2022 年 12 月 12 日にリニア長野県駅の起工式が催された。だが JR 東海の「環境保全の計画」によると、駅本体の工程表は 2024 年 9 月時点でも出ていない。

つまり、2027 年開業が無理なことはとうに知りえたことだった。ところが、市はリニア駅前開発のため、県はアクセス道路の拡幅のため、約 190 世帯と約 100 の事業所を「2027 年にリニア開業しますから」と信じ込ませて立ち退かせた。

2023 年の春。立ち退きをぎりぎり免れた地区の住民は「俺はリニア反対。でも、多くの人が泣く泣く立ち退いた。そうであれば、何が何でも 2027 年開業してもらわないと彼らが報われません」と怒りを込めて伝えてくれた

だがフタを開ければ開業は「2034 年以降」。

私は市にも県にも「2027 年開業が間に合わないことを調べなかったのか」と尋ねたが、両者とも「JR からは何も説明を受けていない」と自らの調査をしなかったことを認め、「立ち退いた住民への申し訳なさはないのか」との質問には「反省しています。だから、リニア開発というよりも町おこしとして駅前開発は続ける」と結局は開発を進める姿勢を崩さなかった。

2027 年開業が無理だと調べていれば、立ち退きが必要だとしても、ゆっくりと住民と話し合い、納得のいく転居地探しや賠償の話もできたはずだ。急かされるように立ち退いた住民のなかには、知人が一人もいない転居地で寂しく暮らし、立ち退きを後悔している人も少なくない。

リニアは民間事業ではあるが、国家「的」プロジェクトでもある。その御旗の下では、メディアはいつの日かの「夢のリニア」開通を礼賛し、住民を幸せにするのが仕事であるはずの自治体は、逆に住民を追い立てている。

だが一方で、長野県の信濃毎日新聞や静岡県の静岡新聞など数少ないメディアがリニアの検証報道を続け、静岡県はリニア工事で失われる大井川の水の全量戻しを JR 東海に求めるための協議を 10 年以上も続け、長野県南木曽町ではリニア工事で失われる地下水の代替水源の確保を JR 東海に約束させるなど、自治体が尽力する事例もある。

私の役割は、これら信念のあるメディアと連携し、また信念のある自治体の情報を積極的に発信し続けることだと肝に銘じている。

# 多文化共生社会と平和主義（憲法９条）の関連性に関する研究

## ― 群馬県に住む外国人労働者を通して考える

藤井　正希、Masaki FUJII（群馬大学）

### 1. 外国人労働者の必要性

#### （1）少子高齢化

2015 年の国勢調査において約 1 億 2,709 万人であった日本の総人口は、2022 年には約 1 億 2,495 万人、2070 年には約 8,700 万人となり、しかも高齢化率は 39%の水準になると推計されている。2015 年時点より 4 千万人以上の減少となり、日本は半世紀の間におよそ 3 分の 1 の人口を失うことが予想されている（2023 年版・厚生労働白書）。

#### （2）労働力不足問題

2023 年 4 月時点における全業種の従業員の過不足状況を尋ねたところ、正社員が「不足」と感じている企業は 51.4%にのぼっている。今後の少子化、定年退職者の大量発生により、さらなる労働力不足が懸念されている（帝国データバンク・2023 年 4 月、人手不足に対する企業の動向調査）。

### 2. 外国人技能実習制度の概要と問題点

#### （1）概要

主に開発途上国の労働者を一定期間日本で受け入れ、技術や知識を学んでもらい、本国の発展に生かしてもらう、いわば「国際協力・貢献」のための制度である。転職や家族の帯同はできず、最長期間は 5 年で延長も不可であり、帰国が前提の制度である。

#### （2）問題点

①事実上、日本の人材不足の産業分野での「労働者不足を補う制度」となり、低コストで外国人労働者を調達しうる手段として使われている。②外国人の単純労働者を「移民」として受け入れることについて世論は一貫して否定的なことから、「移民」という議論に踏み込まない形で、外国人労働者を受け入れできるようにと発案されたものであり、そもそも最初から建前と本音が乖離した制度であった。

### 3. 外国人特定技能制度の概要と問題点

#### （1）概要

①「特定技能 1 号」は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識または経験を要する技能を持ち、業務に従事する外国人向けの在留資格である。1 年を超えない期間（最長 5 年）滞在が許可であり、転職は可だが家族の帯同は不可である。これに対して、②「特定技能 2 号」は、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、転職や家族の帯同、在留期間の更新も制限なく、事実上の“永住”も可能となっている。

#### （2）問題点

①技能実習と特定技能は、制度目的が真逆である。②両者は制度目的が異なるにもかかわらず、特定技能は技能実習からのキャリアアップの制度となっている。③技能実習制度にあって特定技能制度にない分野もあり、希望者の約 15%が技能実習から特定技能へ移行できていない。④「事実上の移民政策」として特定技能 2 号の制度には反対も多い。

現在、政府は技能実習制度を廃止して、特定技能制度を発展させた新たな制度を創設しようとしているが、その新制度の詳細は現時点ではいまだ明らかになっていない。

### 4. 試論

#### （1）平和主義とは

平和主義は、「日本が“武器を持たず”、“戦わ

ず”に自国の平和を維持していくこと」を高らかに宣言したものであり（憲法 9 条)、それを踏まえて憲法前文では、「国際社会において，名誉ある地位を占める」ことによって国を護り、平和を実現することを決意した。

外国人に日本で技術を身につけてもらい、母国でそれを活かしてもらう「技能実習制度」も、外国人に日本で働いてもらうことにより中小企業の労働力不足を補う「特定技能制度」も、さらには「青年海外協力隊」や「ワーキングホリデー」等、日本人が外国に出かけ、外国人に日本の技術や文化を伝授することや、労働力としてその国の発展に貢献することも、すべて日本および日本人に対する敬意と尊敬を高めることにより、日本および日本人が国際社会において、名誉ある地位を占めることにつながる。このように武器や武力ではなく、日本および日本人が国際社会において、名誉ある地位を占めることによって国を護り、平和を実現することがまさに平和主義なのである。

かかる観点からすれば、例えば技能実習制度はむしろ廃止せずに、外国人に対して働きながら日本の技術を学ぶ場所を提供することにより、日本で高度な技術や技能を学んだ外国人が祖国に帰って十分に活躍できるような制度にする必要がある。その際には、営利的な観点は一切排除し、むしろ積極的に税金を投入すべきである。

### （2）移民社会の必要性

日本政府はこれまで移民受け入れについては一貫して否定し、正面からは移民を受け入れてはいないが、特定技能 2 号の在留資格だけでは移民社会の実現にはほど遠く、今後の日本における少子高齢社会・人口減少社会が生み出す急激な労働力不足問題には到底、対応することはできない。

多くの日本人は、外国人の単純労働者を「移民」として受け入れることについては一貫して否定的である。しかし、例えば 2019 年に日本で出生した子どものうち、25 人に 1 人は少なくとも両親の一方が外国人であり、日本はすでに実態は「移民社会」なのである。厳格な要件を定め厳選した上で、毎年一定限度、日本は完全な「移民」を受け入れるべきであると考える。すなわち、「転職や移転、家族の帯同等が自由に認められ、永住権や社会保障が与えられた外国人労働者」を移民として正面から認めるべきである。

### （3）多文化共生社会と平和主義の関連性

多くの自国民が日本で幸福で安定した生活を営んでいるとしたならば、その国は日本を攻めようとは思わない。日本が多くの外国人を受け入れ、日本で真に多文化共生社会が実現するならば、日本に対する敬意と尊敬はますます高まり、世界における日本の発言力、説得力は格段に強まる。それが日本の非軍事平和外交の大きな武器となる。このように、日本における多文化共生社会の成立は、平和主義の実現に直結する。多文化共生社会と平和主義は一見すると無関係のように思われるが、実はこの点で両者には深い関連性がある。

日本が移民を受け入れ、移民国家になることに反対の国民に対しては、平和主義を根拠に理解を求めるべきである。また、外国人労働者、移民、難民の受け入れを拡大し、彼らに対して日本における生活を保障する代わりに、日本の自衛隊は、国連軍や多国籍軍、武装した軍人で編成される国連平和維持軍（PKF）等には一切、参加しないことを世界に宣言することが望ましい。それはまさに“武器や武力による平和”から“人間の絆による平和”への発想の転換を意味する。

### 引用文献

1) 鳥井一平：『国家と移民―外国人労働者と日本の未来』（集英社，2020）p.35-37.
2) 宮島喬：『「移民国家」としての日本―共生への展望』（岩波書店，2022）p.44-45.
3) 鈴木江理子編著：『アンダーコロナの移民たち―日本社会の脆弱性があらわれた場所』（明石書店，2021）p.8-9.
4) 友原章典：『移民の経済学―雇用，経済成長から治安まで，日本は変わるか』（中央公論新社，2020）p.208-211.

# ナショナルな記憶とナラティブの問題性

## :ポーランドのミュージアム事例から

土谷 岳史、Tsuchiya Takeshi（高崎経済大学）

### １．はじめに

近年、さまざまな国において分断が大きな問題として指摘されるようになっている。とくに、移民排斥や各種マイノリティの排除を求心力とする右派ポピュリズムの勃興は、社会の分断を加速させるものとして学術的にも社会的にも重要な検討課題となっている。マジョリティにとって心地よいナラティブがマイノリティの存在や過去の過ちを消去しながら拡散されることも多い。歴史修正主義や歴史否認主義と呼ばれる動きはその最たるものであろう。日本も含めて、史実を無視した自閉的で享楽的な記憶のナラティブの力が増しているように思われる。

一方で、西洋諸国においてはホロコーストの記憶が、二度と繰り返してはならない、国境を超えた普遍的な教訓の記憶とされて物語られてきた。しかしながらこのホロコーストの記憶が、2023 年からのイスラエルのガザでの振る舞いを擁護するために動員されるに至って、コスモポリタンで普遍的とされてきたこの記憶レジームが、西洋の植民地主義の焼き直しに過ぎないものでしかなかったとの強い批判も生んでいる。

以上の点を近年注目されている記憶の政治の観点から言えば、反省的で開かれた記憶のナラティブをひとびとがいかに共有できるかが多文化共生社会実現の課題として指摘できるだろう。

本報告では、ナショナルで自閉的な記憶の物語と、コスモポリタンまたはトランスナショナルで普遍的な記憶のナラティブの相克の場として、ポーランドのミュージアムに注目する。

### ２．ポーランドの記憶の政治

（1）諸国民の中のキリスト

周知のとおり、ポーランドは旧共産圏の国である。Kubik（1994）によれば、ポーランドの共産主義体制はソ連中心の記憶の物語を構築しようとした。しかし、カトリックの信仰が強いなかで、この試みは貫徹しなかったと言える。民主化運動のなかでカトリックは言説の核のひとつをなし、体制返還後のポーランドにおいては、幾度も英雄的な犠牲となってきたポーランド、「諸国民のキリスト」であるポーランドというナショナルな記憶が主のナラティブとなっていった。本ナラティブにおいては、反ユダヤ主義の歴史やナチに協力した過去は抑圧、消去され、共生社会としてのポーランド、ユダヤ人を救ったポーランド人、無力な傍観者であるしかなかったナチの被害者であるポーランド人といった記憶が強調される。

（2）EU における記憶の政治とポーランド

西洋諸国では 90 年代ごろからホロコーストへの自国の関与の反省がされるようになった。EU においてもホロコーストの記憶は、二度と繰り返してはならない負の歴史として位置付けられ、EU 創設神話の核となっていく。2000 年代以降の新規加盟国は、この EU 創設神話としてのホロコーストのナラティブを受け入れ、体制を整備することが求められた。ソ連中心史観および犠牲者としてポーランドのナラティブのいずれにおいてもユダヤ人が不在であったポーランドでも、EU のホロコースト・ナラティブを受け入れることになった。

一方で、土谷（2024）で明らかにしたように、EU 加盟が果たされるとポーランドをはじめとする中東欧諸国は、自身の記憶レジームを EU に持ち込む、記憶の政治闘争を行うようになった。その結果、ホロコースト言説は他の全体主義およびその犠牲者の言説と統合され、ユダヤ人の存在も

相対化されていった。ポーランド国内においても法と正義（PiS）政権はいわゆる記憶法を制定してホロコーストへのポーランドの関与を否定し、ナショナルな主のナラティブを防衛していく。

## ３．ポーランドのミュージアム

ポーランド国内で行われる記憶の政治の主要な場のひとつがミュージアムである。Pruulman-Vengerfeldt & Runnel (2018)に従えば、民主社会においてミュージアムに期待されるのは、市民をエンパワーメントし、相互の対話や熟議を促進する役割である。本報告では 2 つのミュージアムを取り上げて、検討したい。

### （1）Polin

Polin は首都ワルシャワにある、ポーランドのユダヤ人の歴史をテーマにしたミュージアムである。常設展示は 2014 年に公開された。国際的なホロコーストの記憶の動きの影響下でプロジェクトは始まったものの、いわゆるホロコースト・ミュージアムではなく、ポーランド社会とユダヤ人との共存の歴史を描こうとしている。非リベラル・デモクラシーを標榜し、EU やマイノリティを攻撃しながら支持を獲得しようとする PiS が野党だったこともあり、Polin は国際的なチームによって作られ、共存だけでなく対立や差別にも触れた展示が作られた。しかしながら、Grudzińska-Gross & Nawrocki eds. (2016)のように、展示内容はポーランドの主のナラティブと矛盾しないように、歴史を漂泊しているのではないかとの批判もある。トランスナショナルな記憶のナラティブとポーランドの主のナラティブがどのように衝突し、混ざり合っているのか、先行研究の指摘を踏まえて検討したい。

### （2）第 2 次世界大戦博物館

PiS の影響をより強く受けたのが、北部の都市グダンスクにある第 2 次世界大戦博物館である。Machcewicz（2019）が記す経緯によれば、PiS と比較するとリベラルで親 EU の市民プラットフォーム（PO）政権のもと 2008 年に始まったプロジェクトは、2015 年に PiS が政権を獲得すると即座に介入の対象となった。プロジェクトの主導者らは PiS の介入に対抗しながら開館にこぎ着けた。本博物館の展示内容からわかるのは、ナショナルな主のナラティブの範囲内にありながらも、より多面的な視点から市民の姿を描き出そうとしている点である。一方で、開館後に PiS の介入によって修正された点からは、自閉的な記憶のナラティブの特徴が明確に見えるだろう。それはマジョリティの瑕疵のない英雄的で犠牲的な自画像であり、批判を受け付けない姿勢を見せつけるものであるように思われる。

本報告ではこの 2 つのミュージアムの事例から多文化共生社会へ向かう課題として、ナショナルな主のナラティブが孕む排他性と、トランスナショナルまたはコスモポリタンな記憶のナラティブのあり方について考えてみたい。

## 引用文献

Grudzińska-Gross, Irena & Iwa Nawrocki eds. (2016) *Poland and Polin: New Interpretations in Polish-Jewish Studies*, Peter Lang GmBH.

Kubik, Jun (1994) *The Power of Symbols Against the Symbols of Power: The Rise of Solidarity and the Fall of State Socialism in Poland*, The Pennsylvania State University Press.

Machcewicz, Paweł (2019) *The War that Never Ends: The Museum of the Second World War in Gdańsk*, De Gruyter Oldenbourg.

Pruulman-Vengerfeldt, Pille & Pille Runnel (2018) “The Museum as an Arena for Cultural Citizenship: Exploring Modes of Engagement for Audience Empowerment,” in Kirsten Drotner, Vince Dziekan, Ross Parry & Kim Christian Schrøder eds., *The Routledge Handbook of Museums, Media and Communication*, Routledge.

土谷岳史（2024）「EU における記憶の政治：ホロコーストの記憶とロマの承認をめぐって」『高崎経済大学論集』第六六巻第四号。

# 農業分野における外国人労働者の役割をどう把握するか？

## ：嬬恋村におけるキャベツ生産の事例から

永田　瞬、Shun NAGATA（高崎経済大学）

### 1. はじめに（問題の所在）

日本の農業では収穫期の季節労働力をどう確保するかが長年の課題となっている。野菜などの産地では、伝統的に収穫期間に季節労働力を活用してきた。これら季節労働力の多くは短期間の有期雇用が多く、かつては中高年齢層の女性労働力や学生アルバイトが利用されてきた。しかし、農業分野の収穫労働が肉体労働であることや、それ以外の産業への出稼ぎ労働が増えていく中で、次第に日本人の季節労働力が集まりにくくなってきた。そこで 2000 年代前後から注目されるのが季節労働力の代替機能を果たす外国人労働者の存在である。厚生労働省の調査によれば、農業分野の外国人労働者は、2020 年 3 万 8064 人で、そのうち 86.7%は技能実習生である。コロナ禍の入国制限等で 2020 年以降、技能実習生数は減少し、新しい在留資格である特定技能労働者が増加している。

外国人技能実習生は、短期間での滞在を前提とするローテーション型の外国人労働者受け入れ（temporary migration system）である。それに対して、2019 年に受け入れが始まった特定技能労働者は、特定技能 1 号から特定技能 2 号へ移行すれば、家族呼び寄せや定住化も可能な在留資格である。農業分野の外国人労働者は、引き続き短期間の季節労働力としての役割を維持し続けるのだろうか。それとも、今後は、収穫期間以外も含めて、通年にわたって働くことが想定される労働力なのだろうか。基幹的農業従事者の高齢化が進む日本の農業分野が持続するためには、外国人労働者がいかなる役割を果たすのかを、事実に即して考察する必要がある。

本稿では、群馬県吾妻郡嬬恋村（以下、嬬恋村）を事例として、外国人労働者が農業分野に果たす役割について考察する。嬬恋村は大規模なキャベツ産地として、高度経済成長期以降に発展し、産地指定を受けながら、東京都を中心とする消費地への野菜の安定供給地としての地位を固めた。嬬恋村の主業農家率は高いが、ここ数年は、農家数の減少で、1 農家あたりの耕作面積が増えている。嬬恋村では、大規模展開を志向する農家が、家族以外の雇用労働力として外国人労働者を活用している。これらの活用実態に目配りすることで、農業分野の外国人労働者の役割が明瞭になる。

### 2. 先行研究と本稿の課題

（1）問題の所在

中小企業経営や農業経営にとって外国人労働者はいかなる役割を担っているのだろうか。外国人労働者、とりわけ外国人技能実習生は、人手不足の中小企業経営において、労働力を確保する手段として機能してきた。外国人技能実習制度のもとでは、送り出し国の外国人労働者にとっては、受け入れ国との間の大きな賃金格差が、渡航する大きなインセンティブとなる。受け入れ側の中小企業経営や農業にとっては、規模別賃金格差を背景とした、日本人の若年労働力確保の難しさを代替する機能を果たしてきた。こうして外国人技能実習制度は、送り出し国の外国人労働者と、受け入れ国の中小企業経営や農業にとってウィンウィンの関係として理解されることが多い。

外国人技能実習制度は、職場移動に制限を行うなど外国人労働者の労働者としての権利を制約する中身を持っている。労働者の職場移動を認めない制度設計が多くの労働問題を引き起こしている。例えば、技能実習生が負担する多額の借金、不均等な労使関係による実習生の失踪などは、一部改善も見られるものの、抜本的にあらためられたとはいいがたい。こうした状況から、外国人技能実習制度に対して、米国国務省等から、職場の移動制限を強いることは、実態として人身売買であり、

奴隷制度であるとの批判が長年にわたって行われている。加えて、2020 年代に入って日本では円安ドル高の傾向が進む。送り出し国の外国人労働者にとって、日本に渡航するインセンティブは従来よりも下がっている。外国人労働者の獲得競争、制度としての労働者の権利制限、双方の視点から、外国人技能実習制度の見直しが必須の状況にある。

日本国内の縫製業を対象とした外国人労働者の研究では、外国人技能実習生は 3 年間の技能実習過程で確実に技能の幅を広げ、日本人の縫製管理の仕事を一部担う基幹労働力として位置づけられている。ところが、外国人技能実習生の処遇は、その技能の蓄積にもかかわらず、地域最低賃金レベルを大きく超えることはない。経営者が温情的に処遇を改善することはあっても、外国人労働者が当事者として労働条件を引き上げ、交渉する主体となることは想定されていない。

外国人労働者が将来的に中核的業務を継続的に担う存在になるのであれば、職場移動の権利を認め、安定した雇用を確保することが求められる。企業経営では一般的な透明性ある人事制度の構築も避けて通れない。加えて、外国人労働者が日本で長期的に滞在するのであれば、職場の労働環境整備のほかに、生活者として地域社会に定着する支援策も想定しなければならない。現状の外国人技能実習制度の下では、外国人労働者が、労働者として、また生活者として地域社会に根付くことは想定されていないが、実態はどのようになっているのであろうか。縫製業以外の地域産業、例えば農業分野において外国人労働者が果たす役割を考察する必要がある。

（2）先行研究と本稿の課題

嬬恋村のキャベツ生産については地理学の研究蓄積が多くある。また、嬬恋村での収穫期の労働力に注目した研究もある。後藤（2016）は、嬬恋村では施肥作業の機械化、栽培管理過程の省力化に加えて、収穫作業における季節労働力の活用や、2 世代家族労働力の投入が行われていることを指摘している。西野（2019）は、近年は収穫期の日本人労働力を確保することが難しく、収穫作業は機械化も困難なため、外国人技能実習生を活用していることを明らかにしている。さらに、北崎（2022）は、嬬恋村農業ではコロナ禍で技能実習生 220 名のうち、102 人しか入国できなかったため、外国人労働者の派遣を行っているベンチャー企業から特定技能の在留資格をもつ外国人労働者を受け入れている点を報告している。

これらの研究は、高度経済成長期に嬬恋村のキャベツ生産体制が確立したこと、安定成長期以降に、大規模展開する嬬恋村農家にとって、外国人労働者が不可欠の存在になっていることなどを指摘している。ただし、2020 年以降に、外国人技能実習制度の見直しが進むもとで、今後、特定技能労働者も含めた外国人労働者受け入れがどのように変わっていくのかの分析は行われていない。

本稿では、農業分野における外国人労働者受け入れの特質を分析するため、嬬恋村のキャベツ生産における外国人労働者の役割を考察する。主として念頭に置かれるのは、1）従来型の 7 か月契約の外国人労働者の受け入れなのか、それとも 2）7 か月を超えた外国人労働者の受け入れ、なのかという点である。こうした問いに対して、技能実習生、特定技能労働者、双方の受け入れ実態やキャベツの生産過程への関与を分析しながら、現時点での暫定的な結論を導き出したい。

## 引用文献

北崎幸之助（2022）「群馬県嬬恋村の大規模キャベツ産地における外国人技能実習生の活用と課題」『環境共生研究』22。
後藤幸一（2016）「高冷野菜産地の再編：JA 嬬恋村キャベツ出荷組織とキャベツ作経営」八木宏典編『産地再編が示唆するもの（日本農業経営年報）No.10』農林統計協会。
西野寿章（2019）「大規模野菜産地の持続要因：群馬県嬬恋村を事例として」『地学雑誌』128（2）。

※【お断り】予稿集の内容は 2024 年 8 月時点のものです。発表当日までに内容が変更される可能性もあります。その点、ご了承ください。

# コロナウイルス禍での医療アンケートと、在住外国人に関する最新状況

## ―群馬県在住外国人アンケートやその他のトピックスから見えて来る解決の方向性―

青木武生、Takeo Aoki（JSA 群馬支部）・藤井正希・永田瞬・小谷英生・山田博文

### １。はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の日本でのパンデミックは 2020 年 4 月 9 日第 1 波に始まり、その後、第 2 波～第 10 波が起きたが、現在 2024 年 7 月～8 月現在第 11 波（オミクロン KP.3 株）が九州・沖縄を中心に起こっており、全国に波及しつつある。県による感染情報の多言語表示は現在も行われているが、国におけるこれらの情報は日本語以外正しく表示されず、在住外国人に際する配慮は皆無である。

群馬県東部では、もともとスバルやパナソニックの工場で慢性的な人手不足が生じていたこともあり、1990 年に入管法が改正されたことをきっかけに、太田市、大泉町、企業関係者等で結成された「東毛地区雇用安定促進協議会」が、在留資格制度に加わった「定住者」ビザの利用を促進する形で日系ブラジル人や日系ペルー人をリクルートしたという経緯がある [1)]。よって群馬、特に県東部では、日系 2～4 世も非常に多くなっている。

著者らは群馬県在住外国人が、コロナウイルス禍において医療へのアクセス状況、ワクチン等情報を得るのにどのような実態があったのか調査が必要と考え、これらの情報に関するアンケートをおこなった。対象者は群馬県内外国人が多く在住されている 5 市町村の国際交流協会の協力者と、外国語で典礼を行っているカトリック教会の信者である。日本の科学者 2023 年 4 月号に掲載されたこの調査期間は 2023 年 3 月～ 7 月である [2)]。

我々は、その後新たに「県立みらい共創中学校」（群馬県では初めての試み）での新しい取り組みに関する取材を行った。その他の関連するトピックスから見えて来る外国人居住者に関する最近の群馬県の状況について報告する。

### ２。アンケートの結果の概要とその他の状況

回収された 86 名のアンケート結果からは長期滞在者 41%、罹患者/居住者 34/62＝54%、入院 8 名、宿泊療養施設 10 名、自宅療養 18 名（＋職場で PCR 検査 2 名を含む）＋生活支援物質受理。「住民票が無い場合」でも申請書を提出すれば、ワクチン接種が可能であることを「知らない」は 67.4%「ワクチン予約サイトへのアクセス方法や予約方法を知らない」が 44 名（51.2%）であった。群馬県では、AMIGOS（特定非営利活動法人北関東医療相談会）や民医連（全日本民主医療機関連合会）が運営する施設の 4 ヵ所および高崎中央病院（はるな生活協同組合）、前橋済生会病院などに無料低額診療窓口があるが、それについての情報はほとんど周知されていなかった（74 名 81.4%）。

上記、AMIGOS は、1997 年群馬県において、「外国人の為の医療相談会」として発足。事務局長はカトリック教会助祭である長澤正隆氏である。同会と民医連の相談会（2024 年）には 150 人が来場し、90 人の非正規滞在者もいる中で、診断を行い、医療機関への紹介を実施している。保険証を持たない人は 77%で、「現金がなく病院に行けない」などの声も多い [3)]。この支援団体に対する公的援助は皆無で、筆者も募金しているが、その原資は 100%募金である。2020 年 3 月群馬県はこの外国人未払医療費対策事業を廃止してしまったことから、これに対し 2024 年 1 月には外国人未払医療費対策事業の拡充を求める市民集会が行われた [4)]。図 1 は民医連が群馬県で対応する組織の一つである「群馬中央医療生活協同組合」が経営する病院が実施する「無料低額医療事業」の案内である。この事業は援助をもとめてくる外国人

に対応すればするほど赤字になってしまうが、命には代えられないと、現在も事業を継続している。

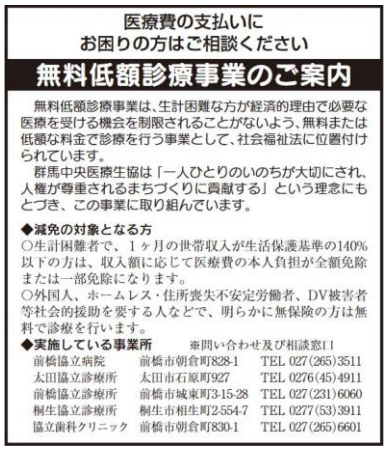

医療費の支払いに
お困りの方はご相談ください
無料低額診療事業のご案内
無料低額診療事業は、生計困難な方が経済的理由で必要な医療を受ける機会を制限されることがないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業として、社会福祉法に位置付けられています。
群馬中央医療生協は「一人ひとりのいのちが大切にされ、人権が尊重されるまちづくりに貢献する」という理念にもとづき、この事業に取り組んでいます。
◆減免の対象となる方
○生計困難者で、１ヶ月の世帯収入が生活保護基準の140%以下の方は、収入額に応じて医療費の本人負担が全額免除または一部免除になります。
○外国人、ホームレス・住所喪失不安定労働者、DV被害者等社会的援助を要する人などで、明らかに無保険の方は無料で診療を行います。
◆実施している事業所　※問い合わせ及び相談窓口
前橋協立病院　前橋市朝倉町828-1　TEL 027(265)3511
太田協立診療所　太田市石原町927　TEL 0276(45)4911
前橋協立診療所　前橋市城東町3-15-28　TEL 027(231)6060
桐生協立診療所　桐生市相生町2-554-7　TEL 0277(53)3911
協立歯科クリニック　前橋市朝倉町830-1　TEL 027(265)6601

**図 1。** 群馬中央医療生活協同組合「くらしと健康」、 657 号、 (2021)より [5]。

群馬県では、（特に伊勢崎市や太田市では）産婦人科はもちろん、総合病院でも、スペイン語、ポルトガル語、中国語に対応するスタッフが常駐している病院が多い。これに比べ、長期定住外国人の老齢化に伴った介護付き老人ホーム等の対応はまだ心細い。2023 年 5 月には伊勢崎市に外国人の高齢化に対応する「セイナ・コーポレーション」（小澤エリサ社長、自身もアルゼンチン出身の日系 2 世、ホームヘルパー介護支援施設）が開設された [6]（スペイン語と日本語対応）が、訪問介護基準の切り下げと、対象者が想定したよりも少数であったことから、2024 年 8 月をもって事業から撤退するという。非常に残念である。

はじめに触れたように、2024 年 4 月には町民の 2 割を超える外国人居住が存在する県東部邑楽郡大泉町では、「町公務員採用試験における全 7 職種で国籍条項を撤廃した」という新しいニュースも飛び込んできた。2024 年度の職員採用試験から群馬県内自治体で初めて全職種で国籍条項を撤廃し、永住権を持つ外国人の受験を可能とした。村山俊明町長は 1 日の定例会見で、昨年 12 月末の方針発表から同日までに計 78 件の意見が寄せられ、74 件が反対、4 件が賛成だったという。なぜか、全体の約 7 割が県外からだったという [7]。

一方、筆者らは、「県立みらい共創中学校」[8]（群馬県では初めての試み）で取材を行った。ここでは、中学校教育を十分受けていないものに対し、国籍・年齢にかかわらず、無料で教育が受けられる夜間中学校である。この学校では様々な出身国に対応すべく、ネイティブ・バイリンガル相談員も多数用意され、無理に日本人化させるのではなく、母国と日本のアイデンティティ確立・学力の両方の相談に乗っているという。

## ３。さいごに

日本は、諸海外に比べ移住者に対する支援（例えば言語教育や医療）が非常に貧困であり、当然行うべき支援の多くを怠っている。例えば、移民成人に対する日本語教育に関して非常に初歩的な講座は行われているが、フランス、ドイツ等では、日常会話ができる程度までの教育が保証されている [9]。EU 諸国では、このような事業は国が責任を持って行っており、地方自治体丸投げの日本とは全く隔絶の感がある。その根本原因は日本政府が移民を認めていないことであり、現在の実態に即して移民を認め、諸外国で当たり前に行われている諸制度・支援を今すぐに始めるべきと考える。

参考文献　（最終閲覧日：2024 年 8 月 15 日）
1) 新藤　慶：「在留外国人の子どもの教育からみた多文化共生社会」『現代社会学研究』**35**、39-60 (2022).
2) 青木武生：「コロナウイルス禍での医療へのアクセスと、関係する情報の周知状況~群馬県在住外国人アンケートから見えてくる問題とその解決策」、『日本の科学者』**59**(4)、35-40、(2024).
3）病状進行しても診察受けず…非正規外国人の医療実態、86％が生活習慣病、産経新聞オンライン 2024 年 5 月 30 日記事、https://www.sankei.com/article/20240530-N7YNP4CHFVKCBK4H2RSZMYFMLQ/
4）外国人未払医療費対策事業の拡充を求める市民集会、（主催 AMIGOS、移住連、反貧困ねーとワーク）https://migrants.jp/user/news/709/mskga2i232sciwzsnxbbnc5_g670n_og.pdf.
5）群馬中央医療生活協同組合「くらしと健康」、**657**、(2021)。
6）日本で暮らす外国人　高齢になったらどう支える？…日本語わからず孤立してしまうケースも YOMIDr、2023 年 6 月 19 日、https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20230606-OYTET50005/.
7）大泉町職員採用試験で「国籍条項撤廃」意見 78 件に反対 74、大半は県外から、東京新聞 2024 年 3 月 2 日記事、https://www.tokyo-np.co.jp/article/312644
8）群馬県初の夜間中学「みらい共創中学」ってどんな学校？、「みんなの学校新聞」https://np-schools.com/news/8203
9）自治体国際化協会 編「海外における在住外国人の言語学習制度」『自治体国際化フォーラム』**272**(6)、2-16、2012.

# 見え隠れする新たなウイルスたち

中川　敬介、NAKAGAWA Keisuke（岐阜大学 応用生物科学部 共同獣医学科）

## １．はじめに

いわゆる「コロナ禍」という言葉が使われ始めて既に４年以上が経ちました。２０２０年４月の緊急事態宣言から「第〇波」と呼ばれる感染者数のピークを何度も経験する度にメディアが大騒ぎしていたことは皆さんの記憶にも新しいと思います。一方で、新型コロナウイルスが２０２３年５月に５類感染症に分類された途端に、ウイルスの存在自体も希薄になった様な印象を持つ方も多いのではないでしょうか。しかしながら、いまだに高齢者を中心に新型コロナウイルスの感染者は多く発生しているのが現状です。また、海外に目を向けると新たなコロナウイルスがヒトや動物から発見されています。また現在、アメリカのテキサス州にて鳥インフルエンザウイルスが乳牛に感染し、さらには牛乳を介してヒトに感染したことが報告されています。残念ながら、新たなウイルスの感染拡大が、いつ・どこで起こるかは誰にも予想できません。本講演では、コロナウイルスに加えヒトと動物の間で新たに発見されたウイルスを紹介し、今後現れる可能性がある感染症に対してどの様な取組みができるのか考えてみたく思います。

## ２．コロナウイルスの性状とその生態

コロナウイルスの語源は、太陽のコロナあるいはラテン語の王冠（corona）に由来します。いずれも本ウイルスの電子顕微鏡像の特徴を示しており、ウイルス表面に存在するスパイク蛋白質（S 蛋白質）の見た目を表現したものです。コロナウイルスは S 蛋白質の他に、いくつかの代表的なウイルス蛋白質ならびに脂質二重膜で構成されています。このウイルス粒子の中に、ウイルスゲノム RNA（1 本鎖プラス鎖 RNA）が搭載されています。

コロナウイルスの宿主域（いずれの動物に感染できるか）は S 蛋白質と受容体（細胞の表面に存在する宿主由来成分）の結合能が大きく関与すると考えられてきました。この S 蛋白質と受容体がうまく結合できない場合、ウイルスが細胞に侵入することもできないので、感染も成立しません。コロナウイルスはこの S 蛋白質と受容体の結合様式が動物種間で比較的厳格であるため、ウイルスの宿主域も限定的だと考えられてきました。しかしながら、近年、ヒトには感染しないと考えられてきたコロナウイルスの感染や、動物での新たなコロナウイルスの出現が報告されています。

## ３．動物コロナウイルスの人での感染例

養豚に下痢を引き起こすコロナウイルスの１つに豚デルタコロナウイルス（PDCoV）が知られています。最近、ハイチにおいて PDCoV が小児らに感染し、インフルエンザ様症状を示した事例が報告されました（Lendnicky JA. et al., *Nature*, 2021）。調査した 369 人の小児のうち３人から PDCoV が検出され、幸いなことに３名とも致死的な症状を示すことはなかったものの、人獣共通感染症としての PDCoV の危険性が検討されることとなりました。なお、ハイチでの PDCoV の養豚での蔓延は確認されていないことから、豚から小児に感染したとは考えられにくく、その感染経路ならびに伝播動物の特定が急がれています。

また、同様な事例が犬コロナウイルス（CCoV）でも報告されています。CCoV は犬に下痢を引き起こす病原体であり、世界中に蔓延していることが知られています。CCoV についても、マレーシアでヒトの感染例が報告されています（Vlasova AN. et al., *Clin. Infect. Dis,* 2022）。マレーシアでは、呼吸器症状を示した 301 人中 8 名の小児から CCoV が検出されました。また、ハイチから戻ったフロリダ大学の医療チームのメンバーが発熱・倦怠感を示し、彼らの検体から CCoV

が分離されています（Ledinicky JA et al., *Clin. Infect. Dis,* 2022）。

この様に、重篤な症状を示すことはないものの、これまで動物にしか感染しないと考えられていたコロナウイルスについてもヒトへの感染事例が蓄積されつつあります。いわゆる「不明熱」と診断される症状の原因の幾らかは、もしかしたらこうした「今までヒトに感染すると考えられてこなかったコロナウイルスたち」である可能性も 0 ではないと考えています。

## ４．キプロスでの新型ネココロナウイルスの出現

小動物臨床に携われている獣医師なら必ず知っているコロナウイルス感染症に猫伝染性腹膜炎があります。本症を発症した猫では、異常な腹水貯留や体内での肉芽腫性病変が認められ、非常に高い確率で死亡してしまいます。現在の日本では、ワクチンも認可された治療法もありません。この猫伝染性腹膜炎ウイルスについては、まだ謎が多いものの、その前身ウイルスは猫腸コロナウイルスであると考えられています。すなわち、猫腸コロナウイルスが猫の中で変異を獲得し、猫伝染性腹膜炎ウイルスになると考えられています

最近、キプロスで新型猫コロナウイルス、FCoV-23 の出現が確認されました(*Science*, Vol382, Issue 6673, 2023. Doi: 10.1126/science.adm9513)。2023 年の 7 月時点で 30 万匹近い猫の死亡が確認されています。詳細なウイルス性状については解析が待たれるところですが、ウイルス遺伝子から、犬コロナウイルスと猫コロナウイルスの間で組換えが生じて発生した新型猫コロナウイルスである可能性が高いとのことです(*bioRxiv* 2023. Doi. org/10.1101/2013.11.08.566182)。また、本ウイルスは既にイギリスに伝播していることも確認されています（Warr A. et al., *Vet Rec*. 2023）。

## ６．アメリカでの高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）の乳牛への感染

最近、アメリカのテキサス州で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が乳牛に感染していることが報告されました（Caserta LC et al., *Nature*, 2024）。本ウイルスが様々な動物に感染することは知られていましたが、牛に感染拡大するのは初の報告となりました。本ウイルスに感染した牛は発症し、飛沫により哺乳類間での伝播も確認されています(Eisfeld AJ. Et al., *Nature*, 2024)。また、牛乳中にウイルスが排出されることから、食品を介したウイルスの感染の懸念も報告されています。

現在（2024 年 8 月）、テキサス州を含む 7 州での牛への感染が確認されており、さらなる感染拡大を防ぎ、ヒトへの感染拡大を防ぐとこが急務だと言えます。また、アメリカ以外の国で同様に牛に同ウイルスが伝播し得るかの調査も急速に進むと考えられます。

## ７．おわりに

本講演では、新たにヒトへの感染が確認された動物のコロナウイルス、新型の猫コロナウイルス、そして新たに宿主域を拡大し、公衆衛生上の脅威となりつつある高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）の現状を紹介しました。多くのウイルス学者が「コロナウイルスについては現局的な宿主域しかもたない」と、盲目的に信じてきた傾向があったと思います。しかしながら、その常識は新型コロナウイルスを始め、動物のコロナウイルスにより否定されつつあります。さらには、高病原性鳥インフルエンザウイルスの宿主域拡大など、今後も予想だにしなかったウイルスの変化は止まらないと予想されます。この様に予測不能なウイルスの変化に翻弄される一方で、動物コロナウイルスを含め、これまで十分に研究が進んでこなかったウイルスに対する研究が役に立つ可能性も高まっていると感じています。それ故に定期的な動物やヒトでのウイルス流行調査や、それぞれのウイルスの性状解析といった基礎研究の重要性の理解が求められている気がしてなりません。

# COVID-19 のまん延 5 年間を概観する

## –ウイルス感染力と人の免疫力の闘い–

西川　榮一、NISHIKAWA Eiichi（兵庫支部）

### 1．はじめに

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2、以下ウイルスと略称）による新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下コロナと略称）、日本では 2020 年 1 月 16 日最初の感染者が見つかった。以来増減の波を繰り返しながらまん延し、24 年 8 月には 11 波になっている。まん延動向には様々な影響因子が関わっているだろうが、本稿では、ウイルス変異株の発生と人の免疫系との関わりに注目してまん延動向を概観する。

### 2．　まん延動向を観察する

#### 2.1 まん延動向全般

図 1 に 2020 年 3 月 1 日から 24 年 8 月 4 日にわたる週毎の確認感染者数の推移を示す。

■全国、東京都、大阪府ともほとんど同じ傾向で増減する波を繰り返している。右端 24 年 7 月末にみえるピークは 11 波である。

■確認感染者数の全体的推移をみると、7 波までは対数表示で直線的に増加し、そのペースは全国では週当りおよそ 4.8%だった。1 波では週当り数百～数千人であったが、7 波の頃は数十万～百万人を超す夥しい確認感染者数が生じる事態になっていた。8 波以降はようやく減少に転じ、11 波でも減少傾向は続いている。

#### 2.2 まん延防止対策の効果

■まん延の拡大とともにたびたび緊急事態宣言が出され、さまざまな社会的経済的対策、水際対策が強化された。それら対策は、ワクチン接種が進むにつれ、7 波ピーク過ぎた頃以降次々緩和され、23 年 5 月 8 日にはすべて終了となった（事実上の収束宣言）。

■注目されるのは、図 1 で、社会的経済的対策の強化や緩和措置とまん延動向を見比べると、ほとんど影響が見られないことである。

■21 年 5 月からワクチン接種が始まった。図 2 に人口比接種率（緑色線）の推移を全国確認感染者数（赤色線）などとともに示す。接種率は 1、2 回目が 21 年 10 月初めに、3 回目が 22 年 5 月初めに 60%を超えた。

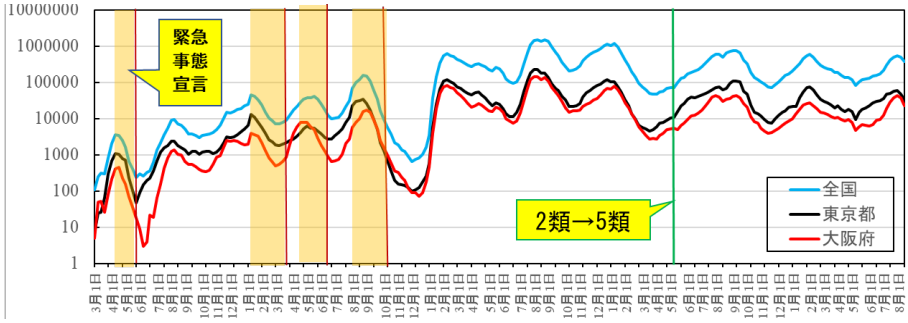



図 1　週毎の確認感染者数の推移 2020/3/1～24/8/4、全国、東京都、大阪府）注）データ出所；厚労省オープンデータ）

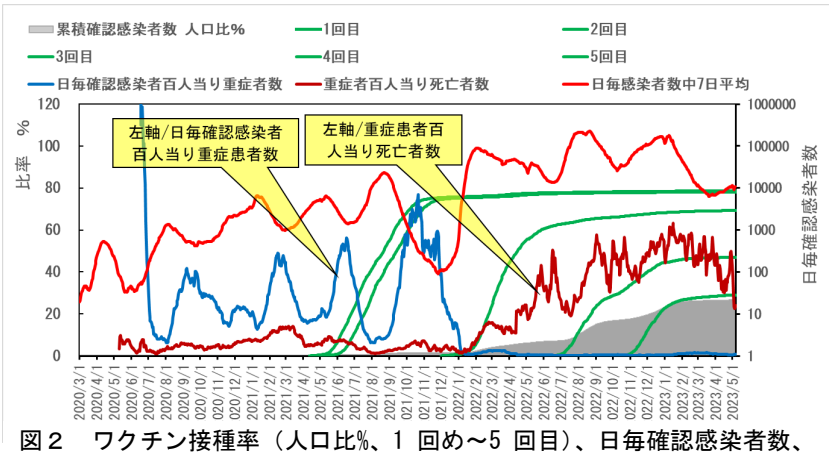



図２　ワクチン接種率（人口比%、1 回め～5 回目）、日毎確認感染者数、累積確認感染者数（人口比%）重症患者割合、死亡者割合の推移（全国、2020/3/1～2023/5/1）
注）データ出所：ワクチン接種率は札幌医科大、他は厚労省

■21 年末以降感染者のうち重症患者の割合（青色線）が激減した。ただ重症患者が死亡に至る割合（茶色線）は増加した。確認感染者数も 8 波から減少に転じた。ワクチンの効果とみられる。

## ３．変異株の変遷とまん延動向

### 3.1 主な変異株系統の変遷

まん延が推移する中で次々と変異株が現れる。図 3 に週毎に優勢となる変異株系統の変遷を積み上げ棒グラフで示す。

■変異株は出現すると急激に増えて優勢になるが、新たな変異株が出現すると消滅してゆく。新たな変異株は先行株と同じ過程をたどるというように変遷してゆくのがみられる。

■注目されるのは、確認感染者数グラフと優先変異株の変遷との関係である。優勢となる変異株が替わるのに応じて増減の波が生じるのが読み取れる。同じ変異株が優勢状態にあるとまん延は拡大する。そして後続変異株が出現するとその交代時に縮小するが、後続変異株が優勢になるとともにまたまん延は拡大していく。

こうして増減の波が生じるが、後続変異株の方が感染力はより強いであろうから、増減の波を繰り返しながらも全体としてまん延は拡大し、7 波までのような推移になると思われる。

### 3.2 ウイルス感染力と人の免疫力

■ウイルスが人体に進入してくると、免疫システムが駆除活動を始める。免疫システムは、リンパ球による自然免疫と抗体による獲得免疫との仕組みに大別される。リンパ球はいくつかの細胞からなり生来備わっている仕組みで、常に全身を巡っていて、異物（今の場合ウイルス）を認識すれば駆除活動を行うとともに、ウイルスの特性を調べて伝達する情報活動も行う。

抗体とは、進入ウイルスのみを標的に免疫能力を持つ、特異な構造のタンパク質であり、リンパ球からの特性情報に基づいて体内で産生される。未知ウイルスでは抗体産生に数日が必要で、その間ウイルスはどんどん増殖する。抗体活動が始まればリンパ球と協働で強力な駆除活動が展開され、進入ウイルスは消滅に向かう。

■ウイルスは増殖過程で多種多様な変異株が生じる。元のウイルスより増殖速度の速い、感染力の強い変異株が生じると、その変異株が優勢になっていき、人の免疫システムとの新たな闘いとなる。図 3 はかかる過程の繰り返しの現れと考えられる。

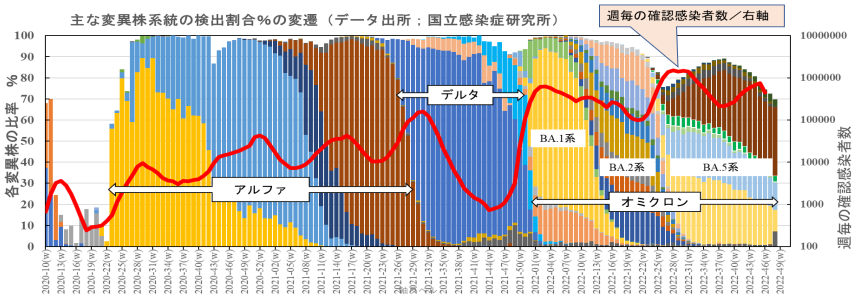



図３　主な変異株系統の週毎検出割合の変遷（全国 20/10 週～23/48 週）

■抗体情報は記憶されるので、既知のウイルスであれば早くに産生でき、ウイルスの増殖を食い止められる。ワクチンは、未感染者の体内に人工的にウイルスの抗体情報を付与して、ウイルスに対する免疫力を強化する仕組みといえる。

## ４．まとめにかえて（スペイン風邪との比較）

図 4 に 100 年前のスペイン風邪と今回のコロナの死亡者数の推移を示す。注目すべきは、まん延開始から終息したされる期間がほとんど同じ 3 年余ということである。当時と比べればコロナでは社会的経済的対策、医療体制、科学的知見など圧倒的に進んでいたと思われるが、終息させるに要した時間は大差なかったとみれる。まん延動向の大勢を決めるのはウイルス感染力と人の免疫力の闘いではないかと思われる。

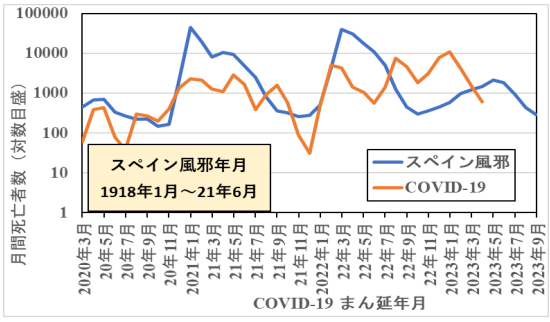



図４　月間死亡者数でみたコロナとスペイン風邪のまん延の推移

# コロナと移民のレジスタンス

## 在日ベトナム人の経験から

巣内尚子、SUNAI　Naoko（岐阜大学・岐阜支部）

### １．問題の所在

コロナ禍には在日ベトナム人を含む移民も多様な困難に直面した。一方、在日ベトナム人の中には、妊娠問題や生活困窮など、諸権利の剥奪やグローバル空間の不公正等に由来する構造的困難に対応するため、様々な実践を行った人がいる。本報告は、報告者のベトナム人へのインタビュー調査や支援活動で得た知見をもとに、移民の抵抗実践を明らかにする。[1]

### ２．サバルタンと抵抗

サバルタンとは社会において最も従属的な立場に置かれた集団を示す言葉である。ガヤトリ・C・スピヴァク（1998）は「サバルタンは語ることができるか」という問いに対し、サバルタンはエイジェンシーを発揮し声を上げているが、主流社会がサバルタンの声を無視する構造が存在することを指摘した。さらに革命や組織化された社会運動が「抵抗」として扱われることが多い中、サバルタンは多様な方法で権力や社会的不公正に抵抗してきた。Bayat（2000）はカイロとテヘランの貧しい世帯による電気と水のインフォーマルな利用を抵抗と位置付けた。また Awan（2020）はパキスタンの人形劇が権力に異議を唱える場であり、近年は児童婚、女子教育などがテーマになっていることを示す。技能実習生（以下、実習生）や技能実習からの移行が多い特定技能 1 号の在留資格を持つ在日ベトナム人は母国の農村に生まれ、世帯の経済的苦境を脱するため、多額の債務を背負い来日し、転職の自由や家族帯同の権利など人間としての基本的権利を剥奪され日本の低賃金部門に配置される。もともとの資源が限られ、かつ搾取的な労働市場で就労するため、コロナ禍のような状況では困難に陥りやすい。これを踏まえ、本報告はサバルタンである在日ベトナム人による構造的困難に対抗するための多様な行為をサバルタン的抵抗と位置付ける。

### ３．在日ベトナム人・コミュニティ

出入国在留管理庁（2024）によると、日本の在留外国人数は 2023 年末時点で 341 万 992 人と、過去最高となった。国・地域別の在留外国人数でベトナムは 56 万 5,026 人となり中国（82 万 1,838 人）に次ぐ人数である。在日ベトナム人は 12 年の 5 万 2,367 人から 23 年末までに 10 倍以上に拡大した。ベトナム人の在留資格は 23 年末時点では技能実習が 20 万 3,184 人、特定技能が 11 万 648 人と、就労目的の在留資格が多い。[2]在日ベトナム人の増加に伴い、ベトナム出身者がいるカトリック教会や仏教寺院などが同胞支援を行う。このうちカトリックコミュニティはコロナ以降、移民を対象とする食糧支援を実施した上、日本の労働組合、支援組織、法律家らと連携し「ベトナム人労働生活相談ホットライン」などの支援活動を展開してきた。

### ４．妊娠・出産支援

コロナ禍に迅速な対応が必要となったのは「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」に関連する問題である。支援者のもとには実習生などのベ

1 本報告は巣内（2020、2021）をもとにしている。

2 在日ベトナム人の増加はベトナム政府の政策、日本の外国人労働者受け入れ政策の拡大、移住産業の事業展開を受けたものである。ベトナムは「労働力輸出」政策を展開し、2024 年は 12 万 5000 人を海外に送り出す目標である（VnEconomy 2024）。

トナム人女性から、妊娠したものの帰国できない、との相談が Facebook など SNS を通じて寄せられた。技能実習や特定技能 1 号の在留資格を持つ移民は正規の在留資格を持ち、労働法規等の対象となる。健康保険の出産育児一時金も利用できる上、健診費用が公費で補助される妊婦健診受診券も受け取れる。だが技能実習や特定技能 1 号の在留資格では家族帯同の権利がなく、日本で出産しても子に安定的な在留資格は付与されない。移住産業や企業が実習生らに妊娠しないよう働きかけたり、妊娠を理由に帰国を迫ったりする例もある。また避妊・中絶の選択肢や費用には日越で差がある上、医療機関の受診や安全な避妊・中絶・妊娠・出産のための情報取得には言語の壁もある。このため彼女たちにとって帰国が安全な妊娠、出産、中絶への切実な選択肢となる。しかしコロナ対策の移動制限で航空会社が運航を停止したことで、帰国の道が閉ざされた人が多数出た。コロ禍は実習生らの SRHR の構造的剝奪状況を露呈させた。

そんな中、女性たちは Facebook や口コミで支援者を探し、帰国や出産の支援を求めた。彼女らから SNS 経由で相談を受けたカトリック教会のベトナム人シスターや難民として来日した信徒のベトナム人女性は丁寧な聞き取りをした上で、日本の支援組織と当事者とをつなぐ社会文化的仲介（園部 2014）を行った。また支援対象者といっても誰かに完全に頼るだけでは問題は解決しない。妊娠したベトナム人女性たちは帰国支援のチャーター便への申し込みや航空券の購入、帰国までの住まい・生活費の確保に動く必要があった。日本で出産する場合は妊婦健診のための通院や役所への相談、育児用品の確保等に取り組んだ。

## ５．同胞内の相互扶助と支援求めるアピール

ベトナム人コミュニティ内で独自の活動を展開したのが、技能実習生や留学生といったベトナム人によるグループ「チーム 320」である。実習生や留学生の中にはコロナの影響で失職し、困窮したり、住まいをなくしたり人が出た。そのためチーム 320 は SNS により連絡を取り合い、お金や食料を持ち寄り、住まいのない人を泊めあうなどした。さらにチーム 320 はベトナム大使館近隣などに集まり、支援を求めるメッセージを書いたプラカードを掲げた。また各地の仲間がメッセージを書いたプラカードを持つ様子を写した動画や画像等をインターネット上にアップロードし、支援の必要性を訴えた。

## ６．結論

在日ベトナム人はコロナ以降、問題解決を図るための多様な実践を行い、構造的困難に立ち向かった。そうした一連の実践は、ベトナム―日本間の移住の構造が持つ移民の非人間的化という問題や日本側の制度・政策や労働市場が内包する差別を露呈させた。これは日本の政策・制度や労働市場が持つ課題の解決が急務であることを示すとともに、「弱者」と見られがちなグローバルサウス出身の移民の力を示すものである。すでに移民社会である日本社会はさまざまな立場にある移民と連帯しながら、問題解決を図ることが求められる。

## 引用文献

Awan, Nishat. 2020. “Performing on the Streets: Infrastructures of Subaltern Resistance in Pakistan.” *Environment and Planning C: Politics and Space* 39 (6): 1274–93.

Bayat, Asef. 2000. “From `dangerous Classes’ to `quiet Rebels'.” *International Sociology: Journal of the International Sociological Association* 15 (3): 533–57.

園部裕子. 2014. フランスの西アフリカ出身移住女性の日常的実践: 「社会・文化的仲介」による「自立」と「連帯」の位相. 明石書店.

出入国在留管理庁. 2024. “令和５年末現在における在留外国人数について.”

スピヴァク、C. ガヤトリ. 1998. サバルタンは語ることができるか. 上村忠男訳. みすず書房.

巣内尚子. 2020. “帰国困難のベトナム人が支援求める活動をスタート＝失職し困窮、住まい失う人も.” *Yahoo! Japan* ニュース.

巣内尚子. 2021. “インターネットと移住女性と対抗的な公共圏.” 日本の科学者 56 (9): 18–24.

VnEconomy. 2024. “Đặt Mục Tiêu đưa 125.000 Lao động đi Làm Việc ở Nước Ngoài Trong Năm 2024.”

# ２つのパンデミック、そして３つ目に備えて

吉田賢右、YOSHIDA Masasuke（JT 生命誌研究館）

## １．はじめに

1918 年、あるインフルエンザウイルス（H1N1 型）が人類を襲った。いわゆるスペイン風邪である。このウイルスは世界で少なくとも約 1700 万人の命を奪った。100 年後の 2019 年、あるコロナウイルス（Sars-Cov-2 ウイルス）が人類を襲った。このウイルスは瞬く間に人類世界を蹂躙し（パンデミック）、今までに世界で少なくとも 1600 万人の命を奪ったと思われる。人類はこういう呼吸器感染ウイルスに対して敗北を重ねているのである。100 年前のウイルスとの戦いの記録を時に参照しながら、今回の Sars-Cov-2 ウイルスとの戦いを振り返り、来るべき次の第３の新ウイルスの挑戦に備える。

## ２．なぜパンデミックとなったか

### ――多数の軽症無症状感染者――

同じ呼吸器感染ウイルスでも、2002 年に出現した SARS（感染者約 8000 人、死者約 770 人）も、2012 年の MERS も（感染者約 2500 人、死者約 860 人）、高い致死率で恐れられたが、パンデミックにならなかった。では、なぜ 100 年前の H1N1 型インフルエンザウイルス、今回の Sars-Cov-2 ウイルスはパンデミックを引き起こしたのか。それは、両者とも強い感染力で、重症者あるいは死者を出す一方、多数の軽症あるいは無症状の感染者を生み出していたことによる。発症すれば隔離されて回復（その時には体内のウイルスは全滅している）するか、あるいは死亡して、そこで感染拡大は終わる。しかし、無症状あるいは軽症の感染者は、本人も周囲も感染したことに気が付かず、ウイルスを排出しながら動きまわり、新たな感染者を生み出した。そしてその新たな感染者のうち相当数はまたしても無症状で周囲に感染を広げた。しかも Sars-Cov-2 ウイルスの場合、無症状感染者の多くが活動的な 18～60 才と子供であった。こうして感染は急速に世界にひろがった。したがって、今後、新しい感染症が発生したら、真っ先に無症状感染者を生じる感染症かどうか、調べて対策する必要がある。

## ３．「封じ込め」が成功するのはごく初期だけ

100 年前の H1N1 型インフルエンザウイルスの場合、発生地不明のまま市中感染がひろがったので封じ込めは初めから不可能だった。今回は、2019 年 12 月に中国の武漢で Sars-Cov-2 ウイルスが出現したときに、中国政府は封じ込めに失敗した。その後の経過は、いったん Sars-Cov-2 のようなウイルスが広く市中に放たれれば、多数の無症状感染者をもれなく検出することは実際上困難となり、もはや封じ込めはできないことを示している。

したがって将来、今回のような病原体がある地域に出現した時の措置は次のようになる。①即座にその地域を封鎖、②頻回に検査を実施し感染者を検出し隔離し治療する、③これを感染者ゼロ（病原体消滅）になるまで続ける。次のパンデミックまでに、これを実行できる社会的合意を形成しておく必要がある。

## ４．唾飛沫で呼吸器感染が起きた

100 年前、H1N1 型インフルエンザウイルスの感染経路として「飛沫伝染の危険なることを周知徹底せしむること」と強調されている。今回の Sars-Cov-2 ウイルスでも、論文で報告されたほとんどの感染は、感染源となる人が歌う、しゃべる、飲む、喰う、など唾を飛ばす活動をしている部屋に同時に滞在していて、しかも感染源に接近する機会のあった人の間に発生して

いる。つまり唾の飛沫（くしゃみや咳の場合は鼻汁の飛沫も含む）が飛び交う状況で、感染はおきた。唾飛沫が上気道（鼻孔、のど）の粘膜に付着しウイルスが細胞内に侵入する。離れた人に感染が起きているケースの報告もあるが、エアコンによる唾飛沫の滞留や、唾にウイルスが非常に濃縮された人の存在などで説明できる。

消化器や皮膚からの感染は起きていない。静かに呼吸しているだけでもウイルスが空中に散布され感染が広がるという意味の「空気感染」も起きていない。また、物体表面からの「接触感染」という確かな事例の報告は無く、「消毒や手洗いで感染が防げる」というのは言い過ぎである。ちなみに、100 年前の H1N1 型インフルエンザウイルスの感染防御策には「手洗い」はまったく含まれていない。

唾飛沫吸入による上気道感染が確認された唯一の感染経路であり、これに集中した防御マナーを行うことが必要である。

## ５．「うがい」：忘れられた感染予防策

100 年前のスペイン風邪の際に、内務省衛生局（今の厚労省）は「マスクとうがひ」を奨励し「含嗽（うがい）せよ 朝な夕なに」と各県にその実施状況を報告させている。マスクの方は今回も着用が推奨されて感染防御に役立った。しかし、今回の感染防御策では「うがい」が推奨されたことはなかった。

感染源となる人の唾飛沫が近くの者を感染させる、としたら、その感染源の人の唾液からあらかじめウイルスを一掃しておけば感染はおこらない。会食や歌などでは、全員が少量の水を口に含んで唇を閉じたまま「うがい」して、そのまま飲み込んでしまえばいい（吐き出す、あるいは上をむいてガラガラとやるのは飛沫が飛ぶのでかえって危険）。３つ目の呼吸器感染ウイルスが襲来した時には、「うがい」を励行したらいい。

## ６．感染の拡大と致死率の低下：新変異株とワクチンによる軽症化の協同効果

100 年前の H1N1 型インフルエンザウイルスの流行は第３波で終わった。しかし、今回の Sars-Cov-2 ウイルスの感染は第 11 波におよび、まだ終息していない。それは、感染やワクチン接種により免疫を得た人が増えて感染が沈静化しても、次に免疫突破力のある新しいウイルス変異株が出現して流行を始める、ということの繰り返しだった、と考えられる。特に、オミクロン株は、一般的な病原体の変化傾向どおりに、軽症化の方向に変化した。その結果、①感染による致死率が 10 分の 1 くらいに低下した、②感染源となる無症状感染者が増えて市中感染がそれまでの 10 倍にも広がった。

ワクチン接種により、感染を防ぐことはできないが、重症化を防ぐことができる。これは、オミクロン株の効果とだぶる。つまり、致死率の低下と社会における感染源（無症状感染者）の増大である。変異株とワクチンによるこのような協奏作用は、記憶しておく必要がある。

## ７．簡易、安価な感染セルフテストの開発を

結局、ロックアウトなどのどんな行政措置も、ワクチンなどのどんな科学的医学的措置も、感染拡大をくい止めて感染終息にもっていくことはできなかった。Sars-Cov-2 ウイルスは人類の世界を征服したのである。このままでは、似たようなウイルスによる第３のパンデミックが襲来すれば、千万を超える人々が命を奪われることになる。

パンデミックを早期に終息させるには、完全な（変異株に負けない長期有効な）ワクチン、完全な治療薬、完全な隔離、のどれかが必要である。完全な隔離には、簡易で安価な感染セルフテストの開発が必要である。たとえば、試験紙を舐めるだけで３分で感染（ウイルス）がわかれば、感染地域の住民全員が 2 日に一度、検査するだけで、ほぼ完全にリアルタイムで地域の感染者を検出し、隔離できる。要は高価な機器を要しない超高感度のタンパク質（RNA でもいい）の検出である。十分な研究予算と研究チームがあれば開発できるのではないか。

# テキスト生成 AI に関する技術論的考察

佐野正博、Sano Masahiro（明治大学名誉教授）

## １．はじめに

ChatGPT など最近の生成 AI 技術の歴史的発展は、社会や生産のあり方を大きく変える可能性が高い。

ここでは ChatGPT などのテキスト生成 AI 技術に焦点を当て、技術論的視点からの構造分析に基づき、その可能性と問題点について考察をおこなう。

## ２．テキスト生成 AI の技術的構造

テキスト生成 AI の飛躍的性能向上をもたらしてコア技術は、Transformer 言語モデルである。(Vaswani 207; Uszkoreit 2017)

言語モデル（Language Model）とは、「文章や単語のパターンを学習し、自然な文章を生成したり、入力されたテキストに対して意味のある応答を返したりする人工知能の仕組み」のことである。

初期の言語モデルでは、「単語同士の結びつき」（単語同士の照応関係）を基本的対象としていた。

これに対して Transformer 言語モデルでは、各単語データに対して「文全体における単語の位置情報」を付与することで、「入力文章内の照応関係（類似度や重要度）」や「異なる文章同士の照応関係（類似度や重要度）」などを計算し、文脈の把握がなされている。

すなわち、「ある特定のコンテクストにおいて、ある特定の単語の次に、どのような単語がどの程度の出現確率で登場するのか？」という単語出現確率に関するデータベースが用いられている。

そのようにすることにより、「文章全体の結びつき」（文脈）をも処理対象とすることが可能となり、人間が書いたような自然なテキスト文を生成ができるようになった。

言語モデルに関する基本的性能指標の一つが、言語モデルの容量や複雑さを示すパラメーター数である。パラメーター数は、2018 年以後、1 年間に約 10 倍という飛躍的な増大を遂げている。OpenAI の GPT-4 言語モデルのパラメーター数は推定で 5,000 億~1 兆と言われており、その構築に巨額な費用が投じられている。

生成 AI は、そうした大規模言語モデルを利用して文脈を反映した単語間の連関確率を計算し、利用者が与えたプロンプト文に対応した回答を生成している。

文脈を反映した連関確率の数値などを含む言語モデルの形成に際しては、様々な先行著作物（public domain の著作物やオープン利用が可能なネット上の各種データなど）を「学習データ」(training data)として利用するとともに、生成したテキストの適切性に対する評価をフィードバックする「教師あり学習」（Supervised Learning）などの機械学習によりテキスト生成の精度が高められている。

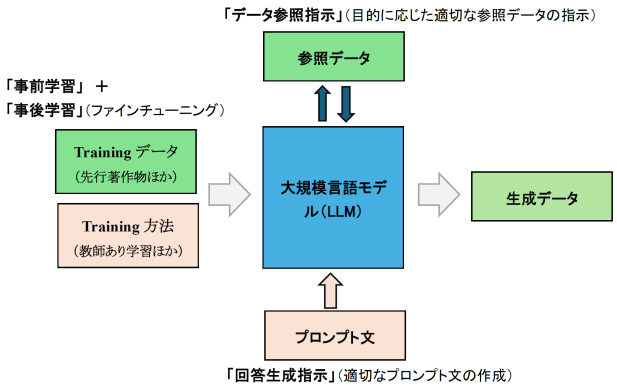



**図 1. テキスト生成 AI の技術的構造**

注) 筆者作成

## ２．生成データの質に関わる基本的規定要因

テキスト生成 AI の基本的な技術的構造は図 1 のようなものであるため、生成データの信頼度・妥当性を規定している主要な要因は下記の 4 つである。

1） 事前学習、および、事後学習・ファインチューニングにおける Training データの質と量
2） 事前学習、および、事後学習・ファインチューニングにおける Training 方法の質と量
3） 回答生成における参照データの質と量
4） プロンプト文の優劣

したがって生成 AI の回答の信頼度・妥当性を高め、社会的に有用なツールとするためには、Training データや参照データの質と量を高める必要がある。

そのための方策としては、著作権問題に配慮した上で、国立研究開発法人科学技術振興機構の J-STAGE 収録の学術ジャーナル、、日本の政府統計データ e-Stat(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/)、国立国会図書館デジタルコレクション(https://dl.ndl.go.jp/)、国立公文書館デジタルアーカイブ(https://www.digital.archives.go.jp/)などの良質な資料やデータで生成 AI を学習させることや、生成 AI のデータ生成に際してそうした資料やデータすべてを簡単に参照できるような仕組みをつくることが重要である。（さらにまた生成 AI の回答の依拠データに関する traceability を確保して、回答の妥当性を簡単にチェックできる仕組みを組み込ませることも重要である。）

## 3. パターン認識に基づき「新結合」を実行するマシンとしての生成 AI - 生成 AI の「生成物」の Originality、Creativity、Innovativity 問題

先に論じたように、生成 AI は、「入力文章内の照応関係」や「異なる文章同士の照応関係」などに関する連関確率に基づき、テキストを「機械」的に自動生成するものである。

すなわち、人間の文章作成作業とは異なり、「内容的理解（意味了解）」や「理論的理解（概念的理解）」抜きに、「単語」を言語モデルに基づき単に「機械」的につなぎ合わせているだけである。

とはいえ、一昔前の自然言語処理マシンとは異なり、現在の生成 AI は、あたかも人間が作成したかのような極めて「自然」な文章を生成する。

こうしたことが可能となっているのは、大量のテキストデータを用いて「文章全体の結びつき」（文脈）を処理対象としたディープラーニングなどの学習をさせているからである。

そうした学習により AI は、テキスト、画像、音声などの大量データの中から、特定のルールやパターンに沿ったデータ構造を認識し、特徴抽出を行うなどパターン認識をおこなっている。

そして認識されたパターン（多様な現象の中に潜む共通構造）に基づいて、新たなテキスト、画像、音声などを生成している。

すなわち、生成 AI は、対象の中に潜むパターン（構造的連関）をディープラーニングなどによって捉え、そのパターンに基づいて既存要素を「新結合」させることによって新たな生成物を生成している。

シュンペーターの「新結合」論的イノベーション概念把握によれば、新発明がなくても「既存要素に関するこれまでにない新たな結合」によってイノベーションが生じる。

そのように既存要素の新結合によってイノベーションが生起するのであれば、生成 AI による既存要素の新結合によってイノベーションが生じても不思議ではない。

生成 AI の生成物の originality, creativity、innovativity の問題は、シュンペーターの「新結合」としてのイノベーション概念との関連で捉えなおすと興味深い。

**注記**　本稿に関連するより詳しい議論・参考文献は筆者作成の下記サイトを参照されたい。

佐野正博「生成 AI に関する技術論的研究」
https://ai.sanosemi.com/

# 生成 AI のインパクトと企業におけるその活用

## ――懸念・躊躇から「負けないため」の活用へ、そして残る課題――

那須野公人、NASUNO Kimito（作新学院大学名誉教授）

### １．はじめに

2022 年 11 月 30 日のオープン AI による ChatGPT 発表以降、自然言語での指示にしたがってテキスト・画像等を生み出す、生成 AI ブームとなっている。それを象徴的に示すのは、生成 AI に不可欠な半導体 GPU のシェア 8 割を占めるエヌビディアの株価高騰である。また、日本経済新聞のサイトで“AI”という用語が使われている記事件数を検索してみると、2023 年からその件数が急増しており、AI 研究者の間でも、これを第 4 次 AI ブームと捉える見方が主流となっている。

ブームのきっかけをつくった ChatGPT は，大量データの学習による精度の向上、コンピュータの能力向上による素早い回答、自然言語対応による使いやすさ（「AI の民主化」）、幅広い分野の多様なタスクをこなせる汎用性で、急速に社会に広がっており、企業活動に大きなインパクトを及ぼす可能性が高い。

### ２．日本企業における生成 AI の導入

ChatGPT 発表後、その導入・活用を試みる企業が出始め、2023 年 3 月マイクロソフトがクラウドサービス上で提供を開始すると、入力データが AI の学習に使用されなくなったことで、それまで情報流出を警戒して導入を躊躇していた企業の背中を押すことになった。

AI を活用したサービスの開発を行っている㈱Exa Enterprise AI は、23 年 4 月・8 月・12 月に、自社の生成 AI 関連セミナー参加者を対象にアンケート調査を行った。4 月に最も多かったレベル 3 の「試しに使用」(43.0%)は、回を追うごとに減少し、他方レベル 5 の「日常的に使用」が、4 月の 7.2%から、8 月には 20.3%、12 月には 31.5%へと急速に増加して、これにレベル 4 の「時々使用」を加えると、71.2%にも達していた。

同社は、業務で積極的に利用する層が着実に増えており，多くの企業が試用から全社や部門での本格導入に移行したとみている。

PwC コンサルティングも、2023 年 10 月に生成 AI に関する実態調査を行っている。それによると、企業は「競合他社に先を越される可能性」や「新規競合の参入の可能性」を特に脅威と捉えていた。同社は，23 年の秋時点から見て、今後 1 年間が「本格導入」フェーズの 1 つの山を迎えるものと予見する。

また、生成 AI 導入による生産性向上に関して、23 年 2 月マイクロソフトのクラウドサービス上の GPT3.5 で、社内 AI "ConectAI"をいち早く導入したパナソニックコネクトは、ホワイトカラーを中心とした仕事は、①情報収集、②情報の整理、③ドラフトの作成、④仕上げ、という 4 ステップがあるが、①から③までは AI に任せることができるので、④の時間を増やすことができる。その結果、質の向上も期待できると述べている。

このように、日本企業における生成 AI の導入は、大手企業や IT 系を中心に、今や「本格導入」段階へと移行し、各企業は「他社に負けないため」に、特にホワイトカラーの生産性向上を狙い、生成 AI の導入を進めている。

### ３．生成 AI 発展の技術的背景

AI は、ディープラーニングモデル、データ 、ハードウェアが整うことによって、性能が格段に向上していった。とはいえ、画像認識の分野ではいち早く成果が出たが、自然言語処理の分野では精度が向上しなかった。その壁

を打ち破ったのが、2017 年にグーグルの研究者らによって発表された「トランスフォーマー」であった。これは、モデルサイズを大きくしていくと、ある段階で小型モデルにはなかった能力が現れ、できなかったことが突然できるようになることも分かってきた（Scaling Law〔スケーリング則〕）。その結果、生成 AI の開発は大規模化へと進んでいった。

生成 AI の中には、誤情報や非道徳的なコンテンツを生成するものもあり、批判の集中によって発表後数日で利用を中止するケースもみられた。ChatGPT が急速に普及したのは、時間とコストをかけて、非道徳的なテキストを生成しないようにファインチューニング（微調整）を行うとともに、人間に好ましい文章を生成するよう強化学習を繰り返したためであった。その結果、ビジネスで活用できるほどに、精度が高まってきたのである。

## ４．生成 AI の課題とリスク

生成 AI のリスクとしては、ハルシネーション（幻覚）、個人情報・機密情報の流出、著作権の侵害、意図的な悪用等があげられる。米アブノーマルセキュリティ（インターネットの安全対策を手がける）は、ChatGPT 公開後 2023 年上半期に、ビジネス詐欺メールが 89％増加したとしている。また、IBM の実験では、詐欺メール作成時間が生成 AI の活用によって、5 分に短縮したという（日本経済新聞電子、2023 年 12 月 31 日）。

しかし他方では、大規模言語モデルにおいても、リスク対応が進んでいる。

## ５． 生成 AI の雇用に及ぼす影響

代表的な研究のひとつ、ゴールドマン・サックスの“The Potentially Large Effects of Artificial Intelligence on Economic Growth.”（2023 年）は、世界的に 3 億人のフルタイム雇用に相当する人々が、自動化の対象にさらされる可能性があるとしている。しかし同論文は、自動化による労働者の移動は、歴史的に新技術にともなう新しい雇用の創造によって相殺されてきた。また生成 AI は、最終的に世界の年間 GDP を 7%増加させる可能性があるとも述べている。

さらに同論文は、アメリカにおいて自動化される雇用の割合として、事務・管理サポートを第 1 位（46%）、法律関係を第 2 位（44%）に挙げているが、肉体労働や屋外労働についてはほとんど影響がないとしていた。

今日では、このように比較的楽観的な見方が主流となっている。しかし、日本でも職務内容の変更によるリスキリングや、事務職等の大幅減少による雇用構造の変化への対応といった課題は残ることになる。

最後に、生成 AI とジョブ型雇用の関係について、若干触れておきたい。政府及び財界は、「失われた 30 年」からの脱却のための一手段として「ジョブ型雇用」に期待をかけている。しかし、これは 1910 年代のテイラー・システム、フォード・システムによる徹底的な労働の細分化に起源をもついわば古い制度である。だが、最近の欧米の実態調査によると、ジョブ型雇用のもとで作成される職務記述書は、抽象的・概括的な記述となっており、職務内容を柔軟化して事業環境への適応力を高める動きがみられるという。生成 AI の導入によってホワイトカラーの大幅な職務転換が予想されるなか、厳格な意味での「ジョブ型」の導入は混乱を生じかねない。2023 年から本格化した生成 AI ブームの影響は、「ジョブ型雇用」の議論にはまだ十分反映されておらず、生成 AI 時代を考慮したうえでの再検討が必要である。

資料と参考文献等は報告当日に提示します。

# ワトソンＡＩによる賃金査定に関する問題報告

笹目芳太郎、SASAME Yoshitaro（JMITU 日本 IBM 支部書記長）

## １．はじめに

2019 年 8 月、日本 IBM は AI（Compensation Advisor with Watson）を賃金査定に導入しました。会社は、組合が団体交渉で要求した AI の学習データや AI が所属長に示す情報の開示を拒否し、「AI が所属長に示す情報は、社員に開示することを前提としていない」、「あくまでマネージャーの判断をサポートするツールだ」との主張を繰り返しました。そのため組合は 2020 年 4 月 3 日に東京都労働委員会に救済申立を行いました。

AI 不当労働行為事件は、都労委の調査でも、また 2022 年 5 月の証人尋問でも、組合が要求したデータや情報は明らかにならず、翌 6 月からの和解協議でも和解に至りませんでした。そこで都労委の斡旋による和解協議を 23 年 12 月から継続し、ようやく 24 年 8 月 1 日に和解が成立しました。内容は組合側の勝利和解でした。

ここでは、AI（Watson）による賃金査定に関する問題について報告します。

## ２．AI を賃金査定に使うことの問題点

AI が労働現場で使われることには以下の４つの問題があり、とりわけ賃金査定に使う場合は、情報開示を行い、慎重に検討されるべきです。

①各人が自身で自分の個人データをコントロールする権利保障の問題

AI に考慮させたデータの中に、人種、信条などといった要配慮個人情報（個人情報保護法第２条第３項）などが含まれていないのかどうかを従業員に知らせなければなりません。これらの情報は賃金査定において必要のないものです。

GDPR（EU 一般データ保護規則）では、各人が自身で自身の個人データをコントロールする権利が保障されなければなりません。

会社は、賃金査定に使用している AI（Watson）は給与調整に当たって「各従業員について（2019 年度当時は）40 項目のデータを考慮し、4 つの要因（スキル、基本給の競争力、パフォーマンスとキャリアの可能性）ごとに評価した上で、具体的な昇給率を提案する」と説明しています。しかし、この 40 項目のデータは具体的に何であるかを明らかにしておらず、賃金査定において考慮すべきでない情報が含まれるのかどうかは不明です。つまり各従業員が自身で自分の個人データをコントロールする権利が保障されているとはいえない状態なのです。

②公平性・差別の問題

人間がもつバイアスによって AI の学習データや学習アルゴリズムが歪められることで、AI の判断（アウトプット）にバイアスが生じ、有害な結果につながる可能性があります。AI[の判断にバイアスが生じた場合には、個人および集団が不当に差別される恐れがあります。例えば、米国アマゾン社の AI を利用した人材採用システムは、女性を差別するという機械学習面の欠陥が判明し、2018 年に運用を取りやめました。また、機械学習においては、一般的に、多数派がより尊重され、少数派が反映されにくい傾向にあります（バンドワゴン効果＝いわゆる「勝ち馬に乗る」という現象）。 AI による賃金査定の場合にも同様の問題があります。

③透明性の問題（ブラックボックス化の問題）

AI はディープラーニングを行うためにアルゴリズムが複雑化しています。このため AI がどのようにアウトプットを生成したのかを誰も説明できない（ブラックボックス化）状況が生じます。AI による賃金査定の場合、従業員は AI アルゴリズムによって自身の個人情報がどのように 評価され、それによってどのような賃金査定の結果が生成されているのかわからない状況におかれます。査定の不透明性はＡＩ導入以前よりも高まります。

④自動化バイアスの問題

人間はコンピューターによる自動化された判断を過信する（自動化バイアス）という傾向があります。それ故、AI による賃金査定の場合、所属長は十分な検証をすることなく AI が生成した賃金査定の結果に従いやすくなる恐れがあります。

## ３．EU の AI 規制法案と労働者保護が進むヨーロッパ

EU（欧州連合）では、2021 年 4 月に公表した AI 規制法案で、人の安全や権利に影響を及ぼすリスクが高い AI を「ハイリスク AI」と分類し、適切な透明性確保を義務付けようとしています。これには、採用・昇進の決定、業務分配・業績評価等のために用いられる AI が含まれます。これは組合が要求している内容と同じです。AI 規制法は 2024 年に施行さ れ、2025 年までに適用が開始される見込みです。

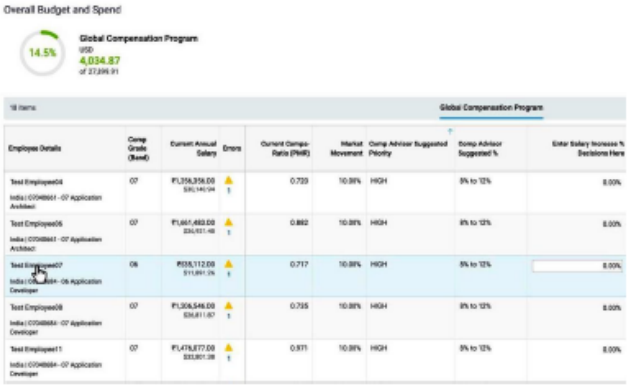
また、ヨーロッパの労働現場への AI 導入においては労働者の保護がかなり進んでいます。例えば、スペインでは使用者が自動化された意思決定システムを利用した場合、システム管理者は労働者とその組合に対して、以下を含む 相当な情報を提供しなければならないとしています。

・プログラム開発者とシステム導入者の名前
・システムの内容とその目的
・システムで用いられるトレーニングデータと変数の具体的情報

## ４．ワトソンＡＩによる賃金査定の実態

日本ＩＢＭには賃金テーブルのような規定が無いため、各従業員の賃上げ額は直接の上司である所属長が決定します。

図は所属長が部下の賃上げ額を決定する際に入力する実際の画面です。左上にこの所属長が持っている賃上げ予算額（Overall Budget and Spend）が円グラフで表示され、その下に部下のリストが表示されます。部下はリスト上で、ワトソン AI が提案する賃 上げ率に応じたランク（Comp Advisor Suggested Priority）が高い順に、HIGH、MID、LOW の順に表示されます。所属長が各部下の昇給率（Enter Salary Increase % Decisions Here）を決定し入力すると、自動的に計算された昇給額の累計が左上の持ち予算額（Overall Budget and Spend）の円グラフにグリーンで表示され、持ち予算の残額が減っていく仕組みです。




この仕組みの問題点は、自動化バイアスにより、所属長はリストの上位の部下から順番に賃上げ額を決定していくためリストの下位の部下の昇給は無くなってしまう可能性があること、また十分な検証をすることなく AI が生成した賃金査定の結果に従いやすくなる恐れがあることです。

一方、部下には、ワトソン AI が自分の賃上げ率が何％と提案しているか、それによってワトソン AI が生成するリストで自分がどの位置に表示されるか、は知らされていません。

日本ＩＢＭでは、給与調整は、所属長が格付規程５条に定める５要素（①職務内容、②執務態度、③業績、④スキル、⑤本給）に基づき行うことになっています。しかし、組合が 2020 年 4 月 3 日に東京都労働委員会に救済申立を行った際の証人尋問（2022 年 5 月 16 日）でも、会社側証人として証言した元人事労務担当ですら、ワトソン AI が考慮しているデータの全貌（令和元年度当時は 40 項目）を知らないこと、ワトソン AI が提示する内容と格付規程５条に定める５要素との関連性が不明確であることが明らかになりました。

こうして、ワトソン AI による賃金査定の運用実態の不当性は明らかです。

AI 不当労働行為事件関連文書やその他の資料、参考文献等については、報告当日に提示させていただきます。

# 非専門職化する介護労働

石田　史樹，Ishida Fumiki（大阪健康福祉短期大学介護福祉学科）

## 1.はじめに

専門職研究の古典として知られる Carr－Saunders と Wilson は、専門職を「特定のサービスを供給することを可能とする、長期的かつ専門的な知的訓練に基づく職業」と定義すると同時に、何をもって専門職と見なすのか、その線引きを行うことの難しさを指摘している（鵜沢 2012）。専門職の条件としては、一般的に「専門的な知識や技能の有無」、「職能団体の有無」などが挙げられるが、今日の日本においては、国家資格を必要とするか、どうかということが専門職かどうかを判断するうえで分かり易い基準になると思われる。しかし、こと福祉関連の職業に関していうと、国家資格＝専門性という短絡的な解釈をすべきではない。それは、今日の介護福祉士、ひいては介護職の労働実態を丁寧に見ていく中で判断していく必要がある。本稿では、介護労働の非専門職化を論点に介護現場と介護福祉士養成校の現状を分析していく。

## 2.介護現場の現状

2024 年度からスタートしている第 9 期介護保険事業計画において国は、今後必要な介護職員数を、2040 年度までに約 272 万人（＋約 57 万人（3.2 万人/年））と算出している。介護現場において、人材不足が言われて久しいが、介護職員の数は、意外にも増加傾向にある。総務省の「令和 4 年就業構造基本調査」をみると、有業者について、産業大分類別の構成比は、「医療,福祉」が全体の 13.8%（900 万人）で、全産業のなかで 3 番目に多い割合となっている。また、増加傾向については、5 年前と比べて、1.1 ポイントの上昇であり、全産業のなかで最も上昇しているのである。もちろん現場にとっては、増え続ける要介護者に対して、いまの増え方を十分とは言えない。それでも問われなければいけないのは、その増やし方であり、その結果うまれた今日の介護職員の実態なのである。

国はこの間、圧倒的な介護人材不足を解消するために様々な構想を示してきたが、その際に介護人材として依拠していたのは、養成教育を受けた学卒者ではなく、ハローワークや福祉人材センターからの転職入職者や無業者であった。こうした政策的な背景には、失業問題，高齢者や女性の貧困問題を隠蔽化していくという政策的な狙いもあったわけだが、その結果、生み出された実態は、介護職員の非専門職化である。先に福祉人材が増加傾向にあると述べたが、その内実をみると、介護職員に占める介護福祉士の割合は、58.2%に過ぎず、非専門職的な立ち位置で介護を行う人々が 4 割以上をしめる結果となっているのである。

## 3.介護福祉士養成校の現状

言うまでもなく，介護福祉士としての専門性を担う人材を養成することを役割としているのが、介護福祉士養成施設である。しかし、その社会的要請とは裏腹に養成校は、年々減少傾向にあり、そのあり方自体が変容してきている。例えば、令和 6 年度の入学者の内実をみると、留学生が 46.7%、離職者訓練生が 6.2%の割合となっており、学生の属性が多様化している。新卒者は，5 割を切っているため、授業構成は、留学生に合わせている側面があり、介護福祉士に求める教育を行うことが難しくなっているのである。

## 4.介護福祉士養成において求められる介護現場の役割

現行の制度においては、養成校に通わずとも、3 年間の実務経験と、450 時間の実務者研修を受講することで、介護福祉士の受験資格を取得する

ことができる。養成校ルートにおいては、2 年以上の課程で、所定カリキュラム（1850 時間程度）を修める必要があるため、その学習時間の差は大きな論点となっている。学修は量だけで測れるものではないが、450 時間で介護福祉士に求められる専門性を理解することは極めて困難であると言わざるを得ない。こうした状況において、現場の教育力も同時に考えていく必要があろう。しかし、職員が多様化している介護現場においては、介護福祉士以前に、介護経験や介護教育の実績がほとんどない労働者に対する現場訓練、初級者教育等の実施が求められており、上級職員はその対応に追われているのが現状である。

## ４.おわりに

厚生労働省は、介護人材に対して新たに「山脈型キャリアモデル」を打ち出した。これまで一本化されていたキャリアパスの到達点を多様化させることで、本人の能力や年齢に応じて複数のキャリアを選択できるモデルチェンジである。目指すべきキャリア、それに対応する役割・研修体系が視覚化されたことで、一人ひとりがニーズに応じて、多様な働き方を選択しやすくなったという点を政府は強調するが、いくつかの疑問も残る。

第一に、マネジメント以外の道を進んだものは、本人の専門性を高めていきたいといった内発的な動機付け以外のインセンティブが働かない仕組みになっていることである。与えられている資格の価値や、役職などのポジション、ベースアップなどが具体的に保障されていない状態でキャリアアップを目指すことは、現実味にかけると言わざるを得ない。

第二に、「専門性を高めていきたい」という、本人の内発的動機づけを支える保障が用意されていない点である。今日の劣悪な労働環境のもと、専門性を高めたいという気持ちがあっても、その時間も余裕もないのが現状である。まず問われるべきは賃金・労働条件の引き上げであり、そこを抜きにして個々人の専門性向上を押し付けることは、劣悪な現状を個人の自助努力と競争にすり替えているだけにすぎない。

第三に、ある一定の専門性をもった人材を確保するということではなく、裾野は広げたまま、キャリアアップを目指したい人だけは山頂を目指すという構造で、「格差容認」、「非専門職容認」の仕組みになっている点である。

最期に専門性に関わって、介護福祉士を起点に専門分化していくことへの疑問である。介護福祉は本来、学際的な学問である。しかし、今回の「山脈型」と同時に検討されている「介護福祉士国家試験パート合格」をみると、その前提に矛盾が生じる。「パート合格」とは、本来、全科目の総得点で決められていた合格基準を、いくつかの科目のパートとして合否判定するという方式である。厚労省が示す基本的な考えとしては、介護福祉士を担保する国家試験の質を低下させることなく導入できるより受験しやすい仕組みと銘打っているが、要は介護人材のすそ野を広げる観点から、受験の難易度を下げることで、より多くの労働力を確保しようという狙いである。介護の専門職として歴史のある介護福祉士の価値を下げることで、いたずらに数を増やすのではなく、介護福祉士としての価値を高めるための介護福祉学の探求こそが、今日求められていることなのではないだろうか。今後、介護福祉士は、職能団体として、自らの専門性を高め、その価値を社会に示していく必要があり、その先に名称独占から業務独占へと変わっていく道が開かれるのではないかと考える。

## 引用文献

鵜沢由美子(2016)：「現代日本における『専門職』の意味」，明星大学社会学研究紀要 16(3)：45-66
厚生労働省（2024）：「第 9 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」
総務省統計局（2023）：就業構造基本調査
日本介護福祉士養成協会（2024）：「外国人留学生受入数の推移等」
厚生労働省（2024）：「第 1 回介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会参考資料 1-1」

# 互いが納得できる介護

吉岡　由喜子，YOSHIOKA YUKIKO (太成学院大学)

## １．はじめに

90 歳まで生きる人の割合は男性 26.0%、女性 50.1%（厚生労働省，2024）であり、2019 年の段階での日本の健康寿命と平均寿命の差は男性が 8.73 年、女性が 12.07 年となっている（厚生労働省，2019)。介護は長期にわたる。

そしてこの期間は、要介護者にとっては人生の締めくくり、介護者にとっては第 2、第 3 の人生として重要な時期である。筆者自身も 16 年間介護を担っているが、気持ちの交流が無い介護ではやりがいが感じられず、介護中心の生活では疲労感が強く、自分の人生に悔いも残る、我慢した介護では要介護者にとっても良い関わりにならないと感じている。

そこで、ここでは要介護者と家族介護者が互いに納得できる介護について考えていく。

話題の進め方としては、要介護状態の人の状況、介護者の状況として双方の理解を深めた後、要介護者、介護者が互いに納得できる介護とはどういう状態をいうものか、どうすればそこに近づけるのかを考えていきたい

## ２．要介護者の状況

要介護者は要介護が進むまで自宅で独居または夫婦で生活している（厚生労働省，2022)、そして最期は自宅で迎えたい高齢者は半数以上（内閣府，2019）である。しかし、話機会が無いという理由で自分が最期をどう過ごしたいかを話している人は少ない（厚生労働省，2018)。

## ３．介護者の状況

介護者が生きているのは第 2 の人生の後半から第 3 の人生の時期であることが多い。この時期は社会的な役割が大きい一方で自分のための時間が使えるようになる時期でもある。しかし、介護を担うと介護にかなりの時間がかかる（厚生労働省、2022)。また、多重介護者(1 人が複数の要介護者を介護している)割合は 22.7%という結果（株式会社　ガネット，2119）もあり、1 人を介護している人以上に介護に時間をかけている人が少なからず存在している。

さらに、介護期間が 3 年以上の人は介護離職の割合は 31.9%（**独立行政法人　労働政策研究・研修機構**，2020)となっており、介護が介護者の生活に及ぼしている影響が大きいことがうかがえる。

## ４．互いが納得できる介護の検討

### １）自分の介護を振り返る

著者が介護の中で苦しかったのは、要介護者の体調不良で急な予定変更を余儀なくされることが多く、責任を持って仕事ができなかったこと、長期間に及ぶ介護で体力が消耗したこと、様々なことを自分も我慢し家族にも我慢させていることのストレスなどがあった。

介護で良かったことは、親を理解できるようになり、関係が修復できたことだけではなく、単純に関わり合うことで癒されたことがあげられる。

### ２）満足ではなく納得

要介護者、介護者それぞれに生きたい生き方があり、「互いが満足できる介護」は簡単ではないが、長期に及ぶ介護を少しでも互いが納得できる形にすることは可能ではないだろうか。

①互いが納得できる介護とはどういう状態をいうのか、②少しでも互いが納得できる介護にするための工夫、について参加者と共に考えていきたい。

## ５．引用文献

株式会社ガネット（2019）：介護経験者 600 名に聞いた介護の実態に関する意識調査，2022，12，4
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000037.000019575.html

厚生労働省（2018）：人生の最終段階における医療に関する意識調査 報告，2024，8，22
ttps://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/saisyuiryo_a_h29.pdf

厚生労働省（2020）：令和 2 年厚生労働白書，2024,8,22，
https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-02-06.htm

厚生労働省（2022）：国民生活基礎調査の概況，2024,8,22，
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/05.pdf

厚生労働省(2024)：令和 5 年　簡易生命表の概況，2024,8,22
https://www.satsuki-jutaku.jp/journal/article/p=2635#:~:text=

独立行政法人　労働政策研究・研修機構(2020)：家族の介護と就業に関する調査，2024,8,22，
https://www.jil.go.jp/institute/research/2020/documents/0200.pdf

内閣府（2019）：令和元年高齢社会白書，2024,8,22，
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1_3_1_4.html

# Successful aging を目指した老年看護学～高齢者のもてる力を見極める～

新山　真奈美，Manami Niiyama、（東京医療保健大学東が丘看護学部）

## 1. はじめに

近年、老年看護における教育は、高齢者の尊厳を最優先する考え方が主流となりつつある。これまでの「問題解決型思考」では、疾患や障害そのものに焦点が当てられ、それらをいかに改善するかが中心となっていた。しかし、超高齢社会が進む中で、単に疾患を治療するだけではなく、高齢者の持つ潜在能力（いわゆるもてる力）を最大限に活かし、彼らがその人らしい生活を送ることができるよう支援することが求められている。この思考が「目標志向型思考」と呼ばれる新しいアプローチである。

「目標志向型思考」は、高齢者が社会においてその役割を果たし、より自律的で充実した生活を送ることができるように、高齢者がもてる力を発揮できるよう支援することを目指すものである。これにより、高齢者は自己決定し、自己効力感を高めることができ、最終的には「Successful Aging」へとつながることが期待される。特に、高齢者が持つもてる力を引き出し、日常生活や社会的活動に積極的に参加できるよう支援することが重要である。

例えば、機能訓練が行われている高齢患者の場合、単なる機能回復にとどまらず、患者自身がどのように社会とのつながりを再構築していくか、また、どのように患者自身のもてる力を活かして生活を送るかを重視する必要がある。看護師は、高齢患者の身体的な能力に加えて、精神的・社会的な側面にも目を向け、全人的なアプローチで看護を行うことが求められる。高齢患者が社会や家族との関係を維持し、自己の持つもてる力を最大限に活かせるよう、看護師は支援を行う必要があると考える。このことによって、高齢者の「Successful Aging」へとつながると考える。

## 2. ICF を用いた事例紹介

ICF（国際生活機能分類）は、生活機能や障害の状況を分類するだけでなく、障害を抱える個人がどのように社会と関わりながら生活しているかを総合的に評価するための枠組みである。

ここでは、60 代で腎不全と診断され、70 歳から透析治療を受けている A 氏の事例を紹介する（当事者家族からの許可は得ている）。A 氏は週 3 回、4 時間の透析治療を受けており、自ら車を運転して通院していた。しかし、透析後には強い倦怠感に見舞われ、夕方まで休むことが多くなり、家族も A 氏が回復するまで待つのように、A 氏中心の生活を送っていた。透析患者が経験する心理プロセスとしては、ショック、不信、否認、不安、苛立ち、抑うつ、受容または透析拒否などの段階を経ることが一般的である（サイコネフロロジーの臨床を参照）。図 1 では、A 氏とその家族の心理的なプロセスを示しているが、彼らの感情は日常生活において様々な出来事を通して揺れ動いていることがわかる。図 2 においては、A 氏の家族の心理的変化も示されており、家族が A 氏を支える中で、迷いや不安、そして支援への葛藤を抱えながらも共に歩んでいる姿が描かれていた。

A 氏の「もてる力」を最大限に活かし、彼が「Successful Aging」を達成するためには、ICF に基づく包括的な介入が不可欠である。例えば、A 氏は左手にシャントを有しており、狭窄や感染のリスクを抱えているが、ICF の視点を取り入れることで、単に「制限がある」という考えに留まらず、「右手を使って自らのもてる力で運転し、外出できる」というポジティブな思考に変換することが可能である。

このように、ICF に基づく目標志向型思考を通じて、高齢者は自らのもてる力を認識し、生活の質を高めるための具体的な介入を受けることがで

きると考える。

### 3. Successful Aging を目指した老年看護への期待

高齢者が疾患や障害を抱えながらも、地域社会や家族とのつながりを維持し、自分らしい生活を送るために、看護師の中心的な役割が求められる。単に医療的ニーズを満たすだけでなく、高齢者と家族の心理的、社会的ニーズにも対応する包括的なケアが必要である。高齢者がその人らしい生活を送り続けるためには、彼らの尊厳を守りながら、そのもてる力を引き出す支援が欠かせないと考える。看護師は、日々のケアを通じ、患者のもてる力を見極め、それを活かした支援を行うことで、患者の自立と自律を促進できると考える。このようなアプローチは、高齢者が疾患や障害を抱えながらも、社会において自己の役割を果たし、自己効力感を高めていくための基盤となりうる。また、家族や地域社会との協力も重要な要素であり、高齢者が地域に根差した生活を続けられるよう、看護師は多職種と連携し支援を行う必要がある。

Successful Aging とは、単に健康を維持するだけでなく、精神的、社会的な充実感を持ちながら老いることを意味する。高齢者がその過程で自己決定し、自分の人生に積極的に関与できるよう支援することが、老年看護における目標と考える。自らの意思で生活を選び、積極的に社会に参加できるよう支援することは、老年看護における重要な意味をなすと考える。看護師は、目標志向型のアプローチに基づき、今後も高齢者の生活の質を向上させるためのサポートを続ける必要がある。

### ４．おわりに

高齢者看護における「目標志向型思考」の導入が、患者のもてる力を最大限に引き出し、自律的かつ充実した生活を支援するために重要であるといえる。従来の「問題解決型思考」から脱却し、高齢者がその人らしい生活を送るためには、身体的な回復だけでなく、社会的・心理的な側面にも焦点を当てる必要がある。これにより、高齢者は自己決定権を持ち、自己効力感を高め、地域社会において積極的に役割を果たすことができると考える。

また、ICF の概念に基づく包括的な介入を通じて、高齢患者が自分のもてる力を認識し、それを活かすことが可能となり、Successful Aging を実現する道が開かれることが期待される。看護師は、高齢患者の尊厳を守りながら、日々のケアを通じて彼らのもてる力を引き出す役割を果たし、多職種と連携しながら支援を提供する必要がある。

今後、老年看護の分野では、患者一人ひとりの個別ニーズに応じ、もてる力を活かしたケアを提供し、高齢者が自律的に生活できる社会の実現を目指すことが望まれるであろう。これにより、看護師は高齢者の Successful Aging を支える重要な存在として、より一層の役割を果たすことが求められていくと考える。

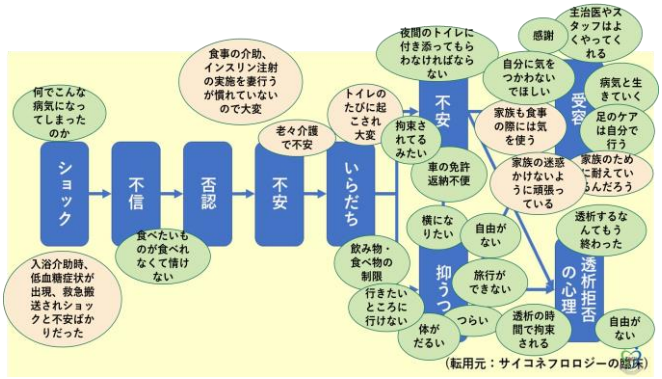



**図１　透析患者の心理プロセス**

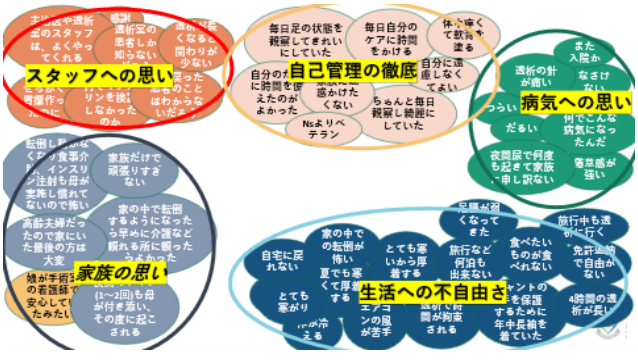



**図２　透析患者・家族からの語りの分類**

本文は開示すべき COI はない。

### 参考文献

1) 山田律子, 内ヶ島伸也：生活機能からみた老年看護過程第 4 版, 医学書院, 2020

# 男性介護者の理解と支援の課題～ケアとジェンダーの視点から～

津止　正敏，TSUDOME MASAT0SHI.（男性介護者と支援者の全国ネットワーク）

## １．はじめに

本報告は男性の介護実態から支援の課題を検討するというものだが、その際にケアをめぐる「家族主義」と「ジェンダー規範という現代社会の主流規範を分析視点としている。こうした主流規範が、男性の介護実態やその支援にどのように影響し、また固有の課題をつくり出しているのか、について概観してみたい。なお、本報告でいう「男性介護者」とは、無償で家族等の介護や看病、日常生活上の世話、その他必要な援助を担っている息子や夫などの男性を総称している。

## ２．男性に「介護責任」があった時代

「介護=女性」という規範や実態はいつから生まれたのだろうか。人類発祥のときから育児介護を担ってきたのは女性ではないのか、と信じて疑わない人も多かろう。

しかし、近世史の研究知見は、(少なくともこの国のことに限ってみれば)「介護は女性」という規範や実態は明治以降の現象に他ならないことを明らかにしている。江戸時代の幕府や各藩の史料は、当時の介護の主体は「親に孝行」というあの時代の規範を強く内面化した息子たちだったことを記録している。藩主の上洛の随伴の命令も家族の介護を理由に断ることも、介護を理由に休業できる「看病断/看病願」と制度も当たり前のようにあったという。「介護は女性」という規範や実態は「富国強兵、良妻賢母」という明治以降の近代化の所産に他ならないということだ(柳谷恵子、菅野則子、春日井典子他)。

ケアが何よりも肯定される社会があったということからすれば、今日のようにケアが「貶められる」「蔑まれる」というケアに纏わるネガティブな状況・環境は歴史貫通というのではなく、極めて歴史的な事象ではないか、ということになるはずだ。

## 3.「介護弱者」と「デキる男」

明治以降、長らく介護の世界から撤退していた男性介護者だが、戦後になって再び世間の目に触れるようになる。1980 年代の臨調行革下で家族介護を美化した日本型福祉社会構想が破綻し、ゴールドプラン等々新たな介護政策の登場に並行して 1990 年前後には学会誌や看護・介護の専門誌に男性介護者に関する調査研究も増えてくる。

80～90 年代にかけて社会化してきた男性介護者は、看護・介護の臨床現場からは、困難を抱えながら介護を担っている支援の必要な「介護弱者」として対象化されてきた(奥山則子、小田原弘子・中山壽比古ら)。

他方、この時期ジェンダー・フェミニズムの研究からは、介護を担う夫や息子たちは少数だが自ら介護することを選んだ進取の気風に富んだ「デキる男」として、男性一般からは隔絶されるような特別で例外的な存在としてモデル化されてきた。介護することが当然視され義務化された女性の場合と比して「選択の男性／強制の女性」とも言われてきた(春日キスヨ他)。

## 4. 男性介護者のケア規範－「家族主義」と「男らしさ(ジェンダー)」

「家族主義」とは、世帯がそのメンバーの福祉に主要な責任を負うべきとするシステムを指し、育児や介護などのケア責任が、規範的にも制度的にも家族に押し付けられている社会を批判的にとらえる概念である。皮肉なことに、「家族主義」が強い国で家族形成が停滞している。国際比較調査からは、超低出生率国は東アジアや南欧などであり、これらの国々に共通するのは家族主義的な規範や制度が根強いことである。家族主義が女性の就労率と出生率の双方を抑制している。

ジェンダー規範で自縄自縛に陥ることも男性介護者の特徴といわれる。ケアは従来「女らしさ」と結びつけられてきたので、ケアすることを「男らしくない」「男でなくなる」と不安を感じる男性たちは少なくない。それ故か、ポジティブなメッセージを込めた「ケアする男らしさ」という言葉が戦略的に使われている。EU では、「caring masculinity」（ケアする男らしさ）という言葉が、男性の変化を導く上での 1 つのキャッチフレーズになっているという。ここでいう「ケア」には、家事や育児をすることや、他の人に配慮することや、そして自分自身のセルフケアも含まる。「有害な男らしさ」の対極にある「良き男性のあり方」として、ケアの精神・態度が掲げられている。(伊藤公雄、多賀太)

**5. 支援の課題－ジェンダー規範を踏まえた支援-**

今年(2024 年)は、東京都荒川区に日本で初めての男性介護者の会「荒川オヤジの会」が発足して 30 周年になる。オヤジの会発足当初に専門職としてサポートしてきた保健所ケースワーカーは男性介護者の特徴や支援課題について次のようにいっている。

男性介護者は、介護をしているというだけで、周囲の女性介護者から賞賛の言葉が贈られる。先に褒められるので、弱音や本音など言えない状況になってしまう。女性介護者に囲まれて弱音は言えないのでついつい格好の良いところ、立派にしていることを誇張してしまう傾向がある。多くは、女性介護者の多弁に圧倒され、頷くだけの聞き役を担ってしまい、いくらも発言しないうちに閉会となってしまう。そしてその活動で得た「支援論」を次のようにいう。女性介護者よりも心を開くのに時間がかかる男性には、もっと楽に介護をという助言も場合によっては無意味なことも学んだ。こだわることに徹底的にこだわる彼らにはじっくり丁寧にかかわり彼らの考え方生き方介護論をまずは受け入れてこそ、彼らのハートをつかむ事ができるのではないか、とジェンダー規範を踏まえた支援論である。(長島明子)

**6. 新しい介護環境**

(1)拡がるケアのコミュニティ：オヤジの会で始まり、男性介護者と支援者の全国ネットワークの発足で広がったこうした男性のケア・コミュニティはいま全国に 150 か所を超える。

(2)制度的保障の進展：埼玉県が初めて制度化した「ケアラー支援条例」(2020.3)に端を発した自治体の取組が関心を集めている。今同様の条例を施行する自治体は 30 団体に、準備中の自治体はもっと多い。

ケアが何よりも尊重され、介護者が介護者としてだけでなく自分自身の人生を生きる一人の市民として大事にされ支援される社会の実現にこうした新たな環境(ケア・コミュニティやケアラー支援条例)がどう影響するか。

# 日米首脳共同声明を読む（その 1）

## ―米軍事研究への追随政策が科学･技術発展の貧困化の最大の要因―

長田好弘、Osada Yoshihiro (東京支部)

### １．はじめに

「声明」は、世界のいたる所で米国の意図する先制攻撃の先兵的役割を自衛隊がはたすことを確認し、両国の防衛産業や科学技術のエコシステムのさらなる整理統合を確認した。米軍による日本の民間施設利用も合意した。これらの諸方針は日本の民間企業の正常な企業活動や科学技術開発に多大な悪影響をおよぼすものである。「声明」は、「日米同盟を理解し、支持する将来の日米の専門家の多様なパイプラインを構築する」ことを強調している。これらの措置は、過去の教訓からしても、日本の対米従属化をさらに深めるものであり、正しい対応が求められている。本稿では、紙幅の都合上、日本の科学・技術の現状を示す代表的な実例を幾つか取りあげて話題提供としたい。なお、本総学Ｄ２分科会の拙稿をも参考願いたい。

### 2．科学・技術発展の貧困化

筆者はこれまでに、日本の研究力に関する議論において、「研究力の低下」という言葉を使ったことはない。研究者集団として獲得した理性、悟性といったものが簡単に減退、消滅するものではないと考えるからである。科学・技術の成長、発展を促すものは、教育、良き習慣、経済的裏付けである。この間の相対的な科学・技術の「貧困化」はとくに経済的裏付けを欠いた事によろう。

図１は日本の軍事費と教育費の推移を示す。教育費はほぼ横ばい、軍事費は増え続けている。軍事費増額分だけでも教育予算の８割を占めている。経済協力開発機構の調査（23 年）では公的負担割合の国別ランキングはワースト２位、多くの学生が多額の借金（奨学金）に苦しんでいる。

「武士は食わねど高楊枝」というわけにはいかない。「腹が減っては戦はできぬ」である。ブレヒトもガリレイに「食べ物もちゃんと食いたい。なんてひどい時代だろう」と言わせている(1)。




図１軍事費と教育費の推移（しんぶん赤旗）

| 契約額順位 | 企業名 | 時価総額(22年度比) |
|---|---|---|
| 1 | 三菱重工業 | 3841億円(＋ 2387億円) |
| 2 | 川崎重工業 | 648億円(＋ 268億円) |
| 3 | 日本電気 | 2418億円(＋ 1201億円) |
| 4 | 三菱電機 | 4298億円(＋ 1618億円) |
| 5 | 富士通 | 3715億円(＋ 487億円) |
| 7 | ＩＨＩ | 451億円(＋ 130億円) |
| 8 | 日立製作所 | 1兆 854億円(＋ 4168億円) |
| 9 | 伊藤忠 | 7403億円(＋ 1941億円) |
| 10 | 日本製鋼所 | 141億円(＋ 13億円) |

図２日本の軍需契約社ベストテン

図２で日本電気、三菱電機、富士通がベストテン内にあるのは、通信の軍事上の重要性から当然である。6 位は空白だが該当社は東芝で 664 億円である（防衛装備庁資料）。各社急拡大している。

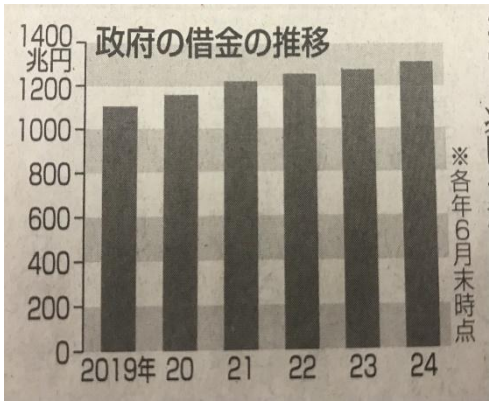



図３政府借金の推移（財務省発表 2024 年）

財務省は、24 年 6 月、国債と借入金と短期証券とを合計した政府の借金が初めて 1300 兆円を越えたことを発表した。財務省は政府の借金が 2025 年 3 月末に約 1456 兆 2 千億円に達すると試算している。国力に見合わない軍事費の突出がわが国の科学技術・イノベーションの貧困化をますますまねくことは必定である。

### ３．万策尽きたら原点に戻れ

図４は各国の女性研究者の割合を示す（科学技術白書 2024）。24 年現在 18.3%であり、先進諸国の間では低い水準にある。女性研究者の活躍促進の主目標を科学技術・イノベーションの活性化におくのではこうした事態の改善は期待できまい。米軍兵士の性犯罪を隠蔽し、迅速厳正な対処ができない政治家に学問研究や女性の社会進出促進をはかる能力も資格も品性もあるとは思えない。

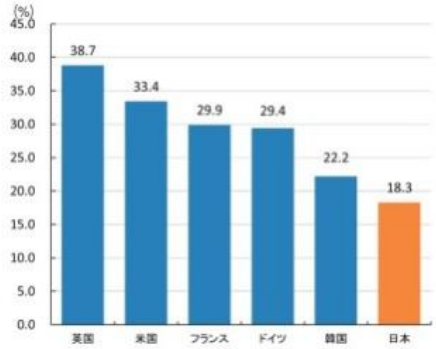



図４各国における女性研究者の割合

図５に大学等の共同研究等の実績が示す（科学技術白書 2024 より）。政府は、2004 年の国立大学法人化以降、大学等における産学官連携活動は実績を上げていると評価しているが、図５からは、そうとは受けとれない。企業からの研究費獲得は万策尽きたと言えないか。それゆえの軍需費ばらまきはとの感をぬぐえない。それは当然あるべき産官学連携の大きな障害ともなろう。

とりあえず、国立大学法人化以前の状態にもどすことである。もちろん、日本学術会議についてもである。そして軍事費を削って教育費、大学運営費、研究開発費を増やすことである。やってやれないことではありえない。




図５大学等における産学官連携活動の実施状況

### ４．特異な政治情勢、知恵をどう発揮すべきか

図６が示すように、立憲民主党は本年通常国会で安全保障に関する重要法案や条約案に軒並み賛成した。「外交や防衛政策は継続性を大事にする」からだとの理由である。これまでの約束を反故にした不節操な政治姿勢で野党と市民の共同が前進するとでも思っているのだろうか。

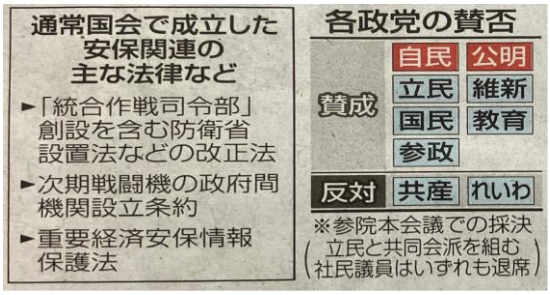



図６国会での安保関連法に対する各党の賛否

### ５．おわりに

共闘に参加する政党間での対等平等・相互尊重の構築は発展途上にあると言えよう。まだまだ多くの試練に立ち向かい、克服していかなければならない。この度の立民の態度豹変には、日米軍事同盟と NATO の一体化の危険性が強まるなかでの米国の威圧を感じないわけでもない。しかしながら、日本におけるだけでなく世界のいたるところでアメリカ言いなりの政治、米軍の横暴と戦争政策にＮｏ！の怒りの声は確実に広まっている。

「勇気を失うな 唇に歌を持て 心に太陽を持て」
ツェーザル・フライシュレン作/山本有三訳より

# 「令和の科学技術創造立国」目指す 7 期計画策定と、科学技術政策の到達点

野村康秀、NOMURA Yasuhide、（科学･技術政策委員会、東京支部）

## １．はじめに

経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024[1]（2024 年 6 月）は、「令和の時代の科学技術創造立国の実現に向けた長期的ビジョンを持った国家戦略として、次期科学技術・イノベーション基本計画に係る検討を年内に開始する」と述べた。科学技術政策の方向性と時間軸を、国の基本方針で位置付けた。同月、統合イノベーション戦略 2024[2]は、「次期科学技術・イノベーション基本計画を『令和の時代の科学技術創造立国』の実現に向けた、長期的ビジョンを持った計画」とする第一歩という「基本的考え方」を明らかにした。

## ２．基本計画と統合戦略

近時日本の科学技術政策は、「科学技術・イノベーション基本法」（1995 年制定の「科学技術基本法」を 2020 年改正）に基づき、政府が 1996 年度来 5 年毎に策定する「科学技術・イノベーション基本計画」（第 5 期までは「科学技術基本計画」。以下、基本計画）に基づいて遂行されている。また、2013 年度から施策の重点化等の年次戦略として「科学技術イノベーション総合戦略」が、2018 年度からは基礎研究から社会実装まで一気通貫の年次戦略として「統合イノベーション戦略」（以下、統合戦略）が策定されている。

第 6 期基本計画（2021～25 年度対象）は、「国民の安全と安心」確保を目標の最初に掲げ、新産業を創出する「イノベーション・エコシステム」形成を提起するとともに、脅威に対応するための重要技術の研究開発と流出対策推進を提起した.

## ３．蘇った（？）「科学技術創造立国」

1995 年科学技術基本法の提案説明[3]で、「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会・経済の一段の飛躍を期するためには、科学技術創造立国を目指し」とある。衆参の委員会附帯決議では、「基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため」とある。

そして、第 1 期（1996 年）、第 2 期（2001 年）の基本計画では、「科学技術創造立国」の実現を目指して科学技術基本法が制定された旨、第 3 期基本計画（2006 年）では、「科学技術創造立国」を国家戦略として打ち立てた、などの記載がある。第 4 期基本計画以降では、言及がみられない。

## ４．統合戦略で、日本の「地位」は後退

「科学技術創造立国」や「令和の時代の」の趣旨は不明だが、日本の科学・技術、学術の現在地と科学技術政策の特徴を簡単に考察する。

表 1 は、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）の「科学技術指標[4]」に基づく、主要な指標における日本の動向（世界での順位）の変化である。「統合戦略」が策定された時期に対応する。よく知られる論文数の顕著な順位低下とともに、大学の研究費、研究者数の順位低下が生じている。

**表 1 主要な指標における日本の動向**

| 指標 | 日本の順位（2020→2024） | 日本の数値（2024年版） |
|---|---|---|
| 研究開発費 | 3位→3位 | 19.1 兆円 |
| 企業 | 3位→3位 | 15.1 兆円 |
| 大学 | 4位→5位 | 2.2 兆円 |
| 公的機関 | 4位→4位 | 1.5 兆円 |
| 研究者 | 3位→3位 | 70.6 万人 |
| 企業 | 3位→3位 | 53.1 万人 |
| 大学 | 3位→4位 | 13.8 万人 |
| 公的機関 | 3位→5位 | 3.0 万人 |
| 論文数(分数カウント) | 4位→5位 | 7.2 万件 |
| Top10%補正論文数（分数カウント） | 9位→13位 | 3.7 千件 |
| Top1%補正論文数（分数カウント） | 9位→12位 | 3.1 百件 |

（出所:「科学技術指標」2020～24 版に基づき筆者作成）

総務省科学技術研究調査[5]（2023 年 12 月公表）によれば、2022 年度の日本の研究費は初の 20 兆円超えで前年比+4.9%だが、物価変動を加味すると-1.3%で、特に大学、公的機関の停滞がある。

## ５．大型補正による科学技術予算の膨張

表 2 に科学技術関係予算（内閣府集計）を示す。2024 年度は前年度当初予算比で微増だが、当初＋補正で比較すると、年度の増減は不明である．

**表 2　科学技術関係予算**　単位：億円

| | 2023 当初 | 2023 補正 | 2024 当初 | 2023当初比 増減 | 2023当初比 （%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 科学技術関係予算総計 | 47,882 | 41,397 | 48,556 | 674 | 1.4 |
| 一般会計 | 35,170 | 34,702 | 36,175 | 1,005 | 2.9 |
| うち科学技術振興費 | 13,942 | 27,708 | 14,092 | 150 | 1.1 |
| うち その他 | 21,228 | 6,994 | 22,083 | 855 | 4.0 |
| 特別会計 | 12,712 | 6,695 | 12,382 | −330 | −2.6 |

（出所：内閣府資料に基づき、筆者作成）

大型補正による科学技術予算積上げは、2018 年度（補正 4419 億円）から続き、20 年度に 4 兆円超の補正（大学 10 兆円ファンド創設等）となって以来、当初予算との合計は 8 兆円を超え、9 兆円に迫っている．第 6 期基本計画の政府研究開発投資総額 30 兆円は、超過達成の勢いである．

## ６．科学技術政策において比重高める防衛省

防衛省は 2024 年度予算の「研究開発約 8225 億円」（内閣府集計では 2667 億円）と説明し、「民生分野の先端技術を幅広く取り込む」、「防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的投資」、「未知の技術領域に対して果敢に挑戦」、「将来の新たな戦い方を創出する防衛イノベーション」という。研究開発費の新規後年度負担は 7600 億円に及ぶ。

統合戦略 2024 では、防衛省を担当省庁とする施策が前年度より増加している（宇宙、AI 等）。

## ７．米国の意向を踏まえ「安全」重視を強める

経済安全保障推進法は、12 の「特定重要物資」（半導体等）支援で技術開発支援も行っている。

同法による先端重要技術の開発支援では、予算 5000 億円の K　Program[6]が、42 構想を決定し 15 指定基金評議会が発足している（24 年 9 月現在）。

多くの基幹産業や重要物資について、政府の判断で、研究開発支援を含む大規模投資を行い、経営計画にも介入できる仕組みが作られつつある。

この数年をみれば、「安全保障」をキーワードとし、米国の軍事戦略や輸出管理政策への配慮と追随の枠内で、科学技術政策、産業技術政策の改変が、法制度や資金誘導を伴って進められている。

これらの背景に、「官民の高い技術力を…安全保障分野に積極的に活用」、「技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化」「広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進」を掲げた改定国家安全保障戦略 [7]がある。学術会議攻撃の源流でもある。

さらに 2024 年 4 月の日米首脳共同声明 [8]は、「経済、技術及び関連する戦略を最大限に整合」、「日米の技術的な優位性を高める」と、科学技術政策も方向付け、米国追随が深まりつつある。

## ８．始まっている７期基本計画に向けた動き

基本計画の策定は、内閣総理大臣の諮問を受け、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が、1 年間余検討して答申を策定し、その後閣議決定される。2026～30 年度が対象の第 7 期基本計画は、2024 年内に検討開始予定で、2025 年年末頃にパブコメから答申を見通す流れが推察される。

文科省科学技術・学術審議会は、学術分科会が 2024 年 7 月 [9]、基礎研究振興部会が 8 月 [10]、第 7 期基本計画に向けた「意見」をまとめ、9 月の総会でも議論している。内閣府主導、イノベーション優先の科学技術政策への危機感に由来する。

イノベーションや「安全保障」優先の勢力も当然、検討と働きかけを潜行して強めているだろう。

JSA など、民主・公正・多様な科学・技術、学術の発展を望む側の早く速い運動が求められる。

**【引用文献】**　（最終閲覧日：2024 年 9 月 12 日）

1) https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf
2) https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
3) https://www8.cao.go.jp/cstp/cst/kihonhou/riyuu.html
4) https://nistep.repo.nii.ac.jp/record/2000116/files/NISTEP-RM341-FullJ.pdf
5) https://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/kekkagai/pdf/2023ke_gai.pdf
6) https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html
7) https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pdf/security_strategy.pdf。2022 年 12 月
8)　「未来のためのグローバル・パートナー」。https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100652148.pdf
9) https://www.mext.go.jp/content/20240902-mxt_chousei02-000037754_212.pdf
10) https://www.mext.go.jp/content/20240902-mxt_chousei02-000037754_26.pdf

# 誰のための「安全保障貿易管理」か

小滝豊美、KOTAKI, Toyomi、（JSA 茨城支部／国公立試験研究機関問題委員会）

## １．はじめに

「安全保障貿易管理」とは、武器や軍事転用可能な技術・貨物が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組みを作り、国際社会が協調して厳格な管理を行うことである。近年研究機関においても、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく技術提供管理の、一層厳格な手続きが求められるようになった。この潮流は、多くの研究機関において積極的な国際交流や国際協力、外国人研究者の受入れを掲げていることと矛盾しないのだろうか。なぜそうなってきたのか、研究機関の本音と建前を考える。

## ２．研究機関における安全保障貿易管理の現状

従来から安全保障貿易管理の実施が求められていたはずだが研究機関において本格的にこれが実施されるようになったのは、2010 年代終わり頃からである。この頃から海外出張や外国人の受入れの際、研究者が安全保障貿易管理の手続きを実行することが求められるようになった。

ここで一例として取り上げる研究機関は、法人本部の下に複数の研究所が所属する、比較的規模の大きな研究組織である。安全保障貿易管理の手続きでは、研究所内の「研究所輸出管理責任者」が承認した後、法人本部の「輸出管理責任者」、さらに「最高責任者」に報告があがるという体制がとられている。この体制で、「事前確認」として、貿易管理の例外規定の適用判定（提供する技術が公知かどうかなど）、リスト規制に該当するか否かの該非判定および用途・相手先確認を研究所輸出管理者が実施する。もし、リスト規制に該当するまたは懸念があると判定されたときは、取引審査に進み、さらにここで経済産業大臣の許可

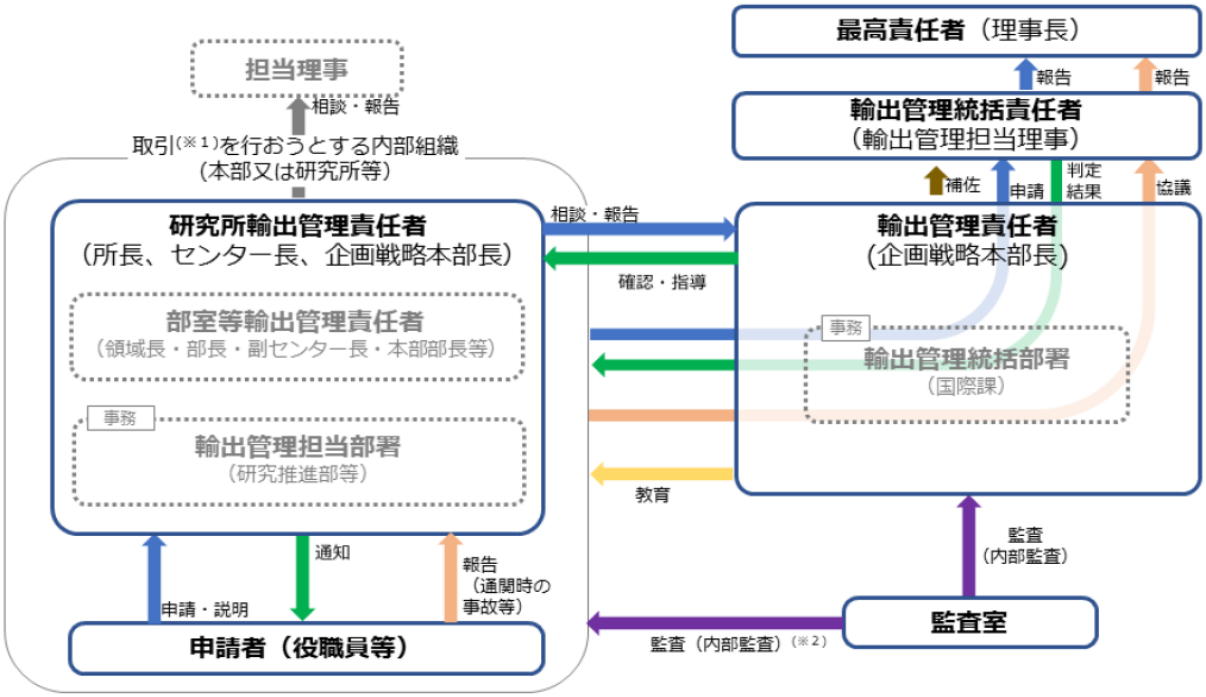



図　ある研究機関における安全保障貿易管理体制

が必要と判定された場合は、許可申請に進む。このような自主管理体制構築・運用が求められているのである。過去には、研究所での事前確認の後、法人本部の担当部署への報告（確認）の際に、しばしば研究所に対して問い合わせや資料の追加要求があり、手続きは経験上煩雑なものだった。承認の責任は研究所の管理責任者が負うこととされていることはそれなりにリーズナブルと思える。しかし、その後、その手続きがオンライン化された際、本部の関与が強められて、実質的に本部への報告のプロセスが承認そのものになってしまった。研究の詳細を知らない本部の管理者が表面的には確認だが実質的に承認するという運用で実効性が確保できるのだろうか。しかも形式上は研究所の輸出管理者が承認するので、おそらく問題が起きたときに責任を問われるのは研究所側であろう。

外国人の受入れの際も当然この手続きが求められるが、その実効性は、職員が外国に出張する際より疑わしいといわざるを得ない。なぜなら、来訪者に関する情報が、ほとんどないか多くの場合ネット上のものに限られていて、特に組織に正規に雇用されていない学生などを受け入れる場合、主にその人の情報は本人から提供される履歴書などに頼らざるを得ないからである。また、出身地や国籍について履歴書に記載さているとは限らず、問い合わせる必要が生じることもある。

外国人の受入れの中には、見学者としての短時間の来訪も含まれる。この場合も安全保障貿易管理の手続きが必要になる。しかし、日本人が一緒に来訪するならば、この手続きの対象は外国人（と外国に半年以上居住する日本人）に限られ、見学者に対して国籍に基づき差別的な取扱いをせざるを得ない。しかも、最近では「研究インテグリティ強化に従い」従来管理対象外だった「居住者」（国内に6ヶ月以上居住する者）であっても外国籍を有する者の場合は対象とするという際だって差別的な取扱いが始まった。

### ３．複雑な制度と曖昧な基準

研究機関がなぜ，手間をかけてまでこのような差別的な取扱いをしなければならないのか。考えられる要因の一つは、規制対象の広さと、規制基準適用の曖昧さにある。規制対象の全貌の把握は演者の手に余る。現在係争中の「大川原化工機事件」の経緯をあたれば、ことの複雑さや外為法の適用基準がいかにいい加減か想像がつくだろう。それゆえ、研究機関側としては、「不祥事」が起きないように慎重にならざるを得ない。つまりは、厳格な安全保障貿易管理を実施すると謳いながら、実行されているのは、実効性の不確かな、組織の、管理者の、そして担当者の「安全保障」の確保といわざるを得ない。過去には、県警外事課の担当者を呼んで安全保障貿易管理についてのセミナーが開催された。それほど、法人当局は神経をとがらせている。2023 年にはつくば地区の研究機関に所属する外国人が秘密漏洩の嫌疑で逮捕される事態が起きた。この件は、外為法ではなく不正競争防止法に違反したとされている。このような事態は、組織の改廃の議論も引き起こしかねないため、なんとしても避けたいと法人当局は考えていると思われる。

### ４．おわりに

現状では、不祥事を避けるということがこのような管理強化の要因と考えられるが、経済安全保障推進プログラム等の資金が職場に入ってきているので、情報管理や研究者個人の監視が今後強化されていく恐れがあり、研究者間の闊達な議論やオープンな国際交流は一層難しくなることが危惧される。守るべき情報は守り、また国の内外を問わず研究成果を軍事利用させない体制を作る必要は必須であるが、その体制は研究を阻害するものにならないよう慎重に運用されるべきものと考える。

# 戦争に対して普通教育としての技術教育が果たした役割

## －『図画工作』誌の記事を手がかりに－

尾高　進　ODAKA Susumu（工学院大学）

### １．問題の所在と本報告の目的

報告者の専攻分野は技術教育学である。技術教育とは、技術（労働手段の体系）を扱う教育のことで、視点（目的）の違いによって以下の分類がある。

① 普通教育としての技術教育（すべての子ども・青年を対象とする）：中学校技術科等
② 職業教育としての技術教育：高校工業教育等

このうち、普通教育としての技術教育で教えるべき内容としては、1)技術に関する科学的認識、2)生産に関する技能がある。

さて、技術教育と戦争との関係をどのようにとらえるかは、未解決の問題がある。というのも、戦争に反対することはもちろん正しいが、仮に戦争中であっても、衣食住の生活手段や生産手段は日々生産されなければならないからである。

では、技術教育の視点から戦争に反対する（あるいは賛成する）とはどういうことなのだろうか。社会的な生産は、私たち人間の生存の最も基底的な条件である以上、戦争に反対だから生産に関わる教育をするな、とか生産を止めろ、ということにはならない。具体的な教育のレベルで考えたとき、それは何をして何をすべきでないということになるのか。この問題はまだ十分に検討されておらず、教育学研究における課題であるといえる。

本報告は、この課題に接近する研究の一環として、普通教育としての技術教育を対象とし、技術教育史の視点から、戦時中に発行された雑誌である『図画工作』誌の記事、とりわけ 1942 年と 1943 年のものの特徴を検討することによって、戦争と技術教育についての当時の議論を明らかにすることを目的とする。

### ２．『図画工作』誌への着目

『図画工作』誌は 1940（昭和 15）年 10 月に創刊され、1944（昭和 19）年 3 月まで毎月発行された。同誌が主として対象としているのは国民学校の子ども（今でいう小学校、中学校）であるが、中等学校や師範学校についての記事が掲載されることもあった。継続前誌は『学校美術』である。

1938 年以降、文部省は学校教育に教材として模型航空機を取り入れようとしたことが知られている[1]。『図画工作』誌においては、模型航空機だけでなく、軍艦、潜水艦、防空建築等、具体的な教材を提示しながら戦争に対応することを志向する記事が多数掲載されている。この、具体的な教材が提示されているという点は、例えば同じ時期に発行されていた技術教育ないし美術教育の雑誌である『手工研究』誌や『新興美育』誌と比較しても『図画工作』誌がもつ顕著な特徴といえる。

『図画工作』誌の発行主体は財団法人図画工作研究所である。現在までのところ、図画工作研究所を取り上げた研究は、和田学のもの[2]くらいである。また、『図画工作』誌を正面から取り上げた研究はない。

### ３．戦時体制への順応と科学技術教育の強調

1941 年 12 月 8 日、太平洋戦争が勃発すると早くも 12 月号に「畏し　宣戦の大詔渙発さる」「〔所言〕鉄の決意と火の情熱とを以て年を送迎す」が掲載された[3]。以下、1942 年の記事における特徴を挙げる。

2 月号では「大東亜戦争と図画工作教育」という事実上の特集が組まれ、7 本の記事が掲載されたほか、「所説」（巻頭言のこと：引用者）および「〔座談録〕大東亜戦争と図画工作教育」も掲載され、この号の半分以上が「大東亜戦争と図画工作教育」に関する記事で構成された。

この号の記事に岩崎喜久雄（図画工作研究所主事）の「科学技術教育の拡充と徹底へ」がある。

岩崎は、真珠湾攻撃等に始まる日本軍の攻勢を「大戦果」だとするとともに「此の事実を前にして吾々の最も杞憂とする所のものは、斯る優秀なる精神力のみを過重するの余り科学技術力を軽視」するところにあるという。そして「工作こそ大東亜戦争完遂の為の科学技術力の母体であらねばならぬ」と結論づける[4]。

また、3 月号の「大東亜建設即応　図画工作教育の研究」では「工作は態度としては正確に物を作る教育である。又之が目的でもある。勿論其の正確さには学年的考慮は当然であるがそれにしても従来は余りに遊戯的、趣味的、工芸的で、正確さと云ふ点は従属的存在であつた」[5]と述べ、従来の手工教育を批判しつつ、工作教育の目的が正確にものを作ることであることが強調された。

さらに、12 月号の座談会記事「今後の工作教育は如何にあるべきか」では発言者 F が、ものを作ることには創造は含まれるとしつつ「僕は創造といふ事をあまり表面に出したくない。（中略）工作が技術的に精確度の訓練を重視しやうとしてゐる際に、創造を振廻すと困る事になる。創造々々といふと、自由画教育のやうな結果になる杞憂を持つて来る」と述べている。

このほか、「研究指導　工具の新指導」（4 月号）、「絵でといた機械」（10 月号以降）等、技術の科学的認識の獲得を志向したと思われる記事が掲載されている[6]。総じて 1942 年の記事は、戦時体制への順応を志向しつつも、科学技術教育を標榜していた点に特徴があると思われる。

## ４．創意工夫の強調

ところが、1943 年になると、掲載される記事の論調に変化が生じる。

第一は創意工夫の強調である。例えば次のようである。「こゝで、然らば図画工作教育が戦力増強に寄与する所は如何なる点にあるか、を明確にせねばならぬ。（中略）戦争が常に逞しい創意工夫の上に立つことは（中略）明確に実証されてゐる。而して、全てを戦争に凝結せる総力戦下に於ては如何なる小事も工夫創意を必要とする」[7]。

第二に、そうした創意工夫は総合的な教授によって可能になるという主張である。菅井準一はいう。「(一つの機械を作る場合；引用者）合理創造的意欲も、工夫創造の心構へも美的芸術的感覚も自ずから混然一体となつてゐるのではないだらうか。若しこれらの何れを欠しても、到底眞に人間に役立つ（間に合せではなく）機械はつくり上げられる筈のものではないのである。（中略；尾高）算数は算数、理科は理科、工作は工作と機械的に分けて考へ、教授してゐる傾向があるのは、まことに残念なことだと私はいつも思つてゐる。」[8]

## ５．考察と今後の課題（骨子）

(1)『図画工作』誌の記事の内容的側面

①模型航空機にとどまらず、様々な軍事技術が提示された、②これらの教材がもつ技術教育的な意義は何か。

(2)『図画工作』誌が主張する教育論（①創意工夫の強調、②総合的な教授）の意義

(3)今後の課題

当時の教科書や、図画工作研究所と諸団体との関連においてこの問題をとらえていくこと。

---

[1] 和田学「文部省の滑空・模型航空機製作の教育政策に関する研究」『美術教育学（美術科教育学会誌)』第 41 号、2020 年 3 月。

[2] 和田学「戦時下の図画工作研究所」『芸術研究報』No.33、2013 年 3 月

[3] 『図画工作』第十五巻第十二号、1941 年 12 月。

[4] 岩崎喜久雄「科学技術教育の拡充と徹底へ」『図画工作』第十六巻第二号、1942 年 2 月、22～27 ページ。なお、岩崎のいう科学技術力とは、日本が侵略によって得たアジアの資源を前提としていることは忘れてはならない。

[5] 「大東亜建設即応　図画工作教材の研究」『図画工作』第十六巻第三号、1942 年 3 月、10～19 ページ。この記事は、9 名の協議によって書かれたものと推測される。

[6] 6 月号には「研究指導　航空母艦工作の指導」といった記事もある。

[7] 財団法人図画工作研究所「戦争と図画工作教育の拡充」『図画工作』第十七巻第一号、1943 年 1 月、2～3 ページ。

[8] 菅井準一「科学技術教育について」『図画工作』第十七巻第十号、1943 年 10 月、3 ページ。

# 「能動的サイバー防御」による国民監視は許されない

矢作　英夫、Yahagi Hideo（東京支部・武蔵野通研分会）

## １．はじめに

「安保３文書」の「国家安全保障戦略」では、「重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除」するとしている。「未然に排除」ということで、これまでのようなサイバー攻撃を受けてからの対応ではなく、平時からサイバー空間を監視、介入することになる。このような、国民への監視、情報収集を許してはならない。

## ２．「能動的サイバー防御」実現の「検討課題」

「安保３文書」では「サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」として以下の具体的な検討課題をあげている。

・「国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために、所要の取組を進める」

・「可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする」

・「サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために法制度の整備、運用の強化を図る」

以上の検討課題に対して、日本では国による国民への監視、情報収集は、憲法 21 条をはじめ電気通信事業法(1)など関係する法律で禁じている。このため、「安保３文書」では「法制度の整備、運用」を掲げている。

一方、法制度の課題とともに実際のサイバー攻撃への対処には、特有の難しさもある。サイバー攻撃は発信源が偽装されるなどで特定が難しく、攻撃主体は個人なのか、組織なのか、国外からなのか、国家が関与しているのか、即座に判断することは困難である。仮に外国の場合は、判断を誤れば国家間の深刻な事態につながる恐れがある。

## ３．導入に向けた有識者会議の設置

「能動的サイバー防御」の導入に向けた政府の有識者会議が 2024 年６月に首相官邸で開かれた。有識者会議の設置趣旨は、“一昨年 12 月に閣議決定した安保３文書にもとづいて、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるための法整備等を行う”としている。有識者会議で政府は、「早期に関連法案を取りまとめ」て、国会に法案提出をめざしている。（2024 年８月末現在）

有識者会議の構成員は 17 人で、座長は元外務事務次官の佐々江賢一郎氏、佐々江氏は安保３文書の時の有識者会議でも座長を務めていた。その他、読売新聞社長の山口寿一氏、ＮＴＴ副社長の川添雄彦氏などで構成されている。

## ４．有識者会議の「中間報告」

2024 年８月に開催された第 3 回有識者会議には、政府側から「これまでの議論の整理（案）」として、「中間報告」が提案され確認された。

「中間報告」には、国民の権利やプライバシーの擁護、「通信主権」などにかかわる重大な問題がある。

### ○憲法 21 条「通信の秘密」が侵害される

能動的サイバー防御は、サイバー攻撃を受ける前に攻撃元のサーバーなどに侵入して無力化する。そのためには平時からサイバー空間を監視し、情報収集する必要があり、憲法 21 条が保障する「通信の秘密」を侵害し、国民監視やプライバシー侵害を招く恐れがある。このため、政府は電気通信事業法などを改定し、「通信の秘密」に制限を設けることを検討してきた。この法改定のハードルは高いと思われていたが、2024 年２月の衆院予算委員会で内閣法制局の近藤正春長官は「公共の福祉の観点から、必要やむを得ない限度において（通信の秘密が）一定の制約に服すべき場合がある」と答弁した。有識者会議でも、「国民の

生命・財産を守るために必要な政府の行為が絶対的に禁止されているとも考えられない」、「通信の秘密は・・・公共の福祉のために必要かつ合理的な制限を受けることも認められている」との意見が出されている。

過去には、同様の立法として通信傍受法（盗聴法）が制定されている。法務省のホームページには通信傍受法について、「通信の秘密の保証も、絶対無制限のものではなく、公共の福祉の要請に基づく場合には、必要最小限の範囲でその制約が許される」と説明している。しかし、不十分とはいえ、通信傍受法の発動には厳格な要件がある。

○主要先進国との通信情報共有の問題

「中間報告」では、「安全・安心なサイバー空間を構築するためには、トラストに立脚した相互運用性が不可欠。このため、政府による制度設計においては友好国との間での平仄と相互運用性に配慮すべきではないか」、「主要先進国と連携しながら通信情報を利用することで日本は大きな役割を果たせるのではないか。日本がサイバー防御の能力を高めることは、国際的に要請されている」などと述べている。

「中間報告」で「友好国」や「主要先進国」としているが、これまで「能動的サイバー防御」の導入を求めていたのは米国であり、米国と一体ですすめる日米軍事協力態勢の一環となるものである。これにより、米国主導のもと、通信情報や各種情報を米国と共有し、相互運用することになり、自国の通信情報は自国で管理するという「通信主権」・「データ主権」が侵害される恐れがある。

○通信事業者の協力を義務付け

「中間報告」では、「平時からの分析が必要であり、令状主義に基づく個別的かつ司法的なコントロールでは、通信情報の利用と通信の秘密の保護という両方の目的を適切に果たすことができない」、「通信事業者の協力が必要。法律上の義務付けとともに、政府からのコスト負担によっても、協力の実施が確保されている」としている。サイバー防御には事前審査の時間を取れない場合も想定して、即時実行できる権限を与えることになる。

通信傍受法では、傍受する際には裁判所の令状が必要だが、平時から実施する「能動的サイバー防御」は「令状主義」では目的を果たせないので、即時実行できる権限を政府機関に与え、通信事業者の協力を法律上に義務付ける。このため今後、関係する法制度等の改定をめざしている。

○「独立機関による監督」

「中間報告」では、「国民の理解を得ていくために、…透明性を確保していく視点が重要」、「情報処理のプロセスとしては、先進主要国では…独立機関の監督がある」、「『手の内』を知られないようにしなければならない…と考えられるが、大枠の情報公開は行われるべき」などと述べて、国民の理解を得るとしている。

「能動的サイバー防御」の導入により、個人のプライバシー侵害や、国民への常時監視体制強化の恐れがある。また、たとえ法制度が改定されたとしても、法の乱用や逸脱はないか、運用には十分な注意が必要である。現に、過去には「岐阜県大垣警察市民監視事件」や「ＤＮＡ型データ抹消」裁判など、警察や防衛省による市民運動などへの監視、情報収集・保管が行われていたことが明らかになっている。

## ５．おわりに

「国や重要インフラ等の安全保障」を名目に、「能動的サイバー防御」の導入によって、国民への監視強化、個人情報保護やプライバシーの侵害を招くことがあってはならない。導入反対の世論を早急に広げる必要がある。

**文献・註**

（１）「電気通信事業法」

第三条　電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第四条　電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

# 化学物質の管理及び汚染対策での日本政府の科学・技術成果の無視

## ～「健康を維持する基準とはいえない」環境基準設定について～

久志本俊弘　　Kushimoto　Toshihiro（大阪支部・関西技術者研究者懇談会）

### １．はじめに

発表の目的は、大気汚染、「難分解性の有機フッ素化合物（略称：ＰＦＡＳ）」、アスベストなどの公害、環境問題にかかわってきた中で、それらの環境基準や摂取許容濃度などの制定・改定についての最近の動きから、共通したことを整理し、問題提起することにある。関西技術者研究者懇談会の月例会では様々のテーマを取り上げ、特に環境問題における科学・技術の視点に注意しながら、調査・研究・討論などをしてきた。そして、最近の日本政府の科学・技術の面での著しい「後退」がみられるので、その第 1 報として報告する。

### 2. 最近の特徴的な問題

**（１）大気汚染問題**　発表者らは市民の手による二酸化窒素ガス（$NO_2$）の簡易カプセル測定運動を約 50 年近く実施してきた。その中での最近の問題点を提示する。世界保健機関（ＷＨＯ）が 2021 年に大気汚染について、厳しい指針値へ改訂した[(1)]。しかし、政府は「それを検討する」とは言いながら、いまだに改定の動きがみられない。例えば、$NO_2$ についてみると、そもそも現在の大気環境基準は 1973 年に初めて制定された「大気環境基準」（年平均値 0.02 ppm）を、その後の財界の巻き返しなどにより、1978 年に「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」（年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの：これを 1 日平均値の年間 98%値という）に改悪したままである。実はＷＨＯの指針値においても 2005 年の見直し時は、ほぼ日本のゾーン基準の内、低い数値と同じレベルであった。今回の 2021 年改定では図 1 に示したように何と日本の現基準よりも大幅に低い濃度（約 4 分の 1）とした（図ではわかりやすいように濃度を ppb で表示している）。なお、1978 年の「改悪」の際には「今後、新しい科学的知見が出れば見直しする」というただし書きがあった。その後国内だけでなく海外でも多くの調査・研究報告がなされてきたが、いまだに見直しは不要としており、科学の成果を無視することを強く批判したい。なお、私たちも健康アンケート調査にてほぼ同様の汚染レベルで健康影響があることを示唆する結果（図２）を得ている[(2)]。

日本の環境基準と WHO（世界保健機関）の指針値

| | 日本の環境基準 | WHO の指針値(注) | |
|---|---|---|---|
| | 1978 年設定<br>PM2.5 は 2009 年 | 2005 年設定 | 2021 年の新指針値 |
| SO2<br>ppb | 日平均 98%値:40<br>1 時間値:100 | 日平均値:7<br>10 分平均値:175 | 日平均 99%値:14<br>10 分平均値:175 |
| NO2<br>ppb | 日平均 98%値:<br>40～60 | 年平均値:20<br>1 時間平均値:102 | 年平均値: 5<br>日平均 99%値:12<br>1 時間平均値:50 |
| PM10<br>μg/m³ | (日本 SPM)<br>日平均値:100 | 年平均値 20、<br>日平均値 50 | 年平均値 15、<br>日平均値 45 |
| PM2.5<br>μg/m3 | 年平均値 15、<br>日平均値 35 | 年平均値 10<br>日平均 99%値 25 | 年平均値 5<br>日平均 99% 15 |
| O3 ppb | (日本 Ox)<br>1時間値:60 以下 | 8 時間平均値 47 | Peak season 28 注 2)<br>8 時間平均 99%値 47 |

(注 1)WHO は SO2、NO2、Ox も質量濃度 μg/m3 で表示しているが、本表では体積濃度 ppb に換算した値を示した
(注 2)連続 6 か月平均濃度が最高のシーズンにおける日毎 8 時間平均最高値

図１　世界保健機関（ＷＨＯ）の新指針値

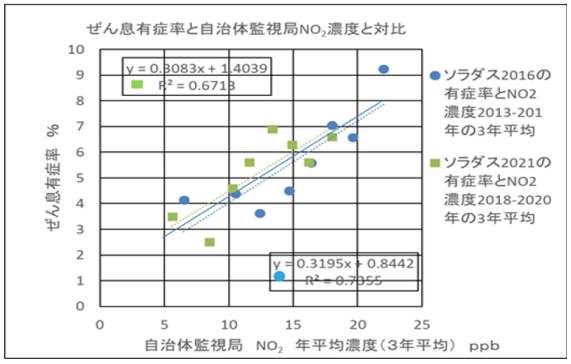



図２　大阪のソラダスでの健康アンケート調査

**（２）ＰＦＡＳ問題**　出口幹郎氏が昨年からこの問題を調査しつつ、自ら情報公開など積極的に行動し、関西技術者研究者懇談会などで報告された。本報告はそれらを参考にした。日本政府内では、昨年から今年にかけてあわただしい動きがあり、食品安全委員会において、今年６月に「耐容１日摂取量」が、ＰＦＯＡ、ＰＦＯＳともに、20ng/（kg 体重・日）と設定された。このレベルは、米国のＰＦＯＡ0.03 ng/（kg 体重・日）、ＰＦＯＳ0.1ng/（kg 体重・日）に比較して驚くべき甘いものである。ＰＦＯＡ、ＰＦＯＳそれぞれなんと 670 倍、200 倍という「高濃度」である。さらに、現在使用量が増大している類似化合物のＰＦＨｘＳなどは除外している。この委員会案は、「基準」設定前の２月に発表され、パブリックコメントの募集もあり、その結果 3952 通あり、ほとんどが案の訂正を求めていた。しかし、それらへの回答はほぼすべて案のままの内容を繰り返したものであり、提出意見を採用せず強引に案のままの「基準」にした。なお、水質の規制でも、非常に甘い管理であり、「規制基準」ではなく「要監視項目」に指定しているだけである。そもそも、欧州などでは将来的に類似物質を含めての「全面禁止」とし、当面米国同様に厳しい濃度での規制と管理で対策している。なお、この物質群については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ＰＯＰｓ条約）の規制対象物質とされてきているが、日本政府、特に経済産業省や関連の大企業はこの「残留性有機汚染物質検討委員会」のパブリックコメント募集の際には「規制案」に反対の意見を出したという。このような政府・業界は、情けないというほかないし、その害悪は世界的にも「恥ずかしい」姿である。

**（３）アスベスト問題**　やはり当グループの伊藤泰司氏が泉南アスベスト裁判の当初から被害者救済支援に活動されて、今も市民の被害の発掘・原因究明など積極的に行動しており、以下の内容は彼の報告を参考にさせてもらった。この問題においてもわが国の取り組みは、欧米に比べて非常に甘く「30 年遅れ」ではないかといわれている。とりわけ、このアスベスト汚染ではその健康被害の証拠が戦後非常に早くから証明されていたが、まだ「建物の解体時の規制が緩い」という新しい問題がある。というのも、建設労働者の「労災死」として毎年 1000 名以上の認定が続いており、2021 年 5 月には最高裁が、企業の賠償責任だけでなく「国として注意表示など必要な啓蒙などの規制がとられなかった」という判決を出し、「国が 1960 年代にアスベストの危険性を認識しながら、適切な対策を怠った」というにもかかわらず、現在でも欧米では「大気中で検出限界以下」の「基準」でさまざまの管理と対策がされているが、日本ではいまだに「敷地境界で 10 本/Ｌ」まではよいとする不十分な内容のままである。

**（４）化学物質規制**　これらの根本となるべき「化学物質管理法」について、従来の「国が責任をもって規制値を決め、企業活動を規制する」のではなく、「企業の自己責任」に任せる方向で「管理」させる方向が危惧される。すなわち、2022 年 7 月に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討委員会報告書」が出された。これは今後５年間を経て再検討するという。これは当面「職場に限定して、企業の自律的な管理を基軸とする」方向である。「国が国民や労働者の健康と命に責任を持つことから徐々に離れていく（放棄する）」のではないかと危惧される。きわめて重要な問題であり、科学の成果を無視することないようにしていく必要がある。

引用文献１　公害環境測定研究会年報 2021　p75
26th_2021.pdf (oskougai.com)
引用文献 2　日本環境学会第 48 回研究発表会予稿集（2022）p35

# 無痛分娩は出産への医学的過介入である

## 無痛分娩（硬膜外麻酔）による母子への悪影響

鈴木享子、SUZUKI KYOKO、（東京都支部）

### １．はじめに

いわゆる無痛分娩とは、産婦の硬膜外に麻酔薬を分割注入することにより痛みを少なくした分娩である。厚生労働省は 3 年毎に医療施設の実態調査を行い、全医療施設がその年の 9 月時点での実態を報告することになり、令和 2（2020）年度医療施設（静態）調査結果が初めて公表された。

全分娩取り扱い施設 1,945 の内、病院は 946、診療所は 999 であったが、無痛分娩実施率は病院 24.7%、診療所 27.2%で、全体では 505 施設 26%であった。2020 年度無痛分娩の実施率は全分娩 69,913 件の 8.6%であり、2017 年では 2016 年の実施率が、6.1%であった（日本産婦人科医会調査）ことから、無痛分娩の実施率は増加傾向にある[1)]。

ヒトの自然分娩の経過中には、生体メカニズムとしての鎮痛機能があり、脳から内因性オピオイド（β-エンドルフィン）が分泌し受容体に作用し、モルヒネの６倍もの鎮痛効果を発揮するほか、安産のメカニズムがある[2)]。

したがって、現在実施されている無痛分娩には、医学的過介入の視点が否めない。今日の硬膜外麻酔分娩環境が整備されないままの実施については、無痛分娩実施後の産後の母子の心身への侵襲評価研究結果を検討する必要がある。

### ２．我が国の分娩への医学的過介入の略史

カロリンスカ研究所のプロスタグランジン研究は、1935 年にこの物質を発見してから今日に至る歴史がある。プロスタグランジンの一つであるプロスタグランジィン $F_{2\alpha}$は、出産時や月経時に子宮の収縮をコントロールする。1970 年代に、社会的要因から出産日をあらかじめ設定し陣痛促進剤投与の医療介入を行う出産スタイルの加藤式計画分娩が行われ、事故発生から、人間的な自然な陣痛発来と自然な経過を尊重する安産研究が進み自然出産への回帰が見られ、助産学パラダイムの安心で安全な自然分娩の研究報告もされた。

しかし、その後、我が国の出産現場に米国産科医療が流入し、再び計画分娩と硬膜外麻酔による分娩が行われるようになってきた。

### ３．自然分娩で分泌される内因性オピオイド

内因性オピオイドは、体内で作られる痛みをコントロールする物質である。中枢神経や末梢神経に存在するオピオイド受容体へ結合して、モルヒネに類似した作用を示す物質を、オピオイドと呼んでいる。内因性オピオイドには、エンドルフィン、エンケファリンなどがある。

内因性オピオイドは体内で作られ、生理的状況あるいは生体に危機が迫ったときに放出される物質である。エンドルフィンは、妊娠 6 か月頃より漸増し至福感に影響し、やがて陣痛発来により増加して子宮口全開大でピークとなり、陣痛緩和に寄与するペプチドである[3)]。

助産師による助産ケアを受ける産婦は、子宮口 7 ㎝開大の頃には傾眠傾向となる程に鎮痛作用を発揮し、出産時の産痛緩和に寄与する。

### ４．分娩時の硬膜外鎮痛と非硬膜外鎮痛または無鎮痛との比較

Cochrane は、研究者、専門家、患者、介護者および健康に関心のある個人が集まり独立した国際ネットワークであり、医療や医療政策において重要な研究のシステマティックレビューにより第三次資料を提供している。コクランレビューは、エビデンスに基づく医療において国際的に最高水準であると認められている。

以下は、2018 年レビューによる主な結果と結論である。

「硬膜外鎮痛は、疼痛を伝達する神経近傍への局

所麻酔法により中枢神経ブロックを得る技術で、分娩における疼痛緩和の様式として広く使用されている、しかし、母体および胎児に対する意図しない有害な作用に関して懸念がある」としている。

Cochrane Pregnancy and Childbirth Group's Trials Register(2022 年 3 月 31 日）のランダム化比較試験（RCT）による主な結果は以下であった。「9,658 例の女性を含む 38 件の研究を選択し、5 件以外はすべて硬膜外鎮痛をアヘン製剤として比較していた。硬膜外鎮痛の方が、疼痛緩和に有効で、追加疼痛緩和の必要性の減少、アシドーシスリスクの低下をもたらした。

しかし、硬膜外鎮痛は、補助経腟分娩、母体低血圧、運動神経遮断、母体発熱、尿閉、分娩第 2 期遷延、オキシトシン投与、胎児機能不全に対する帝王切開のリスク上昇に関連していた。

結論として硬膜外鎮痛は、分娩中の疼痛軽減に有効であると考えられた。しかし、本様式を用いた疼痛緩和を受ける女性では、器械分娩となるリスクが上昇する。

分娩中の女性および新生児の長期アウトカムに対する硬膜外鎮痛のまれではあるが重度の有害事象の可能性について、今後の研究その評価に役立つ可能性がある[4)]。」

## ５．無痛分娩の安全対策を必要とする背景

無痛分娩を巡って、2017 年、大阪や神戸、京都の産婦人科医院などで妊産婦が死亡し、母子に重い障害が残ったりする事故が表面化し、刑事事件の捜査対象や民事訴訟になっているものもある。

### １）YOMIURI ONLINE ニュース解説

出産を扱う 2,391 医療機関を対象に行い、6 割近い 1,432 施設が回答した。過去 1 年間に産科麻酔関連のトラブルがあったのは 15.7%に当たる 224 施設で、計 753 件。出血多量が最も多く、121 施設、妊産婦死亡も 1 施設で起きていた。日本産婦人科医会は、「産科麻酔を行った施設と通常分娩の施設では変わらない」とし、無痛分娩などの麻酔が特別危険ではないとの見解を示した。ただ、十分な検証や調査がないまま行われており、トラブルの重症度や発生の経緯など詳しい調査を進めている[5)]。

### ２）朝日新聞

お産の痛みを麻酔で和らげる無痛分娩の安全対策を検討する厚生労働省研究班（研究代表者＝海野信也・北里大学病院長）は、12 日無痛分娩を行う診療所や病院に対し、麻酔をする医師が定期的に講習を受けた上で、研修歴や無痛分娩の実施数などの情報公開を求める方針を決めた。3 月末までに提言をまとめる。研究班によると、産婦人科医が麻酔を担当する場合、麻酔科での専門的な研修実績があることを前提とする。産科での麻酔トラブルは、2016 年に全国 26 施設で 37 件起きていたという。血圧低下や呼吸困難など重大な合併症の多くが麻酔開始 10 分以内に起きていたことから、麻酔後 30 分間は患者の急変に対応できる態勢を整えるようもとめる[6)]。（後略）

## ６．おわりに

自然分娩は、そのプロセスで生体メカニズムとして分泌する内因性オピオイド（β-エンドルフィン）を活用するため安全であり、女性の出産に対する達成感も高く自己効力感が高められるお産となる[7)]。

＜参考文献＞

1. JALA:わが国の無痛分娩の実態について（2020 年度医療施設（静態）調査の結果から)、2022.

2. C.F. レヴィンソール：エンドルフィン 脳がつくるアヘン. 地人書館, 1999.

3. Ganazzani AR.:beta-lipotrophin and beta- endorphin plasma levels during pregnancy. Clin Endocrinol (Oxf). 14(4):409-18, 1981.

4.Millicent Anim-Somuah, Rebecca MD Smyth, Leanne Jones: Epidural versus non-epidural or no analgesia in labour, The Cochrane Library,2018.

5. YOMIURI ONLINE ニュース解説：11, 24, 2017.

6. 朝日新聞：2, 13, 2018.

7. 鈴木享子：分娩経過中の「姿勢コントロール行動」に対する自己効力感が出産の達成感に及ぼす影響―初産婦の出産準備学習へ社会的認知理論を応用して―, 社会医学研究, 31, (2), 2014.

# 学術体制の「国策化」をねらう日本学術会議「法改正」問題

## ―学術過程と政治過程の関係と学術の役割の検討―

兵藤友博、HYODO TOMOHIRO（立命館大学）

### １．はじめに―「民間法人化」のねらい―

政府・内閣府の会員選考および組織・制度の二つのワーキング・グループ WG の議論は、口を開けば日本学術会議の「独立性」を尊重するというが、学術会議が示すところの独立性とは違って、「民間法人」化して政府機構から外すための「独立性」でしかない。だからといって、独立性を保証するどころか、現在俎上にあがっている組織・制度は、有識者懇談会が示した会員選考にかかる「第三者委員会」の考え方を引き継いだ、選考助言委員会の設置に加えて、運営助言委員会を設置するというものだ。しかも、会長の側近として事務局に新たに「戦略スタッフ」を配置し、また幹事会の運営にかかわる先の助言委員会にも戦略スタッフを配置するという。「会長のサポート体制」というが「戦略スタッフ」なる黒子によって学術体制本体を統制して、政府・政権党の政治的便宜の下僕とする、「学術体制の国策化」を狙ったものである。これでは日本の学術体制は、真理性を礎とする創意性から遠ざかり、跛行していびつなものとなって奇形化し、平和と福祉を志向する社会の発展に資するどころではなくなる。

日本学術会議は、このままでは日本の国際的な評価を低め、政府とアカデミアとの信頼を蝕み、研究力の低下を引き起こしかねないとの意を示している。これまでノーベル賞受賞者、内外の関係団体も事態を憂える意を表明してきた。

ご存知のように、この問題の出発点は会員候補者任命拒否問題を契機とした、政府・政権党による同会議の「在り方」問題への論点をすりかえに続く、自由民主党 PT の提言に始まる。昨年末に日本学術会議の存置の在り方を「民間法人」化する「中間報告」、また「大臣決定」が出された。そしてなお、冒頭で紹介した WG の審議の進行からすると、早ければこの秋の国会に「法改正」が提起される可能性もあると指摘されている。誠に学術会議が学術の健全な発展のため今後の局面をどうリードできるか、予断を許さない事態にある。

本報告は、この間の経過を整理すると共に必要に応じて歴史に立ち戻って、「学術と政治の在り方」、すなわち、この「法人化」問題は学術体制にどのような事態を招くのか、考えるものである。

### ２．昨年来の内閣府の動きと日本学術会議の対応

2023 年 4 月、学術会議は内閣府総合政策推進室が提示した政府案は学術会議の独立性・自律性を毀損するものだとして、「勧告」と「声明」を満場一致で発した。これに対して政府はひとまず法制化を見送った。その後、同年 8 月「日本学術会議の在り方を検討する有識者懇談会」を設置した。内閣府は経済財政諮問会議の「『経済財政運営と改革の基本方針 2023』(23.6.16 閣議決定)を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討する」と書き込まれていることを根拠に、この懇談会を特命担当大臣決定で設置した。正当な手順を踏んでいるように見えるが、はたして学術会議問題は経済財政諮問会議の範疇にあるといえるのか。

学術会議は、昨年 12 月臨時総会を開催し、懇談会の審議について、声明「日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方（案） ―自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けて―」をまとめ同会議の意を発した。だが、前記の学術会議の対応の真意をくみ取るどころか、その 12 月懇談会は「中間報告」をまとめ、また「大臣決定」が出された。それらの文書では「科学者の総意の下に設置する」を「国民の総意の下に」との学術会議が批判しにくい文言を前面に立て、外部法人化を目論んでいる。

今年(2024 年)3 月 25 日には、学術会議は、「日

本学術会議のあり方に関する検討ワーキング・グループ」を幹事会の下に設置した。ところが、4 月 15 日、内閣府は、日本学術会議の 4 月 22-24 日の総会の 1 週間前、学術会議の機先を制するように、冒頭で触れた、学術会議の組織・制度と会員選考等を検討する WG を、それも有識者懇談会の座長決定で設定し、即日開催した。

これらの一連の動きを受けて開催された、この 4 月の総会で、学術会議は再び懸念を声明として発した。①十分な財政基盤の確保、②組織・制度における政府からの自律性・独立性、③会員選考のコ・オプテーション方式・会員による会長の選出を学術会議が自律的・独立的に決定すること、の三つが特に充たされることを求めた。

### ３．学術過程と政治過程の関係いかん

2015 年の安保法制成立後、科学技術基本計画に学術会議の在り方が書き込まれるようになった。学術会議変質の策動は近年の軍拡、経済安保の法制化で目を離せない状況を迎えている。

学術会議法の「科学者の総意の下に」は、同会議の会員選考の基本的な在り方を示している。登録科学者による当初の公選制、学協会による推薦制、コ・オプテーション方式に移り変わったが、常に現場の学術研究を担う研究者とつながってきた。これはまた真理性を礎として学術体制を組織化する自生的な在り方、健全性を保証し、「時々の政府の方針に動かされることなく、学術行政に関して独自の見解をもち、…科学のあり方をゆがめないよう政府に勧告・申入れを行う」（『日本学術会議 25 年史』p.427）という同会議の基本的な任務の在り方、すなわち日本学術会議の独立性を示すものである。

だが、目下の審議は外部法人化の際には理事長は専任化が一般的だとのことで、会長の「専任化」も俎上に上がり、会員（210 名）・連携会員（約 1900 名）の選考見直しも議論になっている。

このような組織・運営の審議・見直しについては改めて、これまでの学術体制の経緯を振り返ってみる必要がある。日本学術会議の前身：戦前の学術研究会議は、当初、会長を互選で選考していた。だが、第二次世界大戦時の 1943 年 11 月天皇の勅令による管制改革が行われ、会長は任命となって集権化を強めた。会員選考も「学術研究会議ノ推薦ニ基キ」を削除、「文部大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」とされた。学術研究会議の独立性は排除され、天皇を頂く政権の下に統制され、科学技術の軍事動員を図った。道を踏み外してはならない。

こうした経緯だけでなく、第二次世界大戦後の日本学術会議創設に向けた学術体制刷新委員会等の取り組みがある。戦前の学術研究会議、帝国学士院、学術振興会の 3 団体をどう再編するかに関わって、文部省は 3 団体等の代表者を取り持ち、学術研究体制世話人会 44 名をひとまず組織した。その上で学術体制刷新委員会（7 部門と総合の合わせて委員 108 名）の委員を選出、組織した。70 回を超える運営委員会、8 回の総会等、会合を重ね日本学術会議法（案）をとりまとめ、1948 年 3 月内閣総理大臣に答申、7 月に公布、翌 1949 年日本学術会議が発会した。即ち学術体制の基盤を見図り、審議を重ね民主主義的に組織してきた。

学術過程は権力機構をもつ政治過程に圧迫されやすく、その組織化・運営はその時の政治的意向、また経済的便宜に取り込まれやすく、こうした両者の関係を、ことに政治過程の側は考慮することが求められよう。先の本年４月の総会の声明の末尾に、「主要先進国では、国を代表するアカデミーが、時々の政権や政治的・社会的・宗教的諸勢力からの独立性を保ちながら、科学的見地から問題の発見と解決法を提示してきた。主要国のナショナル・アカデミーも日本学術会議の改革動向を懸念をもって注視している」と、一連の審議の論議がいかに標準的な学術体制の在り方から逸脱しているかを指摘している。

学術は社会の進みゆく方向を示す道標となるもので、日本学術会議は日本の学術体制・学術行政の要となってこれを果たさんとする。しかし政治過程が学術過程を凌駕しまっては果たされず、だからこそ独立性は尊重されるべきものなのである。

# 日米首脳共同声明を読む（その 2）

## ― 米軍指揮下の自衛隊は日本国民を守れるのか ―

長田 好弘 、Osada Yoshihiro（東京支部）

### １．はじめに

本年（2024 年）4 月の「日米首脳共同声明」(声明)に接し、1973 年のチリ・クーデターの残酷極まる情景がまざまざとよみがえってきた。あのクーデターは、明らかに米軍主導によるものであった。声明は、米軍指揮下での核兵器を含むあらゆる先制攻撃への自衛隊参戦を確認した。米軍による日本の民間施設の利用にも同意した。米軍の日本に対する政治的、経済的、軍事的関与は、当時のチリの状況よりきめ細かく強力に見える。自衛隊は日本を守ることができるのだろうか。

### ２．チリ・クーデターの概況（1）

〇1970 年 11 月、サルバドル・アジェンデが、チリ大統領に当選。チリ人民連合政府成立。その時代状況は、以下のアジェンデの詩的な演説によりうかがい知ることができる。

「われわれは、社会的不平等にひきさかれた社会を受けついだ。…また、われわれは、失業に傷ついた社会を受けついだ。…われわれはまた、インフレにさいなまれた経済を受けついだ。…われわれはまた、従属社会を受けついだ。富の源泉は国際的大企業の国内における同盟者によって売り渡されてしまい、我々に残されたのは、経済的・技術的・文化的・政治的従属だけである。われわれはまた、自律的発展にたいする心からの願いがうちくだかれた社会を受けついだ。…。」

〇米政府はアジェンデの大統領当選を阻止するため激しく干渉した。アジェンデ勝利後は、アジェンデ政権を倒すには、軍事的手段しか残っていないと判断し、チリ軍部が独自にクーデターを起こす可能性が低いことを見極めると、米政府独自のクーデターの準備を始めた。まず、チリ軍総司令官であり、厳格な立憲主義者あるレネ・シュナイダー将軍を暗殺した。

〇1973 年までには、米政権は、アジェンデ政権とは無関係にチリ軍への支援をおこなった。チリ軍の将校の昇進人事にまでその影響力を拡大し、アジェンデ政権に敵対するように画策を続けた。また経済封鎖によりチリ経済の破綻を策した。

〇九月十日、チリ軍は市内全域に散開し、交通を遮断し、あらかじめ兵士に配布されアジェンデ支持者名簿にもとづき、逮捕処刑を強行した。

〇選挙で成立したアジェンデ政権は軍事クーデターによって壊滅され、陸軍総司令官アウグスト・ピノチェトが大統領に就任した。ピノチェト政権はチリ人民連合の根絶を公然の目標とし、拘引者のリストが国内すべての軍隊に配布され、７万５千人ものチリ人が逮捕され、そのうち１万５千人が処刑されたという。

・兵士に抗議する少女　・真実を見つめる少女





上の 2 枚の挿絵は典拠不明、題名は筆者。右の挿絵は文献（１）『チリ人民連合』からの転載。挿絵にはパブロ・ネルーダの詩がそえられている。

「……どこにいても、どんなときにも、不動の確信に満ちた燃える目撃者であれ、…」

### 3. 声明がめざすグローバル・パートナーシップ

声明は冒頭、「過去３年間を経て、日米同盟は前例のない高みに到達した」と宣言しているように、米国による日本の主権の蹂躙と日本政府の卑屈な政治的無節操ぶりは、過去に例はあるまい。

#### 3-1 声明が示す日米軍事同盟の強化

「声明」は以下の点を強調している。

○日本周辺の「有事」に限らず、米国を中心とする同志国間軍事協力の強化および自由で開かれたインド太平洋・世界の実現のために、日米同盟が中心となって同志国と共に努力する。
○ 日米同盟のいっそうの強化と同志国への支援のため、日本の軍事費を GDP 比２％へ計画的に増額する。日本の国力に不相応な増額である。
○自衛隊は反撃能力を装備し、米軍とのシームレスな軍事行動のために、自衛隊を一元的に指揮・統制する「統合作戦司令部」を新設する。米軍は作戦司令部を日本に設置する。自衛隊が米軍の指揮下に組み込まれる可能性が大なる措置である。

### 3-2 日米共用の日本全土の軍事基地化

安倍政権による、2014 年の集団的自衛権の行使容認、2022 年 12 月の岸田政権の「安保 3 文書」、日米首脳共同声明、「統合作戦司令部」設置、日本各地での日米共用基地の増設、米軍による民間施設の利活用など、憲法違反の軍国主義化は従来に比しても驚くほど急速である。その重要な特徴として、中・ロの脅威に対処するとの抑止力の強化を口実にした、南西諸島を含む地域での基地増設[(2)]を指摘できる。各種報道によれば、政府は 3 月、特定利用空港・港湾として、北九州空港、那覇空港、長崎空港、博多港、石垣港などが選定され、沖縄の宮古島港や下地島空港なども検討中とのことである。地域住民の諸要求を正しく受けとめ、島ぐるみの軍事基地化阻止の共同をどう築くかが喫緊の課題となっている。

### 3-3 米兵の犯罪・その対応が意味するもの

報道によれば抑止力の強調のもと、基地全体が慌ただしく緊張感を強め、自衛隊員の国民を見る目は住民監視を強め敵対的に変わり、基地周辺住民も緊張・恐怖を強めているという。
○自衛官とその家族から、いじめ、パワハラ、退職妨害等の相談が寄せられ、年々増加傾向にある。小・中隊長を務める幹部も例外ではなく、戦時体制構築の過酷な業務によるものと言われている。
○戦時に米兵の凶悪な性犯罪が多いのは戦争の恐怖によるものと言われてきた。最近の米兵の性犯罪を、日米政府そろって隠蔽するのは、被害者への適切なサポートを欠くことを意味する。また、自衛隊員の潜水手当不正受給や不正飲食等にかかわる政府・自衛隊の対応は、文民統制をないがしろにする由々しき重大問題である。このような状態では、日本の平和・民主勢力の前進において、米国主導の軍事クーデターを阻止･排除することは非常に困難であると思われる。
○そうであっても、長い複雑困難な道のりであろうが、自衛隊員全員には特別に、「国民を守る義務」と「兵士であるまえに日本国憲法で保障された人権を享受する一市民」である自覚を高める教育を貫徹することが肝要であろう。また、現在の巨大な核兵器の構築の論立て（核抑止論）の発端には科学者がかかわっていることに痛恨の思いを馳せ、私たちはその克服に努めねばならない[(3)]。

## ４．おわりに

五木寛之は述べている。「予感として……世界は間違いなく＜戒厳令の時代＞に属するようになるだろう[(4)]」と。ふりかえると、米国が深く主導的に関与した“戒厳令”は絶え間なくつづいている。湾岸戦争、アフガニスタン紛争、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ･イスラエル戦争など。ジャーナリズムの良心は、戒厳令下の子どもたちの希望への眼ざし・笑顔を送り届けてくれる。その笑顔を絶やさない限り、戒厳令は歴史から消え去るであろう。社会的良心と理性とを統一した社会的力に転化する努力をつづけよう。

### 文献・註

（１）人民戦線史翻訳刊行委員会訳『チリ人民連合』新日本出版社選書 1971 年、トマス･ハウサー著/古藤晃訳『ミッシング』ダイナミックセラーズ 1982 年、ほか
（２）野澤裕昭「軍事要塞化する南西諸島」『第 22 回東京科学シンポジウム予稿集』2023 年所収
（３）朝永振一郎「バグウォシュ会議の歩みと抑止論」『科学の自由な楽園』岩波文庫 2000 年所収；長田好弘「日本国憲法 9 条を生かして抑止論の克服を」『東京非核政府の会ニュース』2024 年 No, 433
（４）五木寛之『戒厳令の夜』下 新潮社 1976 年

# 研究者、管理職から関連企業まで、情報分断で管理強める「経済安全保障」

## ーセキュリティ・クリアランス制度と経済安保法制有識者提言ー

野村康秀、NOMURA Yasuhide（科学･技術政策委員会、東京支部）

### １．はじめに

「経済安全保障法制に関する有識者会議」が 2024 年 6 月 4 日、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応 [1)]」をまとめた。提言は、「国家間における経済安全保障上の重要技術の共同研究の推進」と「経済安全保障上の重要技術の研究開発成果の社会実装に向けた技術流出防止」の 2 項目からなる。「同盟国・同志国と対等な立場で国際共同研究を実施」するための条件として、検討が進められたのである。

本提言と、2025 年 5 月までに施行される「重要経済安保情報保護活用法 [2)]」による「セキュリティ・クリアランス」（以下ＳＣ）制度が補い合って、情報提供の差別と分断の徹底が進められる。

研究の現場、更には日本の科学・技術、学術のあり方にも大きな影響をもたらす問題である。

### ２．提言が提起する 3 つの技術流出防止措置

（ア）技術へのアクセス管理：

物理環境の整備＝社内を段階的セキュリティゾーンに区分けし、各ゾーン内で取扱可能な文書等の情報区分を定めることに加えて、「研究開発段階のもの、実際に生産・製造を視野に入れた開発段階のもの等、それぞれの研究内容に合わせて、技術へアクセス可能な従業員の範囲を適切に設計する。特に、例えば生産・製造技術の場合、生産・製造を視野に入れた開発段階においては、生産・製造プロセスの全工程にまたがって技術の全体像を知る従業員をできる限り限定するとともに、当該従業員に対しては所要の処遇を行う」

（イ） 技術にアクセス可能な従業員の管理：

「重要な技術をもつ従業員を把握し、当該従業員への外部からの接触の有無を確認するなど、リスクの管理を行う」、「退職後の競業避止義務の誓約について、重要な技術をもつ従業員に同意を得、一定期間有効なものとするための取組として、ストックオプションの行使や割増退職金支給の条件として、競合他社に転職しないことを定める」

全体像を知らせず、必要な従業員を選抜し、監視管理を徹底し、転職も防止するのである。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む）における管理：

「取引先のリスクを評価するチェックリストを作成するとともに、取引先から提出された情報を元にリスク評価を行い、公開・非公開部分の適切な線引きを行った上で戦略的に連携を行う」

共同研究相手等は、評価に従い情報提供する。

### ３．対象技術の想定とメリハリある対策

提言は、国が支援する研究開発プログラムの「入口から出口までの段階に応じた技術流出防止策」として提起された。「破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域」と「技術優位性の強化を目指す技術領域」（既に、経済安全保障推進法によるサプライチェーン支援に伴い「技術流出防止策」が採られているものがある）への適用を想定している。また、「国際共同研究にあたり相手国から求められる場合や、同志国等と対等な立場で実施するために必要な場合」の想定も明記している。

そして、「情報を大量に持ち出す等不自然な動き」のモニタリングや、「電子コミュニケーションやデータストレージ」の監査体制の構築、更に「部署横断的な組織」による情報集約と管理を求めている。一方、「研究者からの過度な敬遠を防ぐ」ため、メリハリのある必要十分な対策を求め、「研究者の記憶にとどまる残留情報は開示や使用の制限の対象外」など留意点も示している。

### ４．研究開発現場等への影響

提言の技術流出防止策では、（ア）が重要な提起である。国が支援する研究開発テーマにおいては、全体像を知る人を限定して厚遇する。共同研究相手を含むその他は、モジュール化した技術課題の開発に駆り立て厳重に監視する。

企業の研究開発現場を想定すると、研究開発チームの誰をどのレベルまでを（ア）にするのか、機械的にポスト切分けするのか、どの程度優遇するのか、（イ）の人材をどう切り分けて業務分担させるか、情報共有をどう制御するか、外部接触有無の確認をどう行うか、競業避止のインセンティブをどう提供するか、などの課題に直面する。その上にある開発部門、法務（知財）部門、事業本部レベル、更には取締役や執行役員レベルでも同様の課題に直面する、共有できる情報が制約される中で的確な開発方針の決定や経営判断が担保できるかは、死活的な重大問題になる。

（ウ）に関わる共同研究相手や下請け企業群に対するリスク評価と戦略的提携は、倒産等の社会問題を引き起こしかねない、発注企業や国の都合や事情変更で的確性が損なわれる可能性もある。弁護士、弁理士等の専門家も（ウ）に該当し、事務所の管理体制の点検が求められることがある。

## ５．セキュリティ・クリアランス制度との関係

ＳＣ制度発足に向けて、重要経済安保情報保護活用諮問会議が、「既存の特定秘密保護制度等とシームレス」を念頭に、年内を目途に運用基準を策定すべく、6 月末から検討を進めている[3)]。

提言との関連を考えると、（ア）は（本人の合意を得て）ＳＣ取得を求める、（イ）（ウ）は、レベルに応じて、ＳＣ取得を求める場合と、ＳＣ取得を求めず、（本人の合意を得ずに）身辺調査や監視を行う場合とがあるだろう。なお、例えば一定以上の管理職全員とか、取締役全員とかに、ＳＣ取得を求めるようなことも難しいだろう。

「適性評価」は、特定秘密保護法（防衛・外交・テロ・スパイが対象）で行われている（2023 年に「適性評価」の不同意が急増）。今後は、非軍事の研究も含まれる「重要経済安保情報」に携わる、桁違いに多い民間人が対象となる。

ＳＣ制度では、「適正評価調査」を内閣府が一元的に実施するので、個人情報の廃棄・管理などに注目が高まっている。事業者等による目的外利用、評価結果による不利益取扱い、評価調査強制の禁止なども関心を呼んでいる。適性評価に要する期間も、本人のキャリアパスに直結する、企業の人事管理（緊急性、人材プールなど）に影響するなどの課題が指摘されるようになっている。

## ６．経済界が率直な懸念

有識者会議提言は、国支援の研究開発が対象だが、人的・物理的・情報システム管理などの体制を整えるには、全社的な見直しが必要となろう。

経済同友会は 24 年 6 月、「『経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言[4)]」を発表した。「技術流出防止策が有効に機能することを期待」しつつ、「企業の自由で活発な活動を抑制することのないように留意を求め」、「制度設計に際しては、官民対話を積極的に行い、誤解のない正確な情報の発信と周知を求め」る。一方、管理体制の確立は、「（諸外国を含めた）パートナーに対しての信頼の証」、「企業価値向上にも資する」と企業経営者に覚悟を求める。

企業の経済活動への影響を極力少なくしたいが、国際共同研究などの「機会拡大」には乗り遅れたくないという、経済人の論理の反映であろう。

## ７．亡国の科学技術政策

技術流出防止提言に基づく管理と規制は、「優遇」による格差も一因となって疑心暗鬼や不信感を広げ、「全社・全チーム一丸で」のような研究開発成果を生まなくなるだろう。多様な発想に基づく研究開発が妨げられる結果、日本の科学・技術の自主性独自性民主性が致命的に破壊される[5)]。

【参照文献】　（最終閲覧日：2024 年 9 月 14 日）

1) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai10/siryou4.pdf
2) 概要：https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/gaiyo.pdf
3) https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/shimon.html
4) https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/2024/240627.html
5) 自民党では 2024 年 9 月、民間保有情報や大学・研究機関の技術流出防止措置を求める提言が出されている。https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/209004_1.pdf

# 日米首脳共同声明――際立つ対米従属の深化

## 「アメリカに従い海外で戦争する国」の阻止と研究者の統一戦線

松永　光司、MATSUNAGA Mitsushi、（東京支部武蔵野通研分会）

### はじめに

今年（2024 年）５月 10 日政府は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（以下「経済秘密保護法」）を成立させた[1)]。同法の特徴は、2014 年施行の「特定秘密保護法」[2)]が「防衛・外交・スパイ活動・テロ活動」の４分野を対象としたのに対して、これに経済分野を加えて大幅に対象を拡大し、経済活動に関して国家及び国民の安全を守るために特に秘匿が必要なものを「重要経済安保情報」と指定し、これへのアクセスを、国が信頼性を確認した人に限定する「セキュリティ・クリアランス制度（SC 制度）」を導入した点にある。なぜこのような制度を急いで導入したのか、それは日本に何をもたらすのかを検討したい。

### １. 恣意的な運用、基本的人権の蹂躙―「セキュリティ・クリアランス制度（SC 制度）」の問題点

どんな情報が「重要経済安保情報」に該当するかは秘密とされ、その具体的な内容は運用基準で定めるとされている。来年５月までに制度開始の予定で、政府は近く有識者会議を設け、運用基準を策定する方針だという[3)]。つまり、情報漏洩に対して懲罰（拘禁）を科しながら、何が懲罰の対象かを明らかにせず、しかもそれは後から「有識者会議」で策定する「運用基準」で決めるというのである。そしてそれはどこまで公開されるのかも不明である。それは近代民主主義の大原則である罪刑法定主義に反し、恣意的運用によって国民の基本的人権を蹂躙する恐れが極めて大きい。

秘密の範囲を経済分野へ拡大したため、SC 制度対象者は情報を扱う民間事業者や大学の研究者を含むきわめて多数となる[4)]。その一人一人と家族･同居人について、政治的・思想的傾向や交友関係、病歴・信用履歴などを公然と調べ上げることとなる。人権蹂躙が横行し、技術者・研究者をはじめ人々を萎縮させ、軍事研究へ誘導する手段とされることも危惧される。またひとたび SC 制度で認定された人は、生涯監視され続け、プライバシーに関わる多量の情報が長期に政府に保存され続け、基本的人権が著しく侵害される。

### ２. 日米首脳会談で際立つ対米従属の深化、日米軍事同盟の歴史的大変質

「経済秘密保護法」制定の背景には、米国が日本に対し武器の大量購入・共同開発を求め、その必須条件として「情報保全体制」の強化を求めたこと、また日本の政財界もこれに同調し、岸田政権がこれらアメリカの要求を無条件で受けいれ、武器開発や軍事研究を成長戦略と位置づけ、長射程ミサイルの開発･量産や、次期戦闘機の共同開発・輸出に踏み込んだことにある。

それは４月の日米首脳会談めぐる経過の中で一気に表面化した。今年（2024 年）４月 10 日、日米両首脳は共同声明[5)]を発表し、バイデン大統領は、日米安全保障条約第５条の下での、核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の「揺るぎないコミットメント」を表明した。防衛力予算を GDP 比２％へ増額する計画、反撃能力を保有する決定及び自衛隊の指揮・統制を強化するために自衛隊の統合作戦司令部を新設する計画、防衛力の抜本的強化のための日本の措置にたいして歓迎の意を表明した。これによって日米間の作戦及び能力のシームレスな統合が可能となり、平時及び有事における自衛隊と米軍との間の相互運用性及び計画策定の強化が可能になるというのである。しかし、情報、装備で、圧倒的に優越的な力を持つ米軍と、「作戦及び能力のシームレスな統合」をはかるならば、自衛隊が米軍の事実上の指揮下に組み込まれることは明らかである。しかもそれは「核を含むあらゆる能力を用いた、

日本の防衛に対する米国の『揺るぎないコミットメント』」なのである。これは日本国憲法と相いれない日米軍事同盟の歴史的大変質である。

### 3. 米国の戦略―米軍指揮統制システムへの統合、軍需産業への統合

米国は日米安保体制の下で、日本を世界戦略に取り込んできた。さらに今回は日本の軍需企業を米国主導の国際的な武器の共同開発・生産の体制に組み込む体制作りである。

米国防総省は今年 1 月、自国の軍需産業強化と併せ同盟国の軍需産業を米戦略に統合する「国家防衛産業戦略（NDIS）」を発表した[6)]。この対象にはミサイルの共同開発及び共同生産並びに前方展開の米海軍艦船及び米空軍航空機の日本の民間施設における共同維持整備を含むとしている。さらに 6 月 9 日には、4 月の日米共同声明に従い日米防衛産業協力を促進し、共同開発、共同生産及び共同維持整備に向けた調整を加速する「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）」の設置に合意した[7)]。それらに関連して重大なのは、防衛研究所（防衛省のシンクタンク）の報告文書で「米国との安全保障分野の連携に我が国の民間企業を参画させる際に無視できないのが、SC 制度で、その実現に向けて経済秘密保護法案の提出が目指されているが、防衛産業連携のいわば『共通言語』である同制度の確立と確実な普及は依然急務である」[8)]とあからさまに述べている点である。これらの経緯から SC 制度を含む「経済秘密保護法」の制定は、日本の軍需企業の国際的な武器共同開発・生産・輸出への本格的参画に道を開く体制整備についての米国の強い要求であり、米国への従属を一層深めるものであることが明白である。

### 4. 国家の安全保障法制の強制と科学者運動

日米両国の 4 月 10 日の日米首脳共同声明が強調する“グローバルなパートナーシップ前進のための新しい戦略的イニシアティブ”は、憲法 9 条を無視した大軍拡の路線を、日本の国会審議抜きに米国に約束し、「経済秘密保護法」の制定を突破口に、日本を米国と一緒に「海外で戦争する国」に作り替える危険な対外公約となっている。

さらに「経済秘密保護法」および「SC 制度」等、一連の国家の安全保障法制が強制され、大学等研究機関が本来有する「知的卓越性の確保」「社会的課題解決への貢献」、「アカデミアとしての自律」、「公開の原則と開かれた批判」、「学問の自由の擁護」等の固有の理念との厳しいせめぎあいとなっている[9)]。

大学等研究機関、諸学会をはじめ社会的負託を受けて研究活動をおこなう科学者コミュニティ―中でも自主的で統一戦線運動を基軸とする自覚的な研究者集団である JSA[10)] は、「現存の複雑・巨大化した科学技術に取り組む研究者の要求、多様性を考慮し、それに依拠して科学者運動に多様性と厚みを増していく、研究者個々人および専門分野間の節度とリスペクトを保持した自主的民主的交流を促進していく」、そして「広範な国民的統一戦線の一翼を担いうる科学者運動」を展望して取り組むという役割がいま強く求められている[11)]。

### ＜引用文献＞

1)「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21309024.htm　2)「特定秘密の保護に関する法律」https://www.cas.go.jp /jp/tokuteihimitsu/r040401_houritu108.pdf　3) NHK WebNews「SC 制度有識者会議で運用基準議論へ」2024 年 6 月 12 日、4) 現在アメリカでは民間を含め 400 万人、日本では約 13 万人（SC 制度等に関する有識者会議「最終とりまとめ」令和 6 年 1 月 19 日）、5) 日米首脳共同声明、https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100652148.pdf 、2024 年 4 月 10 日、6)『NIDS コメンタリー298 号』2024 年 2 月 9 日、7)防衛省『お知らせ』、2024 年 6 月 10 日、8）前掲 7)参照、9）長田好弘「科学者コミュニティからの研究インテグリティに関する論点整理」、JSA・24 総学「科学技術サロン分科会」予稿、2022 年 11 月 23 日、10) 長田好弘「日本における科学者運動の条件と課題」、『日本の科学者』vol.49、No.6、2014 年、11）長田好弘「日本科学者会議活動 50 年の総括と今後の課題」、『日本の科学者』vol.50、No.12、2015 年.

# 頭脳・コンピュータ・インターフェイス（BCI）の開発の現状と軍事利用の危険性

小金澤鋼一、Koganezawa Koichi、（東海大学・ＪＳＡ東京支部）

## １．はじめに

ＢＣＩ(Brain Computer Interface)の研究が加速している。これは、頭脳とコンピュータを直結し、ＡＩを用いて脳信号から人間の思考を解読し、外部の機器を動かしたり、思考のみで意思を伝達することを可能にする技術である。典型的なデュアル・ユース技術であり、四肢麻痺患者が不随四肢を自分の意思で動かしたり、四肢欠損者が義手・義足を自ら操作したり、ＡＬＳ患者が意思をモニター表示することが可能となるなど、障害者の機能回復に寄与することが期待される反面、戦場における兵士の戦闘能力強化を目的とした研究も米国を中心として進められている。本稿では BCI 研究の現状を概観し、問題点を整理し、危険性を指摘する。

## ２．BRAIN イニシアティブ

2013 年にオバマ大統領は「先端・革新的神経学技術を通した脳研究イニシアティブ（the Brain Research through Advancing Innovative Neuro-technologies Initiative）、通称「BRAIN イニシアティブ」を立ち上げ、2025 年度までに総額 50 億ドルもの巨額研究資金を以下の連邦政府組織に配分することを決定した[1]。

米国立衛生研究所(NIH)
米国防高等研究計画局(DARPA)
米国立科学財団(NSF)
エネルギー省(DOE)
米国情報高等研究開発活動(IARPA)
米国食品医薬品局(FDA)

また、多くの米国財団、企業が資金を拠出しており、軍産官学一体となった一大国家プロジェクトである。詳細は文献[2]に譲るが、ここでは DARPA における BCI 研究の状況を紹介する。何故ならば,DARPA による BCI 研究への投資は 1960 年代まで遡り、その投資額は他を圧倒しており、現在行われている BCI 研究や、現在成功している BCI 関連企業の多くは DARPA による資金拠出を始原としているからである[3]。

## ２．DARPA による BCI 研究

DARPA による BCI 研究への投資先は多岐にわたっているが、その研究の到達目標は以下の４点に集約できる[4]。

① ［検出］人間の脳への脅威を特徴付け、緩和するための診断、モデル化、装置を開発する。
② ［エミュレート］情報を効果的に合成するために、機能的脳ネットワークからインスピレーションを引き出す。
③ ［回復］脳や身体が障害を被った結果失われた運動や認知機能を回復する。
④ ［改善］トレーニングを加速し、行動を改善するための“脳を内包するループシステム”(Brai-in-the loop system：BILS)を開発する。

これらは全て、戦場における兵士の機能回復・向上を目指したものであると言える[3]。

例えば、DARPA 研究の中で最も成功を収めたとされる革新的義肢(Revolutionizing Prosthesis)研究では、大脳にインプラントした多点電極から得た信号を AI に解析させ、ロボットアームを制御する。また、ハンドがものに接触したなどの情報を電気刺激として脳にフィードバックするという BILS を構築するという研究である。その他、下記の研究に投資している。

・傷害からの回復を加速するための再組織化・可塑化研究(REPAIR)

・感覚神経機能を代替する BCI システムの開発：四肢麻痺患者の不随四肢を非侵襲電極からの EEG 信号で動かす。

・記憶を合成・回復するためのニューラル装置

(REMIND)の開発: 記憶を司る海馬や前頭前野皮質から得た信号から記憶をエンコードする。
・トレーニングと能力向上のための BCI: トレーニング中の人間の EEG を解析し、最適なトレーニング方法を見出す。
DARPA は多くのベンチャーに投資している。Neuralink や Stentrode, Braingate などである。

## 3. Neuralink による BCI 臨床試験の開始

Elon Musk が卒いる脳チップインプラント会社 Neuralink は 2023 年５月に人体臨床試験の認可を米国食品医薬品局から受け，９月に麻痺患者に対する同社の脳インプラントの初の臨床試験の募集を開始するための承認を独立審査委員会から受けた[5]．そして，現在，臨床試験が始まっており，最初の患者に対する試験は初期的なトラブルを起こしながらも順調に進行しているようである[6]．今後６年をかけて頸髄損傷または筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者が思考だけでコンピュータのカーソルやキーボードを制御できるようにすることを目指している．Elon Musk はかねてより G-AI（[7,8]を参照）の出現に警鐘を鳴らしており，彼の BCI への本格的取り組みの目的は，人間に敵対する G-AI が出現する前に人間と AI を融合させようと考えているのである[9].

## 4. BCI の倫理上の問題点

著名な神経生理学者達は BCI 研究の倫理上の懸念として以下の４点を挙げている[10]。

① プライバシーと同意に関する懸念：BCI の実験あるいは処置から得られた神経データに対して被験者（患者）が権利を保持できるか。
② 主体性に関する懸念：電気刺激などで外部から信号を受けた場合、被験者（患者）の主体性、独自性が保持できるのか。
③ 機能強化についての懸念：人間の機能強化を目指した研究は社会的規範を踏み外すのではないか。
④ バイアスに関する懸念：BCI などの研究は卓越したグループを生み出し、他の人間に害を及ぼすのではないか。

これらの懸念について多くの議論がされるべきであるとしている。

## 4. おわりに

AI の軍事利用の一環として、BCI を用いたサイボーグ兵士に関する計画が米国で進んでいる[11]. この生命・人間の尊厳を毀損する破滅的動向に警鐘を鳴らし、断固反対していかなければならない。一方で、BCI は四肢麻痺患者や ALS 患者の QOL 向上に資する可能性がある。[10]に示されているように、多くの議論が必要であるとともに、平和利用を保障する世界レベルのシステム構築が必要である。

## 引用文献


[1] Obama Administration Proposes Over $434 Million in Funding for the BRAIN Initiative, https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/whitehouse.gov/files/documents/BRAIN%20Initiative%20FY17%20Fact%20Sheet.pdf， Sept. 2014
[2] 米国における脳情報関連技術に関する 研究開発動向 **2018** 年 3 月 国立研究開発法人 情報通信研究機構（北米連携センター）
[3] How DARPA drives Brain Machine Interface Research, From the interface, Survey, Nov. 2020. https://www.from-the-interface.com/DARPA-funding-BCI-research/
[4] Robbin A. Miranda, et.al., DARPA-funded efforts in the development of novel brain–computer interface technologies, Journal of Neuroscience Methods 244, Elsevier, pp.52-67, 2015.
[5] Musk's Neuralink to start human trial of brain implant for paralysis patients, Reuters, September 21, 2023.
[6]Emily Mullin, Neuralink’s First User Is ‘Constantly Multitasking’ With His Brain Implant, WIRED, May, 30, 2024.
[7] AI には人間の頭脳に匹敵するか超える能力をもつ汎用 AI（General AI : G-AI）と，狭いタスクをこなすことのできる現状の AI（Narrow AI: N-AI）を区別する必要があり(詳しくは文献[8]を参照)，G-AI の出現は数十年後であると言われている.
[8] 小金澤，AI を軍事利用しないために -破壊的自律型兵器の現状と反対運動-, 雑誌「経済」, pp.87-92 , 2019 年８月号.
[9] Sigal Samuel, Elon Musk wants to merge humans with AI. How many brains will be damaged along the way?, Future Perfect, Oct 16, 2023.
[10] Rafael Yuste, et. Al., Four ethical priorities for neurotechnologies and AI, Nature, vol.551, pp.159-163, 2017.
[11] 小金澤、アメリカが描く未来の戦争－第三のオフセット戦略とサイボーグ兵士計画－、「前衛」９月号、pp.195-207, 1014.

# 変わる知的財産事情２０２４

増澤　誠一、Masuzawa Seiichi (東京支部)

## １．知的財産推進計画２０２４[1)]

**「同計画 2024～イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と『新たなクールジャパン戦略』の推進に向けて～」**では、日本経済が GDP で世界第 4 位に後退、時間当たりの労働生産性の OECD ランキングが過去最低(30 位,2022 年)などの中長期的な経済の低迷、「コストカット経済」からの脱却と成長型経済への変革を目指し、イノベーション創出・促進における知的財産エコシステム(生態系)の再構築を、企業や大学などの各主体に改めて求めている。また、日本の強みであるアニメ・マンガ・ゲームのコンテンツを活かし、「新たなクールジャパン戦略」(2024/6/4 知的財産戦略本部決定)を軸に、日本ファンの外国人を増やすことを目指している。そして、最新の科学技術・イノベーション政策や経済安全保障政策等とも連携した取組が一層重要としている。スタートアップが大学の優れた最先端の研究成果としての知財を活用するための「大学知財ガバナンスガイドライン」(20023/3 月)を説明し、その効果と課題をあげている。

## ２．特許出願の非公開制度[2)]

2022 年 5 月に成立した経済安全保障法の 4 本柱の最後として、「特許出願の非公開」(第 65 条～第 85 条)は、2024 年 5 月から施行されている。

「特定技術分野」(公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として、政令で定める国際特許分類など)に属する発明が記載されている特許出願の出願書類を、特許庁長官は内閣総理大臣に送付。出願人から申出があった時も、送付する。総理は保全審査し(実際には内閣府経済安全保障推進室(防衛省職員は出向)が審査)、その結果により、「保全対象発明」として「保全指定」(70 条 1 項)し保全対象発明としたことについて、出願人及び特許庁長官に通知する(出願後 10 カ月)。

特許庁と内閣府の業務は概略以下である。

<一次審査(特許庁)(経済安全保障推進法 66 条)後、特定技術分野等に属する発明の出願を、内閣府に送付する。＞

➢ 特許出願に対する分類(IPC とその細分類)の付与・確認業務(ほぼ外注機関に依存)

➢ 技術の水準、特徴、公開の状況に照らし、保全審査に付する必要がないことが明かであるか否かの判断業務、二次審査中における内閣府の求めに応じた資料提供(67 条 3 項)に関する業務も。外国出願禁止の事前確認。

＜二次審査(内閣府)(同法 67 条)＞

視点①技術の機微性「国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ」が大きいこと、②「経済活動・イノベーションへの影響(非公開とし、発明の実施や外国出願を制限することで、産業の発達にどの程度の影響(支障)を及ぼすか)の①②を総合評価しても情報保全が適当である出願を「保全指定」し、実施や開示、外国出願を禁止する(違反は懲役刑等)。保全指定が解除されない限り審査手続きは進行しない。

米国では秘密指定の件数が毎年報告されているが、日本では保全指定された件数は不明である。

**◎特許権の取得は他人に実施させないことが目的で、他人を排除する対象範囲を明かにする為特許出願の公開は前提で、非公開は特許制度の根幹を崩すものである。[3)]特許出願の非公開制度には反対である。**

## ３．生成ＡＩの衝撃

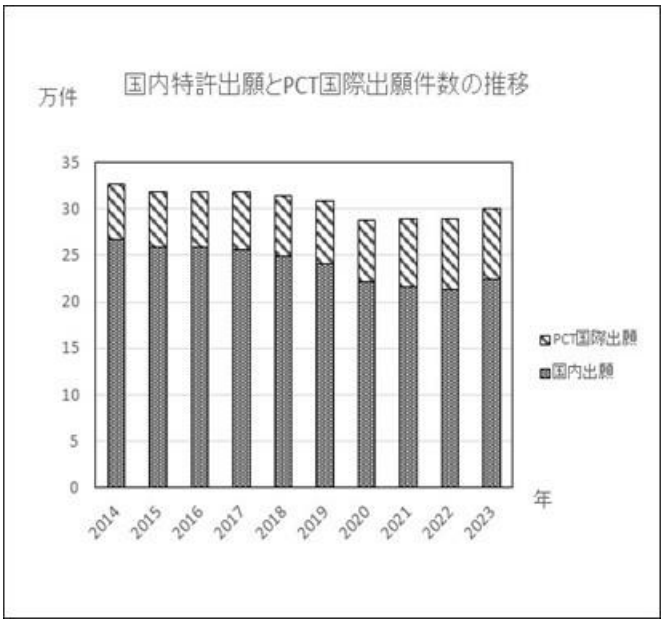
ChatGPT は、OpenＡＩ社が 2022 年 11 月に公開の人工知能チャットボット、生成ＡＩの一種。生成ＡＩに利用されているディープラーニング技術は膨大なデータに基づいてトレーニングされた「基盤モデル」と呼ばれる進化版ディープラーニ

ングで、その特徴は「汎用性」「適用性」にある。入力プロンプト(ＡＩに対する指示や命令)に基づいて、様々な異なるタスク、自然言語処理、質問応答、画像分類、コード生成などを実行できる。[4]「大規模言語モデル」技術の発展で生成ＡＩが開発され、生成ＡＩは、質問を文章で入力すると、瞬時に「回答」の文章(画像,動画,音声等も)を生成し送ってくる。その為、学習のデータによっては、明らかに事実と異なる偽・誤「回答」、偏見を含む「回答」、ジェンダーバイアスの「回答」を生成することがある。生成ＡＩのリスクには、意図的な偽情報の拡散、入力した個人情報の流出(プライバシーの侵害)、生成画像による著作権の侵害等がある。

生成ＡＩと著作権について、文化審議会著作権分科会法制度小委員会から「ＡＩと著作権に関する考え方について」(2024//3/15)が公表された。[5] 生成ＡＩについては、アメリカの巨大 IT 企業 GAFAM が開発、日本でも、産総研、ソフトバンク、情報通信研究機構と KDD 共同等で、日本語に特化した生成ＡＩの開発が始められている。[4] 生成ＡＩは「核戦争並みの脅威になりうる」と警告し規制の必要性を訴える科学者もいる。[6]ＥＵでは、2024 年 5 月、生成ＡＩを含む包括的なＡＩの規制である「欧州(EU)ＡＩ規制法」が成立し[7]、日本ではＡＩ戦略会議の下に、ＡＩ制度研究会(座長：松尾豊・東大大学院教授)が設置された。[8]「統合イノベーション戦略 2024」[9] に見るように、ＡＩ分野の「安全・安心な環境を確保しつつ、イノベーションを加速する」ことが基本で、ＥＵ規制法に見られる「健康、安全、基本権などの人権」への観点が抜けていることなど、問題点があげられる。[8]

## ４．世界・日本の知財出願

国内と PCT 国際(JPO を受理官庁の出願)を合わせた出願件数は減少傾向が続いていたが、2023 年は 2019 年レベルに持ち直した。そのうち、PCT 国際出願は、増加傾向が続き、2021 年からは約 7 万件を維持している。研究活動や企業活動のグローバル化に伴い、国外での知財活動が重要




＜特許出願と PCT 国際出願件数の推移＞[10]

視されていることが反映していると考えられる。

【引用文献】

1)https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf

2)https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html

3)増澤誠一「軍事技術・デュアルユース技術と知的財産」『日本の科学者』2018 年 10 月号

4)藤田実「ＡＩ産業における独占の強化と日本産業の従属化」『前衛』2024 年 9 月号

5)https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

6)「生成ＡＩ光と影」しんぶん赤旗 2024 年 3 月 19～23 日

7)ＥＵのＡＩ規制法案の概要
https://www.soumu.go.jp/main_content/000826707.pdf

8)https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_kenkyu/ai_kenkyu.html

9）統合イノベーション戦略 2024
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf

10)https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2024/matome.html

# ヒトゲノム研究の展開

鈴木 裕太 SUZUKI Yuta（東京大学）

## １はじめに

観測技術の継続的革新により牽引される近年のゲノム科学は、生命現象の深い理解のための基盤的領域としての地位を確保した。本論では、ゲノムの基礎研究で特筆すべき成果である「ヒトゲノムの完全解読」の技術的側面からの解説に続き、別の話題として医学応用における有力な新潮流である「多遺伝子性リスクスコア」を紹介する。

## ２. ゲノムの意義

「ゲノム」とは個体における遺伝情報の総体を指していう用語で、その物理的な実体は DNA（デオキシリボ核酸）、すなわちアデニン(A)、シトシン(C)、グアニン(G)、チミン(T) のいずれかの「塩基」を含む４種の単位が配列したポリマーである。生体の構造・機能において多様な役割を果たすタンパク質は 20 種のアミノ酸からなるポリマーで、このアミノ酸の配列は DNA の塩基配列に対応して精密に決定されている。ゲノムが生命の設計図とよばれるゆえんである。

生物を構成する全細胞は原則として同じゲノムを保持し、世代間で（ヒトの場合は両親から半分ずつ）継承される。細胞分裂を繰り返す過程で塩基配列に変化（変異）が蓄積し、個体ごとの多様性の一部を（環境要因とあいまって）形作ると同時に、長い時間をかけて種間の差異をも生み出している。

## ３. ヒトゲノムの解読

ヒトゲノムでは個人間に違いのある位置は約 1%未満であるので、平均的なゲノム配列を「参照ゲノム」として共有して変異情報などの整理に活用されている。最初の参照ゲノムは 2004 年の「ヒトゲノム計画」完了の成果として得られたが、配列未確定の領域（ギャップ）が多数残っていた。

ゲノム解読では DNA 配列（ヒトゲノムの総長は 30 億塩基対）はリードとよばれる短い断片（例えば 2,000 塩基対）としてバラバラに取得されるため、元の配列を復元する「ゲノムアセンブリ」という情報処理過程が必要となる。しかしヒトゲノムには「繰返し配列」が多く存在し、中には特に類似度が高く、繰返し回数も大きいために正確なゲノムアセンブリの困難な「難読領域」があり、これがギャップとして残されたのである。

## ４. ヒトゲノムの「完全解読」

2013 年の GRCh38 以来、約 10 年ぶりに更新された参照ゲノムである CHM13-T2T/hs1（2022 年）は、ついに難読領域をほぼ解決した、いわば完全版のゲノムである[1]。この達成には DNA シーケンサと呼ばれる DNA 解読装置の高性能化が決定的な役割を果たした。

まず、現在でもヒト集団の遺伝的多様性の分析や疾患研究で活用される、いわゆる次世代シーケンサ（NGS）は、従来の Sanger 法に基づくシーケンサと比べて圧倒的な大出力を誇りさまざまな生物種のゲノムが NGS により決定された。ただし技術特性としてリード長が短い(数百塩基対)ため繰返し配列の解析には不向きで、解読されたゲノム配列の品質も必ずしも高くはなかった。

この状況は第３世代シーケンサ（ロングリード技術）の登場で一変した。アメリカ西海岸の Pacific Biosciences（PacBio）とイギリスの Oxford Nanopore Technology (ONT)の２社が競争している。その名の通り長い断片長（数万塩基対以上）のリードが得られるので、繰返し配列を含む難読領域の解析に特に有用である。NGS と比べて高コスト・低出力で低精度という問題があったが、次第に改善されている。２社の比較では PacBio は高精度（>99.9%）、ONT は超長鎖（例えば 100 万塩基対）のデータが得られる点が特色である。

さらに DNA の３次元的な折り畳み構造（近接情報）を網羅的に取得できる Hi-C 法（本来はゲノムの複雑な発現制御を解析するための技術）も、再構築したゲノム配列の誤り検出に転用された。

ヒトゲノムの「完全解読」はこうした複数の技術の組合せにより実現された。ヒト以外の生物種についても同様の手法で高品質の参照ゲノムが続々と構築・報告されている。

## ５. ゲノム医学の展開

ゲノム科学と医学の接点は多岐にわたるが、ここでは大規模集団データを統計的に分析して疾患等の遺伝的基盤の解明を目指す手法を紹介する。

代表的手法の全ゲノム関連解析(Genome-wide Association Study, GWAS)は、疾患群と対照群それぞれの検体から変異情報を取得し疾患等の表現形質と相関する変異を絞り込む手法だが、一方で真の原因変異と疾患の機序を同定し新規治療法の開発を実現することは、当初の想定より困難であった。また典型的な GWAS は対象疾患別に設立された国際コンソーシアム等が実施してきたために取得したデータの統合・再活用のハードルも高い。

そこで近年は、数十万から百万人規模のデータを収集するイギリスの UK biobank やアメリカの All of Us などのバイオバンク（日本にはバイオバンク・ジャパン(BBJ)がある）のデータを活用した新たな展開が注目されていて、そのひとつが多遺伝子性リスクスコア(Polygenic Risk Score, PRS)の開発である[2]。こうしたデータベースに含まれる糖尿病やぜんそくなどの患者数の多い疾患は、GWAS が得意とする比較的重篤・少数の変異が原因なのではなく、むしろ個々の影響が微小な、多数の変異が関与しているという仮説に基づき、こうした多数の変異の寄与を総合して罹患リスクを個人別に定量するのが PRS の思想である。

相対的な罹患リスクの高低を正確に知ることは、適切な介入や行動変容を促すなど疾患予防に役立つと期待される。私見では、今後は疾患リスク予測のために個人の既往歴・生活習慣・健康診断での測定値など、ゲノム以外の医療・健康情報も取り込んだ機械学習(AI)手法の活用が本格化するとともに、個人情報・プライバシー保護の視点の重要性も高まってくると予想している。

## ６. ゲノムと多様性の問題

PRS は臨床応用や公衆衛生における有望なアプローチなのだが、実は（データが潤沢な）欧米人集団で構築された PRS モデルを別の集団に適用した場合に性能が低下してしまうという問題が知られている[3]。こうした状況を改善するため、現在では欧米人以外の集団を対象とした研究や、複数の集団を同時に扱うことで、不公正を解消し、ゲノムの多様性と普遍性を明示的に理解する試みが精力的に進められている[4]。

また従来の参照ゲノム配列も原則として欧米人のゲノム情報から構築されている。そのため南米・アジア・アフリカなど異なる地域に由来する個人・集団の解析に用いられた場合にミスリーディングな結果を生じる危険がある。ここでも、モダンなゲノム配列決定技術をフル活用して、ヒト集団全体の遺伝的多様性を包括的に表現したパンゲノム（Pan-genome, 汎ゲノム？）の構築が国際協力体制で進められている[5]。

以上の例が示すように、個人や集団にとって繊細な情報であるゲノム情報を公正に活用してゆくためには、ゲノム情報の特性に関して市民の正確な理解を増進することと併せて、研究者の側にもかかる負託に応えるための高い倫理性が求められている。「遺伝学」が「優生学」に転がり落ちていった歴史を繰返してしまう危険は無視できない。

## 引用文献

[1] Nurk et al. “The complete sequence of a human genome.” *Science*. Apr; 376(6588):44-53 (2022)

[2] Khera et al. “Genome-wide polygenic scores for common diseases identify individuals with risk equivalent to monogenic mutations.” *Nat. Genet*. 50: 1219-1224 (2018).

[3] Martin et al. “Clinical use of current polygenic risk scores may exacerbate health disparities.” *Nat. Genet.* 51:584-591. (2019).

[4] Sakaue et al. "A cross-population atlas of genetic associations for 220 human phenotypes." *Nat. Genet.* 53.10: 1415-1424. (2021).

[5] Liao et al. “A draft human pangenome reference.” *Nature* 617, 312-324 (2023).

# 基礎からの深層学習

丹治　寛樹、TANJI Hiroki（明治大学　兼任講師）

## １．はじめに

近年、AI や機械学習の技術が急速に進化し、特に深層ニューラルネットワーク（DNN）を用いた機械学習の手法である深層学習[1]が各分野で革新をもたらしている。深層学習が多くの社会課題を解決し人々を惹きつける一方で、学習用データの収集による著作権侵害[2]や、データセンターの消費電力量[3]が問題視されている。そこで、本稿では、深層学習の技術研究の観点から深層学習の仕組みについて簡単な例とともに概説する。さらに、深層学習の技術的な性質から、なぜ AI 開発による社会問題が発生するか論じる。

## ２．深層学習

### 2.1　人工ニューロン

DNNは人間の脳内の神経細胞によって構成されるネットワーク（ニューラルネットワーク）から着想を得ている。人間の脳には 1000 億個程度の神経細胞が存在し、それぞれがシナプスを通じて情報を伝達している。神経細胞Aで発生した電気信号はシナプスを通じて神経細胞Bに伝わり、神経細胞Bは神経細胞Aを含め、他の神経細胞からも十分な電気信号を受け取ると、神経細胞Bの後段に繋がる神経細胞に電気信号を伝える。

神経細胞のはたらきを数式を用いて模擬したものを人工ニューロンと呼ぶ。図 1 に人工ニューロンを示す。$x_i$は他の人工ニューロンから受け取った信号、$w_i$ は他の人工ニューロンとの結合の「強さ」を表す。ある人工ニューロンは受け取った信号$x_i$に重み$w_i$を掛けて溜め込み、溜め込んだ信号と閾値 $\theta$ を比較して$y$を出力する。図 1 において、$f$ は活性化関数と呼ばれており、人工ニューロンに溜め込んだ信号と閾値 $\theta$ に基づいて出力$y$の値を決定する。

### 2.2　深層ニューラルネットワーク

人工ニューロンを層状に結合することでニューラルネットワークを人工的に構築できる。図 2 に人工ニューラルネットワークの構造の例を示す。図 2 では、ネットワークへの入力を入力層の人工ニューロンが受け取り、第 2 層に伝達する。さらに、第 2 層の人工ニューロンは図 1 に基づいて次の層の人工ニューロンに情報を伝える。この手順を各層で繰り返すことで最終的な出力を決定する。人工ニューラルネットワークの中でも、層の数が多いものを深層ニューラルネットワーク（DNN）と呼ぶ。

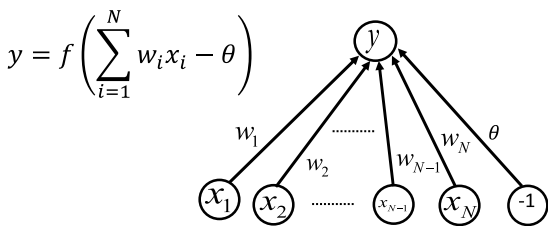



図 1：人工ニューロン

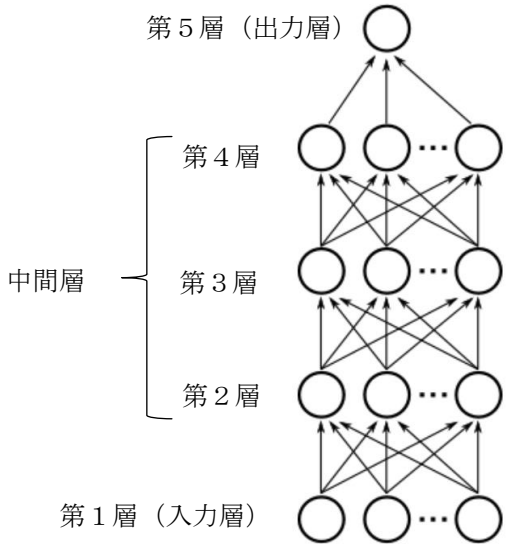



図 2：人工ニューラルネットワーク

例えば、簡単な例として、ある画像を入力すると、その画像に猫が写っているか判別する DNN を考えよう。この場合、DNN への入力は猫が写っているか判別したい画像となる。また、DNN の出力は猫が写っている確率とすることが一般的である。

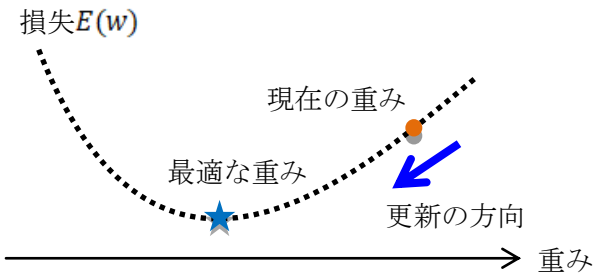


図 3：DNN の学習

2.3　DNN の学習

DNN への入力と DNN を構成する各人工ニューロンの重みおよび閾値が定まれば、DNN の出力が定まる。しかし、重みや閾値の値をいい加減に決めても意味のある出力は得られない。そのため、何らかの方針に基づき DNN の重みと閾値を調整する必要がある。DNN の重みと閾値を調整する一連の手続きを DNN の学習と呼ぶ。

例えば、前述の猫の画像を判別するDNNを学習するには、まず判別したい画像とその画像に対して猫が写っていれば 1、写っていなければ 0 を取るラベルを準備する。画像はDNNに入力され、DNNはその画像に猫が写っている確率を出力する。DNNを学習するには、DNNの出力と画像に付与されたラベルの乖離度を評価する。もし入力画像に猫が写っている場合、DNNの出力がなるべく 1 に近くなるように重みと閾値を調整する。

実際の DNN の学習では、猫が写っていない画像も含めて複数の画像を DNN に入力する。入力された全画像についての乖離度の総和を損失とし、DNN のある重みに着目して損失を求めると図 3 のようなグラフを描ける。DNN から適切な出力を得るには、丸で示した現在の重みの値が、星で示した損失を最小にするという意味で最適な値に近づくように重みを更新すれば良い。このように重み（および閾値）を調整することを最適化と呼び、DNN の学習は最適化アルゴリズムにより達成される。

## ３．人工ニューロン深層学習には何が必要か

最適化アルゴリズムにより DNN を学習しても、必ずしも DNN は知識を獲得できるとは言えない。2.3 節で説明した例において、ほんの数枚の画像を使って DNN を学習すると、DNN は学習に用いた画像に対しては正しい結果を出力するが、学習に用いなかった画像に対しては判定を誤るだろう。これでは知識を獲得したとは言えない。

一般に、深層学習の目的は DNN の重みと閾値の最適解を見つけることではなく、DNN へのあらゆる入力に対して何らかの意味で「正しい」出力を得ることである。この目的を達成するには、ありとあらゆるデータを DNN に入力し学習する必要がある。そのため、深層学習には、問題の複雑さや DNN の規模に応じた大量のデータが必要になる。また、大量のデータで学習するには、大量の演算をし、大量のデータと演算結果を保持するための大規模な計算資源が必要になる。特に画像生成のような複雑な問題ほど多くのデータと計算資源が要求される。

深層学習を含めた AI の研究で最も重要なことは、データの収集と計算資源の確保であり、大規模な AI ほどこの 2 つが少なくない社会問題を引き起こす。大量のデータを収集しようとすると、しばしば個人情報保護や著作権保護と矛盾する。また、大規模な計算資源を利用しようとすると、それを維持するために多くの電力を消費することになる。

## ４．まとめ

本稿では、深層学習の仕組みや技術的な性質について概説した。深層学習は研究や利用が進むほど、その技術的な性質から社会との矛盾を発生させる。人類社会と共生する AI を開発できるか、今後も議論を深めたい。

引用文献

[1] Ian Goodfellow 他「Deep learning」2016 年
[2] 文化庁「AI と著作権」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html （2024 年 9 月 29 日アクセス）
[3] JST 低炭素社会戦略センター「情報化社会の進展がエネルギー消費に与える影響 (Vol.2) -データセンター消費エネルギーの現状と将来予測および技術的課題-」2021 年 2 月

# 琉球列島で多発する樹木の新興病虫害

## −その自然的・社会的誘因−

亀山　統一　KAMEYAMA Norikazu（沖縄支部・琉球大学）

### １．マツ材線虫病（「松くい虫」被害）とは

マツ材線虫病（法定病害名は「松くい虫」被害）は、北米原産のマツノザイセンチュウを病原とする致死的な感染症である。病原は 20 世紀初頭に日本に持ち込まれ、日本在来のカミキリムシに媒介されてマツの幹枝に寄生加害する。

媒介者マツノマダラカミキリは、幼虫と蛹の時期を、枯れたばかりのマツの幹枝の樹皮下と材内で過ごす。羽化脱出した成虫は生きたマツの若枝の樹皮を摂食し、衰退・枯死直後のマツの幹枝に産卵する。マツノザイセンチュウは、枯死木から羽化脱出するカミキリ成虫に乗って移動し、若枝の摂食の傷口から感染する。侵入されたマツでは、センチュウを異物として感知して抵抗反応が起こり、周囲の細胞が死んでいく。センチュウが動くだけで、マツの樹皮・木部の組織が死に、木部の水分通導の機能が破壊されていくのである。水分通導阻害が蓄積したある時点で、地上部の水需要を満たせなくなり、全木が一気に枯死する。感染から数ヶ月で死に至る、激しい病害である。

材線虫病の病原と媒介者は 1960 年代に明らかにされ、急速に防除法が開発されていった。だから、適切な措置を講じれば、ある地域の病気の流行を収束させうる。防除法には次の 2 種類がある。(1)感染枯死木をカミキリの羽化前にことごとく伐倒焼却し、またマツ林の枝葉に殺虫剤を散布して飛来するカミキリを殺すことで、カミキリ密度を大きく下げること。(2)ぜひ守りたいマツの木には、事前に殺線虫剤を注射（樹幹注入）しておき、感染時にセンチュウを殺すこと。

しかし、伐倒駆除と樹幹注入は極めて高コストであるし、農薬散布は環境影響が大きい。そこで、ある地域に病害を侵入させない（カミキリが飛んでこない）ようにして、その対策をくぐり抜けた少数の感染木を確実に処理するのが最もよい。そのためには、守りたいマツの林や巨樹・並木のような文化財を特定して樹幹注入処理しておき、そのまわり数キロのマツを伐るなどして、極力マツがない緩衝地帯をつくり出す。緩衝地帯を越えて飛来したカミキリによる少数の被害木さえ除去すればよくなる。本土の文化財（天橋立や三保の松原など）はこうして守られているのである。

マツ材線虫病の研究は、センチュウのゲノム解読など、林木でありながら農作物の病害に匹敵するほど精緻な研究が進行してもいる。だが、適用可能な防除技術は極めて保守的である。

### ２．マツ材線虫病の侵入と流行の経緯

材線虫病が全く新しい場所に侵入するのは、センチュウとカミキリ幼虫が入ったマツ枯死木丸太などを人為的に移動した場合だけである。

戦前に日本本土に侵入した際には、例えば、佐世保軍港で初発し、軍港後背のマツ林でまん延して民間地に拡大し、戦争に伴う徴兵で労働力を失った農山村に大流行を引き起こすに至った。

沖縄では 1973 年に、公共事業受注業者が九州から被害材を（不法に）持ち込んで病害が初発した。民間地では初期防除が奏功したが、米軍基地内に拡大して防除が行われずまん延し、沖縄島に定着した。戦前の本土の轍を踏んだのである。

それからは、他島に拡大させない沖縄県の努力もあり、リュウキュウマツ資源は守られてきた。（残念ながら、鹿児島県下の奄美諸島では侵入・流行が繰り返された。）

### ３．久米島への材線虫病の侵入

だが、2021 年に久米島への材線虫病の侵入が明らかになった。久米島には樹木病害の専門家が在住せず、発見時には既に侵入後数年経過しており、初発の枯死木を全木駆除して撲滅させるとい

う初期対応がもうできない状況だった。発見の遅れは、初発場所が、警戒していた港湾、貯木場、建設現場でなく山中であったことも原因である。しかも、林業技術者の数が足りず、伐倒駆除など人的コストのかかる事業が十分に行えない。

そこで、保護すべき文化財、シンボルツリーへの樹幹注入処理を機敏に行い、それらの保全の見通しが立った。だが、それ以外のマツ林では敢えて激甚な流行を放置して、島内のマツ個体数・密度を急速に低下させて流行を早期収束させる戦術を採らざるを得なかった。また、被害跡地では、マツ稚樹が生育すると将来流行が再燃するので、広葉樹林に誘導する作業も今後必要だ。

久米島の教訓とは、流行病の侵入防止、初期防除、長期の防除戦略の遂行、流行後の森林管理の全局面で、専門家だけでは解決できず、住民の深い理解と協力が不可欠なことである。

**４．続発する新興病虫害**

**(1) デイゴ**　2000 年代初頭、沖縄県の県花デイゴ（インド原産のマメ科樹木、「島唄」の冒頭に歌われる）の葉と新梢を加害する害虫デイゴヒメコバチの被害が突如発生した。このハチの飛翔能力は小さいのに中国、台湾、琉球列島に同時に侵入しており、明らかに人為的な移動なのだが、侵入経路はつかめなかった。防除策は農薬か天敵生物の導入しかないから、生物多様性の高いこの地域での防除は困難である。しかも、枝先の被害だけでなく、突如大木の幹が腐って枯れる被害が続出し、後者はカビによる新興の流行病と分かった。2 つの病虫害が同時発生したのである。

**(2) アカギ**　2010 年代後半から、沖縄島以南に生える有用樹種であるアカギに突如ヨコバイ（昆虫）が大発生し、吸汁された葉が全て落ちて木が衰退する被害が起こっている。このヨコバイは中国原産と思われるが、現地では重大な被害を起こしていない。薬剤防除は可能だが、都市でも森林でも、農薬の使用には副次的な問題が伴う。

**(3) ソテツ**　2022 年に、奄美大島でソテツの外来カイガラムシ被害が確認された。直後に沖縄島北部でも同じ被害が確認された。ソテツにはすでに外来のシジミチョウによる深刻な食害が発生しているが、カイガラムシはさらに難防除性であり、防除のコストは大きい。ソテツは奄美で花卉として圃場で栽培されるほか、街路樹や庭園樹の植栽も多い。また、琉球列島では、最も土壌の薄い急傾斜の岩山の斜面を被覆する植物であり、世界遺産・国立公園において重要な景観をつくる樹種である。その生育場所へのアクセスは当然、極めて悪い。商業価値は大きくないがこの地域で極めて重要なソテツを誰がどう守るのだろうか。

**(4) 南根腐病**　熱帯・亜熱帯地域で極めて多様な樹木を侵して致死的な腐朽病（南根腐病）を起こすシマサルノコシカケは、琉球列島にもともといた種と思われるが、近年被害を広げている。防除が困難な上、マンゴーなど果樹にも被害が起こってしまった。ところが、日本には果樹の枝や根の病気の研究者が養成されていない。森林科学者の知見は農業の現場では活かせないのである。

**５．新興病虫害防除のために必要なこと**

新興病虫害の多くは外来の病原や媒介者による。在来の病害の場合も、何かの環境変化が流行の引き金となる。被害の初発は、1 ヶ所ないし少数の場所で、この異変を素早く察知して早期防除を行えば、仮に原因が不明でも撲滅も可能だ。しかし、そういう態勢をつくれないまま、たくさんの病虫害が次々発生している現状がある。

久米島の材線虫病、デイゴ、ソテツの被害は、侵入直後に発見して撲滅するのが難しかった事例である。南根腐病も在来の病害なので、撲滅は不可能である。すると、どうすれば流行初期のうちに防除策を実施できたかを顧みるべきである。

流行初期には、高度な防除手法が未開発であったり、現地の実施態勢が未確立だったりする。だから、病虫害の専門家、業者、行政の担当部署だけで技術的対応しても成功しない。実際に、行政が強い権限と人的資源を持つ中国も、材線虫病の流行拡大阻止に失敗している。ここでは、高度な技術を駆使した対応以上に、「島の森や緑をどうしていくか」という、持続可能な地域環境を構築する住民の自治的活動づくりが必須である。

# 理化学研究所の研究者雇止めについて（概要）

金井保之、Kanai　Yasuyuki、（理化学研究所労働組合）

## １．はじめに

理化学研究所（理研）では研究・技術職員の 8 割（2023 年 4 月現在）が任期のある非正規雇用である。理研はこのような雇用形態で研究開発を進めてきたが、2023 年 3 月末に研究・技術職員の大量雇止めを行った。理化学研究所労働組合（理研労）は雇止め当事者とともに、外部の労働組合、報道機関、議員に働きかけこの雇止め阻止のために活動してきたが、雇止めの完全阻止はできなかった。ここでは過去の雇止め阻止の運動の経緯を含め、現状の概要を報告する。

## ２．理化学研究所の雇用の実態

理研では、常勤（フルタイムで勤務する職員、週 37.5 時間の勤務）と非常勤（短時間労働職員、週 37.5 時間未満の勤務）を合わせて約 4400 人が働き、このうち 7 割が非正規職員（任期制職員）である。（2023 年 4 月現在）。

1980 年代の理研は正規職員 600 人を中心とする研究所であったが、1990 代に多くの国のプロジェクト研究を受け入れることで職員数が 8 倍近くまで膨らんだ。増加したプロジェクト研究を実施する研究・技術職員と事務職員は非正規職員としての雇用となり、研究センター職員のほぼ全員が非正規職員という形も多くあり、非正規職員であるが単年度契約（理研の契約は複数年度契約ではなく単年度契約となっている）を繰り返して 10 年、20 年と継続雇用されて研究所を支えている職員も多く存在することとなった。

国は 2012 年に雇用の安定を図るために労働契約法を改正し、第 18 条では有期雇用契約が繰り返し更新され通算 5 年を超えたときには労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる（無期転換ルール）とされた。しかし 2016 年度に理研経営陣は、事務職員では「5 年を超えて契約を行わない（5 年の雇用上限）」、研究・技術職員では「10 年を超えて契約を行わない（10 年の雇用上限）」を就業規則に導入し、無期転換ルールにより無期転換権を獲得する前に非正規職員を雇止めするという方針をとった。なお、研究・技術職員については 2013 年に、当時の研究開発力強化法により労働契約法第 18 条の「5 年」を「10 年」と読み替えるという措置が取られ、通算契約期間が 10 年を超えたときに無期転換できることとなった。

## ３．2018 年 3 月の事務職員の雇止め

理研経営陣は、労働契約法第 18 条の施行日から 5 年となる 2018 年 3 月末に、この日に通算契約期間が 5 年を迎える非正規職員（事務職員）を「5 年の雇用上限」を理由に雇止めするとした。対象者は 300 人を超え、事務の現場や研究の現場で事務業務を行ってきた非正規職員が、予算や業務がなくなるわけではなく、単に「5 年の雇用上限」を理由に雇止めされようとした。

理研労は上部団体の科学技術産業労働組合協議会（科労協）とともに、不当な雇止めの撤回を求めて理研との団体交渉を行い、雇止め当事者の理研労組合員とともに広く社会、マスコミ、国会議員に対して、理研の雇止めの違法性を訴えた。その結果、2018 年 2 月中旬に理研経営陣は方針転換を行い、雇止めは実質上撤回された。しかし、就業規則の「5/10 年の雇用上限」が撤廃されたわけではなく、2016 年 3 月以前から雇用されている事務職員に対しては「5 年の雇用上限」を適用しないという形での雇止め撤回であった。

## ４．2023 年 3 月の技術者・研究者の雇止め

理研労は 2018 年度以降も、就業規則の「5/10 年の雇用上限」の撤廃とそれを理由とする雇止め

の撤回を求めて交渉を継続した。しかし、理研経営陣は雇止め方針を変えず、2023 年 3 月には「10 年の雇用上限」を理由に、大量の研究・技術職員を雇止めするとした。2022 年 4 月 1 日現在の在籍者で、2023 年 3 月まで雇用された場合に「10 年の雇用上限」を理由として雇止めとなる研究・技術職員は 203 人に上った。また、この 203 人の中に研究チームを主宰するチームリーダー（研究管理職で多くは部長職相当）が約 40 人含まれており、チームリーダーの雇止めでチーム解散となり、自分自身が「5/10 年の雇用上限」に該当していない 177 人の職員も雇止めとなることとなった。つまり、研究現場から 380 人の職員が 2023 年 3 月に雇止めとなる状況であった。

理研労は地域の労働組合（北足立南部地区労働組合協議会とその傘下の労働組合）、市民、理研ＯＢとともに、理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク（理研ネット）を結成し、理研の雇止め撤回を求める署名活動、理研理事長・文部科学大臣・厚生労働大臣への要請を繰り返したが、理研経営陣は無期転換ルールを免れるための雇止め断行の姿勢を変えなかった。

「10 年の雇用上限」で雇止めとなる研究・技術職員が雇用開始された 2013 年 4 月（あるいはそれ以前）当時、理研全体の雰囲気は、単年度契約であるが業績を上げていれば長く研究を続けられるという雰囲気であり、実際に 10 年、20 年と任期制職員として長く研究を続けている職員が多くいた。また、2023 年度末に雇止めとなる対象者への説明は、「2013 年 4 月から 10 年となるので 2023 年 3 月で雇止め」だけで、業績が不足である、研究が終了する、予算が終了するという理由ではなく、雇止め対象の研究・技術職員は全く雇止めを納得できなかった。

このような状況の中 2022 年 4 月に、前東京大学総長の五神　真氏が理研理事長に就任した。理研労は「5/10 年の雇用上限」の撤廃、雇止めの撤回を要求し団体交渉を行ったが、五神理事長は要求への回答を遅らせるなど不誠実な対応を繰り返した。そこで、理研労は科労協とともに東京都労働委員会に不当労働行為（不誠実団体交渉）救済命令の申し立てを行った。さらに、雇止め当事者（研究チームリーダー1 人、研究職員 2 人、技術職員 2 人）が雇止めの違法性をさいたま地方裁判所に訴えた。

2022 年 9 月 30 日に、理研経営陣は理研ホームページとマスコミに対して「理研の新しい人事施策について」を公表した。そこには「通算契約期間の上限（5/10 年の雇用上限）撤廃」が明記されていたが、「通算契約期間の上限」の実際の撤廃は 2023 年 4 月からであり、2023 年 3 月の雇止めは強行された。

雇止め回避のための交渉、当事者の提訴、署名活動、都労委への提訴などの結果、380 人の雇止め対象者のうち 196 人（10 年の雇用上限による雇止め対象 203 人のうち 106 人、研究チーム廃止による雇止め対象 177 人のうち 90 人）が、2023 年 3 月での雇止め後、4 月以降も理研で何らかの雇用を継続できることとなった。もちろんこの職員全員が研究・技術開発を続けられているわけではなく、研究・技術職員の雇止めの全面的な撤回ではなかった。

## ５．おわりに

理研は 2023 年 4 月から「通算契約期間の上限」は撤廃した。しかし、あたかも研究プロジェクトと関係ありそうな「アサインド・プロジェクト」という文言を就業規則の中に導入し、「契約期間の上限」を理由として「無期転換ルール」の適用となる前に契約終了とする、実質的な「5/10 年の雇用上限」の継続となっている。

現在、2023 年 3 月に雇止めで失職した技術職員 2 人と 2023 年 4 月に研究チームリーダーから研究員に降格して雇用となった研究職員 1 人がさいたま地裁で係争中である。理研労と理研ネットはこの 3 人の裁判を全面的に支援している。

研究・教育機関での違法な雇止めを止めさせるには、理研のやり方が間違っていることを裁判、労働委員会の場で明確に示すことが必要である。

# 理研における 10 年上限研究者雇い止めと研究力低下について

神　隆、Jin Takashi（理化学研究所上級研究員）

## １．はじめに

理化学研究所（理研）は、日本で唯一の自然科学の総合研究所（国立研究開発法人）で、常勤職員の研究系職員は約 2700 人、その約 7 割が任期制職員という職場です。理研は、2016 年、任期制研究系職員に対し 10 年雇用上限の就業規則を一方的に導入しました。それも 10 年雇用上限の起算日を３年遡って 2013 年 4 月としました。その結果、2023 年 3 月末に大量の研究系職員が雇い止めとなりました。ここでは、理研の 10 年上限研究者雇い止めが日本の研究力に及ぼす影響について報告します。

## ２．日本の科学研究力の国際的地位の低下

昨年 10 月、Nature 誌に“Japanese research is no longer world class-here’s why”というショッキングな記事[1)]が掲載されました。Nature 誌は、日本の文部科学省が同年８月 9 日に発表した報告書[2)]をもとに、世界トップレベルの研究に対する日本の貢献度が減少し続けていることを指摘しました。

科学学術論文の１年当たりの出版総論文数では、今と 10 年前ではそれほど大きく変わりませんが（年 65,000 報程度)、世界シェアは６％から４％以下に低下し（世界第 3 位から 5 位に転落、中国、米国、インド、西ドイツに次いで世界 5 位)、また、引用率トップ 10%の論文でも、20 年前の 4 位から今は韓国、スペイン、イランに追い越されて 13 位まで落ちたということです。引用率トップ 10%論文の数が研究力の客観的な指標になるかどうかは別として、引用率の高い論文の数が減ってきているのは事実です。このような数値データに基づいて Nature 誌は、“日本の研究レベルは世界のトップレベルにはもはやない”と結論付けました。

さて、日本の科学研究力がここまで低下した原因はどこにあるのでしょうか。Nature 誌で言及されている文部科学省の科学技術政策研究所（NISTEP）による 2024 年版「日本の科学技術指標」[2)]ですが、これを書いた執筆者の一人（伊神正藏氏）は、科学研究力の低下の原因に関連し、Nature 誌でこう述べています。「日本の研究環境は過去から進歩していませんし、大学が研究者を臨時雇用することが増えているため、学術界でのキャリアの見通しは悪くなる一方です。」「日本の現在の研究環境は、理想的なものとは程遠く、持続不可能である。研究環境は改善されなければなりません。」文科省内部の人にしては驚くべき発言です。科学技術行政や学術に責任をもつ文部科学省が、日本の研究力の低下の原因が研究者の不安定雇用、研究環境の劣悪化であることをはっきり認めているわけです。

にもかかわらず文科省は、2023 年 3 月末に日本全国の大学・研究機関で 1500 名にも及ぶ研究者、研究系職員の雇い止めを黙認しました。この雇い止めは 2013 年の改正労働契約法の施行から 10 年目の 2023 年 3 月末に、任期制研究者に無期転換権を行使させないために行われたものです。このような雇い止めは労働契約法 18 条の趣旨に反するもので、違法な雇い止めを黙認した文科省の責任は重大です。

## ３．理研における 10 年上限研究者雇い止め

理化学研究所は、2016 年に任期制職員に対する 10 年雇用上限の就業規則を一方的に導入しました。それも 10 年雇用上限の起算日を、3 年も遡って 2013 年４月としました。この 10 年雇用上限は、それまで（2016 年以前）雇用上限のなかった任期制職員への一方的不利益変更であり、これによって 2023 年 3 月末で雇用上限を迎える研究系職員が 380 名に達しました。

2022 年 4 月には、前東大総長である五神真氏

が新理研理事長に就任し、“理化学研究所における研究者等の雇用に関する方向性について”[3] を発表、“安定性と流動性のそれらを両輪として成長する”として、雇用上限 10 年による任期制研究職員の雇い止めを肯定しました。これに対して、理研の労働組合（理研労）は、国会内外で理研研究者の 10 年上限雇い止めの反対運動を展開しました。私自身も雇い止めの対象者となり、理研に対して 2022 年 7 月 27 日、雇い止めを阻止するため地位確認の裁判を起こしました。

このような反対運動の中で、理研側は 2022 年 9 月 30 日、理研での通算契約期間の上限を撤廃するとした“新しい人事施策の導入について”[4] を発表しました。この人事施策の中では、通算契約期間の上限を撤廃するとしましたが、実施は 2023 年 4 月からとし、2023 年 3 月末での雇い止めを強行する姿勢を撤回しませんでした。

そのため労組は、2023 年 3 月末での雇い止めを阻止するため、雇い止め撤回の当局交渉、都労委への提訴、署名活動を行い、また当事者（私を含め 5 名）はさいたま地裁に地位確認の裁判をおこしました。その結果、雇い止め対象者 380 名のうち 196 名の雇用継続を勝ち取ることができました。しかし、残念ながら 184 名の雇い止めは阻止することが出来ませんでした。私は理事長特例により 2 年間の雇用が継続されましたが、チームリーダーから上級研究員に降格されました。また、度重なる団体交渉にも関わらずマーモセットなどの霊長類の飼育管理をおこなう技官２名が雇い止めにされました。現在、私は失職した２名の技官とともに地位回復の訴訟を継続中です。

## 4. 雇い止めによる理研の国際ランキング低下

理研は、“頭脳循環”や“研究者の流動化による活性化” などといった名目で研究者の雇い止めを正当化しています。しかし、任期制研究者の雇い止めが研究の継続性、発展を阻害し、日本の研究力の低下につながっていることは明らかです（図 1）。2021 年頃には約 600 名の研究系職員の雇い止めが想定されていましたが、2022 年 4 月時点での雇い止め対象者は 380 名に減少し、かなりの数の研究者が理研を去ったことになります。研究者雇い止めの影響による理研の国際的地位低下は著しいものとなっています。

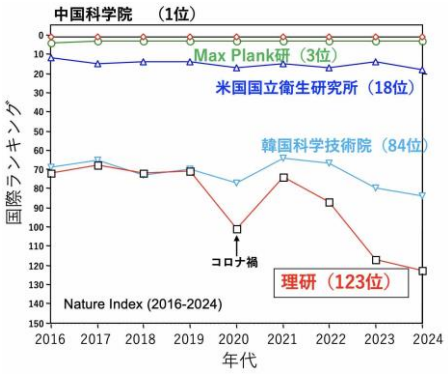



図 1.　各国の国立研究機関の国際ランキングの推移

## 5. おわりに

不安定な研究・雇用環境では、研究職そのものが魅力ある職種とみなされず、近年、若手研究者の減少が深刻化しています。任期制研究者の雇い止めは、理研のみならず日本全体の科学研究の将来を左右する重大問題で、研究者が真に研究に没頭できる雇用、研究環境がなければ、今後とも日本の科学研究力の後退は止められないでしょう。日本の基礎科学を発展させるには、研究者の雇用を安定させ、長期的な視野で研究できる研究環境を整備することが絶対必要です。過度な成果主義に基づく「選択と集中」、研究者の任期付き不安定雇用が日本の科学研究にどれだけの弊害をもたらしてきたか、政府・文科省は深く反省すべきです。

## 引用文献

1）“Japanese research is no longer world class-here’s why”, Nature, 623, p14, 2023. (https://doi.org/10.1038/d41586-023-03290-1)
2) 科学技術指標 2024, 文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）(https://www.nistep.go.jp/research/science-and-technology-indicators-and-scientometrics/indicators)
3) “理化学研究所における研究者等の雇用に関する方向性について”2022 年 4 月 15 日 https://www.riken.jp/pr/news/2022/20220415_2/index.html
4）“新しい人事施策の導入について”2022 年 9 月 30 日 https://www.riken.jp/pr/news/2022/20220930_1/index.html）

# ケーススタディで理解する研究者の労働問題と組織的研究不正

原田 英美子、Harada Emiko（科学者の権利問題委員会・滋賀県立大学）

## １．はじめに

筆者はこれまでに、研究不正から身を守るための知識と技術を得ることを重視した、道徳教育に留まらない研究倫理教育プログラムの構築を提案し実践してきた。日本は国際的にも研究不正大国として認知されており、2018 年にはサイエンス誌でも報道されている [1)]。研究不正問題は長く若手への倫理教育が不十分であるためだと認識されてきた。しかし、2021 年になって文部科学省は、責任著者など指導的立場にある研究者自身が不正行為を行っている場合などの組織的な不正についても言及した [2)]。一方で、研究不正問題が生じる社会的背景についての分析はこれまで十分ではなく、研究者の労働問題やアカデミックハラスメント（アカハラ）と密接な関連があることについてはこれまでほとんど言及されていない。本発表では、研究者の労働問題と研究不正の関連をケーススタディ（事例研究）から理解する。

## ２．組織的研究不正のテクニックとして有効なアカデミックハラスメントー事例をもとに考えるー

倫理的に問題がある人物が要職についており、人事権と予算を抑えている場合に何が起こるかは、東北大学金属材料研究所の事例で伺い知ることができる [3)]。若手研究者を研究不正に加担させ、ハラスメントを行い排除し、不正の全責任を押し付けるという手法が取られた。この事例では、研究不正で巨額の公的研究費を詐取しても中心となった人物は罰せられず、一方で、そのことを書籍やネットで指摘した第三者が名誉棄損で有罪となった。この事例は、日本の現状では、組織的研究不正を確実に遂行するための手段としてアカハラが有効であることを示している。

筆者は、サントリー生物有機科学研究所（現・サントリー生命科学財団）に博士研究員として在職していた時期（2006 年 12 月～2008 年 3 月）に、自分が与えられた研究テーマの基盤となる論文に不自然な加工があることに気付き、ジャーナルの出版社他に告発を行った経験がある [4)]。この際に用いられたデータの改ざんの手法については、2022 年度の本学会で詳しく報告している [5)]。不正の中心人物が学会の有力者とつながりがある人物であり、当該分野をリードするような教授（後に紫綬褒章を受章した）も共著者の中に含まれていたため、組織ぐるみ、学会ぐるみの隠蔽工作が行われた。

告発文を出版社に送った時に、筆者はすでに同じ分野の別の研究機関にポスドクとして移動していたが、研究室の教授に呼び出され「ポスドクふぜいが、教授が不正をしていても口出しするな。内部告発するなら辞めてもらう」と恫喝された。この研究室に在職中には、虚偽の労働契約を示されて学会参加の妨害を受けたり、サポートスタッフにハラスメントを行っているという、事実と異なる話を拡散されたりしたこともある。

## ３．研究不正とポスドク問題

上述したように、トップダウン型の組織的な研究不正では、研究不正か失職するかの二者択一を高圧的に迫る事例がある。このような人物が分野の主導権を握っている場合、任期付きの研究員（いわゆるポスドクなど）が組織的研究不正に異議を唱えることができない、あるいは積極的に隠蔽に加担するという流れが作られる。

ポストドクター等一万人支援計画は、文部科学省が 1996 年度から 2000 年度の 5 年計画として策定した施策である [6)]。本来は、日本では基礎研究に従事する人材が乏しいという問題に対応するため、競争的環境下に置かれる博士号取得者を増やすという施策だったが、2000 年代中頃から、任期付き研究員の不安定な生活が社会問題化し、いわゆるポスドク問題として周知されるようになっ

た。このころの日本では、自己責任論がはびこり、定職に就いている者が任期付き研究員を見下す風潮が蔓延していた。ポスドクはいくらでも代わりがきく存在であり、どのような理不尽な指示を出して使い捨てにしても構わないという見地に立つ、トップダウン型の組織的研究不正を遂行するには絶好の追い風であったといえる。

倫理的に問題のある組織の方針に賛同できない者は、アカデミアを離れるか研究分野を変えて接触を断ち、不正隠蔽に積極的に協力する者だけが残る。この事は、巧妙なデータの改ざんや効果的なアカハラの手法などの不正テクニックが次世代に確実に継承されることを示している。研究不正を行う人物や組織は自然淘汰されることはなく、むしろ、研究倫理的に問題がある人物が自然選択されて濃縮され、世代を経るごとに不正組織が拡大していくことが推定される。

## ４．研究不正問題解決の鍵は労働問題としての理解かもしれない

研究不正自体は、多くは法律違反とはされず、明確な対応策がないというのが現実である。多くの大学や研究機関には、ハラスメント相談室が設けられている。しかし、組織の上層部の人物がハラスメントに関与していると事実上機能せず、嫌がらせの証拠を揃えて訴えても対応されない場合もある。一方、不正問題を労働問題に落とし込めば、学外の弁護士に依頼して法的措置に訴えるなど、公的な手続きを取ることができる可能性がある。研究不正に詳しい法学者は現段階では限られているが、労働問題と関連付けて理解することで現状の解決が図れる可能性がある。

## ５．研究倫理上の問題をかかえる組織でのサバイバル技術

若手研究者・学生にとっては、研究不正が起こる社会的・構造的な問題を含めて研究倫理を学ぶことは自分の身を守ることにもつながると考えられる。

本発表では研究不正問題の労働問題としての側面を取り扱った。学生がどのように研究不正問題と向き合うかについては、学生は労働者ではないため、学ぶ権利の確保など別の見地から議論すべきであろう。任期付き研究員が不正実験を強いられるなど、安心して科学に打ち込めないような研究室は、学生にとっても学ぶ環境として望ましくないのはいうまでもない。

また、前述したように、不正グループは中心となる人物・組織をコアにして増殖する。組織的な不正の兆候をいち早く見破り脱出することは、重要なサバイバル技術であり、学生に比較的近い立場にある若手研究者が労働者としてどのように扱われているかは、その研究室や分野を評価して進路を決める上で重要な尺度である。研究者の人権を尊重する組織でこそ誠実な科学が成し遂げられることを改めて主張したい。

## 引用文献

1）Kupferschmidt K. (2018) Researcher at the center of an epic fraud remains an enigma to those who exposed him. 10.1126/science.aav1079

2）文部科学省．研究活動における不正行為の防止の徹底について（通知）PDFhttps://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt_kiban02-100000300_2.pdf（2024 年 8 月 31 日確認）

3）原田英美子（2016）トップダウン型研究不正の手法解明．金属 86(12): 1159-1170.

4）原田英美子（2022）組織的な研究不正を防ぐための学術体制の構築に向けて－事例研究を利用した効果的な研究倫理教育－．日本科学者会議第 24 回総合学術研究集会予稿集，p251-252.

5）原田英美子（2022）研究倫理教育における ケーススタディの重要性．第 39 回日本植物バイオテクノロジー学会（堺）大会．（https://researchmap.jp/7000024000/presentations/39926022）

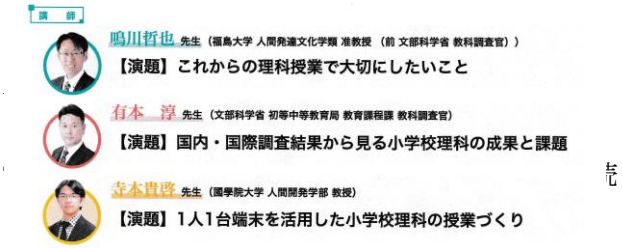
6）内閣府．第２期科学技術基本計画. https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/honbun.html（2024 年 8 月 31 日確認）

# 教職大学院・教員養成学部の実務家教員はなぜ学歴を隠すのか

重松公司、Shigematsu Koji（科学者の権利委員会・岩手大学・岩手支部）

## １．はじめに

発表者らは、教員養成学部・教職大学院の教員たちの研究不正を告発してきた (1, 2)。2022 年 10 月 27 日、重松は電気学会倫理委員会から講演を依頼された (3)。この依頼を受けた直後の 11 月 5 日、たまたま、岩手大学教育学部で理科教育シンポジウムが開催された。そこで、どういう人物が教員養成学部の教員になるのか電気学会会員に知らせようと思い立った。講師は次の三人.




文科省の行政職である有本氏の経歴は非公開。大学教員二人の公開された経歴は，次のとおり.

➨ 鳴川哲也・福島大学人間発達学類准教授

1969 福島県生まれ，福島県公立小学校教員・同指導主事を経て，2016～21 文部科学省教科調査官，2021 現職.

➨ 寺本貴啓・国学院大学人間開発学部教授

1976 兵庫県生まれ，2000~05 静岡県公立中・小学校教員，2005～10 広島大学大学院教育学研究科学習科学専攻・同学習開発専攻，2010 国学院大学教員採用，2021 現職.

二人とも学部の学歴の記載がない。教員養成学部・教職大学院の教員は，研究不正に手を染めるばかりか，学歴の不記載まで行うのかとびっくりした.

## ２．北海道・東北の教職大学院教員の学歴を調査

わずか 2 例で、学歴不記載と決めつけるにはデータ不足と考え、北海道・東北地方の 7 つの教職大学院の教員 163 人の学歴を調査した。

学歴と取得学位との両方が記載されるのがフツーと考えていたけれど、甘かった。北教大・弘前大・宮教大は、取得学位のみ表示。弘前大は、学位の種類と専門分野のみの表示。北教大・宮教大は取得大学・取得年も表示。残り 4 大学は、学歴・取得学位の両方を表示。

ところが，大学ごとに異なる表示ルールを守らない教員が多いことにも驚いた.

表 1. 北海道・東北の教職大学院教員の学歴・学位の表示

| | 表示なし | 学部のみ | 学部・修士 | 修士のみ | 学部・修士・博士 | 修士・博士 | 博士のみ | 総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北教大 | 3 | 7 | 6 | 2 | 6 | 2 | | 26 |
| 弘前大 | 3 | 2 | | 7 | | 1 | | 13 |
| 岩手大 | 8 | | 4 | 3 | 15 | 6 | 2 | 38 |
| 秋田大 | | 6 | 4 | | 4 | | | 14 |
| 山形大 | 6 | 1 | | 4 | 4 | 1 | 2 | 18 |
| 宮教大 | 18 | | | 4 | 1 | 3 | 9 | 35 |
| 福島大 | 6 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 4 | 19 |
| 小計 | 44 | 17 | 16 | 22 | 31 | 16 | 17 | 163 |

**表 1** で、「表示なし」とあるのは、各大学で公開している研究者総覧に名前と所属くらいしか書いていない場合と、研究者総覧に個人ページそのものがない場合とである。その多くは、特命教員・特任教員という道・県教委から天下りしてきた実務家教員である。44 人と人数は多いけれど、教職大学院の教員の 4 割を実務家教員が占めるので、当然の数字。「学部のみ」の 17 人も、特命教員・特任教員がほとんどを占める。「表示なし」と合わせた 61 人は、調査した 7 教職大学院教員総数 163 人の 37%である。さらに、これら 61 人の学歴は、ほとんど学部卒だろう。

大学院修士課程までの学歴の教員は、「学部・修士」と「修士のみ」とを合わせた 38 人(教員総数の 23%)。ここで注目すべきは、学部の学歴を記載しない教員が、22 人もいることだ。

「学部・修士・博士」の大学教員として標準的な学歴を有する教員は、「修士・博士」と「博士のみ」とを合わせ、64 人(教員総数の 39%)。ただし、教育学部との兼担教員が多い岩手大学を除くと、標準的教員の割合は、大学により大きく異なる。ここで注目すべきは、学部の学歴を記載しない教員が、33 人もいることだ(さらに、修士の学歴も記載しないのは 17 人)。

## ３．驚くべき学歴不記載

学部の学歴を記載しない教員は，55 人(教員総数の 33%)。高等教育の最初の段階、学部教育は、職業人としての人生を決定づける重要な教育である。大学教員が研究者としての力量をどう培ってきたかを知る初期段階の重要な情報だ。なぜこの情報を不記載とするのか、理解できない。

大学教員が自らの専門性を学歴・職歴・研究業績を示して，専門家としての待遇を受ける証明するのは，義務のはずだ。担当講義の内容を全て教員が決める。中等教育までの教員にはない権限が大学教員にはある。また、大学教員にとって研究は必須で、その力量を社会に示し、研究経費をいただくには，力量の証明は不可欠だ。

しかし，学歴・職歴・研究業績は個人情報だと強弁し，公開しない教員が多い(顔写真の公開を多くの教員は行わない。中には，後ろ姿を公開するふざけた教員もいる)。

## ４．終わりに

教職大学院の教員の 3 人に一人が、学部卒業の学歴を隠す。ついでに，全件表示が当然だった研究業績表示は、教員が選ぶ代表的業績に限る表示が多い。

こういう不十分な情報公開の背景に、教職大学教員の低学歴と、少ないか皆無の研究業績とがある。これらの不都合を隠蔽するため、学歴・学位の不記載と、多重投稿・盗用を中心とする特異な研究不正が横行している。

教職大学院は、所属教員の学歴(学位)・職歴・研究業績を全て公開すべきだ。

若手研究者が任期のない研究ポストを獲得するのが困難になり、大学院博士課程進学者が激減している。実務家教員なら学部卒業で 10 報程度の「論文」で准教授採用、フツーの大学教員なら、博士の学位を取得し、査読のある数 10 報の論文があっても任期付教員。こんな不平等を学歴(学位)・職歴・研究業績の公開でなくしたい。

## 引用文献

(1) 重松公司：教員養成学部における研究不正とその背景―教員免許制度・学習指導要領への寄生が生む不正、「日本の科学者」56（2021）246 - 251。

(2) 三井隆弘：教育学系学術論文にみられる多重投稿・自己盗用、第 28 回 JSA 東北地区シンポジウム第 2 講演、2021 年 11 月 29 日、YouTube 公開録画：https://www.youtube.com/watch?v=Ghr1Pb9XoI4

(3) 重松公司：文部科学省の初等・中等教育支配に翻弄される教員養成学部での研究不正、電気学会倫理委員会特別企画「研究公正について考える」講演、2023 年 1 月 20 日。要旨：https://www.bookpark.ne.jp/cm/ieej/detail/IEEJ-20230120A00101-005-PDF/

# 教育行政がもたらした教育学系研究不正

三井　隆弘、Mitsui Takahiro（岩手大学）

## １．はじめに

発表者は、2021 年 11 月に、「井上・東北大学元総長の研究不正と資金」・科学者の権利問題委員会合同シンポジウムにおいて、『教育学系学術論文にみられる多重投稿・自己盗用』という演題で発表し、YouTube で配信された動画再生回数は、17,000 回をこえている(2024 年 8 月 20 日現在)。

研究不正がおこる背景は、重松（日本の科学者 2021 年 5 月号）にくわしい。要約すると、１．2000 年に教科専門科目を半減させ、教職科目を倍増させた。２．学習指導要領普及のための授業実践を「原著論文」と称している。３．2006 年に教職大学院を設置し、担当教員には学校教員経験者を義務付けた。４．教職大学院では修士論文を課せられておらず、授業の報告の寄せ集めを代替としている。

今回の発表では、あらためて自己盗用の事例をあげて、これらの不正の背景にあると思われる教育行政について論じたい。

## ２．自己盗用の事例

図 1 と図 2 は、教職大学院教員の「原著論文」である。図 1 は、東日本大震災時の記録を異なる校長会の冊子に発表したもので、縦書きを横書きにかえただけである。図 2 は、異なる業界団体の全国誌に発表した通学時の安全についての解説である。

一般的な学術論文の体裁である　背景と仮説、方法、結果、考察との手順に従っていないことは置いておいて、明らかな自己盗用である。

## ３．教員養成にかかわる教育行政

くりかえし述べているように、研究不正の遠因は、90 年代後半からの教育行政、つまり教職科目を倍増、教科専門科目を半減させ、それに合わせた人事を行ったことである。

ここでは、当時の状況を教育行政に携わった元国会議員現知事の議事録とブログから引用する。どちらが、一般常識と教養がある、それとも、閉鎖的な業界と組織に適応するだけの教員を養成するか、説明するまでもない。

＜達増拓也氏（第 154 回国会　衆議院文部科学委員会　2002 年 7 月 3 日）＞

そもそも教育というものは、これはさかのぼりますと、西洋であればソクラテス、プラトン、アリストテレス、東洋であれば孔子、孟子、そうした二千五百年くらい前までさかのぼることができる。洋の東西を問わず、哲学の中核部分が教育にあったわけですね。ソクラテス、プラトン、アリストテレス、孔子、孟子がやってきたことは哲学であると同時に教育であります。哲学というものが人と人との関係や人と世界との関係に関する英知であるとすれば、そうした英知を伝える、あるいは発見するための技法が教育。

この去年十一月に出た今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方（以下,「在り方」と略す）についてという報告書を少し厳しく見ますと、結局、これは国から教員養成というのを見たときに、明治、富国強兵の要請にこたえる教育公務員を国が養成するという、そういう古い考え方が基本になっているんではないか。少なくとも、いかにして教育公務員を国が養成するかという古い考えにとらわれていて、二十一世紀のコミュニケーション社会に対応できるような広い教育観で新しい教育学部の改革を進めていく、そういう観点が欠けている

「在り方」（2001 年）には，以下のような見解もみられる。

教員養成学部の修士課程では、学部にもまして

教員養成学部として独自性のある教育研究に取り組むことが求められる。しかし、その実態をみると、例えば内容が明らかに理学や文学の修士論文と変わらないような論文等をもとに「修士（教育学)」を授与しているという例が見られる。

2000 年に教科専門を 40 単位から 20 単位に半減させたこともふくめ、教育学部生あるいは大学院生が、教科にかかわる理学と文学（おそらく他の学問分野も）を深めることを拒絶しているようである。

一方で、文部科学大臣でもあった馳浩氏が、2017 年 3 月 4 日付のブログで、教員養成学部、教職大学院、教育委員会の関係の現状を簡潔にまとめている。

50 歳代が多く、今後 10 年間で県内の教員人口は 40%近くが入れ替わる。従って、若手育成や中核的教員確保は急務。その役割を担うのがこの教職大学院。（そのためには、研修で現場を離れる穴を埋める代用教員の計画的加配も必要。）

目指すのは高度専門人材であり、現場で間に合う魅力ある人間性。かつての師範学校のように、この教職大学院に教員養成段階は特化されるようになる。そのことを踏まえ、実務家教員の配置も含めて、教育の質向上のために頑張ってもらいたい。目指すは、養成、採用、研修、人事の一体化。従って、国立大学の教職大学院は、地元の都道府県（政令市）教育委員会と日常的に連携し、人事交流も密にしておくべきだろう。（中略）その上で。教職大学院を作る以上は、博士課程（ED.d）の創設と充実は必要ではないか？！

午後３時２１分。学校坂の下まで津波が来た。不気味な黒い波は大渡商店街の店舗や住宅を突き破り、車や小屋、家を流しながら渦巻いた。自分の家を目の前で流されたり、浸水したりする様子に涙する保護者や地域住民。寒かった。この日は朝から寒かったが、恐怖、不安がさらに身の寒さを増した。

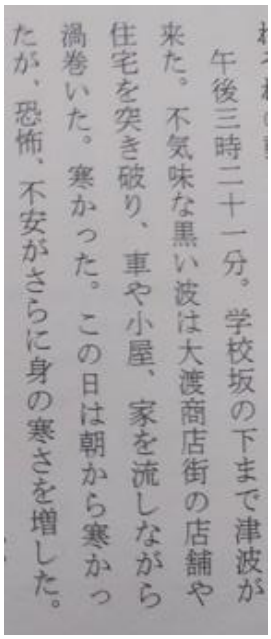

午後三時二十一分。学校坂の下まで津波が来た。不気味な黒い波は大渡商店街の店舗や住宅を突き破り、車や小屋、家を流しながら渦巻いた。寒かった。この日は朝から寒かったが、恐怖、不安がさらに身の寒さを増した。

図１．異なる校長会での出版物で、横書きと縦書きで発表し、採用時の「原著論文」とした例。

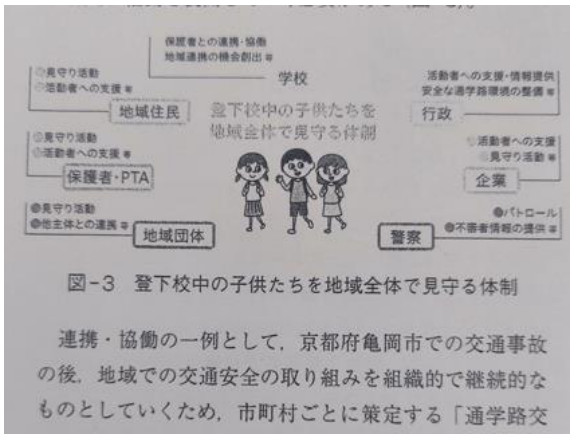
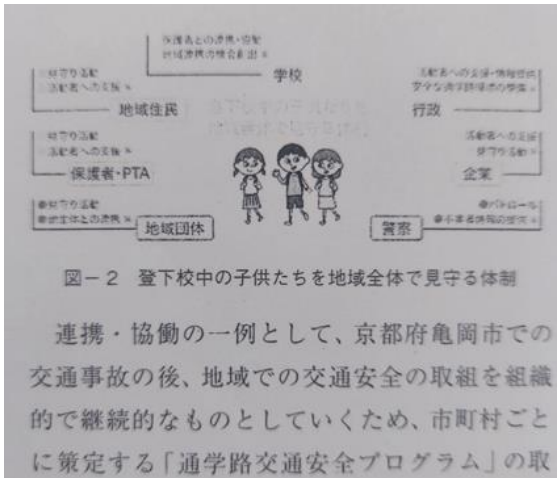


図-3　登下校中の子供たちを地域全体で見守る体制

連携・協働の一例として，京都府亀岡市での交通事故の後，地域での交通安全の取り組みを組織的で継続的なものとしていくため，市町村ごとに策定する「通学路交



図－２　登下校中の子供たちを地域全体で見守る体制

連携・協働の一例として、京都府亀岡市での交通事故の後、地域での交通安全の取組を組織的で継続的なものとしていくため、市町村ごとに策定する「通学路交通安全プログラム」の取

図 2 異なる業界団体誌にほぼ同様の解説文を発表している。

# 研究不正に関する私立大のずさんな調査に対する民事訴訟提起の試み

## 中京大学・武蔵大学との訴訟から

三宅勝久、Miyake Katsuhisa（ジャーナリスト）

### １．はじめに

ジャーナリストである発表者は、大内裕和武蔵大学教授（前中京大学教授、以下「大内教授」という）によって著作を盗用されたため、中京大学と武蔵大学に対して、それぞれ研究不正にかかる告発を行った。しかし中京大学は予備調査の結果、「本調査不要」と結論、武蔵大学は本調査を実施したものの「特定不正行為にはあたらない」と結論づけた。

そこで発表者は、両大学に対して民事訴訟を提起し、調査状況の解明と不十分な調査にかかる責任追及を試みた（現在係争中）。本稿は当該訴訟に関する報告である。

### ２．告発内容と調査結果

主な告発内容は次のとおりである。

①　盗用　大内記述１（『奨学金が日本を滅ぼす』の一部）が三宅記述１（『日本の奨学金はこれでいいのか』２章の一部と類似（図１−１）。

②　盗用　大内著作２（『日本の奨学金はこれでいいのか』１章、ほか多数）の一部が三宅著作２（雑誌『選択』記事）の一部と類似（図１−２）

③　捏造　大内著作３（『奨学金が日本を滅ぼす』の一部内容（奨学金ローン利用者からの聞き書き）に論理矛盾があり、捏造・歪曲が疑われる（図１―３）。

・２０２０年９月　中京大学予備調査委員会は「本調査不要」と結論。(2)

・２０２３年７月　武蔵大学調査委員会は「盗用・捏造にはあたらない」と結論。(3)

### ３．著作権裁判

発表者は、別途大内教授に対し、著作権侵害による損害賠償請求訴訟を起こしたが、三宅の著作は著作権法上の著作物ではないとの理由で請求は棄却された。(4)

### ４．提訴

大学の調査の実態を明らかにする必要があると考えた発表者は、２０２４年３月、中京大学と武蔵大学を相手どった損害賠償請求訴訟を提起した。（東京地裁令和６年（ワ）６６８５号)。「文科省指針を逸脱した不十分な調査により告発を不当に退けられ、精神的苦痛を受けた。裁量権の逸脱が逸脱がいちじるしく民法の不法行為を構成する」との主張を行った。現在、裁判所は「指針等に照らして大学がやるべきこと行ったかどうか」争点だとして、審理を行っている。

### ５．訴訟による成果

（１）調査の不備・矛盾

上記訴訟において被告中京大学は、現段階で、予備調査における大内教授の弁明状況を明らかにしていない。一方、武蔵大学は、一定程度大内教授の弁明状況を明らかにした。それによれば、調査がずさんさだったことが明白となった。

まず、大内教授から提出された資料類はすべて事後に入手可能なもので、研究ノート、構想メモ等はいっさい示されていないことが判明した。

また、盗用・捏造を否定する大内教授の説明の信憑性を強く疑わせる事実が複数判明した。特徴的なものを列記する。

①「回収データ」問題

大内記述１に債権回収に関する記述「２０１２年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収株式会社は２１億９５４５万３０８１円を回収し、１億７８２６万円を手数料として受け取っています」のデータ部分は三宅記述１と同じであり、盗用が疑われた。これについて大内教授は武蔵大学調査委員会（以下「調査委」という）に次の説明を行っている。

「…訴外大内が、原告の著作物に引用されてい

た JASSO の公表データを、JASSO 作成の原典に当たることなく、自身の執筆に使用したことをヒアリングの過程で認めたため、それについての評価をなしたものである。」（被告武蔵大学準備書面１）

調査委は上記説明を信用できるとして「孫引き」ではあるが盗用ではない、と結論づけた。しかし「JASSO の公表データ」は実在しない。調査委も確認していないとみられる。「原典」を確認していないのに「孫引き」と認定したことになる。

②「１兆円」問題

大内記述２は発表者の三宅記述２（雑誌「選択」記事）とほぼ同一である。この点について大内教授は「「選択」記事は読んでいない。公表データをもとに記述した」と説明した。しかし、「選択」記事中「１兆円」との記述が誤りであり、正しくは「３８００億円」であることが調査過程で判明、大内記述２にも「１兆円」とあることから誤記の一致をみることとなり、上記説明に疑義が生じた。

この点について大内教授は調査委にこう説明している。

「日本学生支援機構に直接出向いて職員に確認した。１０年前なので訪問日や担当者、部署名は忘れてしまった」（２０２３年３月１０日、武蔵大学第３回研究不正行為調査委員会議事録）

調査委はこれを信用できるものと認定した。

③「聞き取り」の記録が存在しない

大内記述３は、奨学金返済を延滞し、債権回収会社から少額弁済を求められたとする当事者からの聞き書きの記述であるが、内容に論理的矛盾があることから捏造が疑われているものである。これについて大内教授は調査委に次の説明を行った。

「奨学金問題に関する講演会、シンポジウムに参加された当事者の発言を忠実に再現している。当事者の発言をメモし、そのメモを元にして原稿化した」「…本文を読者に分かりやすく伝えるためのエピソードとして紹介したものであることから、メモや録音記録などの保存は行っていない。」（２０２３年１月９日付弁明書５頁）。調査委は上記説明を信用できると認定した。

（２）小括

訴訟を通じて、大内教授は疑惑に対して根拠を示して説明することができていないことが明らかになった。同時に、武蔵大学の調査が、結論が先にありきのずさんなものであったことが判明した。

## ６．結論

文科省指針を無視・軽視した調査であったことが訴訟を通じて解明されつつある。直接の利害関係にある大学が研究不正調査を担う現制度には構造的な欠陥があるが、公正さが疑われる調査に対する民事訴訟提起は一考の余地があろう。

**図１−１～１−３**

https://miyakekatuhisa.com/%e3%80%8c%e4%b8%ad%e4%ba%ac%e5%a4%a7%e3%83%bb%e6%ad%a6%e8%94%b5%e5%a4%a7%e7%a0%94%e7%a9%b6%e4%b8%8d%e6%ad%a3%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e5%95%8f%e9%a1%8c%e3%80%8d%e9%96%a2%e9%80%a3%e8%b3%87%e6%96%99/

**引用文献**

(1)「ジャーナリストの著作を研究者が“盗用”しても不問なのか？」（三宅勝久　Online-シンポジウム:深く広がる日本の研究不正 ---「競争的環境」が生み出す没個性のお粗末な不正　2021 年 11 月 29 日開催）
https://miyakekatuhisa.com/wp-content/uploads/2024/09/5ad243ff1169d5380b47cc78c54dcd56-1.pdf
(2)中京大学予備調査報告書
(3)武蔵大学調査報告書
(4)東京地裁令和３年（ワ）１０９８７号
https://miyakekatuhisa.com/%e3%80%8c%e4%b8%ad%e4%ba%ac%e5%a4%a7%e3%83%bb%e6%ad%a6%e8%94%b5%e5%a4%a7%e7%a0%94%e7%a9%b6%e4%b8%8d%e6%ad%a3%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e5%95%8f%e9%a1%8c%e3%80%8d%e9%96%a2%e9%80%a3%e8%b3%87%e6%96%99/

# 政府の高等教育政策と私立大学

## 今こそ抜本的な私大振興を

高松　朋史 TAKAMATSU Tomohumi（日本私立大学教職員組合連合）

### １．はじめに

日本の私立大学は、大学に進学したいという国民の受け皿となり規模を拡大してきた。主要都市圏の大規模校が目立つが、地域のニーズに応えた小規模な大学も数多く存在している。しかし、日本の社会課題である少子化、地方の衰退の問題が、これら小規模校を直撃している。今後の国の私大政策次第では、私立大学が淘汰され、日本の、特に地方の衰退が加速することになる。

### ２．日本の私立大学の現状

日本私立学校振興・共済事業団の調査 [1] によると、2024 年春の日本の私立大学の入学定員が 50 万 3874 人であったのに対し、入学者は 49 万 4730 人で、大学全体の定員充足率は 98.19%であった。2023 年の入学定員は 50 万 2635 人、入学者は 50 万 599 人だったので、入学者は前年より 1.2%減少している。

個々の大学を見ると、2024 年の入学定員充足大学は 40.8%と過去最低を記録した。日本の私立大学を規模別にみると、小規模大学(収容定員 4000 人未満)が 462 校、中規模大学(収容定員 8000 人未満)が 85 校、大規模大学が 51 校と、小規模大学が 8 割弱を占める。その小規模大学の定員充足率が、2020 年の 105.21%から 2024 年の 88.86%へと、急速に落ち込んでいるのである。

文部科学省の調査 [2] によると、日本の短期大学を含む大学進学率は順調に増加し続け、2022 年には 6 割を超えている。大学に進学したい国民の受け皿になってきたのが私立大学で、2024 年現在、国立大学 86 校学生数約 60 万人、公立大学 103 校学生数約 17 万人に対して、私立大学は 624 校学生数約 218 万人が学んでいる。

大学に進学する学生の割合が増えているのに定員未充足大学が増加している原因としては、日本の少子化と地方の衰退の影響が挙げられる。18 歳人口は 2020 年の 116.7 万人から 2024 年の 106.3 万人へと 10.4 万人も減少した。18 歳人口が減れば、進学率は上がっても進学者数は減少する。

また同調査で大学進学時の都道府県別流入・流出者数を見ると、主要都市圏、特に東京都への転入超過が目立ち、地方から若者が流出して都会に流入している。学生を多く集める大・中規模大学は多くが主要都市圏に存在する。これは地方大学・産業創生法において、2018 年から 10 年間、東京 23 区での大学定員増を原則認めない規制が設けられることにもつながっている。

人口減少と地方衰退の結果として、転出超過の県、特に東北、四国、中国の小規模私立大学において、定員充足率の低下が顕著になっている。このような小規模私立大学は、特に教育や保健分野で地域のインフラ人材を輩出していて、大学が無くなることによって地域を支える人材が減少し、更に地域を衰退させることが懸念されている。

### ３．定員未充足を悪と見なす私大政策

社会的要因で多くの小規模私立大学が定員未充足になる中で、定員未充足大学を教育の質の低い大学と見なし、ペナルティを課して淘汰しようとする私大政策が実施されていることは問題である。

定員未充足のペナルティの第一は私立大学等経常費補助金のカットである。本来は学生ひとりあたりいくらという形で私立大学の基盤的な経費となるものだが、定員未充足度に応じて最大 50%カットされる。

第二は高等教育の修学支援制度における機関要件での対象除外である。修学支援制度は学生個人を支援する制度であるため、本来は個別に大学等

を除外する理由は無いのだが、直近 3 年度全ての収容定員 8 割未満の大学・短大・高専は、直近の進学・就職率が 9 割を超えないと、将来性が無いという理由で制度の対象外になってしまう。

第三は大学設置基準において、既設学部等の収容定員充足率が 5 割以下の場合に、学部等の設置認可を申請しても認めないという規定が設けられたことである。本来、そのような大学こそ、新学部設置等の改革の余地を残す必要がある。

このように、本来の目的からすれば必要の無いペナルティを課すことで、私大淘汰を促進するというのが現在の政府の私大政策となっている。しかし、社会的要因が原因で多くの私立大学が定員未充足になる中で、教育の質が低いことが原因と見なすことは妥当ではないし、日本の将来を考えると、地域に貢献する教育資源を少しでも残そうとする私立大学を政府は支援すべきである。

そもそも私立大学に対する政府の私立大学等経常費補助金等の教育予算の割り当てが少なすぎることが、私立大学の経営基盤を弱め、私立大学の高学費を生み、志願者を少なくし、高い家庭負担を強いている。OECD の調査 [3] によると、政府の高等教育支出の GDP 比は 0.5%であり、36 か国平均 1.0%の半分である。また政府支出全体に占める高等教育費は 1.6%で、36 か国中 33 位である。高等教育にかかる費用の家庭負担割合は 51%で、30 か国中 3 位の高さである。

そのような状況で、2022 年度の私立大学等経常費補助金の補助割合は 8.6%まで低下し、経常費補助額を学生 1 人当たりに換算すると、国立大学（運営費交付金）のわずか 13 分の 1 にすぎない。私立大学への政府支出は明らかに少ないのである。

## ４．中教審特別部会の高等教育アクセス議論

文部科学省の中央教育審議会「高等教育の在り方に関する特別部会」では、①2040 年以降の社会を見据えた高等教育の目指すべき姿、②今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方、③国公私の設置者別等の役割分担の在り方、④高等教育の改革を支える支援方策の在り方、を審議している。今後の政府の大学政策に影響を与えると考えられ、その議論に着目する必要がある。特に②の地域におけるアクセス確保は、地方の私立大学に直接影響があるテーマである。

現状でも主要都市圏に比べて地方の大学進学率は低く、東京や京都が 7 割あるのに対し、地方では 4 割前後の地域も珍しくない。憲法第 26 条 1 項「教育を受ける権利の保障」、教育基本法第 4 条 3 項「機会均等を実現するための国及び地方公共団体の責務」を基本とするのであれば、地域での教育機会を確保するという点で、現在ある地方の私立大学をどう活用するかという視点が必要である。しかし、今のところ地方の大学を隣接大学や自治体、地域社会などと連携させる案しか出ていない。地方交付税交付金の対象を私大支援や修学支援に拡大するなど、地方自治体に大学振興の役割を果たさせるために必要な国の財政支援等を検討すべきである。

## ５．おわりに

少子化、地方の衰退にともなって日本の私立大学、特に数多く存在している地域のニーズに応えた小規模な大学が困難に直面していくことになる。今が将来の分水嶺である。今後の政府の私立大学政策次第では、教育資源として活かせる私立大学が淘汰され、日本の、特に地方の衰退が加速することになる。

## 引用文献

1.日本私立学校振興・共済事業団(2024)「令和６（2024）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR6.pdf

2. 文部科学省 (2023)「学校基本調査」https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

3.OECD(2024)”Education at a Glance 2024” https://www.oecd.org/en/publications/education-at-a-glance-2024_c00cad36-en.html

# 国立大学における大学自治の回復、その意義と勝算[1]

長山　泰秀 NAGAYAMA Yasuhide（東京支部）

## １．はじめに

国立大学は、2004 年の法人化、2014 年の学教法改正をはじめとする、国・政府による「国立大学改革」の波にさらされ、自治的運営の可能性は縮小を続けている。政府は、建前上は大学自治の尊重を謳うが、その理解・実態は大学（法人）という機関の自治であり、構成員による民主的運営を基軸とする本来の自治との乖離が甚だしい。

こうした理解にもとづく政策や予算配分は、政府―国立大学法人―法人執行部―大学部局―教職員・学生という権力構造を構成し、それを通して現場へと介入を加えていくものとなっている。

本報告では、国立大学における大学自治を阻害する政府の「国立大学改革」路線の構造と、その構造を顕著にあらわしている法人化後に行われてきた国立大学改革にかかわる法令改正等を分析する。そのうえで、あらためて大学自治の意義と回復に向けた勝算を検討したい。

## ２．政府による国立大学改革の構造

国立大学法人法、同施行令、同施行規則により、法人・設置大学・法人の運営組織の骨格・国の関与・財政上の権限と範囲、等について法定されている。したがって、国立大学（法人）ごとの定款は存在しない。

法人化以降、とりわけ 2010 年代なかば以降の国立大学「改革」では、次に述べるようなそれぞれの仕掛けがカスケードのような、あるいは悪循環の構造をもって現場に押し寄せている。

- 法人、大学の組織と組織運営が法令によって規定されている。
- 法令は、制定当時から、そしてその後の度重なる法改正をとおして、政府のみならず大学外部からの意見反映を迫っている。
- 大学（法人）財政は、政府による運営費交付金削減とその中の競争資金化が進められることによって困窮化している。
- 競争資金化のなかにあっては、政府による評価（制度的・非制度的）が資金獲得にとって重大事である。
- 評価指標は政府が一方的に決定し押し付けているものである。
- 法人評価の基礎単位は法人であり、そこでは個々の教職員は一個の駒。改革が組織ぐるみであることが求められており、駒は組織の改革に適合的であり従順であることが求められている。
- 評価指標の重点的な方向性は「改革」「改革のスピード（感）」であり、近年は加えて「理工系へのシフト」である。
- 運営費交付金に評価配分が導入されその比率が増大させられてきている。
- こうした枠組みのなかで高い評価を得て資金を獲得しつづけるためには、政府の大学改革方針に従順な方針を確立しスピード感を持って実行する大学（法人）執行部が必要である。
- 制度化されている「学長選考・監察会議」は、こうした観点をもって学長選考をおこなうので、学内投票は廃止され、あるいは軽視・無視さる。
- 多様な学内意見を闘わせる議論は非効率的で無用、あるいは有害なものとされている。

政府内部で大学政策、国立大学政策を検討する有識者会議の委員は、政府が一本釣りし、「改革派」と目される国立大学関係者や国立大学長が重用される。こうした人材の中からは科学技術、学

[1] 本報告は、2024 年 8 月 31 日～9 月 2 日に開催された第 35 回全国私立大学教研集会の第 4 セッションにおいて口頭発表したものに手を加えたものであり、内容は重複する。

術、大学関係の政府系機関の理事長としてさらなる栄達の道が準備される者が選ばれ、大学改革政策が定着し肥大化するという循環が成立している。

### ３．法人化後の国立大学 ―初期の制度設計にはない支配の強化―

〈運営費交付金の削減と競争資金化〉

2004 年の法人化以後、第 1 期中期目標・計画期間（2004 年度～2009 年度）、第 2 期中期目標・中期計画期間（2010 年度～2015 年度）には、効率化係数及び大学改革促進係数によって、基盤的経費たる運営費交付金が削減されてきた。

第 3 期中期目標・中期計画期間には、3 つの重点支援枠が設けられ、評価に基づき配分される事となった。また 2018 年度から、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」が導入され、評価指標を当てはめた実績に応じて、運営費交付金が増減されたうえで配分されることとなった。

〈指定国立大学法人〉

2016 年に国立大学法人法が改正され、指定国立大学法人制度がスタートした。2017 年に 3 法人が指定国立大学法人され、その後 10 法人に指定が拡大されてきている。

〈一法人複数大学〉

2019 年の国立大学法人法の改正で、一法人の下に複数大学を設置することが可能となった。そこでは、法人の長は学長を兼ねない理事長とすることが可能となり、従来の国立大学法人制度から大きく踏み出すことになった。現在までに、東海国立大学機構（名古屋大学・岐阜大学）、北海道国立大学機構（北見工業大学・帯広畜産大学・小樽商科大学）、奈良国立大学機構（奈良女子大学・奈良教育大学）が発足している。また、法人統合と同時に大学も統合する東京科学大学（東京工業大学・東京医科歯科大学）が 2024 年 10 月にスタートする。

〈国際卓越研究大学〉

2022 年に、国際卓越研究大学法が制定され、10 兆円ファンドからの助成をうける大学の認定や運営に関して定められた。この制度は国公私立いずれの大学も国際卓越研究大学となることができるものである。2023 年には東北大学 1 校を認定候補とするとの発表がされた。

〈特定国立大学法人・準特定国立大学法人〉

2023 年の臨時国会において、一定規模以上の国立大学を特定国立大学法人にすること（省令で東北大、東大、東海国立大学機構、京大、阪大）、それ以外でも文部科学大臣の承認を受けて準特定国立大学法人となり、いずれも「運営方針会議」を設置することとされ、文部科学大臣の承認を得るものとされている。

〈国際卓越研究大学になった、あるいはなろうとする国立大学〉

2024 年 3 月 7 日の政務三役と CSTI 有識者議員の会合で、この国際卓越研究大学に設置することとされている合議制機関による大学運営に関する重要事項の議決において学外委員の意見が特別に尊重される仕組みを求めるという方向性が示されている。国会で審議され成立した改正国立大学法人法の内容を越えて、国際卓越研究大学となった（なろうとする）国立大学法人の運営方針会議の運営を縛るものとなっている。

〈国立大学法人等の機能強化に向けた検討会〉

2024 年 7 月に、文部科学省に標記検討会が設置された。これまでの競争化政策を強化して国立大学を国策に動員する方向での検討が行われるおそれがある。

### ４．大学自治の意義と勝算

大学自治が機関の自治に矮小化されている現状を打破し、構成員による自治を取り戻さねばならない。それは、大学の本質に立ち戻ることであり、教育と研究の活性化につながる。そのためには、政府による大学改革路線を批判する力を強めるとともに、現場における自治回復の実践をふたたび興し強めていくことが必要であるし、そうしていくことにより実現していくものと考えている。

# 大学教職員組合 3 団体による学校教育法改正の提案

長山　泰秀 NAGAYAMA Yasuhide
（学校教育法改正を求める国公私立大学教職員組合協議会）

## １．はじめに ～大学教職員組合 3 団体の共同～

学校教育法第 2 条は学校を設置することのできる主体を定めており、その設置主体に応じて、国立学校、公立学校、私立学校と呼ぶこととされている。大学という学校種について言えば、国立大学、公立大学、私立大学ということになる。

一方で、学校としての大学は、設置形態にかかわらず、学校教育法によって、目的や大学の組織、組織運営等について共通の定めの下にある。しかしながら、国公私立という設置形態の異なる大学は、成立の経緯、歴史的背景、設置主体となる者（法人等）に対する定めを規定する法律、財政基盤を形成する財源、といったさまざまな点で異なってもいる。こうした違いに起因して、国立、公立、私立の大学はそれぞれのセクターを形成している。

大学を設置する法人等の経営者団体もそれぞれのセクター内で形成されており、教職員が結成する労働組合（教職員組合）もまた、それぞれのセクターごとに結成されている。国公私立を代表する教職員組合の全国組織は、公立が全国公立大学教職員組合連合会（公大連）、国立が全国大学高専教職員組合（全大教）、私立が日本私立大学教職員組合連合（日本私大教連）である[1]。

2014 年に、学校教育法が改正された。その改正は、大学の「ガバナンス改革」を目指すものとされ、主には教授会の権限を縮小することによって、大学にトップダウンの運営方法を導入させ、それを徹底させるためのものであった。前述のとおり、国公立大学はいずれも学校教育法が適用されることとなっており、その後すべての大学の大学自治は多大な影響を受けた。

こうした状況を受け、公大連・全大教・日本私大教連は、2021 年に、学校教育法の再改正を求めることを目指す「大学自治の確立をめざす制度要求づくりの進め方検討会」を発足させ、会合を積み重ね、学校教育法改正提案を練り上げた。

2023 年 3 月に、「大学教職員組合 3 団体による学校教育法改正の提案 ―教育と研究の基盤となる大学自治の回復をめざして―」を発表した。

その後 3 団体は、この提案の周知を図り、大学自治の回復を目指すために、あらためて「学校教育法改正を求める国公私立大学教職員組合協議会」（通称「3 団体協議会」）を結成し、共同の活動を行っている。

## ２．学校教育法改正提案の概要

3 団体による学校教育法改正提案では、2014 年改正によって変更された教授会規定に、審議権を付与すること及び審議する重要事項に教員人事や全学事項を盛り込むという再改正を提起するとともに、大学の設置目的、設置者の責任、学長・学部長の選任方法、学長が「大学」を代表するという権限と責任を明記することなどを盛り込んだ。

具体的には、

第 83 条 大学の設置目的に「真理の探究」、「世界平和と人類福祉の向上」、大学の設置者が「憲法に定められた学問の自由に則り大学の自治を保障しなければならない」ことを明記。

第 92 条 大学の組織編成について、「学長が大学を代表する」ことを追加。学長の選任方法について、学問とその専門性を担っているすべての教育研究職員による選挙を制度的に保証することを明記することを追加。学部長の選任にあた

[1] このうち全大教は、国立大学以外に、公立大学の教職員組合も組織している。

っては教授会構成員による選挙に基づくことを明記。

第 93 条 教授会の規程について、教授会を審議機関であることを明確化し、審議事項に教員人事、キャンパス移転や学部の統廃合等の組織再編などの全学事項を明記。

### 3. 法改正提案後の活動と今後

3 団体協議会を構成する 3 つの教職員組合は、学校教育法改正提案を発表ののち、これを周知し大学自治を回復するための活動を行っている。

具体的には、各団体の集会・会議等で、加盟単位組合、組合員への周知、学習を進めた。また、提案についての理解を深め、討議を行うためのシンポジウムを開催した。

2024 年 3 月 30 日、ハイブリッド方式（会場は東京）で、シンポジウム「大学のあるべき姿を考える --より良い大学を実現するための学教法再改正提案」を開催した（図 1）。シンポジウムには 3 団体や関連団体等から合計 75 名（うち対面 36 名、オンライン 39 名）の参加者があった。シンポジウムにおいては、基調報告として学教法改正提案の概要報告、講演は龍谷大学教授・丹羽徹氏による「2014 年学教法改正の背景と影響」があった。この講演では、日本国憲法下の大学自治を、前史としての戦前の法令や大学自治をめぐる事件から説き起こし、2014 年改正の背景とそれが与えた影響を述べ、そうした状況下での 3 団体の改正提案の重要性が語られた。その後、3 団体それぞれから、国公私立大学における大学自治の現状や問題点・課題が報告され、それらをうけた質疑が交わされた。また、会場、オンラインから国公私立大学の現場からの発言があった。質疑のポイントをいくつか挙げると、・専門家集団である教授会の判断が尊重されない現状を打破する必要性について、・「大学自治」が機関の自治であるという理解が流布され、構成員自治となっていない問題を理解し突破する必要性、・国公私立という設置形態の異なる大学の教職員組合が共同して提案を発表することに大きな意味を感じる、というものがあった。

3 団体協議会は、シンポジウムの成功を受け、今後とも大学自治回復のための共同の取り組みを続けていくことをあらためて確認した。当面、具体的には、3 月のシンポジウムの報告書をまとめ、3 団体協議会のホームページを立ち上げここに公表することで、活動の広報を行っていくこととしている。そしてこの問題の関係者、関連団体等に要請や懇談を実施し、賛同を広げることに取り組むこととしている。

この、第 25 回総学における発表もその一環であり、参加者、JSA 会員の理解と賛同を求める。




**図 1.　2024 年 3 月 30 日に開催したシンポジウムちらし**

### 引用文献

大学教職員組合 3 団体による学校教育法改正の提案 ―教育と研究の基盤となる大学自治の回復をめざして―、公大連・全大教・日本私大教連、2023 年 3 月 8 日、https://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=216&room_id=51&cabinet_id=5&file_id=10236&upload_id=29728

3 団体協議会シンポジウム（2024 年 3 月 30 日）の記録、学校教育法改正を求める国公私立大学教職員組合協議会、準備中

# 修学支援新制度の問題点

## 学業成績基準による受給資格の取り消しをめぐって

杉浦由香里、SUGIURA YUKARI、（滋賀県立大学）

### １．はじめに

2019 年 5 月に成立した「大学等における修学支援に関する法律」（以下、大学等修学支援法）に基づき、低所得者世帯に対する修学支援を目的とした修学支援新制度が誕生した。同制度は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生を対象に、奨学金を給付するとともに授業料・入学金も免除または減額するという給付奨学金と授業料減免とが一体型となった修学支援制度である。

2020 年度から運用が開始され、5 年目を迎えたが、学業成績判定による受給資格の取り消しが相次いでいる。『滋賀民報』の報道によれば、2021～2023 年度にかけて給付奨学金が取り消された学生は県内 13 大学で延 719 人に及ぶ[1]。滋賀大学における取消者数は 56 人、滋賀県立大学は 35 人、立命館大学や龍谷大学に至ってはそれぞれ 200 名超の学生が、学業成績判定の結果、支給を打ち切られた。全国では、毎年およそ１万８千人もの学生が支給取り消しの憂き目にさらされている[2]。

そこで、本報告では、学業成績基準に焦点をあて修学支援新制度の問題点について論じたい。

### ２．修学支援新制度における学業成績基準

大学等修学支援法第一条は「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする」と謳っている。本邦においては待望の給付型奨学金制度が誕生したわけだが、修学支援新制度は「奨学」ではなく、「育英」の思想に貫かれている。

大学等修学支援法第三条は、「大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする」〔以下、傍点引用者〕と規定しており、支援対象を「特に優れた者」に限定している。また、同法第十二条は、認定の取消しについて減免対象者が「偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた」場合、または「学業成績が著しく不良となったと認められるとき」および「学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき」は認定を取り消すことができると定めている。

学業成績判定の詳細は、大学等修学支援法施行規則第十二条および第十五条において定められ、別表第二「適格認定における学業成績基準」が定める「廃止」「警告」区分に該当するかどうか、大学の場合は学年ごと、高等専門学校等においては半期ごとに判定される。適格認定における学業成績判定の結果、「廃止」区分に該当した場合には認定が取り消されることとなる。

学業成績基準の「廃止」区分は、次のいずれかに該当することとされる。

一　修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

---

[1] 『滋賀民報』2024 年 4 月 7 日。

[2] 文部科学省「参考資料集；高等教育の修学支援制度の現状について」2024 年 6 月 28 日（https://www.mext.go.jp/content/20240628-mxt_gakushi01-000034527_03.pdf）2024 年 9 月 29 日確認。

二　修得した単位数の合計数が標準単位数の五割以下であること。

三　履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

四　次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。

続いて、「警告」基準は次のいずれかに該当することとされている。

一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）

二　GPA 等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。〔特例事項は省略〕

三　履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。

注目したいのは、学業成績が GPA を用いた相対評価を基準に判定される点である。「警告」区分の第二号にあるとおり、GPA 等が下位 4 分の 1 となった場合は「警告」となり、それが連続すれば「廃止」となる。したがって、減免対象者は、資格を維持するために毎年中位以上の成績を修めねばならないのである。

## ３．学業成績判定による支給取消

滋賀県内の各大学における学業成績判定の結果をみると、2021 年度と 2022 年度において「警告」を受けた者の 9 割以上が、第二号の GPA 下位 4 分の 1 に該当するという理由であり、第一号と第三号に該当する者は全く少数であったことがわかる（表 1)。

2020 年度の新制度導入から 2 年を経た 2022 年度には、「警告」区分に連続して該当した者が「廃止」区分となり、全国で支給取消者が続出することとなった。滋賀県内の各大学で 2022 年度に「廃止」された 327 人のうち、266 人が第四号の「警告」区分に連続して該当したことを理由に支給を取り消されている。つまり、「廃止」区分による支給取消者の 8 割が、「GPA 下位 4 分の 1」を理由とする学業成績判定によって切り捨てられているのである（表 2)。

**表 1.「警告」を受けた者の数**

| 大学名 | 年度 | 警告区分一 | 警告区分二 | 警告区分三 |
|---|---|---|---|---|
| 滋賀大 | 2021年度 | 0 | 63 | 0 |
| | 2022年度 | 0 | 53 | 0 |
| 滋賀県大 | 2021年度 | 0 | 63 | 0 |
| | 2022年度 | 0 | 26 | 0 |
| 成蹊スポ | 2021年度 | 0 | 0 | 0 |
| | 2022年度 | 0 | 34 | 0 |
| 成安造形 | 2021年度 | 0 | 11 | 0 |
| | 2022年度 | 1 | 12 | 11 |
| 滋賀短大 | 2021年度 | 0 | 0 | 0 |
| | 2022年度 | 0 | 5 | 0 |
| 立命館 | 2021年度 | 0 | 308 | 0 |
| | 2022年度 | 0 | 282 | 0 |
| 龍谷 | 2021年度 | 0 | 236 | 0 |
| | 2022年度 | 0 | 256 | 0 |

注）滋賀民報社の調査結果をもとに作成

**表 2.　「廃止」による支給取消者数（2022 年度）**

| 大学名 | 廃止区分一 | 廃止区分二 | 廃止区分三 | 廃止区分四 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀大 | 0 | － | － | 24 | 24 |
| 滋賀県大 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 |
| 成蹊スポ | 0 | － | 0 | 23 | 23 |
| 成安造形 | 1 | 1 | 1 | 6 | 9 |
| 滋賀短大 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 立命館 | 14 | 18 | 0 | 99 | 131 |
| 龍谷 | 10 | 13 | 0 | 90 | 113 |
| 合計 | 25 | 34 | 2 | 266 | 327 |

注）滋賀民報社の調査結果をもとに作成

上述したように、新制度は奨学金支給と授業料減免が一体となっているため、「廃止」となった 327 人の学生は、奨学金給付が打ち切られるだけでなく、授業料減免対象からも除外される。そもそも減免対象者は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯であるにもかかわらず、修学支援新制度では、学業成績が経済要件より優先されているのである。

全国で支給取消者が続出した事態に慄いたのか、2023 年 3 月には同法施行規則が一部改正され、別表第二に「停止」区分が新たに設けられた。GPA 下位 4 分の 1 の場合にのみ連続して該当した場合は「停止」という扱いになったが、授業料減免も停止されることに変わりはない。

本報告では、こうした学業成績基準の不当性と GPA を学業成績判定に用いることの問題点について明らかにする。

# 平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために

## 朝鮮人として生きることを考える在日朝鮮人という存在

金　承孝、Kim Seunghyo（管理栄養士）

### １．はじめに

私は岡山で生まれた。2 歳になるころから朝鮮幼稚園に預けられ、小中高と民族学校に通った。日本人の親を持つ子が日本学校に通うことが当たり前のように、朝鮮人の子だから朝鮮学校に通うのは当たり前だと思っていた。

しかし、在日朝鮮人が朝鮮学校に通うことは決して当たり前のことではなく、日本学校に通う在日朝鮮人の方が圧倒的に多い。その理由としては歴史的経緯や社会情勢が複雑にからみあっているが、その説明はここでは割愛する。

日本で生活する日本人が「私は日本人なのだ！」と実感したり、「なんで私は日本人なのだろう？」と考えたり悩んだりすることは無いかもしれないが、私は民族学校を卒業して在日コミュニティから離れるほど、自身のルーツやアイデンティティについて考えたり悩んだりすることが多くなった。「なぜ朝鮮人として生まれてしまったのだろう？」とか、在日コミュニティが自身の自己実現の妨げとなっているように感じることもしばしばあった。私は自身のルーツや民族の歴史、社会環境を決して恵まれたものだと考えていない。

Ｖ・Ｅフランクルは著書『苦悩する人間』のなかで、価値実現の方法の一つは苦悩する事、つまり、存在に耐えること、運命に耐えることにあると話している。さらに、価値を『創造価値』『体験価値』『態度価値』に分類し、『態度価値』を実現するためには苦悩能力も必要で、人間は耐えることによって苦悩能力を獲得しなければならないと綴っている。

私は自身の置かれた環境を悲観することなく、前向きにとらえ自身の価値を探していきたい。

### ２．論文「フェミニスト・エスニック・スタディーズから人類学への提言－植民地主義、男性中心主義、複合的不平等の克服に向けてのＤＥＩ」を読んで

私は現在、在日本朝鮮青年同盟（朝青）に所属し活動している。朝鮮学校の高校無償化制度除外の問題など在日朝鮮人は差別や偏見にさらされており被害者という形で学習することが多いが、私たちは普段の活動のなかで他者の背景やジェンダーについて意識して活動できているのかと考えるきっかけとなった。

朝青には民族学校出身の人もいれば日本学校出身の人もいる。同じ朝鮮半島にルーツを持つ人たちでも生い立ちや背景が異なるので、その点にも配慮する必要があると感じた。また、青年団体ということで 10 代と 20 代が中心となるが「若者」というカテゴライズも個人に配慮できていないのかな？と悩むことも増えた。

男性だけが集まれば、風俗の話で盛り上がったりしているのを見るとホモソーシャルな空気感が漂っていて居心地の悪さを感じたこともあったが、男だけで話す分にはいいのかな？と自分がどの立場で物事を考えればいいのかわからなくなることもあった。

『内なる壁を突き破る　在日コリアン女性のハラスメント事例集』によると、親ほど年の離れた男性上司が「○○（20 代女性）が出勤してくるだけで癒される。ほかの女性職員（上司と同年代）は女ではないような人ばっかだからね」との発言を連発されたりする事例や、若手女性職員がコーヒーを入れ、在日コリアン男性の上司にもっていくことが慣習になっている職場で「いつになったら○○さん（当事者女性）はコーヒーを持っ

てくるんだね」とみんながいる前で言われた事例など、在日コミュニティも男尊女卑の考え方やセクハラ被害もあるので、まずは学んで知ることから始めたい。

### ３. 自身の体験から

料理人も古くから男が多い業界であったが、現在は少しずつ、女性も増えてきている印象だ。私が以前勤めていたホテルでは洋食レストランで女性シェフが活躍していた。しかし、和食のレストランでは女性の板前は 1 人しかいなかった。

私が通った大学の栄養学科では、9 割以上が女性だった。管理栄養士養成校は女子大や短大に設立されることが多かったためだという背景もあるようだ。

女性がほとんどだと女性社会になり、男性は隅っこに追いやられる感じだった。その環境では男性は女性に異性として意識されることが無いとまではいかないが薄まるような感じだった。一般的に男性の前では話さないような、脱毛をした時の話や生理痛の話など私の隣で多々あった。

驚いたのは自分が感覚的に女性に近づくような経験をしたことだ。約 4 年間女性の中で生活をしていると口調や会話の内容が入学前と比べ女性っぽくなったような気がする。

実際に日本の友人に「金くんって中性的だよね」と言われたこともあった。その友人の中性的が何を指すか真意はわからないままだ。

大学卒業後は介護の仕事をしていたが、ここでも男性は少なく、ほとんどが女性職員だった。入浴や排せつの介助があったが、男性は男性利用者のみを介助する決まりになっており女性利用者への配慮が見られた。冗談で「あなたがお風呂に入れてくれないのね」と女性利用者に言われることがあった。不愉快とは感じなかったが冗談とわかっていてもどのように答えてよいかわからず、笑顔で受け流していた。

男性利用者の女性職員に対するセクハラもしばしば問題になっており、胸やお尻をさわられたり、卑猥な発言をされたりと問題になっていた。利用規約ではその時点で利用中止とすることができるが、管理者の管理能力の欠如や担当ケアマネージャーとご本人・ご家族への説明と承諾、その後の介護サービスの利用調整の複雑さから、女性職員自身が我慢すればいいと、犠牲になるケースも見られた。

福祉サービスを利用する人たちだけでなく、支える人たちを大切にしなければ制度として継続していくのは難しいのではないだろうか。

### ４. 終わりに

物事を観察するときに一方向からだけだと無意識の内に差別や偏見となることがある。在日朝鮮人は朝鮮人差別については敏感で朝鮮学校で学ぶ機会も多かったが、ジェンダー差別やアパルトヘイト、キルギスの誘拐結婚など、世界で問題となっている事柄に関しては無頓着なのかもしれない。論文「フェミニスト・エスニック・スタディーズから人類学への提言－植民地主義、男性中心主義、複合的不平等の克服に向けてのＤＥＩ」からは、カネヴィンフレームワークを用い複眼的な視点で他者の痛みを自分事としてとらえ世界と関わることができることを学んだ。

もう一つ私が大切にしたいことはどこに立って物事を観察するか、発言をするかという事だ。朝鮮人として見る歴史と日本人として見る歴史は違って見えると思うし、男性の見る世界と女性の見る世界も違って見えると思う。どっちも大切だよねと言うことは簡単で無責任に聞こえる。どっちも大切ということはどっちも大切じゃないといっているのと同じ意味に聞こえてしまい、ニヒリズムに落ちてしまわないだろうか。

多様性とはそれぞれの立っている場所を明確にしたうえで対話をし続けることにある。

### 引用文献

1.「苦悩する人間」　Ｖ・Ｅフランクル
2.「内なる壁を突き破る　在日コリアン女性のハラスメント事例集」　在日本朝鮮人人権協会　性差別撤廃部会

# 在日コリアン女性の育児に関する研究

## 「子供のための学校選択」をめぐる語りを通して

ウィックストラム　由有夏、Wickstrum Yuuka（武庫川女子大学）

### １．はじめに

発表者は、2023 年から 2024 年にかけて、在日コリアン女性の子育てをテーマに、子どもを持つ在日コリアン女性へのインタビュー調査を実施してきた。これまでの調査において、育児における大きな葛藤と迷いの一つとして示されたのが、子供の通学先の選択であった。本研究における学校選択とは、主に小学校および中学校の通学先を指す。通学先の選択肢は次の四つに分類できる：(1) 朝鮮学校、(2) 日本の公立学校、(3) 日本の私立学校、(4) インターナショナルスクールやモンテッソーリ、シュタイナー教育などの特別な教育を提供する教育機関、である。

本研究の目的は、在日コリアン母親へのインタビュー調査を通じて、子どもの通学先を決定する際に、在日コリアン女性が何を優先し、どのような条件を考慮して選択しているのかを明らかにすることである。彼女たちがどのような願望や希望を持ち、どのような懸念や不安を抱きながら通学先を選択しているのかを探る。また、在日コリアン女性たちが母親としてどのように主体的に意思決定を行い、その意思をどのように遂行しているのかを、彼女たちの語りを通じて考察することを目指す。

### ２．調査について

2023 年 9 月から 2024 年 7 月までの間に、15 名の育児を経験している（または経験した）在日コリアン女性に対してインタビュー調査を実施した。インタビューは半構造化形式で行い、以下の問いに焦点を当てた：子育てにおけるサポートを誰からどのように得ているか、子育てに関する方針、直面している困難、それらの困難を和らげるための工夫、そして女性自身の子供時代の環境などである。本研究では、分析の視点として子どもの通学先選択に関する語りに注目する。

2024 年 8 月の時点で、発表者がインタビューした 15 名の女性のうち、14 名が朝鮮学校に通学経験があり、1 名が日本の公立小学校と私立中高で教育を受けた。インタビューデータには、インタビュー時に未就学児を育てている女性が語った、将来的な子どもの通学先に関する内容も含まれている。また、インタビュー調査は現在も継続中であり、今後さらなるデータが蓄積される予定である。

在日コリアンの子どもの学校選択は、個々の家庭の問題であるかのように捉えられがちであるが、実際には日本社会の構造的問題として理解されるべきである。日本国籍を持つ日本人が教育の自由を享受し、親子の希望や目標に応じて複数の選択肢から通学先を選択できる状況とは異なるのだ。本研究では、在日コリアン女性による子どもの学校選択が、日本社会における民族差別や性差別などの交差的な差別問題と密接に関連していることを明らかにしたい。

### 3. インタビュー分析—在日コリアン母親の学校選択

学校選択は、子どもや家族がつながる他者、すなわち「準拠集団」（バウマン＆メイ 2016: 59）を選ぶことを意味する。準拠集団に属する人々は、その集団が示す行為の基準に従い、会話や感覚、行動を身につける。したがって、朝鮮学校に通学し、そのコミュニティに属する人々の行為やアイデンティティは、その集団内の規範に従って形成されると考えられる。しかし、日本の学校や他の教育機関に通学する場合には、異なる準拠集団を選ぶことになり、行為やアイデンティティもその

集団の基準に影響を受けることになる。インタビュー協力者で朝鮮学校出身の女性たちの中には、子どもを朝鮮学校に通わせなければ、親子で「同じ感覚」を共有できなくなるという危機感を抱く人が複数名いた。

本研究の調査によると、在日コリアン女性が子どものために選んだ通学先は多岐にわたっていた。朝鮮学校出身の母親が自分の子どもも朝鮮学校に通わせるケースや、日本の公立学校に送るケース、インターナショナルスクールに通わせるケースが見られた。また、日本の学校出身の母親が特別な教育を提供する教育機関を選択するケースも存在した。一見、互いに対立や矛盾しているように見えるこれらの多様な学校選択の過程と、それに関連する女性たちの育児の実態を詳細に見ていくと、複雑に入り組んだ抑圧の軸に置かれる在日コリアン女性の姿が立体的に浮かび上がる。同時に、対照的な視点を持つ母親たちは、さまざまな制約や葛藤の要因に直面しながらも、子どものために学校選択を行い、それを実現するため主体的に行動していた。どのケースにおいても共通しているのは、いずれの選択も、子どもたちの幸せを狭めないために、在日コリアン母親が熟考と努力を重ねた結果だという点である。

## 4. 考察（仮）

これまでの調査により、植民地主義に由来するといえる日本の公立学校と朝鮮学校の社会的格差が明らかになった。在日コリアン女性たちは、日本社会における朝鮮学校の位置づけを意識しているがゆえ、朝鮮学校へ子どもを通わせることに躊躇することがある。それが生徒数の減少を招き、全国各地で朝鮮学校の統廃合が進む結果となっている。このような状況では、朝鮮学校へ子どもを送りたい親であっても、近隣に通える朝鮮学校がないため、やむを得ず日本の公立学校へ通わせるという悪循環が生じる。こうした困難にもかかわらず、朝鮮学校を選択する母親にとって、朝鮮学校に通わせることは、子どもが朝鮮人としてのアイデンティティを形成するための唯一の手段であり、また「居場所」を確保するための方法である。

それに対して、日本国籍を持つ日本人の多くの親は、躊躇することなく公立学校に子どもを通わせることができる。そして、それに伴う利益、すなわち、子どもが自分たちと同じ母語で読み書きができるようになること、交通費などのコストを削減できること、急病や災害発生時に学校に駆けつけやすい距離感であること、給食が提供されるために早起きして弁当を用意する必要がないこと、民族的出自を隠すことや、それが原因でからかわれたりいじめの標的にされるリスクを減らせること、などを当然のこととして享受している。これらは、多くの日本人が無意識に持つ特権である。

特記すべきは、本研究において、在日コリアン女性たちが日本の公立学校を積極的に選択するケースがほとんど見られなかったことである。その理由は何か。社会学者の郭基煥は、公的教育機関と法律が日本国民として個人を主体化する対象のズレに注目し、このズレが在日コリアンを「似ているが、それ未満の者」「同じ資格を持ってはいない者が混じっている」と見なす知を生むと指摘する（郭 2014: 51）。そしてその知が在日コリアンへの潜在的な嫌悪をヘイトスピーチとして具現化すると述べている。日本の公的教育機関が「異なる者」への排他性を内包することを前提としているならば、在日コリアンの子どもは日本の公立学校で自らを不可視化せざるを得ない。在日コリアンの親が、子どもに不可視化されることなく生きて欲しいと願う場合、日本の公立学校以外の選択肢を探る他ない現状は、政府や社会が唱える国際化との齟齬を露呈している。

## 引用文献

郭基煥 2014 「在日コリアンに対するヘイトスピーチとイデオロギーへの呼びかけ―ジュディス・バトラーによる『主体化』論を手引きに―」『現代社会学理論研究』 8 : 39-54.
バウマン, Z. ・メイ, T.　2016 『社会学の考え方：第２版』奥井智之訳　ちくま学芸文庫

# 「フィリピン人英語講師」はどのようにつくられるか

## 言語・ジェンダー・人種/エスニシティの交差性を中心に

李　定恩、Lee Jung-Eun（立命館大学 衣笠総合研究機構 専門研究員）

### １．はじめに

本報告は、近年日本を含めたアジア圏内で人気の高いフィリピン人英語講師にまつわる、言語とジェンダー、人種/エスニシティの交差性（intersectionality）について考察する。とりわけ、本報告はフィリピンの民間の英語学校で働くフィリピン人英語講師に焦点をあてる。

フィリピンは新しい英語留学先として、韓国や日本などアジアの若者たちを惹きつけている。若者たちが英語を学ぶ英語教育機関は、韓国人移住企業家たちが運営する民間の英語学校が多い（李 2020）。当該の英語学校では、フィリピンを新たな英語留学先として再構成するための労働力を再編している。

本報告は、2015 年から 2024 年のあいだ、フィリピンで複数回実施した半構造化インタビューと参与観察の結果にもとづく。

### ２．フィリピン人英語講師の労働力の再編：英語とジェンダー

ケア労働など親密な労働（intimate labor）の輸出国として知られるフィリピンは、多くの女性たちを海外へ送り出してきた。ところが、近年フィリピン人女性たちをめぐっては新たなグローバルな労働市場と分業体制がみられている。分業体制の鍵となっているのは、知識や情報を基盤にするサービス産業の拡大と情報通信技術の発達、そして英語である。

フィリピンでは、米国の占領時に軍事戦略の一環として英語が導入され（岡田 2014）、今日まで広く使用されている。そして新たな産業と技術の発達により、英語圏企業のオフショア先として脚光をあび、米企業のコールセンター部門がフィリピンに移転されたりしている。それまで少ない就業の機会と低い賃金のため海外出稼ぎを選んできたフィリピン人たちは、国内で憧れのオフィスワークに就きながら、それまでより高い収入と社会保障を享受できるようになった。

しかしこの新たな分業体制を担っているのは、またも女性たちである。女性のほうが忍耐強く、相談しやすく臨機応援に対応できるというイメージから、欧米の顧客のクレイムや罵倒に耐えられる低賃金の労働力として期待されているのである（堀 2016）。現在は、身体的相互作用だけでなく、コールセンターのように感情的な相互作用を重視する労働も、親密な労働としてみなされている（Boris and Parreñas 2010; 西尾 2023）。

フィリピンの英語学校は、コールセンターのような、新たなグローバルな労働力の分業に依存しながら成立している。おもに韓国人男性たちが経営する英語学校は、留学生を軍隊式に管理するシステムの導入に加え、英語圏企業のコールセンターで米国の英語と文化を身につけ、かつ顧客の罵倒に耐える労働力として働いた女性たちを英語講師として雇用している。それによって英語講師を雇用する際、講師の英語力に対するリスクと、トレーニングにかかるコストおよび時間を削減しようとしているのである（Lee 2022）。また、英語学習の初心者や海外に慣れていない学生たちにフレンドリーで忍耐強く寄り添って接してくれるような親密な労働も強く求められている。

このようにフィリピンの英語学校では、新たなグローバルな労働力の分業構造に依存しながら、フィリピン人女性たちを言語とジェンダーが交差する親密な労働力として再編している。

### ３．フィリピン人英語講師の労働力の再編：英語と人種/エスニシティ

フィリピンの英語学校と留学生が集中している地域の一つに「クラーク」とそれに隣接したパンパンガ州アンヘレス市がある。この地域は長年、米軍基地の駐屯地であった。また、基地に依存した産業が発達し、とりわけ性産業が盛んな地域であった。近年フィリピン政府は、元米兵を含めた欧米の高齢者たちを引退移住者として惹きつけ、外貨獲得を狙っている。

この地域に所在する英語学校は、基地の歴史と欧米諸国出身者が多く暮らしている特徴を再構成し、「フィリピンにいながら米国が感じられ、「ネイティブ」英語が学べる地域」として宣伝している。実際この地域の多くの学校が、引退移住した高齢の男性たちを「ネイティブ」講師として雇用し、フィリピン人英語講師とは異なった役割を担う存在として位置づけている。すなわち、忍耐強さやフレンドリーさ、まじめさは欠けるが、「本物」の英語や知識を教えられることを期待しているのである。ところが、フィリピン人講師と「ネイティブ」講師の違いは、経営者たちが寄せる役割にとどまらない。両者は雇用条件や賃金体系が異なり、「ネイティブ」講師はフィリピン人英語講師よりも高賃金だ。フィリピン人講師は、「ネイティブ」講師よりも責任が大きい仕事を任せられることが多い一方で、賃金は低い。あるフィリピン人講師は、「自分の国で差別を受けているみたいだ」と吐露していた。このように、フィリピン人講師たちは個人の能力と関係なく、英語と人種/エスニシティの交差により、英語学校での異なる役割および雇用条件、業務内容、賃金体系を押しつけられている。

### 4. フィリピン人女性英語講師をめぐる交差性

本報告は、韓国人男性たちが経営する英語学校が、フィリピンを新たな英語留学先として再構成し、言語とジェンダー、人種/エスニシティの交差により、フィリピン人女性英語講師を低賃金かつ親密な労働力として再編していることを指摘した。また講師たちは、セクシュアル・ハラスメントのような暴力に露出されることもある。

相互交流が高まる現代において、先進国に暮らすわれわれの国際移動が、受け入れ社会や人々に抑圧や搾取をもたらさないよう、不平等なメカニズムを是正していく努力が求められている。フィリピン人英語講師たちの事例のように、受け入れ社会の女性たちが経験する差別の交差性について正確に認識することは、その重要な一歩になる。

### 引用文献


李 定恩. 2020「フィリピンの英語学校のトランスナショナルなネットワークと実践」『移民研究年報』26, 65-80.

岡田泰平. 2014『「恩恵の論理」と植民地』: アメリカ植民地期フィピンの教育とその遺制』, 法政大学出版局.

西尾善太. 2023「再編される親密性ー生政治と死政治に引き裂かれる人々」原民樹他編『現代フィリピンの地殻変動: 新自由主義の深化・政治制度の近代化・親密性の歪み』, 花伝社.

堀 芳枝. 2016「フィリピンにおけるビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）の成長とジェンダーーコールセンターで働く女性たちの労働とライフコースを中心に」『経済社会とジェンダー』1(1), 63-82.

Boris, E. and Parreñas, R. S. eds. 2010. *Intimate Labors. Cultures, Technologies, and the Politics of Care*, Stanford: Stanford University Press.

Lee, J. 2022. English Ability, Transnational Business, Global Labor Market: The Case of Instructors in English Language Schools in the Philippines promoted by Korean-Filipino Enterprises, *Journal of the Asia-Japan Research Institute of Ritsumeikan University*, Asia-Japan Research Institute of Ritsumeikan University, 4, 2022.

# マルセ太郎の芸や思想をいま問いなおすこと

梨花、Licca（ストーリーテラー）

## 「マルセを生きる！」の会を各地で開催

人は二度死ぬ。一度目はその人自身が文字通り死ぬこと。そして二度目はその人を覚えている人や見知った人たちが死ぬとき、もはやその故人が誰にも思い出されることがなくなることをさしてそう言われることがある。マルセ太郎の一度目の死から 23 年。生前も現在（いま）も「知る人ぞ知る」芸人という冠は外せない。芸能史に刻まれることのないその芸や思想に魅入られ人たちの証言を通して、いまだからこそ伝わるものがあると確信し、二度目の死が訪れる前に、『マルセを生きる！-芸人マルセ太郎に魅入られた人たち』（クリエイツかもがわ/2023.12.20 刊行）を上梓した。これまで、生前の舞台映像を上映したあと、娘として表現者としてマルセ太郎を語るという出版記念の会を行ってきた。書籍やトークを通し伝えたいこと、また、それを受けての反応を記す。

## 「記憶は弱者にあり」を胸に刻み、Be 動詞への自信を持ち、独自の芸を開花させた背景

マルセは言う。「泣かせるのは簡単だ。芝居でも映画でも誰かが死ねば人は泣く。そこは全世界共通。でも『笑い』は違う。民族によって、その社会が生み出す文化的背景によって、また個々の生き方、暮らし方、性別、年齢によっても、笑いの質は異なる。だからこそ笑いにはその人間の人生観が出るものなのだ。」

マルセの笑いはひとを馬鹿にしたり茶化したりするものではもちろんないが、誇張した滑稽さを押し出すものともちがう、人間の本質に迫ったリアリズムが根底にある。観客は大いに笑ったあとで、ときにはっとさせられる。その鋭い観察眼に唸り、それまで素通りしていた風景が違って見える。

晩年がんになったことで人生観や芸風が変ることはなかったと言い切るマルセ太郎は、自らの身体に流れる「血」を強く自覚し、才能の芽生えた土壌をそこに見いだしていた。

「わかりやすい例では、朝鮮人の持ってる理屈っぽさ。黙れって言ってもしゃべり続ける。寡黙な人を見つけるのが大変なくらいでね。それでいて表現力が豊か。もうひとつはね、歴史的に支配された側の民族のひとりでしょ。僕はやっぱりそういう側からものを見るという習慣が身に着いた。実は、その目がお笑いなんです。そして、こんな風にえらそうなことが言えるのは、僕が受けてるからですよ。つまり芸があるから。これは大事なことなんです。もしその人が歌手であれば、誰よりもすばらしくうまい歌手でなければね。歌は下手ですが非常に良心的です、それじゃだめなんですよ。僕は 50 まで飯が喰えなかったけど、精神生活の面で自由に生きてきた。発想は僕なりの発想であって、言葉からの発想じゃない。僕の笑いの中にいつもそれがある。」

マルセが色紙に好んで書いた言葉、「記憶は弱者にあり」は、足を踏んだ方は覚えていなくても、踏まれた方は忘れないという文字通りの意味だが、そもそも強者は、過去を忘れてしまうというより、そのとき起きた事実を心に残すことはない。同じ社会に生きながら、目の前で起きていることの意味を理解できず、それゆえに「忘れる」という以前に何も記憶することがない。それが「記憶は弱者にあり」ということであり、言い換えれば、「強者は記憶しない」ということなのだろう。

また、競争は社会悪であり、他者との比較によって成り立つ「自信」は必要ないと言っていたマルセは、BE 動詞への自信、つまり I am、存在していることへの自信を持とうと言っていた。そうすれば、You are、She is、他の人がＢＥとして存在していることを認められるではないか、と。

もし彼が日本人だったら、戦後の高度経済成長のなか、ひとなみに「成功」を夢見たかもしれない。しかし、在日朝鮮人 2 世のマルセにははじめからそんな道はなかった。商売で財を成した同胞にしても出自があらゆる場面で足かせになっていた時代である。芸能界も同様で、マルセも 58 歳になるまで公に自身のルーツを明らかにしなかった。いや、むしろ隠して生きていた。

「個だよ、個」や、「この国に保守や革新は存在しない。あるのは本物か偽物かだけだ」や、その他マルセ語録と呼ばれる言葉は、出自だけではなく、本人の経てきた道そのものから生まれた、命が吹き込まれた言葉であった。「出る杭は打たれる」文化が根強い日本社会で孤軍奮闘する人たちが拍手喝采したのも頷ける。

**「良き外野席の客になれ」が届く現在（いま）**

晩年、マルセ太郎は、公演は公演でも、ごんべんの「講演」を依頼され、教育について語る場も多かった。成功者になるための教育論ではなく、幸福になるためのそれについてマルセ流に伝えた。「世の教育に携わる人たちに言いたい。『良き外野席の客になるための』教育をしてほしい。わずかなエリートを育てるのではなく―野球に例えるなら、グラウンドに立ってプレイをする人たちは勇気があって能力もある。しかし時に孤立することもある。そこに立つほどの力はないし、悪いけど、自分には家庭や会社があるし、一緒には闘えないというのが、われわれ凡人だとしましょう。しかし、彼らを孤立させないために、外野席に陣取って、エールを送ることはできる。派手なホームランだけではなく、地味な内野の守りにも拍手を送るような、そんないい客になれよ、と。そんな教育をしてほしい。それがひいてはカシコイ大衆を育てることにつながる。」

この言葉に励まされた人は多かった。

「よき外野席の客になれ」とは、マルセが自身に向けた言葉でもあろう。芸人として表舞台に立ちたいというエゴのために、「在日朝鮮人」として同胞と共に日本社会の差別に抗う運動を外れた負い目、ということが一方にあったかもしれない。

『マルセを生きる！』のなかで語られているのはマルセ太郎についてだが、マルセ太郎自身が「よき外野席の客」としてエールを送っていた人たちについての物語でもあり、その部分に光を当て私は編集した。

「マルセを生きる！」の会のトークで、この言葉は現在（いま）を生きる人たちの胸にも響いていることを実感する。

自分はリーダーシップをとるタイプではないし、何かをやりとげられるとも思えない。でも、がんばっている人を応援することぐらいならできる。そうした消極的な思いからということもあるだろうが、ときにはマウンドに立ってみたい、そのときに拍手を送ってくれる人がいたらあきらめずにプレイしつづけられるかもしれないという反応だと受け止めた。

人とのつながりが希薄になっている昨今だからこそ、『マルセを生きる！』やわたしのトークで、BE としてよりよく生きたいと願い行動する人たちがつながっていたという過去に希望を見出し、いま、できる一歩として届いているようだ。

生前の舞台を見たこともその名を聞いたこともない 30 代の男性が本書を読み、自分が何に感動したのかを分析し、こんな感想を寄せてくれた。

「マルセ太郎という人が、まっとうに生きて、死んだ、『一人の人間が生きて死んだ』ということがどっしりと伝わってきた。そんなまっとうな人である人がもう亡くなっていて悲しく寂しい。一方で、寄稿者一人ひとりがマルセ太郎をチャンピオンや相方として自分のすべき仕事を為してきたこと、またこれからも変わらずに何かをし続けるだろうということが励みになる。チャンピオンを押し上げたり支えたりする人々がいて、その人々が民衆の力の実態だと思う。『こんな世の中』だが『こんな世の中』で踏ん張れてきたということだと思う。」

日本はこれからどんどん悪くなるぞと言いながら他界したマルセ太郎。彼が目指した「笑い」ある語りをいまいちど振り返り、足元を見つめたい。

# 職場に持ち込まれたレイシャル・ハラスメント

## １審では解雇有効に

モルガン・スタンレーレイハラ解雇裁判控訴人

### １．はじめに

私は 2012 年から 2020 年までに続いた上司による国籍を理由としたハラスメントと差別について、２０２０年３月に社内申告しました。

人事部の調査チームは、社内調査の結果、ハラスメントが認められなかったと告げた後、私に対して、「申告内容について社内・社外誰にも連絡してはならない」との命令を下しました。人事の判断に納得できず、経営陣に再調査を求めるメールを送ったところ、前記の連絡禁止命令違反を理由に、懲戒処分を受けました。会社は、連絡禁止命令に従うと誓約するまで自宅待機を命じましたが、私は誓約書への署名を拒否し、２０２１年２月末に解雇されました。２０２１年３月に、解雇無効や不法行為による損害賠償等を求めて裁判を提起しましたが、約 3 年 4 カ月にわたる 2024 年 6 月の１審裁判では、ハラスメントは認められず、解雇は有効とされました。私は東京高等裁判所に控訴しました。

### ２．申告したハラスメントの内容

（1）２０１２年８月１０日、韓国の李明博大統領（当時）が竹島（韓国政府による呼称は「独島」）に上陸、同月１４日、同大統領は天皇に対し謝罪を要求する発言をしました。この出来事について、上司は私の席まで来て、「天皇を侮辱するな！」と、怒りをぶつけながら興奮した状態で言いました。私は上司が韓国の大統領の発言に対する怒りをなぜ私にぶつけるのか全く理解できず、非常に困惑し脅威を感じました。

（2）２０１４年２月９日に実施された東京都知事選挙に際し、この上司は、再び私の席まで来て「田母神氏じゃなかったらどのように東京を中国人と韓国人から守ることができるんだ」と発言しました。田母神氏は、航空自衛隊の航空幕僚長の地位にありながら、自身の著作論文「日本は侵略国家であったのか」（２００８年１０月３１日）において、旧日本軍の朝鮮半島や中国大陸への進軍は侵略戦争ではなく、朝鮮半島を含むアジア諸国は旧日本軍によって圧政から解放され、生活水準が向上したなどと主張し、航空幕僚長の職から更迭され、退官した人物です。

（3）２０１８年末頃、この上司は再び、私のもとに来て、「韓国は１９６５年の日韓請求権協定を守っていない」と不満をぶつけ、「植民地時代に日本が韓国に多くの資産とインフラを残してきたので、本来であれば韓国が日本に賠償をしなければならない」「日本が賠償を要求していないことに感謝しなければならない」と発言しました。私が求めたわけでもないのに、上司が自身の見解を一方的に私に披瀝したことに強い不快感を覚えました。

（4）２０１９年１月３１日、韓国海軍が海上自衛隊の哨戒機に対してレーダーを照射した件につき、日本政府が韓国政府に抗議した際、この上司はまた私の席まで来て、私が韓国軍に徴兵された経歴があることを示唆しつつ、「どうにかしてくれ、君の先輩だろ」などと不快感を示しました。

この上司は、同年５月３１日にも、私の席に来て、韓国の文在寅大統領の政策について、「日本は一体どうすればいいんだ。韓国は何をどうしてほしいんだ」と不満そうに発言しました。

（5）これら以外にも、

・２０１８年文在寅政府によって、朴槿恵前大統領が日本政府と結んだ慰安婦合意を事実上破棄された時

・２０１９年８月２日に日本政府が韓国を貿易管理上の優遇処置を受けられる「ホワイト国」のリ

ストからはずし、韓国内で日本製品の不買運動が起きた時
・同月２３日に韓国政府が日本とのＧＳＯＭＩＡ（軍事情報包括保護協定）の破棄を通告した時
など毎に、この上司は私の席に来て、韓国に対する不快感を表しました。

**３．ハラスメントについての裁判所の判断**

２０１２年以降、日韓関係の悪化に伴い、日韓の両国の間で政治的な問題がある度に、この上司は、韓国大統領、軍隊、司法、政府の言動についての不満を私にぶつける行為を繰り返しました。私は精神的な苦痛を味わい、国籍を理由に差別を受ける懸念を持つようになりました。

１審の判決では、これらの発言が、私に不快感や精神的苦痛を与える行為であると認めたものの、その頻度や口調などから、パワハラ禁止法が定義する「就業環境が害された」と認めることはできずハラスメントと認められないと判断しました。

**４．解雇についての裁判所の判断**

１審裁判では、会社の連絡禁止命令の違法性が認められず、私が経営陣に送ったメールが、会社の命令に違反し、解雇事由に当たると判断されました。また、私が「申告内容について社内・社外の誰にも連絡をしない」との誓約書に署名をせず、連絡が禁じられる社外の範囲を確認しなかったことから、職場に復帰すると、再び経営陣にメールを送る「恐れが客観的にあった」と判断し、解雇には社会的相当性があり、無効となることはないとしました。

**５．裁判所の判断について**

裁判所は、頻度と口調などから、レイシャル・ハラスメントと認めませんでしたが、レイシャル・ハラスメントの特殊性を考慮せず、通常のパワハラと同じ基準で判断をしたことは不当であったと考えます。不適切な発言が 6 カ月間に 3 回もあったにも関わらず、頻度が高くなかったとしたことも納得できません。また、レイシャル・ハラスメントの目撃者として 10 名を挙げましたが、発言の場にいなかった 2 名のみを会社は調査し、現場にいたことが確かな 5 名の秘書は一人も調査せず、調査終了としたことについても、裁判所は問題点を認めませんでした。レイシャル・ハラスメントの特殊性を考慮せず、会社に不利な情報には触れない判決は理解に苦しみます。

「申告内容について社内・社外に連絡してはならない」との会社からの命令自体の違法性も認められなかったことも危惧しています。これが許されれば、命令違反を理由とした解雇が可能になり、どのようなハラスメントも隠蔽が可能になります。私が経営陣に送ったメールによってどのような被害が発生したかの具体的な主張と立証が会社からなかったにも関わらず、裁判所が形式的な命令違反にのみ着目し解雇事由に相当すると認めたことにも納得できません。

私が会社からの誓約書に署名せず、その守秘範囲を確認しなかったことから、会社に戻した場合に、経営陣に再度メールをする「恐れが客観的にあった」との裁判所の判断にも到底納得いきません。私は、解雇までの 4 カ月間、いかなる違反行為もせず会社の指示に従っており、なぜ恐れが客観的にあったと言えるのか理解できません。会社に対して労働者は自身に起きたハラスメントについて社内・社外に連絡をしないと誓約する義務はありません。まだ起きてない行為を理由に解雇が許されることは決してあってはならないと考えます。

今回の裁判例は、日本において、国籍を理由としたレイシャル・ハラスメントから救済されることが、いかに困難であるかを象徴しています。控訴審では判決が覆されることを切に願います。

# （日本社会における）ひきこもりをきたす社会・経済的基底要因に関する一考察

安井 勝 YASUI MASARU（京都支部）

## １．はじめに

ひきこもり（問題）に心を寄せる人々は「ひきこもりを生みだすのは社会の側に背景要因がある。」「新自由主義（社会）がひきこもりを増大させた」との言説を概ね了承するが、未だ蓋然的である。

本報告は、ひきこもりをきたす物理的環境条件として実在する社会・経済情勢について、それは（日本社会において）どのような問題構造なのか、また、これまでの約半世紀でどのように社会・経済情勢が変容をきたしたのかを考察課題に設定する。続けて、ひきこもりをきたす社会・経済的条件を焦点化して、それらがひきこもりにどのように関係しているかを考察する。

## ２．産業構造の変容と人間性の商品価値化

日本の戦後当初は、第 1 次産業就業者の割合が多かったのだが、東京オリンピックの翌年(1965 年)に第 2 次産業就業者の割合が上回った(第一次産業就業者 24.7%、第 2 次産業就業者 31.5%)。国勢調査統計によると、第 1 次産業就業者は、1950 年の 48.6%から減少を続け、第二次産業就業者は、1975 年の 34.2%をピークにして減少傾向をたどっている。2010 年の第一次産業就業者は 4%、第二次産業就業者は 25%の割合になった。一方、第三次産業就業者の割合は、1950 年の 29.7%から増え続け、2010 年には 70.6%のボリュームとなり、以後も増えている。(1) 第三次産業が主流の社会・経済情勢では、この産業の利益追求指向が支配的となる。

このような産業構造の時代的変容を、働く人間の側から見ると、第 1 次産業の労働対象は「自然」、第 2 次産業の労働対象は「もの(素材)」。第三次産業は「ひと」を対象にして、「ひと」の欲求や願望に関与してニーズを充足することで産業を発展させる。その産業領域では、人間のエモーショナルな能力が開発される。人間の欲求やニーズを捉えて事業化するセンスが磨かれる。付随して、人間が所属する集団や集合体の雰囲気（空気）を察知し、相手の視点に立って思考をめぐらせる対人関係調整能力が産業収益に結びつく。

第 3 次産業就業人口が労働者全体を圧倒するようになると、そこで常用される対人スキルや対人センスは第 3 次産業の領域を超えて、広く社会生活全般でも「有益」な対人関係能力へと汎化する。そして、それらが、一般的「社会性」となっていく。

この対人関係能力や情動的センスには、肉体的諸力や知識・技能諸力の提供とは異なる特質がある。それは、個人が幼少期以降に社会的関係を築いて成長してきた自らの社会性＝人間性である。人間性の発揮が社会の生産活動に貢献するのは、基本的には生産活動の発展であり人間性の充実につながる。しかし、それが産業利益を追求する社会の雇用契約関係に入ると、彼等の人間性が事業利益を生みだす原資となる。雇用者は被雇用者を「どれだけの利益を生みだすことができるのか」という指標で見ようとする。そればかりでなく、被雇用者が自身を「どれほどの価値があるのか？」と推し量るようになる。この時代の「経済的」価値追求の論理は、人間の「内面的」価値意識に転じて浸透していった。

## ３．ひきこもり（問題）が問う日本の労働環境

山家悠紀夫(2019)は、1990 年以降の日本経済を企業業績（収益）の観点から調べ、①企業売上高は 30 年間で 8%増にとどまる。②しかし、企業収益は急拡大した。③付加価値率の上昇、労働分配率の低下があったことを指摘した。そのことによる国民生活の変化については、①1997 年をピークに給与が減少し、 ②正社員は減少、非正社員が増加 ③経済格差の拡大傾向を挙げた (2) 。つまり、働く者へのしわ寄せと収奪によって企業利益が拡大してきたのである。

お笑い芸人・石井てる美さんは、1983 年生まれ。東大に入って大学院に進み、外資系コンサルティング会社マッキンゼー・アンド・カンパニーに入社し、絵にかいたようなエリートコースに乗ったと言われたが、1 年 4 か月で退社した。理由は、「常に成果を求められるプレッシャーに、心身が悲鳴をあげたのです」と述べている（朝日新聞朝刊 2024/3/15、オピニオン&フォーラム「評価と生きる」）。

このような経済的特質や労働現場の問題を把握したとき、労働市場への参加を留保・躊躇・忌避しているひきこもり当事者に対しての理解を、彼等個人のレジリエンスや対人関係能力の問題に帰属させてしまうのは一方的である。

ひきこもり当事者も、(労働という)社会参加の結

び目にあって、今日の労働事情に苦悩しているだろう。

## ４．人間性の商品化を競わされる労働市場

人が労働市場に参画するという経済的性質を、経済学の商品流通の過程に視座を重ねて考えてみる。

先ず、一商品の流通過程を見る。貨幣を介しての商品交換が進められる市場で、生産者の商品が売れるかどうか、それは難事業である。マルクスは、その点を「鉄または鉄の所有者の任務は、鉄が金をひきつける場所を商品世界で見つけることである。しかし、この困難、商品の命がけの飛躍は、この単純な流通の分析で想定されているように、販売が実際におこなわれれば克服される。」(3)として、“命がけの飛躍”と表現した。

自分の生産物に対する需要(購入)があると見込んで生産したが、それを証明するには生産物が実際に売れることを通じてでしかできない。たとえ、一商品が首尾よく販売されたとしても、その後が保証されるわけではなく、新たな商品は再び市場での“命がけの飛躍”に遭遇することになる。個々の生産物商品を必要とする社会的欲求に出会う交換行為の一つ一つが、いつも“命がけの飛躍”という苦難をともなう。売れなければ、ただのモノ（物）として残るだけである。

市場に投げだされるのは生産物商品だけではない、労働力も商品として市場に現れる。その販売行為（商品:W－G:貨幣）によって、労働力は貨幣を介して商品に転嫁する。一方、労働力の購買者は、購買行為（貨幣:G－W:商品）によって、労働力(商品)を購入する。ここでの労働力商品の使用価値は事業者に利潤(剰余価値)を提供することである。剰余労働（時間）こそが使用価値となる。商品流通における生産物商品の“命がけの飛躍”が市場で行われる傍らで、その挑戦は自らを商品として装い、需要がなければただのヒト（人）でしかない者にも“命がけの試練”として立ち現われる。

今日の経済社会において、人間も商品市場に出されている。経済活動の根底にある人間同士の関係が、商品流通の中で、商品と商品の関係、つまり貨幣の関係に置き換えることができる。誰もが貨幣(資本)の意思と力に従うようになる。貨幣は人間の欲望全てを代替し、全能の神になる。ここに、人々への価値評価を拘束する社会・経済的基底要因がある。

## ５．ひきこもり(問題)から見る日本の社会と経済

日本社会の労働問題には、日本的な特質がある。戦後の高度経済成長期にも長時間労働や深夜労働等の過酷ぶりがモーレツ社員・エコノミックアニマルと言われ、過労死問題も起きていた。資本主義的生産様式は働く人々を酷使する。その資本による利潤の収奪ぶりが 1990 年以降の“弱肉強食むきだしの人間収奪”へとつながった。人員整理（解雇）、サービス残業の強制、労働の過密化（強化）などの結果として、労働者には肉体と精神の消耗/破壊が余儀なくされた。パート労働や非正規労働等の労働種別を多様化して（賃金格差を広げて）総労働賃金を抑制した。労働の規制緩和、とりわけ派遣労働の規制緩和（労働職種の範囲拡充）は、人材派遣業を盛況にした。加えて、労働者に対する自己評価制度という新たな労務管理形態を布き、労働者全体を体制内化していった。

それらの結果として、労働者は連帯意識を失い、個人主義(的思考)を強めてしまった。

これらの経済戦略や労働施策、政治政策と社会の激変は、1980 年代後半の行財政改革に端を発し、1990 年代の構造改革政策で強化された。山家(2019)によると、この新自由主義「構造改革」政策の影響を受けて最も大きな変化を及ぼしたのが、先に見たように＜景気が良くなっても(企業が儲かるようになっても)、賃金が上がらない構造へと、日本経済が変わった＞ことである(4) 。１円でも多く儲けようとする資本の飽くなき欲望を市場経済の自由（横暴）に委ねてしまって、環境や自然が蝕まれ、その先で人間的生活も餌食にされたのである。

ひきこもりをきたす社会・経済的基底要因を再整理するにあたり、先述した社会・経済的基底因を下層に置き、その上に日本的特質としての経済戦略や労働政策等を上層として位置づけた。

社会に蔓延している自己責任・自助努力論は、社会保障と公共サービスの削減を隠蔽し、個人・家族・家庭に生活努力を押し付けている。

ひきこもり(問題)は、このような人間性を奪っていく社会に対して疑問と異議を供している。

## 引用文献

(1) 矢野恒太記念会編『数字で見る 日本の 100 年 改訂第７版』矢野恒太記念会 2020 年 p.67
(2) 山家悠紀夫『日本経済 30 年史 バブルからアベノミクスまで』岩波新書 2019 年 pp.12~25
(3) カール・マルクス著 杉本俊朗訳『経済学批判』大月書店 1966 年 p.112
(4) 同上(2) p.182

# 「ひきこもり状態にある人と暮らす家族への支援」

## 長期・高齢化に疲弊する家族に必要な支援

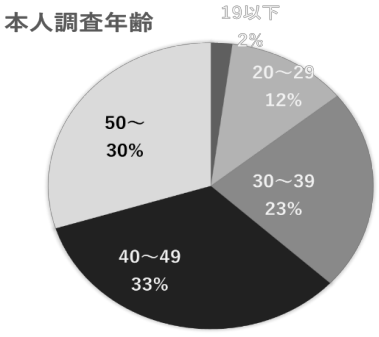
田中義和、TANAKA Yoshikazu（NPO 法人なでしこの会）

### １．著しい長期・高齢化

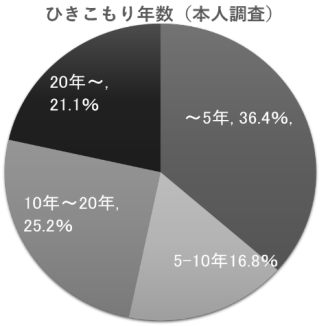
ひきこもりが社会問題となってから、30 年近くが経つ。その間、ひきこもり状態にある人は、年々増加し高齢化してきた。直近の内閣府調査（2022）でも、ひきこもり状態にある人は、推計で 146 万人と言われている。高齢化も進んだ。従来ひきこもりは、若者・男性中心と考えられてきた。しかし、内閣府調査では、15 歳～39 歳で 2.5%、40 歳～64 歳でも 2.02%と、40 歳以降にも多く存在することが明らかになった。また、男性だけでなく女性も 15 歳～39 歳で 45.1%、40 歳～69 歳で 40.6%と半数近くを占めている。

全国ひきこもり家族会連合会（KHJ）全国実態調査でも、本人の年齢は増加傾向にある。2008 年には、本人の平均年齢は、本人調査で 29.4 歳、家族調査で 30.1 歳であった。その後一貫して増加し、2023 年度は本人調査で、42.8 歳、家族調査では 35.6 歳となった。

本人の年齢分布も、本人調査では 40 代が 33%、50 代が 30%、家族調査でも 40 歳以上が 37%を占める。（図）

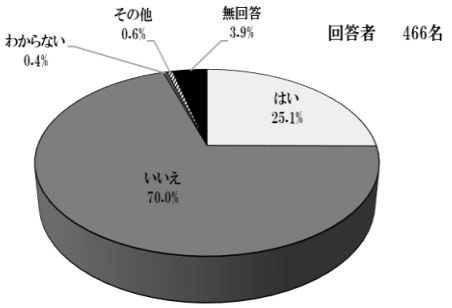



ひきこもり年数も長期化していて、2023 年度調査では、本人調査で平均 11.6 年、家族調査でも 11.7 年と 10 年を越えた。年齢の分布でも本人調査では、10 年以上が 46.3%、家族調査で 51%と長期化が著しい.（図）



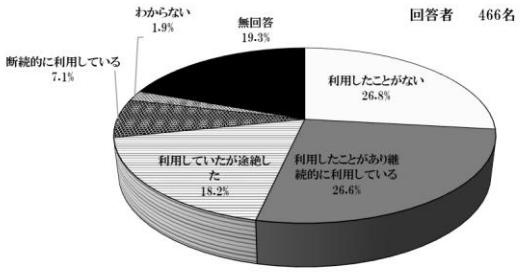

### ２．届いていない支援

長期・高齢化が進む中、本人や家族に支援は届いているだろうか。KHJ 調査では、なんらかのサポートを受けている本人は、25.1%、受けていない者が 70.0%である。（図参照）




ご本人はひきこもり状態についてのサポートを受けていますか？

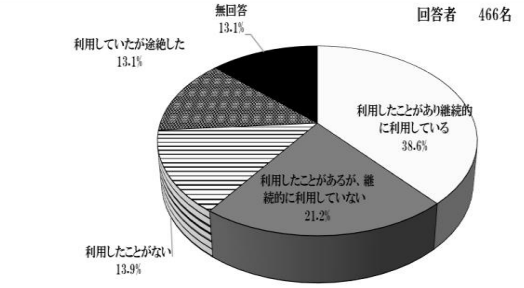
家族調査では、本人の医療・支援機関の利用について、継続的に利用しているのが 26.6%、利用していたが途絶した 18.2%、断続的に利用している 7.1%、利用したことがない 26.8%であった。利用経験があるが、継続的に利用しているものは、その半数である。



本人の医療・支援機関の利用（家族調査）

家族の医療・支援機関利用でも、継続的に利用しているのは 38.6%で少ない。

長期・高齢化が進む中で、伴走型支援の必要性が強調されるが、本人や家族に寄り添った継続的支援は進んでいない。



家族の医療・支援機関の利用

## ３．なぜ支援が届かないか

都道府県・政令市には、ひきこもり地域支援センターが整備され、全国の市町には相談窓口の設置が進んでいるが、十分に支援が届いていないのはなぜか。

まず、ひきこもり支援の基本となる法整備が進んでいない。現在、ひきこもりを独自に対象とした基本法はない。子ども若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法、など関連法が支援の根拠となっている。子ども・若者育成支援推進法は、ニート・ひきこもりを対象とし、子ども・若者綜合相談センターなどで支援が行われているが、年齢は 39 歳までが対象である。

生活困窮者自立支援では、ひきこもりも対象となる。40 歳以上の中高年も対象になるが、就労支援が中心であり、就労が困難な長期高齢化した本人の支援に充分に対応出来ていない。

障害者総合支援法では、障害年金などの所得保障、就労継続支援、グループホームなどの支援が取り組まれている。しかし、これを利用できる障害認定を受けている本人は多くない。KHJ 調査では、障害年金を受けている本人は 20%であった。

ひきこもり支援の法整備が不十分な中で、厚労省では「ひきこもり支援推進事業」が取り組まれている。基礎自治体に、ひきこもり地域支援センター、サポートステーション、その導入としてのひきこもりサポート事業がある。

この事業は任意事業で実施する自治体は多くない。全国の自治体で、ひきこもり地域支援センターが 32、ステーション事業 93、サポート事業 120 自治体で実施されている（令和 5 年度）。全国に 1741 自治体があるが、実施されているのは 245 自治体で 14%である。

ひきこもり地域支援センターが設置され、専門の相談窓口、家族会、居場所、訪問支援に取り組んでいる自治体がある一方で、いまだに相談窓口がはっきりしないで、たらい廻しのようなことがある自治体もある。その格差は大きい。

支援が届かいない第２の理由は、ひきこもりが長期化するにつれて、本人が支援に対して消極的、拒否的になることがあげられる。

## ４．家族・本人の実態と必要とされる支援

支援につながらない本人と家族が、10 年、20 年といっしょに暮らし、親亡き後への不安や焦りで、家族の疲弊が進んでいく。

「信じて待つ」と言われるが、本人と家族を支えていくために、どんな支援が必要とされているか、家族の実態をふまえた支援を考察したい。

参考文献

全国ひきこもり家族会連合会（KHJ）2024
ひきこもり実態に関する調査報告書
竹中哲夫　2022
ひきこもり支援者として生きて　長期・高年齢ひきこもり「支援方法論」の探索　かもがわ出版

# 室戸の実態から登校拒否・不登校、ひきこもりを検討する

森下　博　Morishita Hiroshi (元大阪健康福祉短期大学)・京都支部

## １．はじめに

私は、大阪市内の小学校を卒業し、中学校、高校は、高知県の室戸市で過ごした。

大阪と違って、室戸市は、海や山に囲まれ、自然環境に恵まれ、のびのびと６年間を過ごすことができた。

私にとって心身ともに、成長させてもらった自慢の室戸市であった。ところが、最近になって、不登校・ひきこもりの問題が、一つの大きな課題になっているという。なぜ、という疑問が沸き、実態把握と解決の糸口を調べる気になった。可能な限り整理し、改善の糸口になる提言できるよう考えている。

## ２．全国に比べ不登校者数が多い

室戸市の実態について、２０２２年度の資料を「不登校の実態について」（教育委員会発行）を見ると、室戸市内の小中学校の千人当たりの不登校児童生徒数（人）が全国比較できるのは令和１年度と 2 年度の表によると、令和 1 年度は、小学校は室戸市 12.7、高知県は 10.3、全国は 8.3。令和 2 年度は室戸市は 24.5、高知県 11.8、全国は 10.0 となっている。ところが、中学校は必ずしも、室戸市が全国の数に比べて多いとは言えない。令和 1 年度、室戸市は 22.7、高知県は 45.3、全国は 39.4。令和 2 年度は室戸市 26.7、高知県は 50.5、全国は 40.9 となっている。

この数字を見る限り、「全国に比べ不登校者数が多い」というのは小学校を指していることになる。

その要因について教育委員会は分析している。上位のいくつかを紹介すると、①身体の不調（10 件）②生活習慣の乱れ（6 件）、③登校への無気力・無関心（6 件）となっている。

## ３．多いことは認識しているが、人口流出が最重要課題となっている

室戸市は、人口が約 11000 人規模の市である。人口の減少傾向を食い止め、活気ある街づくりを目指している。全市あげての努力にもかかわらず、人口回復の兆しがない。アクセスの悪さや第一次産業の衰退など、室戸市も日本の地方都市特有の困難な課題を抱えている。

室戸市は人口　約 10000 人余で減少が止まらない。とりわけ、若者の流出防止と県外からの移住をどう促進するのか、

８０５０問題についても、高齢者の独居・孤立の心配に、どう対処すればいいのか、など、不登校問題など対策の必要性は理解しているが、手が届かないのが正直なところだとなっており、全国の高齢者率から、75 歳　30%　80 歳　52%室戸市は全国の 50 年先を行っている、市長はいう。

## ４．市長からの要望は、進んだ地域の実践などを紹介してほしい

「はじめに」で、紹介したように、私にとって自慢の室戸市が、不登校・ひきこもりの数が、全国に比して、多いのはなぜかを検討する予定であった。

そして、2023 年 7 月、市長との意見交換の日取りも決めた。そのための室戸市（高知県）についての関係資料も目を通した。

市長は「不登校・ひきこもり」が多いこ

とは把握しており、「対策が不可欠であると認識」している。支援をお願いしたいとのことであった。

室戸市の人口動向分析をみると、森下が室戸に在住していた 1955 年＝昭和 30 年（約３万 2 千人）から 1960 年＝36 年（約万人）と 3 万人台を維持し、ピーク時だったことがわかる。その後、1962 年ころから 3 万人を割り、2023 年（令和５年）には 11790 人となっている。その後の人口の推移をみると、2060 年には、2375 人となっている。森下が想像していたよりは、はるかに、厳しい人口減少の推計値である。

確かに、市長が「不登校・ひきこもり」への「対策が不可欠である」との認識はあっても、「人口減への対策が最優先になる」ことは理解できる。森下らの「支援の申し入れ」に対して「ご指導、ご支援をお願いしたい」にとどまることもやむを得ない。

森下は以上の室戸市がかかえる最大の人口減少の課題を理解したうえで、大阪を事務局とするひきこもり学会や日本科学者会・京都支部の支援、協力も得ながら、人間のつながりや生きがいの問題に視点をおきながら、テーマについて考えたい。また、人間のもつ元気の源に届くとりくみの具体化とその延長線上にあるまちおこしについて若者の視点で提言できないかを考えている。

中間地点にたって、今後の提言までの足がかりになる点を整理すると、

① 室戸市によると、８０５０問題で、高知大学からの接触　調査について、支援・依頼要望あるという。
② 全国的には、秋田県の藤里町の社会福祉協議会がとりくむ、全町対象の調査と、就労につながる研修制度。
③ 隠岐の島のとりくみから、統廃合の危機にあった高等学校を人間のつながりを土台に活性化させていった。
④ 大阪のＴ大学の学生と懇談し、室戸市を現地見学し、見たまま、感じたままをまとめ、市長への提言するという企画した。若者の声をひきこもり学会と日本の科学者会議で発表の機会をもって、研究者や関係者との交流を企画した。
⑤ 室戸市出身者の声をききとり、アクセスの問題と産業衰退や人口問題や耐震の問題について話題にし、市側に提供できるよう検討する。
⑥ 学力問題と学力テストが教育関係者と子どもたちへの影響について

# 登校拒否・不登校から問い直す教員養成と研修の課題

## 「生物・心理・社会（BPS）モデル」に着目して

伊田勝憲　IDA Katsunori（立命館大学・京都支部）

### １．はじめに

2013 年度から 10 年連続して「不登校」が増加し、コロナ禍以降さらに加速している。特に小学校低学年の増加率が著しく、小学 1 年生の場合、この 10 年で 7 倍となっている。加えて、病気や経済的理由等による「長期欠席」も増加している中で、COCOLO プランなど主に学習面に軸足を置いた「手立て」が先行する一方、なぜ増えているのかという「見立て」の議論が十分ではない。

そこで、本稿では、文部科学省（2022）による改訂版の生徒指導提要に登場した「生物・心理・社会モデル」（Bio-Psycho-Social Model、以下「BPS モデル」と略記）に着目し、特に登校拒否・不登校の背景にあるマクロレベルの「社会的要因」として教員の世代交代について考える。

### ２．登校拒否・不登校増加のマクロな社会的要因

社会的要因も地域や家庭及び保護者の労働環境等を含む幅広い概念であるが、ここでは学校環境に絞り、特に 2013 年度以降の「不登校」増加の背景としてマクロレベルでの変化（変動）として「教員の世代交代」に着目する。これは昨今の教員不足問題のみならず、教員の質に変化をもたらし、生徒指導上の諸課題への対応が後手に回りやすい状況をもたらしている恐れがある。

そもそも、教員の年齢構成分布には大きな偏りがあり、戦後 2 回のベビーブームに連動して、人口の多い世代の就学に合わせて、人口の少ない世代から新卒で大量に教員を採用するサイクルが見られ、2010 年代半ば以降は 2 回目の大量退職期に当たる。3 回目のベビーブームはなく、少子化で教員需要が減少する要素はありつつも、実際には、①インクルーシブ教育システムの掛け声と裏腹に特別支援学校／特別支援学級在籍児童生徒数の拡大（2014 年からの 10 年で 2 倍）、②若い世代の教員増加とジェンダー平等の浸透に伴い産休・育休ニーズが増大、③小学校で 2021 年度の小 2 から 35 人学級導入といった教員需要を押し上げる要素が大量退職期と重なった。加えて、④教員採用試験を受ける女性の減少（2012 年からの 10 年で半減、ジェンダー平等の進む民間と競合か）、⑤再課程認定を機に教職課程から撤退する大学・学部が続出し（2018 年前後）、教員免許状の授与数が減少傾向、その背景として、⑥2005 年の規制緩和以降、特に小学校の教員養成が国立大から私立大にシフトしていたことなど、供給不足に至る構造的問題が挙げられる。さらに遡ると、⑦1997 年学部入学生をもって旧日本育英会の第一種奨学金の返還免除職制度が廃止されたことは、教員不足の深刻化のみならず、教員の質や学校文化にも影響を及ぼしていることが危惧される。

### ３．奨学金返還免除職制度廃止の長期的影響

藤森（2007）は、返還免除職制度の廃止の前後において教員養成系学部で奨学金貸与を受ける学生の「層」が変化したことを指摘している。端的には、廃止前の 1996 年と廃止後の 2002 年を比較して、「低所得者層」「教員になる可能性が高い」「学力が高い」層が大幅に減少し、返還免除職廃止の影響を受けにくい「より所得階層の高い」「より学力の低い」しかも「教員になる可能性の低い」層への奨学金貸与（元々返還免除の対象外であった有利子の第二種奨学金を含む）が拡大されたと言える。藤森の表現を借りるならば「奨学金の教員リクルートの機能が制度改正により失われ」（p.191）、生活困窮世帯から教員を目指して大学進学を決断する層が減った。

大量退職期を迎えて教員需要の増大する 2010

年代半ば以降になってその影響が顕在化して「教員不足」の深刻化を招いていると見ることもできるが、より大きいのは教員の質への影響かもしれない。1 つには、教員志望学生の「学力」が下振れしたことで、例えば、苦手分野の授業準備にそれ相応の時間を要してしまうなど、結果として生徒指導・教育相談案件への対応に振り向ける時間とエネルギーが奪われ、文字通り「後手に回る」リスクが高まるおそれはあるだろう。ただし、「わからない子どもの気持ちがわかる」など、強みになりうる要素もあり、「学力」と職務遂行（例えば授業の質）との関係は、それらの定義を含めて慎重に議論する余地がある。

もう 1 つ、より影響が大きいかもしれない点として、生活困窮世帯出身の教員の減少により、多様な背景を背負っている児童生徒を共感的に理解する教員集団としての力量が徐々に失われ、教員の世代交代が本格化した 2010 年代半ば以降、その傾向が加速しているおそれがある。吉住（2016）による中学生を対象としたソーシャルサポートに関する調査では、一般世帯の中学生と比較して、生活困窮世帯の中学生には「先生サポート」が届きにくいことが示唆されている。それ以外の生徒指導上の諸課題についても、社会的要因を軽視して児童生徒本人の属性（心理学的要因等）に帰属する「基本的帰属のエラー」がより生じやすくなった可能性は否定できない。

事実、毎年度実施される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、学校・教員視点で判断された不登校の理由は「無気力・不安」という心理学的要因が過半数を占めている一方で、社会的要因の代表例とも言える「いじめ」は 0.3%である。逆に、文部科学省（2021）が不登校の児童生徒本人及び保護者を対象に実施した「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」では、学校に行きづらいと感じたきっかけとして「いじめ」を挙げたケースが 2 割以上あり、学校・教員視点の調査結果との乖離が大きい。まさに「基本的帰属のエラー」が起きている。

## ４．BPS モデルと「原因帰属理論」の再解釈に基づく教員養成及び研修プログラムの開発へ

教職課程の教育心理学系の科目において取り上げられる「原因帰属理論」では「努力」への帰属は重視されてきた。しかし、「親ガチャ」という言葉がそれなりのリアリティを持って人口に膾炙した今日、この「努力」帰属重視を見直し、自己責任論からの脱却、そして個体能力論から関係論への転換を図るための議論が必要である。

高垣（2008）は、「努力すれば報われる」と言える人こそ、それは恵まれているからではないかと自分をふり返ってみる必要があると述べているが、本稿の文脈で受け止めると「基本的帰属のエラー」に自ら気づくことを求めていると言える。そこで、教員養成及び研修の中で、BPS モデルやエピジェネティクス等について学ぶことが、例えば、社会的要因に対する身体的反応（生物学的要因）として「登校拒否」となるイメージなど、心理学的要因の背景に関するメタ認知につながるかもしれない。児童生徒理解における基本的帰属のエラーが低減されることで、安心・安全な学校風土づくりに資することが期待される。そのための研修プログラムの開発と効果検証が課題である。

## 引用文献

藤森 宏明 (2007). 奨学金制度改革がもたらしたもの：教員養成系学部の動向をもとに　日本教育政策学会年報, *14*, 183-197.

文部科学省 (2021).不登校児童生徒の実態把握に関する調査結果報告書（不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議　令和 3 年 10 月）

文部科学省 (2022). 生徒指導提要（令和 4 年 12 月）

高垣忠一郎 (2008). 競争社会に向き合う自己肯定感　新日本出版社

吉住 隆弘 (2016). 生活困窮者世帯の子どもにおけるソーシャルサポートと QOL の関連：生活保護世帯の中学生に着目して　発達心理学研究, *27*, 408-417.

# 登校拒否のカテゴリー論

## -イデオロギーの論理学（戸坂潤）に依拠して-

藤井良彦、Fujii Yoshihiko（文学博士）

### １．「不登校」の対象性

戸坂潤の提唱したイデオロギーの論理学はカントの超越論的分析論におけるカテゴリーの演繹をマルクス主義の影響を受けて、社会科学に応用したものである。戦後、実証主義を標榜した科学は勢い、この定性分析とも言うべき概念分析を忘れたのではないか？

貧困率を出すことは定量分析であるが「ワーキングプア」「貧困女子」という意識を分析するのは概念分析である。「年間 30 日以上の欠席」と定義した上で長期欠席者の数を数え上げることはできるけれども、だから「不登校」が増えていると結論するならば科学者は実証の域を越えている。「学校になじめない子ども」「不登校経験者」とは「貧困女子」「弱者男性」と同様、一つのステータスである。「五月雨不登校」「完全不登校」と表現もさまざまにそれは語られてきた。では、「不就学」とは区別された「不登校」という概念はどのようにして形成されたのか？

その形成過程にあるのが、「不登校」という言葉が登校拒否とは区別されて概念化された渡辺位（精神医）の二次反応説である。彼にとって当時は「登校拒否児」と呼ばれていた患児は実在している。一次的に「不登校状態」に陥った子どもが葛藤を生じることで二次的に神経症様の症状が惹き起こされる。では、どのような子どもが「不登校状態」に陥るのか？それに答えたのが「個性的な登校拒否の子ども」というフリースクールの論理である。「明るい登校拒否」と言われたフリースクールに元気に通う子どもたちはもはや患児ではないが「個性的な登校拒否の子ども」というカテゴリーに自らをカテゴライズして一つの存在性を獲得する。その問題点を指摘したのが、北山由美の論文「〈登校拒否〉経験の物語性について」（1998 年）である。彼女は登校拒否における当事者性の問題を初めて提起した。その問題を素通りしたところに成り立つのが「学校になじめない子ども」「不登校経験者」という存在性だ。

登校拒否・不登校とは社会科学の研究対象を規定するカテゴリーであると同時に、当事者たちが意識的に自らをカテゴライズするカテゴリーでもある。その定性分析をしなければ社会科学は疑似科学に陥る。問題は「不登校」という社会科学の研究対象の対象性に関わると同時に「当事者」の存在性に関わっている。

### ２．「登校拒否児」の存在性

渡辺位は国立国府台病院児童精神科病棟の院内学級において「登校拒否児」の入院治療をしていた。彼の編著『登校拒否・学校に行かないで生きる』（1983）に収録された座談会「なぜ学校に行かなくてはならないの？」は司会者によると「登校拒否を経験した本人の座談会」である。7 名の参加者のうち 3 名までが院内学級に籍を置いたことがある、あるいは置いているにもかかわらず、その特殊な体験が語られることはない。しかし「登校拒否を経験した」とされる彼らの意見はフリースクールの在籍者たちの文集やその機関紙『不登校新聞』を通じて配信された。

北山は登校拒否というカテゴリーによる被規定性の問題を以下のように提起した。

「〈登校拒否〉問題は、現代日本の教育問題あるいは社会問題として、絶え間なく語られ続けている。〈登校拒否〉の子どもたちにとっての〈登校拒否〉経験とは、こうした語りの場の中で編まれる自己物語である。ひたむきに自分の経験を語る子どもたちのいききとした語り口は、「同じ経験」をした私にとって、自分が救われるような感

覚を覚えさせてくれるものだった。けれども、当初はそのようにきらめいて聞こえた子どもたちの語り口が次第に「似かよったもの」に感じられるとともに、子どもたちの「けなげさ」に、さらにはそうした子どもたちの語りをたよりに紡いできた自分の経験に疑問を生じてきた。」

「私は学校へ行かなかった時期、自分が「登校拒否をしている」とは認識していなかった。学校に行かないということと、自分が「教育問題」または「社会問題」として構成された〈登校拒否〉カテゴリーの一員であることとは距離があった。何らかの形で〈登校拒否〉ということば、あるいはカテゴリーを知る以前には、私は〈登校拒否児〉ではなかったのだろう。」

「子どもたちが〈登校拒否〉経験を語るには、それに先だって〈登校拒否児〉カテゴリーを自らに引き受ける必要がある。〈登校拒否児〉カテゴリーは、「学校へ行かない（行かなかった）」子どもたちを、等し並みに〈登校拒否児〉として仕立て上げる仕掛けである。」

## ３．イデオロギーの論理学

カテゴリーによる意識の社会的被規定性の問題はすでに戸坂潤によって虚偽意識の問題として提起されている。この問題を解くのがイデオロギーの論理学である。彼の『イデオロギーの論理学』（1930）の序に「思想の論理学」とあるのがそれである。基礎となったのは三木清のイデオロギー論だ。「個人の意識は社会的に規定されている」というマルクスの原理に基づき、戸坂はイデオロギーの範疇論、つまりは社会科学の予備学としてのイデオロギーの論理学を構想した。

登校拒否は戦後の教育闘争において使われ出した用語だ。同盟休校と同じ意味で使われる場合もあるが意図的に区別して使われる場合もある。この言葉を Schoolrefusal という児童精神医学の用語の訳語として転用したのが高木隆郎（精神医）だ。この「神経症的登校拒否」「登校拒否症」として流布した用語を「不登校」と区別して用いたのが渡辺である。「不登校状態」に陥る原因として格好狂育を挙げる彼の学校病理論が登校拒否に代わって「不登校」を問題とした。では、どのような子が「不登校状態」に陥るのか？それが「個性的」「学校になじめない」とされる「登校拒否の子ども」「不登校の子ども」である。登校拒否が「不登校」と言い替えられたのではない。それを併用する論理において、当事者の被規定性を担う特殊な概念が生じた。「不登校」が行政用語となっている現代において、それが登校拒否という民間用語から派生した過程を過程することは、しかしその定義の再確認ではない。

「教育はイデオロギーか？」という問いは国分一太郎が発したものだ。端的に言って「不登校」はイデオロギーである。「不登校が増えている」という主張は「学校外の学びの場」における「多様な学び」を推進する。「不登校現象」を研究対象とする研究者がそれを追認する。当事者たちはそれを経験する。社会科学者が問うべきことは何らかの理由で通学できずにいる就学権者たちの学校外での就学権保障の問題ではないのか？

## 引用文献

北山由美（1998 年）「〈登校拒否〉経験の物語性について」『立教大学教育学科研究年報』42 号

藤井良彦（2016 年）「渡辺位と小澤勲：登校拒否から「不登校」へ、反精神医学の思想」『立正大学哲学会紀要』11 号

――（2016 年）「論理なき現象のゆくえ：「不登校」現象の現象学的還元」『人文科学研究所年報』53 号

――（2017 年）『不登校とは何であったか？：心因性登校拒否、その社会病理化の論理』社会評論社

――（2018 年）「「不登校」現象の基礎づけ、或いはその精神医学化の論理」『人文科学研究所年報』55 号

――（2022 年）『盟休入りした子どもたち：学校ヲ休ミニスル』土佐堀舎

――（2024 年）「学校哲学」『ごっ魂ぜ』4 号

# 不登校による自己否定感と安心して失敗できる居場所

## フリースクールの現場から考える社会課題として

石山　佳秀、Yoshihide Ishiyama（認定 NPO 法人フリースクール三重シューレ）

### １．はじめに

2003 年にフリースクール三重シューレをオープンしてから「不登校を問題視しない」ことを訴え、自己肯定感を育める場であることを方針にしてきた。自己肯定感を育むためには「ありのまま」を認められる関係が大切であり、スタッフは子どもを叱る・褒めるなどの評価をしない。評価のない居場所で育つ子どもから「自分でいい」という声が聞けることはスタッフの喜びでもある。

この三重シューレの活動とともに、入会相談と不登校相談（1 回 2 時間、約 1,000 件）を行ってきた。相談から感じるのは、子どもは不登校の自分を問題視される時間を重ねると、自分に対する否定的な実感（以下、自己否定感とする）を深めて、成長の足を引っ張られることになる。「不登校が問題視されて自己否定感を深めることが問題」であることを痛感してきた。

本来、子どもが安心して生きて、のびのびと育つためには、「自分でいい」という自己肯定感が育まれるための環境が必要である。不登校が問題視される環境はその対極になるのである。

本稿では、不登校から自己否定感を深めること及び自己否定感の先にある社会課題を考察し、三重シューレの社会課題への取り組みを紹介する。

### ２．学校に戻れないことと自己否定感

毎年秋に、不登校児童生徒数が発表されるが、同時に、登校するようになった（以下、学校復帰とする）数も発表されている。児童生徒の問題行動・不登校生徒等生徒指導上の諸課題に関する調査では、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」と表現されている。2022 年度の小中学校での人数は、81,375 人で不登校全体の 27,2%であり、その年度で学校復帰しなかった子どもは 70%以上になる。もちろん、年度を超えて時間をかけて学校復帰する子どもはいる。

国や県などの教委が、不登校支援において社会的自立を目指しても、学校現場がこの方針を共有しているとは言い難い現状がある。

常に学校に戻ることを期待・誘導・指導された結果、学校復帰できなければ、その子どもは自己否定感を深めていることが考えられる。

私が話を聞いた若者は、小・中・高・専門学校（中退）で不登校を経験し、毎年新年度になると周囲の意向や指導で登校を試みるが、数か月後に不登校になることを繰り返した。「年が過ぎるごとに自己肯定感が削られてきた」と言っている。

### ３．学校復帰と自己否定感

一方で学校復帰すれば、安心する大人は多いが、それはゴールではない。松本俊彦によれば、10 代と 20 代の自殺を調査したところ、大半が学齢期に不登校を経験し、その不登校経験者の 75%が学校に復帰していたのである [1)]。松本は、「不登校はときに必要である…大人はつい『学校へ戻ることがゴールである』と考えてしまいがちですが、それはあやまりです」と言っている。

この自殺した人の中には、学校復帰を通じて過剰適応を求められ、逆に自己否定感を深めることになっていたケースがあると考えている。周囲から学校復帰を期待・誘導・指導されて学校復帰を喜ばれれば、一時、自己評価は上がる。だがそれは、不登校の時の自分を否定し、復帰した自分だけを肯定することになるのではないか。そうなれば自分自身の肯定には、学校復帰が条件になる。その後、自己評価が下がることがあれば、自分自身の否定につながりやすくなると考える。

そもそも、学校復帰したからといって自己肯定

感を育める訳ではない。学校復帰できなくても「自分でいい」というのが自己肯定感である。

不登校支援は、自分の不登校経験を肯定的に整理し、学校復帰に関係なく自己肯定感を育めるものであることが重要だと考える。

## ４．自己否定感から追い詰められてひきこもる

「自分はダメ」という自己否定感を深めれば、他者の評価が気になり他者の眼差しを避けたくなると考えられる。また、親が自分の不安を子どもにぶつけて、子どもの心を置いてきぼりにした対応をすれば、親子の関係は悪化する。この親とはコミュニケーションをとることが難しくなる。

このように自己否定感を深めて親子関係が悪化すれば、ひきこもるリスクが高くなると考えている。ひきこもることは、その人にとって必要で意味がある。だが、不登校の対応や指導によって、ひきこもらせることは問題である。

## ５．不登校から失敗することがこわい

不登校によって自己否定感を深めた子ども・若者から、しばしば「失敗することがこわい」という声を聞く。失敗しない最も有効な方法は「新しいことをやらない・選択しない」ことだろう。

斎藤環は、「一般に『ひきこもり』とは、不登校や就労の失敗をきっかけに、何年もの間自宅に閉じこもり続ける青少年を指す言葉です」[2]としている。不登校は不本意な体験かも知れないが、問題は周囲の否定的な眼差しや対応によって不登校を失敗と受け止めざるを得ないことである。

本来、成長は試行錯誤の連続であり、失敗は大切な経験になる。だが私たちの社会は成功体験で自信を持たせようとする教育や支援が中心にある。

また、保護者は様々な「世間」とつながり、子どもたちも「同質性によって結びついている共同体である『世間』」[3]の中で生きて育っている。将来への不安に加え、子ども自身が不登校することを「世間」からの逸脱と感じ、「人生の失敗」のように捉えても無理はない。引き続き同じ世間に身を置きながら、「失敗するかも知れない」ことに取り組むことは簡単なことではない。

## ６．安心して失敗できる居場所を目指して

失敗をおそれる子どもに他者が勇気を求めれば、「ありのまま」を否定することになる。三重シューレでは、スタッフが子どもの「試行錯誤にいつまでも付き合うこと」と「約束しない（約束にさせない）」ことを大切にしている。子ども・スタッフ・保護者の課題を分離し、スタッフが子どもに約束をさせずに試行錯誤を応援する中で、私たちは子どもたちの成長を目の当たりにしてきた。

また、三重シューレの「いつでもつながるワーキング®」[4]では、アルバイトや仕事をしたいとき、仕事を探す、履歴書・面接の準備、先方へのアポなどを子どもの希望に応じてスタッフがお手伝いしている。これは卒業後も可能であり、いつでも子どもたちの試行錯誤を応援している。

三重シューレの卒業は、高卒の資格をとった３月が多い。卒業後も三重シューレとの関りを希望する場合は、週に一日、ボランティアスタッフとして活動に参加できる。居場所に身を置きながら、これからの自分を考えて自分のペースで歩んでいる。この試行錯誤の中で、それぞれが自分の社会的自立につなげている。

以上の「約束しないこと」、「いつでもつながるワーキング®」、「卒業後のボランティア」は、子どもたちから学び、子どもたちといっしょにつくってきた。子どもたちが安心して失敗できるための支援や環境になることを願っている。

さらに安心して失敗できる環境を増やしていくことは、社会の課題であると考えている。

## 引用文献・注

1) 松本俊彦（2022）「不登校には大事な意味があり必要です」『不登校新聞』通算 572 号 p. 7.
2) 斎藤環・畠中雅子(2022)『新版　ひきこもりのライフプラン』（岩波ブックレット）p. 3.
3) 泉谷閑示(2009)『「私」を生きるための言葉　日本語と個人主義』（研究社） p. 40.
4) 商標「いつでもつながるワーキング」登録番号：第 6332157 号

# フリースクールにおける学びと自立について
## ―当事者の経験から

宇陀　直紀、Naoki UDA、（つくるがっこうイホルラ舎　スタッフ）

### １．はじめに

不登校の子どもへの関わり方の視点として学校復帰のみならず社会的自立を視野に入れた支援のあり方が議論されている。学校外の学びの場としてフリースクールの活動が各地で展開されており、不登校の子どもの居場所や学びの場として大切な役割を担う存在だと考えている。

筆者は小学校 1 年生から不登校になり、その後いくつかのフリースクールに通っていた経験がある。本稿では、不登校の当事者の経験を一例として、フリースクールにおける学びとその後の自立について考えたい。

### ２．不登校になった時の社会のまなざし

私は幼稚園に通っていた頃から、集団の中で何かをするのが苦手な傾向があり、一人で興味のあることに没頭する性格だった。小学校に上がると 1 年生が 9 人、全校生徒合わせて 36 人の小さな学校であった。隣近所は全て知っているような地域柄もあり、集団行動からはみ出る者として周囲との関係構築が難しい子どもだった。小学校に入学して間もなく、学校に行きたくないと言うようになり、ほぼ毎朝担任の先生が迎えに来ていたが拒否し続ける日が続いた。

私が学校に行っていないことはすぐに広まるような地域であり、外に出て知っている大人に遭遇しようものならあいさつ代わりのように「今日は学校休み？」「なんで学校に行かないの」と繰り返し問われるような環境であった。

学校の先生からも、地域社会からも、親族からも、学校に行かないことが悪いことであるように責められ続け、他者への信用や将来の道筋を見出せない状況でひきこもる時期があり、その後学校以外の居場所としてフリースクールがあることを知った。

### ３．居場所があることの安心と自立への不安

フリースクールは「いつ来て、いつ帰っても良い」場所であり、小中学校のように時間割が決められているわけでなく、自由に過ごすことができる。フリースクール全体の子どもの数も少人数であり、学年やクラスなどの枠組みがないため、小中学校のように横並びで誰かに合わせないといけない緊張感は少なく、一人ひとりの自由な気持ちが守られる居場所だと考える。

フリースクールで過ごした時間は私にとって「自分が生きていてもいい」と最低限の安心を得られることで貴重な時間であった。

しかし同時に「学校に行っていないことで、将来は大丈夫なのか」という不安は常にあった。フリースクールに通っている間はいわば、「守られている」空間・時間であるが、自分の将来がどうなるのか、イメージが見出せないまま不安が重なっていた。

### ４．フリースクールでの学び

フリースクールでは、一人ひとりが自分でどんな風に一日を過ごすか、子どもたちに委ねられている。何もしない一日もあれば、ゲームをして過ごす一日も認められている。

その中でも、ミーティングはスクールでの活動を子どもとスタッフで話し合って考え、決めていく重要なシステムとなっている。自分で何をしたいか考えて、みんなに説明して、それを実行する過程は大きな学びになった。

通っていたフリースクールにはボランティアで参加している大学生スタッフが居た。主に心理学や教育学を学んでいる学生の方との交流を通して、自分自身の将来のことを考えるきっかけとなった。

小学校はほとんど行っていなかったため、教科学習やテストを受ける経験は中学 1 年に上がった少しの期間を除いて、全くと言って良いほどしていなかった。ボランティアの大学生の方との交流を通して、大学に進学したい気持ちや、将来に対するイメージがつかめてきたことで、教科学習にも取り組むようになった。やりたいことをゴールとして、そのために何をすべきか過程を考えて実行することは、ミーティングを通して自分のやりたいことを実現するフリースクールの学びに関連することだと考える。

### ５．フリースクールから一歩踏み出すとき

小中学校は義務教育であるため、フリースクールに通っていたとしても在籍校の児童・生徒としての身分がある。中学校を卒業するとフリースクールに通っている同学年や年上のメンバーは通信制高校に進学する場合が多かった。

フリースクールに通いながら通信制高校に進学しているメンバーの様子を見ていると、レポートの提出に苦しんでいるようであったため、自分には 3 年間を通して通信制高校で学ぶ気力はないかもしれないと思った。

卒業後の進路を具体的に考えるようになった中学 3 年生の夏ごろに、高卒認定試験（旧大検）というものがあることを知った。試験に合格すると高校卒業と同等の資格が得られて、大学や専門学校などに進学できる。履歴書に〇〇高校卒業とは書けないと言われていたが、大学への進学を希望していたため、高校卒業の学歴がどうなるかはあまり気にしなかった。

また、当時の生活上の課題として家から出たい気持ちが強かったため、高卒認定をパスして大学への進学を目指しながら、アルバイトをして一人暮らしする生活を描いていたことも、進路の決め手となった。

自分で働いてお金を得ることによって、不登校になった頃から感じていた自己否定や将来への不安が多少和らいだように感じ、自信にもつながっていった。

## ６．進学、就職、社会のレールへの違和感

アルバイトをしながら高卒認定の資格を取得し、4 年制大学に進学した。ようやく自分の学びたいことを学べる環境を手にしたと思ったが、入学当初から就職活動の話題やサークル活動、課外活動などが押し寄せてくることで疲弊してしまった。また、周りの同学年はいわゆる一般的な高校生活を経て大学に進学していたため、これまでの生活体験も違うことが多く、環境に馴染むことが難しいと感じた。

結局、最初に入学した大学は 1 年通い、2 年生からは通信制の大学に編入学し、同時にフルタイムでの仕事を始めた。職場が変わることはあったが大学卒業後も同じ職場で働いていたため、いわゆる就活や就職することを目的としたアピールポイント作りの諸活動の経験がない。

不登校になった頃の経験やフリースクールに通っている時と同様に、横並びで評価されることに違和感を感じていた。振り返って考えると自分なりの社会への関わり方として、「どうにかなんとかなった」という気持ちでいる。

## ７．フリースクールのスタッフとして考えること

現在はいくつかの仕事をしながらフリースクールのスタッフとして自由な学びの活動に関わる機会をいただいている。自分自身も不登校の経験があってフリースクールに通っていたことで、共通の体験ではあるが、一人ひとりのこれまでの暮らしや経験の上があるため、日々の活動を一緒に楽しむ気持ちで過ごしている。

不登校の子どもたちが 30 万人近く居る時代で、正解や答えのない未来が待ち受けていると予想する。常識や正しいことに捉われてしまうのではなく、一人ひとりの直感や得意とすることを活かせるような環境が必要であり、フリースクールはそれらを実験できる場になれば良いのかと思う。

## おわりに

ここまで自分自身の不登校体験やフリースクールでの学んだこと、その後の進路選択で考えたことなどを書いた。子どもたちや子どもに関わる仕事をしている人と一緒に考えながら、一人ひとりが自分の生活を守りながら自由に学べるあり方について今後も考えていきたい。

# 大阪から問う“不登校問題”

中林　沙也加（Sayaka Nakabayashi）大阪市公立中学校教諭

## １．はじめに

従来不登校の問題は生徒本人、家庭の問題とされてきた。それを全て否定することはできないが不登校の生徒と日々向き合う中で不登校は個人の問題に帰結するものではなく、学校や社会の在り方であることに気づかされる。社会は「学校ムリならココあるよ」と第２、第３の学校以外の居場所を提示する前にできることがあるのではないだろうか。いま学校、社会はいかに変容するべきかについて提起し、考えていきたい。

## ２．不登校を経験した生徒の声から

稿者は現在不登校特例校で勤務している。大阪市内全域から不登校を経験した中学生が登校する学校である。校則、制服など従来の学校では「当たり前」とされてきたものがゼロにした状態でスタートを切った。はじめは緊張状態であった生徒も慣れてくると自らの不登校経験を語るようになる。そこで共通したのは、これまで自分が在籍していた学校には「圧」が存在するという言葉である。

生徒は何を「圧」と感じているのか、その正体は何なのか。どうすれば我々は「圧」から解放されるのかについて明らかにしたい。

## ３.大阪の教育改革がもたらしたものについて

大阪府で 2008 年当時の橋下徹知事によって「教育非常事態宣言」が発信され、その下で学力向上緊急対策、2009 年には「大阪の教育力向上プラン」、その後は中学生チャレンジテスト、高等学校の再編整備計画、小学 5，6 年生の学力テスト「すくすくウォッチ」とあらゆる策が講じられた。

その改革のもと、教育の諸問題が解決するかのように思われたが、年々小中学生、高校生の不登校立は上昇し続けている。それはいったいなぜなのか。

「学力向上のためにやることは学力向上につながらない」と現場では表立った声は上がらなくとも共通認識になっている。従来、大阪の教育は生徒の生活背景に迫った「教育は今日行く」、「靴減らしの教育」を地で行くものであった。しかし、各種教育改革と働き方改革が現場を席巻するに至った現在、現場では家庭訪問すらも「希望者のみ」になってしまったり、勤務時間外に保護者と面談を実施することも「本当にそれが必要なのか」と現場から歓迎されないムードができてしまったりと、教師のやりがいや専門性が奪われるに至っている。

## ５.「みんなと同じことができない」

再び、不登校を経験した生徒の声に戻る。「みんなと同じことが同じタイミングでできない。すると、同級生からも先生からも心無い言葉が飛んできた。それが怖くて教室に入れなくなった。」という声が少なからず寄せられている。教育の「成果」を数字に換算するならば、コスパ・タイパよく目に見える数字を向上させるに増す方法はないだろう。そこに順応し、喜びを感じる生徒ばかりではないのが現実である。

## ６.教育にとって急務なこと

不登校特例校ができた、学校以外の居場所ができたからよかったね・・・。本当にそうなのだろうか。変わるべきなのは「みんなと同じ」ことができない生徒を受け入れる余裕のない学校ではないのだろうか。また、それと同時に一人ひとりの子どもが幸せな子ども時代を生きることを待つこ

とができない社会なのではないだろうか。
　それと同時に今を生きる私たち一人ひとりが自分が限りある生をどのように生きたいのか、どんな社会が人間にとって幸せに生きることができる社会なのか・・・など、根本的な問い「そもそも論」に向き合う必要があるのではないだろうか。

# 青年期教育における集団の学びと仲間づくり

安達俊昭　ADACHI toshiaki　やしま学園高等専修学校

はじめに

高等専修学校とは、学校教育法 124 条に定められた高等学校と同じ後期中等教育機関として、高等学校の枠に収まらない多様な教育を行い、専門知識と技能を身に着けることに重点を置く。
その学校専門のカリキュラムが高校卒業の単位として認められ、連携している高校の単位取得とあわせて高校卒業資格が取得できる学校である。

◇学生達に変化が現れ始めた 90 年代後半

90 年代後半、15 歳人口の減少が加速しだした頃に、本校ではそれより以前に入学して来ていた生徒の中で、発達の偏りや遅れをもつ学生や、中学校生活で何かと生きづらさを感じていた学生たちが入学を希望するようになってきた。比較的少人数でクラス運営をしていた本校では、読み書きや計算の苦手な学生たち、また運動や体育が苦手な学生が目立つ中、学校そのもののあり方が問われていた。本人はもとより家族の願いは、就職や将来のことよりも、毎日通える学校であったり、当たり前のように学園生活を過ごし、仲間を見つけ人間の幅を広げたいという願いがほとんどであった。その当時の新聞で発達障害を特集する記事から、教育ニーズの多様性や今でいう支援教育の必要性が生まれていた。

経理高等課程商業科として長らく「資格を取得し、社会に役立つ人間づくり」、また社会人として本校から企業への就職をすることこそが使命であると信じて疑わなかった時期、ある離職した卒業生と出会う。彼らは学業の詰め込みよりも、学生生活でもっと人との関わりを体験したかったのである。従業員同士の関わりや、社会での暮らしを十分に経験せずに社会へ出たところに、仕事はこなせるが、人との関わりが積み上がっていないために入社数年後に離職する人がいたという姿を見て、これではいけない、もっと幅広い教養を身につけ、同世代との関わりを増やしてから社会に送り出すことが必要だと確信し、全国の学校（支援学校や高等学校、フリースクールなど）を見て歩き、学校壊し、学校づくりが始まった。

◇「失敗もあり」の体験学習

もちろん専科の授業が構成されている専修学校では、体育や芸術、音楽といった教科が少ない。本来の幅広い教養や暮らしの学びを求めている学生たちに、選択授業という形で少しでも経験ができるように、カリキュラムを少しずつ変更し、じっくりと時間をかけて取り組めるように、期限を設けない学びの形を模索した。「話し合ってゆっくり決めよう」、とか、「信じて待つ」といった生徒たちへの呼びかけが少しずつ功を奏し、「わからない」が自由に言える雰囲気づくりへ繋がり、クラスの教科授業でもそれぞれのゴールを模索して、課題の画一性を柔軟にした。

入学するまでの中学校時代では、何かと比較されることに疲れ、自分を出すということをせずに目立たないように過ごした日々があって、入学してからすぐに変われるかというと、そういうわけではない。左右をキョロキョロしながら様子を伺いながらの高校 1 年生が始まる。少しずつ雰囲気になれる人、なかなか慣れることができない人もいる。それでも全体の雰囲気か 1 日 1 日過ごす中でマイナスを浄化していく。

事実、在校生の中でも高校 3 年生になってやっと自分のことが少しずつ話せるようになってきたばかりで、「まだ働く自信はない」、「もっといろんな経験をしたい」という解答が多く、彼等は職業人としての技術や技能よりもむしろ、学生としての仲間との関わりと気持ちの成長を求めているとわかる。

◇高等部での 3 年間では短い～教育年限の延長～

3 年間の高等課程の教育で過去の紆余曲折を払拭し、やっとプラマイゼロという地点に戻ってスタートし、仲間の中で居場所ができ、やっと言いたいことが言えるようになった。しかし、３年で社会へ、また違った環境の中へ挑戦できるかというとそうではない。別科として設置した専攻科はそれを土台にその後の社会生活に生かして仲間と「自治」をすすめ、社会で生きていく力を養う。２時間枠を使ったさらにダイナミックな実習や校外での演習を集団活動の柱にし、集団の中で自分と向き合い、苦手な所も受け止めながら共に日々を送ることを 19 歳、20 歳の青年たちの大きな課題としている。

◇専攻科での「暮らしの学び」

専攻科では学習内容に暮らしの目線が多く入っており、生活をともにする仲間と、ごまかしのきかない関係性の中、得意不得意を理解し合い、お互い様の精神で暮らしていくことが多い。だからこそ障害種別や重いか軽いかで考えたりする前に、1 人の人間として向き合うことを前提としているため、集団の中でことさらな平等主義を排除している。自然発生的にリーダーが生まれ、そして、フォロワーも形成され、共に暮らす集団になっていくのだが、どちらにも自分の向き不向きや要望、こうでありたい願いや悩み等がたくさんある。

また、青年期のモラトリアム期間として大人になるための移行期間でもあるため、仲間の中で「迷惑をかける」「心配をかける」「頼りにされる」「役に立ちたい」「見直される」など、青年の内面深くにまで響きあう付き合いは多くの時間の積み重ねが必要である。そこに教員も決して焦ることなく環境づくりをすすめ、彼らを信じて任せ自分の足で一歩を動き出すことを大切にしている。それほど集団自治の中での響きあいは社会へ移行する中での大切な期間である。

リアルな現実社会を彼らの歩幅で歩いてこそ、学んだことが使え、社会で役立つ。そこが現実離れしてはいけない。「大人の都合」や「予定調和」がありすぎては意味がない。結果よりも過程を大切にし、失敗を糧として振り返り結論付けするまで、じっくりと待つ。専攻科は 2 年間だが、この自由な期間に気持ちの動きを感じ、社会にアンテナをたてて仲間と過ごしながら生きることが彼らの将来の幸せにつながると信じてやまない。

おわりに～スモールスクールの構想

どんな年齢層の学びの場も、以前のようなマス教育という知識の切り売り型の大衆教育はもはや学び手からは求められていない部分が見えてきている。核家族化で家庭教育の質も変化してきている今、ゼミ形式や少人数のクラス構想こそ、スモールスクールして多くのニーズに対応できる学びの場になり、障害あるなし関係なく、共に支え学び合えるコミュニティとして成立していけるのではないか。贅沢を言えば、その中でもし三世代の関わりができれば、さらに厚みを帯びた暮らしの学びが実現するのではないかと思う。

# 『日本の科学者』の記事分析

乾　康代、INUI Yasuyo（東京支部、『日本の科学者』第 60 期編集委員長）

## １．はじめに

『日本の科学者』（JJS）のスコープは「市民と科学者を結ぶ」である。この JJS を編集する 60 期編集委員会が７月にスタートした。委員は 23 人、うち女性８人男性 15 人、継続 16 人新任７人である。

本稿は、最近の JJS 掲載記事を分析し課題を検討するとともに、編集委員会の取り組みを概説する。

## ２．記事と執筆者でみる傾向と課題

特集記事数は近年増加し、2022、2023 年の年間特集論文数は 60 本を超えた（図１）。特集論文は、担当委員の努力の成果である。

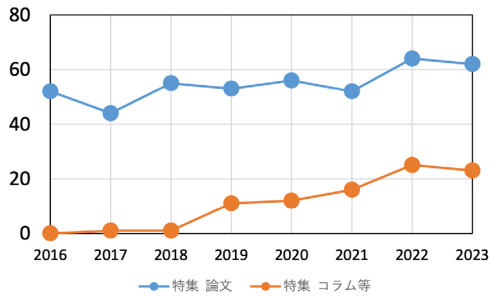



図 1. 特集記事数

他方で，特集以外の論文数は大きく減少した（図２）。これにともなうもう一つの特徴ある変化は、特集論文を中心にした構成に大きくシフトしたことである。2016 年の特集論文と特集以外論文の比率は 1.2:1（44 本：36 本）だったが、2023 年には約 6:1（62 本：10 本）になった。

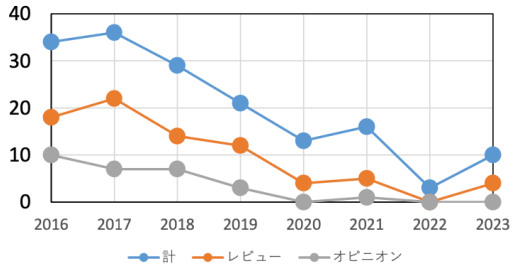



図 2. 特集以外の論文数

そもそも研究者の論文投稿先に JJS が選ばれにくいという状況があったが、近年の特集以外の論文減少は、会員の減少と高齢化がその背景にある。しかし、それ以上に論文生産現場の著しい疲弊が，論文の激減に影響しているのは間違いない。

執筆者数では、2022 年以降増加した（図３）。コラムをはじめ囲み記事、ひろば、言葉の玉手箱に書き手が加わったおかげである。

女性執筆者の比率は、2018 年ではわずか７％、８年間の平均は 16%だった。それが 2022 年に突然 26%へ飛び上がり、2023 年には再び 18%へ落ちこんだ。

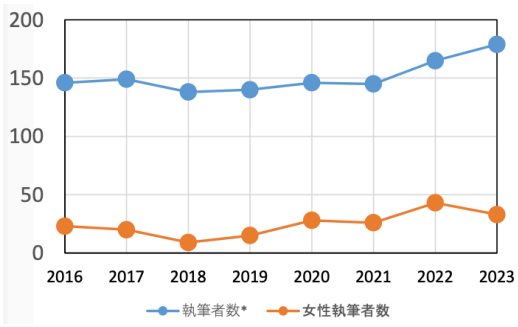



図 3. 執筆者数と女性執筆者数

## ３．ジェンダー課題

女性執筆者比率が 2022 年に突出した理由は何か。調べると理由は２つあった。

一つは，論文「新型コロナウイルス感染拡大に伴う第一回緊急事態宣言が研究者・技術者へ与えた影響：弱い立場の研究者・技術者がさらなる困難に直面した」（３月号）である。共同執筆者６人のうち５人が女性だった。

もう一つは、特集「不安定雇用の女性研究者：

研究をめぐるジェンダー問題」（４月号）である。前書きにはじまり論文、コラムも女性が執筆した。この号では特集を含めすべて女性が執筆した。合計 11 人である。

しかし、その他の特集では女性執筆者はほとんど見当たらないかゼロである。要するに、問題の当事者としての女性たちによる特集以外は、多様な論考を集める作業に、女性による論考を必ず加えるという視点と努力が抜け落ち、女性に執筆依頼されない。このような事態がつづいてきている。

2024 年度学校基本調査で、国公私立大学の女性教員の教員全体に占める割合が 27.8％となった（過去最高という）。少なくともこの数値程度は女性の書き手が存在するということである。この数値を女性執筆者比率の最低水準とみなし、数字を上げる努力をしていかなければならないと考えている。

これに関しては，各支部・地区、各研究委員会にお願いしたい。JJS は支部や地区、研究委員会が実施したシンポジウムの成果を特集に取り上げることも多い。ところが、そのシンポジウムでの論者が男性ばかりということが実に多い。JJS の努力だけでは前進しない状況があるのである。ジェンダーバランスのある企画を強く求めたい。

## ４．JJS 論文のアクセス急増

JJS の論文・記事は J-Stage で公開を開始した（認証付き記事を除く）。以来、アクセス数は急増、2024 年８月には、ひと月３万件に届こうとするまでになった。国内での急増が大きい（図４）。

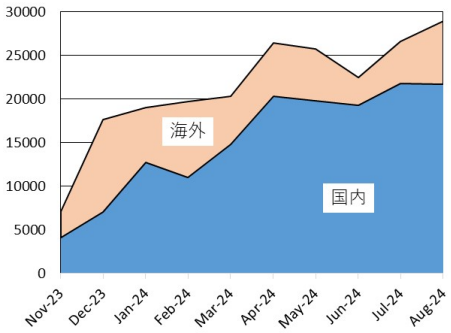



図 4.　論文・記事へのアクセス件数

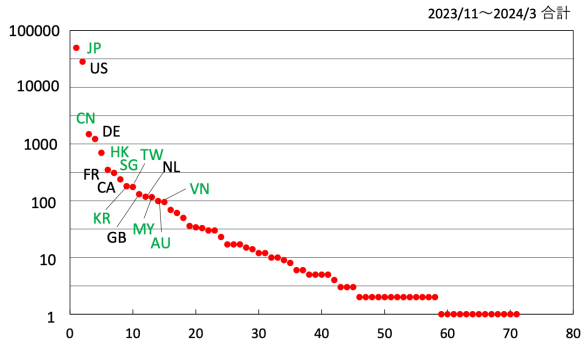



図 5.　国別全文アクセス件数（2023/11～2024/3）

４）。海外ではアメリカをはじめ、中国、ドイツなどからアクセスされている（図５）。JJS の記事・論文に DOI が付与されるようになったことは J-Stage 登録の重要な成果である。

## ５．　創立 60 年記念に向けて

2025 年、日本科学者会議（JSA）は創立 60 年を迎える。JJS は 1965 月 12 月、JSA 創立を宣言する０号、翌年３月に１号を発行し以来、2024 年 12 月号まで 683 号を発行してきた（図６）。




図 6.　０号（1965/12）と 682 号（2024/11）

創立 60 年を記念する特集企画について議論を始めている。合わせて、投稿規定などの見直し作業もはじめる予定である。

図は、前編集委員長・長野八久氏が集計、作成したものを用いた。感謝します。

# 「『銀河英雄伝説』に学ぶ視点の複数性と、民主主義への批判と擁護」

嶋崎　史崇、SHIMAZAKI Fumitaka（MLA＋研究所）

1980 年代に一世を風靡した田中芳樹の長編 SF 小説『銀河英雄伝説』。2019 年からは多田俊介による新アニメ版が劇場上映・テレビ放送され、藤崎竜の漫画版も 30 巻に達している。

遥かな未来において、民主主義を掲げるが深刻な腐敗と衆愚政治に陥った「自由惑星同盟」と、体制変革を経て民衆のための清廉な専制政治を行うに至った「銀河帝国」との宇宙戦争を描く架空戦記である。だがもう一つの主題は政治であり、「民主主義の教科書」という評価すらある（『朝日新聞』2019 年 11 月 4 日付「文化の扉」）。

私がこの作品で最も高く評価しているのは、対立する両陣営の軍隊で、それぞれ主人公格の将軍が置かれ、著者がどちらかに肩入れすることなく、複眼的な歴史記述が試みられていることだ。また、選挙のための人気取りを目的とする先制攻撃、無用な挑発による戦争誘発、非戦闘員の虐殺といった、民主国家側の巨悪も容赦なく見せつける、という民主主義批判にもなっている。

そうした腐敗した政治の結果、同盟側は、軍事・政治（経済）の両方を「常勝の天才」ラインハルト・フォン・ローエングラム（以下ラ）が啓蒙専制君主として司り、公平な統治を行うようになった帝国の新体制に敗北し、滅亡を迎える。帝国の新体制は政治学者の杉浦功一により、インプット（政治参加）は非民主的だが、アウトプット（政策）は民主的（腐敗を撲滅し国民の利益に適う）であろう、と分析されている（『「銀河英雄伝説」に学ぶ政治学」』亜紀書房、2019年、76頁以下）。堕落した旧帝国を刷新した新体制への民衆の支持は、皮肉にも、民主的に選ばれた同盟政府への有権者の支持を遥かに凌ぐほどである。

文民統制は民主制の基本であるが、「不敗の魔術師」と謳われる同盟側の主人公、ヤン・ウェンリーは民主政治家らの命令に従い、頼まれもしない他国民の「解放」を大義名分とした事実上の侵略戦争や、自己保身のため勝利寸前での停戦を命じられる等、苦労の連続を経験する。

ところが同盟側は、国家が実質的に滅亡してから、本領を発揮するといえる。ヤンらは、ラ個人の才能を認めながらも、将来の指導者らも清廉である可能性は低いと考え、人類社会に民主主義の火種を絶やさないという目標を立てる。この目的のため一部の政治家と連携し、たった一つの艦隊を率いて、圧倒的に不利な抵抗を続ける。「最悪の民主政治でも、最良の専制政治にまさる」（原作小説創元 SF 文庫版＝以下同、第5巻、249頁）、「専制君主の善政というものは、人間の政治意識にとってもっとも甘美な麻薬」（第6巻、114頁）といった洞察が、ヤンを突き動かしている。

驚くべきは、絶対的カリスマであるヤンが、第三勢力により暗殺された後も、後継者らが戦いを続けることだ。この展開は、特定の優れた指導者に依存するのではなく、市民一人一人に主権者、あるいは主人公＝英雄（hero）としての責任の自覚を求める、民主主義理念の力の発露として評価できる。「英雄や偉人が存在する必要をなくすための制度が民主共和制」（第3巻、163頁）という著者の理解が根底にある。B・ブレヒトによる「英雄がいない国が不幸」なのではなく「英雄を必要とする国が不幸」という洞察を思い出しておきたい（『ガリレイの生涯』第13幕参照）。第6巻197頁には「英雄崇拝菌」という言葉もある。他方で帝国は、臣下らは理念ではなく皇帝個人に従属しているため、皇帝がいなくなれば直ちに瓦解するであろう脆弱な体制として描写されている。最終的には、多大な犠牲を払いつつ、新帝国内の一角に民主制の自治領の成立が認められる、という結末を迎える。

私が本作に注目する理由の一つは、拙著『ウクライナ・コロナワクチン報道にみるメディア危機』（本の泉社、2023 年）で、本作新アニメ版上

映期間と重なる時期に進行しているウクライナ戦争を論じたことだ。この著作で私は、欧米の政府および主要メディアの見方を、ほぼ一方的かつ無批判に拡散した日本の主要メディアの姿勢を、次のような論点に即して批判した。

・2014 年のウクライナの「マイダン革命」の実態は、米国が支援した武装クーデター
・特にロシア系住民が多く犠牲になったドンバス地方での内戦を終結させるための「ミンスク合意」を、西側はウクライナ軍増強の「時間稼ぎ」として利用したとドイツのメルケル元首相が告白
・西側によるウクライナへの新自由主義的改革の押し付け、および伝統的な中立政策から NATO 加盟への方針転換促進
・反ロシア色の強いウクライナの好戦的民族主義勢力への米国の支援と扇動
・ブチャ虐殺事件がロシア軍の仕業でない可能性（櫻井春彦、寺島隆吉らによる検証）
・戦争勃発後のボリス・ジョンソン元英国首相による停戦妨害工作
・欧州とロシアを結ぶガスパイプライン・ノルドストリーム爆破事件に米国が関与したという指摘（シーモア・ハーシュの調査報道による）

一般の報道とは正反対だが、米国と同盟国が先行してウクライナの主権を侵害し、戦争を強制的に引き起こし、しかも継続を望んでいるという見方が、相当な根拠を伴って可能である。こういった観点は大多数の日本人にはあまり知られていないと思われるが、安斎育郎、遠藤誉、大崎巌、塩原俊彦、寺島隆吉、松里公孝といった有識者らの著書と、根拠として参照されている１次資料も含めて繙いて、主体的に判断してほしい。

そもそも私は―濡れ衣の疑いも多いとはいえ―ロシア側の戦争行為を正当化したいわけではないし、ラの建国した公正な新帝国に重ねたいわけでもない。しかし、自由民主主義の盟主を自称する米国の「リベラルな覇権主義」（ジョン・ミアシャイマー）もしくは「ネオコン」の攻撃的な外交政策を批判するためには、それぞれの出来事を両面から見る視点の複数性は不可欠だ（「宣教師然」として、政権転覆を伴う「民主主義の輸出」を試みてきたリベラルな覇権主義の解説として、塩原俊彦『帝国主義アメリカの野望』社会評論社、2024年、第6章を参照）。

以上を踏まえて注意を促したいのは、本作が決して戦争を賛美する趣旨ではないことだ。民衆の直接的犠牲の他、英雄の手柄の陰での無数の無名兵士の死が描かれる。莫大な戦費負担による経済の疲弊と社会の荒廃も描写されている。人類で最も戦争上手なヤンは、同時に誰よりも戦争を嫌い、常に早期の退役を望みながら、ひとえに平和を希求する人物でもある、という絶妙な設定も有効だ。彼は常に敵国の民衆を含む人類全体の利益に思いを馳せ、自らが大量殺人者であることに苦悩している。残忍ではないが生粋の軍人として戦うことを好み、権力志向のラと対照的に、貧しさ故に歴史学研究を諦め、軍人の道に引き込まれたのがヤンでもある。国家の存亡は「個人の自由と権利にくらべれば、たいした価値のあるものじゃない」（第2巻、176頁）、という彼の作中屈指の名言がある。この言葉には、現実に存在する腐敗した民主国家たる祖国のために死ぬことを賛美するといった発想とは程遠いが、自由民主主義の掲げる理念は尊く守るに値する、という思想が表れている（「国家が個人を犠牲にしにくい社会体制には、志向する価値があるように思えた」＝第6巻、323頁＝という言葉も注目に値する）。

このような事情に鑑み、ヤンらの戦闘による民主制の擁護を、比喩として受け止めることを提案する。現実の民主社会にあって、主権者としての責任を果たす闘いの舞台は、複数的視点に依拠する言論・政治活動である、と主張したい。

「政治は、それを蔑視した者にたいして、必ず復讐するのだ」（第10巻、342頁）という本作の結論的警句がある。この警句は、低投票率に苛まれ、ウクライナ問題・コロナワクチン薬害問題のような重要課題について、複眼的思考を好まない世相にも、向けられているといえよう。

# ペーパーマリオ RPG におけるトランスジェンダー表象の変化

## 「オトコのコ」から「トランスジェンダー女性」へ

水島　翔、MIZUSHIMA Kakeru（無所属）

### １.『ペーパーマリオ RPG』の物語について

『ペーパーマリオ RPG』は、ニンテンドーの人気キャラクター「スーパーマリオブラザーズ」のマリオと物語途中で出会う 7 名の仲間たちが主人公のロールプレイングゲームである。本作は 9 つのステージを章立てにして物語が進行していく。ある日、マリオのもとにピーチ姫から「宝探しを手伝ってほしいからゴロツキタウンという港街へ来てほしい」という内容の手紙と宝の地図が送られてくる。マリオがゴロツキタウンへ到着すると、クリスチーヌという大学生が悪の組織の集団に襲われそうになっている場面に出くわしてしまう。マリオはクリスチーヌを助け、宝を探しにゴロツキタウンへ来たことを説明する。その最中、この 2 人はピーチ姫の付き人と遭遇し、ピーチ姫が宝探しの途中で行方不明になってしまったことを知る。ピーチ姫と宝を探し出すため、マリオとクリスチーヌは仲間になり、冒険が始まる。これが物語の冒頭であり、各ステージでは概ねこのような流れで、徐々に仲間が増え、物語が進行していく。2004 年に発売されたゲームキューブ版（以降α版）と 2024 年にリメイクとして発売された Switch 版（以降β版）との変更点を比較しつつ、2004 年当時、海外に向けて翻訳された外国語版の改変も参考にしながら、4 人目の仲間であるビビアンについて考察し、多様性への「寛容」が高まった現代におけるゲーム企業の、セクシュアルマイノリティに対する理解について再考したい。

### ２．α版ビビアンのキャラクター造形

ビビアンはステージ 4 で仲間になるが、マリオとの初対面時では敵であるマジョリン、マリリン、ビビアンの 3 名から成る「カゲ三人組」のいちばん下の弟として登場する。木の近くに落ちていたネックレスを「あんまりステキだったからついひろっちゃった」という敵役らしくも可愛らしく思われる言動で、初登場時から「女性的な振る舞い」をしている描写がある。一人称は「アタイ」で、マリオたちに自分たちの素性を説明する際にも、つい「三姉妹」と口走り、その際、マジョリンからは「どこが三姉妹だよ！あんたオトコじゃないかい！！！！！！」と怒鳴られている。ビビアンの言葉づかいは、本作に登場する他の女性キャラクターと大差なく描かれており、作中ではビビアンがオトコであると他者から言及される場面は２度しかなく、この二者を除き、ビビアンが女性的な振る舞いをしていることを否定的に捉える者は、存在していないし、積極的に肯定する言動をとる者も存在しない（ビビアン本人を含む）。このように暗黙の了解というような形でビビアンが受け入れられているかのように物語は進み、最後までビビアンの性自認に明確な形で触れられることなく、エンディングを迎える。

### ３．海外版ビビアンのキャラクター設定

本作は 2004 年当時、日本の他に 5 か国でローカライズされ発売された。ビビアンの性別にまつわる説明文は各国で異なっている。特に英語版とドイツ語版のビビアンはシスジェンダーの女性として登場しており、日本語版との差異が顕著である。フランス語版は「女の子のように見せている男の子」と日本語版にやや近い表現で説明されており、スペイン語版は「女の子のように見える男の子」と日本語版に最も近い表現で説明されている。他国の表現と最も異なるのはイタリア語版で「元々は男性だったが、今は女性であり、それを誇りに思っている」と説明され、トランスジェンダー女性であると捉えられる表現がなされている。

### ４．β版ビビアンにまつわる変更点

β版では、ビビアン本人を含めたキャラクターたちのセリフに次のような変更が加えられた。本

作では、マリオの仲間の一人であるクリスチーヌが、場所や物、登場人物等について、知っていることや推察できることを教えてくれる「ものしり」というワザがあり、敵として登場したビビアンにもこのワザを使うことができる。α版での、ビビアンがオトコだと知る前のクリスチーヌが「イジワルなお姉さんにいじめられる妹」と説明するセリフが、β版では「イジワルなお姉さんにいじめられる末っ子」と変更される。一見、性別に言及しない優れた改変のようにも見えるが、カゲ三人組のマジョリンとマリリンについて説明するセリフはそれぞれ「ワガママなお姉さん」「まん中のお姉さん」とα版とβ版とで変更がない。むしろ不自然に「末っ子」と表現されているように見える。

また、カゲ三人組がマリオたちに素性を明かす場面での、α版のマジョリンの「どこが三姉妹だよ！あんたオトコじゃないかい！！！！！！」というセリフは、β版では「三姉妹じゃなく三人組だっていつもいってるじゃないかい！」に変更されている。そして、それに続くビビアンのセリフは、α版の「ゴメンナサイ～　お姉さま　つい…」に対し、β版では「ゴメンナサイ～　お姉さま　アタイも…ココロの中では妹だから　つい…」に変更されている。このように、突如として会話調のセリフの中に「ココロの中では妹」という説明調のセリフが付け足され、どこかぎこちない話し方のようにも感じられる表現となっている。

さらに物語が進み、ビビアンがマリオの仲間になる場面のセリフにも次のような変更点がある。カゲ三人組のマジョリンがなくしたバクダンをビビアンが探さなくてはならなくなり、途方に暮れているところ、マリオの方が大変な状況に陥っているにも拘らず、ビビアンを助け、慰めの言葉をかけるという場面がある。そのマリオに対するα版のビビアンの「それにあなたのやさしいキモチにアタイもこたえたいの」というセリフが、β版では「それにじつはアタイ…体はオトコのコだけどココロはカワイイオンナのコなの　あなたのやさしいキモチにアタイもオトメゴゴロでこたえたいの」とこれまた会話調のセリフの中に説明調のセリフが付け足される。β版ではここまでの場面で、登場人物の誰からもオトコであることが言及されていないのに「体はオトコ」とわざわざ自らカムアウトする形になってしまっている。

## ５．ジェンダーの観点におけるβ版の長所と課題

β版の良い点は、作中の登場人物が誰一人としてビビアンの体がオトコだということをアウティングしていないことが挙げられる。それ故に、誰からも「聞かれていない」のにビビアン本人が「体はオトコ」と説明してしまっており、トランスジェンダー女性は体が男であることを他者に説明しなければならない印象を与えるような語弊のあるメッセージとなってしまっている。また、α版のビビアンは、作中で一度も自身の体のことをオトコだと説明しておらず、さらに性自認についても、ビビアン本人含め、他者や説明文での言及がない。にも拘わらず、マリオや仲間たち以外の登場人物も、ビビアンが女性的な振る舞いをすることに対し、肯定も否定もしていないため、結果としてビビアンの性自認がどうであろうと、作中の人物たちから受け入れられているという構図が完成している。無論、マジョリンがビビアンの身体性についてアウティングしていたり、「オンナのコのようでホントはオトコのコ」という身体性にのみ言及のある説明文が存在する等、問題がないとは言い難い表現も所々にあるものの、ストーリー全体を通じた内容としてはβ版よりもα版の方が、多様性に寛容であるように受け取れる物語になっている。β版は、2004 年当時の海外版と比較したとき、英語版やドイツ語版で、トランスジェンダー及びそれに準ずる存在がなかったことにされている点から見れば、「進歩」しているという見方もできる。しかし、LGBTQ に配慮した改変をしたつもりが、実は制作者側が作中の登場人物であるビビアンに対して、性自認を断定し（「カワイイオトコのコ」という存在は、性の多様性として認められないのだろうか？）、身体性のカムアウトを強制するような場面をつくってしまい、むしろ配慮に欠く結果になってしまっているのではないだろうか。

# 出口としての図書館

## 『弱キャラ友崎くん』／『僕の心のヤバいやつ』を通じて

隣村　狸、TONARIMURANO Tanuki（MLA＋研究所）

### １．はじめに

本報告では物語世界から、現実の学校生活へと踏み出していく陰キャの人生の「岐路」に焦点を当てながら、マンガ・ライトノベルの青春ラブコメディに出てくる学校図書館の機能について再考する。この考察を通じて、学校図書館という場が、自らを閉ざす場ではなしに、図書を介して、他の人と出会い、繋がっていく空間であって、やがては「外」に出ていくための「修練」の場として機能することが明らかになるはずである。またこの考察は単なる表象分析にとどまらず、現実の学校図書館の在り方を問い直していくことだろう。

### ２．市川京太郎における図書館

桜井のりおが手がけた『僕の心のヤバいやつ』（秋田書店）は、累計 500 万部を突破した人気コミックであり、アニメ化もされ、好評を博した。この作品は、陰キャで、中二病かつ、妄想癖があり、スクールカースト下位の主人公・市川京太郎と、陽キャで、読者モデルをしており、スクールカースト上位のヒロイン・山田杏奈とのラブコメディを主軸とする学園物語である。特に、最初は杏奈を一方的に逆恨みし、彼女を殺す妄想までしていた京太郎が、杏奈の「実像」に触れながら、ダメなりに“真人間”になろうと、もがく姿は読者の心を打つに違いない。懐かしい、あるいは憧れの青春を仮想的に体験する物語であると同時に、“克己”の徳を間接的に示唆する展開が、本作の大きな魅力であると言ってよい。

このような物語展開において、京太郎の心理の変化を象徴する記号が学校図書館である。京太郎は当初、休み時間には読書をし、昼休みには学校図書館に通い詰めるという意味において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 2 条が目指す、「あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行う」“理想”的な子どもである訳だが、只管クラスメートへのルサンチマンを募らせる京太郎と「健やかな成長」は程遠いものであるだろう。読書は人間の成長の必要条件ではあっても、決して十分条件ではないのである。

そして、学校図書館関係者泣かせな設定ではあるのだが、京太郎が杏奈の「実像」に触れるきっかけとなるのは、杏奈の図書室での「飲食」を書架から垣間見る“出来事”において、である。杏奈が学校図書館で「飲食」を行うのは、現在の学校図書館が必ずしも、活発に利活用されていない事実を少なからず、反映していよう。要するに、来館者が少ないから、「飲食」をしてもバレにくいという現実がなければ、皮肉なことに、京太郎と杏奈に“接点”が生じる事故は起こらなかったのである。

この事故のような出会いと、いくつかの事件が重なり、最初は京太郎が杏奈に、次第に杏奈も京太郎に関心を持っていくようになる。この両者の関係性の変化を反映する指標もまた、学校図書館なのである。杏奈は自主的に読書をするようなキャラクターではないが、京太郎に関心を持つようになってから、杏奈は学校図書館に通い、京太郎と交流を持つようになる。学校図書館はクラスメートの眼を避けながら、２人が関係を育むには、うってつけのスポットとして機能する。繰り返しになってしまうが、この学校図書館には、殆ど人が来ないため、秘密の、そして密な関係を築きやすい場として描かれているのである。

加えて２人の関係が進展した結果、京太郎の視野が広がり、今まで彼の眼には入らなかった、周囲の「実像」に気づくにつれ、学校図書館の登場頻度は減り、「学校外」の描写が増えていく。

このように京太郎の人間的成長と学校図書館の描写は深く連動しているものの、その描き方は関係者が望むような、学校図書館をよく利用する子どもが、「健やかな成長」を遂げるはずだという希望的観測ではない。むしろ「健やかな成長」を遂げるには、子どもが図書を「糧」としながらも、学校図書館の「外」において、人生経験を積むことの大切さを、この物語は示唆しているのではなかろうか。

### ３．菊池風香における図書館

もう１つ陰キャと学校図書館を扱った近年のヒット作として、屋久ユウキの『弱キャラ友崎くん』を挙げてみたい。この作品はライトノベルであり、部分的にコミカライズとアニメ化がなされている。

この物語は陰キャ・スクールカースト下位ではあるが、ゲーマーとしては一流で、「弱キャラ」なりに楽しく日常を送っているとする友崎文也が、1 対 1 のオフ会（オンラインで出逢った人がリアルで会う集まり）で、スクール上位カーストの、いわゆる完全無欠な、パーフェクト・ヒロイン、日南葵と口論になったことに始まる。葵は一流ゲーマーである文也が「人生というゲーム」から逃げていることが許せず、あたかも人生が「ゲーム」であるかのように「攻略」すべき対象であると説く。本作は葵によって設定された「リア充」を目指す課題を「クリア」しながら、文也が葵の思惑を超えて、人間的成長を遂げていくという学園物語である。

この物語はハーレム恋愛譚を含んでおり、葵が「攻略」を示唆する女性キャラクターが複数登場する。本節ではそのヒロインの１人であり、後に文也と付き合うことになる菊池風香と学校図書館との関係を取りあげてみたい。

風香は過去に仲良くなった学校司書が紹介したある作家のファンタジー小説を好む、物静かな、根っからの読書家である。ちなみに、風香が図書館好きになったきっかけは、人の目が気にならない場所だったことにあるとされ、陰キャと学校図書館との表象上の結びつきは、かくも強固である。

風香と文也との出会いは、『僕の心のヤバいやつ』がそうであったように、１つの“事故”である。というのも、文也はゲーム攻略を考えながら、学校図書館で図書を読むふりをしていたにすぎないことを、風香が勝手に文也も同じ作家のファンだと誤解したからである。

しかし、葵はこの“事故”を活かした、風香の“攻略”を文也に持ち掛け、文也は風香と例の作家を原作とする映画デートに赴く。ただ文也の、にわか仕込みの知識で、風香との会話が盛り上がるはずはない。このデートを経て、葵は文也に、風香に“告白”するよう迫るが、この他人を道具として扱うような、葵の“戦略”に疑問を感じた文也は、“ありのまま”に風香と向き合うことを決意する。花火デートを経て、風香から書店デートに誘われた文也は、これまでの自分を変える努力の過程を風香に伝え、風香から「自分の世界を変えた人」という言葉を受け取る。このように、２人は学校図書館や喫茶店で、頻繁に２人だけの会話を交わすまでの、親密な間柄になっていく。

この２人の関係が劇的に変化していくのは、風香の小説を読んだ文也が、文化祭で上演するオリジナル劇の脚本執筆を風香に依頼し、文也が監督としてその執筆をサポートする段階に入ってからである。引っ込み思案な風香が、文也の影響を受けて、自分を「変えたい」と思った結果もたらされた風香の挑戦。このやり取りの舞台は、主に学校図書館で行われるのだが、風香の心理がよく現れるのは、彼女の「脚本」の結末である。風香は、「脚本」の結末に迷う。そして、文也もまた、彼女の「脚本」の結末に考えをめぐらす。「脚本」の結末が、彼らの関係性の将来を暗示していることを、お互いに知っているからである。

「読書」ばかりに着目すると見失われがちな観点ではあるが、図書館というのは、「創作」に繋がる場でもある。その「創作」とは、直接的には「作品」であるのだが、間接的にはその「作品」に現れる人間性であったり、人生それ自体の「創造」でもあったりするのではなかろうか。

# 『名探偵コナン』考察

海青、MIO（無所属）

## １．はじめに

本報告では、『名探偵コナン』（以下、『コナン』）がなぜ、30 年近くもの長きに渡り、人気が続いてきたのかを考えてみたい。

## ２．私の人生体験と『コナン』

私が人生を歩むうえで、『コナン』は欠かせないものであった。私が中学生になったとき、小学生までの友人とクラスがバラバラになり、クラスに馴染めずに浮いてしまった。興味のないことをスルーすることが、クラスメートからの陰口や嫌がらせに繋がり、入院しても毎日お見舞いに来て、私に人間との距離感をつかませてくれた友人 1 人以外は、誰も来ないほどだった。耐えきれずに不登校になったこともあった。「図書館籠もり」から、図書委員に推薦され、本来は自分ですべき借りた図書の返却を押しつけられることもあった。

このような状況で私の心の支えとなったのが『コナン』であった。主人公工藤新一が犯人に言った言葉、「人が人を殺す理由なんて知ったことっちゃねぇが、人が人を助けるのに論理的な理由なんているのかよ。」、あるいは、新一の GF 蘭が挫けそうになりながらも、たまに新一からかかってくる電話やメールを心の支えに、完全には拭えない不安とともに、新一を待つ力強い姿。

このような二人の精神的な強さは、私が授業も受けず、テストも受けないことでクラスメートから冷たい視線が飛んでこようが、自分の精神を鍛えるために始めた剣道部の活動だけは続け、仲の良い友人が悪く言われることに対し、「正義」を貫く心に繋がっていったように思う。

またクラスに馴染めない 2 人の転校生を馴染ませようと、クラス担任がクラスメート全員で協力するように仕向ける、ある謎解きの「作戦」を立てた「1 年 B 組大作戦！」に出てくる 2 人の不器用な転校生の姿は、私や友人が忘れ物をしたときに、声をかけられず、クラスに馴染めなかった姿と重なるところがあり、心が慰められた。

このように私の人生を支えた『コナン』であったが、私が大人になった今でも、この作品に支えられている。この作品には、安室透やベルモットという、「秘密」を抱えながら、幾つかの顔を使い分けるキャラクターが登場する。私が思春期のときにも、人にバレたら困ってしまう焦燥感を抱えながら生きていたわけだが、私は現在、職業としての配信／私生活とで「顔」を使い分ける生活を送っており、そのような場面がキャラクターの苦悩と重なり合わさることによって、気持ちが軽くなるのである。私が人生と『コナン』を重ね合わせたように、読者の中にもそのように『コナン』を受け止めた人は少なからず存在するだろう。

## ３．現実世界とのリンク

第二に、『コナン』は、『こちら葛飾区亀有公園前派出所』等とは異なり、時代の流れに即して、現実世界とリンクしていく場面が多々見られる。例えば、90 年代後半のアニメ初期の頃には、ポケベルや、当時まだ普及していなかった携帯電話が、現在の作中ではスマートフォンに変化する。

このような作中での変化は緩やかに行われるが、中には「改悪」されてしまう場合もある。例として、「揺れる警視庁 1200 万人の人質」。この作中に登場する松田刑事が佐藤刑事と聞き込みをした帰りにガラケーを使い、同期であり、殉職した萩原にメールを送るシーンがある。このシーンは映画でリメイクされた際、スマートフォンに置き換えられているが、以下の理由で適切とは言い難い。

というのも、現代では SNS が爆発的に普及したため、「スクショ」などで「保存」されているが、この回の放映当時はまだキャリアメールで送受信を行う時代であった。佐藤刑事は読んだメールをすぐに削除する癖があるが、殉職した松田刑

事からの、「あんたのこと割と好きだったぜ。」というメールを大切に保存する設定は、①終わりまでスクロールをしなければ読めないメールの様式、②メールを削除しないで保存しておく「ロック機能」が無ければ成り立たないのである。この点で、「現実世界とのリンク」は、読者が自然に作品を受け容れるには不可欠であるものの、作品の設定を壊してしまうような性急な改変は、読者をかえって作品から遠ざけてしまうこともあるのではないだろうか。

## ４．声優を「推す」ファンの存在

第三に、声優を「推す」ファンの存在がある。このファンの存在の重要性を説明するには、劇場版の作風と興行収入の変化に着目する必要がある。

第 1 期の 90 年代は、アニメ放映直後の初期であり、興行収入はまだ 30 億円を下回っている。次の第 2 期の 00 年代は、コナンの正体がバレそうになる、周辺のキャラクターに焦点を当てた内容が増え、興行収入は 30 億円前後が多い。第 3 期の 10 年代前半になると、「漆黒の追跡者（チェイサー)」を皮切りに、「黒の組織」をテーマとした作品が登場し始めるとともに、日本サッカー協会や海上自衛隊・海上保安庁など実在の組織・団体との協力が盛んになり、興行収入が 30～40 億円と劇的に向上する。そして、第 4 期の 10 年代後半以降は、「黒の組織」が関与した作品とそうではない作品が交互に制作されるようになるとともに、著名な声優が起用された赤井秀一や安室透などの FBI・公安警察のキャラクターを主役級にすえた映画が制作されるようになってから、興行収入は 60～100 億円台に伸びた。

この第 4 期において、声優に対するファン活動の重要性が増している。この活動はいわゆる「推し活」と呼ばれ、キャラクターを含め、特定の声優を推すことである。この「推し活」は SNS でファン同士の繋がりが増えたことで発展したが、キャラクター声優に対する考え方や好みの程度をめぐって、議論が絶えないという問題を抱えている。特に自己満足感や優越感を伴って、自身の解釈を「押しつけ」る一部の同担拒否と「共感」をもとに繋がる同担歓迎との摩擦は決して少なくはなく、誹謗中傷に至ることもある。

例えば、不祥事を起こして『コナン』から降板した声優をめぐり、SNS 上で大炎上が発生した。作品への思いが真摯に綴られていることも多い一方で、「コナンという作品を傷付けた！」「アニメのセリフを使うなんて最低！」などの批判の声と、「コナンには安室さんが必要だから、降板して欲しくなかった。」、「安室透というキャラを消してしまったら赤井さんとの確執がなくなる。」、「ストーリーが崩れる！」などの意見がぶつかった 1)。

## ５．キッズ・ファミリー世代というカテゴリー

第四に、制作側は当初より配慮を重ねていたものの 2)、「教育によくない描写」との声がネットに散見され 3)、「殺人事件」と銘打ったタイトルや殺害場面などの激しい描写が 90 年代初期よりも少なくなったように思われる。このような「配慮」により、Hulu などの配信サイトのカテゴリーにおいても、『コナン』は「キッズ、ファミリー」に分類されるに至り、視聴者層が拡大したと考えられる。

注（記事の最終閲覧日は 2024 年 9 月 30 日）

1）一例として、河村鳴紘「人気声優の不倫・降板　男女で割れるアニメファンの意見」https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3d2a7e38302488e93058c72ff83291df0258b8f1

2）「【アニメ名探偵コナン】伝説の恐怖回「図書館殺人事件」！津川館長の魅力を初代プロデューサー諏訪通彦（ママ）が語る！＃４」https://www.youtube.com/watch?v=_E3XqSn1m-A。

3）ネット上の声の一例として、https://kuminbobl og.com/blog/kureyonsinchan

謝辞：口述筆記を行い、助言を受けた隣村狸に感謝する。

# 転換期の主体としての地域、地域住民の主体性を考える

## ～分科会のねらいと組み立て～

渡辺顕治　Watanabe Kenji（個人会員）亀山孝二　Kameyama Kouji（個人会員）
田井康仁　Tai Yasuhito（個人会員）

**１．はじめに**　地域についてはさまざまに議論されてきた。その議論と同じほどに地域住民について論議されてきただろうか。地域住民とはどういう存在か。その議論はほとんどないのが実際ではないか。

これまで憲法違反の集団的自衛権容認の撤回を一丁目一番地とする「市民と野党の共闘」が、日本の政治変革をすすめる力として求められた。求める市民運動の高揚があったが全体の共闘は進んでいない。地域間の散らばりも大きい。それをどうとらえるか。「市民と野党」の共闘の基盤に立ち返ってとらえなおされるべき問題ではないか。端的に言って地域住民こそその基盤であり、また、変革の主体であるという認識であり、仮説が問われる。地域住民の変革の力なくして政治転換は不可能であろう。地域住民とはなにか。その在り方や学習運動を通じて根底的な統一戦線の必然性を考えたい。

**２．世界の構造連関の要素としての地域**

20 世紀から 21 世紀にかけて進んだ世界の構造転換は、植民地化された世界諸地域の帝国支配からの脱却であった。地域は世界の構造連関の要素であるとともに構造転換の能動要素である。なお世界の分断と対立は世界の現実だが、その解決は、世界政治の問題であるだけでなく、地域の課題である。世界は地域の有機的連関としてこそ具体的現実的に認識される以上、今、地域の主体性、地域住民をどうとらえるか。その根拠は何か。古くて新しい実践的理論的問題にほかならない。

戦前、天皇制下でアジア全域に及ぶ軍国主義、侵略主義への国民総動員は地域住民の主体性の獲得動員なしにはありえなかった。それは科学者、哲学者等においても例外ではなかった。

極端な反・非科学主義に与することなく国民個人の国家主体への統合の論理を追求した京都学派の田辺元（1885-1962）は、結局、地域住民の主体性をつかめずファシズムに妥協した。（註①）

戦後、国民教育研究所において国民主体形成の教育論をけん引した上原専祿(1899-1975)は、地域―日本―世界を串刺しにとの方法視点（学習図式）を提唱し、中央の支配に対抗する地域の自立像（日本の独立）を追究した。（註②）

上原提起を受け止め在野の国民教育の分野で地域―日本―世界を問い、沖縄研究を通じ地域住民の主体性を追究したのは森田俊男(1921-2010)であった。森田は、また、地域と地域住民の主体性の根拠を人間と自然の物質代謝過程（攪乱と調和）の中にとらえる見地を提起した。（註③）

今日これらの仕事をどのように継承発展させるのか。新潟での地域の自立の根拠をエネルギー生産に見る取り組み（註④）など、社会思想、平和思想、政治の問題としても地域、地域住民の主体性の根拠の探求と検証は急務である。

**３.本分科会のねらいと組み立て**

まず着目するのは長野県地域住民大学（住大）である。信濃生産大学の解散の後、長野県の農民学習運動、さらに全県各地の住民運動の広がりを背景に、1973 年発足した。（註⑤⑥）住大の発足から十数年、事務局担当者として関わった吉川徹氏の経験を聞く。そこでつかまれた「住大」とはなんであったか。

学長を務めた渡辺義晴（1911-1998）は「地域住民大学への入会のすすめ」のまえがきで以下のように記している。

「本当の豊かさとはなにか。地域住民はこの問題をいまや眞剣に問うている、と思われます。古里の自然を乱暴な開発から守る運動をはじめ、政治、経済、医療、福祉、教育、文化などあらゆる分野の社会改良の事業で、地域住民の役割がしだいに大きくなりつつあるようにみえます。しかし、学習なしでは、批判的自立的な地域住民はできないでしょう。といっても、専門家の本を読み、講義をきくだけが学習ではないとおもいます。実践（経験）なしでは学習は空虚だといえるかも知れません。私たちは、あれこれの住民運動相互の問題提起、解決法の教え合い、専門家を含む仲間同志の対等な自由な討論を通して、「真理」を探求し、その中で友情ある共同体をつくれば、どんなにたのしいかとおもいます。」

ついで、社会教育学の立場から、社会教育実践の歴史の研究を通じ、地域と地域住民、その主体性はいかにとらえられてきたか、月刊「社会教育」（旬報社）編集長の田所祐史氏（京都府立大学）の報告を受ける。

この報告をベースにしながら、今地域で「人権復権の自治」をめざす佐々木浩氏（元）金融共闘議長）からのコメントを受け、それぞれ参加者からの発言を求めたい。多様な可能性をもつ地域住民の学習と個性、主体性を巡る取り組みを通じその根源に迫りたい。

## ４．主体としての地域住民の検証

渡辺は住大の自由な学習共同体のイメージとともに理念の上でも〈地域住民〉の概念を重視した。同時に、それが「必ず前提にすべき原則」について提起する。「地域住民は国家権力の中央集権（それに従属した〔地方〕）を批判するものだ」という点である。さらに「・・地域住民は反（日本型）ファシズムの統一戦線の側に立って民主主義革命を追求する自覚ある人民である」とも言う。ここには、ファシズムへの妥協を二度と繰り返してはならない、そのためにも民主主義の徹底を求める渡辺の認識と思いが反映されている。同時に、あらゆる領域で、アメリカに従属する中央権力の地域支配との闘いの主体として地域住民の存在を位置づけるものであった。

「地域住民は地理学的あるいは経済学的にそこにあるものを反映する概念ではなく、また、形式的社会的概念ではなく階級闘争の実践の中でその理念として働く概念である」（地域住民大学通信第 2 号）。

これ自体一つの検証課題であるだろう。

（註）

註①田辺元「種の論理」田辺元哲学選Ⅰ藤田正勝編岩波書店 2010 年

註②上原先生問題提起集録 No1 地域研究～その国民的意味と方法論の吟味～ 国民教育研究所編 1964.12.20 刊行、同 No2 教育思想研究　国民教育研究 1964.12.1 刊行

註③森田俊男は「教育論集全四巻 第 2 巻 地域の理論 人格形成にとっての意義」（民衆社 1976 年刊）において、以下のように述べている。

「地域はこうして、真の意味での共同体、つまり、自然と人間の物質的代謝の調和を、具体的に、つまり一方における自然の豊かさの永遠の保持、と同時に、人間的本性の開花、親愛と精神の全面的発達の絶えざる保障として、維持していく共同体社会体制としてとらえ直される 」p296

註④佐々木寛「市民エネルギーと地域主権 新潟「おらって」10 年の挑戦」大月書店 2024 年刊

註⑤「耕し・学び・考える」戦後長野県学習運動誌 第 1 集 編集・発行長野県地域住民大学学習運動誌編集員会　2013 年

註⑥向井健「信州における農村学習運動と地域づくり」（第６０回社会教育研究全国集会（南三陸集会）資料集・報告書　2021 年刊。

# 主権者として生きる学び
## ――信濃生産大学から地域住民大学、そして現代――

吉川徹　Yoshikawa　Toru（長野県地域住民大学）

### １ 厳しい状況を話してもなぜか楽天的

数年前、隣の市の小さな集まりに参加する機会があった。そこで、自己紹介が行われ、70 台半ばを過ぎた一人の男性が直売所の話をしたのだが、それが実に面白く、厳しい状況を話してもなぜか楽天的で、会場がとても明るくなった。この人は以前、農近協で活動していた人であった。かつて農近協に加わり、信濃生産大学に参加していた人たちは、みな共通して明るく、楽天的で魅力にあふれ、今もそれぞれの地域で大きな影響を持ち続けていることを、その時改めて実感した。

どのようにしてこの人々は育っていったのだろう。農近協や信濃生産大学では、どんな「学び」があったのか。そのことを今知ることが、自分たちの学習や社会教育にぜひ必要だと思われた。

### ２ 農業経営の中心になってきた青年たち
### 「農業近代化協議会」（農近協）の発足

戦後すぐ、長野県では長野県農村文化協会（農文協）から「農村青年通信講座」という月刊のテキストが発行され、その雑誌を活用した学習サークルが県下各地に生まれた。初期においては、政治・経済・農業・人生など、基礎知識や新しい技術を学ぶ啓蒙的な学習であったが、1950（昭和 25）年あたりから、自分たちの生活を見つめ、新しい農業や生活のあり方を探求していこうという生活記録運動に変わっていき、結婚式改善や嫁姑問題、青年の生きがい論など、地域の封建制打破が大きなテーマとなった。58 年、日本の農政は食糧増産から、畜産・果樹など選択的拡大という政策に転換していった。ここには、アメリカの余剰農産物輸入という背景（MSA 協定）があった。青年団を卒業し、農業経営の中心になってきた青年たちは、自らの農業経営を考えるようになっていた。機械化や規模拡大などを通して、農業の「近代化」を進めたいという願いである。60 年、農業近代化を目指す青年たちが中心になって、県下各地に「農業近代化協議会」（農近協）が生まれた。

### ３ 日本の農政そのものを問う
### 信濃生産大学の発足

この農近協という農業青年の集まりに、農業問題の研究者と宮原誠一東大教授を中心とした社会教育関係者が加わり、駒ケ根市という自治体も参加して、「信濃生産大学」が生まれた。60 年から 66 年まで、年 2 回を原則に 12 回開催されたが、総主事宮原誠一は開会のあいさつで毎回「100％発言の自由を保障する」「事実に基づいて討論する」と述べ、議論は常に調査に基づいて行われた。農業の共同経営や農業構造改善事業がテーマとなったが、農業資材の高騰や低乳価など、機械化や大規模化など「近代化」を進めようとすればするほど借金がかさむという現実を前にして、日本の農政そのものを問うようになっていった。農協の大合併、固定資産評価替え、観光開発や工場団地造成など、農業農村を取り巻く情勢は厳しさを増し、それらが農家に何をもたらすのかという学習が進められた。ここでは、研究者と農業青年が、資料を出し合い、現実を語り合い、対等の立場で激しい討論が交わされ、真実を明らかにしようとする熱意にあふれていた。近年発刊した冊子の中で、かつての農近協会長であった小林節夫は、信濃生産大学で社会教育研究者宮原誠一から次のことを学んだと記している。「主権者としての自覚、事実を調べることの大切さ、発言の自由と寛容

の精神、人間の成長を長い目で見る、農業労働への誇り・・・」。信濃生産大学は 66 年に終わり、農近協は農業農民問題研究会（農民研）に改組した。

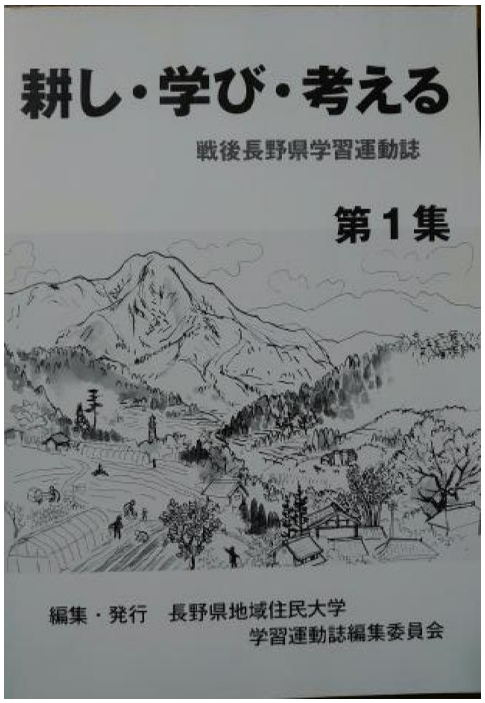
### ３ 住民運動の交流の中から新しい連帯を　地域住民大学の発足

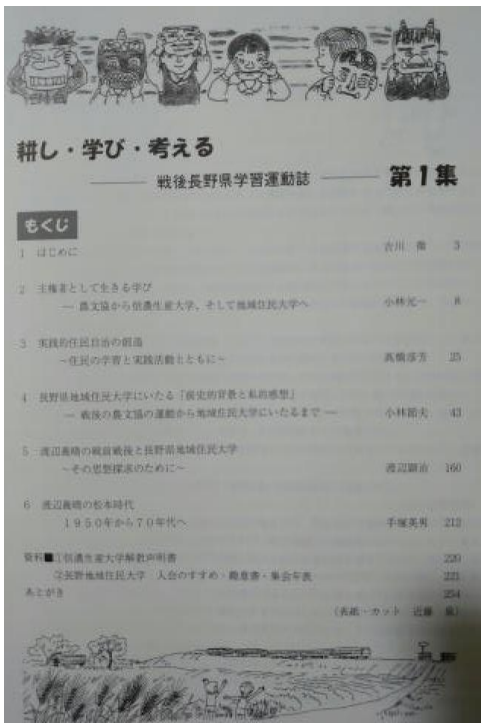
この頃、全国で地域開発政策が推し進められ、長野県下では観光開発やコメの減反政策も大きなテーマになっていた。地域では、農業を守る、豊かな自然を守る、住民の暮らしを守るなど、さまざまな住民運動が展開されていた。その住民運動が交流し合い、その中から新しい連帯を生み出そうという願いが広がり、74 年、多くの団体が運営委員会に参加し、渡辺義晴信州大学教授を学長に迎え、第 1 回の地域住民大学が開かれた。以後 50 年、地域住民大学は継続しているが、年 1 回の大学集会ではいつも住民運動の報告が用意され、地域の課題を明らかにする努力が続けられた。2017 年 6 月の伊那集会以来、大学集会は開催されていないが、課題別の学習会を年何回か開催し、「戦後長野県学習運動誌」の編纂にも取り組み、「耕し・学び・考える」という冊子を発刊した。（まだ残部があります。１部千円）

### 4　地域から日本・世界、日本・世界から地域をみる眼を獲得する「学習」が成長を支える

地域の課題は、その地域固有の問題であると同時に、それは日本の課題、世界の課題とつながっている。地域から日本・世界を見る、日本・世界から地域をみる、その眼を獲得する「学習」が、日本の人々、世界の人々との連帯を生み、未来を見据えた地域の活動を生み、主権者としての住民への成長を支えるのではないだろうか。かつて信濃生産大学で激論を交わし、地域住民大学で住民運動の共通性を確認し合って友情を深めてきた人々の持つ「すがすがしさ」が、地域から日本を変えていく大きな力として、次世代に引き継がれていくことを期待しているが、その芽は、新しい形で各地に広がっているように思う。

（以前書いた原稿を若干書き直してここに記載します。）



# 社会教育史から地域を考える

田所祐史 Tadokoro Yuji （京都府立大学）

## 近代国家・資本主義社会成立と「社会教育」

日本が開国・維新を経て近代国家として歩み始める際に、近代学校教育制度は大きな柱であり、1872 年に学制発布をみた。これに 2 年先んじる 1870 年、大教宣布詔が出され、天皇の神格化、神道の国教化、「祭政一致」の国家方針が示された。大串隆吉は、近代化が急がれる中で「子どもの教育より大人の思想改革にまず手が付けられた。なぜなら、今いる大人が国をつくらねばならないからである」と述べている。

日本初の本格的な社会教育に関する著作である山名次郎『社会教育論』（1892 年）では、「細民」が徒党を組み社会主義政党等を結成することを予防するために「学校に登らずして教育の徳沢に浴せしむるの道」として、下層・治安対策と近代国家確立のための「社会教育」が主張された。

子ども対象の近代学校教育システムの構築だけでなく、その限界も意識して、社会における教育への着目が早くからみられた。社会教育行政は、1920 年代を中心に次第に成立し、学校教育以外の領域で人々を客体・対象とする上からの「思想善導」として国民教化を展開した。

## 戦前日本の自己教育運動

一方、同時期の民衆運動――自由民権運動を例にみると、植木枝盛は「言論ノ自由アリテ各々互ニ相伝エ、相示シ、相教エ、以テ物ニ暗キコトナク事ニ惑フ所ナカラシムルニ在リ」（『言論自由論』1880 年）と主張し、「東洋大日本国国憲案」では、教育・学習、言論・出版・集会の自由を定めていた。彼は人間発達への信頼を前提に、社会で相互に知識・情報と意見を交換し合う自由があり、また、知力・性別・身分による差別がなければ、ともに高め合う相互教育で人間は発達するととらえていたといえる。

その後、戦前の自己教育運動は、労働者教育運動、農民教育運動、青年会自主化運動、自由大学運動などの形で各地で展開する。自由民権運動の学習結社以来の伝統は、主体的な経験の地下水脈として現在も生き続けているのではなかろうか。

信濃自由大学などこれらの運動は、地域を基盤にしたわけだが、「集う」「つながる」ことを必須とする相互教育は、アクセス可能な狭い圏域＝地域が単位となる外的条件・制約があった。しかし同時に、交通・通信・メディア等の一定の発達を反映して、遠方の講師招聘や横断組織結成などの展開もあった。「外に目を開く」ことは、運動関係者が拠点となる地域への再認識や、他地域や世界とのつながりの認識につながり、さらなる相互教育的展開が可能になったと考えられる。

戦前、地域のアイデンティティ形成をめぐっては、幕藩体制期の意識の残存・継承、「都市と農村」の比較による地域の自覚化、「郷土」意識、あるいは植民地を周縁としてとらえる国家意識なども含め、各自己教育運動における「地域」認識の検証が必要であろう。

## 戦後の地域支配構造

戦後社会教育を、まず行政の動きからみてみよう。文部省官僚・寺中作雄は、敗戦数カ月後に私案として公民館構想（「公民教育の振興と公民館の構想」『大日本教育』1946 年 1 月号）を唱えた際に、「地域を単位とする隣組、部落会等の地域団体や、修養や親睦を目的としたクラブ組織の職能団体から入って、共同に奉仕し、共福の為に協同することの喜を感じ、其の実際に練習することがやがて市町村、府県の自治体を身近に感ぜしめ、又国家を自ら負託することの責任に及ばしめる第一

階梯となる」と主張した。戦後改革は、「それまで地域住民の思想と人格を統制してきた地域支配構造を解体するところからではなく、それを温存しかつそれに依拠しながら出発した」が（佐々木隆爾）、社会教育においてもその傾向は顕著であった。

## 戦後日本の自己教育運動

こうした行政の動きとは別に、自己教育運動の再興が敗戦直後にみられた。浪江虔（けん）による農村部落文庫普及運動や『農村図書館』刊行（1947 年 1 月）、三枝博音（さえぐさひろと）ら文化人が地域で取り組んだ鎌倉アカデミア（1946 年～）、新村猛（しんむらたけし）らの京都人文学園（1946 年～）などが挙げられる。

ほかの運動では、復員者や疎開文化人が「外から」の視点と牽引力を地域で発揮したことは特筆に値する。地域を拠点にした運動でありながら、今でいう「若者」や「よそ者」の動きも契機となった。

占領・復興から独立を経て、高度経済成長期には工業化・都市化と大規模な人口移動があった。例えば、地方から都市部の寮や社宅に入居し、ベッドタウンにマイホーム新築――というライフコースの都市流入住民にとっての「地域」とは何だったのだろうか。団地での保育所づくり運動や消費者運動、子ども文庫活動などの 1970 年代前後の「地域」は、かつての農村共同体とは異なる形をとるのか、所得階層や「文化」が似通った同質の社会集団の生活要求という点で「団地共同体」的な特質を持ったのか。また、同時期に過疎に悩む地方にとっての「地域」とは何か。こうした課題に社会教育史研究はまだ迫り切れていない。

一方、当該時期の農山漁村の近代化のもとでの地域社会教育実践について、社会教育学の歴史研究が注目し続けているのは信濃生産大学（1960～1965）であろう。サークル、セミナー、生産大学の「学習の三層構造」の展開において、長野県下の各地域から集って学び合う中で自らの「地域」が浮上したこと、県外からの講師やチューターによる「地域」外からの指導や刺激があったことは、地域を相対化し、構造化する歴史的意義が大きかったのではなかろうか。

## 「地域」を超える現代とこれから

このように、歴史をみると、人々が歴史を創る主体として成長する場としての地域の存在と、地域外・地域間の交流があったこと、地域支配構造からも地域が重視されてきたことが分かる。

グローバル化、高度情報化社会、デジタル社会の「転換期」にある現代において、「地域」と「地域住民」をどう考えるか。オンライン等の手段で興味関心・課題意識に即した学びが可能になることは、個人と世界を結ぶ進歩である。だが同時に、「地域で学ぶ」形態から疎遠となることもあろう。地域が“ミニ東京”化し、地域ならではの地域性への無関心や、地域の生の人間関係の希薄化がいわれて久しい。地域だけでなく職場でも労働者教育運動が成り立ちがたい。「集う」「つながる」機会自体が失われている現在、人々の分断が深刻である。

現代社会では、地域防災、地域福祉、地域から地球に連なる環境保全や平和の課題や、地域文化創造に、暮らしの舞台でいかに連帯して主体形成できるか、が鍵になるのではなかろうか。政策の側もこうした課題を政策課題化して、人々を客体化し動員的展開を模索している（「まちづくり」など）。地域住民の側から、自由と権利を守りながら自己教育・相互教育を旨とする社会教育で、「地域」を再発見・再創造し、「地域住民」の主体性を形成していくことが求められている。

## 参考文献

・佐々木隆爾『世界史の中のアジアと日本』御茶の水書房、1988 年、第 3・11 章
・大串隆吉・田所祐史『日本社会教育史〔改訂版〕』有信堂高文社、2024 年

# 「人間復権」の自治

佐々木浩　SASAKI　HIROSHI（元金融共闘議長）

〔問題意識〕

私が企業活動を離れ、生活圏である地元に軸足を移し活動を始めて一番驚いたことは、住民主体の自治という意識が日常的に欠落していることであった。

自治会・町内会に基づき形成された団体が日本全国でその数 30 万弱存在するというから驚きなのだが（2013 年 4 月 1 日，総務省調べ）、祭り行事をはじめ確かに趣味趣向をもとにしたさまざまな住民参加の「会」が自治会・町内会を通じて活動しているのだろう。

地域住民は、自治会費などで自前の運営をおこなっているが、運営管理費に対する補助、人事交流も含め行政のひも付きになっていたり、またされていく場合が多く、その傾向は近年著しく強化されているように見える。

だが、地域は高齢化が進み、都市への一極集中による人口移動、少子化など多くの問題を孕みながら、国民、住民の自治参加が壊され、孤立化が進んでいる。

まさに、主権者は国民であり、地域の主体は住民であり，国民と住民が融合して政治参加も含め、「会」を主体的に運営していく本来の「個」としての人間が尊重される権利が損なわれたり、損なわれ始めたりしていないか。

特に、災害対応は住民自治の根幹に関わる重要問題であり，行政との関わりなしに成しえない。とりわけ近年多発する大規模災害にたいする各地方自治体の対応は、主体的に取り組む住民自治の基本に触れる問題だけに、自治会・町内会は慎重なのだが、この間隙を突いて、今般、国は「地方自治法改正」すなわち、国と地方公共団体が「対等協力」の関係と中心を大きく変容させ、戦前回帰を思わせる自治に関する国の不当介入を誘発せしむる恐れをもって新たな課題を持ち込んできた。

これら問題意識を基に、短い期間の地域活動を通して体験し身近に感じたのは「人間復権」の必要性であり、その問題点をいくつか箇条書きに記し，本旨を後日の発言の機会に触れさせて頂く事とします。

1．主体的な住民自治の重要性を自治会、町内会が意識的に取り組めない弊害は何か。
2．人である前に「人間」である思想は、地域活動の基本なのでは。
3．今般の地方自治法改正の本質は、上記　①、②との関係で徹底解明する必要あり。

## 論点整理と全体討論まとめ

論点は多岐にわたる。地域住民の主体性は農業に始まり、それにとどまらない。教育、医療、福祉、文化、さらに、エネルギー生産にも及ぶ生産の主体性にあるだろう。政治的主体性もまた問題である。自治というべきだろう。そうした地域住民の主体性の全面的発揮と自由の保障の基盤がまた地域というものだろう。

地域の媒介なしに、政治はもとより市民運動、労働運動、あらゆる社会的運動は変革的なものたりえない。逆に、そういう地域を取り戻すこと自体がたたかいであり運動である。新しい共同を生み出す、縦にも横にも広がる人間の統一戦線だろう。地域と地域住民の主体性の問題として引き続き考えたい。

# 2024 年アメリカ大統領選挙の結果をどうみるか

本田浩邦（ほんだ・ひろくに、獨協大学）

## １．はじめに

7 月の民主党バイデン候補の大統領選挙戦からの撤退とハリスへの候補者バトンタッチで選挙戦の対立の構図が固まった。民主党の危機はひとまずは払拭されたが、トランプ、ハリス双方の支持率が拮抗している状況がつづいている。

9 月末の本稿執筆の段階で大統領選挙の結果は不明であるが、現時点で推察可能な範囲で選挙の帰趨を占ってみよう。

## ２．選挙戦での政策論争

選挙戦での政策論争をみるうえでまず考慮すべきは、候補者が主として接戦州の有権者に向けて訴えているということである。

接戦州とは、アリゾナ、ジョージア、ミシガン、ネバダ、ノースカロライナ、ペンシルベニア、ウィスコンシンの７州であり、他の州は民主党か共和党のどちらかの優位がほぼ揺るがないため、接戦州の勝敗が当落を決する。2020 年には、バイデンは 7 州のうち 6 州を制してトランプを破った。

もうひとつ大切なことは、実際に政権が発足しても、上下両院の多数をどの党が占めるかによって、政策の実現能力が大きく変わるということである。両院のどちらかを失えば、その政権の裁量の幅は極端に制限される。したがって本来は、大統領選とあわせて両院の当落予想に関心を持つべきであるが、不思議なことにそれにはあまり注意が払われない。

## ３．「多数代表制」による政策の収斂

接戦州に候補者の目が向いていることには重要な意味がある。今日のように政治的両極分解が進んだ状況においては、追加的な支持を得るためには流動的な中間層に向けた中道寄りの政策に傾きがちになる。これは小選挙区制、２大政党制などでは対立する候補の政策が似たものになるという「多数代表制」の特徴である。民主党がこの論理に足をすくわれると、政策争点が不明瞭になり、リベラルな政策的メリットを失う可能性がある。

実際、論戦ではトランプが移民排撃の強い政策を打ち出しているのに対して、ハリスも国境管理を強調したり、産油地のフラッキング（水圧破砕法）による天然ガスの産出を容認するといわざるをえなかったりする。逆にトランプも、人工妊娠中絶の州ごとの判断を尊重するなどといいだし、従来の政策を和らげようとしている。

## ４．ウクライナ、ガザ、そしてレバノン

もう一つ重要なポイントは、ウクライナ、ガザ（さらにはレバノン）の戦争に対する姿勢である。

トランプは、「私は２つの戦争を終わらせる」と明確に述べている。トランプが実際にそれらの戦争を停戦に導くと信じるのはよほど無邪気というほかないが、問題は彼にそれができるかどうかではなく、有権者にどう聞こえるかである。

もしも大統領選挙までにバイデン政権がウクライナとガザの問題を解決できなければ、トランプは執拗にその問題を取り上げてハリスを攻撃するであろう。民主党がユダヤ・ロビーや軍産複合体の利益に拘泥し、停戦を先延ばしにすれば、多くの国民がトランプ支持に向かうのは当然である。

こうした問題は学生や知識層にとっては経済問題などよりも重要である。この問題で、完全に対立候補に上手を取られたままでは選挙戦でハリスが立ち往生するのは目に見えている。

民主党が従来の枠を超えて、国際的な人権と民主主義の原理に立ち戻ることができるか、その根本が問われている。

# 「米中新冷戦」下の日米経済

増田正人（ますだ・まさと、法政大学）

## １．はじめに

世界経済を特徴づけるグローバリゼーションの下で、アメリカと中国はともに経済的繁栄を享受し、「米中蜜月」といわれる国際環境を生みだしてきた。しかし、その関係はトランプ政権の誕生の中で変質し、バイデン政権の下で「米中新冷戦」と言われるほどの緊張関係へと変化した。今回誕生する新政権の下で、両国の関係はどのように変化し、それはグローバル経済にどのような影響を与えていくのか、また、その中で日本経済はどのように変わっていくと想定されるだろうか。

本報告では、米中蜜月といわれた両国関係が対立関係に変化した要因を示したうえで、「米中新冷戦」と言われる関係の経済実態を明らかにし、グローバル経済の変化と新政権の方向性、また日本経済への影響について報告したいと考えている。

## ２．アメリカン・グローバリズムの世界展開と米中蜜月

⑴アメリカの関与政策と中国の経済成長
⑵中国の高成長と経済大国化
⑶アメリカの対中関与政策からの転換
⑷トランプ政権の誕生と貿易戦争

## ２．最先端産業をめぐる米中の覇権獲得競争

⑴アメリカの技術覇権、経済覇権の揺らぎ
⑵バイデン政権による対中封じ込め政策
⑶アメリカ国内の軍事的産業基盤の再建

## ３．グローバル経済の変化と「米中新冷戦」

⑴拡大するグローバル経済とグローバル・サウス
⑵ロシアのウクライナ侵攻と欧州の戦略的転換
⑶日本企業の対応と国際分業の変化

## ４．おわりに

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルによるガザ、レバノン侵攻は、世界の軍事的なあり方を大きく変え、東アジアにおける「台湾有事」という言説を日本国内でも生みだしてきた。「米中新冷戦」という形の米世界戦略に組み込まれ、大きく変化し始めた日本経済の現状を示したうえで、アメリカの新政権の方向性とその下で日本で進められている経済政策が日本経済や国民生活にどのような影響を与えるのか、豊かな日本を生みだしていくためにはどのように変えることが必要なのか、等を検討していきたい。

# 第２部

# 分科会実施報告

# 分科会実施報告

**実行委員会事務局より、以下のように、分科会設置責任者に分科会の開催報告書作成の要請を行なった。**

**使用目的は、①実行委員会が行う 25 総学の総括に生かすこと、②分科会の様子を会員に知らせることにある。**

**・報告内容：①企画のねらい、②参加者数（概数でも可）、③特徴ある発表内容、④主な討論ポイント、⑤責任者としての感想や評価など。以下に、提出された分科会開催報告書を掲載する。**

## A1　平和問題分科会

### １．企画のねらい

2022 年の安保 3 文書の策定以降、政府は戦争国家化を一気に進めている。それは、沖縄から全国に広がる軍事基地・部隊の新設・強化や戦場化の準備、自衛隊の米軍への「融合」、そして、大学・研究機関・企業・自治体の軍事動員などとして表れている。一連の辺野古訴訟などで、日本国憲法の体系と相いれない法令や判例群が築かれている。ウクライナやパレスチナなどでの事態と外交のあり方も看過できない。これら平和の問題を広く取り上げ、戦争国家化を許さず、抑止力論を打ち破る論理の構築・普及と、平和運動のあり方を模索する。以上のことを狙いとして発表を公募し、また、平和問題研究委員会を中心に発表を喚起した。

### ２．参加者数

最多時で 70 名以上。延べ参加者数は集計していないので不明。

### ３．特徴ある発表内容

前半に辺野古新基地建設のための埋立問題をめぐる諸問題、そして後半に本土各地の基地問題と経済安保の問題、そして平和教育の実践という流れで報告を配置した。公募の結果であるが、核兵器禁止条約やウクライナ・ガザでの戦争などについての発表はなく、広範な平和問題の中で対象が絞られた形になって、結果的に互いに深く関係する構成となった。

### ４．主な討論ポイント

徳田・前田報告を受けて、沖縄県知事と政府との訴訟において地方自治が破壊されてきたなかでどうやって戦争する国にさせないように取り組めるのかということ、各地で進む基地建設をどう食い止め地域の平和運動を構築していくかと言うこと、また、豊島報告において、護憲運動がともすれば憲法守れという空疎な言辞に留まってしまっていないかという指摘がなされたことに対して、疑問や反論が出される中で、9 条を無条件で守るべきものだとは必ずしも考えていない若者たちに、平和主義とか立憲主義といったものの価値、それを守る運動の大事さをどう伝えていくかという問題意識が参加者に形成されていった。最後の大倉報告は、専門学校での講義のわずかな隙間時間に、憲法の原則を語り理解してもらうという実践についてであったが、これをうけて、世代間の断絶や、SNS による情報や対話の分断が進み、対話による社会運動が難しくなっていると実感される中、若者、市民との対話をどのように進めていくのかが議論された。非常によい流れの報告と議論であったと思う。

### ５．責任者としての感想や評価

平和問題は常に会員と会外の市民がともに関心を持っており、JSA の活動としても期待している分野だと考えている。しかし、諸課題が山積する中で、オーソドックスな平和問題の分科会にどれほどの参加があるか心配も絶えない。しかし、今回も多くの熱心な参加者を得た。JSA の研究活動における平和問題の重さを改めて実感した。また、研究発表の申し込みも予想以上にあり、十分な発表・討議時間を確保できないほどであった。しかも、発表はいずれも大変すぐれており、参加者の心を動かすものだった。JSA の力は健在だと感じた。

一方、参加者数に比してリモートでの討議が充実しにくいことは今回も感じるところであった。フロアから積極的な発言もあり、討議の質と量は決して不満足なものではなかったが、これが対面であったらもっとよい討議ができたことと思う。もちろんリモートだからこそ 70 人が集まったのであるが。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

平和問題研究委員会や沖縄支部の会員向けに zoom の接続用 URL を直前に送ったことで、登録数、参加者数が大きく伸びました。このことは、リモート企画の成功のために共有してよい経験だと思います。

（亀山統一）

## A2　九条改憲の動向の多角的検討

**１．企画のねらい**

日本国憲法第九条を改憲し、日本を戦争できる国へと転換させようという動きが 20 年以上に渡り続いている。最近では、2022 年 12 月に閣議決定された安保 3 文書による専守防衛の原則からの逸脱、武器輸出の本格化、対米従属の強化など、実質的な改憲とも言うべき動きが雪崩を打って進んでいる。本分科会では、改憲を巡る最新の動向を多角的に検討し、改憲の企てを阻むための展望を探ることをねらいとする。本分科会は、例年とは趣向を変えた「九条科学者の会」発足 19 周年の集いと位置づけられる。

**２．参加者数**

最大で 78 名

**３．特徴ある発表内容**

(1) 後藤仁敏氏（日本科学者会議神奈川支部）は、「草の根の運動で憲法改悪を許さなかった九条の会運動－『九条科学者の会かながわ』の 20 年を中心に」として次のように話した。九条の会・九条科学者の会と改憲の歴史をたどり、国会で改憲勢力が 3 分の 2 を超える状況でも、安倍改憲も菅改憲も岸田改憲も阻止してきたのは、燎原の火のように広がった 7500 もの九条の会の草の根の運動があったからだ。今や改憲勢力は総選挙で 3 分の 2 以上の議席を失い、改憲をやりたくてもできない状況になった。一方、集団的自衛権の行使容認から、敵基地攻撃能力の保有、安保 3 文書による 5 年間で 43 兆円もの防衛費、「台湾有事」に備える南西諸島の軍事要塞化まで、実質改憲や立法改憲、憲法破壊が進められてきている。今後は、与党が過半数割れを起こした新しい国会で、憲法破壊を許さない運動を進めよう。

(2) 松井安俊氏（九条科学者の会事務局）は「九条科学者の会の軌跡－戦争する国への道に抗う運動のなかで」として、九条科学者の会の歩みを 3900 筆におよぶ賛同署名、周年と秋の講演会、声明や 4 種のリーフレットの発行などの活動について報告した。

(3) 永山茂樹氏（東海大学）は「専守防衛論の限界論－ 9 条改憲との関係で」として、専守防衛論は平和的に見えるが、実は危険で、9 条が掲げる非武装中立こそ大切だと主張した。

(4) 稲 正樹氏（元 国際基督教大学）は「憲法の軍縮平和主義の原点の発展的解釈」として、憲法の軍縮平和主義の原点を発展させ、国連の平和維持機能を強化し、わが国の軍縮と軍備撤廃を進め、「正義」に基づく人類平和「秩序」の建設に努めることが必要と訴えた。

(5) 志田陽子氏（武蔵野美術大学・日本科学者会議共同代表）は「リスクと人格権－安保法制違憲訴訟を題材に」として、安保法制違憲訴訟に基づいて、憲法の求める「司法の役割」について述べた。

(6) 本田浩邦氏（獨協大学）は「アメリカ介入主義外交と日本」として、アメリカの介入主義が政治主導から軍需産業主導へと進みんできた過程を解説した。

(7) 山根徹也氏（横浜市立大学）が「憲法改悪の動きと歴史学・歴史教育」として、改定教育基本法による小学校の学習指導要領にみる教科書の変化を指摘し、憲法 9 条の破壊の現われと指摘した。

**４．主な討論ポイント**

時間的制約上、各発表者の発表に多くの時間を費やし、総合討論の時間はほとんど取ることができなかったが、永山氏の専守防衛論の限界を巡っ

ては、質疑応答が活発に行われた。

**５．責任者としての感想や評価**

100 名以上の参加申し込み者があり、実際には最大で 78 名が参加し、まずまずの規模で盛況に開催することができた。従来、「九条科学者の会」単独で開催してきた集いと同程度の参加者数であった。実際に参加された方々の反応については、オンライン開催ということもあって、よく分からない。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

5 月上旬に分科会の設置を申請してから、7 月上旬に設置される分科会が公表されるまで 2 か月間の時間を要したのに対し、分科会発表申し込み締切（7 月 28 日）までは 3 週間ほどしかなく、周知徹底の時間が短かすぎると感じる。また、7 月 28 日の締切に加え、8 月 31 日締切で設置責任者が直接予稿を受け付け、さらに設置責任者としての予稿の査読と取りまとめての提出（締切 9 月 30 日）という具合に、1 ヶ月毎に締切が設定されているのも、分科会設置者としての負担が大きい気がする。他の学会では、参加申し込み、予稿提出、投稿料の支払いは専用のフォームにて同時に受け付けられ、参加者にとって手続きが 1 回で済む場合が多い。分科会設置者による予稿の査読も、通常は行われない。それに比べて、総学は、参加者にとっても分科会設置責任者にとっても何度も締切があり、負担が大きいと感じる。

そのほか、合理的でないと感じた点は、分科会の日程調整についてである。分科会を設置する時点で、設置者の都合を念入りに聞いて日程調整が行われたが、本当に日程調整すべき人は分科会設置者ではなく、発表者であろう。しかし、発表者の都合を予め考慮することはできない。結局、事前の念入りな日程調整そのものが、あまり意味のないことだ思う。総合学術研究集会の各分科会の日程が決まったら、分科会設置者や講演者は、その日は万難を排して総学に参加すべきである。他の学会では、学会の開催日程は主催者によって一方的に決められており、各参加者の日程を調整して開催日時を決めることはしていない。

参加費が無料であったが、有料にすべきだと思う。日本科学者会議の財政事情が厳しい折、収入が得られる機会にきちんと収益を上げるべきだと思う。

（浜田盛久）

## A3　米日のグローバルパートナーシップの構築と世界の戦争に抗する平和の理論

**１．企画のねらい**

人類を滅亡させる「核戦争」の危機を含む侵略戦争（「ウクライナ侵略戦争」）が起こり、日本国では、アメリカとの「グローバル•パートナーシップ」を立ち上げて、世界中で核戦争を含む侵略戦争を始める体制（「軍国主義」）作りが始められている。地球上から戦争をなくすための平和の理論と運動論を語り合うことである。

**２．参加者数**

35 人前後

**３．特徴ある発表内容**

食料自給の道が、日本国の平和構築に不可欠であるとの発表（藤原宏志氏）は、日本平和論を補強するものとなった。

地域で行われている平和のための取り組みについて、地元メディアに取り上げられることの重要性の提起（木下統氏の発表）は、各地の平和運動論を補強するものとなった。

**４．主な討論ポイント**

武力による平和構築の課題ではなく、武力によらない－「対話」による平和構築の課題が焦点となった。

**５．責任者としての感想や評価**

十分な討論の時間を確保できたことが、何よりであった。

平和論 • 平和運動論に新たな視点を加えることができたのは、うれしい成果であった。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

紙の「予稿集」の作成を要望いたします。

（金子勝、中野貞彦）

## B1　ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染を考える

**１．企画のねらい**

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染は、米軍横田基地による東京都多摩地域の地下水汚染や沖縄県米軍基地周辺の水道水汚染および大阪府摂津市のダイキン工業淀川製作所周辺の河川・地下水汚染に端を発し、今や全国各地の地下水、河川水、水道水などに拡大している。

分科会では、ＰＦＡＳ汚染を告発された小泉昭夫・京大名誉教授、ＰＦＡＳ分析の第一人者である原田浩二・京大医学部准教授の講演を中心に、東京都、沖縄県、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、三重県、岡山県など汚染各地の住民団体の報告を受けて、科学者と市民の協力によるＰＦＡＳ汚染問題の解決を模索する。

**２．参加者数**：89 名

**３．特徴ある発表内容**

小泉が「ＰＦＡＳの包括的 Toxicokinetic modeling と内閣府評価書批判」を、原田が「ＰＦＡＳ汚染の広がりとヒト曝露の現状」を、畑が「近畿地方と滋賀県内のＰＦＡＳ汚染」を発表後、大阪、東京、沖縄、愛知、岐阜および三重の深刻なＰＦＡＳ汚染が発表された。

**４．主な討論ポイント**

小泉は、国の食品安全委員会が 6 月にまとめたＰＦＡＳの健康影響に関する評価書の改定を急ぐべきとして、少なくともＰＦＯＳ許容摂取量の指標値を現在の 200 分の 1 にするべきだとした。原田は、ＰＦＡＳの汚染が河川、地下水、大気、土壌に広がっていると強調した。

各地からの発表では、調査や対策に後ろ向きの行政の姿勢が共通しており、全国の運動と科学者、弁護士、議員の連携が重要であり、広範な市民運動をつくる必要が強調された。

**５．責任者としての感想や評価**

発表数が 11 本と多く、約 5 時間を要し、発表時間超過もあり、休憩時間も取れなかったが、参加者から活発な質問やコメントがあり、充実した分科会となった。市民団体発表者より、「市民団体や弁護団はできているので、科学者団体の協力も得たい」との意見もあったので、ＪＳＡのＰＦＡＳ問題研究委員会を設立する必要があると思った。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

15:45 から 20:45 までの 5 時間だったので、昼間の時間帯を割り当てて欲しかった。

（畑明郎）

## B2　気候危機に立ち向かう−自然エネルギーと省エネの社会に向けて

**１．企画のねらい**

気候危機は待ったなし、IPCC の新報告では、気候変動の悪影響を小さく抑える気温上昇 1.5 度抑制には世界の CO2 排出量を 2030 年に 2019 年比約半減、2050 年頃排出実質ゼロが必要、先進国日本は 2030 年にもっと大きな削減がある。原発はさらにリスクが明らかになり、また新技術依存ではこの 10 年の対策に間にあわない。石炭をまず減らし省エネ・再エネ抜本強化の必要があります。対策、対策ロードマップおよび対策を進める政策などの課題を整理し、方針を研究する。

**２．参加者数**

数十人単位ですがわかりません。

**３．特徴ある発表内容**

気候変動の影響、排出削減、電気自動車充電タイミング、石油を使わなくなる方向での化学工業対策、再エネ大量導入で 1 時間毎需給の発表もあった。

特徴として地域再エネをめぐる報告がいくつか行われた。コミュニティ水力事例、太陽光乱開発の事例、大手風力発電計画事業者に対し住民の参加出資をめぐる交渉、地域再エネと福祉の相乗効果などが報告された。

**４．主な討論ポイント**

全体の対策、地域の対策について、削減技術・普及とその政策、CO2 の人為的吸収、削減対策を地元の利益に結びつけることなどがあった。

再エネ導入自治体政策。海外を含めた事例。専門部署が少なく多くの業務を兼務しているのが

現状。専門組織、自治体担当の専門職員を育てていく必要があることが議論された。

**５．責任者としての感想や評価**

予稿集のまとめ、科学者通信の報告で不慣れで時間締切を超過することが多々発生した。

（歌川学）

## B3　脱原発への課題と展望

**１．企画のねらい**

岸田文雄政権は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進を謳って 2023 年 5 月に GX 推進法を国会通過させ、40 年を超える老朽原発の長期運転を可能にした。岸田政権は、原子力ムラ（原子力にむらがる権力利益共同体）の傀儡とみられる。2024 年元日に起こった能登半島地震は、地面の陥没・隆起や山崩れと津波を引き起こした。もし志賀原発が運転中であれば住民は全く避難できないことが明らかになった。にあったが、岸田政権によって無視された。私たちは、原発災害時の放射線被ばくと避難防災の視座から GX 推進法を批判し、原発のない社会づくりを目指す。（設置要旨より）

**２．参加者数**

• Zoom 接続者：78 名
• 事前登録者：143 名　（会員：111 名　非会員：32 名）

年齢層　10 代・40 代：7 名　50 代：12 名　60 歳以上：119　答えない：5 名

性　別　女性：17 名　男性：124 名　わからない：2 名

**３．特徴ある発表内容**

【午前の発表】

•「人間の定住地に置く原発に対する都市計画規制の問題」：乾康代氏

原発は、最初から都市計画規制を徹底して拒否・無視し続けた施設である。その老朽化した危険極まりな原発を、市街地の中に起き続け、動かし続けてもいいのか、という都市原発の再稼働について問題提起された。

•「原発事故後増え続ける甲状腺がんと隠され続ける被ばく問題」：大倉弘之氏

福島県の、原発事故後の小児甲状腺がんの異常増加の原因は、原発事故である。しかし、国や福島県は原因究明を避け続けている。この背景に原爆投下前から始まっていた米国の被ばく隠蔽の姿勢が今も強く影響していると、複数の文献を示し紹介した。

•「職場における発言の自由の意義」：花沢進氏

旧動力炉・核燃料開発事業団（動燃）では、安全問題などについて当局に批判的な意見への抑圧がおこなわれ、多くの職員が不当な処遇を受けた。その実態が、自殺したとされる西村成生氏の自宅に残されていた資料により、当局の組織的犯罪であることが明らかなった。それで水戸地裁で、違法な差別の存在を認める判決が出た。そして動燃では、幾つかの事業が失敗し、不祥事が続き、「もんじゅ」では稼働中にナトリウム漏れ火災事故まで発生した。原発を動かすか止めるにしても、原発技術に関わる科学者・研究者、事業者側の技術者・職員が自由に意見をいえる社会にすることが重要だと強調された。

•「3.11 からはじまるママたちの不安と向き合って」：近藤真理子氏

チェルノブイリ原発事故の 4 月 26 日に、反原発グループが集会やおはなし会をはじめたことが各地で「アースディ」というイベントに発展。それが反原発のイベントとして変化した。その活動を、お母さんと子どもの関係を定点観測していると、お母さんたちは神経をすり減らせ育児をしている。その中で福島原発事故が起き、ますます不安が増し深刻になる。私たちは、次世代を担う子どのたちに、教員・保育士として、何を教えていくのか。子どもの権利の保障の立場からの問題提起があった。

【午後の報告】

•「福井県内の老朽原発をめぐる裁判の現状」：笠原一浩氏

3.11 以降、福井地裁の樋口英明判決（2014）をはじめとした、福島原発事故を二度と引き起こさないことを意識した、自然科学に立脚した司法判断は、原発裁判の大きな潮流であると強調。関西電力と国を相手にした原発裁判で、自然科学的知見に立脚した司法判断をより一層推し進めてい

く意義を提起した。

•「福島原発事故による被ばく被害の真相　全ての被ばく者に健康手帳の交付を求める」：山田耕作氏

福島原発事故後 6 年間に、福島県で観察された症例数は事故なしでの予想症例数の 50 ～ 60 倍である。これはチェルノブイリ事故後にウクライナとベラルーシの高汚染地域（ゴメリ州など）で観察された 30 ～ 56 倍に匹敵し、福島原発事故による被ばくがチェルノブイリ並みであることを示している。また、胃がん、胆管がん、心筋梗塞などの発生が増えているのも、こうした放射線被ばくが影響だと考えられると指摘した上で、被ばくしたと思われる人に健康手帳の交付が必要と提起された。

•「改めて 4 大トリガー説を提唱・検証する」：山本富士夫氏

4 つのトリガー（①自然災害（地震、津波、火山噴火、豪雨、竜巻など）、②人的ミス、③軍事テロ、④サイバーテロ）が外れると冷却材が止まり、原子炉の冷却に失敗すると、メルトスルーが起こり、放射性物質が環境を汚染する重大事故となる。重大事故を起こさないようにするには、「安全神話」を崩壊させる議論が必要であると問題提起された。

•「深層防護「3.5 層」レベルの新原子力規制と脱原発世論強化の課題」：岡本良治

過酷事故対策の一つとして、フランスでは福島原発事故後に「原子力事故即応チーム」を整備し過酷事故対応に即応する体制が整っているが、日本には事故が発生した場合の緊急即動部隊の設置がされていない。フランスでは福島原発事故後に「原子力事故即応チーム」を整備している。関西電力は、複数原子炉の事故を想定し、250 人規模の施設を原子力事業本部（美浜町）近くに「緊急時対策所」を建設し、2029 年ころから運用を開始するという。また、原子力問題研究委員会のホームページを充実することが提起された。

•「ノーモア「3.11 フクシマ•原発回帰」への道筋」：小林昭三氏

原子力村は、（社）日本原子力学会に基板を置いて「原子力教育・研究特別専門委員会」で基礎的に安全神話教育をやるべきだと提唱している。それと共同して、放射線教育フォーラム（NPO）が「原発は地震に対してそれほど脆弱なものだろうか、柏崎刈羽原発では地震で全く問題なかった」などと宣伝し、政府の教育機関（文科省）が原子力文化振興財団に依頼して、「原発副読本」を作成し、小中高生に原発は安全だと教育している実態などを示し、そうした安全神話教育を、科学的事実で打ち破っていくことが大事だと提案された。

**４．主な討論ポイント**

【午前の討論】

• 原発を現実社会の中に設置することは、居住地からの範囲をいくら制限しても、必ず避難を必要とする。学校や病院施設など社会的弱者の避難のことを考えると、そもそも原発は、存在することが許されない施設ではないか。（山田耕作氏）

• 午前中の報告者の乾康代氏と近藤真理子氏は JJS 編集委員で、8 月の全国原発シンポに参加いただき、今回の総学で報告をしていただいた。原問研には文系と女性研究者が少ないことを指摘し、お二人の原問研加入に謝辞を述べ、さらに、参加のみなさんに原問研加入を呼びかけ、組織拡大の重要性を提起された。（山本富士夫氏）

• 糸長浩司氏より、放射線被ばく問題で、飯舘村の動態調査でがんが増える兆候が多少見える、と発言があり、大倉弘之氏からも、がん統計のデータを見ると、東日本全体でいろいろな病気が増えていると指摘があった。また、山田耕作氏より福島県は、胃がんや胆管がん、前立腺がん、卵巣がんの罹患率（発生率）が増えているというデータもあると紹介され、国や県が責任を持って医療機関と協力し、調べる必要があると強調された。

• 新潟県巻町は、原発建設を住民投票（1996 年）で阻止したが、女性の市議など多くの女性が力を発揮した。今、新潟県では柏崎刈羽原発の再稼働を止める県民投票を実施させる運動を行っている。原発ゼロをめざして、過半数の人が原発に反対できるような条件をどうやって作るかが、決定的重要だと問題提起された。（小林昭三氏）

• 近藤真理子氏の報告について、不安々といってもリスクで押しつぶされて、鬱（うつ）になって

は元も子もない。よって、科学者としては、リスク不安を形にして、不安解消、解決に向かわせることが、日本科学者会の立場だと思う。ただ不安がっても意味がない。そして、子どもが一定の年になったら、子ども自体にその判断を任せる。それが、子離れ、親離れだと指摘があった。（青木武生氏）

【午後の討論】

• 花沢進氏より、4 大トリガーの「人為的ミス」について、原発をつくったのが人的ミスだ。しかし、設計思想として人的ミスが起きても重大事故にならないようにつくらないといけない。「人為的ミス」の言葉に抵抗がある。他に何か別の言い方はないのかと問題提起があった。山本富士夫氏より、TMI 事故のときにヒューマンエラーという言葉が出てきて、それを「人為的ミス」と訳していると、具体的に起きた事例で説明された。

•河野仁氏より、原問研のホームページについて、「JSA-ACT」の HP を参考にしたら良いと提案があった。（河野仁氏 • チャットにて）

【総合討論】

• 原発は構造的に安全ではなく、危険であるとう観点から、さらに、重大事故が起きたとき、放射線被ばく問題があり、原発はこれが致命的で決定的な危険である。特に大倉弘之氏、山田耕作氏の放射線被ばく問題は、これからの大きなポイントになってくる。原問研の研究活動が構造的、施設的、システム的な問題から、今後は放射線被ばくの問題にシフトする。今日の議論は、その転換期になったと問題提起された。（山本富士夫氏）

• 原発裁判闘争は、国民全体が支援していくことによって、原発の推進政策を変えることができるということを示唆したものである。（山本富士夫氏）

• 日本の原発が危険だということを、海外にも発信することが大切だといわれたが、海外の投資家は、日本の原発が危ないと知れば、投資しないと思う。海外圧力があると原子力村が動く（省察する）のではとの提起があった。（発言者不明）

• 福島原発事故から 10 年後に、IAEA が次に大事故が起こったら避難ではなく、その場にとどまる政策で心理的に防護する方針に転換している。国際放射線防護委員会（ICRP）が防護ではなく、被ばくさせるとなっている。さらに、内部被ばくに関しては評価方法が間違っており、その意味で、今までの被ばく防護体系は破綻しており、新たな被ばくの防護の体系を考える必要があるという重大な課題があると提起された。（山田耕作氏）

**５．責任者としての感想や評価**

• 原発を最大限に活用することや新増設など、経済連 • 電力会社の要求や、政府の原発推進の政策が推し進められる状況の中で、住民の反対運動や、それと連携した科学者や研究者の取組、そして裁判での原発を止める運動、さらに、被ばくの実相と弱者への影響を明らかにさせる取組などを急速に粘り強く進める必要があると思う。その意味で、JSA と JSA 原子力問題研究委員会の役割は重要だと感じた。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

• これからの総学の開催方法について、ネットが主流となるのなら、SNS を使った拡散を考える必要があると感じた。討論の中でも、複数の方から、分科会の内容と資料（パワーポイント資料）をネット（YouTube 配信等）で見られるようにしてほしいという要望があった。また、大学などでの対面での開催は、学生や一般住民との繋がりができるという意味で効果があり、対面開催（ハイブリッド開催も含め）を検討されてはどうかと感じた。

（山本雅彦）

## B4　地域社会から考える能登半島地震復興

**１．企画のねらい**

2024 年 1 月に突如発生した能登半島地震と津波により、人口流出地域の脆弱性が露見された。緊急支援が一段落したあと、地域の復興を考えるとき、科学者団体である JSA には何ができるか。この問題は、戦後日本の国土開発のあり方を問い直し、少子高齢化時代の到来を見据えてどのような地域社会を構想するかが問われる、総合的学際

研究である。このような趣旨で、私たちは、2024～25年度のJSA研究助成を申請し、採択された。当分科会はその中間報告であるとともに、研究会活動の輪をJSA内外に広げる試みである。

**２．参加者数**

○人（金沢会場参加6人、オンライン参加○人

**３．特徴ある発表内容**

嶋田一郎「能登半島震災の被災者の復興／東日本大震災の教訓をどう活かすか」、山本富士夫「一人の命も見捨てない「支援・復旧・復興」を考える」、粟生田忠雄「能登らしさを活かした農村復興」の3本の報告があり、質疑応答がなされた。

**４．主な討論ポイント**

嶋田・山本両報告には、石川県の掲げる「創造的復興プラン」（およびその背後にある国の政策、特に石破政権下での防災庁創設）への批判的検証を通じて、過去の震災復興の教訓は活かされていないとする視点がある。ただし、「復旧」「復興」「防災」をどのように組み合わせるのが適切かは検討課題との指摘が、参加者からもなされた。粟生田報告は、現場からのリアルな報告として注目を集めた。傾斜面（法面）先端部の過剰な貯留水が災害を大きくしたとの分析から、具体的方策の提案もなされた。

**５．責任者としての感想や評価**

JSA研究助成プロジェクト「人口流出社会における災害復興と地域の未来像～～「能登半島地震」以後を考える学際研究」の開始から半年あまりすぎた時点での総学開催であった。この間の研究成果の中間報告であるとともに、むしろ、多くの課題が見えてきたのも事実である。参加者の意見もふまえ、今後につなげたい。

**６．第25回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

現地（対面）会場の設置は有意義だが、スケジュール変更への対応など反省点もあった。

（小野一）

## C1　群馬県に居住する外国人が抱える諸問題― 多文化共生社会・移民社会の実現可能性

**１．企画のねらい**

群馬県は、伊勢崎市、太田市、大泉町はじめ、外国人が多く住む街が非常に多い。今後の群馬県の健全な成長・発展のためには、これら外国人と日本人とがお互いの文化を尊重し合いながら、連帯して共生していかなければならない。そのためには、群馬県に住む外国人の現状を把握し、その抱える問題を明らかにするとともに、その原因を探求し、対策を講じるという研究が必要不可欠となる。この点、群馬県に居住する外国人が抱える諸問題を検討しながら、多文化共生社会・移民社会の実現可能性を探っていくことが本分科会における企画のねらいであった。

**２．参加者数**

30名程度

**３．特徴ある発表内容**

①藤井報告

多文化共生社会と平和主義を関連づけて論じている点

②土谷報告

ポーランドという大戦の被害国における歴史の継承に焦点をあてている点

③永田報告

群馬県の嬬恋村のキャベツ農家における外国人労働者に焦点をあてている点

④青木報告

コロナウイルス禍における群馬在住外国人の医療情報の問題に焦点をあてている点

**４．主な討論ポイント**

いずれの報告も、多文化共生社会のあるべき姿、理想的な多文化共生社会をどのようにして共創していくかという問題意識を基礎にしており、その点がまさに討論のポイントであった。

**５．責任者としての感想や評価**

人数的にはもう少し多くの参加者がほしかったが、内容的には活発な議論がおこなわれ、非常に有意義な会にすることができたと考える。2時間半で4名の報告と質疑がなされたが、個々の内容をより充実させるためにはもう少し時間がほしい。また、オンライン開催なので、参加者の表情や会場の雰囲気を感じられなかったのが残念

であった。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

次回の総学は、遠方の会員のためにオンライン参加の途を残すとともに、少なくともハイブリッド形式として、対面報告の途も開いてほしい。

（藤井正希）

## C2　新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題

**１．企画のねらい**

新型コロナウイルス感染症は人類史に残る災禍をもたらした。感染症法上の分類が 2 類相当から 5 類に変更された現在においても、考えるべき課題はある。本分科会では、新型コロナウイルス感染症に関連した、医学・生物学、社会学など多様な学問分野からの研究報告を行い、新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題を明らかにすることを目的とした。

**２．参加者数**

４０名

**３．特徴ある発表内容**

今回の分科会で、次の 4 人の演者に発表いただいた。

まず、中川敬介氏（岐阜大学　応用生物科学部）からは、「見え隠れする新たなウイルスたち」と題して、一般の方にもわかりやすく、ウイルス及びウイルス感染症について概説いただいた。また、最近の研究トピックスも紹介いただいた。

西川榮一氏（兵庫支部）からは、「COVID-19 のまん延 5 年間を概観する～ウイルス感染力と人の免疫力の闘い～」と題して、２０２０年から２０２４年にかけて 5 年間の新型コロナウイルス感染症がどのように世に広まり、影響を及ぼしたかを報告いただいた。

巣内尚子氏（岐阜大学　教育学部）からは、「コロナと移民のレジスタンス―在日ベトナム人の経験から」と題して、社会学の立場から、新型コロナウイルス感染症が広がった状況下で影響を受けた在日ベトナム人の方々の実情を報告いただいた。

最後に、吉田賢右氏（ＪＴ生命誌研究館　顧問）からは、「2 つのパンデミック、そして 3 つ目に備えて」と題して、新型コロナウイルス感染症を巡る状況についての総括的な報告をしていただき、次のパンデミックに備えて何をすべきかをディスカッションした。

**４．主な討論ポイント**

チャットも含めて、活発な議論がなされた。発表内容にもあった、ワクチン開発の現状や問題点、検査のあり方、パンデミック下での社会的マイノリティへの配慮などについて、活発な質疑がなされた。

**５．責任者としての感想や評価**

4 名の発表者から、ご自身の研究分野（興味）に基づいた発表をいただき、様々な角度から新型コロナウイルス感染症を捉えることができたと思う。また、様々な分野からの参加があり、チャットも含めて、活発な議論がなされたことはとても有意義に感じた。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

分科会運営にあたり、実行委員会の皆様には感謝しかありません。

（椎名貴彦）

## C3　AI の進展と企業経営・働き方

**１．企画のねらい**

• 生成 AI の原理的解明

• AI の進展が企業の経営と働き方に及ぼす影響の具体的解明

**２．参加者数**

36 名

**３．特徴ある発表内容**

【佐野報告】• パターン認識に基づき「新結合」を実行する生成 AI の原理的解明。• 生成 AI の Orijinality ,Creativity,Innovativity の評価に関連した諸論点の提起。

【那須野報告】• 日本企業における生成 AI の導入の具体的な進展状況の解明。• 生成 AI がもたらしている弊害の 4 分類の指摘とそれらに対する対応の進展状況の検討

【笹目報告】• 日本 IBM における AI を使った賃金査定の問題点の具体的 • 詳細な解明。• 様々な弊害を生んでいる AI に対する規制の在り方の EU と米国での対極的な動きの紹介。

**４．主な討論ポイント**

• AI は人間の知能を代替する技術と言われるが、AI が実際に大量のデータを、どのように処理しているのかは、明らかにはなっていない。データの過程を検証できるようにすべきではないか。

• 生成 AI の特徴であるパターン認識は、人間の脳が論理を積み重ねて認識を深めていくのとは根本的に異なっているのではないか？

• ソフトとしての AI は、産業革命以降の従来の物理的な生産手段、ハードとは異なり、その利用に際してのリスクが十分な検討されないままに、その意味で未完成の状態でどんどん実装化されている。その利用の過程でさまざまな弊害も生まれてくるが、弊害への対応という形で改良が加えられて発展していく以外にないのではないか。

• ソフトとしての AI にも研究―製造－利用という過程があるが、それぞれのプロセスで、弊害を抑えるためにどのような規制が必要なのかが検討されなければならない。

• AI が社会、人間生活の隅々にまで浸透していくことが確実であるのだから、社会的規制だけでなく、一般市民に対するリテラシー教育、市民自身によるリテラシー学習がもっと重視されるべきではないか。

• 人事考課に際して、どのような基準で、いかに評価しているのかが可視化されないままに AI が導入されている現状から見て、それぞれの領域において AI がいかに利用されているのかの具体的な検証を進めることが求められている。

**５．責任者としての感想や評価**

• この研究領域は、学際的協力の下に行われるべき性格を有しており、JSA の大きな出番である。特に市民生活のなかにも深く入り込み、大きな影響力と様々な問題をすでに引き起こしていることからも、市民運動と連携して研究を進めていくことが求められている。全国ならびに各支部で重要な研究分野として位置づけ、取組を強化して逝きたい。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

実行委員会の丁寧な準備 • 対応に感謝いたします。

ご苦労様です。

（黒田兼一 • 米田貢）

## C４　高齢者福祉の現状とこれから ~ 介護福祉学への展望

**１．企画のねらい**

日本は世界でも有数の高度な長寿社会になった。長寿社会は、人類が待ち望んだ社会である。しかし、今日、長寿社会を素直に喜ぶことができない事態に陥っている。そこで、本分科会においては、なぜ、かくも日本において介護福祉が後退の一途をたどるのかを、①家族介護を含めた介護の現状分析、②歴史的な集団と個の発達から介護の本来的な姿を導き出すことを狙いとした。

**２．参加者数**

37 人（会場 11 人、オンライン 26 人）

＊ Zoom のログを直接確認できないので、実行委員会でご確認いただいてオンライン部分の人数を修正していただけると助かります。

**３．特徴ある発表内容**

報告者が、研究者であると同時に家族介護の当事者でもあるという立場から、自身の家族介護の経験を赤裸々に語られた発表が非常に印象に残るものがあった。

**４．主な討論ポイント**

介護の起源は、人類とは何かという問いに直結するテーマでもあるが、何をもって介護とみなすのか、また事実をいかに解釈するのかという点において、積極的な意見をいただき、討論にまで発展した。

**５．責任者としての感想や評価**

介護現場と家族介護の現状を踏まえて、今後、どういった視点で介護を展開していくべきなのかを考えることを課題とした。

要介護者と家族、そして専門職である介護福祉士が分裂することなく、共同というかたちで今後の介護福祉のあり方を探求していく形を追求す

る必要性を感じた。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

ハイブリッド開催の分科会であったこと、さらに 3 つの分科会が連続して行ったとから、過密なタイムスケジュールになってしまった。特に、前田先生には、Zoom の管理の心配をいただき、遠方から現地までお越しいただいたため、長時間に渡り尽力いただく形となった。

（藤本文郎）

## D1　科学技術の現状批判―日本の科学・技術の健全な発展のための課題　part １６）

**１．企画のねらい**

民間技術者研究者問題委員会として、同じテーマにて継続して開催してきた分科会です。従来は、ミニシンポジウムとしても開催していたが、コロナ禍の下、対面の会議ができないために２０２０年以後は全面オンラインの形で、開催している。

この１０数年の「大軍拡」「産官学軍体制」への推進の中で、政府の科学・技術への知見を無視したままの政策について、その問題点をきちんと批判して、国民とともに真の科学・技術の在り方を取り戻す必要がある。とりわけ気候危機、原発回帰、石炭固執、PFAS 汚染、NTT 法、生成 AI、デジタル化社会など多くの分野においては、政府・行政だけでなく、企業活動・生活の場で、多くの問題を引き起こしており、本質的な議論が求められている。これらは国民の喫緊の課題でもあり、「科学・技術の現状批判」を広範な国民各層とともに取り組み、JSA の情報発信の在り方も含めて論議したいと考えている。

**２．参加者数**　３５名

**３．特徴ある発表内容**

７件の発表があり、いずれも特徴あるものでした。

①長田好弘氏「日米首脳共同声明を読む（その１）―米軍事研究への追随政策が科学・技術発展の貧困化の最大の要因―」では、発表者が体調不良で、座長の代読での発表でした

②野村康秀氏「令和の科学技術創造立国」目指す 7 期計画策定と、科学技術政策の到達点」

③小滝豊美氏「誰のための「安全保障貿易管理」か」

④尾高進氏「戦争に対して普通教育としての技術教育が果たした役割－歴史的視点から－」でも、発表者が急用あり、座長の代読での発表でした。

⑤矢作英夫氏「能動的サイバー防御」による国民監視は許されない」

⑥久志本俊弘氏「化学物質の管理及び汚染対策での日本政府の科学・技術成果の無視
～「健康を維持するレベルとはいえない」基準設定について～」

⑦鈴木享子氏「出産への過介入「無痛分娩（硬膜外麻酔下）」による母子への悪影響」

**４．主な討論ポイント**

①では、質問として「米国追随だけの視点に受け止められるが」との疑問が出されました。しかし、発表者は D2 分科会でも発表しており、それを見ると日本独自の取り組みを取り上げており、そうではないことが確認されました。

②では、「令和の科学技術政策などは、だれがどこで作成しているのか」「チーム甘利とか、その中のメンバーか」との質問があり、「彼らは、科学技術政策と国家安全保障政策との関連を検討している様子。総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の常任議員として動いている」との回答。そして、「こういう科学技術政策について、政府が矢継ぎ早に出してきているが、日本科学者会議の中での検討が遅れているし、非常に少ない。この分科会で継続して議論してしているが、まだ不十分で、意見発表も弱い。政府へ対応できるようにすることが求められている。若手なども積極的に加わって、もっと活発にする必要がある。」と指摘された。

③では、特に外国人研究者の受け入れ、交流などでの情報統制の在り方など、現場に混乱が生じて、自由な討論ができない問題点などが出されました。

④では、「農業技術の教育でも同様な問題点が

あり、ものづくりという面で技術教育の科目は重要であるが、現在ではIT教育とかAiなどを重視するといおうゆがんだ状況にある。どのように対応していくべきか」との議論をしたかったが、発表者の欠席で別に機会にするとした。また、「戦前、戦中の音楽教育について、“絶対音感”教育が重視され、それが爆撃機の避難時の区分に活用された」という経験談もだされました。

⑤では、「総選挙で自公民が少数与党になったが、共産党を除く野党の多くも賛成しているとのことで、来年にも上程される可能性があり、導入反対の世論を一段と強く広げる必要があるとのことです。

⑥では、憲法が保障している「通信の秘密」が侵害されるような法案であるが、自公民だけでなく、共産党を除く野党の多くが賛成しているようで、来年にも上程される可能性があり、導入反対の世論を広げる必要があるとのことです。

⑥では、特にPFAS問題は全国的な問題になっており、東京都では自主的な検査での結果で6割以上が汚染されているとの結果があり、全国や、東京都の行政がきちんと血液検査すべき」との意見が出ました。

⑦では、発表者として、こういう科学者会議の場では初めて発表したが、現在増えつつある「ビジネスモデル」としての「無痛分娩」状況の問題点についてあまりに知られていない。動物実験関係者らも含めて、このテーマで「学際プロジェクト」として取り組みたいと提起されました。自然分娩との違い、高齢出産、出産専用病棟が混合病棟になりつつある問題などもあると指摘されました。

⑧総合討論では、特に②テーマで、補正予算の金額が大きすぎる、国会審議も少なく、とりわけ経産省などの科学技術予算では、当初予算より大きい補正予算金額になっている。ラピダスやＴＳＭＣなどとなっている。それらの財源は主に国債発行。これらは科研費や私学支援にすべきである。大学授業料値上げや社会福祉関係では「お金がない」と言いながら、湯水のように補正予算を出していることを国民に知らせる必要がある。

• また、防衛省の関係では新設の「防衛イノベーション科学技術研究所」にも多額を付けている。その他、世界の発表論文数を比較し、中国がダントツの数値になっている。ラピダス、ＴＳＭＣなどにはすでに1兆2千億円政府出資しているが、台湾有事のことも考慮しての、米国と日本による対応策。

• ⑥のテーマでのＰＦＡＳ問題では、全国の水道水の検査結果が発表された。みんなが自身の飲料水も汚染レベルを把握するなどして、自分事として考えていくべき。住民の血液検査は東京民医連で設備を準備して検査できるようになった。でも高い費用なので、行政の費用負担で、できるようにすべき。

**５．責任者としての感想や評価**

• 一つの分科会名ですが、今回は3つのタイプ発表があったと分類できます。一つは同じテーマで現状をフォローされている方と、二つ目は、毎回やや違ってテーマでの発表と、三つめは今回初めての発表がありました。いずれも発表内容も、私にとっても、また、参加者にとっても、たいへん含蓄のある、学び甲斐のあるものといえます。

• 一つ目の同じテーマで現状をフォローした発表は、政府の継続した科学技術への攻撃というか、ゆがんだ政策を批判しておりした。二つ目の毎回やや違ってテーマでの発表は、トピックともいうべき最近の話題性ある問題点を取り組んでおり、重要な内容でした。さらに、三つめの今回初めての発表については、あまりこれまで知られていない分野の問題点であり、これらは今後も継続して、深堀してほしい内容でした。

• 今後もこういう分科会を継続させる必要があると強く感じました。

**６．第25回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

①この分科会のために約5時間という長いスペースをとっていただき、本当に感謝申し上げます。各発表者も、しっかりと発表し、すべてのテーマについて、討論もできました。本当に良かったと思います。

②また、プログラムや予稿集作成でも、オンラインだけで連絡となって、いくつかのミスをしました。分科会の日程変更、発表者の追加（これはわ

たくしがメール見落としており、締め切り日を過ぎていたが引き受けていただきました)、予稿集の修正など。これらのおかげで、無事に座長の役目を果たすことができました。改めて、世話人の方々に御礼申し上げます。本当にご迷惑をおかけしました。

(久志本俊弘、矢作英夫、長田好弘)

## D3　自然科学の進展を俯瞰するIII

**１．企画のねらい**

自然科学の各分野で著しい進展がある一方、専門化が進んでいるため、科学者の間で必ずしもそれを共有しにくい状況がある。専門の異なる研究者が集まる日本科学者会議の特色をいかし、各分野での進展を研究者個人の視点でみつめなおし、それを交流することで自然科学の潮流をつかむことを目標にする。

**２．参加者数**

約３５人

**３．特徴ある発表内容**

• 鈴木裕太氏の「ヒトゲノム研究の展開」では、2003 年に完了したとされたヒトゲノムの解読にはまだ難読領域が残されていたが、その後の解析装置（シーケンサ）の進歩で近年、完全解読がなされたこと、一方、ゲノムにはわずかに個人間の違い、集団間の違いがあり、たとえば罹患群と対照群の間などでゲノム比較が行われるようになっていることなどが報告された。そして、ゲノム情報の活用には市民の理解と研究者の倫理が大事であることが述べられた。

• 丹治寛樹氏の「深層学習の基礎」では、入ってきた信号に重みをつけて溜め込み、閾値と比較して結果を出力するという人工ニューロンを層状に結合する深層ニューラルネットワークが大きな進歩をもたらしたこと、多数のデータから重みや閾値を自動的に決定する手順が丁寧に説明された。そのためには大量データと大規模な計算資源が必要で、それゆえに個人情報や著作権保護、電力消費で問題が生じることが述べられた。

• 亀山統一氏の「琉球列島で多発する樹木の新興病虫害～その自然的・社会的誘因～」では、南北から生物が流入する規模の小さい島であるという沖縄の特性を指摘したうえで、南根腐病やマツクイムシ、アカギ•デイゴ等の病虫害が紹介され、その由来や防除策の複雑さが説明された。研究は高度化し、効率化している一方、対策には人手を要し、地域社会の合意が必要であることが述べられた。

**４．主な討論ポイント**

本分科会では、さまざまな分野での自然科学の進展を交流することを目標にしているため、個々の講演に対する質疑応答に時間を使い、全体を通しての討論時間は多くはとらなかった。３講演とも近年の研究の進展が分かりやすく語られており、分野外の参加者から質問が出され、講演者から関連事項を含めて追加説明された。

日本の科学者への寄稿に期待するコメントも出された。

**５．責任者としての感想や評価**

講演者の決定が遅れたが、結果的にたいへんよい講演をいただくことができた。若手をはじめ会員がどのような問題意識をもって研究に取り組んでいるのか聞くのは諸活動の基本であり、今後も継続していきたい。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

事前の案内、分科会設置責任者への参加登録者についての情報提供、当日の Zoom への同席等、たいへん丁寧に対応いただき、感謝申し上げます。

(青木和光)

## E1　いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える

**１．企画のねらい**

2004 年に大学・国立研究機関が法人化されて 20 年が経過した。運営費交付金は 12,415 億円から毎年減額され続け 2022 年度には 10,675 億円となり、最も影響を受けたのが人件費と研究費であり、そのため大学・研究機関は競争的資金の獲得競争を強いられている。その影響は研究力の低

下と、研究不正の温床となったといわれている。本分科会では、これまでの分科会の成果を引き続き、大学・研究機関における有期雇用の教育・研究・技術職員の雇用と研究環境およびこれらを守る闘い、研究不正の実態と背景について検証することを目的に設置した。

**２．参加者数**

実行委員会事務局を入れて 31 人

**３．特徴ある発表内容**

分科会は 6 報告で構成、2 報告は理化学研究所における非正規雇用研究者・技術者の 10 年雇い止め撤回の闘い、非正規雇用者の待遇と研究環境の悪化が理研の研究力低下につながった実態などについて当事者から報告された。研究不正問題が 4 報告、研究不正がトップダウンでなされることが多い我国の大学・研究室では研究不正への荷担か退職かの二者択一を迫る例があるなど、雇用問題と密接に結びついていることが特徴と指摘され、告発は殆ど無効なので不正グループからの脱出を図り新たな職場に活路を見いだした当事者としての報告、2 つの報告は教職大学院における教員の学歴隠蔽と研究不正が連動していること、教員の質低下の要因が実務家教員を義務づけた教育行政にあることを指摘した。最後の報告では、ジャーナリストである報告者の著作物を無断引用した大学教員に対して研究不正で告発したが門前払い、著作権侵害で提訴したが敗訴、現在損害賠償請求で民事訴訟中であるが、研究不正に対する説明責任としての情報公開の必要性を指摘した。

**４．主な討論ポイント**

・理研の組織運営体制は、理事会がなく理事長のワンマン体制でありガバナンスが機能していないことが最大の特徴、それが無法な非正規雇用者の雇い止め強行につながっている。人の流動化が研究の活性化につながると盲信している人事政策が元凶。

・大学の研究不正を受け付ける部署が学内の関係者のみで構成されているので十分に機能しない。第三者期間が必要との指摘（アカハラ・セクハラ問題と共通）。

・教職大学院・教育系教職員の実務家教員に研究不正が多い原因として、出身大学研究室の文化的な問題（研究風土・研究と論文作成の訓練・倫理など）があるとの指摘。

・無断引用した著作物を出版した出版書の責任について、当該出版物を回収・絶版とした。

**５．責任者としての感想や評価**

今回の報告では理研の非正規雇用研究者・技術者の雇い止め問題に大きな関心が寄せられた。12 月 16 日 2 名の技術者の証人尋問、12 月 20 日報告者のさいたま地裁判決があるが、全国から支援をお願いしたい。

教育系実務家教員の資質を測る手段として、学歴や研究歴・論文など最低限の情報公開は必要であろうが、それをあえて公開しない、あるいは研究不正（多重投稿など）までして内容もお粗末な論文もどきの文章を修士論文と認める文科省の意図が理解できない。制度的な問題が指摘された。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

オンライン開催の総学は今回で 3 回目となるが、移動時間や経費がかからず気軽に参加できる利点があり、当分科会への参加者もリアルで開催時よりも多かった。画面共有に不慣れな報告者に対して、座長や事務局が補助し円滑な運営ができた。事務局の皆様に感謝します。

（原田英美子、丹生淳郷）

## E2　高等教育政策の現状分析とその改革の方向性

**１．企画のねらい**

国立大学の法人化 20 年、学校教育法改正（教授会の権限縮小等）10 年を迎え、これらの制度改革について客観的な評価を下す時期となったこと、またこの間大学の在り方に大きな影響を与える国際卓越研究大学制度の導入、特定国立大学の指定と運営方針会議の設置、私立学校法の改正等様々な動きを踏まえ、国の高等教育政策の現状を分析し、その問題点を克服すべく改革の方向性を打ち出すことを目指して本分科会を設置した。

**２．参加者数**

約 40 名

**３．特徴ある発表内容**

私大教連副委員長の高松氏は、地域ごとに高等教育を受ける機会には大きな格差があるのにもかかわらず、政府の私立大学政策は高等教育を受ける権利をすべての国民に保証するのではなく、現在の少子化・地方の衰退という背景の下で定員充足が困難になっている地方の中小規模大学を教育の質の低い大学として切り捨て、淘汰を迫るものとなっており、そのことが大都市圏以外の地域における人材育成をさらに困難にし、それらの地域の衰退を加速化するものになっていることをデーターに基づいて明快に報告した。また全大教の役員を長く務めている長山氏からは、国立大学における教授会自治を中心とする従来の大学自治を掘り崩す様々な仕組みの導入が、大学の主体的な運営を困難にしている現状についての報告があり、また学校教育法を再改正し、教授会の権限を強化し、真理の探究等の大学の本来の目標を明確にすることを求める運動への取り組みを主題とする国公私大学の教職員組合の上部組織共催のシンポジウムの報告と討論の概要についても報告があった。

**４．主な討論ポイント**

日本の高等教育が私立大学に大きく依存している実態の下で、大都市圏以外の地方で高等教育の権利を保証するためには、国による私学助成を大幅に拡大し、地方の中小規模大学を育成する必要があり、またそのことが保育や福祉といったそれらの地域で求められている分野での人材供給を安定したものにするという点を高松氏はじめ出席した私大教連からの参加者が強調した。これに対して大学問題を専門とする参加者から、大都市圏の大手私立大学の学生定員の調整や地方における国公立大学と中小規模の私立大学との連携を進めることも同時に進める必要があるとの指摘があった。また他の参加者からは後者の具体的な事例について紹介があった。また議論する時間はなかったが ZEN 大学のような大規模な通信制大学のインパクトについても考慮が必要だとの指摘もあった。

また大学における教授会権限の強化をめぐっては、教授会の大学運営における役割を三団体共催シンポジウムで出されたように現状より大幅に拡大することが望ましいのか、あるいは教員人事や教員の資格審査のようなより専門性の高い分野を中心とすべきなのかといった点が主な議論となった。

**５．責任者としての感想や評価**

3 本の報告は充実したものであり、また JSA でこれまであまり議論されてこなかった私立大学を淘汰しようとしている国の政策の問題点を共有できたことは大きな成果であった。会議の運営は全般的に順調であり、途中で入った雑音もホストでミュートにすることによって大きな支障とはならなかった。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

まだ始まったばかりなので、現時点では気づいた点はない。

（石井潔）

## E3　高等教育「無償化」の現在地－誰もが安心して学び続けられる社会に

**１．企画のねらい**

大学等修学支援法に基づく就学支援制度が開始して 4 年。修学支援を謳いながら、成績基準等で理不尽に打ち切られる学生が毎年 18000 人もいる。理系学部や多子世帯のみの選別的修学支援拡大、留学生の授業料上限撤廃、中教審の特別部会での国立大授業料 150 万円提案、東京大学の授業料値上げ検討など、日本の高等教育「無償化」はまやかしだらけだ。2012 年に日本が国連社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回をしてから 12 年。誰もが安心して学び続けられる社会にするにはどうすればよいかを共に考えたい。

**２．参加者数**

約 40 名　※正確な参加者数はホストではなかったので確認できませんでした

### ３．特徴ある発表内容

発表は次の 3 本だった。

• 杉浦由香里（滋賀県立大学）「修学支援新制度の問題点 ― 学業成績基準による受給資格の取消をめぐって」（30 分）

• 西垣順子（大阪公立大学）「複雑化する学費問題とその背景」（20 分）

• 岡田泰平（東京大学）「東京大学の授業料値上げ問題」（20 分）

企画のねらいにも書いたとおり、日本が国連社会権規約の中等・高等教育無償化条項にかかる留保撤回をしたのは 2012 年だった。この時は民主党政権期だったが、直後に再び自民党政権となり、高等教育無償化政策と呼ばれる政策は、安倍政権のもと、人権ではなく経済政策パッケージの一環として推し進められた。そうして成立した大学修学支援法に基づく新制度（修学支援新制度）が 2020 年に開始した。丸 4 年が経過した昨年度末までに、高等教育無償化を謳っているこの制度のもとで、経済的な困難を抱えていても、学業成績基準で理不尽に打ち切られた学生が毎年 1 万 8 千人もいるということが明らかになった。最初の杉浦氏の報告はこの学業成績基準による受給資格の取消の実態を明らかにした上で、修学支援新制度の問題点として次の 4 点を指摘した。

(1) 基本的人権保障のための奨学措置であった減免制度を育英主義的制度に変質させている。

(2) 学業要件＞経済要件により、経済的理由による修学困難な減免対象学生の学習権剥奪を正当化している。

(3) GPA 相対評価によって減免対象学生だけが競争主義的環境に置かれ、学修の自由を制約されている。

(4) 停止・廃止の場合、多額の借金を背負わせる懲罰的制度になっている。

その上で、現行修学支援制度は選別主義を超えた差別制度であると結論付けた。

この国の修学支援新制度に上乗せする形で、今年度から、東京都立、大阪公立、兵庫県立の公立 3 大学では、所得制限なし（ただし居住要件あり）の「無償化」が段階的に始まっている。西垣氏の発表では、そのうちの大阪公立大学の「無償化」制度を主に取り上げた。杉浦氏の発表が指摘した学業成績基準の問題は、公立大学の「無償化」制度にも共通しており、権利の保障ではなく「優秀な学生の優遇」という発想のもと、学費支援はしても大学への公費投入は（少ししか）しない新自由主義的な「無償化」のもとで、逆進性が強化され、社会の格差と分断を加速する危険性を指摘した。その上で、逆進性を克服していいけるような高等教育の漸進的無償化の議論が急務だとした。

2024 年 5 月以後に注目されていたのが、東京大学の授業料値上げ決定だった。分科会の設置を決めた時点では未確定だったが、2024 年 9 月に決定されてしまった。岡田氏の発表は、この前後の経緯を含めた東京大学内の状況を新自由主義的な大学改革という構造の中に位置づけた。その構造への対抗手段として、多様なステーク・ホルダーの認知、企業的基準とは異なる大学理念の立ち上げ、「選択と集中」ではなく多様性の重視、中間団体（組合や学生自治会）の活性化、大学と社会との信頼関係の取り戻し、それらの実践の重要性を提言した。

### ４．主な討論ポイント

司会とパネラー間での質疑応答を行ったあと、フロアへ開いて討論を行った。新自由主義的な「無償化」ではなく西垣氏のいう漸進的無償化へ向かう道筋をもっと話しあうべきではという提起があった。地方私立大学の元学長の参加者からは、修学支援新制度の開始後は退学が減ったという事実も一方ではあるという指摘があったように、修学支援新制度にもメリットはあるので、それを生かしつつデメリットを減らしていく取り組みを、大学内部だけでなく、地域の人たちと取り組んでいく必要がある、大学の中だけで解決しようとすると学費と非正規職員の待遇が天秤にかけられて分断させられていくので注意が必要だ、などの議論がなされた。

### ５．責任者としての感想や評価

Google フォームから参加者に感想の記入を求めたところ大学院生を含む 10 名から回答を得られた。有意義だったという意見が多かったが、授業料完全無償化に到達するまでの、全国・地方での取り組みの方向性、様々なセクターの果たすべ

き役割についてもう少し議論したかったなどの意見もあり、後半の進行をもう少し工夫すれば良かったと反省した。

また分科会の前に取材を受けていて、分科会後の掲載になったが、2024年12月8日付で朝日新聞デジタルに杉浦氏などに取材した「成績下位4分の1の恐怖　学生3万人弱に「警告」 修学支援新制度」が掲載され、アクセスランキング2位になるなど大きな反響があった（その後、紙面にも掲載）。

社会権規約の高等教育無償化条項を留保撤回したというからには、教育無償化を人権の問題として取り組むと内外に約束したということのはずだ。それがいつのまにか新自由主義的な経済政策の一つになってしまったが、きちんと人権の問題に向き直さなければならない。分科会でも話題になったように、とにかく組合活動などを通じて足元から実践していくこと、大学の中だけでなく地域に開いて行くことを、今後も心がけていきたい。

**６．第25回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

今回、結果的にかなり柔軟に対応していただけたが、分科会のテーマ等によっては予稿の提出をマストにすると発表者を求めにくい場合もある。かなり早くからCircularや予稿集を準備していく現在の総学のスタイルには伝統もメリットもあると思うが、もう少し多様な分科会のあり方があっても良いように感じた。

（河かおる）

## F1　フェミニスト・エスニック・スタディーズとDEI (Diversity, Equity, and Inclusion)：平和に必須の多様性と公平性と包摂

**１．企画のねらい**

JSAでは、ジェンダーや少数民族についての企画が少ない。会員の視野と裾野を広げ、市民参加も促す。

**２．参加者数**

50名

**３．特徴ある発表内容**

文化人類学者や社会学者からの研究報告と、一般市民（文筆家、管理栄養士、控訴人）からの事例報告など幅広い視点からの発表を分科会で発表してもらえ、馴染みが少ない交差性(Intersectionality)、複合差別、植民地主義といった概念や実態について理解を進めてもらえた。

**４．主な討論ポイント**

交差性（Intersectionality）に着目しながら、複合差別、植民地主義などについて討論した。

**５．責任者としての感想や評価**

大学生を含む視聴者、発表者、運営を分担したJSA女性委員会の委員たちからも様々な質問や意見交換を活発に行うことができて良かった。

**６．第25回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

お疲れ様でした。

視聴者登録の期限に直前まで気づきませんでした。早めに明確に連絡してもらえれば、良かったです。また年上の男性会員から、若手の女性研究者への言葉遣いや、物言いが押し付けがましいと、非会員の視聴者からお叱りを頂いた。会員勧誘の妨害になってしまうので、対策を考える必要がある。

（鄭幸子、ちょんへんじゃ）

## F2　不登校・社会的ひきこもり

**１．企画のねらい**

不登校が20万人を超え（※）社会的ひきこもりが社会問題になりつつなる中でこの現象をどのようにとらえるのか、また当事者たちの要求から学ぶこと考えることを様々な立場で考え、検討を進めたい。

※企画の後、10月31日に文科省から最新統計(2023年度分)が公表され「34万人」になりました。

**２．参加者数**

37人（会場11人、オンライン26人）

＊Zoomのログを直接確認できないので、実行委員会でご確認いただいてオンライン部分の人

数を修正していただけると助かります。

**３．特徴ある発表内容**

安井氏からはマクロな社会歴史的状況を捉えながら現在の状況を「価値」の視点から掘り下げたところに特徴がある。この点は、当日は議論しきれなかったが、社会学的・経済学的でもあり、かつ、心理学的な議論にも開かれるポイントになると考えられる。森下氏の報告は地域に焦点を当てながら、やはり社会歴史的視点が貫かれている点で共通していた。田中氏は当事者及び保護者を対象とした大規模な調査の分析を通して、ひきこもり概念の解像度を高めるための視座を提供した。そして、藤井氏は不登校・登校拒否というカテゴリーの問題について独自の論考を紹介され、不登校を礼賛するある種のイデオロギーについて批判的な検討が必要であることを確認できたことは大きな収穫であった。

**４．主な討論ポイント**

座長かつ登壇者の伊田の立場からは、「BPS モデル」という生物学的・心理学的・社会的要因をトータルに見立てる考え方を参考に、教育分野をめぐるマクロな社会的要因を中心に掘り下げつつ、それが心理学的要因や生物学的要因に及ぼす影響について議論を深める必要性を感じている。今回、まとめのコメントを藤本氏にお願いしたが、やはり 100 年単位での変革を考える時間軸の長さとその中での一人ひとりの発達と学びの保障をいかに実現するか、そして世代間の関係・継承とともに個人の自由をいかに大切にするか、今後の議論の方向性を確認することができた。「ひきこもっていても元気に生きる」というコンセプトを大切にしつつ、同時に「学校をあきらめない」という思いを止揚するための議論はまだ始まったばかりである。

**５．責任者としての感想や評価**

共同座長の近藤真理子先生による段取りのおかげで、その前のＣ 3 分科会「高齢者福祉の現状とこれから～介護福祉学への展望」とＦ 3 分科会「学習権を問う～様々な学びからの検討」が地続きの報告となり、分科会をまたいで関連する内容が多数あったように感じた。教育と福祉がともに厳しい状況に置かれている中で、登壇者たちがどのようにその現実に向き合っているか、そして、教育と福祉の交差するテーマについて、事実とデータに基づきながら、あるべき社会の姿を描き、現状の政策の問題点をあぶり出すところまでは進んできていると考える。登壇者それぞれの当事者性を生かしながら、様々なレベルのコミュニティにおいて合意形成をどのように図っていくかが課題であるが、今回はフロアとの議論に十分な時間を割けなかった。今後、科学者集団としてのコミュニティを基盤としながら、関心のある人々との繋がりを広げ、社会変革へとつなげていく道筋を描くべく、研究活動を継続したい。

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

ハイブリッド開催の分科会であったこと、しかも 3 つの分科会が連続していたことから、Zoom のホストを実行委員会にお願いする形になり、また、三重から前田先生にも直接お越しいただくなど、長時間に渡り大変お手数をおかけしました。本当にありがとうございました。

特に F2 分科会では、会場 PC を共同ホストにご指定いただいたものの、共同ホストからさらに別の参加者を共同ホストとして指定する操作ができないため、会場以外のオンラインの登壇者への共同ホスト指定でその都度（所用で遅れて入室する登壇者もいたため）ご負担を増やしてしまったことが反省点です。会場 PC を直接ホストに指定していただくことも一案とは思いつつ、実行委員会からのコントロールという点では不安が残るかと思いますので、自前の Zoom アカウントでミーティングルームを用意すべきだったのかもしれません。また今後の検討課題として記録していただければ幸いです。

（伊田勝憲）

## F3　学習権を問う～様々な学びからの検討

**１．企画のねらい**

不登校児童生徒数が増加の一途をたどり、減少の兆しがない。子どもの学びや発達をどのように保障をしていくのか、ざまざまな現場の実践や声

から検討をする。

**２．参加者数**

オンライン 27 名＋対面 10 名

**３．特徴ある発表内容**

やしま学園高等専修学校のこどもに学校をあわせるという実践　失敗を含めて、子どもたちが考えて学び進む、という実践が印象に残った。また、宇陀報告では、自身の不登校の頃の思いやフリースクールでの出会い、と今の状況なと丁寧に語られとても参考になった。不登校特例校の実態（中林）と教育の問題の話も大変興味深かった

**４．主な討論ポイント**

一つ一つのご報告が充実をしており、議論まで時間が足りなかったが、子どもの育つ場として、また、育つ中で自己認識をしていく場として学校が機能をしていく必要があるのではないかということが確認された。

**５．責任者としての感想や評価**

ハイブリットでの対応で、できるだけオンラインの方と空気感が乖離しないように努めた。13 時から 21 時までの長丁場で、それでもおつきあいくださった実行委員の皆様、参加の皆様には本当に感謝しかありません　ありがとうございました

**６．第 25 回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

実行委員の前田さんには大阪まで出向いてくださり　ありがとうございました。前回から始まった 2 週間ほどにわたる集会とはいえ分科会の数が多すぎて、バッティングもあり、参加したくてもできないものもあり、とは言え長くすると実行委員のご負担も大きくなる。分科会を減らす必要はなく、学びと研究の秋を気軽に楽しめたらと思います。

企画ご準備実施、報告と本当にありがとうございました

（近藤真理子）

## G1　市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望

**１．企画のねらい**

市民と科学者を結ぶジャーナル『日本の科学者』（JJS）に期待される役割、今後のあり方について討論する。１部:JJS 掲載論文•記事分析（2016•2024 年）、および J-STAGE 登録論文・論文へのアクセス分析を報告。これをもとに議論をする。２部：12 月号特集「現代社会が求める博物館」をテーマにオンライン読者会を開催。１、２部での議論を受けて JJS が目指す方向等について議論を深める。

**２．参加者数**

27 人（会員 6 人、学生 1 人、JJS12 月号執筆者 2 人、JJS 編集委員会 10 人、JSA 全国事務局 2 人、事務局 1 人、不明 5 人）

**３．特徴ある発表内容**

JJS 編集委員長が、過去 9 年の記事を分析し、特集以外の論文急減、「読者の声」頁急減、女性執筆者比率低迷（2024 年 14%）などの課題を報告した。

12 月号特集客員編集委員山西氏が、予算と人員不足、非正規学芸員増加など博物館の問題を掘り下げ、博物館の館種、規模、領域の多様性に対する理解を深める機会としたいと報告。

**４．主な討論ポイント**

１部：JJS 報告を受けて、編集委員会の女性会員把握状況、特集の取り上げ方はどうなっているか、インタビューから記事掲載まで長い、文章ばかり・難しい、海外研究者の「海外レポート」があればよいなどが出された。

２部：山西氏は、70 年ぶりの博物館法改正（2022 年）は、放置されてきた博物館登録制整備では歓迎できるが、稼げる博物館への動機ともなっていると指摘。参加者から PFAS など公害問題はどうかという質問に、山西氏は、大阪市立自然史博物館は公害問題がひどかった昭和 50 年代、自然破壊告発の展示を常設展示に組み込んだ例を紹介した。水俣病問題を研究している参加者から、水俣市文化財保存活用地域計画は、市立水俣病資料館を水俣病問題の教訓を後世に伝え情報発信をする施設と位置づけている。公害資料館と地域づくりの連携に国は支援するべきだと述べた。海外の博物館事例があればよかったという意見も

あった。

**５．責任者としての感想や評価**

博物館の活動は、「市民と科学を結ぶ」というJJSの使命と相通じていることを理解した。今後、JJSの特集もこの視点を意識しつつ取り組んでいきたい。

**６．第25回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

特にありません。

（乾康代）

## G2　二次元から「世相」をつむぐ

**１．企画のねらい**

近年、社会的に人気を持つ諸表象から、現代社会の「世相」を読み解くことを試みる。また、アニメやマンガ、ゲームといった、身近で誰もが語りやすい興味を持ちやすいであろう特性を活かして、専門家だけでなく、専門家以外の人が報告や議論しやすい環境づくりをめざした。

**２．参加者数**

16～20名程度

**３．特徴ある発表内容**

『銀河英雄伝説』という小説、アニメなど政治、戦争に関わる作品は、民主政治や専制政治の長所や弱点とは何かを物語を通して学べることにはじまり、ジェンダー・セクシュアリティについても考えられるのではないかと議論が及んだ。

『ペーパーマリオRPG』という、かつて発表されたゲーム作品がリメイクされて発表される際に、キャラクターの性自認に関わる表現がいくつか変更されていることに着目して、その変更がかえってカミングアウトなどを強制することを肯定してしまうことにつながらないか、海外で発売される場合翻訳がどのようになっているのかなどを論点として報告された。

『弱キャラ友崎くん』『僕の心のヤバいやつ』を取り上げた発表では、図書館が主人公たちの人間模様にどのような機能を果たしているのか、現実の図書館がどのような場となっていくのが重要なのかの議論がなされた。

『名探偵コナン』を取り上げた発表では、現実社会と作中の表現がリンクしていることに着目している。特に、携帯電話がガラケーであったときのストーリーを近年リメイクした形で放映された際に、スマートフォンに置き換えられたというエピソードを通じて、単純に置き換えることがかえって作品のなかでの人間模様をわかりにくくさせてしまう可能性が指摘された。機器というのは、人の感情とつながりを持つことがあり、同じような機能を持っていて、時代に合わせることを理由に置き換えたとして、必ずしも代替可能と言えない場合あるという指摘があった。

**４．主な討論ポイント**

全体的な討論としては、ゲーム、アニメなどにおける表象の中でも、ジェンダー／セクシュアリティに関わることに話題が集中した。そして、作品の中にある表象だけでなく、海外に向けて販路を拡大する際の“翻訳”の重要性にも議論が及んだ。

**５．責任者としての感想や評価**

普段学会発表とは無縁な方にも参加してもらえたのが、何よりの収穫だった。専門家と遜色ない予稿を書いてくださったこともあってか、議論も様々な点から深められたと思う。

**６．第25回総学の運営上、気がついた点があればご記入ください**

運営上の情報が錯綜していたり、連絡がギリギリだったりと、大変な状況なのはわかりますが、もう少し丁寧な情報共有体制をしいていただけると助かります。

（西田喜一）

# 第３部
# 資　料

## 第３部 資料

1stCircular……327
2ndCircular……331
3rd Circular ……343
24 総学の準備にかかわる主な活動……367
総合学術研究集会のあゆみ……368

1st Circular　　2024 年 3 月 10 日

# 第 25 回総合学術研究集会

## 平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために

### ―市民として科学者として今、私たちにできること―

2024 年 11 月 23 日（土）～12 月 8 日（日）

オンライン開催

## 第 25 回総合学術研究集会開催にあたって

日本科学者会議総合学術研究集会は、1976 年以来隔年で開催され、今回で 25 回を迎えることになりました。今回は東海地区 4 支部（愛知、岐阜、静岡、三重）の合同により、オンラインで開催されます。また今回のメインテーマを、

**平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために―市民として科学者として今、私たちにできること―とすることを提案します。このメインテーマおよび企画内容への積極的なご提案を歓迎します。**

2022 年に第 24 回総合学術研究集会が開催されて以降、長引くウクライナ戦争やイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区におけるジェノサイドなど、国際紛争を戦力・武力を用いて解決しようとする動きは、まったく止む気配を見せません。それどころか日本国内においても、2022 年 12 月の「安保 3 文書」の決定に象徴されるように、軍備拡大が推進され、とくに辺野古新基地建設などの軍事力の南西諸島での拡大が、政府によって強行されています。

さらに「地球沸騰化の時代が到来した」といわれる気候危機や原発回帰の動きがあり、国民生活をめぐっても、政府・大企業が短期的な利潤第一主義に支配されるなかで、労働者は低賃金の固定化や不安定雇用にあえいでいます。また、毎年のように発生する水害等に加えて、能登半島地震など相次ぐ激甚な自然災害への対策も緊急課題となっています。

ところが、これらの課題に対して指針を示すべき日本のアカデミズムは、この 30 年、競争至上主義と国策追従に追いこまれて、政府による「不当な支配」を受け続け、研究者が疲弊を極めるなかで、日本の研究力は先進国中、最低水準にまで落ち込むに至っています。

いったいいつまで、これらの愚行を続けるのか。私たちは、日本の科学の進歩と平和・独立・民主主義・人びとの生活向上のために努力してきた日本科学者会議の伝統を受け継ぎ、科学の発展を妨害するものとたたかい、科学を正しく発展させ、科学者の責任を果たしたいと思います。

地球と人類の前途が危険にさらされる一方で、今、科学者の社会的役割が注目されています。私たちは、先輩たちが担ってきたとりくみの成果に学びつつ、みずからの研究成果を世の中に発信し、市民とともにその成果を検証していくことに、さらに挑戦していこうではありませんか。

第 25 回総合学術研究集会を、市民との共同・連帯を探求する場として成功させましょう。

第 25 回総合学術研究集会実行委員会

# 分科会の設置を募集します

分科会を募集します。会員ならだれでも分科会の設置申請ができます。ふるってご応募ください。分科会のテーマ設定の便宜のために、前回の 24 総学の分科会を示します。これらをひとつの参考としつつ、多様なテーマの分科会をぜひご提案ください。

前回 24 総学で設置された分科会は、以下のとおりです。

**Ａ　戦争のない平和な時代を拓く**
Ａ１　国際社会における平和と人権～ウクライナ侵攻が突きつける国際問題研究の新たな課題～
Ａ２　戦争と平和をめぐる科学者の社会的責任、市民との共同
Ａ３　「ウクライナ侵略戦争」が起きて―改憲阻止の闘い方と戦争廃絶の方策を語ろう
Ａ４　ロシアのウクライナ軍事侵攻―2022 年

**Ｂ　地球環境の危機的状況の克服、原発問題の解決、防災・減災、災害復興**
Ｂ１　気候危機に立ち向かう―自然エネルギーと省エネの社会に向けて
Ｂ２　再生可能エネルギーと健康・環境影響
Ｂ３　脱原発への課題と展望
Ｂ５　避難の権利―原発訴訟 2022 年
Ｂ６　公害・環境問題の現在
Ｂ７　大阪での公害・環境問題に取り組んできて
Ｂ８　リニア中央新幹線問題の検討と運動・経験交流（part6）
Ｂ９　災害分科会

**Ｃ　人間らしい労働、暮らしを守る経済、地域社会の再生**
Ｃ１　新型コロナウイルス感染症をめぐる現状と課題
Ｃ２　日本の食と農を考える
Ｃ３　オセアニア海洋文化とモンゴル遊牧文化から SDGs を考える
Ｃ４　労働者の権利擁護と全国一律の最低賃金の大幅引上げ

**Ｄ　科学・技術の現状批判と課題**
Ｄ１　自然科学の進展を俯瞰する
Ｄ２　科学技術の現状批判　―日本の科学･技術の健全な発展のための課題 (part14 )
Ｄ３　科学技術サロン―日本の科学・技術の現状とロマンを語る(part15)
Ｄ４　加速する科学・技術の進展とその社会実装について考える

**Ｅ　学術研究体制の危機と大学・研究機関、研究者の権利・社会的責任**
Ｅ１　経済安保法と国際卓越研究大学法は、学問の自由と大学の自治に何をもたらすのか
Ｅ２　いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える
Ｅ３　持続可能な高等教育を考える

**Ｆ　個人の尊厳、ジェンダー平等、多様性の尊重**
Ｆ１　社会的ひきこもり・不登校
Ｆ２　社会的ひきこもり・不登校を語る(当事者、経験者歓迎)
Ｆ３　学校における学びの保障を考える
Ｆ４　現在の情勢をジェンダー視点から考える

**Ｇ 市民社会、その他**
Ｇ１　アメリカの現状と今後を考える
Ｇ３　市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望
Ｇ４　高校生と一緒に考える大阪の未来
Ｇ５　モンゴルにおける言葉と文化の 21 世紀
Ｇ６　転換期における抵抗運動の論理

# ＜分科会設置の申込要領＞

○分科会設置の申込み締め切りは、2024 年 5 月 10 日（金）とします。

○分科会設置申込書は、JSA ウエブサイト（http://www.jsa.gr.jp）25 総学のページにあります。申込書に氏名、所属、連絡先、分科会名、設置の趣旨（200 字程度）を明記し、電子メール（25so-gaku@jsa.gr.jp）に添付して送信してください。

## 25 総学　日程概要（案）（企画の都合で一部変更となる場合もあります）

| 月/日(曜日) | 9:30～<br>12:00 | 13:00～<br>15:30 | 15:45～<br>18:15 | 18:30～<br>20:00 |
|---|---|---|---|---|
| 11/23(土) | 全体会1 | 全体会2 | 全体会3 | 予備 |
| 11/24(日) | 分科会 1･2 | 分科会 3･4 | 分科会 5･6 | 予備 |
| 11/30(土) | 分科会 7･8 | 分科会 9･10 | 分科会 11･12 | 予備 |
| 12/1(日) | 分科会 13･14 | 分科会 15･16 | 分科会 17･18 | 予備 |
| 12/7(土) | 分科会 19･20 | 分科会 21･22 | 分科会 23･24 | 予備 |
| 12/8(日) | 分科会 25･26 | 分科会 27･28 | 全体会4 | 予備 |

注：全体会 1～4、分科会 1～分科会 28 は仮設定です。全体会や分科会の内容が決まりましたら、講演者やコーディネーターの希望に応じて日程調整します。全体会１は開会式・特別講演 1、全体会２・３は特別講演２・３、全体会４は閉会式の予定です。

### 第 25 回総合学術研究集会実行委員会（3 月 1 日現在）

◎松田正久（愛知支部）、○畑 明郎（研究企画部長・滋賀支部）、☆前田定孝（三重支部）、水谷洋一（静岡支部）、石原剛志（静岡支部）、石井 潔（静岡支部）、庄 建治朗（愛知支部）、中塚 武（愛知支部）、藤枝律子（三重支部）、北村香織(三重支部)、武藤清吾(岐阜支部)、椎名貴彦（岐阜支部）　　（◎：実行委員長、○：副実行委員長、☆：事務局長）

日本科学者会議 第 25 回総合学術研究集会実行委員会
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 HY ビル（茶州ビル）9 階
Tel:03-3812-1472　Fax:03-3813-2363　e-mail:25so-gaku@jsa.gr.jp　http://www.jsa.gr.jp

# 第 25 回総合学術研究集会 分科会設置申込書

分科会設置希望者は、代表者名、所属支部（or 所属先）、連絡先（メールアドレス）、希望する分科会名、設置趣旨（200 字程度）を記して、**2024 年 5 月 10 日（金）**までに、第 25 回総合学術研究集会実行委員会までお申し込みください。なお、申し込みは、電子メール（25so-gaku@jsa.gr.jp）に申込書を添付して送信してください。

2024 年＿＿＿月＿＿＿日　（受付№.＿＿＿＿＿）

| | |
|---|---|
| **設置責任者名**<br>**（所属支部 or 所属先）** | |
| **上記が 2 人以上のとき**<br>**代表者名（ふりがな）** | |
| **連絡先**<br>**（メールアドレス）** | |
| **希望分科会名（開催日時）**<br>※優先順位順に 3 つまで記入） | |
| **設置趣旨**<br>（200 字程度） | |

**【申込先・問合せ先】**

日本科学者会議　第 25 回総合学術研究集会実行委員会
〒113-0034　東京都文京区湯島 1-9-15　ＨＹビル(茶州ビル)9 階
Tel/Fax：03-3812-1472　e-mail：25so-gaku@jsa.gr.jp

2nd Circular　　2024年 6月10日

# 第25回総合学術研究集会
## 平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために
## ―市民として科学者として今、私たちにできること―

2024年11月23日（土）～12月８日（日）

オンライン開催

## 〝戦争する日本〟への動きをみんなで阻止し、第25回総合学術研究集会を成功させましょう

日本科学者会議会員のみなさま、市民のみなさま。相次ぐ〝戦争する国家〟体制づくりや、そのなかで進展する高等教育施策・学術研究体制の劣悪化や特定方向への誘導のなかで、あるべき方向性を見据えつつ、日々の生活に、研究活動に、勉学に大きな困難を抱えつつ頑張っておられることに、心からの連帯と敬意を申し上げます。

この間、経済安保情報保護法の国会での成立や、軍事力の南西諸島配備の動きのなかで自衛隊をアメリカ軍の指揮下に置く日米共同声明が発せられるなど、日本が〝戦争する国家〟へとひた走るなかで、あらためて戦争と平和の問題が、より危機感をもって受けとめられてきています。

第25回総合学術研究集会は、すでに1stサーキュラーでも提起しましたように、「**平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために―市民として科学者として今、私たちにできること―**」をテーマに開催されます。そしてこのテーマのもとで、現在、全体会企画や各分科会の準備が進められ、本サーキュラーにも掲載したように、さまざまな角度や視点から議論・交流を深め、市民各層と各専門分野の研究者の共同を広げようと呼びかけたところ、26件の分科会設置申込みがありました。いずれも非常に有意義な内容です。

25総学の準備は、これからいよいよ、各分科会設置責任者のもとで、それぞれのテーマおよび内容について、会員・報告者のみなさんが創意工夫をこらしてつくっていく作業に入ります。全国の全支部、全会員のみなさまには、あらためて積極的なご協力をお願いしたいと思います。

前回の24総学と同様に、25総学もオンライン形式で実施されます。まだまだZoom等に不慣れな人もおられると思います。実行委員会事務局は、総出でそのサポートをさせていただきます。どうかご安心して、ご参加いただきますようお願い申しあげます。また、参加費も無料としました。ぜひ会員外の方にも宣伝を広げ、従来の枠をこえた多くの方々とともに参加し、25総学を成功させましょう。

第25回総合学術研究集会実行委員会
委員長　松田 正久（愛知支部）

# 全体企画

## 11月23日（土）　開会式・基調講演・全体集会①

## 12月８日（日）　全体集会②・閉会式

【全体集会のテーマ】　科学者運動としての学際研究と市民科学
－社会課題の解決とJSAの活性化の同時達成へ－
講演１：「JSA学際研究・市民科学発展プログラム」の可能性
講演２：これまでのJSAにおける市民との連携の歴史
講演３：市民科学の課題－科学コミュニケーションの視点から
総合討論：これからのJSAに相応しい学際研究・市民科学の進め方とは？

基調講演と全体集会の各講演者および、日程は検討中。

# 分科会発表を募集します（7月28日（日）締め切り）

設置される分科会は、以下のとおりです。
発表希望者は、以下の要領で申し込みください。

○分科会発表を希望する方は、分科会発表申込書に記入し、2024年7月28日（日）までに、分科会設置責任者宛てにメール添付にて送付してください。
○分科会発表申込書は、JSAサイト（http://www.jsa.gr.jp）の 25総学のページにあります。
○予稿原稿は2024年８月31日（土）までに分科会設置責任者に提出してください。予稿原稿のテンプレートはJSAサイト（http://www.jsa.gr.jp）の 25総学のページに掲載します。

### Ａ　戦争のない平和な時代を拓く

#### 【Ａ１】平和問題分科会

**設置責任者**:亀山 統一（平和問題研究委員会）、大倉 信彦（沖縄支部）
**連絡先**：kameyama@agr.u-ryukyu.ac.jp
**設置趣旨**：2022年の安保3文書の策定以降、政府は戦争国家化を一気に進めている。それは、沖縄から全国に広がる軍事基地・部隊の新設･強化や戦場化の準備、自衛隊の米軍への「融合」、そして、大学・研究機関・企業・自治体の軍事動員などとして表れている。一連の辺野古訴訟など

で、日本国憲法の体系と相いれない法令や判例群が築かれている。ウクライナやパレスチナなどでの事態と外交のあり方も看過できない。これら平和の問題を広く取り上げ、戦争国家化を許さず、抑止力論を打ち破る論理の構築･普及と、平和運動のあり方を模索する。

### 【Ａ２】九条改憲の動向の多角的検討

**設置責任者**:浜田 盛久（九条科学者の会）

**連絡先**：m-office@9jo-kagaku.jp

**設置趣旨**：日本国憲法第九条を改憲し、日本を戦争できる国へと転換させようという動きが20年以上に渡り続いています。最近では、2022年12月に閣議決定された安保３文書による専守防衛の原則からの逸脱、武器輸出の本格化、対米従属の強化など、実質的な改憲とも言うべき動きが雪崩を打って進んでいます。本分科会では、改憲を巡る最新の動向を多角的に検討し、改憲の企てを阻むための展望を探ることを目的とします。本分科会は、例年とは趣向を変えた「九条科学者の会」発足19周年の集いと位置づけられます。

### 【Ａ３】米日のグローバルパートナーシップの構築と世界の戦争に抗する平和の理論と運動を語ろう

**設置責任者**:金子 勝、中野 貞彦（東京支部）

**連絡先**：s.nakano@d012.dant2.jp

**設置趣旨**：2024年4月10日のジョセフ・バイデン・アメリカ合衆国大統領と岸田文雄・日本国内閣総理大臣の首脳会談において発表された「米日首脳共同声明」は、アメリカと日本国が「グローバルなパートナーシップを構築するために、あらゆる領域及びレベルで協働している」と宣言した。日本国が、アメリカのグローバルパートナーとなることは、アメリカの世界戦略に基づいて、アメリカに従って、世界中で戦争する国となることを意味する。そのために、岸田内閣は、「安全保障三文書」に基づいて、国のすべての分野を軍事化する違憲の反平和主義的軍国主義作りを推進している。世界で起きている戦争を見据え、軍国主義に抗する平和の理論と運動論を、みなさまと語り合いたいと考えている。

## Ｂ　地球環境の危機的状況の克服、原発問題の解決、防災・減災、災害復興

### 【Ｂ１】ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染を考える

**設置責任者**：畑　明郎（滋賀支部）

**連絡先**：hata.akio@gaia.eonet.ne.jp

**設置趣旨**：ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染は、米軍横田基地による東京都多摩地域の地下水汚染や沖縄県米軍基地周辺の水道水汚染および大阪府摂津市のダイキン工業淀川製作所周辺の河川・地下水汚染に端を発し、今や全国各地の地下水、河川水、水道水などに拡大している。分科会では、ＰＦＡＳ汚染を告発された小泉昭夫・京大名誉教授、ＰＦＡＳ分析の第一人者である原田浩二・京大医学部准教授の講演を中心に、東京都、沖縄県、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、三重県、岡山県など汚染各地の住民団体の報告を受けて、科学者と市民の協力によるＰ

ＦＡＳ汚染問題の解決を模索する。

### 【Ｂ２】気候危機に立ち向かう－自然エネルギーと省エネの社会に向けて

**設置責任者**：歌川 学（産業技術総合研究所）、佐川清隆（東京大学）、河野 仁 （大阪支部）
**連絡先**：m.utagawa@nifty.ne.jp
**設置趣旨**：気候危機は待ったなしです。IPCCの新報告では、気候変動の悪影響を小さく抑える気温上昇1.5度抑制には世界の$CO_2$排出量を2030年に2019年比約半減､2050年頃排出ゼロが必要、先進国日本は2030年にもっと大きな削減が必要です。原発はさらにリスクが明らかになり、また新技術依存ではこの10年の対策に間にあいません。石炭をまず減らし省エネ・再エネ抜本強化の必要があります。対策、対策ロードマップおよび対策を進める政策などの課題を整理し、方針を研究することを目的として分科会を立ち上げます。

### 【Ｂ３】脱原発への課題と展望

**設置責任者**：山本 雅彦 （原問研委員長、福井支部）、山本 富士夫（原問研副委員長、福井支部）
**連絡先**：masahiko@mbp.nifty.com
**設置趣旨**：岸田文雄政権は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進を謳って2023年5月にGX推進法を国会通過させ、40年を超える老朽原発の長期運転を可能にした。岸田政権は、原子力ムラ（原子力にむらがる権力利益共同体）の傀儡とみられる。2024年元日に起こった能登半島地震は、地面の陥没・隆起や山崩れと津波を引き起こした。もし志賀原発が運転中であれば住民は全く避難できないことが明らかになった。福島第一原発事故（2011年）の教訓は、放射線被ばくによって生命が危険に曝され、環境が汚染されるという原発の根本的危険性にあったが、岸田政権によって無視された。私たちは、原発災害時の放射線被ばくと避難防災の視座からGX推進法を批判し、原発のない社会づくりを目指す。

### 【Ｂ４】地域社会から考える能登半島地震復興

**設置責任者**：小野 一（福井支部）
**連絡先**：hajime@cc.kogakuin.ac.jp
**設置趣旨**：2024年１月に突如発生した能登半島地震と津波により、人口流出地域の脆弱性が露見された。緊急支援が一段落したあと、地域の復興を考えるとき、科学者団体であるJSAには何ができるか。この問題は、戦後日本の国土開発のあり方を問い直し、少子高齢化時代の到来を見据えてどのような地域社会を構想するかが問われる、総合的学際研究である。このような趣旨で、私たちは、2024～25年度のJSA研究助成を申請し、採択された。当分科会はその中間報告であるとともに、研究会活動の輪をJSA内外に広げる試みである。

### 【Ｂ５】リニア中央新幹線問題の検討と運動・経験交流（part 8）

**設置責任者**：長田 好弘・松永 光司（東京支部武蔵野通研分会）、橋本 良仁（東京支部高尾分会）
**連絡先**： matsunaga_mitsushi@hotmail.com（松永光司）

**設置趣旨**：JSAは、リニア計画の撤回・中止を求める態度を明確に表明し、地域住民の具体的要求の解決を最優先に地域と連帯した諸活動を基本とし追求してきた。「ストップ！リニア訴訟」では、東京地裁が2023年7月18日に原告請求棄却の判決を出した。この判決は、リニア中央新幹線の安全性、環境被害など沿線住民や原告団が立証した問題点を真剣に検討した形跡がなく、国交大臣の裁量権を絶対視する不当なものであり、原告団はただちに控訴し、本年4月25日より高裁審理が始まった。地裁判決の不当性を科学的に究明するとともに、法廷の外においても科学的知見にもとづいて健全な社会常識を発揮し、リニア沿線自治体全体が「認可取消」を求め社会的に包囲するよう、運動を発展させるために力を合わせましょう。

### 【Ｂ６】風力発電の課題を考える。

**設置責任者**：草島 進一（山形支部）

**連絡先**： stern8@mac.com

**設置趣旨**：陸上風力発電は世界では１５MW級、日本では２MWから４MW、６MWが主流になり、洋上風力発電では１５MW級が秋田沖、山形沖などに計画されている。大型化にともない騒音問題、野鳥の渡りへの影響、洋上では漁業被害などが考慮される。洋上風発では、日本では特に離岸距離が２ｋｍと短い事が以前から指摘され問題視されている。更に地震大国での風車建設、洋上では着床式か浮体式かという議論がおこなわれはじめている。改めて課題を抽出し、持続可能な開発のための議論をおこないたい。

## Ｃ　人間らしい労働、暮らしを守る経済、地域社会の再生

### 【Ｃ１】群馬県に居住する外国人が抱える諸問題 ― 多文化共生社会・移民社会の実現可能性

**設置責任者**：藤井 正希（群馬大学）、永田 瞬（高崎経済大学）

**連絡先**：rocky_4785@yahoo.co.jp（藤井正希）、s-nagata@tcue.ac.jp（永田瞬）

**設置趣旨**：群馬県は、伊勢崎市、太田市、大泉町はじめ、外国人が多く住む街が非常に多い。今後の群馬県の健全な成長・発展のためには、これら外国人と日本人とがお互いの文化を尊重し合いながら、連帯して共生していかなければならない。そのためには、群馬県に住む外国人の現状を把握し、その抱える問題を明らかにするとともに、その原因を探求し、対策を講じるという研究が必要不可欠となる。本分科会では、群馬県に居住する外国人が抱える諸問題を検討しながら、多文化共生社会・移民社会の実現可能性を探っていきたいと考える。

### 【Ｃ２】新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題

**設置責任者**：椎名 貴彦（岐阜大学、新型コロナウイルス感染症研究委員会）

**連絡先**：shiina.takahiko.a0@f.gifu-u.ac.jp

**設置趣旨**：新型コロナウイルス感染症は人類史に残る災禍をもたらした。感染症法上の分類が2類相当から5類に変更された現在においても、考えるべき課題はある。本分科会では、新型コロナウイルス感染症に関連する医学・生物学的研究はもちろん、工学、教育学、経済学、社会学など多様な学問分野からの研究報告を行い、新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題を明らかにしたい。

### 【Ｃ３】全国一律の最低賃金1500円をめざして

**設置責任者**：黒田 兼一・米田貢（東京支部）

**連絡先**：myoneda330@gmail.com

**設置趣旨**：官製春闘で大企業を中心に一定の賃上げが行われている。だが、日本の労働者階級全体が「普通の暮らし」に必要な賃金を確保するためには、全労連の最低生計費調査の結果から見ても、全国一律の最低賃金1500円の実現は、喫緊の課題である。本分科会では、すでに先進的な取り組みを行っている各地の運動にも学びながら、この課題をいかに実現していくか、労働者・研究者・市民の共同の討議を行う。

### 【Ｃ４】高齢者福祉の現状とこれから～介護福祉学への展望

**設置責任者**：藤本 文朗（京都支部）

**連絡先**：fumiki24@gmail.com　（石田 史樹）

**設置趣旨**：超高齢化する日本社会において重要な役割を担う介護福祉士は国家資格であるにも関わらず、深刻な人員不足の課題がある。その原因に賃金待遇を含んだ冷遇や専門家養成、養成カリキュラム、学としての介護の位置づけが未整備である点があげられよう。日本は世界でも有数の高度な長寿社会になった。しかし、「長寿社会」と言われる一方、政府は高齢者、障がい者に対してのみならず、子ども・女性・若者等に対して、「全世代型社会保障」どころか「全世代」にわたる「いのちと尊厳の切り捨て」を顕著に進めてきている。

介護の現場では介護福祉士どころか介護職員が絶対的に足らず、離職者も後を絶たず、要介護者の社会的激増だけでなく、「介護難民」が年々増大してきている。

介護福祉政策・介護福祉教育・介護福祉労働など総合的に、何故、かくも日本において介護福祉が後退の一途をたどるのかを歴史的な集団と個の発達も踏まえながら究明したい。

## Ｄ　科学・技術の現状批判と課題

### 【Ｄ１】科学技術の現状批判―日本の科学・技術の健全な発展のための課題 part16

**設置責任者**：久志本 俊弘（民間技術者研究者問題委員会・大阪支部）

**連絡先**：to4ksmt@yahoo.co.jp

**設置趣旨**: 政府の「大軍拡予算」「秘密特許制度法」「産官学軍体制」への推進の中、今国会で「経済安保情報保護法案営業秘密保護法」も衆院を通過。また、コロナパンデミックでの政府対応は科学・技術の知見を無視したまま、特別の支援を打ち切り、国民は路頭に迷わされている。さらに気候危機対策においては、官民で150兆円投資予定の「ＧＸ実現に向けた基本方針」のもと、企業はカーボンウオッシュを強化しつつ、本質は原発回帰、石炭固執で、提案の「革新技術」も不確実性が指摘されている。PFAS問題、NTT法、生成AI問題、マイナカードなど「デジタル化社会」の強制各方面の企業活動・生活の場は多くの問題を引き起こし、本質的な議論が求められている。これらは、国民の喫緊の課題であり、「科学・技術の現状批判」は広範な国民各層との共有が重要であり、JSAの情報発信の在り方も含めて論議した。

### 【Ｄ２】科学・技術サロン―日本の科学・技術の現状とロマンを語るpart 17―

**設置責任者**：長田 好弘・松永 光司（東京支部武蔵野通研分会）

**連絡先**：matsunaga_mitsushi@hotmail.com

**設置趣旨**: ロシアのウクライナ侵略を契機に、政府は「総合的な防衛体制の強化」を掲げ、「政府と大学、民間が一体となった、防衛力強化の研究開発を進める仕組み作り」に踏み切った。さらに2024年国会で成立の「経済秘密保護法案」は、米国と日本財界の要求に応えて、米国主導の兵器共同研究・開発、武器輸出の体制に日本を組み込むもので、研究開発の軍事化、民間企業や大学等の科学者・技術者への監視が強められ、学問研究の自由、内心の自由をはじめ基本的人権がいっそう深く破壊されはじめている。今求められているのは「軍事対軍事」の破滅への道ではなく、日本国憲法前文（「世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」）と９条にもとづく平和外交にこそ力を注ぐべきであり、そのためにも労働者・市民各層・科学者・技術者の広範な連帯が喫緊の課題となっている。わが国の科学・技術のつりあいのとれた正しい発展は連帯の強化とともにあるのではないか。個々の問題で意見の相違が生じようとも、リスペクトをもって率直な意見交換をおこないましょう。

### 【Ｄ３】自然科学の進展を俯瞰するIII

**設置責任者**：青木 和光（東京支部）

**連絡先**：aoki.wako@gmail.com

**設置趣旨**：自然科学の各分野で著しい進展がある一方、専門化が進んでいるため、科学者の間で必ずしもそれを共有しにくい状況があるのではないでしょうか。専門の異なる研究者が集まる日本科学者会議の特色をいかし、各分野での進展を研究者個人の視点でみつめなおし、それを交流することで自然科学の潮流をつかむことを目標にします。分科会では、3人程度からそれぞれの分野での顕著な進展とその特徴や背景を報告してもらい、参加者にも各分野の状況を発言いただく時間をとる予定です。報告・発言の希望を歓迎します。

## Ｅ　学術研究体制の危機と大学・研究機関、研究者の権利・社会的責任

### 【Ｅ１】いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える

**設置責任者**：原田 英美子（滋賀支部、滋賀県立大学）、丹生 淳郷（埼玉支部）

**連絡先**：kiyoniu03@yahoo.co.jp

**設置趣旨**:2004年に大学・国立研究機関が法人化されて20年が経過した。運営費交付金は12,415億円から毎年減額され続け2022年度には10,675億円となった。最も影響を受けたのが人件費と研究費であり、そのため大学・研究機関は競争的資金の獲得競争を強いられている。その影響は研究力の低下と、研究不正の温床となったといわれる。本分科会では、大学・研究機関における有期雇用の教育・研究・技術職員の雇用と研究環境およびこれらを守る闘い、研究不正の実態と背景について引き続き検証する。

### 【Ｅ２】高等教育政策の現状分析とその改革の方向性

**設置責任者**：石井 潔（静岡支部）

**連絡先**：ishii.kiyoshi@shizuoka.ac.jp

**設置趣旨**:国立大学の法人化から今年で20年となるが、日本の高等教育に対する弊害はますます明らかになりつつある。またこのような現状にも関わらず、政府は「国際卓越研究大学」制度の導入や国立大学法人法の改悪など「選択と集中」という間違った政策をさらに加速しようとしている。また私立大学についても、私学法の改正や大学の統廃合促進など、私学の自律的運営や教育研究環境の充実に逆行するような動きが見られる。本分科会ではこのような高等教育政策の現状を分析し、その改革の方向性について議論したい。

### 【Ｅ３】高等教育「無償化」の現在地－誰もが安心して学び続けられる社会に

**設置責任者**：河 かおる・杉浦 由香里（滋賀支部）

**連絡先**：kkawa@shc.usp.ac.jp

**設置趣旨**:大学等修学支援法に基づく就学支援制度が開始して4年。修学支援を謳いながら、成績基準等で理不尽に打ち切られる学生が毎年18000人もいる。理系学部や多子世帯のみの選別的修学支援拡大、留学生の授業料上限撤廃、中教審の特別部会での国立大授業料150万円提案、東京大学の授業料値上げ検討など、日本の高等教育「無償化」はまやかしだらけだ。2012年に日本が国連社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回をしてから12年。誰もが安心して学び続けられる社会にするにはどうすればよいかを共に考えたい。

## Ｆ　個人の尊厳、ジェンダー平等、多様性の尊重

### 【Ｆ１】フェミニスト・エスニック・スタディーズとDEI(Diversity, Equity, and Inclusion)：平和に必須の多様性と公平性と包摂

**設置責任者**：鄭 幸子（岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム、JSA女性委員会）

**連絡先**：hchung@okayama-u.ac.jp

**設置趣旨**:平和には、ダイバシティのみならず、インクルージョンや公平性も視野に入れたDEI(Diversity, Equity, and Inclusion)が重要だ。しかもダイバシティ要件はジェンダーだけではない。2024年『文化人類学』88巻4号（pp.673-691）に掲載された「フェミニスト・エスニック・スタディーズから人類学への提言――植民地主義、男性中心主義、複合的不平等の克服に向けてのDEI」という論文を叩き台に、家庭から組織まで様々な場面でのDEIに関する報告を広く募集する。

### 【Ｆ２】不登校・社会的ひきこもり

**設置責任者**：伊田 勝憲・近藤 真理子（京都支部）

**連絡先**：idak@fc.ritsumei.ac.jp

**設置趣旨**:不登校が20万人を超え社会的ひきこもりが社会問題になりつつなる中でこの現象をどのようにとらえるのか、また当事者たちの要求から学ぶこと考えることを様々な立場で考え、検討を進めたい。

### 【Ｆ３】学習権を問う～様々な学びからの検討

**設置責任者**：近藤 真理子（京都支部）

**連絡先**：marimarinon123@gmail.com

**設置趣旨**:戦後公教育が整備され、教育を受ける権利が子どもに保障をされ、半世紀以上が過ぎ、今や不登校児童生徒も増加をし、その傍らでフリースクールやオルタナティブスクールなど学校外での学びの場が広がっている。しかしこれらの「学校」の概念整理も十分でないし、また学校に行かない→不登校という理解はされてはいるが、樽俎も学習の機会の保障がなぜ学校一択なのか？という問題も整理がされていない。学校、学び、学習権など多角的に学びについて問い直したい。

## Ｇ 市民社会その他

### 【Ｇ１】市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望

**設置責任者**：『日本の科学者』第60期編集委員長

**連絡先**：jjs2007@jsa.gr.jp

**設置趣旨**：編集委員会から 『日本の科学者』の現状について報告し、分科会主題に沿った討論を行う。さらに、直近号掲載論文の執筆者をゲストに迎えて、読者会を行う。

### 【Ｇ２】二次元から「世相」をつむぐ

**設置責任者**：西田 喜一（京都支部）

**連絡先**：mlaplus20150113@gmail.com

**設置趣旨**：この分科会では、近年、社会的に人気を持つ諸表象から、現代社会の「世相」を読み解きます。例えばコミュニケーション、教育、ジェンダー／セクシュアリティ、障害などに関わるイデオロギー分析を、報告者が具体的作品に即して行います。参加希望者は報告者との感想交流を行うために、紹介される作品に予め目を通しておくことが強く推奨されます。今日の自分より、明日の自分がちょっとだけ、よりよく生きるヒントを二次元に求めてみませんか？

### 【Ｇ３】転換期の主体としての地域、地域住民を考える～その自由な学習と個性、主体性のあり方を問う

**設置責任者**：渡辺 顕治（個人会員）、亀山 孝二 （東京支部／個人会員）

**連絡先**：kenjiwt@rio.odn.ne.jp

**設置趣旨**：植民地（「地域」）の帝国支配からの脱却は、世界の構造転換をもたらした。地域は世界の能動要素である。同時になおその分断と対立は一つの現実である。戦前、個～種～類のつながりを通し世界の統合を追究した田辺元は地域概念をもてずファシズムに妥協した。戦後、国民教育研究所において国民主体形成の教育論をけん引した上原専祿は地域―日本―世界を串刺しに、との方法視点（学習図式）を提唱し、中央の支配に対抗する地域の自立像を追究した。渡辺義晴は地域住民こそ主体の概念を提示し、長野県地域住民大学を実践した。この分科会ではあらためて転換期の主体としての地域の存在を考えたい。それぞれの実践・研究の交流を通じ地域住民の自由な学習と個性、主体性の根源を追究したい。

**【Ｇ４】アメリカの現状と今後を考える**

**設置責任者**：本田 浩邦（獨協大学）

**連絡先**：hhonda@dokkyo.ac.jp

**設置趣旨**：この分科会は「アメリカの現状と今後を考える」ということですが、大統領選挙直後でもあるので、選挙結果と今後の政治経済の動向に焦点をあてて分科会を組み立てたいと思いますので、内容的には「アメリカ大統領選挙結果と今後の世界経済」といったものです。

第1報告　本田浩邦（獨協大学）「2024年アメリカ大統領選挙の結果をどうみるか」

第2報告　増田正人（法政大学）「米中『新冷戦』下の日米経済」

# 予稿集はPDFで発行します

◯予稿集はPDFで発行し、JSAホームページの25総学ページにアップします（11月1日を予定）。

◯参加者はそれぞれ予稿集PDF版をダウンロードして入手ください。

# 参加費は無料ですが、募金にご協力を！

オンライン開催とする 25 総学では、現地開催に要する様々な費用を削減できるため、参加費は無料とします。通信費、印刷・宣伝費等は、JSA 全国の25総学予算とみなさまからの募金でまかなう予定です。別途お願いする募金にご協力ください。

## 25総学　日程概要（案）（企画の都合で一部変更となる場合もあります）

| 月/日(曜日) | 9:30～12:00 | 13:00～15:30 | 15:45～18:15 | 18:30～20:00 |
|---|---|---|---|---|
| 11/23(土) | | 開会式・基調講演・全体集会① | | 予備1 |
| 11/24(日) | 分科会1 | 分科会2 | 分科会3 | 予備2 |
| 11/30(土) | 分科会4 | 分科会5 | 分科会6 | 予備3 |
| 12/1(日) | 分科会7 | 分科会8 | 分科会9 | 予備4 |
| 12/7(土) | 分科会 10 | 分科会 11 | 分科会 12 | 予備5 |
| 12/8(日) | 分科会 13 | 全体集会②・閉会式 | | |

**注**：各分科会の開催日時は、講演者やコーディネーターの希望に応じて日程調整します。１枠につき、同時に２分科会開催可能です。

# 今後のスケジュール

6月10日　2nd サーキュラー発行（分科会発表募集）
6月27日　分科会日程調整
7月28日　分科会発表者の募集締切
8月31日　分科会設置責任者から実行委員会への分科会プログラム提出期限
8月31日　発表者から分科会設置責任者への予稿原稿提出期限
9月30日　分科会設置責任者から実行委員会への予稿原稿提出期限
10月10日　3rd サーキュラー発行（プログラム発表、参加登録呼びかけ）
10月13日～26日　分科会設置責任者対象のZoom体験会（希望者）
10月31日　予稿集PDF版のダウンロード方法を参加登録者に連絡
11月1日　予稿集PDF版のアップロード
11月1日～15日　分科会単位で予行演習、全体会予行演習
11月23日～12月8日　25総学

## 第25回総合学術研究集会実行委員会

◎松田正久（愛知支部）、○畑 明郎（研究企画部長・滋賀支部）、☆前田定孝（三重支部）、水谷洋一（静岡支部）、石原剛志（静岡支部）、石井 潔（静岡支部）、庄 建治朗（愛知支部）、中塚 武（愛知支部）、藤枝律子（三重支部）、北村香織(三重支部)、武藤清吾(岐阜支部)、椎名貴彦（岐阜支部）　　（◎：実行委員長、○：副実行委員長、☆：事務局長）

日本科学者会議 第25回総合学術研究集会実行委員会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-9-15 HYビル（茶州ビル）9階
Tel:03-3812-1472　Fax:03-3813-2363　e-mail:25so-gaku@jsa.gr.jp　http://www.jsa.gr.jp

# 第25回総合学術研究集会　分科会発表申込書

分科会での発表希望者は、申込者氏名、住所、連絡先（メールアドレス、電話番号）、分科会名、タイトル、発表者氏名及び所属（or 肩書）、発表要旨（200～400字）を記して、**2024年7月28日（日）**までに、**分科会設置責任者**までお申し込みください。なお、申し込みは、電子メール（分科会設置責任者のメールアドレスは2nd Circularを参照ください）に申込書を添付して送信してください。

2024年＿＿月＿＿日　（受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿）

| | |
|---|---|
| 申込者氏名（ふりがな） | （　　） |
| 住　所 | 〒 |
| 連 絡 先 | E-mail :<br>Tel : |
| 分科会名 | |
| タイトル | |
| 発表者氏名<br>（所属 or 肩書） | （　　） |

発表要旨　（２００字～４００字）

日本科学者会議　第25回総合学術研究集会実行委員会
〒113-0034　東京都文京区湯島1-9-15　ＨＹビル(茶州ビル)9階
Tel/Fax : 03-3812-1472　e-mail : 25so-gaku@jsa.gr.jp

3rd Circular　　2024 年 10 月 10 日

# 第 25 回総合学術研究集会
## 平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために
### ―市民として科学者として今、私たちにできること―

2024 年 11 月 23 日（土）～12 月８日（日）

オンライン開催

## 〝戦争する日本〟〝学術の軍事動員〟をみんなで阻止し、第 25 回総合学術研究集会にぜひご参加を

日本科学者会議会員のみなさま、市民のみなさま。〝戦争する国家〟体制づくり、そのなかで進展する高等教育施策・学術研究体制の劣悪化や科学・技術軍事動員への動きのなかで、日々の生活、研究活動、そして勉学のなかであるべき方向性を見据えつつ、粘り強くとりくんでおられることに、心からの連帯と敬意を申し上げます。

そして第 25 回総合学術研究集会は、すでに 1st サーキュラーでも提起しましたように、**「平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために―市民として科学者として今、私たちにできること―」**をテーマに、いよいよ 11 月 23 日（土）から 12 月８日（土）にかけて、オンラインで開催されます。現在、このテーマのもとで進められている全体会企画や各分科会は、この 3rd サーキュラーでもご案内するように、さまざまな角度や視点から議論・交流を深め、市民各層と各専門分野の研究者の共同を広げるものとなっています。いずれも、今後の展望を切りひらくにふさわしい、非常に有意義な内容です。

25 総学の準備は、この 10 月から 11 月下旬の当日にかけて、その「詰め」の段階に入ります。とくに実行委員会のレベルでは、オンライン開催にともなうさまざまな技術的支援のとりくみを実施します。まだまだ Zoom 等に不慣れな人もおられると思います。実行委員会事務局は、総出でそのサポートをさせていただきます。またそれぞれの分科会設置責任者のもとで、それぞれのテーマおよび内容を充実させるとりくみが進められます。さらにその過程で、多くの会員や市民にご参加いただくとりくみも同時並行的に進められることになります。参加費も無料としました。全国の全支部、全会員のみなさまには、あらためて積極的なご協力をお願いしたいと思います。ぜひ会員外の方にも宣伝を広げ、従来の枠をこえた多くの方々とともに参加し、25 総学を成功させましょう。

第 25 回総合学術研究集会実行委員会
委員長　松田 正久（愛知支部）

# 25 総学への参加のご案内



○参加申し込みは、ＪＳＡウェブページ（http://www.jsa.gr.jp/）でご案内します。ＪＳＡウェブページから 25 総学のページにすすみ、ウェブフォームに記入して参加登録をしていただきます。右上の QR コードからも入ることができます。

○参加登録締め切り：11 月 16 日（土）17 時（これ以降にご登録いただいた方には、Zoom 接続情報等のご案内が遅れる可能性があります）

# 25 総学予稿集の入手方法

## 予稿集は PDF で発行します

○予稿集は PDF でのみ発行します（11 月 1 日を予定）。印刷体は発行しません。予稿集（PDF）のダウンロード方法は、参加登録者に連絡します。

○参加者はそれぞれ予稿集（PDF）をダウンロードして入手ください。

## 参加費は無料ですが、募金にご協力ください

○オンライン開催とする 25 総学では、現地開催に要するさまざまな費用を削減できるため、参加費は無料とします。通信費、印刷・宣伝費等は、JSA 全国の 25 総学予算とみなさまからの募金でまかなう予定です。別途お願いする募金にご協力ください（1 口 1000 円、目標総額 25 万円）。募金は、同封の郵便振替用紙を使って郵便振替口座からお願いします。振込先は、以下のとおり。**募金の期限は、11 月 22 日（金）とさせていただきます。**

**加入者名：日本科学者会議**
**口座番号：00180-8-86906**

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込まれる場合は、以下の口座をご利用ください。

**ゆうちょ銀行　店番 019　当座 0086906**
**口座名：日本科学者会議**

○参加費無料を活用し、関心のある非会員も含む様々な人々を気軽に誘って下さい。また、各支部の会議室や会員の研究室・自宅などでネット環境のある場所に複数名が集まれる場合は、複数名で１つのＰＣを共用して参加する方法も考えられます。オンライン会議に不慣れな人も参加しやすく、お薦めです。

# オンライン開催のサポートについて

○Zoom の使用契約、オンライン会議の立ち上げは実行委員会が行います。分科会開設時間帯に、実行委員会の担当者が待機し、トラブル等に対処します。

○分科会設置責任者を対象に、11 月２日から３日にかけて、実行委員会のアカウントを使って遠隔開催の予行演習を実施します。分科会設置責任者には、別途日程調整のメールを送信します。都合つかなければ個別対応します。参加可能な日程を複数教えてください

○分科会ごとに分科会設置責任者が主体となって、分科会単位で予行演習を行うことを推奨します。予行演習の時期は 11 月1日～15日を目処とし、実行委員会から予行演習日を分科会設置責任者へご案内します。

# 全体会・分科会日程

| 月/日(曜日) | 9:30～<br>12:00 | 13:00～<br>15:30 | 15:45～<br>18:15 | 18:30～<br>21:00 |
|---|---|---|---|---|
| 11/23(土) | | 開会式・基調講演・全体集会 | | G2 |
| 11/24(日) | B3 | B3・C3・E2 | B1 | B1 |
| 11/30(土) | B6・D3 | B2・G3・B5 | B2・E1・B5 | B5 |
| 12/1(日) | B4・E3 | C4・D1 | A3・F2・D1 | A3・F3 |
| 12/7(土) | C1・G4 | A1・F1 | A1・D2 | C2・D2 |
| 12/8(日) | A2・G1 | 閉会式 | | |

# 全体企画

## 11 月 23 日（土）　開会式・基調講演・全体集会（13～18 時）

**●開会式**

13：00～13：10　あいさつ（松田正久・25 総学実行委員長）

**●基調講演**（座長：石井 潔・静岡支部）

13：15～14：30（講演：60 分、質疑：15 分）

長谷川眞理子（日本芸術文化振興会理事長、総合研究大学院大学前学長）：
人類の進化史と現代社会－現代社会は発展したが、そこには負の側面もある－

**●全体集会　科学者運動としての学際研究と市民科学－社会課題の解決と JSA の活性化の同時達成へ－**（座長：中塚 武・愛知支部）

14：40～15：20（講演：30 分、質疑：10 分）

中塚　武（名古屋大学）：「JSA 学際研究・市民科学発展プログラム」が目指すもの

15：20～16：00（講演：30 分、質疑：10 分）

畑　明郎（元大阪市立大学）：これまでの JSA における市民との連携の歴史
―公害問題、とくにイタイイタイ病を中心に―

[10 分休憩]

16：10～16：50（講演：30 分、質疑：10 分）

中村征樹（大阪大学）：シチズンサイエンスの可能性と課題

16：50～18：00　総合討論

## 12 月 8 日（日）　閉会式（13 時～）

**●閉会式**

13：00～13：15　25 総学のまとめ（松田正久・25 総学実行委員長）

# 分科会一覧

**Ａ　戦争のない平和な時代を拓く**

Ａ１　平和問題分科会
Ａ２　九条改憲の動向の多角的検討
Ａ３　米日のグローバルパートナーシップの構築と世界の戦争に抗する平和の理論と運動を語ろう

**Ｂ　地球環境の危機的状況の克服、原発問題の解決、防災・減災、災害復興**

Ｂ１　ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染を考える
Ｂ２　気候危機に立ち向かうー自然エネルギーと省エネの社会に向けて
Ｂ３　脱原発への課題と展望
Ｂ４　地域社会から考える能登半島地震復興
Ｂ５　リニア中央新幹線問題の検討と運動・経験交流（part 8）
Ｂ６　風力発電の課題を考える。

**Ｃ　人間らしい労働、暮らしを守る経済、地域社会の再生**

Ｃ１　群馬県に居住する外国人が抱える諸問題 ― 多文化共生社会・移民社会の実現可能性
Ｃ２　新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題
Ｃ３　ＡＩの進展と企業経営・働き方
Ｃ４　高齢者福祉の現状とこれから～介護福祉学への展望

**Ｄ　科学・技術の現状批判と課題**

Ｄ１　科学技術の現状批判―日本の科学・技術の健全な発展のための課題 part16
Ｄ２　科学・技術サロン―日本の科学・技術の現状とロマンを語る part 17―
Ｄ３　自然科学の進展を俯瞰する III

**Ｅ　学術研究体制の危機と大学・研究機関、研究者の権利・社会的責任**

Ｅ１　いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える
Ｅ２　高等教育政策の現状分析とその改革の方向性
Ｅ３　高等教育「無償化」の現在地ー誰もが安心して学び続けられる社会に

**Ｆ　個人の尊厳、ジェンダー平等、多様性の尊重**

Ｆ１　フェミニスト・エスニック・スタディーズとＤＥＩ（Diversity, Equity, and Inclusion）：平和に必須の多様性と公平性と包摂
Ｆ２　不登校・社会的ひきこもり
Ｆ３　学習権を問う～様々な学びからの検討

**Ｇ 市民社会、その他**

Ｇ１　市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望
Ｇ２　二次元から「世相」をつむぐ
Ｇ３　転換期の主体としての地域、地域住民を考える～その自由な学習と個性、主体
Ｇ４　アメリカの現状と今後を考える

# 分科会プログラム

## Ａ　戦争のない平和な時代を拓く

**【Ａ１】平和問題分科会**

**設置責任者**:亀山 統一（平和問題研究委員会）・大倉 信彦（沖縄支部）

**連絡先**：kameyama@agr.u-ryukyu.ac.jp

**設置趣旨**：2022 年の安保 3 文書の策定以降、政府は戦争国家化を一気に進めている。それは、沖縄から全国に広がる軍事基地・部隊の新設･強化や戦場化の準備、自衛隊の米軍への「融合」、そして、大学・研究機関・企業・自治体の軍事動員などとして表れている。一連の辺野古訴訟などで、日本国憲法の体系と相いれない法令や判例群が築かれている。ウクライナやパレスチナなどでの事態と外交のあり方も看過できない。これら平和の問題を広く取り上げ、戦争国家化を許さず、抑止力論を打ち破る論理の構築･普及と、平和運動のあり方を模索する。

12 月 7 日（土）　13：00～18：15

**座　長：亀山 統一**（沖縄支部）

13：00～13：15　座長からの問題提起

13：15～14：10（１）徳田 博人（琉球大学）：日本の軍事国家化と辺野古裁判－克服の対象と展望について－（仮題）

14：10～14：35（２）前田 定孝（三重支部）：地方自治体と戦争遂行体制－「辺野古後」の国地方関係－

14：35～15：00（３）立石 雅昭（新潟大学名誉教授）：能登半島地震に学ぶ－沖縄辺野古新基地の安全性－

15：00～15：25（４）合田 公計（大分支部）：大分敷戸ミサイル弾薬庫問題

15：25～15：40　＜質疑・討論＞

15：40～15：50　＜休憩＞

15：50～16：35（５）井原 聰（東京支部）：経済施策に名を借りたセキュリティクリアランス制度による軍事動員

16：35～17：00（６）豊島 耕一（佐賀大学名誉教授）：佐賀オスプレイ基地建設に反対する非暴力直接行動について

17：00～17：25（７）後藤 仁敏（神奈川支部）：横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備の撤回と早期全面返還を求める市民運動

17：25～17：45（８）大倉 信彦（沖縄支部）：専門学校講義の空き時間を使った立憲主義を主題とした主権者教育の試み
17：45～18：05　＜質疑・討論＞
18：05～18：15　座長によるまとめ

**【Ａ２】九条改憲の動向の多角的検討**

**設置責任者**:浜田 盛久（九条科学者の会）
**連絡先**：m-office@9jo-kagaku.jp
**設置趣旨**：日本国憲法第九条を改憲し、日本を戦争できる国へと転換させようという動きが 20 年以上に渡り続いています。最近では、2022 年 12 月に閣議決定された安保３文書による専守防衛の原則からの逸脱、武器輸出の本格化、対米従属の強化など、実質的な改憲とも言うべき動きが雪崩を打って進んでいます。本分科会では、改憲を巡る最新の動向を多角的に検討し、改憲の企てを阻むための展望を探ることを目的とします。本分科会は、例年とは趣向を変えた「九条科学者の会」発足 19 周年の集いと位置づけられます。
12 月 8 日（日）　9：30～12：00
**座　長：**浜田 盛久（九条科学者の会事務局）
9：30～ 9：35　座長開会あいさつ
9：35～ 9：55（１）後藤 仁敏（神奈川支部）：草の根の運動で憲法改悪を許さなかった九条の会運動－「九条科学者の会かながわ」の 20 年を中心に－
9：55～10：10（２）松井 安俊（九条科学者の会事務局）：九条科学者の会の軌跡－戦争する国への道に抗う運動のなかで－
10：10～10：30（３）永山 茂樹（東海大学）：専守防衛論の限界論－9 条改憲との関係で
10：30～10：50（４）稲 正樹（元国際基督教大学）：憲法の軍縮平和主義の原点の発展的解釈
10：50～11：10（５）志田 陽子（武蔵野美術大学・日本科学者会議代表幹事）：リスクと人格権－安保法制違憲訴訟を題材に－
11：10～11：30（６）本田 浩邦（獨協大学）：アメリカ介入主義外交と日本
11：30～11：50（７）山根 徹也（横浜市立大学）：憲法改悪の動きと歴史学・歴史教育
11：50～12：00　総合討論・座長閉会あいさつ

**【Ａ３】米日のグローバルパートナーシップの構築と世界の戦争に抗する平和の理論と運動を語ろう**

**設置責任者**:金子 勝・中野 貞彦（東京支部）
**連絡先**：s.nakano@d012.dant2.jp
**設置趣旨**：2024 年 4 月 10 日のジョセフ・バイデン・アメリカ合衆国大統領と岸田文雄・日本国内閣総理大臣の首脳会談において発表された「米日首脳共同声明」は、アメリカと日本国が「グローバルなパートナーシップを構築するために、あらゆる領域及びレベルで協働している」と宣言した。日本国が、アメリカのグローバルパートナーとなることは、アメリカの世界戦略に基づいて、アメリカに従って、世界中で戦争する国となることを意味する。そのために、岸田内閣は、「安全保障三文書」に基づいて、国のすべての分野を軍事化する違憲の反平和主義的軍国主義作りを推進している。世界で起きている戦争を見据え、軍国主義に抗する平和の理論と運動論を、

みなさまと語り合いたいと考えている。

12 月 1 日（土）　15：45～18：15

**座　長：金子 勝**（東京支部）

15：45～15：50　座長あいさつ

15：50～16：20（１）真鍋能章（京都支部）：時代は回帰するか

16：20～16：50（２）植野妙実子（中央大学名誉教授）：安保三文書の危険性

16：50～17：00　＜休憩＞

17：00～17：30（３）中野貞彦（東京支部武蔵野通研分会）：戦争をなくし平和な世界を目指して考えること

17：30～18：00（４）藤原宏志・木下 統（宮崎支部）：食料確保こそ最大の安全保障

18：00～18：15　総合討論 1

12 月 1 日　18：30～20：00

**座　長：中野貞彦**（東京支部武蔵野通研分会）

18：30～19：00（５）木下 統（宮崎支部）：宮崎支部における平和問題での最近の学習活動

19：00～19：30（６）金子 勝（東京支部）：地球上から戦争を廃絶するために－21 世紀の永久平和論

19：30～19：50　総合討論 2

19：50～20：00　座長まとめ・閉会あいさつ

## Ｂ　地球環境の危機的状況の克服、原発問題の解決、防災・減災、災害復興

### 【Ｂ１】ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染を考える

**設置責任者**：畑　明郎（滋賀支部）

**連絡先**：hata.akio@gaia.eonet.ne.jp

**設置趣旨**：ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染は、米軍横田基地による東京都多摩地域の地下水汚染や沖縄県米軍基地周辺の水道水汚染および大阪府摂津市のダイキン工業淀川製作所周辺の河川・地下水汚染に端を発し、今や全国各地の地下水、河川水、水道水などに拡大している。分科会では、ＰＦＡＳ汚染を告発された小泉昭夫・京都大学名誉教授、ＰＦＡＳ分析の第一人者である原田浩二・京都大学准教授の講演を中心に、東京都、沖縄県、大阪府、京都府、愛知県、岐阜県、三重県など汚染各地の住民団体の報告を受けて、科学者と市民の協力によるＰＦＡＳ汚染問題の解決を模索する。

11 月 24 日（日）　15：45～20：15

**座　長：畑　明郎**（滋賀支部）

15：45～15：50　座長あいさつ

15：50～16：20（１）小泉昭夫（京都大学名誉教授）：ＰＦＡＳの包括的 Toxicokinetic modelIng と内閣府評価書批判

16：20～16：50（２）原田浩二（京都大学）：ＰＦＡＳ汚染の広がりとヒト曝露の現状―発覚の経緯と近年の動向

16：50～17：10（３）畑　明郎（滋賀支部）：近畿地方と滋賀県内のＰＦＡＳ汚染

17：10～17：15　＜休憩＞

17：15～17：35（４）長瀬文雄（大阪ＰＦＡＳ汚染と健康を考える会）：市民運動としての大阪ＰＦＡＳ汚染から健康を守る取り組み―1,190 人の血液検査から見えてくるもの

17：35～17：55（５）根木山幸夫（多摩地域の有機フッ素化合物汚染を明らかにする会）：東京・多摩のＰＦＡＳ汚染―横田基地は重大な汚染源

17：55～18：15（６）伊波義安（沖縄ＰＦＡＳ汚染から市民の生命を守る会）：沖縄ＰＦＡＳ汚染から市民の命を守る連絡会の取り組み―ＰＦＡＳ問題は、生存権の問題

18：15～18：20　＜休憩＞

18：20～18：40（７）坪井由実（愛知支部）：愛知県豊山町の水道水ＰＦＡＳ汚染

18：40～19：00（８）今尾明美（ＰＦＡＳ汚染からいのちと水を守る各務原市民の会）：ＰＦＡＳ汚染からいのちと水を守る各務原市民の会―事実をもって、市民の不安に寄り添う市政の立場を求めて

19：00～19：20（９）松岡武夫（四日市公災害市民ネット）：四日市のＰＦＡＳ汚染

19：20～19：30　＜全体討論＞

19：30～19：50（10）河野　仁（大阪支部）：大阪府条例による「産業廃棄物事業焼却炉建替え事業」の環境影響評価とその問題点―制度・運用改善の必要性

19：50～20：10　（11）前田定孝（三重支部）：環境影響評価と町営廃棄物処理施設―大阪府忠岡町地域エネルギーセンター等整備・運営事業に見る

20：10～20：15　座長まとめ

**【Ｂ２】気候危機に立ち向かう－自然エネルギーと省エネの社会に向けて**

**設置責任者**：歌川 学（産業技術総合研究所）・佐川清隆（東京大学）・河野 仁 （大阪支部）

**連絡先**：m.utagawa@nifty.ne.jp

**設置趣旨**：気候危機は待ったなしです。IPCC の新報告では、気候変動の悪影響を小さく抑える気温上昇 1.5 度抑制には世界の $CO_2$ 排出量を 2030 年に 2019 年比約半減､2050 年頃排出ゼロが必要、先進国日本は 2030 年にもっと大きな削減が必要です。原発はさらにリスクが明らかになり、また新技術依存ではこの 10 年の対策に間にあいません。石炭をまず減らし省エネ・再エネ抜本強化の必要があります。対策、対策ロードマップおよび対策を進める政策などの課題を整理し、方針を研究することを目的として分科会を立ち上げます。

11 月 30 日（土）　13：00～18：15

**座　長：左近拓男**（龍谷大学）

13：00～13：25（１）河野仁（兵庫県立大学名誉教授）：日本及び世界の温室効果ガスによる気候変動とその影響－北極圏の高温化の偏西風、海流への影響

13：25～13：50（２）歌川学（産総研）：2035 年に向けた排出削減対策について

13：50～14：15（３）竹濱朝美（立命館大学）：石炭火力および原子力廃止の場合の電力需給バランス、再生可能電源比率 60%の可能性検討、簡易モデルによる試算

14：15～14：40（４）今中政輝・馬場博幸（東京大学）：電気自動車充電の脱炭素化の一方策と

市民の受け止め

14：40～14：50　＜休憩＞

**座　長：　歌川学**（産総研）

14：50～15：15（５）佐藤忠久（東京支部）：脱炭素社会における化学工業　－如何にして持続可能な産業に脱皮するか－

15：15～15：40（６）左近拓男（龍谷大学）：滋賀県における省エネ・スマートコミュニティ推進について

15：40～16：05（７）石川直太（メガソーラーを考える奈良の会、奈良支部）：奈良県における平群、山添のメガソーラー発電の問題（2024 年版）－地域住民の利益になる再生可能エネルギーを目指して－

16：05～16：30（８）福井富久子（FEC 自給圏ネットワーク）：わが町の近くに巨大風力発電計画が～反対運動かチャンスか～

16：30～16：55（９）今井絵里菜（市民共同発電サンサンすいた）：再エネと福祉の相乗効果　―社会受容性を高める市民共同発電事業―

16：55～17：20（10）後藤隆雄（元神戸大学）：水の分離圧視点での地球底辺生物で分離圧温度の影響

17：20～17：30＜休憩＞

**座　長**：**河野仁**（兵庫県立大学名誉教授）

17：30～18：15　全体討論

**【Ｂ３】脱原発への課題と展望**

**設置責任者**：山本 雅彦 （原問研委員長、福井支部）・山本 富士夫（原問研副委員長、福井支部）

**連絡先**：masahiko@mbp.nifty.com

**設置趣旨**：岸田文雄政権は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進を謳って 2023 年 5 月に GX 推進法を国会通過させ、40 年を超える老朽原発の長期運転を可能にした。岸田政権は、原子力ムラ（原子力にむらがる権力利益共同体）の傀儡とみられる。2024 年元日に起こった能登半島地震は、地面の陥没・隆起や山崩れと津波を引き起こした。もし志賀原発が運転中であれば住民は全く避難できないことが明らかになった。福島第一原発事故（2011 年）の教訓は、放射線被ばくによって生命が危険に曝され、環境が汚染されるという原発の根本的危険性にあったが、岸田政権によって無視された。私たちは、原発災害時の放射線被ばくと避難防災の視座から GX 推進法を批判し、原発のない社会づくりを目指す。

11 月 24 日（日）　9：30～12：00

**座　長：山本　雅彦**（福井支部）

9：30～ 9：35　座長あいさつ

9：35～10：00（１）乾　康代（東京支部、JJS 編集委員長）：人間の定住地に置く原発に対する都市計画規制の問題 -- その内容と運用について

10：00～10：25（２）大倉 弘之（京都支部）：原発事故後増え続ける甲状腺がんと隠され続ける

被ばく問題

10：25～10：30　＜休憩＞

10：30～10：55（３）花島 進（元原研労組中央執行委員長、動燃から続く不当差別是正訴訟を支援する会事務局長、那珂市議会議員）：職場における発言の自由の意義

10：55～11：20（４）舘野　淳（元日本原子力研究所員、元中央大学教授）：アルビン・ワインバーグ（元オークリッジ国立研究所所長）の指摘する軽水炉の構造上欠陥の意味するもの

11：20～11：45（５）近藤　真理子（京都支部）：3.11 からはじまるママたちの不安と向き合って

11：45～12：00　全体討論

11 月 24 日（日）　13：00～15：30

**座　長：山本　雅彦**（福井支部）

13：00～13：05　座長あいさつ

13：05～13：30（１）笠原　一浩（福井支部・弁護士）：福井県内の老朽原発をめぐる裁判の現状

13：30～13：55（２）山田耕作（京大名誉教授）：福島原発事故による被ばく被害の真相

13：55～14：20（３）山本　富士夫（福井支部、福井大学名誉教授）：改めて４大トリガー説を提唱・検証する

14：20～14：25　＜休憩＞

14：25～14：50（４）岡本　良治（九州工業大学名誉教授）：深層防護「3.5 層」レベルの新原子力規制と脱原発世論強化の課題

14：50～15：15（５）小林 昭三（新潟大学名誉教授）：ノーモア「3.11 フクシマ・原発回帰」への道筋

15：15～15：30　全体討論・座長まとめ

**【Ｂ４】地域社会から考える能登半島地震復興**

**設置責任者**：小野　一（福井支部）

**連絡先**：hajime@cc.kogakuin.ac.jp

**設置趣旨**：2024 年１月に突如発生した能登半島地震と津波により、人口流出地域の脆弱性が露見された。緊急支援が一段落したあと、地域の復興を考えるとき、科学者団体である JSA には何ができるか。この問題は、戦後日本の国土開発のあり方を問い直し、少子高齢化時代の到来を見据えてどのような地域社会を構想するかが問われる、総合的学際研究である。このような趣旨で、私たちは、2024～25 年度の JSA 研究助成を申請し、採択された。当分科会はその中間報告であるとともに、研究会活動の輪を JSA 内外に広げる試みである。

12 月１日（日）　10：30～12：30

**座　長：小野一**（福井支部）

10：30～10：40　座長あいさつ

10：40～11：20（１）山本富士夫（福井支部）：一人の命も見捨てない「支援・復旧・復興」を考える

11：20～11：30　＜休憩＞

11：30～12：10（２）嶋田一郎（宮城支部）：能登半島震災の被災者の復興／東日本大震災の教訓をどう生かすか」
12：10～12：30　座長まとめ

**【Ｂ５】リニア中央新幹線問題の検討と運動・経験交流（part 8）**

**設置責任者**：長田 好弘・松永 光司（東京支部武蔵野通研分会）・橋本 良仁（東京支部高尾分会）
**連絡先**： matsunaga_mitsushi@hotmail.com（松永光司）
**設置趣旨**：JSA は、リニア計画の撤回・中止を求める態度を明確に表明し、地域住民の具体的要求の解決を最優先に地域と連帯した諸活動を基本とし追求してきた。「ストップ！リニア訴訟」では、東京地裁が 2023 年 7 月 18 日に原告請求棄却の判決を出した。この判決は、リニア中央新幹線の安全性、環境被害など沿線住民や原告団が立証した問題点を真剣に検討した形跡がなく、国交大臣の裁量権を絶対視する不当なものであり、原告団はただちに控訴し、本年 4 月 25 日より高裁審理が始まった。地裁判決の不当性を科学的に究明するとともに、法廷の外においても科学的知見にもとづいて健全な社会常識を発揮し、リニア沿線自治体全体が「認可取消」を求め社会的に包囲するよう、運動を発展させるために力を合わせましょう。
11 月 30 日（土）　13：00～20：10
**座　長：橋本良仁**（東京支部高尾分会）
13：00～13：05　座長あいさつ
13：05～13：45（１）長田好弘（東京支部）：リニア中央新幹線問題の現状と新たな課題―開会挨拶と分科会設置趣旨説明をかねて ―
13：45～14：15（２）川村晃生（リニア新幹線沿線住民ネットワーク）：リニア中央新幹線の認可取消訴訟の現状と課題
14：15～14：45（３）関島保雄（弁護士 ・ストップリニア新幹線訴訟弁護団共同代表）：リニア中央新幹線の認可取消訴訟の現状と課題
14：45～15：00　＜休憩　15 分＞
15：00～15：30（４）桜井　徹（日本大学名誉教授）：リニア中央新幹線建設目的と JR 東海の経営: 国策民営事業の問題点
15：30～16：00（５）大塚正幸（東京支部）：実用化の安全が担保されないリニアの技術開発は未熟開発
16：00～16：30（６）林　克（リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク共同代表：静岡県知事選におけるリニア政策の展開と今後の運動課題
16：30～16：50　＜休憩　20 分＞
16：50～17：20（７）桂川雅信（JSA 長野県支部幹事）：長野県、神奈川県内における残土処分地計画撤回への経過と課題
17：20～17：50（８）坂本 満、庄司善哉（岐阜支部）：岐阜県・長野県の県境におけるリニア工事の状況
17：50～18：20（９）前田定孝（三重支部）：「三重県リニア基本戦略」についてのパブリックコメントと説明責任
18：20～18：40　＜休憩　20 分＞
18：40～19：10（10）井澤宏明（ジャーナリスト）：岐阜県瑞浪市大湫町（みずなみしおおくて

ちょう）の水枯れ現場から
19：10～19：40（11）樫田秀樹（フリージャーナリスト）：リニア計画におけるメディアの責任
19：40～20：10　全体討論（30 分）

**【Ｂ６】風力発電の課題を考える。**
**設置責任者**：草島 進一（山形支部）
**連絡先**： stern8@mac.com
**設置趣旨**：陸上風力発電は世界では１５MW級、日本では２MWから４MW、６MWが主流になり、洋上風力発電では１５MW級が秋田沖、山形沖などに計画されている。大型化にともない騒音問題、野鳥の渡りへの影響、洋上では漁業被害などが考慮される。洋上風発では、日本では特に離岸距離が２ｋｍと短い事が以前から指摘され問題視されている。更に地震大国での風車建設、洋上では着床式か浮体式かという議論がおこなわれはじめている。改めて課題を抽出し、持続可能な開発のための議論をおこないたい。
11 月 30 日（土）　9：30～12：00
**座　長：草島進一**（山形支部）
9：30～ 9：35　座長あいさつ
9：35～10：00（１）草島進一（山形支部)：風車騒音と洋上風力発電の離岸距離　国会質問と自治体・市民が抱える課題
10：00～10：30（２）山田大邦（北海道支部）：　石狩新港洋上風力からの音は何処まで届くか 多点同時測定の試み
10：30～11：00（３）田鎖順太（北海道大学）：風車騒音による住民への健康影響に関する考察―我が国における洋上風力発電計画のリスク―
11：00～11：30（４）浦　達也（日本野鳥の会自然保護室）：洋上風力発電による鳥類への影響とその回避低減策
11：30～12：00　全体討論

## Ｃ　人間らしい労働、暮らしを守る経済、地域社会の再生

**【Ｃ１】群馬県に居住する外国人が抱える諸問題 ― 多文化共生社会・移民社会の実現可能性**
**設置責任者**：藤井 正希（群馬大学）・永田 瞬（高崎経済大学）
**連絡先**：rocky_4785@yahoo.co.jp（藤井正希）、s-nagata@tcue.ac.jp（永田瞬）
**設置趣旨**：群馬県は、伊勢崎市、太田市、大泉町はじめ、外国人が多く住む街が非常に多い。今後の群馬県の健全な成長・発展のためには、これら外国人と日本人とがお互いの文化を尊重し合いながら、連帯して共生していかなければならない。そのためには、群馬県に住む外国人の現状を把握し、その抱える問題を明らかにするとともに、その原因を探求し、対策を講じるという研究が必要不可欠となる。本分科会では、群馬県に居住する外国人が抱える諸問題を検討しながら、多文化共生社会・移民社会の実現可能性を探っていきたいと考える。
12 月 7 日（土）　9：30～12：00
**座　長：**藤井正希（群馬大学）、永田瞬（高崎経済大学）

9：30～ 9：35　座長あいさつ（趣旨説明）　※報告 20 分、質疑 10 分
9：35～10：05（１）藤井正希（群馬大学）：多文化共生社会と平和主義（憲法 9 条）の関連性に関する研究―群馬県に住む外国人労働者を通して考える（仮）
10：05～10：35（２）土谷岳史（高崎経済大学）：ナショナルな記憶とナラティブの問題性―ポーランドのミュージアム事例から
10：35～10：45　＜休憩＞
10：45～11：15（３）永田瞬（高崎経済大学）：農業分野における外国人労働者の役割をどう把握するか？―嬬恋村におけるキャベツ生産の事例から（仮）
11：15～11：45（４）青木武生（群馬県立県民健康科学大学・名誉教授）：コロナウイルス禍での医療アンケートと、在住外国人に関する最新状況―群馬県在住外国人アンケートやその他の聞き取りから見えて来る解決の方向性―
11：45～12：00　全体討論と座長まとめ

**【Ｃ２】新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題**
**設置責任者**：椎名　貴彦（岐阜大学、新型コロナウイルス感染症研究委員会）
**連絡先**：shiina.takahiko.a0@f.gifu-u.ac.jp
**設置趣旨**：新型コロナウイルス感染症は人類史に残る災禍をもたらした。感染症法上の分類が 2 類相当から 5 類に変更された現在においても、考えるべき課題はある。本分科会では、新型コロナウイルス感染症に関連する医学・生物学的研究はもちろん、工学、教育学、経済学、社会学など多様な学問分野からの研究報告を行い、新型コロナウイルス感染症の現状と今後に向けての課題を明らかにしたい。
12 月 7 日（土）　18：30～21：00
**座　長：椎名貴彦**（岐阜大学）
18：30～18：40　座長あいさつ（椎名）
18：40～19：05（１）中川　敬介（岐阜大学応用生物科学部）：見え隠れする新たなウイルスたち
19：05～19：30（２）西川　榮一（兵庫支部）：COVID-19 のまん延 5 年間を概観する－ウイルス感染力と人の免疫力の闘い－
19：30～19：40　＜休憩＞
19：40～20：05（３）巣内　尚子（岐阜大学教育学部）：コロナと移民のレジスタンス―在日ベトナム人の経験から
20：05～20：30（４）吉田　賢右（ＪＴ生命誌研究館顧問）：２つのパンデミック、そして３つ目に備えて
20：30～21：00　全体討論

**【Ｃ３】ＡＩの進展と企業経営・働き方**
**設置責任者**：黒田 兼一・米田貢（東京支部）
**連絡先**：myoneda330@gmail.com
**設置趣旨**：ここ数年、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）が叫ばれ、なかでもＡＩの進展がめざましい。企業経営にＡＩをはじめとするデジタル技術が利用されると、仕事がなくな

るのではないかとの不安も聞かれるようになった。本分科会では、そもそもＡＩはどこまで進んでいるのか、それが企業経営にどのように活用されているのか、そして職場の労働者にどのような影響を与えているのか、これらをめぐる問題について議論する。

11 月 24 日（土）　13：00～15：30

**座　長：黒田兼一**（個人会員、元明治大学）

13：00～13：05　座長あいさつ

13：05～13：40（１）佐野正博（明治大学）：そもそも「生成 AI 革命」とは何か（仮題）

13：40～14：15（２）那須野公人（作新学院大学）：生成 AI の企業における活用とその功罪（仮題）

14：15～14：50（３）笹目芳太郎（JMITU 日本アイビーエム支部　書記長）：ワトソン AI による賃金査定に関する問題

14：50～15：25 全体討論

15：25～15：30　座長まとめ

**【Ｃ４】高齢者福祉の現状とこれから～介護福祉学への展望**

**設置責任者**：藤本 文朗（京都支部）

**連絡先**：fumiki24@gmail.com　（石田 史樹）

**設置趣旨**：超高齢化する日本社会において重要な役割を担う介護福祉士は国家資格であるにも関わらず、深刻な人員不足の課題がある。その原因に賃金待遇を含んだ冷遇や専門家養成、養成カリキュラム、学としての介護の位置づけが未整備である点があげられよう。日本は世界でも有数の高度な長寿社会になった。しかし、「長寿社会」と言われる一方、政府は高齢者、障がい者に対してのみならず、子ども・女性・若者等に対して、「全世代型社会保障」どころか「全世代」にわたる「いのちと尊厳の切り捨て」を顕著に進めてきている。

介護の現場では介護福祉士どころか介護職員が絶対的に足らず、離職者も後を絶たず、要介護者の社会的激増だけでなく、「介護難民」が年々増大してきている。

介護福祉政策・介護福祉教育・介護福祉労働など総合的に、何故、かくも日本において介護福祉が後退の一途をたどるのかを歴史的な集団と個の発達も踏まえながら究明したい。

12 月 1 日（日）　13：00～15：30

**座　長：藤本 文朗（京都支部）**

13：00～13：03　座長あいさつ

13：03～13：15　分科会のねらい：藤本文朗（京都支部）

13：15～13：35（１）石田 史樹（京都支部）：非専門職化する介護福祉士

13：35～14：00（２）吉岡 由喜子（太成学院大学）：互いが納得できる介護

14：00～14：10　＜休憩＞

14：10～14：35（３）新山　真奈美（東京医療保健大学）：Successful aging を目指した老年看護学～高齢者のもてる力を見極める～

14：35～15：00（４）津止 正敏（立命館大学）：男性介護者の理解と支援の課題～ケアとジェンダーの視点から～

15：00～15：30　全体討論（フリー討議）

## Ｄ　科学・技術の現状批判と課題

### 【Ｄ１】科学技術の現状批判―日本の科学・技術の健全な発展のための課題 part16

**設置責任者**：久志本俊弘（民間技術者研究者問題委員会、大阪支部）・矢作英夫・長田好弘（民間技術者研究者問題委員会、東京支部）

**連絡先**：to4ksmt@yahoo.co.jp

**設置趣旨**: 政府の「大軍拡予算」「秘密特許制度法」「産官学軍体制」への推進の中、今国会で「経済安保情報保護法案営業秘密保護法」も衆院を通過。また、コロナパンデミックでの政府対応は科学・技術の知見を無視したまま、特別の支援を打ち切り、国民は路頭に迷わされている。さらに気候危機対策においては、官民で 150 兆円投資予定の「ＧＸ実現に向けた基本方針」のもと、企業はカーボンウオッシュを強化しつつ、本質は原発回帰、石炭固執で、提案の「革新技術」も不確実性が指摘されている。PFAS 問題、NTT 法、生成 AI 問題、マイナカードなど「デジタル化社会」の強制各方面の企業活動・生活の場は多くの問題を引き起こし、本質的な議論が求められている。これらは、国民の喫緊の課題であり、「科学・技術の現状批判」は広範な国民各層との共有が重要であり、JSA の情報発信の在り方も含めて論議した。

2024 年 12 月 1 日（日）　13：00～18：15

**座　長：久志本俊弘（大阪支部）**

13：00～13：05　座長あいさつ

13：05～13：35（１）長田好弘（東京支部）：日米首脳共同声明を読む（その１）―米軍事研究への追随政策が科学･技術発展の貧困化の最大の要因―

13：35～14：05（２）野村康秀（東京支部、科学・技術政策委員会）:「令和の科学技術創造立国」目指す 7 期計画策定と、科学技術政策の到達点

14：05～14：35（３）小滝豊美（茨城支部、国公立試験研究機関問題委員会）：誰のための「安全保障貿易管理」か

14：35～15：05（４）尾高　進（工学院大学）：戦争に対して普通教育としての技術教育が果たした役割－歴史的視点から－

15：05～15：30　中間討論

＜休憩＞15：30～15：45

15：45～16：15（５）矢作英夫（東京支部）：「能動的サイバー防御」による国民監視は許されない

16：15～16：45（６）久志本俊弘（大阪支部）：化学物質の管理及び汚染対策での日本政府の科学・技術成果の無視～「健康を維持するレベルとはいえない」基準設定について～

16：45～17：15（７）鈴木　享子（慈助産院院長・豊島区助産師会会長）：「出産への過介入『無痛分娩（硬膜外麻酔下）』による母子への悪影響」

17：15～18：15　総合討論

### 【Ｄ２】科学・技術サロン―日本の科学・技術の現状とロマンを語る part 17―

**設置責任者**：長田 好弘・松永 光司（東京支部武蔵野通研分会）

**連絡先**：matsunaga_mitsushi@hotmail.com

**設置趣旨**: ロシアのウクライナ侵略を契機に、政府は「総合的な防衛体制の強化」を掲げ、「政府と大学、民間が一体となった、防衛力強化の研究開発を進める仕組み作り」に踏み切った。さらに 2024 年国会で成立の「経済秘密保護法案」は、米国と日本財界の要求に応えて、米国主導の兵器共同研究・開発、武器輸出の体制に日本を組み込むもので、研究開発の軍事化、民間企業や大学等の科学者・技術者への監視が強められ、学問研究の自由、内心の自由をはじめ基本的人権がいっそう深く破壊されはじめている。今求められているのは「軍事対軍事」の破滅への道ではなく、日本国憲法前文（「世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」）と 9 条にもとづく平和外交にこそ力を注ぐべきであり、そのためにも労働者・市民各層・科学者・技術者の広範な連帯が喫緊の課題となっている。わが国の科学・技術のつりあいのとれた正しい発展は連帯の強化とともにあるのではないか。個々の問題で意見の相違が生じようとも、リスペクトをもって率直な意見交換をおこないましょう。

12 月 7 日（土）　15：45～19：30

**座　長：松永光司**（東京支部武蔵野通研分会）

15：45～15：50　座長あいさつ

15：50～16：20（１）兵藤友博（立命館大学）：学術と政治の在り方をめぐって

16：20～16：50（２）長田好弘（東京支部）：日米首脳共同声明を読む（その 2）　―米軍指揮下の自衛隊は日本国民を守れるのか ―

16：50～17：20（３）野村康秀（東京支部特許庁分会、科学・技術政策委員会）：研究者、管理職から関連企業まで、情報分断で管理強める「経済安全保障」－セキュリティ・クリアランス制度と経済安保有識者提言－

17：20～17：30　＜休憩 10 分＞

17：30～18：00（４）松永光司（東京支部武蔵野通研分会）：日米首脳共同声明で際立つ対米従属の深化

18：00～18：30（５）小金澤鋼一（東海大学名誉教授）：頭脳・コンピュータ・インターフェイス（BCI）と人間・機能・強化（HPE）の開発の現状と軍事利用の危険性

18：30～19：00（６）増澤　誠一（東京支部特許庁分会）：変わる知的財産事情２０２４

19：00～19：30　総合討論

**【Ｄ３】自然科学の進展を俯瞰するⅢ**

**設置責任者**：青木 和光（東京支部）

**連絡先**：aoki.wako@gmail.com

**設置趣旨**：自然科学の各分野で著しい進展がある一方、専門化が進んでいるため、科学者の間で必ずしもそれを共有しにくい状況があるのではないでしょうか。専門の異なる研究者が集まる日本科学者会議の特色をいかし、各分野での進展を研究者個人の視点でみつめなおし、それを交流することで自然科学の潮流をつかむことを目標にします。分科会では、3 人程度からそれぞれの分野での顕著な進展とその特徴や背景を報告してもらい、参加者にも各分野の状況を発言いただく時間をとる予定です。報告・発言の希望を歓迎します。

11 月 30 日（土）　9：30～12：00

**座　長：青木和光**（東京支部/国立天文台）

9：30～ 9：40　座長あいさつ
9：40～10：15（１）鈴木裕太（東京大学）：ヒトゲノム研究の展開
10：15～10：50（２）丹治寛樹（明治大学）：基礎からの深層学習
10：50～11：00　＜休憩＞
11：00～11：35（３）亀山統一（琉球大学）：琉球列島で多発する樹木の新興病虫害―その自然的・社会的誘因―
11：35～12：00　討論・座長まとめ

## Ｅ　学術研究体制の危機と大学・研究機関、研究者の権利・社会的責任

### 【Ｅ１】いま改めて研究者の権利・地位と倫理を考える

**設置責任者**：原田 英美子（滋賀支部、滋賀県立大学）・丹生 淳郷（埼玉支部）
**連絡先**：kiyoniu03@yahoo.co.jp
**設置趣旨**:2004 年に大学・国立研究機関が法人化されて 20 年が経過した。運営費交付金は 12,415 億円から毎年減額され続け 2022 年度には 10,675 億円となった。最も影響を受けたのが人件費と研究費であり、そのため大学・研究機関は競争的資金の獲得競争を強いられている。その影響は研究力の低下と、研究不正の温床となったといわれる。本分科会では、大学・研究機関における有期雇用の教育・研究・技術職員の雇用と研究環境およびこれらを守る闘い、研究不正の実態と背景について引き続き検証する。
11 月 30 日（土）　15：45～18：15
**座　長：丹生淳郷・原田英美子**
15：45～15：50　座長あいさつ(丹生：分科会設置趣旨説明)
15：50～16：10（１）金井保之（理化学研究所労働組合）：理研の研究者雇止めについて（概要）
16：10～16：30（２）神隆（理化学研究所生命機能科学研究センター・上級研究員）：理研における 10 年上限研究者雇い止めと研究力低下について
16：30～16：50（３）原田英美子（滋賀県立大学環境科学部）：ケーススタディで理解する研究者の労働問題と組織的研究不正
＜休憩＞　16：50～16：55（座長交代：原田）
16：55～17：15（４）重松公司（岩手支部・岩手大学）：教職大学院・教員養成学部の実務家教員はなぜ学歴を隠すのか
17：15～17：35（５）三井隆弘（岩手大学教育学部）：教育行政がもたらした教育学系研究不正
17：35～17：55（６）三宅勝久（ジャーナリスト）：著作盗用等の研究不正疑惑に関する私立大の予備調査および本調査がずさんにしか行われなかったことに対する民事訴訟提起の試み
17：55～18：15　全体討論・まとめ

### 【Ｅ２】高等教育政策の現状分析とその改革の方向性

**設置責任者**：石井 潔（静岡支部）
**連絡先**：ishii.kiyoshi@shizuoka.ac.jp
**設置趣旨**:国立大学の法人化から今年で 20 年となるが、日本の高等教育に対する弊害はますます明らかになりつつある。またこのような現状にも関わらず、政府は「国際卓越研究大学」制度の

導入や国立大学法人法の改悪など「選択と集中」という間違った政策をさらに加速しようとしている。また私立大学についても、私学法の改正や大学の統廃合促進など、私学の自律的運営や教育研究環境の充実に逆行するような動きが見られる。本分科会ではこのような高等教育政策の現状を分析し、その改革の方向性について議論したい。

11 月 24 日（日）　13：00～15：30

**座　長：石井　潔**（放送大学）

13：00～13：10　座長あいさつ

13：10～13：40（１）高松朋史（日本私立大学教職員組合連合）：政府の高等教育政策と私立大学　–今こそ抜本的な私大振興を–

13：40～14：10（２）長山泰秀（東京支部）：国立大学における大学自治の回復、その意義と勝算

14：10～14：20　＜休憩＞

14：20～14：50（３）長山泰秀（学校教育法改正を求める国公私立大学教職員組合協議会）：大学教職員組合３団体による学校教育法改正の提案

14：50～15：30　全体討論

### 【Ｅ３】高等教育「無償化」の現在地－誰もが安心して学び続けられる社会に

**設置責任者**：河 かおる・杉浦 由香里（滋賀支部）

**連絡先**：kkawa@shc.usp.ac.jp

**設置趣旨**:大学等修学支援法に基づく就学支援制度が開始して 4 年。修学支援を謳いながら、成績基準等で理不尽に打ち切られる学生が毎年 18000 人もいる。理系学部や多子世帯のみの選別的修学支援拡大、留学生の授業料上限撤廃、中教審の特別部会での国立大授業料 150 万円提案、東京大学の授業料値上げ検討など、日本の高等教育「無償化」はまやかしだらけだ。2012 年に日本が国連社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回をしてから 12 年。誰もが安心して学び続けられる社会にするにはどうすればよいかを共に考えたい。

12 月 1 日（日）　9：30～12：00

**座　長：河かおる**（滋賀支部）

9：30～ 9：40　趣旨説明（座長）

9：40～10：10（１）杉浦由香里（滋賀県立大学、滋賀支部）「修学支援新制度の問題点」

10：10～10：30（２）西垣順子（大阪公立大学）「複雑化する学費問題とその背景（仮）」

10：30～10：50（３）岡田泰平（東京大学）「東京大学の授業料値上げ問題（仮）」

10：50～11：00　休憩＆質問提出

11：00～11：55　各大学等からの報告、参加者からの質疑、意見交換

11：55～12：00　座長まとめ

## Ｆ　個人の尊厳、ジェンダー平等、多様性の尊重

### 【Ｆ１】フェミニスト・エスニック・スタディーズと DEI (Diversity, Equity, and Inclusion)：平和に必須の多様性と公平性と包摂

**設置責任者**：鄭 幸子（岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム、JSA 女性委員会）

**連絡先**：hchung@okayama-u.ac.jp

**設置趣旨**:平和には、ダイバシティのみならず、インクルージョンや公平性も視野に入れた DEI（Diversity, Equity, and Inclusion）が重要だ。しかもダイバシティ要件はジェンダーだけではない。2024 年『文化人類学』88 巻 4 号（pp.673-691）に掲載された「フェミニスト・エスニック・スタディーズから人類学への提言――植民地主義、男性中心主義、複合的不平等の克服に向けての DEI」という論文を叩き台に、家庭から組織まで様々な場面での DEI に関する報告を広く募集する。

12 月 7 日（日）　13：00～15：30

**座　長：**鄭幸子（『日本の科学者』第 60 期編集副委員長、女性委員会委員、岡山支部）

13：00～13：10　女性委員会からの挨拶と座長から分科会に関する説明。
各発表は 15 分で、各発表後に 5 分の質疑応答の時間を設ける。

13：10～13：30（１）金　承孝、Kim Seunghyo（管理栄養士）と鄭幸子（岡山大学）：「平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために～朝鮮人として生きることを考える在日朝鮮人という存在」についての対談

13：30～13：50（２）ウィックストラム、由有夏、Wickstrum Yuuka（武庫川女子大学）：在日コリアン女性の育児に関する研究～「子供のための学校選択」をめぐる語りを通して

13：50～14：10（３）李　定恩、Lee Jung-Eun（立命館大学）：「フィリピン人英語講師」はどのようにつくられるか～言語・ジェンダー・人種/エスニシティの交差性を中心に

14：10～14：20　＜休憩＞

14:20～14:40（４）梨花（ストーリーテラー）：マルセ太郎の芸や思想をいま問いなおすこと（仮題）

14:40～15:00（５）モルガン・スタンレーレイハラ解雇裁判控訴人：職場に持ち込まれたレイシャル・ハラスメント～１審では解雇有効に

15:00～15:20 参加者全員による日常生活の中の交差性（Intersectionality）を中心とした振り返り。
座長から『日本の科学者』2025 年春の特集号に関する報告。

15：20～15：30　JSA 女性委員会の活動や調査研究、新規会員や女性委員募集のお知らせ

**【Ｆ２】不登校・社会的ひきこもり**

**設置責任者**：伊田 勝憲・近藤 真理子（京都支部）

**連絡先**：idak@fc.ritsumei.ac.jp

**設置趣旨**:不登校が 20 万人を超え社会的ひきこもりが社会問題になりつつなる中でこの現象をどのようにとらえるのか、また当事者たちの要求から学ぶこと考えることを様々な立場で考え、検討を進めたい。

12 月 1 日（日）　15：45～18：15

**座　長：伊田勝憲**（立命館大学、京都支部）・**近藤真理子**（太成学院大学、京都支部）

15：45～15：50　座長あいさつ：研究会について（近藤真理子）

15：50～16：15（１）安井勝（京都支部）：（日本社会における）ひきこもりをきたす社会経済的基底要因に関する一考察

16：15～16：40（２）田中義和(京都支部、NPO 法人なでしこの会理事長)：ひきこもりの長期・高齢化と家族への支援
16：40～17：05（３）森下　博（京都支部、NPO 法人堺子育て・教育ネットワーク副理事長）：室戸の実態から登校拒否・不登校、ひきこもりを検討する
17：05～17：30（４）伊田勝憲(京都支部、立命館大学)：登校拒否・不登校から問い直す教員養成と研修の課題
17：30～17：55（５）藤井良彦(文学博士)：登校拒否というカテゴリー
17：50～18：15（６）藤本文朗(京都支部、滋賀大学名誉教授)：まとめ～国際的視野からひきこもりの状態を問う

**【Ｆ３】学習権を問う～様々な学びからの検討**

**設置責任者**：近藤 真理子（京都支部）
**連絡先**：marimarinon123@gmail.com
**設置趣旨**:戦後公教育が整備され、教育を受ける権利が子どもに保障をされ、半世紀以上が過ぎ、今や不登校児童生徒も増加をし、その傍らでフリースクールやオルタナティブスクールなど学校外での学びの場が広がっている。しかしこれらの「学校」の概念整理も十分でないし、また学校に行かない→不登校という理解はされてはいるが、樽俎も学習の機会の保障がなぜ学校一択なのか？という問題も整理がされていない。学校、学び、学習権など多角的に学びについて問い直したい。
12 月 1 日（日）　18：30～21：00
**座　長：近藤真理子**（京都支部、太成学院大学）
18：30～18：35　座長あいさつ
18：35～19：05（１）石山佳秀（認定 NPO 法人フリースクール三重シューレ）：不登校による自己否定感と安心して失敗できる居場所　～フリースクールの現場から考える社会課題として～
19：05～19：35（２）宇陀直樹（フリースクールスタッフ）：フリースクールにおける学びと自立について～当事者の経験から～
19：35～19：45　＜休憩＞
19：45～20:15（３）中林沙也加（大阪市立心和中学校）：大阪から問う“不登校問題”
20：15～20：45（４）安達俊明　（八洲学園高等専修学校）：青年期教育における集団の学びと仲間づくり
20：45～21：00　全体討論

## Ｇ 市民社会その他

**【Ｇ１】市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望**

**設置責任者**：『日本の科学者』第 60 期編集委員長
**連絡先**：jjs2007@jsa.gr.jp
**設置趣旨**：編集委員会から 『日本の科学者』の現状について報告し、分科会主題に沿った討論を行う。さらに、直近号掲載論文の執筆者をゲストに迎えて、読者会を行う。
12 月 8 日（日）　9：30～12：00

**座　長：乾　康代**（JJS 編集委員長）

9：30～ 9：40　座長あいさつ

第 1 部

9：40～ 9：55　乾　康代（『日本の科学者』第 60 期編集委員長）：『日本の科学者』掲載記事の変遷と編集の状況、 J -STAGE のアクセス状況について

9：55～10：20　第 1 部主題による討論

10：20～10：30　＜休憩＞

第２部『日本の科学者』オンライン読者会

10：30～11：40　2024 年 12 月号特集掲載論文執筆者を交え、参加者で講評と特集主題による討論を行う。

参加者は『日本の科学者』12 月号を手元に用意してください。

第３部『日本の科学者』の新しい展開

11：40～12：00　市民と科学者を結ぶジャーナル『日本の科学者』に期待される展開について討論する。

**【Ｇ２】二次元から「世相」をつむぐ**

**設置責任者**：西田 喜一（京都支部）

**連絡先**：mlaplus20150113@gmail.com

**設置趣旨**：この分科会では、近年、社会的に人気を持つ諸表象から、現代社会の「世相」を読み解きます。例えばコミュニケーション、教育、ジェンダー／セクシュアリティ、障害などに関わるイデオロギー分析を、報告者が具体的作品に即して行います。参加希望者は報告者との感想交流を行うために、紹介される作品に予め目を通しておくことが強く推奨されます。今日の自分より、明日の自分がちょっとだけ、よりよく生きるヒントを二次元に求めてみませんか？

11 月 23 日（土）　18：30～21：00

**座　長：西田喜一**（京都支部）

18：30～18：40　座長あいさつ・諸説明等

18：40～19：00（１）嶋崎史崇（MLA＋研究所）：『銀河英雄伝説』に学ぶ視点の複数性と、民主主義への批判と擁護

19：00～19：20（２）水島翔（無所属）：ペーパーマリオ RPG におけるトランスジェンダー表象の変化-「オトコのコ」から「トランスジェンダー女性」へ

19：20～19：30　＜休憩＞

19：30～19：50（３）隣村狸（MLA＋研究所）：出口としての学校図書室

19：50～20：10（４）海青（MIO）（無所属）：名探偵コナン考察

20：10～21：00　全体討議・まとめ

**【Ｇ３】転換期の主体としての地域、地域住民を考える～その自由な学習と個性、主体性のあり方を問う**

**設置責任者**：渡辺 顕治（個人会員）・亀山 孝二 （東京支部／個人会員）

**連絡先**：kenjiwt@rio.odn.ne.jp

**設置趣旨**：植民地（「地域」）の帝国支配からの脱却は、世界の構造転換をもたらした。地域は

世界の能動要素である。同時になおその分断と対立は一つの現実である。戦前、個～種～類のつながりを通し世界の統合を追究した田辺元は地域概念をもてずファシズムに妥協した。戦後、国民教育研究所において国民主体形成の教育論をけん引した上原専祿は地域―日本―世界を串刺しに、との方法視点（学習図式）を提唱し、中央の支配に対抗する地域の自立像を追究した。渡辺義晴は地域住民こそ主体の概念を提示し、長野県地域住民大学を実践した。この分科会ではあらためて転換期の主体としての地域の存在を考えたい。それぞれの実践・研究の交流を通じ地域住民の自由な学習と個性、主体性の根源を追究したい。

11 月 30 日（土）13：00～15：30

**座　長：渡辺顕治（神奈川支部、個人会員）**

13：00～13：10　渡辺顕治　～分科会のねらいと組み立て～

13：10～14：10（１）吉川徹（長野県地域住民大学）：主権者として生きる学び―信濃生産大学から地域住民大学、そして現代―

14：10～14：50（２）田所祐史（京都府立大学）：社会教育史から地域を考える

14：50～15：10（３）佐々木浩（元金融共闘議長）：「人間復権」の自治

15：10～15：30　論点の整理と全体討論、まとめ

**【Ｇ４】アメリカの現状と今後を考える**

**設置責任者**：本田 浩邦（獨協大学）

**連絡先**：hhonda@dokkyo.ac.jp

**設置趣旨**：この分科会は「アメリカの現状と今後を考える」ということですが、大統領選挙直後でもあるので、選挙結果と今後の政治経済の動向に焦点をあてて分科会を組み立てたいと思いますので、内容的には「アメリカ大統領選挙結果と今後の世界経済」といったものです。

12 月 7 日（土）　9：30～12：00

**座　長：本田浩邦（獨協大学）**

9：30～ 9：40　座長あいさつ

9：40～10：20（１）本田浩邦（獨協大学）：2024 年アメリカ大統領選挙の結果をどうみるか

10：20～11：00（２）増田正人（法政大学）：米中『新冷戦』下の日米経済

11：00～11：10　＜休憩＞

11：10～11：50　質疑・全体討論

11：50～12：00　座長まとめ

# 今後のスケジュール

10 月 10 日　3rd サーキュラー発行（プログラム発表、参加登録呼びかけ）
10 月 31 日　予稿集（PDF）のダウンロード方法を参加申登録者に連絡
11 月 1 日　予稿集（PDF）のアップロード
11 月 2 日～3 日　分科会設置責任者対象の Zoom 体験会（希望者）
11 月 1 日～15 日　分科会単位で予行演習、全体会予行演習
11 月 23 日～12 月 8 日　25 総学（オンライン開催）

## 第 25 回総合学術研究集会実行委員会

◎松田正久（愛知支部）、〇畑 明郎（研究企画部長・滋賀支部）、☆前田定孝（三重支部）、水谷洋一（静岡支部）、石原剛志（静岡支部）、石井 潔（静岡支部）、庄 建治朗（愛知支部）、中塚 武（愛知支部）、藤枝律子（三重支部）、北村香織(三重支部)、武藤清吾(岐阜支部)、椎名貴彦（岐阜支部）　　（◎：実行委員長、〇：副実行委員長、☆：事務局長）

日本科学者会議 第 25 回総合学術研究集会実行委員会
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 HY ビル（茶州ビル）9 階
Tel:03-3812-1472　Fax:03-3813-2363　e-mail:25so-gaku@jsa.gr.jp　http://www.jsa.gr.jp

# 25 総学の準備に関わる主な活動

| 行事名 | 日付 | 場所 | 主な内容 |
|---|---|---|---|
| 59期第２回東海地区会議 | 2023/11/15 | オンライン | 東海地区の開催担当を承諾 |
| 第１回実行委員会 | 2024/１/８ | オンライン | 24総学引継ぎ、役割分担、日程決定 |
| 第２回実行委員会 | 2024/2/12 | オンライン | 1st サーキュラー検討、予算案検討 |
| 1st サーキュラー発行 | 3/10 | 紙媒体と Web | 24 総学開催通知、分科会を募集 |
| 第３回実行委員会 | 5/12 | オンライン | 2nd サーキュラー検討 |
| 2nd サーキュラー発行 | 6/10 | 紙媒体と Web | 分科会報告者募集 |
| 第４回実行委員会 | 7/15 | オンライン | 分科会設置申込み状況等 |
| 第５回実行委員会 | 9/21 | オンライン | Zoom関係、予稿集作成 |
| 3rd サーキュラー発行 | 10/10 | 紙媒体と Web | プログラム提示、参加呼びかけ |
| 第６回実行委員会 | 11/2 | オンライン | Zoom関係、予稿集作成 |
| 分科会設置責任者対象のZoom体験会（希望者のみ） | 11/2-3 | オンライン | |
| Web に参加登録等掲載 | 11/16 | Web | 参加登録、アクセス情報・予稿集掲載 |
| 25 総学開催 | 11/23~12/8 | オンライン | 一部分科会はハイブリッド開催 |
| 第７回実行委員会 | 2/14 | オンライン | 25 総学の総括 |
| 予稿・報告集発行 | 2025/3/11 | PDF | |

注）25 総学の参加登録者は 578 人。分科会は開設数 25、発表件数 150、延べ参加者 1,419 人

## 第25回総合学術研究集会実行委員会

**実行委員**:

◎松田正久（愛知支部）、〇畑 明郎（研究企画部長・滋賀支部）、☆前田定孝（三重支部）、水谷洋一（静岡支部）、石原剛志（静岡支部）、石井 潔（静岡支部）、庄 建治朗（愛知支部）、中塚 武（愛知支部）、藤枝律子（三重支部）、北村香織(三重支部)、武藤清吾(岐阜支部)、椎名貴彦（岐阜支部）　（◎：実行委員長、〇：副実行委員長、☆：事務局長）

# 総合学術研究集会のあゆみ（https://jsa.gr.jp/d/sougaku/start － 1）

第１回 1976/12/11-12 東京大学 8 分科会 77 報告 記念講演「農村医学の創造」
第２回 1978/11/25-26 大阪大学 7 分科会 65 報告 エネルギー問題シンポジウム
第３回 1980/12/6-7 東京大学 8 分科会 64 報告 特別講演「生物社会の進化」「宇宙の進化」
シンポジウム「平和と軍縮」
第４回 1982/11/20-23 立命館大学 5 分科会 14 会場 86 報告 テーマ【人間生存の課題を考える】
基調報告「人類生存の課題と科学者」特別報告「核兵器の廃絶は可能か」「臨調型「行政改革」と戦争の危険性」市民講演会「核兵器の脅威と日本の安全」「教科書問題と日本の進路」
第５回 1984/11/23-25 中央大学 19 分科会 130 報告 テーマ【人間生存の展望と戦略】
パネル討論会「人類生存の展望と戦略」映画「ヒロシマ・ナガサキ」「歴史」「人間」
第６回 1986/11/22-24 関西大学 20 分科会 112 報告 テーマ【人間の生存と進歩のためのプログラム】模擬対決討論会「どんな 21 世紀を創るか？－環境と開発をめぐって－」
基調報告「人類生存と進歩のためのプログラム」づくりをめざして
記念市民講演会「平和と私たちの健康」（核兵器をなくす道・食糧と私たちの健康）
第７回 1988/11/26-27 名古屋大学 27 分科会 158 報告 テーマ【人間の生存と進歩 そのための科学の役割を考える】記念講演「人間らしい労働と生活の設計にむけて－社会と医学の接点に立って－」パネル・ポスターの展示
第８回 1990/ 9/15-16 東北大学 9 分科会 79 報告 テーマ【人間の生存と進歩 人間と地球の未来を考える】記念講演「人間と自然の共生－農業、食糧、環境の視点から－」
ポスター・セッション
第９回 1992/10/15-17 つくば研究学園都市 10 分科会 52 報告 テーマ【人間と地球の未来を考える】
特別講演「電力技術の歴史にみる技術進歩と社会－人間と地球の未来に寄せて－」
総合シンポジウム「UNCED と UNCED 以降の国際プログラム」2 報告
パネル討論「人間と地球の未来」記念市民講演会 2 講演 ポスター・セッション
第 10 回 1994/11/11-13 東京工業大学・明治大学 30 分科会 160 報告 テーマ【人間と地球の未来を考える】
開会の全体会 基調報告「総学の歴史と到達点」記念講演「戦争と日本の発展」
「宇宙史と人間」閉会の全体会「日本の科学をどう発展させるか」ポスター・セッション
第 11 回 1996/11/15-17 琉球大学 14 分科会 102 報告 テーマ【人間と地球の未来を考える】
全体会「語やびら、日米新同盟とアジア」「沖縄の自然とその破壊」懇親会「沖縄の文化」企画展示「平和資料展－沖縄から戦後日本を問う！－」ほか、ポスター・セッション
南部戦跡視察、中部基地調査、北部生態系ツアー、沖縄の自然と文化を探るツアーほか
第 12 回 1998/10/31-11/2 新潟大学 8 分科会 116 報告 テーマ【地球と人間の未来を拓く科学・文化の創造的発展を】全体会 (1) 記念講演「新潟の酒と文化」パネル討論「日本海沿岸地域の産業と経済」全体会 (2) 沖縄米軍海上基地学術調査報告 ポスター・セッション 佐渡島現地調査・見学会 三条・燕の地場産業調査・見学会 巻町周辺の文化財と自然調査・見学会
第 13 回 2000/12/22-24 関西大学 6 分科会 104 報告
テーマ【人間と地球の未来を考える－科学の世紀への転換と科学者の責務－】
全体会 基調報告「科学の世紀への転換と科学者の責務」
全体討論「科学の世紀への転換と科学者の責務」ポスター・セッション研究者の権利問題シンポジウム 8 報告
第 2 回国際シンポジウム「アジアにおける科学・技術の交流、協力」テーマ：留学生問題 2 報告、パネルディスカッション
第 14 回 2002/9/21-23 北海道大学 11 分科会 102 報告 テーマ【人間と地球の未来を考える－平和で安全な社会・その展望－】全体会 記念講演「北海道における人間と野生動物の共存を考える－特にヒグマの生態を中心に－」パネル討論「平和で安全な社会をいかにつくるか－科学者の責務」ポスター・セッション、見学会
第 15 回 2004/11/26-28 立命館大学衣笠キャンパス 13 分科会 テーマ【接続可能な文明をめざして－阻害要因の解明と克服の展望－】全体会 テーマ分科会（平和、環境、経済、科学・技術、教育・文化）一般分科会 8 、特別セッション、見学会
第 16 回 2006/12/1-3 明治大学（12/1）、一橋大学（12/2-3）33 分科会 197 報告 テーマ【諸科学・技術の到

達点と国民生活－平和と生活向上のため科学はいま何を問われているか－】
特別講演「大規模災害の減災と復興」「いま、憲法・教育基本法『改正』を考える」
総合討論会、お国自慢セッション、市民参加 5 企画、記念囲碁大会

第 17 回 2008/11/22-24 名古屋大学 28 分科会 160 報告 テーマ【平和の創造と科学の役割】
特別セッション「大学はどこへ行くのか？」、基調報告「平和の創造と科学の役割」
記念講演「憲法改正論の現状とその対応」特別報告「トヨタウェイと人事管理・労使関係」

第 18 回 2010/11/19-21 KKR ホテル仙台 29 分科会 160 報告
テーマ【21 世紀：人類史の転換期における科学の役割―多様性と普遍性の矛盾を考える―】
布民と科学者のタベ「気候変化問題を考える市民と科学者のタベー COP16 にのぞむ―」
基調報告「21 世紀：人類史の転換期における科学の役割―多様性と普遍性の才盾を考える―」
記念講演「科学が政治を動かす時代」、特別セッション「魯迅と仙台」「21 世紀社会論」

第 19 回 2012/9/14-16 岡山大学 29 分科会 175 報告 テーマ【持続可能な社会への変革をともに】
基調講演「持続可能な社会への変革をともに」
特別講演「原発破局への道―翼賛体制を構成した 7 つの要因と変革への道」「安全・安心な社会の構築のために―防災に何が必要か」、特別セッション「東日本大震災・復旧・復興への提言」
市民団体との交流会、エクスカーション（岡山大学、笠岡、水島）

第 20 回 2014/9/12-14 西南学院大学 30 分科会 173 報告 テーマ【持続可能な社会を目指して―地域・現場・市民から―】基調講演「福島と水俣、玄海を結ぶもの」、
特別講演「脱原発社会の創造」「核兵器と放射線被曝で脅されない世界への転機」
市民団体との交流会、エクスカーション ( 田川、有明・諫早、玄海 )

第 21 回 2016/9/2-4 龍谷大学深草学舎 30 分科会 186 報告
テーマ【科学と社会との緊張関係―現代社会が求める科学者の社会的責任―】
全体会 問題提起と総合討論：憲法 , 平和・核兵器、原発・エネルギー、地球環境・軍学共同・グローバリゼーションと市民の暮らし・日本科学者会議再構築の検討
市民向け講座、交流会、エクスカーション（安重根の遺墨と資料）

第 22 回 2018/12/7-9 琉球大学 26 分科会 128 報告 テーマ【平和で持続可能な社会を―沖縄から考える―】
全体会Ⅰ「基地のない沖縄、平和憲法と共に歩む日本を展望する」、特別講演会「沖縄に持続可能な社会を築くために」、全体会Ⅱ「若者と一緒に考えるわたしたちの社会－沖縄から考える－」、全体会Ⅲ「憲法•地位協定をめぐる課題と向き合う」、討論集会「市民•社会とともにある科学の発展に向けて」、エクスカーション（中部基地視察、石垣・西表のマングローブ・自然、伊江島の戦跡・戦後運動跡地、北部基地・辺野古視察）

第 23 回 2020/12/4-6 in 東京 オンライン形式 25 分科会 126 報告
テーマ【人間の尊厳と平和で持続可能な社会を求めて―科学者と市民の共同を探求する―】
特別報告 1「貧困・格差社会を切り拓くジェンダー平等」
特別報告 2「人為起源温室効果ガスによる地球温暖化現象と気候変動の問題について」
文化企画「平和とジェンダーのレクチャー・コンサート」
緊急集会 学術会議会員任命拒否問題について

第 24 回 2022/11/19-12/11 in 大阪 オンライン形式 32 分科会 145 報告
テーマ【新型コロナウイルス・気候危機下の科学と社会―脱炭素・脱原発・脱貧困を求めて－】
特別報告 1「戦争と平和－核兵器の開発の歴史を中心に」
特別報告 2「コロナウイルスと One Health」
特別報告 3「気候危機と人権－気候危機を回避するために」

第 25 回 2024/11/23-12/8 in 東海 完全オンライン形式 26 分科会 150 報告
テーマ【平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために―市民として科学者として今、私たちにできること―】
基調講演「人類の進化史と現代社会－現代社会は発展したが、そこには負の側面もある－」
全体集会
「科学者運動としての学際研究と市民科学－社会課題の解決と JSA の活性化の同時達成へ－」
「これまでの JSA における市民との連携の歴史―公害問題、とくにイタイイタイ病を中心に―」
「シチズンサイエンスの可能性と課題」

# 下記の団体から協賛金をいただきました。ありがとうございました。

愛知県労働組合総連合
革新・愛知の会
愛知県保険医協会
名古屋第一法律事務所

＊その他、152 名のみなさまから、53 万 4400 円にわたる募金をいただきました。おかげさまで無事終了しました.
心から感謝いたします。

日本科学者会議第 25 回総合学術研究集会予稿・報告集
The Japan Scientists' Association
Proceedings & Reports of the 25th Comprehensive Scientific Study Convention
……
2025 年 3 月 11 日発行
編集者：日本科学者会議第 25 回総合学術研究集会実行委員会
発 行：日本科学者会議
〒 113-0023 東京都文京区向丘 1-1-17 タカサキヤビル 5F
Tel：Tel: 03-5615-9032 Fax: 03-5844-6513
URL：http://www.jsa.gr.jp/

日本科学者会議第 25 回総合学術研究集会実行委員会